技能実習制度 運用要領

～　関係者の皆さまへ　～

令和７年４月

出入国在留管理庁・厚生労働省　編

技能実習制度　運用要領　　目次

第1章　技能実習制度の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第2章　技能実習制度の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　第1節　技能実習法のポイント　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　　第1　外国人技能実習機構の設立　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　　第2　技能実習計画の認定制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　　第3　実習実施者の届出制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　　第4　監理団体の許可制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　　第5　技能実習生の保護　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　　第6　二国間取決めに基づく送出国による送出機関の認定・・・・・・・・・・　4
　第2節　技能実習の実施に必要な手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　　第1　監理団体の許可の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　　第2　第1号技能実習開始までの流れ（団体監理型技能実習の場合を例示）・・　11
　　第3　第2号技能実習開始までの流れ（団体監理型技能実習の場合を例示）・・　14
　　第4　第3号技能実習開始までの流れ（団体監理型技能実習の場合を例示）・・　17
第3章　技能実習法の目的・定義等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
　第1節　技能実習法の目的（技能実習法第1条）・・・・・・・・・・・・・・・・　22
　第2節　定義（技能実習法第2条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
　第3節　基本理念（技能実習法第3条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
　第4節　国及び地方公共団体の責務（技能実習法第4条）・・・・・・・・・・・　31
　第5節　実習実施者、監理団体等の責務（技能実習法第5条）・・・・・・・・・　31
　第6節　技能実習生の責務（技能実習法第6条）・・・・・・・・・・・・・・・・　32
　第7節　基本方針（技能実習法第7条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
第4章　技能実習計画の認定等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
　第1節　技能実習計画の認定（技能実習法第8条）・・・・・・・・・・・・・・・　36
　　第1　技能実習計画の認定（技能実習法第8条第1項）・・・・・・・・・・・・　36
　　第2　技能実習計画の記載事項（技能実習法第8条第2項）・・・・・・・・・・　39
　　第3　技能実習計画の添付書類（技能実習法第8条第3項）・・・・・・・・・・　41
　　第4　監理団体の指導（技能実習法第8条第4項）・・・・・・・・・・・・・・　43
　　第5　技能実習計画の認定手数料（技能実習法第8条第5項）・・・・・・・・・　44
　第2節　技能実習計画の認定基準（技能実習法第9条）・・・・・・・・・・・・・　45
　　第1　技能実習生の本国において修得等が困難であること・・・・・・・・・・　45
　　第2　技能実習の目標に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　46
　　第3　技能実習の内容に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47

（1） 修得等をさせる技能等の基準に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・ 48
（2） 従事させる業務の基準に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
（3） 技能実習生の基準に関するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
（4） 申請者（実習実施者）の基準に関するもの ・・・・・・・・・・・・・ 68
（5） 外国の準備機関の偽変造文書の行使に関するもの・・・・・・・・・・ 69
（6） 技能実習の実施の基準に関するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
（7） 講習の基準に関するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
（8） 特定の職種・作業に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
第4 技能実習の期間に関するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
第5 前段階の技能実習における目標の達成に関するもの・・・・・・・・・・ 80
第6 修得等をした技能等の評価に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・ 81
第7 技能実習を行わせる体制に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
（1） 技能実習責任者の選任に関するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
（2） 技能実習指導員の選任に関するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
（3） 生活指導員の選任に関するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
（4） 入国後講習の施設確保に関するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
（5） 労災保険関係成立等の措置に関するもの ・・・・・・・・・・・・・・ 91
（6） 帰国旅費の負担に関するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
（7） 外国の送出機関からの取次ぎに関するもの・・・・・・・・・・・・・・ 93
（8） 人権侵害行為、偽変造文書等の行使等に関するもの・・・・・・・・・・ 94
（9） 法令違反時の報告、二重契約の禁止に関するもの・・・・・・・・・・・ 96
（10） 監理団体の改善命令に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
（11）行方不明者の発生に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
（12） 技能実習を継続して行わせる体制に関するもの・・・・・・・・・・・ 98
（13） 特定の職種・作業に関するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
第8 技能実習を行わせる事業所の設備に関するもの・・・・・・・・・・・・ 100
第9 監理団体による実習監理に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
第10 技能実習生の待遇に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
（1） 技能実習生に対する報酬の額に関するもの・・・・・・・・・・・・・・ 103
（2） 宿泊施設の確保に関するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
（3） 入国後講習への専念措置に関するもの ・・・・・・・・・・・・・・・ 108
（4） 監理費の負担禁止に関するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
（5） 技能実習生が定期に負担する費用に関するもの・・・・・・・・・・・・ 109
（6） 報酬の口座振込み等に関するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
（7） 特定の職種・作業に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
第11 優良な実習実施者に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113

（1） 技能等の修得等に係る実績に関するもの・・・・・・・・・・・・・ 116
（2） 技能実習を行わせる体制に関するもの・・・・・・・・・・・・・ 120
（3） 技能実習生の待遇に関するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・ 121
（4） 法令違反・問題の発生状況に関するもの・・・・・・・・・・・・ 122
（5） 相談・支援体制に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
（6） 地域社会との共生に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
第12 技能実習生の人数枠に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・ 126
（1） 原則的な形態に関するもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
（2） 特定の職種・作業に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
（3） 人数枠の特例措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
第13 複数の職種及び作業に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・ 134
第3節 認定の欠格事由（技能実習法第10条）・・・・・・・・・・・・・ 138
第1 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由 ・・・・・・・・ 138
第2 技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由 ・・・・・ 141
第3 申請者等の行為能力・役員等の適格性の観点からの欠格事由・・・・ 144
第4 暴力団排除の観点からの欠格事由・・・・・・・・・・・・・・・ 145
第4節 技能実習計画の変更（技能実習法第11条）・・・・・・・・・・・ 146
第5節 機構による認定の実施（技能実習法第12条）・・・・・・・・・・ 167
第6節 報告徴収等（技能実習法第13条・第14条）・・・・・・・・・・・ 167
第7節 改善命令等（技能実習法第15条）・・・・・・・・・・・・・・・ 169
第8節 認定の取消し等（技能実習法第16条）・・・・・・・・・・・・・ 170
第9節 実施の届出（技能実習法第17条・第18条）・・・・・・・・・・・ 172
第10節 技能実習実施困難時の届出等（技能実習法第19条）・・・・・・・ 173
第11節 帳簿の備付け（技能実習法第20条）・・・・・・・・・・・・・・ 177
第12節 実施状況報告（技能実習法第21条）・・・・・・・・・・・・・・ 179
第13節 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 181
第1 個人事業主が法人化する場合又は法人が個人事業主となる場合の手続等 181
第2 個人事業主が死亡した場合の手続等 ・・・・・・・・・・・・・・ 181
第3 法人の合併等をする場合の手続等・・・・・・・・・・・・・・・・ 181
第4 中断後の再開手続等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183
第5章 監理団体の許可等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 186
第1節 監理団体の許可（技能実習法第23条・第24条）・・・・・・・・・ 189
第1 監理団体の許可（技能実習法第23条第1項）・・・・・・・・・・・ 189
第2 申請書の記載事項（技能実習法第23条第2項）・・・・・・・・・・ 190
第3 申請書の添付書類（技能実習法第23条第3項・第4項）・・・・・・・ 191
第4 機構による事実関係の調査の実施（技能実習法第23条第5項・第24条） 193

第5　労働政策審議会の意見聴取（技能実習法第23条第6項）・・・・・・　194
第6　監理団体の許可手数料（技能実習法第23条第7項・第24条第5項）・　194
第2節　監理団体の許可基準（技能実習法第25条）・・・・・・・・・・・・　196
第1　法人形態に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　196
第2　監理団体の業務の実施に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・　198
（1）監査に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　199
（2）臨時監査に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　204
（3）訪問指導に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　205
（4）制度趣旨に反した方法での勧誘等に関するもの・・・・・・・・・・　207
（5）外国の送出機関との契約内容に関するもの・・・・・・・・・・・・　207
（6）外国の送出機関からの取次ぎに関するもの・・・・・・・・・・・・　208
（7）入国後講習の実施に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・　209
（8）技能実習計画の作成指導に関するもの・・・・・・・・・・・・・・　209
（9）帰国旅費の負担に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・　211
（10）人権侵害行為、偽変造文書等の行使等に関するもの・・・・・・・　213
（11）二重契約の禁止、法令違反時の報告に関するもの・・・・・・・・　214
（12）相談体制の整備等に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・　214
（13）監理団体の業務の運営に係る規程の掲示に関するもの・・・・・・　216
（14）特定の職種・作業に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・　217
第3　財産的基礎に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　218
第4　個人情報の保護に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　220
第5　外部役員及び外部監査に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・　221
第6　外国の送出機関に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・　227
第7　優良な監理団体に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・　231
（1）技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制に関するもの・　235
（2）技能等の修得等に係る実績に関するもの・・・・・・・・・・・・・　237
（3）法令違反・問題の発生状況に関するもの・・・・・・・・・・・・・　237
（4）相談・支援体制に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・　239
（5）地域社会との共生に関するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・　241
第8　監理事業を適正に遂行することができる能力を有することに関するもの・　243
（1）技能実習法等に従って監理事業を遂行できること・・・・・・・・　243
（2）中立的な事業運営ができる体制が確保されていること・・・・・・　244
（3）監理事業のための適切な体制が確保されていること・・・・・・・　245
（4）適正な事業運営の確保に関するもの・・・・・・・・・・・・・・　247
第3節　許可の欠格事由（技能実習法第26条）・・・・・・・・・・・・・　249
第1　関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由・・・・・・・・　249

第2　技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由　・・・・・・　252
第3　申請者等の行為能力・役員等の適格性の観点からの欠格事由・・・・　255
第4　暴力団排除の観点からの欠格事由・・・・・・・・・・・・・・・・　256
第4節　職業安定法の特例により監理団体等が講ずべき措置（技能実習法第27条）257
第5節　監理費（技能実習法第28条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　265
第6節　許可証（技能実習法第29条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　270
第7節　許可の条件（技能実習法第30条）・・・・・・・・・・・・・・・・・　271
第8節　許可の有効期間等（技能実習法第31条）・・・・・・・・・・・・・・　273
第9節　変更の許可等（技能実習法第32条）・・・・・・・・・・・・・・・・　277
第1　変更の許可に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　279
第2　変更の届出に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　281
第10節　技能実習実施困難時の届出等（技能実習法第33条）　・・・・・・・　287
第11節　事業の休廃止（技能実習法第34条）　・・・・・・・・・・・・・・・　291
第12節　報告徴収等（技能実習法第35条）　・・・・・・・・・・・・・・・・　293
第13節　改善命令等（技能実習法第36条）　・・・・・・・・・・・・・・・・　294
第14節　許可の取消し等（技能実習法第37条）　・・・・・・・・・・・・・・　295
第1　許可の取消し等に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　296
第2　事業停止命令に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　297
第15節　名義貸しの禁止（技能実習法第38条）　・・・・・・・・・・・・・・　298
第16節　認定計画に従った実習監理等（技能実習法第39条）　・・・・・・・　300
第17節　監理責任者の設置等（技能実習法第40条）　・・・・・・・・・・・・　301
第18節　帳簿の備付け（技能実習法第41条）　・・・・・・・・・・・・・・・　304
第19節　監査報告及び事業報告（技能実習法第42条）　・・・・・・・・・・・　309
第20節　個人情報の取扱いと秘密保持義務（技能実習法第43条・第44条）・　311
第21節　留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　312
第1　吸収合併の場合の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　312
第2　新設合併の場合の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　313
第3　吸収分割等の場合の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　314
第6章　技能実習生の保護　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　315
第1節　禁止行為（技能実習法第46条から第48条まで）　・・・・・・・・・・　315
第1　暴力、脅迫、監禁等による技能実習の強制の禁止・・・・・・・・・・　315
第2　技能実習に係る契約の不履行についての違約金等の禁止・・・・・・・　316
第3　旅券・在留カードの保管等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・　318
第2節　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対する申告（技能実習法第49条）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　319
第7章　補則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　321

第1節　指導及び助言等(技能実習法第50条)・・・・・・・・・・・・・・・・　322
第2節　連絡調整等(技能実習法第51条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・　324
第3節　技能実習評価試験(技能実習法第52条)・・・・・・・・・・・・・・　326
第4節　事業所管大臣への要請及び事業協議会(技能実習法第53条・第54条)　327
第5節　他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等(技能実習法第55条)328
第6節　地域協議会(技能実習法第56条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・　329
第8章　養成講習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　331
第1節　養成講習機関の要件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　331
第2節　手続関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　332
第3節　養成講習の内容等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　335
第4節　養成講習の適正な実施等について・・・・・・・・・・・・・・・・・　340
第5節　養成講習の科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　341
第6節　養成講習において配付する資料(テキスト)・・・・・・・・・・・・・　345
第7節　養成講習における理解度テスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　347
第8節　オンラインの非対面方式で講習を実施する場合の要件について・・・・　348
第9章　違法行為の防止・摘発及び違法行為に対する行政処分・・・・・・・・　350
第1節　実習実施者、監理団体等への指導・助言・・・・・・・・・・・・・・　350
第2節　機構による実地検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　350
第3節　実習実施者に対する指導監督・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　351
第4節　監理団体に対する指導監督・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　352
第5節　人身取引事案への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　353
第10章　罰則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　355

別紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　359
①－1　技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針
①－2　監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、求人等に関する情報の的確な表示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針
②－1　技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表(企業単独型)
②－2　技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表(団体監理型)
③　監理団体の許可申請の添付書類一覧
④　移行対象職種・作業の一覧(コード番号付き)
⑤　監理団体の業務の運営に関する規程例
⑥　個人情報適正管理規程例
⑦　省令様式
⑧　参考様式

（制定履歴）

・ 平成 29 年4月7日　公表
・ 平成 29 年6月1日　一部改正
・ 平成 29 年7月 14 日　一部改正
・ 平成 29 年 12 月7日　一部改正
・ 平成 30 年6月8日　一部改正
・ 平成 31 年4月1日　一部改正
・ 令和元年6月 10 日　一部改正
・ 令和2年4月3日　一部改正
・ 令和3年4月1日　一部改正
・ 令和3年8月1日　一部改正
・ 令和4年1月 26 日　一部改正
・ 令和4年2月 18 日　一部改正
・ 令和4年4月1日　一部改正
・ 令和4年8月 16 日　一部改正
・ 令和4年 10 月1日　一部改正
・ 令和5年4月1日　一部改正
・ 令和6年4月11日　一部改正
・ 令和6年11月1日　一部改正
・ 令和7年4月1日　一部改正

<本運用要領の目的>

この「技能実習制度運用要領」は、平成 28 年 11 月 28 日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」又は「法」という。）が公布され、技能実習制度が大きく改正されたことに伴い、技能実習制度の運営に必要な法律・規則（法務省・厚生労働省令）等の解釈を示すとともに、用語の解説や制度運用上の留意事項を明らかにするものです。

これにより、関係者（法務省、出入国在留管理庁、厚生労働省、外国人技能実習機構、監理団体、実習実施者、技能実習生等）が共通の認識を持ち、制度の円滑な運用が図られることを期待しております。

なお、本運用要領のほか、外国人技能実習機構のホームページにおいて、技能実習制度の改正（運用の取り扱いの変更を含む）や新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた留意点等の情報を随時掲載しておりますので、ご確認いただきますようお願い致します（https://www.otit.go.jp/：外国人技能実習機構）。

第1章　技能実習制度の趣旨

技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、その開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度であり、これまでは「出入国管理及び難民認定法」（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）とその省令を根拠法令として実施されてきたものですが、平成28年の技能実習制度の見直しに伴い、新たに技能実習法とその関連法令が制定され、入管法令で規定されていた多くの部分が、この技能実習法令で規定されることになりました。

ただし、制度の趣旨は以前と変わりがなく、その趣旨をより徹底するために、基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（法第3条第2項）と明記されています。なお、技能実習生は労働者として、日本人労働者と同様に労働関係法令の適用を受け、保護されています。

第2章　技能実習制度の概要

第1節　技能実習法のポイント

平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布された技能実習法は、それまで入管法令によって、在留資格「技能実習」に係る要件等とされていた種々の規定を取りまとめ、さらに制度の抜本的な見直しを行って、新たに技能実習制度の基本法として制定されたものです。

技能実習法に基づく技能実習制度においても、これまでと同様に、企業単独型技能実習と団体監理型技能実習の2つの形態の技能実習が認められますが、主な内容は次のとおりです。

第1　外国人技能実習機構の設立

技能実習法に基づき外国人技能実習機構（以下「機構」という。）が設立されました。機構は、後述する技能実習計画の認定、実習実施者の届出の受理、監理団体の許可申請の受理等を始め、実習実施者や監理団体に対する指導監督（実地検査・報告徴収）や、技能実習生からの申告・相談に応じるなど、技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務を行っています。

機構は、東京に本部事務所を置くほか、全国で13か所（札幌、仙台、水戸、東京※、長野、富山、名古屋、大阪、広島、高松、松山、福岡、熊本）の地方事務所・支所において業務を行っています。

※　東京には、本部事務所とは別に、地方事務所も開設

第2　技能実習計画の認定制

旧制度においては、法務省令で技能実習計画書の作成、提出を規定しており、監理団体が技能実習計画を作成し、個々の技能実習生の在留資格認定証明書交付申請等の手続の中で、地方入国管理局が確認していましたが、技能実習計画としての認定を行っているものではありませんでした。

現行制度においてはこれを改め、技能実習を行わせようとする者（実習実施者）は、技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることとされ、技能実習計画に記載しなければならない事項や申請の際の添付書類が、技能実習法及びその関連法令で規定されています。

ただし、認定を受けた場合であっても、その後、認定の基準を満たさなくなった場合や、認定計画のとおりに技能実習が行われていない場合等には、実習認定の取消しが行われることになりますので、常に法令等の基準を満たして技能実習を適正に行わせる必要があります。

また、技能実習計画は、技能実習生ごとに、第1号、第2号及び第3号の区分を設けて認定を受けることとされており、特に第3号技能実習計画に関しては、実習実施者が、「技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること」（法第9条第10号）が認定の基準となります。第2号技能実習及び第3号技能実習を行うためには移行対象職種・作業であることが必要です（P47参照）。

なお、複数職種・作業による技能実習（P132参照）、複数法人による技能実習（P36参照）が可能となっています。

認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課に行います。

第3　実習実施者の届出制

旧制度においては、実習実施機関に求められる事項等を法務省令で規定しており、個々の技能実習生の在留資格認定証明書交付申請等の手続の中で、地方入国管理局が確認していましたが、実習実施機関として届出を行うことは求められていませんでした。

現行制度においてはこれを改め、技能実習法により、実習実施者が技能実習を開始したときには、遅滞なく届け出なければならないこととされました。

この届出は、機構の地方事務所・支所の認定課に行います。

第4　監理団体の許可制

旧制度においては、法務省令で監理団体の要件等を規定しており、個々の技能実習生の在留資格認定証明書交付申請等の手続の中で、地方入国管理局が確認していましたが、監理団体としての許可を行っているものではありませんでした。

現行制度においてはこれを改め、監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされ、監理団体として満たさなければならない要件が、技能実習法及びその関連法令で規定されています。

ただし、許可を受けた場合であっても、その後、許可の基準を満たさなくなった場合には、監理事業の全部又は一部の停止や、監理事業の許可の取消しが行われることになりますので、常に法令等の基準を満たして監理事業を適正に行う必要があります。

なお、監理団体の許可には、一般監理事業の許可と特定監理事業の許可の2区分があり、一般監理事業の許可を受ければ第1号から第3号までの全ての段階の技能実習に係る監理事業を行うことができ、特定監理事業の許可を受ければ第1号技能実習及び第2号技能実習に係る監理事業を行うことができます。

この許可申請は、機構の本部事務所の審査課に行います。最終的な許否の

判断は主務大臣が行います。

第5　技能実習生の保護

現行制度では、技能実習生の保護のため、技能実習の強制、違約金設定、旅券又は在留カードの保管等に対する禁止規定を法律に定めるほか、これに違反した場合の罰則に関する規定を定めています。

また、実習実施者又は監理団体の法令違反があった場合に、技能実習生が当該事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に通報・申告することができることとし、技能実習生からの相談に応じる体制を整備しています。

さらに、人権侵害行為を受けた技能実習生が引き続き技能実習を継続することができるよう、機構において転籍を支援する体制も整備することとしています。

第6　二国間取決めに基づく送出国による送出機関の認定

1　送出機関の定義

旧制度では、技能実習生の募集・選抜を行う機関、技能実習生を推薦する機関、渡航前に事前講習を行う機関など、本邦外において、技能実習の準備に関与する外国の機関を総じて、「送出し機関」としていましたが、 新制度では、監理団体に対して求職の申込みを取り次ぐか否かで、「外国の送出機関」と「外国の準備機関」の2つに分けられています。

外国の送出機関は、技能実習生が国籍又は住所を有する国又は地域の所属機関や団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを本邦の監理団体に取り次ぐ者をいいます。

他方、外国の準備機関とは、技能実習生になろうとする者の外国における準備に関与する外国の機関をいい、例えば、外国で技能実習生になろうとする者が所属していた会社や、技能実習生になろうとする者を広く対象とするような日本語学校を経営する法人、旅券や査証の取得代行手続を行う者などが含まれます。

なお、外国の送出機関のうち、認定申請を行おうとする技能実習計画に係る技能実習生の求職の申込みを実際に監理団体に取り次ぐ送出機関を「取次送出機関」といいます。

2　送出機関の適正化

技能実習生の選抜には、現地の事情に精通している送出機関が重要な役割を担っていますが、その一方で、これまで、失踪防止等を名目として、技能実習生本人やその家族等から保証金の徴収等をしている不適正な送出機関や、制度の趣旨・目的を理解せず、技能実習を単なる出稼ぎと捉えて来日す

る技能実習生の存在が指摘されているところであり、技能実習制度の適正な運用のためには、送出機関の規制強化等の適正化を図ることが求められています。

このような状況を受け、技能実習法に基づく新制度では、監理団体の許可に当たって、技能実習生になろうとする者からの求職の申込みを取り次ぐ外国の送出機関について、規則第25条で定められる要件に適合することを求めることとし、送出機関の規制強化を図りました。

3 二国間取決めに基づく送出国による送出機関の認定

外国にその事業所が所在する送出機関については、外国に所在するため日本ではその適否を確認しきれないという問題があります。

旧制度においては、監理団体の許可制がないのと同様に、送出機関についても適正なものをあらかじめ選別するような公的な仕組みはありませんでしたが、現行制度においては、我が国政府と送出国政府との間で二国間取決めを順次作成することとし、各送出国政府において自国の送出機関の適格性を個別に審査し、適正なもののみを認定する仕組みを構築することとしています。なお、認定された送出機関名については、機構のホームページ（以下「HP」という。）に国ごとに掲載しています。

当該送出国との間で二国間取決めが作成され、当該取決めに基づく制度に移行するまでの間は、送出国政府の公的機関からの推薦状が必要とされるなど規則第25条で定められる要件を満たしていることが必要となります。また、当該取決めに基づく制度に移行した後からは、送出国政府が認定した機関を除いて、当該送出国からの送り出しが認められなくなります。

第2節　技能実習の実施に必要な手続の流れ

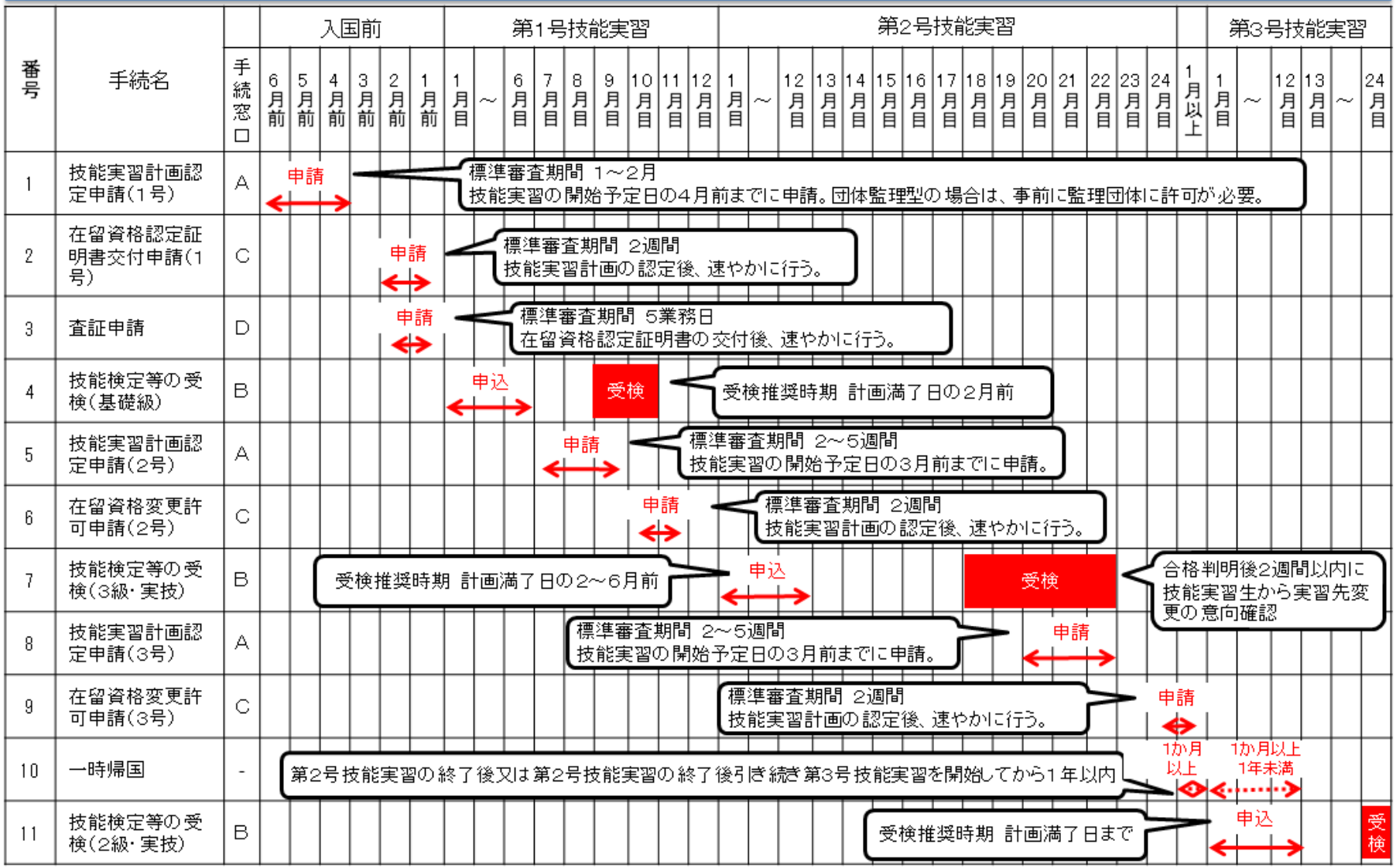
団体監理型技能実習を行う場合は、監理団体の実習監理を受ける必要があり、監理団体が監理事業の許可を得ている必要があります（参照：本節第1　監理団体の許可の流れ）。

技能実習の実施に必要な手続の流れ（第1号技能実習から第3号技能実習まで在留を継続したまま技能実習を行わせる場合）は次表のとおりです。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、別途通知を発出している場合があります。手続等を行う前に適宜、機構の HP をご参照ください。
機構 HP：https://www.otit.go.jp/CoV2/

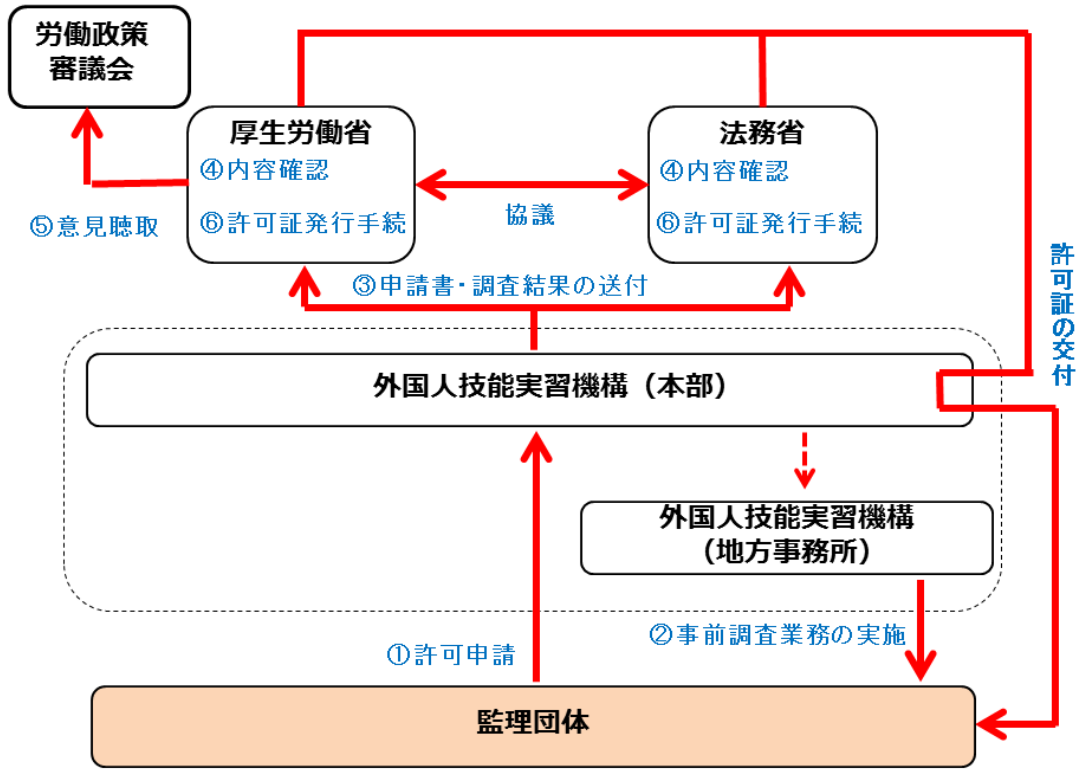
※ 技能検定等の受検ができないために在留期間の満了日までに次段階の技能実習へ移行できない場合は、技能実習生の住居地を管轄する地方出入国在留管理局にご相談ください。

技能実習の実施に必要な手続の流れ



(注1) 手続窓口　A 機構地方事務所 ／ B 機構本部 ／ C 地方出入国在留管理局 ／ D 在外日本国公館
(注2) 審査期間は、問題がない案件(提出書類の不備や申請内容の確認を要しないもの)についての標準的な期間を示したものであり、期間が前後することもある。
(注3) 技能検定等の受検申込は、機構本部に対して行うが、受検については各試験機関からの案内に従って行う。
(注4) 上記の流れは、1号から3号まで在留を継続したまま技能実習を行わせる一般的な場合のものであり、新規入国が伴う場合には1号の場合と同様に2及び3の手続が必要となる。

第1　監理団体の許可の流れ



①　許可申請

技能実習の実習監理を行うためには、監理団体が監理事業の許可を得ている必要があります。監理事業の許可の申請は、機構の本部事務所の審査課で受け付けています（機構の本部への郵送による方法、又は機構本部窓口への持参による方法で申請を受け付けます。）。

技能実習生と実習実施者との間の雇用関係の成立のあっせんを含む実習監理を行う予定の3か月前までに申請を行うことが推奨されます。

②　事前調査の実施

申請書類の内容を確認するために、機構が調査を行います。

③　申請書･調査結果の送付

機構から、法務省及び厚生労働省に対し、申請書と調査結果を送付します。

④　内容確認

機構の調査結果をもとに、法務省及び厚生労働省において内容を確認します。

⑤ 労働政策審議会への意見聴取

厚生労働省は、監理団体の許可について、労働政策審議会への意見聴取を行います。

⑥ 許可証の発行

②から⑤までの手続を経て、監理団体の許可が決定されて許可証が発行されます。法務大臣及び厚生労働大臣名による許可証が機構を介して、申請者（監理団体）に交付されます。

⑦ 許可後の報告、届出事項等

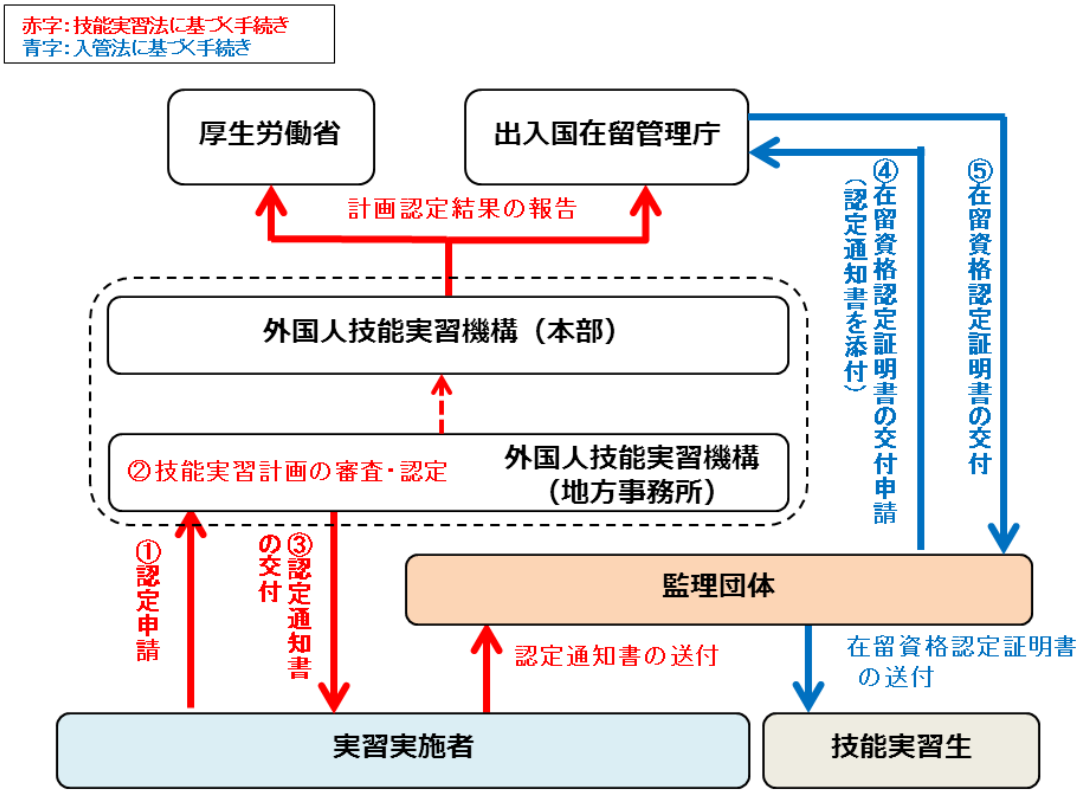
監理団体は、許可を受け、実習監理を開始した後も、技能実習法で定められた報告、届出の手続を定められた様式に従って行う必要があります。その手続は次表のとおりです。

表「届出・報告一覧（監理団体）」

届出・報告一覧（監理団体）

番号	様式	届出先	期限	方法・通数	備考（該当事例・留意点）
1	技能実習実施困難時届出書（省令様式第18号）	実習実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の認定課	届出事由発生後遅滞なく	・持参又は郵送（対面で配達され、受領の際、押印又は署名を行うもので信書を送ることができる方式に限る。） ・正本1通（5番を除く） ・正本1通、副本2通（5番のみ）	実習監理する実習実施者について、実習認定の取消し、倒産等の経営上・事業上の理由があった場合、技能実習生について、病気や怪我、実習意欲の喪失・ホームシック、行方不明があった場合など技能実習を行わせることが困難となった場合に届出が必要。また、技能実習生が途中帰国する場合には、帰国することが決まった時点で帰国前の届出が必要。 ※第5章第10節技能実習実施困難時の届出等（P287）を参照。
2	監査報告書（省令様式第22号）	監査対象実習実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の指導課	監査実施日から2か月以内（臨時監査の一部事案は2週間以内）		監理団体は3か月に1度以上の頻度で（実習実施者に実習認定の取消し事由に該当する行為があったときは直ちに）実習実施者に対し監査を省令で定められた方法で行い、その結果を2ヶ月以内に報告するもの。なお、技能実習生に対する暴行等の人権侵害行為が疑われた事案は臨時監査実施後2週間以内の報告が必要。 ※第5章第19節監査報告及び事業報告（P309）及び第5章第2節第2（2）臨時監査に関するもの（ P204）を参照。
3	許可取消し事由該当事実に係る報告書（ 参考様式第3－3号）	監理団体の住所地を管轄する地方事務所・支所の指導課	報告事由発生後直ちに		許可の取消し事由（法第37条第1項各号）に該当する場合に報告が必要。 ※第5章第2節第2（11）二重契約の禁止、法令違反時の報告に関するもの（P214）を参照。
4	変更届出書（省令様式第17号）	本部事務所の審査課	変更事由発生後1か月以内		監理団体許可申請書の記載事項について変更が生じた場合に変更の届出が必要。なお、変更が許可証の記載事項に該当する場合は、5番の届出及び申請が必要。 ※第5章第9節第2変更の届出に関する事項（P281）を参照。
5	変更届出書及び許可証書換申請書（省令様式第17号）		変更事由発生後1か月以内		4番に該当する場合で、その変更が許可証の記載事項にも該当する場合には、この 変更届出書及び許可証書換申請書 が必要。
6	事業廃止届出書（省令様式第19号）		廃止予定の1か月前		監理事業を廃止したときは、監理事業を行う全ての事業所に係る許可証の返納が必要。 監理事業を休止した場合には、許可証の返納は必要ないが、事業所には掲示せず、亡失・滅失等のないように保管。 ※第5章第11節事業の休廃止（P291）を参照。
7	事業休止届出書（省令様式第19号）		休止予定日の1か月前		
8	事業再開届出書（参考様式第3－2号）		再開予定日の1か月前		7番の届出書を提出したものについて再開する場合に届出が必要。
9	事業報告書（省令様式第23号）		毎年4月から5月末日まで		監理事業を行う事業所ごとに作成する。なお、許可区分が一般監理事業の場合は、優良要件適合申告書（参考様式第2－14号）の添付が必要。 ※第5章第19節監査報告及び事業報告（P309）を参照。

第2　第1号技能実習開始までの流れ（団体監理型技能実習の場合を例示）



①　技能実習計画の認定申請

認定申請は、技能実習開始予定日の**6か月前から可能**です。また、原則として、開始予定日の**4か月前まで**に申請を行うことが必要です。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています（機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構の地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。なお、郵送の場合、機構に到着した日が申請日となります。）。

申請は、定められた様式によって行う必要があり、記載内容を確認するための添付書類等の提出も同時に必要となります。

※ 技能実習開始予定日の4か月前を過ぎてからの申請については、技能実習の開始が予定日を超過してしまう可能性があります。申請は余裕をもったスケジュールで行ってください。

②　技能実習計画の審査・認定

申請された技能実習計画については、技能実習法に基づく基準に照らして審査が行われます。

③ 認定通知書の交付

認定の決定がされた場合は、機構から通知書が交付されます。不認定の決定がされた場合も同様に通知書が交付されます。

※ 技能実習生が入国するためには、地方出入国在留管理局から在留資格認定証明書の交付を受けなければなりません。技能実習計画の認定通知書は在留資格認定証明書交付申請に必要となります。以下④・⑤は入管法の手続になります。

④ 在留資格認定証明書の交付申請

第1号の技能実習計画の認定通知書を添付書類として、地方出入国在留管理局に在留資格認定証明書の交付申請を行います。具体的な手続については、出入国在留管理庁のHP等を御参照ください。

※令和7年3月以降、国において、中長期間在留しようとする者に対して、結核を発病していないことの証明を求める「入国前結核スクリーニング」を順次実施することに伴い、対象国からの技能実習生の受入れに当たっては在留資格認定証明書交付申請時に結核非発病証明書が必要となります。入国前結核スクリーニングの詳細については厚生労働省の HP を御参照ください。

厚生労働省 HP：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou03/index_00006.html

出入国在留管理庁 HP：
https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html

⑤ 在留資格認定証明書の交付

地方出入国在留管理局から在留資格認定証明書の交付を受けた監理団体は技能実習生に対して当該在留資格認定証明書を送付します。技能実習生は、在外日本国公館において査証を取得した上、当該在留資格認定証明書を入国の際に提示することにより、在留資格「技能実習」により入国することが可能となります。

⑥ 認定後の報告、届出事項等

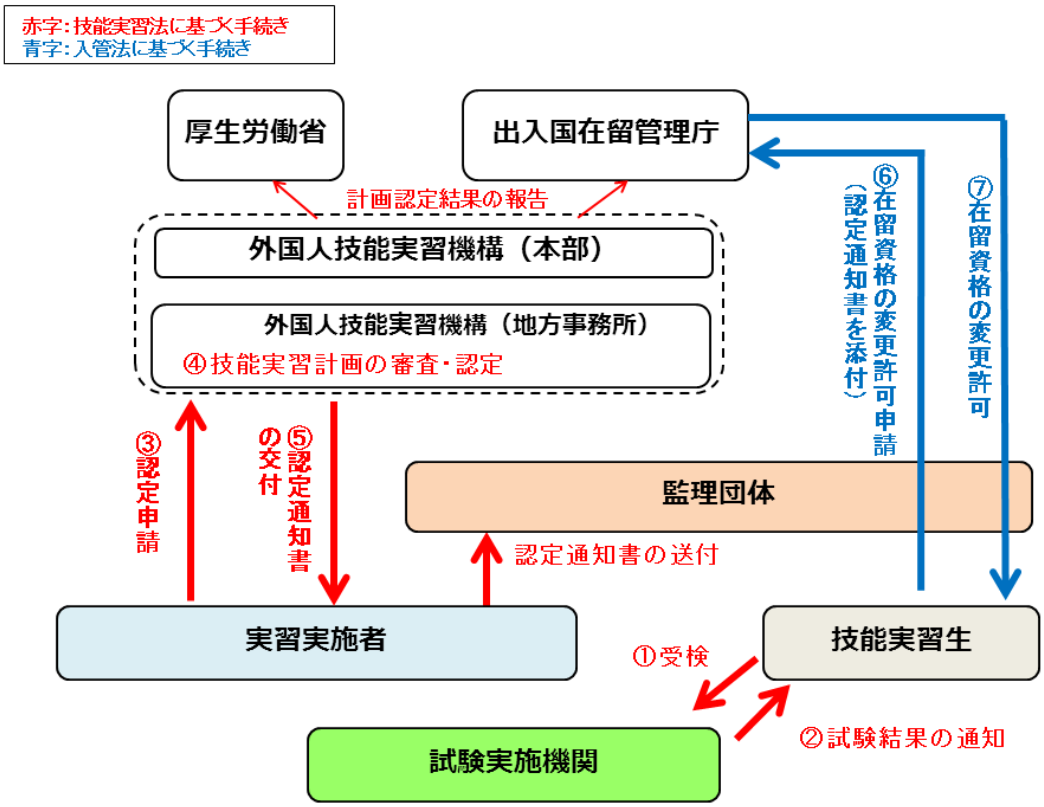
実習実施者は、技能実習計画に認定を受け、技能実習生を受け入れた後も、技能実習法で定められた報告、届出の手続を、定められた様式に従って行う必要があります。その手続は次表のとおりです。

表「届出・報告一覧（実習実施者）」

届出・報告一覧（実習実施者）

番号	様式	届出先	期限	方法・通数	備考（該当事例・留意点）
1	技能実習計画軽微変更届出書（省令様式第3号）	実習実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の認定課	変更事由発生後1か月以内	・持参又は郵送（対面で配達され、受領の際、押印又は署名を行うもので信書を送ることができる方式に限る。） ・正本1通	軽微な変更に当たる場合に届出が必要。なお、重要な変更の場合には技能実習計画変更認定の申請が必要。 ※第4章第4節技能実習計画の変更（P146）を参照。
2	実習実施者届出書（省令様式第7号）		技能実習開始後遅滞なく		初めて技能実習生を受け入れて技能実習を行わせた場合の1回のみに提出が必要。既に実習実施者届出受理書（省令様式第8号）を機構から受け取っている場合は届出不要。 ※第4章第9節実施の届出（P172）を参照。
3	技能実習実施困難時届出書（省令様式第9号） ※企業単独型のみ。なお、団体監理型の場合は、実習実施者から監理団体へ遅滞なく通知することが必要。		届出事由発生後遅滞なく		実習実施者について、実習認定の取消し、倒産等の経営上・事業上の理由があった場合、技能実習生について、病気や怪我、実習意欲の喪失・ホームシック、行方不明があった場合など技能実習を行わせることが困難となった場合に届出が必要。また、技能実習生が途中帰国する場合には、帰国することが決まった時点で帰国前の届出が必要。 ※第4章第10節技能実習実施困難時の届出等（P173）を参照。
4	実習認定取消し事由該当事実に係る報告書（参考様式第3－1号） ※企業単独型のみ。なお、団体監理型の場合は、実習実施者から監理団体へ直ちに報告することが必要。	実習実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の指導課	報告事由発生後直ちに		実習認定の取消し事由（法第16条第1項各号）に該当する場合に報告が必要。 ※第4章第2節第7（9）法令違反時の報告、二重契約の禁止に関するもの（P96）を参照。
5	実施状況報告書（省令様式第10号）	実習実施者の住所地を管轄する地方事務所・支所の認定課	毎年4月から5月末日まで		報告事項とされている行方不明者率が20%以上かつ3人以上の実習実施者については、管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に対し、行方不明者の多発を防止するための実効性のある対策を講じていることについて、理由書（様式自由）の提出が必要。 ※第4章第12節実施状況報告（P179）を参照。

第3　第2号技能実習開始までの流れ（団体監理型技能実習の場合を例示）



①　受検

第2号技能実習を行うためには、第1号技能実習で設定した目標（基礎級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の合格）の達成が必要です。

第1号技能実習の修了後、速やかに第2号技能実習を開始する場合は、**第1号技能実習が修了する2か月前までには受検をすることが推奨されます**。なお、第1号技能実習の期間中の再受検は、1回に限り認められます。

②　試験結果の通知

試験実施機関から試験結果の通知を受けた技能実習生は、合否結果を実習実施者に伝達することが必要です（技能実習生が機構への合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けた場合には、試験実施機関から、別途機構へ直接合否結果が通知され、計画認定審査に反映されます。同意をせず、機構による受検手続の支援を受けない場合には、技能実習生から実習実施者を通じて機構へ合否結果を提出する必要がありますが、この場合には認定審査のスケジュールに支障を来す可能性があることに留意が必要です。受検手続の支援の詳細は、機構のH

P等により周知しています。)。

③ 技能実習計画の認定申請

認定申請は、技能実習開始予定日の**6か月前から可能**です。また、原則として、技能検定又は技能評価試験(以下「技能検定等」という。)の合否が判明し、必要書類を揃えた上で、実習開始予定日の**3か月前まで**に申請を行うことが必要です。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています(機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構の地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。なお、郵送の場合、機構に到着した日が申請日となります。)。

ただし、実習開始予定日の3か月前を経過してもなお、技能検定等の日程が決まらない場合や、合格が確認できない場合には、技能検定等の合否結果に関する資料を追完することとして同資料を添付せずに申請することは差し支えありません(なお、②において、合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けている場合には、試験実施機関から機構へ直接合否結果が通知されるため、追完の必要はありません。)。

※ 在留期間の満了日の3か月前を過ぎてからの申請については、在留期間の満了日までに「技能実習2号」への在留資格変更許可を受けることが困難となる可能性があります。在留期間の満了日までに第2号技能実習の計画認定を受けることができた場合であって、かつ、在留期間の満了日までに「技能実習2号」への在留資格変更許可申請を行うことができた場合にあっては、特例措置により申請の許否が判明するまで一定期間日本に滞在することは認められますが、第1号技能実習計画は既に終了していることから、技能実習生として技能実習に従事することはできない点に注意が必要です。受検と申請は余裕をもったスケジュールで行ってください。

④ 技能実習計画の審査・認定

第1号技能実習と同様に、申請された技能実習計画については、技能実習法に基づく基準に照らして審査が行われます。

⑤ 認定通知書の交付

認定の決定をした場合は、機構から通知書が交付されます。不認定の決定がされた場合も同様に通知書が交付されます。

※ 技能実習生が引き続き在留するためには、在留資格を変更しなければなりません。技能実習計画の認定通知書は在留資格変更許可申請に必要となります。以下⑥・⑦は入管法の手続になります。

⑥ 在留資格の変更許可申請

第2号技能実習の技能実習計画の認定通知書を添付書類として、地方出入国在留管理局に在留資格変更許可申請を行います。具体的な手続については、出入国在留管理庁のHP等を御参照ください。

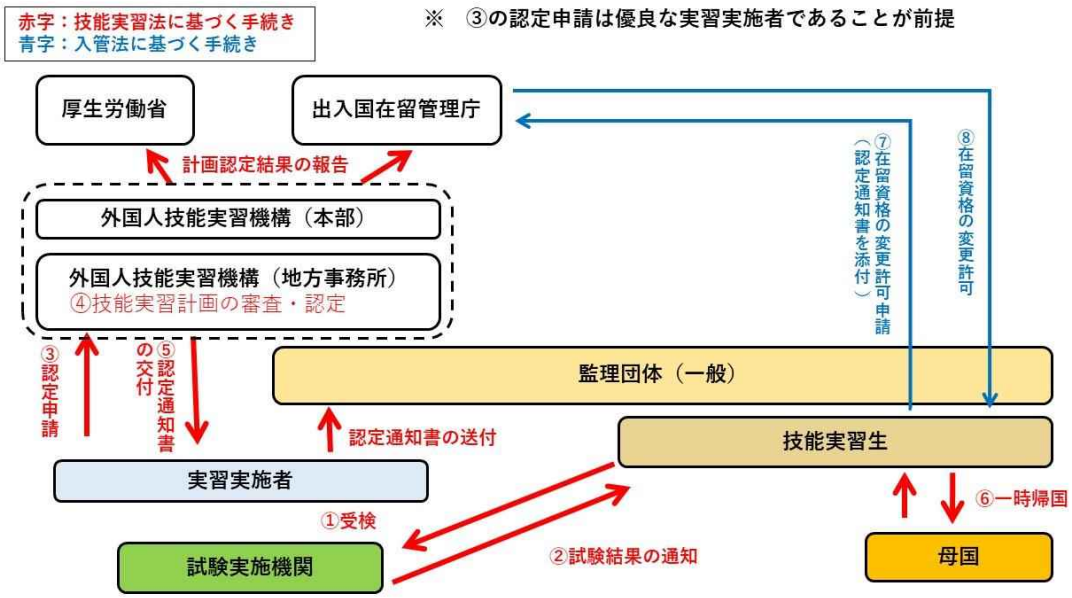
⑦ 在留資格の変更許可

地方出入国在留管理局から在留資格変更の許可がされた後に、第2号技能実習生として引き続き在留することが可能となります。

※ 第2号技能実習を良好に修了しており、従事しようとする業務において要する技能と第2号技能実習の職種・作業で修得した技能に関連性があると認められる場合にあっては、在留資格「特定技能1号」として在留するために必要とされる技能水準及び日本語能力水準に係る試験又はその他の評価方法による証明は免除されます。そのため、他の要件を満たせば、特定産業分野（14分野）において、在留資格「特定技能1号」として、引き続き在留を継続すること又は帰国後に改めて同在留資格により入国することが可能です（技能実習の職種・作業によって異なります。所定の手続が必要です。）。

（「特定技能1号」として在留するための手続や要件など「特定技能制度」の詳細はこちらhttps://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw//nyuukokukanri01_00127.html）

第4　第3号技能実習開始までの流れ（団体監理型技能実習の場合を例示）



①　受検

第3号技能実習を行うためには、第2号技能実習で設定した目標（3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格）の達成が必要です。

第2号技能実習の終了後、1か月以上の帰国期間の後、速やかに第3号技能実習を開始する場合は、**第2号技能実習が修了する2か月前までには受検をすることが推奨されます**。なお、第2号技能実習の期間中の再受検は、1回に限り認められます。

②　試験結果の通知

試験実施機関から試験結果の通知を受けた技能実習生は、合否結果を実習実施者に伝達することが必要です（技能実習生が機構への合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けた場合には、試験実施機関から、別途機構へ直接合否結果が通知され、計画認定審査に反映されます。同意をせず、機構による受検手続の支援を受けない場合には、技能実習生から実習実施者を通じて機構へ合否結果を提出する必要がありますが、この場合には認定審査のスケジュールに支障を来す可能性があることに留意が必要です。受検手続の支援の詳細は、機構のHP等により周知しています。）。

③　技能実習計画の認定申請

認定申請は、技能実習開始予定日の**6か月前から可能**です。また、原則として、

技能検定等の合否が判明し、必要書類を揃えた上で、実習開始予定日の**4か月前まで**（第2号技能実習の終了後、1か月以上の帰国期間の後、速やかに第3号技能実習を開始する場合は、第2号技能実習を修了する予定の**3か月前まで**）に申請を行うことが必要です。認定申請は、機構の地方事務所・支所の認定課で受け付けています（機構の地方事務所・支所への郵送による方法、又は機構地方事務所・支所窓口への持参による方法で申請を受け付けます。なお、郵送の場合、機構に到着した日が申請日となります。）。

ただし、実習開始予定日の3か月前を経過してもなお、技能検定等の日程が決まらない場合や、合格が確認できない場合には、技能検定等の合否結果に関する資料を追完することとして同資料を添付せずに申請することは差し支えありません（なお、②において、合否結果の提供に同意をし、機構による受検手続の支援を受けている場合には、試験実施機関から機構へ直接合否結果が通知されるため、追完の必要はありません。）。

※　在留期間の満了日の3か月前を過ぎてからの申請については、第2号技能実習の修了後、1か月以上の帰国の後、速やかに「技能実習3号」への在留資格変更許可を受けることが困難となる可能性があります。在留期間の満了日までに第3号技能実習の計画認定を受けることができた場合であって、かつ、在留期間の満了日までに「技能実習3号」への在留資格変更許可申請を行うことができた場合にあっては、特例措置により申請の許否が判明するまでの一定期間日本に滞在することは認められますが、技能実習生として技能実習に従事することはできない点に注意が必要です。受検と申請は余裕をもったスケジュールで行ってください。

※　第3号技能実習については、実習実施者を変更すること（転籍）が可能です。認定申請は第3号技能実習を行う実習実施者が行う必要があります。

④ 技能実習計画の審査・認定

第1号技能実習・第2号技能実習と同様に、申請された技能実習計画については、技能実習法に基づく基準に照らして審査が行われます。

※　第3号技能実習を行うためには、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たす優良な実習実施者（P111参照）であることが必要です。

⑤ 認定通知書の交付

認定の決定をした場合は、機構から通知書が交付されます。不認定の決定がされた場合も同様に通知書が交付されます。

⑥ 一時帰国

技能実習生は、第2号技能実習の終了後、第3号技能実習を開始するまでの間又は第3号技能実習開始後1年以内に、技能実習生は**必ず1か月以上の一時帰国をしなければなりません**。

※ 技能実習生が引き続き在留するためには、在留資格を変更しなければなりません。

技能実習計画の認定通知書は在留資格変更許可申請に必要となります。以下⑦・⑧は入管法の手続になります。

⑦ 在留資格の変更許可申請

第3号技能実習の技能実習計画の認定通知書を添付書類として、地方出入国在留管理局に在留資格変更許可申請を行います。具体的な手続については、出入国在留管理庁のHP等を御参照ください。

⑧ 在留資格の変更許可

地方出入国在留管理局から在留資格変更の許可がされた後に、第3号技能実習生として引き続き在留することが可能となります。

※ 上記の流れは、1号から3号まで本邦における在留資格を継続したまま技能実習を行わせる場合のものであり、一時帰国の期間が長いなどの理由により、技能実習生が在留資格を失った後に第3号技能実習生として新規入国をする場合には、第1号技能実習の場合と同様に、在留資格認定証明書の交付申請を行い、在留資格認定証明書の交付を受けた後に上陸する手続が必要となります。

※ 第3号技能実習を修了するまでに、第3号技能実習で設定した目標（2級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格）の達成に向けて受検しなければなりません。

※ 第2号技能実習を良好に修了しており、従事しようとする業務において要する技能と第2号技能実習の職種・作業で修得した技能に関連性があると認められる場合（注）にあっては、在留資格「特定技能1号」として在留するために必要とされる技能水準及び日本語能力水準に係る試験又はその他の評価方法による証明は免除されます。そのため、他の要件を満たせば、特定産業分野（14分野）において、在留資格「特定技能1号」として、引き続き在留を継続すること又は帰国後に改めて同在留資格により入国することが可能です（技能実習の職種・作業によって異なります。所定の手続が必要です。）。

（「特定技能1号」として在留するための手続や要件など「特定技能制度」の詳細は

こちらhttps://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw//nyuukokukanri01_00127.html）

（注）第3号技能実習を修了している者を含みます。

第3章　技能実習法の目的・定義等

○　技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図り、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進するという技能実習制度の目的が規定されています（法第1条）。

○　技能実習法における用語の定義が規定されています（法第2条）。

○　技能実習は、労働力不足を補うための手段として行われてはならない旨の基本理念が定められています（法第3条）。

○　国は、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的・効果的に推進すること、地方公共団体は地域の実情に応じて必要な施策を推進することとされています（法第4条）。

○　実習実施者は、技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、技能実習を行わせる環境の整備に努め、国や地方公共団体が講ずる施策に協力すること、監理団体は、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであると自覚し、実習監理の責任を適切に果たし、国や地方公共団体が講ずる施策に協力することとされています（法第5条）。

○　技能実習生は、技能実習に専念して技能等の修得等をし、本国への技能等の移転に努めなければなりません（法第6条）。

○　技能実習制度の適切な運営のための基本方針を定めることが規定されています（法第7条）。

第1節　技能実習法の目的（技能実習法第1条）

【関係規定】

法第1条　この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。次条及び第四十八条第一項において「入管法」という。）その他の出入国に関する法令及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の労働に関する法令と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力を推進することを目的とする。

○　第1条では、技能実習法の目的として、

・　「技能実習の適正な実施」

・　「技能実習生の保護」

を図ることにより、「人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力」を推進することと規定しています。

○　併せて、

・　技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにすること

・　技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること

・　他法令（入管法令、労働関係法令）と相まって法目的が達成されるべきこと

についても規定しています。

第2節　定義（技能実習法第2条）

【関係規定】

（定義）

法第2条　この法律において「技能実習」とは、企業単独型技能実習及び団体監理型技能実習をいい、「技能実習生」とは、企業単独型技能実習生及び団体監理型技能実習生をいう。

2　この法律において「企業単独型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

一　第一号企業単独型技能実習（本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人（入管法第二条第二号に規定する外国人をいう。以下同じ。）又は本邦の公私の機関と主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人が、技能等を修得するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限る。）をもって、これらの本邦の公私の機関により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。以下同じ。）

二　第二号企業単独型技能実習（第一号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に習熟するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限る。）をもって、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。）

三　第三号企業単独型技能実習（第二号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に熟達するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号イに係るものに限る。）をもって、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。）

3　この法律において「企業単独型技能実習生」とは、次に掲げるものをいう。

一　第一号企業単独型技能実習生（第一号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）

二　第二号企業単独型技能実習生（第二号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）

三　第三号企業単独型技能実習生（第三号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）

4　この法律において「団体監理型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

一　第一号団体監理型技能実習（外国人が、技能等を修得するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに係るものに限る。）をもって、本邦の営利を目的としない法人により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。以下同じ。）

二　第二号団体監理型技能実習（第一号団体監理型技能実習を修了した者が、技能等に習

熟するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに係るものに限る。）をもって、本邦の営利を目的としない法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。）

三　第三号団体監理型技能実習（第二号団体監理型技能実習を修了した者が、技能等に熟達するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号ロに係るものに限る。）をもって、本邦の営利を目的としない法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。）

5　この法律において「団体監理型技能実習生」とは、次に掲げるものをいう。

一　第一号団体監理型技能実習生（第一号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）

二　第二号団体監理型技能実習生（第二号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）

三　第三号団体監理型技能実習生（第三号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）

6　この法律において「実習実施者」とは、企業単独型実習実施者及び団体監理型実習実施者をいう。

7　この法律において「企業単独型実習実施者」とは、実習認定（第八条第一項の認定（第十一条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）を受けた第八条第一項に規定する技能実習計画に基づき、企業単独型技能実習を行わせる者をいう。

8　この法律において「団体監理型実習実施者」とは、実習認定を受けた第八条第一項に規定する技能実習計画に基づき、団体監理型技能実習を行わせる者をいう。

9　この法律において「実習監理」とは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。以下同じ。）と団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）との間における雇用関係の成立のあっせん及び団体監理型実習実施者に対する団体監理型技能実習の実施に関する監理を行うことをいう。

10　この法律において「監理団体」とは、監理許可（第二十三条第一項の許可（第三十二条第一項の規定による変更の許可があったとき、又は第三十七条第二項の規定による第二十三条第一項第二号に規定する特定監理事業に係る許可への変更があったときは、これらの変更後のもの）をいう。以下同じ。）を受けて実習監理を行う事業（以下「監理事業」という。）を行う本邦の営利を目的としない法人をいう。

（定義）

規則第1条　この省令において使用する用語は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習

生の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

一 「第一号技能実習」とは、第一号企業単独型技能実習及び第一号団体監理型技能実習をいう。

二 「第二号技能実習」とは、第二号企業単独型技能実習及び第二号団体監理型技能実習をいう。

三 「第三号技能実習」とは、第三号企業単独型技能実習及び第三号団体監理型技能実習をいう。

四 「第一号技能実習生」とは、第一号企業単独型技能実習生及び第一号団体監理型技能実習生をいう。

五 「第二号技能実習生」とは、第二号企業単独型技能実習生及び第二号団体監理型技能実習生をいう。

六 「第三号技能実習生」とは、第三号企業単独型技能実習生及び第三号団体監理型技能実習生をいう。

七 「入国後講習」とは、法第二条第二項第一号及び同条第四項第一号に規定する講習をいう。

八 「取次送出機関」とは、外国の送出機関（法第二十三条第二項第六号に規定する外国の送出機関をいう。以下同じ。）であって団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込み（以下「団体監理型技能実習の申込み」という。）を本邦の監理団体に取り次ぐものをいう。

九 「外国の準備機関」とは、技能実習生になろうとする者の外国における準備に関与する外国の機関（取次送出機関を除く。）をいう。

十 「外部監査」とは、法第二十五条第一項第五号ロ（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する役員の監理事業に係る職務の執行の監査をいう。

十一 「技能実習事業年度」とは、技能実習に関する事業年度をいい、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。

（密接な関係を有する外国の公私の機関）

規則第2条　法第二条第二項第一号の主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　本邦の公私の機関（法第二条第二項第一号に規定する本邦の公私の機関をいう。次号において同じ。）と引き続き一年以上の国際取引の実績又は過去一年間に十億円以上の国際取引の実績を有する機関

二　前号に掲げるもののほか、本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関として出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めるもの

○　技能実習法及びその関係法令において用いられる用語の定義を行うものです。

○　技能実習法施行前の旧制度との大きな違いとしては、第2号技能実習の活動を修了し、技能等に相当程度習熟した者が、当該技能等に熟達し、本国に帰国後に当該技能等をより効果的に活用することが可能となるレベルを目指すものとして第3号技能実習が創設されています。

○「実習実施者」とは、旧制度における「実習実施機関」と同義です。なお、法第2条第2項及び第4項においては、技能実習生は、当該技能実習生が雇用契約を締結している機関の事業所で業務に従事することを求めています。派遣労働者は、派遣元事業主と雇用契約を締結するものの、派遣元事業主の事業所で業務に従事することはなく、派遣先において業務に従事することとなるため、「技能実習生」の定義には該当しません。

○　技能実習の形態としては、大きく企業単独型技能実習と団体監理型技能実習に分けられます。企業単独型技能実習とは、実習実施者の外国にある事業所など一定の事業上の関係を有する機関から技能実習生を受け入れて技能実習を行わせる形態です。また、団体監理型技能実習とは、営利を目的としない監理団体が実習実施者に対して指導・監督をしながら、技能実習を行わせる形態です。

○　企業単独型技能実習の場合における「本邦の公私の機関の外国にある事業所」として認められるのは、原則として、
・　本店・支店の関係にある事業所
・　親会社・子会社の関係にある事業所
・　子会社同士の関係にある事業所
・　関連会社の事業所
が代表的なものになります。申請者と外国にある事業所との間の個別具体的な関係に基づき決せられることになりますので、個別具体的に判断に悩む場合には事前に機構の地方事務所・支所の認定課に御相談ください。

○　企業単独型技能実習の場合における「本邦の公私の機関と主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所」とは、
・　本邦の公私の機関と引き続き1年以上の国際取引の実績又は過去1年間に10億円以上の国際取引の実績を有するもの（規則第2条第1号）
・　本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関であるとして出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めるもの

（規則第2条第2号。同条第1号と同等と評価できるものを同長官及び同大臣が認定）をいいます。

○　本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関の代表的な例としては、以下のような事例が考えられます。

・　A国のY社と蒸気タービンの定期検査及び保守に係る技術提携契約を締結している日本のX社が、Y社から技能実習生を受け入れて蒸気タービンの据付けの技能等を修得させようとする事例。X社は今後数年間にわたってA国の発電所への蒸気タービン部品の納入を予定しており、Y社はそれに伴って蒸気タービンの部品の取付け工事を行うもの。Y社は発電設備の据付け等の技術力に乏しく、X社に職員を派遣して技能実習を行わせることにより、据付け工事を成功させることができればA国内での今後の据付け工事の受注において有利な実績となり、他方、X社はY社の職員に対して技能実習を行うことにより、不足する技術アドバイザーを確保できることから、事業上のメリットがあるもの。

・　日本のX社が、A国のY社から技能実習生を受け入れて経営ノウハウを修得させようとする事例。Y社はX社のB国現地法人であるZ社（会計上X社と連結決算方式））と商標権提供契約を締結しており、Y社は売上げに応じて商標権の使用料をZ社に支払うこととされている。X社はY社から技能実習生を受け入れて経営ノウハウを修得させることによって、Y社の売上げが増加するとX社の増収となることから、事業上のメリットがあるもの。

○　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が密接な関係を有する機関として認めるもの（規則第2条第2号）の適用を受けようとする場合には、必要書類を提出していただき、密接な関係を有することを立証していただく必要があります。個別具体的に判断に悩む場合には事前に機構の地方事務所・支所の認定課に御相談ください。

なお、当該密接な関係を有する機関として認められる有効期間は、技能実習計画が認定された日から3年間とし、当該期間が経過した場合には、再度その該当性について、必要書類を提出していただくこととなります。

【確認対象の書類】

・　技能実習計画認定申請書（省令様式第１号）

・　技能実習生の履歴書（参考様式第1-3号）

・　外国の所属機関の概要書及び当該機関による証明書（企業単独型技能実習）（参考様式第1-11号）

　　＊　企業単独型技能実習の場合

・　規則第2条第1号の基準への適合性を立証する資料

　　＊　規則第2条第1号の適用を受けようとする場合

・ 理由書（参考様式第1-26号）及び規則第2条第2 号の基準への適合性を立証する資料

＊ 規則第2条第2号の適用を受けようとする場合

【留意事項】

○ 「親会社」について

「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）の規定に従い、「株式会社を子会社とする会社その他当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう」（同法第2条第4号）を指します。また、ここでいう「法務省令で定めるもの」とは、「会社等が同号（＝同法第2条第4号）に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。」（同法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条第2項）を指します。なお、ここでいう「会社等」及び「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」については、次の子会社の欄を御参照ください。

○ 「子会社」について

「子会社」とは、会社法の規定に従い、「会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」（同法第2条第3号）を指します。また、ここでいう「法務省令で定めるもの」とは、「同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする」（同法施行規則第3条第1項）を指します。なお、ここでいう「会社等」とは「会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体」（同法施行規則第2条第3項第2号）を指し、「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次の①から③の場合を指します（同規則第3条第3項）。

① その会社等の50%を超える議決権を保有している場合（子会社・子法人等が保有する議決権を含む。）。ただし、民事再生、会社更生又は破産の開始決定を受けた会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。

② その会社等の40%以上50%以下の議決権を保有し、かつ、次のいずれかに該当する場合

Ａ 次に掲げる者の保有する議決権の合計が50%を超えている場合

ａ 自己（子会社・子法人等を含む。以下同様。）

ｂ 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者

ｃ 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者

Ｂ その会社の取締役会その他これに準ずる機関において、自己の役員、自己の業務を執行する社員、自己の使用人及びこれらであった者が占める割合が50%を超えていること。

Ｃ その会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

Ｄ その会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）の額（自己と出資、

人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が50%を超えていること。

Ｅ　その他その会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

③　前記②Aのａからｃまでに掲げる者の保有する議決権の合計が50%を超え（前記①又は②に該当する場合を除く。）、かつ、前記②のBからEまでのいずれかに該当する場合

なお、子会社の子会社のことを「孫会社」などと呼ぶこともありますが、保有議決権の計算においては、上記のとおり、子会社が保有する議決権も自己の保有する議決権に含まれることから、会社法上は、「孫会社」という概念はないものの、子会社の子会社も「子会社」に当たります。

○　「関連会社」について

「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）の規定に従い、「会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等」（同規則第8条第5項）を指します。また、ここでいう「子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、次の①から④の場合を指します。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りではありません（同条第6項）。

①　子会社以外の他の会社等（民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であって、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項（＝同条第6項）において同じ。）の議決権の20%以上を自己の計算において所有している場合

②　子会社以外の他の会社等の議決権の15%以上、20%未満を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

Ａ　役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

Ｂ　子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。

Ｃ　子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

Ｄ　子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

E　その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社以外の他の会社等の議決権の20%以上を占めているときであって、かつ、前記②のAからEまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

④ 複数の独立した企業（会社及び会社に準ずる事業体をいう。）により、契約等に基づいて共同で支配される企業に該当する場合

第3節　基本理念（技能実習法第3条）

【関係規定】

（基本理念）

法第3条　技能実習は、技能等の適正な修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない。

2　技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。

○ 第3条では、技能実習の基本理念を定めており、第1項で、技能等の適正な修得等のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない旨を規定しています。

○ また、技能実習制度は、国際貢献・国際協力の視点から創設されたものであり、我が国の労働力の不足を補うための制度ではないということについて、その旨を第2項で明記しています。

○ したがって、技能実習制度に関して、例えば、監理団体がその HP やパンフレット等で「人手不足の解消のために技能実習制度を活用する」などと勧誘・紹介するのは、本条の趣旨に沿わず、制度の目的を正しく理解しているとはいえません。なお、このような行為を行うことは、監理団体の業務運営基準（規則第52条第4号）に違反することとなります。

第4節　国及び地方公共団体の責務（技能実習法第4条）

【関係規定】

（国及び地方公共団体の責務）

法第4条　国は、この法律の目的を達成するため、前条の基本理念に従って、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

2　地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、地域の実情に応じ、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を推進するように努めなければならない。

○　第4条では、国及び地方公共団体の責務を定めています。技能実習法において、地方公共団体について特段の権限等は定められていませんが、技能実習生は地域住民として地方公共団体の中で生活すること、監理団体の他法令（中小企業等協同組合法等）上の許認可権者であること等を踏まえ、連携して施策を推進する必要があるため、総括的な責務規定が設けられているものです。

第5節　実習実施者、監理団体等の責務（技能実習法第5条）

【関係規定】

（実習実施者、監理団体等の責務）

法第5条　実習実施者は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、第三条の基本理念にのっとり、技能実習を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。

2　監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。

3　実習実施者又は監理団体を構成員とする団体は、実習実施者又は監理団体に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な指導及び助言をするように努めなければならない。

○　　実習実施者は、技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、環境整備に努めて国・地方公共団体の施策に協力しなければなりません。また、監理団体は、実習監理を行う者としてその責任を適切に果たし、国・地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

○　さらに、実習実施者や監理団体の上部機関（実習実施者や監理団体が加入している上部団体で、例えば、都道府県中小企業団体中央会や、都道府県農業会議等を

指します。)も実習実施者や監理団体に対して必要な指導及び助言をするよう努めなければなりません。

第6節　技能実習生の責務(技能実習法第6条)

【関係規定】
（技能実習生の責務）
法第6条　技能実習生は、技能実習に専念することにより、技能等の修得等をし、本国への技能等の移転に努めなければならない。

○　実習実施者や監理団体の責務を法律上明らかにしたことに加え、技能実習生についても、技能実習に専念し、技能等の移転に努めなければならない旨の責務が定められています。この責務からも明らかなように、技能実習生は、入管法上の資格外活動許可を得て、他所で就労活動を行うことは認められません。

第7節　基本方針(技能実習法第7条)

【関係規定】
（基本方針）
法第7条　主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。
2　基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項
二　技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項
三　技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項
四　技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項
3　主務大臣は、必要がある場合には、基本方針において、特定の職種に係る技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策を定めるものとする。
4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
5　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

○　基本方針は、技能実習制度の運用に当たっての基本的な考え方や取扱い等を示すものであり、法令事項に限らず、制度関連施策について、幅広く、主務大臣が告示の形式で定めています。

※　基本方針の具体的な内容については、別紙①－1を御参照ください。

第4章　技能実習計画の認定等

技能実習は、技能等の適正な修得等のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行わなければなりません。そのため、技能実習生ごとに作成する技能実習計画は、技能実習の目標や内容、技能等の評価、技能実習を行わせる体制、技能実習生の待遇等に関する基準を全て満たしている必要があり、実習実施者は、関係法令を遵守し、認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせる責務があります。

【技能実習計画の認定】

○　実習実施者は、受け入れようとする技能実習生ごとに技能実習計画を作成（団体監理型の場合には、監理団体の指導に基づいて作成）し、機構から認定を受ける必要があります（法第8条及び第12条）。この認定申請は、法第9条の認定基準を満たすことを証明する添付資料等を添えて、機構の地方事務所・支所の認定課に申請しなければなりません。

○　技能実習計画は、技能実習生ごとに、第1号、第2号及び第3号の区分を設けて認定を受けますが、修得等をさせる技能等の基準や従事させる業務の基準等に従ったものでなければなりません。また、第2号及び第3号技能実習を行うためには、「移行対象職種・作業」である必要があります。

○　このほか、技能実習生や実習実施者にも満たさなければならない基準があり、技能実習の実施に関する契約等の内容や、入国後講習の実施内容及び実施方法、技能実習を行わせる体制・事業所の設備、技能実習生の待遇や受け入れられる人数等の基準等に適合しているものでなければなりません。

○　技能実習制度の適正な運用のため、技能実習計画の認定に当たっては、実習実施者の欠格事由が設けられています（法第10条）。

○　なお、技能実習計画の認定は、技能実習計画が認定基準等に照らして適当であるか否かを確認する事実行為であり、認定自体による法的効果は存在しません（処分に該当するものではありません。）。

【技能実習計画の変更】

○　実習実施者は、認定を受けた技能実習計画を変更する場合には、変更する内容によって、計画の変更認定又は届出の手続が必要です（法第11条）。

【技能実習を継続できなくなった場合】

○　技能実習の実施が困難になった場合には、企業単独型実習実施者は、遅滞なく機構の地方事務所・支所の認定課に対し届出を行い、また、団体監理型実習実施者は、遅滞なく監理団体に対し通知を行わなければなりません（法第19条）。なお、通知を受けた監理団体は、遅滞なく対象の実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に対し届出をしなければなりません（法第33条）。

○　実習実施者及び監理団体は、上記の届出をしようとする場合等において、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するときは、他の実習実施者や監理団体等との転籍に向けた連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません（法第51条第1項）。

【実習実施者の責務】

○　実習実施者は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、技能実習生が技能実習に専念できるよう環境の整備に努めるとともに、実習期間の終期まで技能実習計画に従って技能実習を行わせなければなりません。

○　また、技能実習生は労働者として、日本人労働者と同様に労働に関する法令の適用を受け、保護されています。労働に関する法令とは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）のほか、妊娠・出産等による不利益取扱いを禁止している雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「男女雇用機会均等法」という。）や、同一労働同一賃金を定めた短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第 76 号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。）、ハラスメント防止対策を義務付ける労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号。以下「労働施策総合推進法」という。）等も含まれており、技能実習生も対象となることに注意してください。

【技能実習の実施】

○　実習実施者は、初めて技能実習生を受け入れて実際に技能実習を行わせた際には、遅滞なく機構の地方事務所・支所の認定課に対し実習実施者の届出をしなければなりません（法第17条）。

○　実習実施者は、技能実習に関する帳簿書類を作成し、事業所に備えて置かなけれ

ばなりません（法第20条）。

○　実習実施者は、毎年1回、4月1日から5月 31 日までに、直近の技能実習事業年度（4月1日に始まり翌年3月 31 日に終わる技能実習に関する事業年度）に係る実施状況報告を機構の地方事務所・支所の認定課に提出しなければなりません（法第21条）。

【報告徴収、行政処分等】

○　技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、機構が実習実施者に対する実地検査等を行うほか、主務大臣の職員による報告徴収等の権限も規定されています（法第13条及び第14条）。

○　さらに、技能実習計画の認定後においても、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるときや出入国・労働関係法令に違反しているときなど、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要があると認められるときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が改善命令を行うことができることとされています（法第15条）。

　また、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるとき、出入国・労働関係法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき、改善命令に違反したときなどにおいて実習認定を取り消すことができます（法第16条）。

第1節　技能実習計画の認定（技能実習法第8条）

第1　技能実習計画の認定（技能実習法第8条第1項）

【関係規定】

（技能実習計画の認定）

法第8条　技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人（親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）とその子会社（同条第三号に規定する子会社をいう。）の関係その他主務省令で定める密接な関係を有する複数の法人が技能実習を共同で行わせる場合はこれら複数の法人）は、主務省令で定めるところにより、技能実習生ごとに、技能実習の実施に関する計画（以下「技能実習計画」という。）を作成し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることができる。

（密接な関係を有する複数の法人）

規則第3条　法第八条第一項の主務省令で定める密接な関係を有する複数の法人は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　同一の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）をもつ複数の法人

二　前号に掲げるもののほか、その相互間に密接な関係を有する複数の法人として出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めるもの

（技能実習計画の認定の申請）

規則第4条　法第八条第一項の認定の申請は、別記様式第一号による申請書の正本一部及び副本一部を提出して行わなければならない。

2　団体監理型技能実習に係る法第八条第一項の認定の申請にあっては、当該申請をしようとする者は、実習監理を受ける監理団体から同条第四項に規定する指導を受けたことについて、前項の申請書に当該監理団体の証明を受けなければならない。

（技能実習計画の認定の通知）

規則第5条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣（法第十二条第一項の規定により外国人技能実習機構（以下「機構」という。）に同項に規定する認定事務を行わせる場合にあっては機構。第十七条第一項及び第十八条第二項において同じ。）は、法第八条第一項の認定をしたときは、その旨を当該認定を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）に通知するものとする。

2　前項の通知は、別記様式第二号による認定通知書に前条第一項の申請書の副本を添えて行うものとする。

○　技能実習を行わせようとする個人又は法人は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、技能実習計画認定申請書（省令様式第1号）を機構に提出しなければなりません（法第8条第1項及び第12条）。

○　技能実習計画認定申請書（省令様式第1号・第1面～第7面）は、申請に際して、正本1通及び副本1通を提出する必要があります。

※　申請書のほか、各様式の用紙の左肩に記載されたアルファベットについては、技能実習の区分により、以下のとおり分類しているものです。申請する技能実習計画に係る技能実習の区分に応じた書類を作成し、提出することが必要です。

A　第1号企業単独型技能実習
B　第2号企業単独型技能実習
C　第3号企業単独型技能実習
D　第1号団体監理型技能実習
E　第2号団体監理型技能実習
F　第3号団体監理型技能実習

○　技能実習を行わせる主体は、本邦の個人又は法人ですが、法人が行う場合には、複数の法人が技能実習を共同で行わせることも認めています。具体的には、

・　親会社と子会社の関係にある複数の法人（法第8条第1項）
・　同一の親会社をもつ複数の法人（規則第3条第1号）
・　その他その相互間に密接な関係があるかを判断して出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が個別に認めるもの（規則第3条第2号）

をいいます。

○　なお、複数の法人が技能実習を共同で行わせる場合には、技能実習計画認定申請書（別記様式第 1 号第 1 面）の「申請者」欄及び技能実習計画（別記様式第 1 号第2面）の「1　申請者」欄に連名で記載（記載困難な場合は、適宜別紙を用いる。）してください。この場合、技能実習計画認定通知書（別記様式第 2 号）「5　申請者」欄については、「別紙のとおり」とし、別紙として、参考様式第1－37 号に申請者の名称等が記載されることになります。

○　その相互間に密接な関係を有する複数の法人については、事業上、安定的な関係が構築されていることや、技能実習を共同で取り組む関係であることなどを確認して総合的に判断することになります。具体的には、以下のような事例が考えられます。

・　日本の自動車メーカーX社が、資本関係のない複数のディーラーとの間で自動車の販売委託契約（販売後の点検、整備を含む。）を締結しているところ、X社がこれ

らの複数のディーラーと共同で、A国から自動車整備の技能等に係る技能実習生を受け入れて、自動車の基本構造をX社の製造工場で教えるとともに、ディーラーの下で自動車販売後の点検、整備に関する技能等を修得させようとする事例。X社は、自動車の点検、整備を行う体制を有していないところ、国内ディーラーに自動車の点検、整備に従事する技能実習を行わせることで社内に自ら技能実習のための指導者を新たに確保する必要がなく技能実習を行うことが可能になり、また、技能実習によってA国内での自動車の整備、点検の技術が向上することによって自動車販売において顧客の確保につながり、他方、国内ディーラーにとってはX社との取引強化となることから、X社と国内ディーラーにとって事業上のメリットがあるもの。

○ その相互間に密接な関係があるかを判断して出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が個別に認めるもの（規則第3条第2号）の適用を受けようとする場合には、技能実習計画の認定申請に際して必要書類を提出していただき、密接な関係を有することを立証していただく必要があります。判断に悩む場合には、事前に機構の地方事務所・支所の認定課に御相談ください。

なお、当該密接な関係を有する複数の法人として認められる有効期間は、技能実習計画が認定された日から3年間とし、当該期間が経過した場合には、再度その該当性について、必要書類を提出していただくこととなります。

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第1号）
・ 理由書（参考様式第 1-26号）及び規則第3条第2号の基準への適合性を立証する資料
　＊ 規則第3条第2号の適用を受けようとする場合
・ 申請者の概要書（参考様式第 1-1号）
　＊ 複数の法人が共同で技能実習を行わせる場合には、各法人ごとに1枚ずつ必要。
・ 登記事項証明書
　＊ 法人の場合
　＊ 複数の法人が共同で技能実習を行わせる場合には、各法人ごとに1枚ずつ必要。
・ 住民票の写し
　＊ 個人事業主の場合

【留意事項】

○ 複数の法人が共同で技能実習を行う場合
　・ 共同で技能実習を「行わせる」とは、当該複数の法人が一体となって技能実習を行わせることであり、当該複数の法人がいずれも技能実習生に修得等させようとする技能等に係る業務を行っていることが必要となります。したがって、例えば2つの法人が共同で技能実習を行うとする場合、どちらか一方のみで技能実習を実施するといった計画は認められず、他方の法人においても少なくとも、技能実習の予定時間全体の12分の1以上、技能

実習を実施する等、共同での技能実習の実体があることが求められます。
なお、本体の業務と切り離すことができない「安全衛生に係る業務」をどちらか一方のみに実施させることはできません。また、移行対象職種・作業 を対象とする企業単独型の技能実習において、一方の法人が入国後講習のみ行うような計画も認められません。

・ また、技能実習を行う法人は、技能実習生に対し、雇用関係に基づき指揮命令し、当該法人の業務に従事させることで技能等の修得等をさせるものですから、複数の法人が共同で技能実習を行う場合にあっても、当該複数の法人と対象となる技能実習生との間には雇用関係が締結されていることが前提となります。ただし、この雇用関係については、一般的な雇用契約のみならず、在籍出向による契約も含まれます。

第2 技能実習計画の記載事項（技能実習法第8条第2項）

【関係規定】

（技能実習計画の記載事項）

法第8条 （略）

2 技能実習計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項に規定する本邦の個人又は法人（以下この条、次条及び第十二条第五項において「申請者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

三 技能実習を行わせる事業所の名称及び所在地

四 技能実習生の氏名及び国籍

五 技能実習の区分（第一号企業単独型技能実習、第二号企業単独型技能実習若しくは第三号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習、第二号団体監理型技能実習若しくは第三号団体監理型技能実習の区分をいう。次条第二号において同じ。）

六 技能実習の目標（技能実習を修了するまでに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の技能検定（次条において「技能検定」という。）又は主務省令で指定する試験（次条及び第五十二条において「技能実習評価試験」という。）に合格することその他の目標をいう。次条において同じ。）、内容及び期間

七 技能実習を行わせる事業所ごとの技能実習の実施に関する責任者の氏名

八 団体監理型技能実習に係るものである場合は、実習監理を受ける監理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

九 報酬、労働時間、休日、休暇、宿泊施設、技能実習生が負担する食費及び居住費その他の技能実習生の待遇

十 その他主務省令で定める事項

（技能実習評価試験）

規則第6条　法第八条第二項第六号の主務省令で指定する試験は、別表第一のとおりとする。

（技能実習計画の記載事項）

規則第7条　法第八条第二項第十号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　申請者が既に法第十七条の規定による届出を行っている場合は、当該届出に係る実習実施者届出受理番号

二　法人にあっては、その役員の役職名及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第二十六条第一号において同じ。）

三　申請者の業種

四　技能実習責任者（法第八条第二項第七号に規定する技能実習の実施に関する責任者をいう。以下同じ。）の役職名

五　技能実習指導員（第十二条第一項第二号の規定により選任された技能実習指導員をいう。以下同じ。）及び生活指導員（同項第三号の規定により選任された生活指導員をいう。以下同じ。）の氏名及び役職名

六　技能実習生の生年月日、年齢及び性別

七　第三号技能実習に係るものである場合は、第二号技能実習の終了後第三号技能実習の開始までの間における本国への帰国期間

八　第二号技能実習に係るものである場合は第一号技能実習に係る技能実習計画、第三号技能実習に係るものである場合は第二号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況

九　団体監理型技能実習に係るものである場合は、監理団体の許可番号、許可の別、監理責任者（法第四十条第一項に規定する監理責任者をいう。以下同じ。）の氏名、担当事業所の名称及び所在地並びに技能実習計画の作成の指導を担当する者の氏名

十　団体監理型技能実習であって取次送出機関があるものに係る場合は、当該取次送出機関の氏名又は名称

○　技能実習を行わせようとする者は、法第8条第2項各号に定められている事項（技能実習計画認定申請書（省令様式第1号）第2面の技能実習計画）を記載しなければなりません。

○　また、法第8条第2項第6号の主務省令で指定する試験（技能実習評価試験）については、規則第6条に基づき、規則別表第1に、職種、作業、試験及び試験実施者が定められています。

○　なお、規則第7条第 10 号に基づき、取次送出機関の氏名又は名称を記載する際

は、併せて、送出機関番号又は整理番号を申請書に記載しなければなりません。
これらの番号に関するポイントについては、第5章第2節第6を参照してください。

第3 技能実習計画の添付書類(技能実習法第8条第3項)

【関係規定】
(技能実習計画の認定)
法第8条
3 技能実習計画には、次条各号に掲げる事項を証する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(技能実習計画の添付書類)
規則第8条 法第八条第三項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。
一 申請者が法人の場合にあっては申請者の登記事項証明書、直近の二事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びにその役員の住民票の写し(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し))、法人でない場合にあっては申請者の住民票の写し及び納税申告書の写し
二 申請者の概要書
三 技能実習生に技能実習を行わせることに係る申請者の誓約書
四 技能実習生の旅券その他の身分を証する書類の写し及び履歴書
五 技能実習責任者の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し
六 技能実習指導員の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し
七 生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び技能実習に係る誓約書の写し
八 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、当該技能実習計画に基づく団体監理型技能実習に係る取次送出機関の誓約書
九 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、監理団体と申請者の間の実習監理に係る契約の契約書又はこれに代わる書類の写し
十 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、団体監理型技能実習生と取次送出機関の間に締結された団体監理型技能実習に係る契約の契約書の写し
十一 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者と企業単独型技能実習生となろうとする者が本国において所属する機関の関係を明らかにする書類及び当該機関が作成した企業単独型技能実習生の派遣に係る証明書
十二 外国の準備機関がある場合にあっては、当該外国の準備機関の概要書及び誓約書
十三 技能実習生との間で締結した雇用契約の契約書及び雇用条件書の写し
十四 技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上である

ことを説明する書類

十五　企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、宿泊施設が適正であることを確認したことを明らかにする書類

十六　食費、居住費その他名目のいかんを問わず技能実習生が定期に負担する費用の内訳及び当該費用が適正であることを説明する書類

十七　企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者又は第二条の外国の公私の機関が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者、監理団体又は取次送出機関が、技能実習の期間中の待遇について技能実習生に説明し、かつ、技能実習生がこれを十分に理解したことを明らかにする書類

十八　開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力の推進という技能実習の制度の趣旨（以下単に「制度の趣旨」という。）を理解したこと並びに第十条第二項第三号ハ及び第六号イに該当することを明らかにする技能実習生の作成に係る書類

十九　団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、団体監理型技能実習の申込みの取次ぎ又は外国における団体監理型技能実習の準備に関し団体監理型技能実習生が取次送出機関又は外国の準備機関に支払った費用の額及び内訳並びに団体監理型技能実習生がこれを十分に理解したことを明らかにした書類

二十　技能実習を行わせる理由を記載した書類

二十一　団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、第十条第二項第三号へに規定する推薦に係る推薦状

二十二　第二号技能実習に係るものである場合にあっては、基礎級の技能検定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の技能検定をいう。以下同じ。）又はこれに相当する技能実習評価試験（法第八条第二項第六号に規定する技能実習評価試験をいう。以下同じ。）に合格したことを技能検定又は技能実習評価試験の実施者が証明する書面の写し

二十三　第三号技能実習に係るものである場合にあっては、三級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格したことを技能検定又は技能実習評価試験の実施者が証明する書面の写し

二十四　第三号技能実習に係るものである場合又は第十六条第二項の規定の適用を受ける必要がある場合にあっては、第十五条の基準を満たすことを明らかにする書類

二十五　申請者が法第八条第一項の認定を受けている技能実習計画に係る技能実習生の名簿

二十六　その他必要な書類

○　技能実習計画の認定申請に際しては、認定基準を満たしていることを証明する書類その他必要な書類を提出しなければなりません。具体的な書類については、別紙②において一覧表として示しています。また、必要な添付書類の詳細については、別途機構HPでお知らせしておりますので、併せて御参照ください。

○　申請書の添付書類については、申請書の正本1通に添付することが必要であり、副本1通には添付する必要はありません。

○　なお、各種書面を提出するに当たり、取次送出機関の氏名又は名称を記載する際は、併せて、送出機関番号又は整理番号を申請書（参考様式第 1-10 号及び第 1-21 号を参照）に記載しなければなりません。

これらの番号に関するポイントについては、第5章第2節第6を参照してください。

【留意事項】

○　提出書類等の言語について

技能実習法令の規定により法務大臣、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣又は機構に提出する資料が外国語により作成されているときは、その資料に日本語の翻訳文を添付しなければなりません（規則第68条第1項）。また、技能実習法令の規定により法務大臣、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣又は機構に提出し、又は事業所に備えて置く日本語の書類に、技能実習生の署名を求める場合には、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めなければなりません（規則第68条第2項）。

第4　監理団体の指導（技能実習法第8条第4項）

【関係規定】

（技能実習計画の認定）

法第8条　（略）

4　団体監理型技能実習を行わせようとする申請者は、実習監理を受ける監理団体（その技能実習計画が第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、監理許可（第二十三条第一項第一号に規定する一般監理事業に係るものに限る。）を受けた者に限る。）の指導に基づき、技能実習計画を作成しなければならない。

○　団体監理型技能実習において、実習実施者は、技能実習生に修得等をさせようとする技能等について一定の知識又は経験を有する監理団体の役職員の指導の下で、十分に監理団体と意思疎通を図って技能実習計画を策定することが求められます（法第8条第4項）。（監理団体における技能実習計画の作成指導者の要件については、規則第52条第8号を参照。）

○ そのため、実習実施者が技能実習生に修得等をさせようとする技能等については、実習監理を受けようとする監理団体の取扱職種の範囲内であることが必要となります。

第5 技能実習計画の認定手数料（技能実習法第8条第5項）

【関係規定】

（技能実習計画の認定）

法第8条 （略）

5 申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（技能実習計画の認定の手数料）

規則第9条 法第八条第五項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める額は、一件につき三千九百円とする。

（手数料の納付方法等）

規則第66条

2 法第八条第五項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は法第二十四条第五項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する手数料は、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。

3 前二項の規定により納付した手数料は、返還しない。

○ 申請者は技能実習計画の認定手数料として、技能実習計画1件につき3，900円を機構に対し、口座振込みで納付しなければなりません（規則第9条、第66条第2項）。

○ 具体的な口座振込みの方法等については、別途、機構のHP等でお知らせしておりますので、御参照ください。

第2節　技能実習計画の認定基準（技能実習法第9条）

技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、その開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度です。

技能実習計画の認定は、法第9条（技能実習計画の認定基準）及びその関係規則に定められており、これらを全て満たす場合に認定されます。

技能実習計画の認定基準では、修得等をさせる技能等が技能実習生の本国において修得等が困難であることや、同一作業の反復のみで修得等できるものではないことを求めています。また、技能実習計画における実習修了時に到達すべき技能等の水準を技能実習の目標として定める必要があります。さらに、技能実習生を受け入れる際には規則第12条に定める体制を設ける必要があります。（本節第7参照）

実習実施者には技能実習計画の終期まで技能実習を継続する責任がありますが、実習実施者の都合で技能実習の継続が困難になった場合には、法第51条（第7章第2節参照）に定められているとおり技能実習生の円滑な転籍の支援を図ることが義務付けられています。

第1　技能実習生の本国において修得等が困難であること

【関係規定】

（認定の基準）

法第9条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　修得等をさせる技能等が、技能実習生の本国において修得等が困難なものであること。

○　技能実習生の受入れは、我が国から技能実習生の本国への技能等の移転を図ることを目的とするものであることから、修得等をさせる技能等が技能実習生の本国において修得等が可能であれば、我が国において技能実習を行う必要性は認められないことになるため、技能実習生の本国において修得等が困難であるという要件が設けられています。

【確認対象の書類】

・ 技能実習生の申告書（参考様式第 1-20 号）

・ 技能実習を行わせる理由書（参考様式第 1-22 号）

第2　技能実習の目標に関するもの

【関係規定】

（認定の基準）

法第9条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

二　技能実習の目標及び内容が、技能実習の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

（技能実習の目標及び内容の基準）

規則第10条　法第九条第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の目標に係るものは、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　第一号技能実習　次のいずれかを掲げるものであること。

イ　修得をさせる技能等に係る基礎級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験の合格

ロ　修得をさせる技能等を要する具体的な業務ができるようになること及び当該技能等に関する知識の修得を内容とするもの（技能実習の期間に照らし適切なものに限る。）

二　第二号技能実習　習熟をさせる技能等に係る三級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格を掲げるものであること。

三　第三号技能実習　熟達をさせる技能等に係る二級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格を掲げるものであること。

○　技能実習が修了したときに到達すべき技能等の水準として、第1号技能実習から第3号技能実習の各段階において目標を定めなければなりません。

○　第1号技能実習の修了時においては、第2号技能実習に移行する予定がある場合には、技能検定又は技能実習評価試験（以下「技能検定等」という。）の実技試験と学科試験の受検が必須とされ、基礎級への合格を目標としなければなりません。

第2号技能実習に移行する予定がない場合には、基礎級への合格を目標としなければならないわけではなく、修得をさせる技能等を要する具体的な業務ができるようになること及び当該技能等に関する知識の修得を内容とするものであって、かつ技能実習の期間に照らし適切な目標を定めることも可能です。

○　第2号技能実習の修了時においては、技能検定等の実技試験の受検が必須とされ、3級の実技試験への合格を目標としなければなりません。

○　第3号技能実習の修了時においては、技能検定等の実技試験の受検が必須とされ、2級の実技試験への合格を目標としなければなりません。

○ 技能検定等の合格を目標とした場合には、適切な時期に受検の機会を設けてください。（第2章第2節第3①及び第4①参照）

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第1号）

【留意事項】

第2号又は第3号技能実習の修了時においては、学科試験の受検は義務ではありませんが、受検することが勧奨されます。

【用語の解説】

○ 技能検定

職業能力開発促進法に基づき、厚生労働大臣が省令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して、実技試験及び学科試験を行うこととされています（同法第44条第1項及び第3項）。なお、各等級の合格に必要な技能・知識の程度は以下のとおりです（同法施行規則第62条）。

・ 特級　管理者又は監督者が通常有すべき技能・知識
・ 1級　上級の技能労働者が通常有すべき技能・知識
・ 2級　中級の技能労働者が通常有すべき技能・知識
・ 3級　初級の技能労働者が通常有すべき技能・知識
・ 基礎級　基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能・知識

○ 技能実習評価試験

技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議による確認の上、技能検定に相当する検定試験として、厚生労働省人材開発統括官が認定したものです。

第3　技能実習の内容に関するもの

【関係規定】

（認定の基準）

法第9条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

二　技能実習の目標及び内容が、技能実習の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

（技能実習の目標及び内容の基準）

規則第10条

2　法第九条第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、次のとおりとする。
一～八　（後述）

（1） 修得等をさせる技能等の基準に関するもの

【関係の省令の規定】
一　修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）をさせる技能等が次のいずれにも該当するものであること。
イ　同一の作業の反復のみによって修得等できるものではないこと。
ロ　第二号技能実習及び第三号技能実習にあっては、別表第二に掲げる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）に係るものであること。

○　技能実習制度は、我が国から技能実習生の本国への技能等の移転を図るものであることから、同一の作業の反復によって修得等ができる程度のものである場合には、移転すべき技能等として認められないこととなります。

○　また、第2号又は第3号技能実習へ移行し、3年ないし5年の技能実習を行わせるに当たっては、技能実習生が修得等をした技能等について技能検定等により客観的かつ公正に評価を行うことが求められます。その上で、それぞれ第１号又は第2号の各段階を修了した際に、技能実習生が目標として定めた技能検定等に合格していなければ、次の段階の技能実習に進めないという仕組みとされています。

○　このため、第2号又は第3号技能実習については、公的評価システムとして技能検定等が整備されている「移行対象職種・作業」であることが要件として設けられています。
　移行対象職種・作業については、規則第１０条第2項第１号ロに基づき、規則別表第2に定められています。

○　具体的にどのような作業が移行対象職種・作業に該当するか、技能実習計画の認定を申請する前に、技能実習計画審査基準で確認し、後述「（2）従事させる業務の基準に関するもの」のとおり、必須業務として必要な条件に適合しなければなりません。
（「移行対象職種・作業」の一覧は以下の HP の PDF「移行対象職種・作業一覧」を、技能実習計画審査基準等は同 HP の「技能実習計画審査基準・技能実習実施計画書モデル例・技能評価試験基準」をご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/002.html）

○　一定の要件を満たす場合に、この移行対象職種・作業に新たな職種・作業を追加することが可能です。

○　移行対象職種・作業に追加されるためには、関係業界内における合意と業所管省庁の同意を得た上で、当該職種・作業が同一作業の反復のみでないこと、送出国の実習ニーズに合致すること、技能等を評価できる技能実習生向けの技能検定等が整備されていること、といった要件を満たす必要があります。

　これらの要件に適合するか否かについて、学識経験者と労使からなる専門家会議（技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議）において検討が行われることになります。

　移行対象職種・作業の追加については、機構本部事務所の技能実習部認定課に御相談ください。

○　複数職種・作業による技能実習についてはP132からP135を参照してください。

【確認対象の書類】

・　技能実習計画認定申請書（省令様式第1号）

・　修得等をさせる技能等についての写真付きの工程表（フローチャート）

　　＊　移行対象職種・作業でない場合

【用語の解説】

○　同一の作業の反復のみによって修得等できるもの

　同じ作業を繰り返し行い、特段のレベルアップが期待できない作業に従事するものをいい、必ずしも作業が一つであることを意味するものではありませんが、同種の業務に係る一連の作業を行うことを反復する場合であっても、その内容が単に手足等を動かすことにより完結するものである場合は、この要件に合致しません。このような作業は、通常、我が国において修得等する必要性は低く、技能実習制度の目的とする発展途上国等への技能移転や経済発展に寄与するものではありません。

○　移行対象職種・作業

　技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議による確認の上、第2号又は第3号技能実習への移行に係る技能実習において技能実習生が修得等をした技能等の評価を客観的かつ公正に行うことができる公的評価システムとして整備された技能検定等を有する職種・作業の総称をいいます。

　公的評価システムの整備や「移行対象職種・作業」への追加に関することは、「技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領」（厚生労働省人材開発統括官）に定められています。

（2） 従事させる業務の基準に関するもの

【関係の省令の規定】

二　従事させる業務について、次のいずれにも該当するものであること。

イ　当該業務の性質及び当該業務に従事させるに当たっての実習環境その他の環境に照らし、外国人に技能実習として行わせることが適当でないと認められるものでないこと。

ロ　技能実習を行わせる事業所において通常行われている業務であり、当該事業所に備えられた技能等の修得等に必要な素材、材料等を用いるものであること。

ハ　移行対象職種・作業に係るものにあっては、次に掲げる業務の区分に応じ、当該業務に従事させる時間が、それぞれ次に掲げる条件に適合すること。

（1） 必須業務（技能実習生が修得等をしようとする技能等に係る技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の試験範囲に基づき、技能等を修得等するために必ず行わなければならない業務をいう。以下このハにおいて同じ。） 業務に従事させる時間全体の二分の一以上であること。

（2） 関連業務（必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であって、修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務をいう。） 業務に従事させる時間全体の二分の一以下であること。

（3） 周辺業務（必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務（(2)に掲げるものを除く。）をいう。） 業務に従事させる時間全体の三分の一以下であること。

ニ　移行対象職種・作業に係るものにあっては、ハ(1)から(3)までに掲げる業務について、それぞれ、従事させる時間のうち十分の一以上を当該ハ(1)から(3)までに掲げる業務に関する安全衛生に係る業務に充てること。

ホ　移行対象職種・作業に係るものでないものにあっては、従事させる業務に関する安全衛生に係る業務を行わせること。

ヘ　ハからホまでに掲げるもののほか、技能実習の期間を通じた業務の構成が、技能実習の目標に照らして適切なものであること。

○　規則第10条第2項第2号イの要件については、個別具体的に申請があった場合において、業務の性質や実習環境等に照らし、従事させる業務が外国人に技能実習として行わせることが適当でないと認められるものでないことについて、確認するものです。

　技能実習生に従事させる業務が移行対象職種・作業である場合やそれと同等と評価できる場合などは、原則として当該要件に適合することとなります。

○　規則第10条第2項第2号ロの要件については、技能実習を行わせる事業所において通常行われている業務であり、当該事業所における業務において一般的に用いられ

ている機械、器具等の設備等の使用を求めるものです。技能実習生の受入れのみのために、当該事業所において通常行われていない業務を行ったり、当該事業所において一般的に用いられていない設備等を使用したりすることは、認められません。

○　規則第10条第2項第2号ハ及びニの要件については、移行対象職種・作業に係るものについては、技能等の修得等の促進を図り、効果的な技能実習を可能とする観点から、業務に従事させる時間全体と比べた必須業務、関連業務及び周辺業務の時間の割合を算出し、それぞれ、必須業務が2分の1以上、関連業務が2分の1以下、周辺業務が3分の1以下となっていることを求めるものです。

また、必須業務、関連業務及び周辺業務のそれぞれについて、従事させる時間のうち10分の1以上を安全衛生に係る業務を行わせる必要があります。

〈計算方法〉

分子：安全衛生に係る業務

分母：（安全衛生に係る業務＋それ以外の業務）

なお、移行対象職種・作業の審査基準に定めている関連業務、周辺業務は例示であり、審査基準に定めのない業務を関連業務、周辺業務として実施することも認められる場合があります。

その場合、関連業務であれば、

・　同じ事業所の日本人も従事しているなど、必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であること、

・　修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務であること、

周辺業務であれば、

・　同じ事業所の日本人も従事しているなど、必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務（関連業務に該当するものを除く。）であること、

について立証していただく必要があります。判断に悩む場合には、事前に機構の地方事務所・支所の認定課に御相談ください。

○　規則第10条第2項第2号ホの要件については、技能実習生を従事させる業務が移行対象職種・作業でない場合であっても、時間配分は定めないものの、移行対象職種・作業の場合に準じて、安全衛生に係る業務を行わせることを求めるものです。

○　規則第10条第2項第2号への要件については、例えば、ハ及びニで必要とされている時間配分の基準は満たしているものの、特段の理由もなく、月ごとの時間配分が著しく不均衡となっており、技能実習の目標の達成が困難となるような事案が生じないよう、要件として求めているものです。また、計画どおりに業務に従事したとしても最終的

に技能検定等の合格レベルに到達しないような水準の計画の場合は、この基準を満たさないことになります。

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)

・ 理由書(参考様式第 1-38 号)及び規則第 10 条第 2 項第 2 号ハ(2)、(3)に規定する業務に適合することを証する資料

＊ 審査基準に定めのない関連業務、周辺業務を実施する場合

【留意事項】

○ 移行対象職種・作業において従事させる業務の具体的な内容について

厚生労働省のHPに掲載されている技能実習計画の審査基準、技能実習計画のモデル例等を参照して、移行対象職種・作業において技能実習生に従事させる業務の具体的内容を検討し、技能実習計画に盛り込んでいくことが必要です。

○ 実習環境について

規則第10条第2項第2号イの要件については、技能実習生に従事させる業務内容だけでなく、技能実習生を業務に従事させるに当たっての実習環境その他の環境についても技能実習として行わせることが適当であることが必要です。

この点については、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から個々に判断されるものでありますので、実習実施者が業法上の許認可を得る必要があるにもかかわらず、当該許認可を得ていない場合はもとより、当該許認可を得たものであっても実習環境として認められない場合があります。

○ 時間外労働等について

時間外労働や休日労働、深夜労働については、技能実習が、技能等の修得等を目的として行われる以上、技能実習を行わせる合理的な理由がない限り、原則として行われることが想定されていないものです。したがって、技能実習計画において、時間外労働等を当初から予定した申請がされることは、原則として想定されていません。また、人手不足等の理由により、時間外労働等を行わせることは認められません。

この原則は労働基準法第41条において労働時間等に関する規定の適用除外となっている職種・作業を含みます。

なお、技能等を修得するためのやむを得ない業務上の事情等により、時間外労働等を行う必要が有る場合には、労働関係法令を遵守して行うことはもとより、時間外労働等を行わせている場合において、当該時間外労働等が技能等の修得等の活動の一環として行われ、技能実習生に対する技能等の修得等に係る指導が可能な体制が構築されていることが必要となります。

※ 時間外労働の上限については、月 45 時間、年 360 時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年 720 時間、単月 100 時間未満(休日労働含む。)、複数月平均 80 時間(休日労働含む。)を限度とする制度が導入されています(中小企業は令和2年

4 月から適用)。技能実習生も対象となることに注意してください(適用猶予・除外の事業・業務があります。)。

(「時間外労働の上限規制の導入」の詳細はこちら
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html)

また、深夜労働については、技能実習が、技能等の修得等を目的として行われる以上、技能実習を行わせる合理的な理由がない限り、実習生の年齢にかかわらず、原則として行われることが想定されておりません。

一方で、技能実習計画において、交替制により深夜労働を行わせるにあたり、合理的な理由がある場合に限っては、申請が認められる余地はあると考えられます。

○ 技能実習生が、OFF-JT として一時的に技能実習計画に記載されている実習実施場所以外の場所で訓練や研修に従事することは差し支えありません。ただし、その内容は、技能実習計画に掲げる技能等の修得等に資するものであることが必要です(例えば、技能実習の目標(技能検定受検)に向けて、必須業務のうち、苦手とする一業務に特化した訓練を他の訓練機関において受講する場合。)。

また、当該訓練等の受講に係る給与や労働時間管理が通常の技能実習と同様に行われることや、訓練等の進捗について、技能実習指導員が適切に管理することが必要です。

なお、実習実施者以外の第三者が実施する訓練等に技能実習生を参加させることも可能ですが、その際には、当該訓練等の受講について技能実習計画に記載していることが必要です(1日でも受講する場合は記載する。また、認定後に受講させることとした場合には、軽微な変更の届出が必要。)。

具体的には、実習実施予定表(別記様式第1号第4面～第6面)の「技能実習の内容」欄に、訓練の概要、訓練実施機関、訓練を実施する場所、必須業務等のうちどの業務に関連する訓練であるか等を明記してください(労働安全衛生法に基づく法定講習等、業務従事に当たって、法律で受講が義務付けられているものについては特段の記載は不要。)。

ただし、当該第三者の下で生産活動に従事するような訓練は認められません。

○ 災害の復旧活動と技能実習計画との関係について

被災した実習実施者の事業所における一時的な瓦礫の片付け作業等については、機械・器具等を安全に使用可能な状態にするなど、技能実習を行うに当たっての環境を復旧するための作業(おおむね2週間以内で完了する職場環境の復旧作業が該当する)として技能実習の安全衛生業務に該当し得るものとして認められます。

なお、技能実習を行うに当たっての環境の復旧に、おおむね2週間以上の期間を要する場合については、地方出入国在留管理局から、技能実習生に対する資格外活動許可を得た上で行う必要がありますので、技能実習生の住居地を管轄する地方出入国在留管理局に御相談ください。

（3） 技能実習生の基準に関するもの

【関係の省令の規定】

三　技能実習生が次のいずれにも該当する者であること。

イ　十八歳以上であること。

ロ　制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。

ハ　本国に帰国後本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。

ニ　企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者の外国にある事業所又は第二条の外国の公私の機関の外国にある事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。

ホ　団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。

ヘ　団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、当該者が国籍又は住所を有する国又は地域（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）の公的機関（政府機関、地方政府機関又はこれらに準ずる機関をいう。以下同じ。）から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。

ト　第三号技能実習に係るものである場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。

（1）第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。

（2）第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間の一時帰国をした後、休止している技能実習を再開するものであること。

チ　同じ技能実習の段階（第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。）に係る技能実習を過去に行ったことがないこと（やむを得ない事情がある場合を除く。）。

（特定就労活動に従事した者に関する特例）

附則第4条　特定就労活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に従事した者（次条に規定する旧特定就労活動従事者を除く。以下「特定就労活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該特定就労活動従事者に係る技能実習計画（第三号技能実習に係るものに限る。）を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

ト　第三号技能実習に係るものである場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。 （1）　第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。 （2）　第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。	ト　次のいずれかに該当すること。 （1）　第二号技能実習若しくは第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。以下このトにおいて同じ。）の終了後本国に一月以上一年未満の期間一時帰国してから特定就労活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下同じ。）を開始し又は第二号技能実習若しくは第二号技能実習に相当するものの終了後引き続き特定就労活動を開始してから一年以内に特定就労活動を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している特定就労活動を再開し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。 （2）　第二号技能実習又は第二号技能実習に相当するものの終了後本国に一年以上帰国してから特定就労活動を開始し、かつ、当該特定就労活動の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始する又は当該特定就労活動の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。

（旧特定就労活動に従事した者に関する経過措置）

附則第5条　旧特定就労活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に従事した者（以下「旧特定就労活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該旧特定就労活動従事者に係る技能実習計画（第三号技能実習に係るものに限る。）を作成し、法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄

に掲げる字句とする。

ト　第三号技能実習に係るものである場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。 （1）　第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。 （2）　第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。	ト　次のいずれかに該当すること。 （1）　旧特定就労活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下同じ。）の終了後本国に一年以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。 （2）　第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）の終了後本国に一年以上帰国してから旧特定就労活動を開始し、かつ、当該旧特定就労活動の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始する又は当該旧特定就労活動の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。

附則第6条　介護等特定活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に従事した者（以下「介護等特定活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該介護等特定活動従事者に係る技能実習計画（介護職種に係るものに限る。）を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

ト　第三号技能実習に係るものである場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。 （1）　第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。 （2）第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を	ト　第一号技能実習に係るものである場合にあっては、次の（1）又は（2）に該当するものであること、第三号技能実習に係るものである場合にあっては、次の（1）又は（2）及び（3）又は（4）に該当するものであること。 （1）　介護等特定活動（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。以下このトにおいて同じ。）の終了後本国に一月以上一時帰国してから第一号技能実習を開始するものであること。

	再開するものであること。	（2） 介護等特定活動の終了後引き続き第一号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。 （3） 第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。 （4） 第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること。

○ 技能実習の適正な実施を図るためには、実習実施者や監理団体が体制を整えた上で適切な指導を行うことが重要ですが、それに加え、技能実習生も制度の趣旨を理解し、実習実施者や監理団体の指導の下、技能実習に対する意欲を持ち続けることが必要となります。

このため、規則第10条第2項第3号ロにおいて、制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であることの要件を技能実習生について定めています。なお、第1号技能実習開始前にインドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定（EPA）に基づき、看護師免許又は介護福祉士資格の取得を目的として、本邦において、必要な知識及び技能を修得する活動に従事していた者については、技能実習生の申告書（参考様式第1－20号）に、EPAに基づく受入れと技能実習制度の趣旨・目的の違いを理解した上で、技能実習に専念することにより、技能等の修得等をし、本国への技能等の移転に努める旨を記載する必要があります。

○ 規則第10条第2項第3号ハの「本国に帰国後本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること」については、

・ 技能実習開始前に所属していた勤務先等に復職することが予定されていること（新たな就職先への内定を含む。）
・ 技能実習開始前に所属していた勤務先等に復職することが予定されていない場合にあっては、帰国後に技能実習生が修得等した技能等を適切に活用できるよう、取次送出機関が就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこととされていること

を求めるものです。

○　規則第10条第2項第3号ホの「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること」については、日本において行おうとする技能実習において中心的に修得等をしようとする技能等について送出国で業務として従事した経験を有することを求めるものです。ただし、送出国で業務として従事していた業務の名称が形式的に同一であることまでを求めるものではありません。

また、「団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」については、技能実習生が従事する予定の業務と同種の業務に外国（本国等）において従事した経験を有しない場合について、特別な事情があることを求めるものです。特別な事情としては以下①から③までの場合が該当します。

①　実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合

実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間で技能実習制度を活用して人材育成を行う旨の協定等に基づき、技能実習を行わせると認められる場合です。具体的には、実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間で技能実習生を派遣するに当たって合意を行い、送出国の公的機関が送出機関となる場合のほか、公的機関の職員を技能実習生として派遣する場合など、送出国の公的機関が技能実習生の候補者を選定するなど積極的な関与を行う場合が想定されます。

この場合、実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間の技術協力上の必要性を立証する資料を提出することが必要になります。

②　教育機関において同種の業務に関連する教育課程を修了している場合（修了見込みの場合も含む。）

教育機関の形態は問いませんが、教育を受けた期間については6か月以上又は320時間以上であることが必要です。この場合、以下の資料を提出することが必要となります。

・ 技能実習生が教育機関に在籍したまま技能実習を行い、技能実習の終了後に当該教育機関に復学する予定である場合には、教育機関と実習実施者、監理団体又は外国の送出機関との間において締結された協定書の写し（教育機関の修了生に対し日本での技能実習を行うことを支援する内容が定められたものに限る。）又は協定内容証明書（参考様式第1－32号）
・ 教育機関の概要を明らかにする書類（同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。）（参考様式第1－33号）
・ 技能実習生が当該教育機関において関連する教育課程を修了したことを証明する書類（修了見込みの証明も含む。）

③　技能実習生が技能実習を行う必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習を行うために必要な最低限の訓練を受けている場合

当該技能実習を行う必要性を具体的に説明できる場合とは、

・ 家業を継ぐことになり、当該分野の技能実習を行う必要性が生じた場合
・ 本国で急成長している分野での就業を希望し、そのために当該分野での技能実習を行う必要性が生じた場合

などをいいます。この場合は、技能実習生が技能実習を行う必要性について具体的に記載した理由書（技能実習を行わせる理由書（参考様式第1－22号））を提出することが必要となります。

また、技能実習を行うために必要な最低限の訓練としては、①2か月以上の期間かつ 320 時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ 160 時間以上の課程が本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識（日本語及び本邦での生活一般に関する知識は含まない。）の科目に充てられた入国前講習である場合又は②2か月以上の期間かつ 320 時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ 160 時間以上の課程が入国前講習、その余の1か月以上の期間かつ 160 時間以上の課程が技能実習と同種の業務に関連する訓練がこれに該当します。この場合、入国前講習実施（予定）表に関する申請者等の誓約書（参考様式第1-29号）（②の場合にあっては、これに加えて訓練実施（予定）表（参考様式第1－34号））を提出する必要があります。

※入国前講習についても、入国後講習と同様に、双方向に意思疎通ができることを前提として、オンラインでの実施が可能です。

なお、規則第 10 条第2項第7号ハ(2)のとおり、監理団体等において、その内容が入国後講習に相当すると認めたものであること、実施方法や実施した事実が客観的に確認できるよう、適切に記録を行うことが必要です。

○ 規則第 10 条第2項第3号への「国籍又は住所を有する国又は地域の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること」については、送出国の公的機関が作成した推薦状を技能実習生ごとに提出することが必要となります（別紙を用いて複数の技能実習生の推薦状をまとめて発行することは可能です。）。

ただし、二国間取決めを作成している国のうち、インド、フィリピン、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイについては、その取決めに基づき、当該推薦状の発行はされないため、提出は不要です。

○ 規則第 10 条第2項第3号トの「第二号技能実習の終了後本国に一月以上一時帰国してから第三号技能実習を開始するものであること」又は「第二号技能実習の終了後引き続き第三号技能実習を開始してから一年以内に技能実習を休止して一月以上一年未満の期間一時帰国した後、休止している技能実習を再開するものであること」については、本国に1か月以上帰国する前に第3号技能実習の計画の認定申請を行う場合については、帰国の予定がある旨の記載を行うこととなります。なお、第2号技能

実習の終了後に外国人建設・造船就労者受入事業により建設・造船業務に従事していた者、第1号技能実習の開始前にインドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定（EPA）に基づき、看護師免許又は介護福祉士資格の取得を目的として、本邦において、必要な知識及び技能を修得する活動に従事していた者については、規則附則第4条から第6条までに帰国期間の特例が定められていますので、技能実習生の履歴書（参考様式第1―3号）の「⑩訪日経験」欄の該当欄に所要の訪日経験及び帰国（予定）期間を記載する必要があります。建設・造船業務に従事していた者の帰国期間の詳細については、出入国在留管理庁又は厚生労働省のHPに掲載されている「新たな技能実習制度と建設・造船就労活動の関係」を御参照ください。

また、一時帰国の時期を変更する場合、機構への届出は不要ですが、地方出入国在留管理局における在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請の審査の際には、技能実習計画に記載されたとおりの一時帰国の有無を確認することとなるため、帰国時期の変更を行った旨の説明（様式自由）を添付して申請する必要があります。ただし、本件規定による一時帰国は、1か月以上連続して一時帰国する必要があり、分割して一時帰国したものを合算することにより1か月以上帰国したものとして変更することは認められません。

なお、一時帰国期間の計算においては、出国する初日（本邦の出入国港において出国の確認を受けた日）は算入されませんので御留意願います（例えば、本邦の出入国港において1月1日に出国確認を受けた場合は、同年2月1日以降に上陸許可を受ける必要があります。）。

○ 規則第 10 条第2項第3号チの「同じ技能実習の段階（第一号技能実習、第二号技能実習又は第三号技能実習の段階をいう。）に係る技能実習を過去に行ったことがないこと（やむを得ない事情がある場合を除く。）」については、技能実習は段階的に技能等の修得等を行うものであるため、同じ段階の技能実習を過去に行ったことがないことを求めるものです。同じ段階の技能実習を再度行うことが認められるやむを得ない事情については、①転籍、②再実習（同業種）を参照してください。また、①転籍、②再実習（同業種）により、再度技能実習計画の認定を受けようとする場合には、新規の技能実習計画の認定が必要です。

なお、中断後の再開に係る手続については、これまで新規の技能実習計画の認定を必要としていましたが、令和５年４月１日以降は、技能実習計画の変更認定手続により行えることとしています（中断後の再開に係る手続の詳細については後記第１３節第４を参照してください。）。

① 転籍

実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における

労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を継続することが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。転籍を認め得るやむを得ない事情の例は以下のとおりです。なお、以下の例に該当する場合であっても、専ら技能実習生の責めに帰すべき事情による実習先の変更（転籍）は認められません。

【転籍を認め得るやむを得ない事情】

ⅰ　実習実施者から雇用関係を打ち切られたと認められる場合等

典型的には、実習先の経営上・事業上の都合（倒産、廃業、事業縮小など）を理由とした整理解雇（雇い止め）が当たりますが、解雇の理由はこれに限られません。

解雇が法的に無効な場合にも、形式的に解雇を通知されていることをもって、やむを得ない事情に該当します。なおそのような場合には、実習実施者が正当な理由なく一方的に実習を打ち切ったとして、別途実習認定の取消事由に該当する可能性があります（第4章第8節参照）。

また、実際に解雇まで至らずとも、経済的事情による事業規模の縮小等（事業転換・再編を含む。）に伴い、技能実習の継続が困難になった場合も該当します。

ⅱ　実習実施者と技能実習生の間で雇用契約を合意解除したと認められる場合

典型的には、実習実施者の役職員と当該技能実習生の間でトラブルが発生するなどして信頼関係の修復が困難となり、互いの合意の上で雇用契約を解除する場合が当たります。

実習実施者が技能実習生に対して、退職に合意する旨の書面へのサインを強要した場合など、合意解除が無効（取り消し得る）と認められる場合にも、形式的に解除の意思が合致していることをもって、やむを得ない事情に該当します。なおそのような場合には、実習実施者が正当な理由なく一方的に実習を打ち切ったとして、別途実習認定の取消事由に該当する可能性があります（第4章第8節参照）。

ⅲ　実習実施者が重大悪質な法令違反行為を行ったと認められる場合

実習実施者は技能実習生を受け入れる上で各種の労働関係法令、出入国関係法令等を遵守していただく必要があることは言うまでもありませんが、重大悪質な法令違反行為があった場合、実習認定が取り消される（第4章第8節参照）前であっても、やむを得ない事情に該当します。

典型的には、実習実施者が下記のアないしキの行為を行い、その態様が重大悪質な場合が当たりますが、これらに限られるものではなく、違反の重大悪質性、

特に技能実習生にとっての不利益の程度に鑑みて、やむを得ない事情か否かが判断されます。例えば、単独では重大悪質とは認められない法令違反行為であっても、法令違反行為を繰り返す場合には、やむを得ない事情に該当すると認められる可能性があります。

また、転籍を申し出た技能実習生本人に対する行為ではなく、同僚に対する行為である場合でも、やむを得ない事情に該当すると認められる場合があります。

なお、重大悪質な法令違反行為に基づくやむを得ない事情か否かは、実習認定の取消しとは独立に判断されるため、やむを得ない事情があると認められたからといって必ず実習認定が取り消されるわけではありませんが、実際に実習認定が取り消された場合には、当然にやむを得ない事情があると認められます。

ア　実習認定を受けた技能実習計画と実習に齟齬がある場合

技能実習生に認定計画で定められた職種・作業と異なる作業に従事させていた場合や、他者で実習を行わせた場合、実習時間数が認定計画と異なる場合等が該当します。

イ　技能実習生に対する賃金不払いが生じた場合

技能実習生に対する賃金不払い（※）の態様が重大悪質な場合には、ｖの是正申入れを待たずして、転籍が認められます。

※　賃金の不払いには、使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合における休業手当の不払いも含まれます。

ウ　二重契約を結んだ場合

技能実習計画と反する内容の取決めとして、一定の時間外労働時間数を超過した場合に最低賃金未満の賃金額で支払うとする取決めや時間外労働に対して出来高払制で賃金を支払うとする取決め等を結んだ場合が該当します

エ　欠格事由（技能実習法第 10 条）に該当する場合

例えば、実習実施者に対し、労働安全衛生法の違反で罰金が確定し、欠格事由に該当することとなった場合には、計画認定が取り消される前であっても、転籍が認められます。

オ　技能実習法令違反を犯した場合

例えば

- 技能実習法第9条第9号（規則第 14 条第3号）に対する違反
  技能実習生に監理費を負担させた場合が該当します。
- 技能実習法第 46 条ないし第 48 条等に対する違反
  在留カードや旅券等の保管、外出の不当な制限や恋愛及び妊娠の禁止、技能実習生等との違約金の定めや損害賠償額の予定（例えば、技能実習を途中で止めた場合に違約金を支払う契約の締結）、貯蓄の強制、私物（スマートフォンや通帳等）の不当な管理等が該当します。

カ　出入国関係法令違反を犯した場合

例えば、実習実施者が不法就労助長行為に及んだ場合等が該当します。

キ　労働基準関係法令違反を犯した場合

例えば、実習実施者が違法な時間外労働等を行わせた場合、妊産婦に危険有害業務を行わせた場合、高所での作業において墜落による危険を防止するための労働安全衛生法上必要な措置が講じられていない場合等が該当します。

ⅳ　実習実施者が暴行、暴言、各種ハラスメント等の人権侵害行為を行ったと認められた場合

例えば、以下の行為が該当します。

- 胸ぐらを掴む、ヘルメットの上から手や工具で叩く、工具を投げつける、火傷をさせる等の暴行
- 「国に帰れ」や「もう国に帰ってよい」と帰国を迫る、「バカ」、「使えない」、「死ね」などと名誉を毀損・侮辱する、「〇〇人は出来が悪い」等、民族や国籍を理由に差別的な言動をする、母国語を話したら罰金を取ると注意する、土下座や丸刈りを強要する、根拠なく賠償を請求する等の暴言やパワーハラスメント
- 技能実習生に抱きつく、無理矢理キスを迫る、必要なく身体に触る、しつこくホテルへ誘う等のセクシュアルハラスメント
- 妊娠をしていることを理由に解雇をほのめかす等のマタニティハラスメント

ⅴ　実習実施者が重大悪質な契約違反行為を行ったと認められる場合

具体的には、雇用契約等の条件又は待遇と実態に、社会通念上、技能実習を継続し難いと認められる相違があり、技能実習生が実習実施者に是正を申し入れたが、是正されない場合をいいます。雇用契約の条件又は待遇と実態の相違は、典型的には、（ⅲとも一部重複しますが）雇用条件書や重要事項説明書に記載された雇用条件に反して、賃金（※）の不払いや正当な理由なく年次有給休暇を取得させない行為、食費等の過剰徴収を行うこと等が該当します。

「雇用契約等」には、雇用契約と密接に関連する契約も含まれます。例えば、技能実習生は通常実習実施者や監理団体が用意した宿泊施設に居住しているところ、この宿泊施設の賃貸借契約は、雇用契約と密接に関連しており、また、宿泊施設の条件は、技能実習生の待遇の一部を構成していると言えます。そのため、実際に居住することとなった宿泊施設が実習実施者や監理団体が技能実習生に説明した宿泊施設の条件に反している場合には「雇用契約の条件又は待遇と実態の相違」があると言えます。

さらに、技能実習生本人の予期せぬ形で、勤務地や宿泊施設の変更等により、

本人負担額が増加したり、生活環境の変化が生じたりした場合にも、「雇用契約等の条件又は待遇と実態」に相違があると認められる場合があります。

これらの相違が、社会通念上、技能実習を継続し難い程度に至っていると認められ、技能実習生が実習実施者に是正を申し入れたが、是正されない場合は、やむを得ない事情に該当します。

※　賃金の不払いには、使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合における休業手当の不払いも含まれます。

是正の申入れは、必ずしも技能実習生本人が行わなければならないものではなく、技能実習生からの相談を受けた機構が、実習実施者又は監理団体に是正を要請する場合も含みます。

また、同じ違反と是正を繰り返すような場合には、是正が期待できないものとして、是正を申し入れるまでもなく、やむを得ない事情があると認められる可能性があります。

なお、是正とは、原則として契約違反開始時に遡った是正をいいます。

vi　技能実習生が雇用契約締結時に雇用契約書及び雇用条件書等を交付されていない、又は雇用条件や待遇について技能実習生の母国語で説明を受けていない場合

実習実施者は労働基準法上、雇用契約締結の際に技能実習生に対して労働条件を明示する義務があり、技能実習法上も、実習実施者、監理団体等は技能実習生に対して雇用条件書等を提示した上で、技能実習生の母国語で雇用条件を説明することが必要です（第4章第2節第 10 参照）。この点は技能実習計画認定申請時に確認することとしていますが、万一、これらの義務に違反していたことが事後的に発覚した場合には、やむを得ない事情があると認められます。

vii　上記以外で技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から技能実習を継続することが相当でない事情が認められる場合

例えば、実習開始後に、実習実施場所で取り扱う食品等に対するアレルギーや疾病を発症し、実習継続が困難になった場合や日常生活に支障をきたすようになった場合等が該当します。

【技能実習生本人から転籍の申出があった場合の対応】

監理団体が、技能実習生から「実習先変更希望の申出書」（参考様式第 1-44 号）の提出を受けた場合には、直ちに必要な事実関係の確認や是正指導等をした上で、当該技能実習生本人に対し、転籍希望の申出に係る対応（転籍に係る連絡調整を

開始するか否か)について遅滞なく「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」(参考様式第 1-45 号。以下「対応通知書」という。)にて通知することが必要となります。申出が口頭でなされた場合には、技能実習生に対して「実習先変更希望の申出書」(参考様式 1-44 号)の提出を案内してください。申出書については、受領後、受領者の署名欄に記入した上で、原本を技能実習生に返戻してください。

企業単独型実習実施者が、技能実習生から「実習先変更希望の申出書」(参考様式第 1-44 号)を受けた場合には、直ちに必要な事実関係を確認した上で、当該技能実習生本人に対し、転籍希望の申出に係る対応について遅滞なく「対応通知書」(参考様式第 1-45 号)で通知することが必要となります。申出が口頭でなされた場合には、技能実習生に対して「実習先変更希望の申出書」(参考様式第 1-44 号)の提出を案内してください。申出書については、受領後、受領者の署名欄に記入した上で、原本を技能実習生に返戻してください。

団体監理型実習実施者が、技能実習生から、転籍を希望する旨の申出を受けた場合には、直ちにその旨を監理団体に報告してください。申出が口頭でなされた場合には、技能実習生に対して「実習先変更希望の申出書」(参考様式第 1-44 号)の提出を案内してください。申出書については、受領後、技能実習生に対して、受領者が署名した上で原本を返戻し、監理団体に対して、その写しを提出してください。

監理団体が団体監理型実習実施者から上記の報告を受けた場合には、直ちに必要な事実関係の確認や実習実施者に対する是正指導等をした上で、技能実習生本人に対し、転籍希望の申出に係る対応について遅滞なく「対応通知書」(参考様式第 1-45 号)にて通知することが必要となります。

監理団体又は企業単独型実習実施者は、転籍を認め得るやむを得ない事情があると認めた場合には、「実習先変更希望の申出書」(参考様式第 1-44 号)及び「対応通知書」(参考様式第 1-45 号)の写しを添えて技能実習実施困難時届出書(第4章第 10 節又は第5章第 10 節参照)を提出するとともに、技能実習法第 51 条に基づき、責任を持って他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じ、技能実習生の円滑な転籍の支援を図ることが必要となります(第7章第2節参照)。

なお、監理団体は、実習認定の取消事由に該当する疑いがあると認めた場合には、直ちに臨時監査を行うことが必要となります(第5章第2節第2参照)。

※ 転籍の場合の実習期間は、既に行った同一段階の実習期間と通算して法律上の上限の範囲内となります。ただし、上記の事情に起因して技能実習計画を実質的に履行できなかった期間については、実習期間として通算しない取扱いとします。

※ 転籍先においても、原則、同一職種・作業の技能実習を行う必要がありますが、同一職種・作業を行うことができる転籍先を探したものの、見つけることができないといった事情が認められる場合には、同一職種内であれば異なる作業への変更が

認められることがあります。

第2号又は第3号技能実習中に前段階の技能実習と同一職種内の異なる作業への変更が認められた場合、変更後の職種・作業に係る前段階の技能検定等の受検は必須ではありません。

② 再実習（同業種）

第1号技能実習を修了した者が、帰国後に再び、同じ業種の技能等について、同じ段階の技能実習を行う場合です。原則として、このような再実習を行うことは想定されていませんが、以下のような要件を全て満たす場合に限って、認められる余地があります。この場合は、理由書（様式自由）と再実習（同業種）を行うことが必要となった事情を明らかにする資料を提出することが必要となります。

- 前回行った技能実習も今回行おうとする技能実習も、いずれも原則として移行対象職種・作業に係るものではなく、第1号技能実習であること
- 前回行った技能実習において移行対象職種・作業として技能実習計画を策定しなかったことに合理的な理由があること
- 前回行った技能実習の目標が達成されていること
- 今回行おうとする技能実習の内容が、前回行った技能実習の内容と比べてより上級のもの又は関連する技能等の修得を目的とするものであるとともに、母国で従事している業務との関係において、今回行おうとする技能実習が必要であることにつき合理的な理由があること
- 前回行った技能実習で学んだ技能等を、母国において活用していた、又は活用を予定していたが、技能実習後の母国の事情の変化等により、やむを得ず当該学んだ技能等を直ちに十分に活用できない状況となったこと

【確認対象の書類】

- 技能実習計画認定申請書（省令様式第1号）
- 技能実習生の履歴書（参考様式第 1-3号）
- 技能実習生の申告書（参考様式第 1-20 号）
- 技能実習を行わせる理由書（参考様式第 1-22 号）
- 外国の所属機関の概要書及び当該機関による証明書（企業単独型技能実習）（参考様式第 1-11 号）
  - ＊ 企業単独型技能実習の場合
- 技能実習生の推薦状（参考様式第 1-23 号）
  - ＊ 団体監理型技能実習の場合
- 同種業務従事経験等説明書（団体監理型技能実習）（参考様式第1-27 号） 及び規則第10 条第2項第3号ホの立証に関し必要な書類
  - ＊ 団体監理型技能実習の場合

＊ 「本邦において従事しようとする業務と同等の業務に外国において従事した経験を有すること」を立証する場合、外国の所属機関による証明書（団体監理型技能実習）（参考様式第1-28 号）

＊ 「団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」を立証する場合、上記の省令の規定を説明した部分に記載の書類

・ 再度同じ段階の技能実習を行う理由書（様式自由）及び規則第 10 条第2項第3号チの立証に関し必要な書類

＊ 「やむを得ない事情がある場合」を立証する場合、上記の省令の規定を説明した部分に記載の書類

・ 外国の所属機関による証明書（団体監理型技能実習）（参考様式第 1-28 号）

＊ 団体監理型技能実習の場合

【留意事項】

○ 国籍又は住所を有する国又は地域の公的機関

政府機関、地方政府機関又はこれらに準ずる機関をいいます。政府機関又は地方政府機関に準ずる機関とは、日本の独立行政法人や特殊法人に相当する機関を想定していますが、その位置付けは各国の制度により異なることから、個々に判断されることとなります。

○ 団体監理型における第3号技能実習への円滑な移行について

第2号技能実習が修了する2か月前を目安として技能検定等の3級相当の検定の受検が必要となりますが、この頃までに、実習実施者や監理団体は、技能実習生との間で第3号技能実習への移行を希望しているか、移行を希望する場合に実習先を変更する旨の希望があるかをあらかじめ聴取することが望まれます。

実習先の変更がある場合にあっては、新たな実習実施者から第3号の技能実習計画の認定申請が行われる必要があるので、十分な時間的余裕を持って手続がされる必要があります。

○ 技能実習生が在留を継続したまま第3号技能実習へ移行する場合の入管法上の手続について

第3号技能実習計画の認定を受けた場合は、技能実習生は、「技能実習2号」の在留期間の満了日までに、「技能実習3号」への在留資格変更許可申請を地方出入国在留管理局に行う必要があります。在留資格変更許可申請中の技能実習生については、入管法第20条第5項に規定する特例期間（在留資格変更（更新）申請中に限り在留期間の満了日が最大2か月延長されるもの。）を活用して、みなし再入国許可により1か月以上の一旦帰国を行うことが可能です（ただし、一旦帰国の期間が45日を超える場合には特例期間中の帰国が実現しない場合や、特例期間中に帰国した場合にもその後の在留資格変更許可申請の手続が特例期間中に完了しないおそれがあることから、新規入国での手続を行うことが望まれます。）。

1か月以上の一旦帰国を終えて再入国した場合にあっては、技能実習生は、速やかに地方出入国在留管理局に出頭し、「技能実習3号」の在留資格変更許可を受けた上で、第3号技能実習を開始する必要があります。

（4） 申請者（実習実施者）の基準に関するもの

【関係の省令の規定】

四　申請者が次のいずれにも該当する者であること。

イ　制度の趣旨を理解して技能実習を行わせようとする者であること。

ロ　第二号技能実習に係るものである場合にあっては、当該技能実習計画に係る技能実習生に第一号技能実習を行わせた者であること（第一号技能実習を行わせた者が第二号技能実習を行わせることができない場合、第一号技能実習を行わせた者が第二号技能実習を行わせることが適当でない場合その他やむを得ない事情がある場合を除く。）。

○　制度の趣旨を理解して技能実習を行わせようとする者であることを明示的に求めるのは、制度の趣旨を理解せず、労働力の需給の調整の手段として技能実習生を受け入れる事業者は、技能等の修得等をさせる十分な努力を行わないばかりか、技能実習生に対する労働関係法令違反や人権侵害行為等の問題を生じさせることにも繋がる可能性があるためです。

○　第1号及び第2号の技能実習の合計3年間については、基礎的な技能等を効果的・効率的に修得等する期間であるため、同一の実習実施者において計画的かつ効率的に一貫して技能等を修得・習熟させることが重要です。したがって、第2号の技能実習計画に係る申請者はその技能実習生に第1号技能実習を行わせた者であることが求められます。

○　ただし、第1号技能実習と同一の実習実施者でないことについて、やむを得ない事情がある場合は、例外的に第1号技能実習を行わせた者以外の申請者も認められます。

やむを得ない事情がある場合に該当するのは、例えば、以下のとおりです。

- 第1号技能実習を行わせた実習実施者の倒産・経営状態悪化
- 第1号技能実習を行わせた実習実施者における実習認定の取消し
- 第1号技能実習を行わせた実習実施者における労使間の諸問題
- 第1号技能実習を行わせた実習実施者における対人関係の諸問題
- その他、第1号技能実習を行わせた実習実施者で技能実習を続けさせた場合において技能実習の適正な実施が期待できないと認められるとき

○　なお、第3号技能実習については、基礎的な技能等を効果的・効率的に修得等する期間は修了しており、いわゆる応用段階の実習になることから、第2号技能実習を行わせた実習実施者と同一の者の下での技能実習であることを必ずしも求めていません。技能実習生の意向に基づいて、実習先を選択することが可能となっています。

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第1号）

・ 技能実習を行わせる理由書（参考様式第 1-22 号）

（5） 外国の準備機関の偽変造文書の行使に関するもの

【関係の省令の規定】

五　外国の準備機関又はその役員が、過去五年以内に、技能実習を行わせようとする者に不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、監理事業を行おうとする者に不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受けさせる目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印（入管法第九条第四項の規定による記録を含む。以下同じ。）若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行っていないこと。

○　外国の準備機関又はその役員が、過去5年以内に技能実習を行わせようとする者に認定を受けさせる目的で偽造若しくは変造された文書等の提供を行った場合については、技能実習計画が認定されません。

【確認対象の書類】

・ 外国の所属機関の概要書及び当該機関による証明書（企業単独型技能実習）（参考様式第 1-11 号）

　＊　企業単独型技能実習の場合

・ 外国の準備機関の概要書及び誓約書（参考様式第 1-13号）

【用語の解説】

○　外国の準備機関

　外国の所属機関その他の技能実習生になろうとする者の外国における準備に関与する外国の機関のうち取次送出機関を除いたものをいいます。外国の準備機関に当たるものとしては、例えば、技能実習生が本国で所属していた機関、技能実習生になろうとする者を対象として行う講習実施機関、技能実習生が渡航するために旅券や航空券取得の代行を行

う機関などが挙げられます。

（6） 技能実習の実施の基準に関するもの

【関係の省令の規定】

六　技能実習の実施に関し次のいずれにも該当すること。

イ　技能実習生等（技能実習生又は技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者が、当該技能実習生等が本邦において行う技能実習に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されず、かつ、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしないこと。

ロ　申請者又は外国の準備機関（団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者、監理団体、取次送出機関又は外国の準備機関）が、他のこれらの者との間で、技能実習生等が本邦において行う技能実習に関連して、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていないこと。

ハ　企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者及び監理団体が、技能実習に関連して、技能実習生に対する暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為が行われていないことを定期的に確認すること。

ニ　団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎ又は外国における団体監理型技能実習の準備に関して取次送出機関又は外国の準備機関に支払う費用につき、その額及び内訳を十分に理解してこれらの機関との間で合意していること。

○　規則第10条第2項第6号イの「保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理されないこと」については、実習実施者、監理団体、取次送出機関又は外国の準備機関のみならず、本邦内において技能実習に関与するいわゆるブローカー等を含め、幅広く規制の対象とするものです（このため、本規定は特段主語を規定していません。）。

この規定は、技能実習生のみならず、技能実習生と社会生活において密接な関係を有する者（親族等）まで対象としています。

○　規則第10条第2項第6号ロの「申請者又は外国の準備機関（団体監理型技能実習

にあっては、申請者、監理団体、取次送出機関又は外国の準備機関）との間で、違約金等の契約を定めていないこと」については、技能実習生等との直接の契約でなくとも、実習実施者と取次送出機関などの関係者間で違約金を定めるような契約が行われた場合は、違約金を払う立場の機関が技能実習生等から保証金や高額な手数料等を徴収するおそれがあるため、技能実習生の保護の観点から求められているものです。

具体的には、技能実習生が失踪した場合に制裁として取次送出機関が実習実施者に対し違約金等を支払うことなどを定める契約などが想定されます。

○ 規則第10条第2項第6号ハの「技能実習生に対して暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為が行われていないことを定期的に確認すること」については、保証金契約や違約金契約以外にも、技能実習生が不当な取扱いを受けていないことを、技能実習生の保護の観点から実習実施者及び監理団体に定期的に確認させることを目的とするものです。

不当な取扱いとは、例えば、取次送出機関の日本駐在事務所の職員が、技能実習生との間で外出禁止等の不当な取決めをしているような場合などが想定されます。

○ 規則第10条第2項第6号ニの「取次送出機関又は外国の準備機関が徴収する費用の名目及び額を技能実習生が十分に理解した上で合意していること」については、技能実習生が不当に高額な送出費用を支払い、多額の借金を抱えて来日するといった事案があるのも事実であり、このような事案を防止するため、設けられた規定です。

各国の法制に従って適法に行われることが前提となりますが、旅券の取得等に要した費用など社会通念上、技能実習生が負担することに合理的な理由が認められるものについて、このルールにのっとって取次送出機関や外国の準備機関が費用を徴収することは可能です。

したがって、取次送出機関が監理団体へ技能実習生を取り次ぐ場合にあっては、当該技能実習生が取次送出機関及び外国の準備機関から徴収された費用の額及びその内訳について、技能実習生から聴取するなどして、当該費用が技能実習生の合意の下で徴収されたものであることを確認することが必要です。

【確認対象の書類】

・ 申請者の誓約書（参考様式第 1-2号）
・ 技能実習計画の認定に関する取次送出機関の誓約書（参考様式第 1-10号）
　＊ 団体監理型技能実習の場合
・ 外国の所属機関の概要書及び当該機関による証明書（企業単独型技能実習）（参考様式第1-11 号）
　＊ 企業単独型技能実習の場合
・ 外国の準備機関の概要書及び誓約書（参考様式第1-13号）

・ 技能実習の準備に関し本国で支払った費用の明細書（参考様式第1-21号）
　＊ 団体監理型技能実習の場合
・ 団体監理型技能実習生と取次送出機関の間に締結された団体監理型技能実習に係る契約の契約書の写し
　＊ 団体監理型技能実習の場合

（7） 講習の基準に関するもの

【関係の省令の規定】

七　第一号技能実習に係るものである場合にあっては、入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。

イ　第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、自ら又は他の適切な者に委託して、座学（見学を含む 。ハにおいて同じ。）により実施するものであること。

ロ　科目が次に掲げるものであること。

（1） 日本語

（2） 本邦での生活一般に関する知識

（3） 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者（第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者又は監理団体に所属する者を除く。）が講義を行うものに限る。）

（4） (1)から(3)までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識

ハ　その総時間数（実施時間が八時間を超える日については、八時間として計算する。）が、技能実習生が本邦において行う第一号技能実習の予定時間全体の六分の一以上（当該技能実習生が、過去六月以内に、本邦外において、ロ(1)、(2)又は(4)に掲げる科目につき、一月以上の期間かつ百六十時間以上の課程を有し、座学により実施される次のいずれかの講習（以下「入国前講習」という。）を受けた場合にあっては、十二分の一以上）であること。

（1） 第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、自ら又は他の適切な者に委託して実施するもの

（2） 外国の公的機関又は教育機関（第一号企業単独型技能実習に係るものにあっては、これらの機関又は第二条の外国の公私の機関）が行うものであって、第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体において、その内容が入国後講習に相

当すると認めたもの

ニ　第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあってはロ(3)に掲げる科目、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては全ての科目について、修得させようとする技能等に係る業務に従事させる期間より前に行われ、かつ、当該科目に係る入国後講習の期間中は技能実習生を業務に従事させないこと。

○　第1号の技能実習生については、入国後一定の期間、「①　日本語」、「②　本邦での生活一般に関する知識」、「③　出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報」及び「④　①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」に掲げる科目について、講習を受講することが必要となります。

※　入国後講習は、第1号企業単独型の場合は申請者（実習実施者）が、第1号団体監理型の場合には監理団体が自ら又は他の適切な者に委託して行いますが、必ずしも対面ではなくオンラインでの実施を可能としています（「第4章第2節第7（4）入国後講習の施設確保に関するもの」（P88参照））。

※　入国後講習の期間中（企業単独型技能実習の場合は入国後に③の科目が終了するまでの間）に技能実習生を業務に従事させることはできません。

※　入国後講習は座学（見学を含む。）により実施することとなっているため、実技により実施することは認められません。

○各科目における留意点は次に記載するとおりです。

①　日本語

技能実習が行われる現場においては、日本語による指導やコミュニケーションが行われるのが通常であることから、技能実習を効果的かつ安全に行うための日本語教育を求めるものです。また、技能実習生は我が国で生活することとなるため、技能実習の基盤となる日常生活を円滑に送るためにも一定の日本語能力が必要となることから、技能実習生が技能実習の遂行や日常生活に不自由しないレベルに達することができるよう入国後講習を行うことが望まれます。

②　本邦での生活一般に関する知識

技能実習生が最大5年間本邦で生活を行うためには、我が国の法律や規則、社会生活上のルールやマナーを守る必要があり、自転車の乗り方等日本の交通ルール、公共機関の利用方法、国際電話の掛け方、買い物の仕方、ゴミの出し方、銀行等の金融機関・郵便局の利用方法、預貯金口座の取扱い、自然災害への備えなどの対処方法、感染症の予防等など様々なものがあります。技能実習生が日常生活に困らないよう、居住する地域のルールや情報収集の仕方などをはじめ、丁寧に説明することが重要です。

また、本邦での生活に当たって、マイナンバーカードを取得していると、本人確認書類として利用することができるほか、医療機関等の受診の際には、健康保険証として利用することができるなどの利便性があるので、取得のメリットや取得方法を技能実習生にわかりやすく説明してください。

なお、講習を実施するに当たっては、出入国在留管理庁のHPでは、日本に在留する外国人が安全・安心に生活・就労できるように必要な情報を取りまとめた「生活・就労ガイドブック」や生活オリエンテーション動画を各国言語で掲載していますので御活用ください。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html

③ 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（専門的な知識を有する者（第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者又は監理団体に所属する者を除く。）が講義を行うものに限る。）

以下の事項等が講義内容に含まれていなければなりません。講義では、以下の事項について技能実習生手帳の該当部分を示し、また、出入国在留管理庁作成の広報動画を活用するなど、わかりやすく説明してください。

・ 技能実習法令、入管法令、労働関係法令に関する知識
・ 実習実施者や監理団体等が技能実習法令等の規定に違反していることを知ったときの対応方法（申告・相談）
・ 労働基準関係法令違反の申告・相談先である労働基準監督署等の行政機関への連絡方法（※申告による不利益取扱いの禁止に係る事項を含む）
・ 賃金未払に関する立替払制度や休業補償制度、労働安全衛生や労働契約に関する知識
・ 国民年金又は厚生年金の脱退一時金・医療保険の手続
・ 男女雇用機会均等法で定める婚姻、妊娠、出産等を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止、労働基準法に定める妊娠・出産した場合の休業制度（産前・産後休業）や支援制度（健康保険の出産手当金や出産育児一時金）、育児・介護休業法に定める育児休業
・「転籍を認め得るやむを得ない事情」に関する知識、技能実習生が実習先変更希望の申出を行う方法、「実習先変更希望の申出書」（参考様式 1-44 号）を監理団体又は実習実施者に提出した後の各手続に関する知識
・ その他、雇用保険や医療保険の切り換え手続、入管法の手続
・ 外国人技能実習機構や監理団体の相談窓口

※ 「法的保護に必要な情報」における「専門的な知識を有する者」とは、技能実習法令、入管法令、労働関係法令等技能実習生の法的保護に必要な情報について十分な知識を有すると認められる者となります。

※　企業単独型技能実習と異なり、団体監理型技能実習を行わせる場合においては、「技能実習生の法的保護に必要な情報」に係る講義をより適切に実施する観点から、申請者（実習実施者）又は監理団体の職員以外で技能実習法令、入管法令、労働関係法令等技能実習生の法的保護に必要な情報について十分な知識を有する外部講師が当該講義を行うこととされています。

※　講義で使用する技能実習生手帳は、冊子版のほか、電子データ版を印刷したもの、スマートフォン向けアプリ版のいずれを使用しても差し支えありません。

④　①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識

技能実習生が従事する業務内容を具体的に理解できるよう、認定計画の内容等を説明することが求められます。このほか、機械の構造や操作に関する知識のほか、技能実習への心構え、企業内での規律等の講義が想定されます。また、座学により技能実習生が従事する職種・作業に応じた安全衛生教育を必ず実施することが求められます。その際は、職種・作業における特有の課題を説明することが重要ですので、例えば、技能実習生の労働災害の防止・健康確保の観点から、食品製造関係職種等の製造業の場合には取り扱う製造機械の安全な使用方法を、農業・林業関係職種の場合には農・林業用機械や農薬の安全な取扱いを、建設関係職種の場合には墜落・転落災害の防止や石綿暴露防止等の安全衛生対策について、技能実習生にわかりやすく説明することが求められます。説明に当たっては、厚生労働省 HP 「外国人労働者の安全衛生対策」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html)に掲載された資料や、機構 HP (https://www.otit.go.jp/anzen/)掲載の安全衛生対策マニュアルなどを活用してください。

さらに、現場施設見学を行う場合が「①から③までのほか、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識」の科目に該当することとなります。なお、講習実施施設の外で講習を実施しても差し支えありませんが、実習実施者の工場の生産ライン等の商品生産施設においては見学以外の活動は認められません。商品生産施設での機械操作教育や安全衛生教育は、講習とは別に実習実施者において、技能等の修得のための活動として実施しなければなりません。

○　入国後講習の時間数については、次に掲げる要件を満たした入国前講習を実施しない場合は「第１号技能実習の総時間数の6分の1以上」、実施する場合は「第１号技能実習の総時間数の12分の1以上」となります。

・　過去6か月以内に、本邦外において、①、②又は④に掲げる科目につき、1か月以上の期間かつ160時間以上の課程を有し、座学により実施されるもの

・　規則第10条第2項第7号ハ（1）又は（2）のいずれかに該当するもの

○　入国後講習の実施時期については、企業単独型技能実習の場合は③の科目のみ、団体監理型技能実習の場合は全ての科目について、実習実施者における技能等の修得活動を行わせる前に実施しなければなりません。

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第1号）
・ 申請者の誓約書（参考様式第 1-2号）
・ 入国前講習実施（予定）表に関する申請者等の誓約書（参考様式第 1-29号）
　＊　入国前講習を実施するとした場合

【留意事項】

○　各科目の時間配分

・　入国後講習は、規則10条2項7号ロの（1）から（4）までの全ての科目について実施しなければなりませんが、各科目の時間数やその割合については、技能実習生の個々の能力や技能等を修得するために必要な知識の程度によってそれぞれの科目の必要な時間数が異なることから、実習実施者において適宜定めることとして差し支えありません。
・「日本語」については、技能実習生が一定の日本語能力試験等に合格している場合など日本語能力が高い場合には、当該科目の講習期間を一定程度短縮することも可能ですが、入国後講習の実施時間を減らすことは認められません。そのような場合にあっては、例えば監理団体職員と技能実習生のコミュニケーションを深める等、技能実習の実情を踏まえ技能実習生の本邦での生活や技能実習が円滑で効果的なものとなるようこれらの科目を多く実施することも認められます。
・「法的保護に必要な情報」については、講義時間が極端に少ない場合（例えば、通訳を介して1、2時間）には、講義内容や通訳に要する時間を確認し、不十分と認められる場合には講義時間数を増やす必要があります。「法的保護に必要な講習」の時間数の目安は、技能実習法令、入管法令、労働関係法令、その他法的保護に必要な情報について、少なくとも各2時間ずつ実施することを目安とし、合計で8時間実施することが必要です。なお、通訳を付して実施する場合は、通訳に要する時間を考慮して当該8時間の内容を実施することが必要です。
・　企業単独型技能実習にあっては、雇用契約に基づいて実施された講習の時間数も、所定の要件を満たす場合にあっては、省令で規定する入国後講習の必要時間数に含まれます。
・　　なお、講習の実施は、効果的な講習を実施するという観点から、1日8時間以内であって、かつ週5日以内とすることが原則となります。

○　使用する教材

・　使用する教材については、原則として任意のものを使用することとして差し支えありませんが、「本邦での生活一般に関する知識」及び「法的保護に必要な情報」の科目については、技能実習生手帳を教材の一つとして必ず使用し、技能実習生に対し、技能実習生手

帳の活用を促すようにしてください。また、機構で実施する母国語相談において申告を受け付けること等についても、知識として付与してください。

○ 残業時間の取扱い

・ 入国後講習の時間数は、第1号技能実習の予定時間全体から決定されます。残業を行ったケースなど技能実習の実施時間が技能実習計画の認定後の事情変更により増えた場合に、講習を追加的に実施することは原則求められていません。

○ 入国前講習が未了の場合の取扱い

・ 技能実習計画の認定申請は、申請以後6か月以内に技能実習を開始するものに限られており、申請を行う段階で、入国前講習が所定の時間数を満たしていないことも想定されますが、その場合でも、技能実習生が本邦に入国する前までに所定の時間を行うことが見込まれる場合にあっては、入国前講習を受講した場合の時間数で考えて差し支えありません。ただし、入国前講習の受講を見込みで実習認定を行った場合に、技能実習生が本邦に入国する時点で所定の講習時間数を満たしていない場合にあっては、技能実習の総時間数の6分の1以上の入国後講習を行うことが必要となってしまいますので、所定の時間数の入国前講習を必ず実施した上で入国するようにしてください。

○ 団体監理型技能実習における入国後講習と雇用契約の発効

・ 団体監理型技能実習においては、実習実施者と技能実習生との間の雇用契約に基づき技能等を修得する活動を開始する前に監理団体が実施する講習のみを入国後講習の時間数として計算することができます。このため、雇用契約発効後に行われる講習は、監理団体が実施した場合であっても規則で規定する入国後講習の必要時間数に含めません。

・ 技能実習生が危険又は有害な業務に従事することが予定されている場合に、法令で義務付けられている技能講習、特別教育等を受講する必要がある場合がありますが、これについては、特に必要と認められる場合を除き、入国後講習終了後に各実習実施者における技能等修得活動中に受講させるものであることが望ましいものです。

　また、技能実習計画上、法令で技能講習等の修了が義務づけられている作業を行わせることを予定している場合は、計画に従って当該作業を行わせることができるよう計画的に技能講習等を修了する必要があります（法令上技能講習等の修了が義務づけられている作業を、技能講習等が未修了の技能実習生に行わせた場合は、労働安全衛生法等に違反します。）。

　なお、入国後講習期間中に受講させる場合であっても、実技を伴わないことを前提に、①当該講習等が実習実施者による指揮命令を受けるものでないこと、②監理団体の責任の下で行われること、③実習実施者の施設で行われるものでないこと、④事故等により負傷等した場合の補償措置が講じられていること、⑤技能実習計画の認定申請時に技能講習等の実施時期、場所等が記載され、入国後講習として行うことが明らかになっていること等が必要です。

○　入国後講習後の実習実施者による講習の実施

・　雇用契約に基づき技能等を修得する活動を開始した後に、実習実施者の主催による日本語等の講習を実施することは可能です。なお、技能実習生の参加を強制し業務として行う場合には、労働基準法上の労働時間として賃金の支払対象となることに留意することが必要です。

【用語の解説】

○　入国後講習

法第2条第2項第1号又は同条第4項第1号に規定する講習をいいます（規則第1条第7号）。入国後講習は、技能実習生の入国後に、団体監理型技能実習にあっては、監理団体が実習実施者における技能等の修得を行わせる前に行わなければなりません。他方、企業単独型技能実習にあっては、法的保護に関する科目のみが実習実施者における技能等の修得を行わせる前に行わなければならず、その他の科目については技能等の修得を行わせながら行うこともできます。

○　外国の公的機関

外国の公的機関とは、外国の国又は地方公共団体の機関をいい、本邦における独立行政法人や公益法人に相当する機関はこれに該当しません。

○　外国の教育機関

外国の教育機関として認められるものは、原則として、その国又は地域における学校教育制度に照らして正規の教育機関として認定されているものであり、かつ、義務教育終了後に入学する機関をいいます。

○　技能実習生手帳

技能実習生手帳は、技能実習生が日本において健康で充実した技能実習生活を過ごすことができるように技能実習生の心構え、生活・衛生面における情報、出入国及び労働関係法令のほか、行政相談窓口の案内など、技能実習生に役に立つ情報を分かりやすくまとめ、技能実習生の母国語に翻訳した上で、技能実習生の入国時に入国審査官を介して配付されているものです。技能実習生手帳については、機構のHPに公表していますので御活用ください。

なお、最新の技能実習生手帳をいつでも、どこでも見られるようスマートフォン向けアプリを開発しておりますので、同アプリも併せて御活用ください。

（8）　特定の職種・作業に関するもの

【関係の省令の規定】

八　前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣（法第五十三条に規定する事業所管大臣をいう。以下同じ。）が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議

の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

○　技能実習法は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ることができる制度となっており、事業所管大臣が当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっています。

○　技能実習の内容の基準に関して、この告示が定められた場合には、事業所管省庁、出入国在留管理庁、厚生労働省及び機構のHP等により周知します。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/index.html

第4　技能実習の期間に関するもの

【関係規定】
（認定の基準）
法第9条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
三　技能実習の期間が、第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係るものである場合は一年以内、第二号企業単独型技能実習若しくは第三号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習若しくは第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は二年以内であること。

○　第1号技能実習の期間は1年以内、第2号又は第3号技能実習の期間は2年以内です。

○　本基準である同一区分の技能実習の期間については、原則として単一の技能実習計画の範囲内で判断されるものです。ただし、同じ段階の技能実習を行ったことについてやむを得ない事情がある場合として、中断後の再開又は転籍を行う場合にあっては、既に行った同一段階の技能実習計画上の技能実習の期間と通算してその期間を判断します。

○　「特例期間」（在留資格変更（更新）申請中に限り在留期間の満了日が最大2か月延長されるもの。）を挟む実習生に係る技能実習計画認定申請書（別記様式第1号）の第2面項目8「技能実習の期間及び時間数」には、これから実際に実習する期間を

記入してください。

○　地方出入国在留管理局における在留期間の決定については、必要に応じて所定の調整が行われます。このため、必ずしも技能実習計画認定通知書どおりの期間が付与されるとは限りません。

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第１号）

【留意事項】

○　技能実習法上の「技能実習の期間」と技能実習生の在留資格との関係について

技能実習法上の「技能実習の期間」と技能実習生が在留資格上有している在留期間は必ずしも一致するものではありません。技能実習法上で認定を受けた技能実習の期間内であったとしても、技能実習生が在留資格上定められている在留期間を過ぎて技能実習を行うことは認められませんので、このような場合には、地方出入国在留管理局に対し、在留期間の更新の申請をする必要があります。

第5　前段階の技能実習における目標の達成に関するもの

【関係規定】

（認定の基準）

法第9条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

四　第二号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に係るものである場合はそれぞれ当該技能実習計画に係る技能等に係る第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係る技能実習計画、第三号企業単独型技能実習又は第三号団体監理型技能実習に係るものである場合はそれぞれ当該技能実習計画に係る技能等に係る第二号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に係る技能実習計画において定めた技能検定又は技能実習評価試験の合格に係る目標が達成されていること。

○　第2号又は第3号技能実習に係る技能実習計画の認定を受けるためには、前段階の技能実習の目標を達成していなければなりません。

・ 第2号技能実習の場合　：　第1号技能実習で目標として定めた基礎級の技能検定等への合格が必要

・ 第3号技能実習の場合　：　第2号技能実習で目標として定めた3級の技能検定等の実技試験への合格が必要

○　技能検定等の合否結果が出ていない状況で次の段階の技能実習計画の認定申請を行うこととなった場合には、受検中又は受検予定であることが分かる資料を添えて申請を行ってください。この場合、合格が判明した後に、資料の追完を行わなければなりません。

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第１号）

・ 基礎級の技能検定の合格証書の写し若しくは技能検定試験合格通知の写し又はこれに相当する技能実習評価試験の合格を証明する書面

　＊　第2号技能実習計画の認定申請の場合

・ 3級の技能検定の実技試験の合格証書の写し若しくは技能検定試験合格通知の写し又はこれに相当する技能実習評価試験の合格を証明する書面

　＊　第3号技能実習計画の認定申請の場合

【留意事項】

○　機構が行う受検手続支援について

・ 機構では、技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定又は技能評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定の審査への円滑な反映等につなげていく業務を行っています。そのためには、あらかじめ技能実習生の同意が必要です。

・ 受検手続支援を受けた場合には、試験実施機関から機構に対し技能実習生の技能検定等の合否結果が提供されます。このため、技能検定の合格証書等の証明書類の提出は省略をすることが可能となります。

・ 技能実習計画の目標とした技能検定等の受検手続支援の申込方法等の詳細については、別途機構のHP等により周知しています。

第6　修得等をした技能等の評価に関するもの

【関係規定】

（認定の基準）

法第9条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

五　技能実習を修了するまでに、技能実習生が修得等をした技能等の評価を技能検定若しくは技能実習評価試験又は主務省令で定める評価により行うこと。

（主務省令で定める評価）

規則第11条　法第九条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める評価は、技能実習の目標（前条第一項第一号ロ及び第三項第三号に係るものに限る。）が全て達成されているかどうかを技能実習指導員が確認することとする。
2　技能実習指導員は、前項の評価を行うに当たっては、技能実習責任者を確認の場に立ち会わせることその他の方法により、評価の公正な実施の確保に努めなければならない。

○　技能実習生が修得等をした技能等の評価は、技能実習生の技能検定等の受検（移行対象職種・作業に係るもので技能検定等の合格に係る目標を定めている場合）又は技能実習指導員による技能実習計画の目標が達成されているかどうかの確認（移行対象職種・作業に係るものでない第1号技能実習の場合等）によって行います。なお、技能実習指導員による確認は、技能実習計画において、技能検定等の合格以外の目標を定めた場合に限られます。

○　技能検定等の受検については、以下の時期に受検することが推奨されます。
・　第1号技能実習　：　第1号技能実習が修了する2～3か月前まで
・　第2号技能実習　：　第2号技能実習が修了する2～6か月前まで
・　第3号技能実習　：　第3号技能実習が修了するまで

○　また、技能実習の期間中の再受検は、1回に限り認められることとなっています。

○　このことを踏まえて、技能実習を行わせる前に、技能実習を行わせる職種・作業等、受検すべき技能検定等の種類、受検時期その他必要な事項を明らかにして計画的に準備を行わなければなりません。

○　特に、第1号技能実習又は第2号技能実習の場合で、それぞれ第2号技能実習又は第3号技能実習に移行する予定がある場合には、次段階の技能実習への円滑な移行を図る必要があることから、余裕を持って技能実習計画の認定申請や地方出入国在留管理局への在留資格変更許可申請の手続を行えるよう計画的に技能実習を行わせてください。

○　技能実習生が技能検定又は技能実習評価試験を受検後に、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）が試験実施機関から当該技能実習生の技能検定の合格証書若しくは技能検定試験合格通知又はこれに相当する技能実習評価試験の合格を証明する書面を受領した場合は、監理団体や実習実施者が保管することなく、速やかに当該技能実習生本人へ手交してください。

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書(省令様式第 1 号)

・ 申請者の誓約書(参考様式第 1-2号)

・ 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書(参考様式第 1-5 号)

＊ 移行対象職種・作業に係るものでない第1号技能実習の場合

【留意事項】

○ 移行対象職種・作業に係る技能実習で次段階への移行希望がない場合の受検について

第1号技能実習の場合で第2号技能実習への移行希望がない場合、第2号技能実習の場合で第3号技能実習への移行希望がない場合又は第3号技能実習の場合は、次段階の技能実習がありませんが、そのような場合でも、技能実習計画の中で設定した目標(技能検定等の合格)の達成に向けて受検しなければなりません。

第7 技能実習を行わせる体制に関するもの

【関係規定】

(認定の基準)

法第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

六 技能実習を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。

七 技能実習を行わせる事業所ごとに、主務省令で定めるところにより技能実習の実施に関する責任者が選任されていること。

(技能実習を行わせる体制及び事業所の設備)

規則第12条 法第九条第六号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～十四 (後述)

(技能実習責任者の選任)

規則第13条 (後述)

（1） 技能実習責任者の選任に関するもの

【関係の省令の規定】

（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）

規則第12条　法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一　技能実習責任者が、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督し、技能実習の進捗状況を管理するほか、次に掲げる事項を統括管理することとされていること。

イ　技能実習計画の作成に関すること。

ロ　法第九条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する技能実習生が修得等をした技能等の評価に関すること。

ハ　法又はこれに基づく命令の規定による出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣又は機構（団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、法務大臣、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣若しくは機構又は監理団体）に対する届出、報告、通知その他の手続に関すること。

ニ　法第二十条に規定する帳簿書類の作成及び保管並びに法第二十一条に規定する報告書の作成に関すること。

ホ　技能実習生の受入れの準備に関すること。

ヘ　団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、監理団体との連絡調整に関すること。

ト　技能実習生の保護に関すること。

チ　技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関すること。

リ　国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、機構その他関係機関との連絡調整に関すること。

（技能実習責任者の選任）

規則第13条　法第九条第七号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する技能実習責任者の選任は、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であって、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去三年以内に技能実習責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者のうち、前条第一項第二号イからハまでのいずれにも該当しない者の中からしなければならない。

○　技能実習責任者には、欠格事由に該当する者（禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から 5 年を経過していない者など）、過去 5 年以内に出入国又は労働

に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者、未成年者はなることができません。

○ 技能実習責任者は、規則第12条第1項第1号イからりまでに掲げる事項を統括するために、下記の①～③の条件を満たす者でなくてはなりません。

① 実習実施者又はその常勤の役員若しくは職員である者

② 自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にある者

③ 過去3年以内に技能実習責任者に対する講習（主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習）を修了した者

※ 技能実習責任者は、①から③の条件を満たす必要がありますが、それ以外に特段の資格等の取得が求められるものではありません。

※ 養成講習を実施している機関や講習の日程は以下の HP から確認できます。それぞれの実施機関に各自で受講を申し込んでください。

出入国在留管理庁 HP：
https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00144.html

厚生労働省 HP：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html

○ 技能実習責任者は、技能実習指導員、生活指導員等を監督する立場にあることから、新人職員等の業務の経験が少ない者等を技能実習責任者に選任することは認められません。

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第 1 号）

・ 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書（参考様式第 1-5号）

・ 技能実習責任者に対する講習を修了したことを証明する書類

【留意事項】

○ 技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員の兼務について

技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員は、各々に求められる要件を備えた上であれば、兼務することは可能です。

○ 技能実習責任者の常勤性が確認できる書類について

令和5年4月1日から、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書において、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であることを誓約していただくことにより、原則、提出を不要とする取扱いに変更していますが、申請受理後、個別に常勤性が確認できる書類の提出を依頼する場合があります。

○ 技能実習責任者に対する講習を修了したことを証明する書類について

技能実習法施行規則第13条に定める「過去3年間以内」については、認定時を起算日として基準を満たす必要があります。

また、認定時のみならず、認定後も継続して基準に適合する必要があることから、認定後において技能実習責任者講習受講から3年以上経過する場合は、再度の受講が必要です。

（2） 技能実習指導員の選任に関するもの

【関係の省令の規定】

（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）

規則第12条　法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

二　技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について五年以上の経験を有し、かつ、次のいずれにも該当しないものの中から技能実習指導員を一名以上選任していること。

イ　法第十条第一号から第八号まで又は第十号のいずれかに該当する者

ロ　過去五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした

ハ　未成年者

○ 技能実習指導員には、欠格事由に該当する者（禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から 5 年を経過していない者など）、過去 5 年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者、未成年者はなることができません。

○ 技能実習指導員は、技能実習の指導を担当するために、下記の①及び②の条件を満たす者でなくてはなりません。

① 実習実施者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者

② 修得等をさせようとする技能等について五年以上の経験を有する者

※ 技能実習指導員は、①及び②の条件を満たす必要がありますが、それ以外に特段の資格等の取得が求められるものではありません。

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第 1 号）

・ 技能実習責任者･技能実習指導員･生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書

（参考様式第 1-5号）

【留意事項】

○ 技能実習指導員の技能実習生が修得する技能等についての経験

技能実習指導員は技能実習生が修得等をする技能等について5年以上の経験を持つことが必要とされています。これは実習内容を充実させ、技能実習生に対して十分に指導できるようにするため設けられているものです。

技能実習生を直接指導する立場であることに鑑み、その経験について、移行対象職種・作業である場合には、職種及び作業の単位で一致する経験を有していること、指導する職種及び作業に係る技能検定等の2級の合格者であるなどの有資格者であることが望ましいと考えられます。

なお、実習実施者における経験には限定されず、実習実施者でない他の機関での経験年数も含めることができます。

○ 複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる場合の技能実習指導員の経験

複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる場合は、その全ての職種及び作業に係る修得等をする技能等について5年以上の経験を有することが必要となります。技能実習指導員が1人で全ての経験を網羅することが困難な場合には、職種及び作業ごとに異なる技能実習指導員を配置することも可能です。

○ 技能実習指導員の現場への常駐

技能実習指導員は、技能実習生を直接指導する必要があることから、技能実習を行わせる事業所（工場など）に所属して勤務する者を選任しなければなりません。

なお、複数の技能実習を行わせる事業所を有する実習実施者においては、当該複数の事業所で同一の技能実習指導員を選任することはできませんが、後述する複数人の技能実習指導員の選任等による適切な指導体制を前提として、当該技能実習指導員がリモートワーク等により他の事業所における技能実習の指導に従事することは妨げられません。

○ 技能実習指導員の配置

技能実習を継続して行わせる体制を整備するためには、必ずしも技能実習指導員と技能実習生を常に同時に配置することまで求めるものではありませんが、技能実習指導員は技能実習生を直接指導する必要があることから、その指導が適切に行われるよう複数人選任する等の体制を整備することが望まれます（本節第7（12）参照）。

また、技能実習の実施方法により、次のような点に留意する必要があります。

・ 建設関係職種など、様々な現場に出向いて技能実習を行うことが想定される場合にあっては、1人の技能実習指導員が複数の現場に配置された技能実習生を指導することは妨げられないところ、技能実習指導員は技能実習生が技能実習を行う現場を巡回するなど、技能実習指導員が認定計画に従って直接指導する体制を整備しておくこと。

・ 交代制勤務により技能実習を実施する場合にあっては、技能実習指導員を含めた各

職員がいわゆる早番・遅番、交代勤務、夜間勤務等を行う場合が想定されるところ、技能実習指導員を技能実習生と常に同じシフトとすることまで求めるものではないが、認定計画に従って技能実習を行うことができるよう修得等する技能等の内容によっては直接指導する体制とする必要があること。

○ 技能実習指導員に対する講習の受講

技能実習指導員は、技能実習責任者と異なり講習の受講は義務ではありませんが、技能実習指導員に対する講習を修了したものであることが望ましいと考えられます。（技能実習指導員に対する講習を修了している場合、優良な実習実施者の要件の加点要素とすることで、これを推奨するものです。詳しくは「優良な実習実施者に関するもの」（P111参照））。

○ 技能実習指導員の常勤性が確認できる書類について

令和5年4月1日から、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書において、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であることを誓約していただくことにより、原則、提出を不要とする取扱いに変更していますが、申請受理後、個別に常勤性が確認できる書類の提出を依頼する場合があります。

（3） 生活指導員の選任に関するもの

【関係の省令の規定】

（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）

規則第12条　法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

三　技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、前号イからハまでのいずれにも該当しないものの中から生活指導員を一名以上選任していること。

○ 生活指導員には、欠格事由に該当する者（禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から 5 年を経過していない者など）、過去 5 年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しい不当な行為をした者、未成年者はなることができません。

○ 生活指導員は、技能実習生の生活の指導を担当するために、実習実施者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者でなくてはなりません。

※ 生活指導員は、このような条件を満たす必要がありますが、それ以外に特段の資格等の取得が求められるものではありません。

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第１号）

・ 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書（参考様式第1-5号）

【留意事項】

○ 生活指導員の役割

生活指導員は、技能実習生の我が国における生活上の留意点について指導するだけでなく、技能実習生の生活状況を把握するほか、技能実習生の相談に乗るなどして、問題の発生を未然に防止することが求められます。

例えば、以下の事柄等について日頃から技能実習生に周知・注意喚起することが考えられます。

・交通ルールを遵守し、交通事故の防止に努めること。特に、自転車の乗車の際にはヘルメットの着用が努力義務とされている事に留意すること。

・山や川、海などに行く際は、転落や水難事故等があり得ることに留意すること。例えば、遊泳禁止区域では泳がないことや、ライフセーバーが監視している海水浴場の利用が望ましいこと、スキーでは滑走禁止区域に立ち入らないこと等、基本的な事故等の防止に努めること。

・日頃から体調管理に努めるとともに、体調に問題のある場合には早期に病院の受診を心がけること。

なお、生活指導員が全ての生活指導を自ら行わなければならないものではなく、補助者を付けて生活指導をすることも可能です。

○ 生活指導員の現場への常駐

生活指導員は、技能実習生を生活面から直接指導する必要があることから、技能実習を行わせる事業所（工場など）に所属して勤務する者を選任しなければなりません。

なお、複数の技能実習を行わせる事業所を有する実習実施者においては、当該複数の事業所で同一の生活指導員を選任することはできませんが、複数人の生活指導員の選任等による適切な指導体制を前提として、当該生活指導員がリモートワーク等により他の事業所における生活面の指導に従事することは妨げられません。

○ 生活指導員に対する講習の受講

生活指導員は、技能実習責任者と異なり講習の受講は義務ではありませんが、生活指導員に対する講習を修了したものであることが望ましいと考えられます。（生活指導員に対する講習を修了している場合、優良な実習実施者の要件の加点要素とすることで、これを推奨するものです。詳しくは「優良な実習実施者に関するもの」（P111参照））。

○ 生活指導員の常勤性が確認できる書類について

令和5年4月1日から、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書において、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であることを

誓約していただくことにより、原則、提出を不要とする取扱いに変更していますが、申請受理後、個別に常勤性が確認できる書類の提出を依頼する場合があります。

（4） 入国後講習の施設確保に関するもの

【関係の省令の規定】

（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）

規則第12条　法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

四　第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、入国後講習を実施する施設を確保していること。

○　第１号企業単独型技能実習にあっては実習実施者が、第1号団体監理型技能実習にあっては監理団体が入国後講習を実施する施設を確保しなければなりません。

○　入国後講習の実施は、入国後講習が座学で行われることに照らして、机と椅子が整えられた学習に適した施設（実習実施者又は監理団体が施設を自己所有していることまでを求めるものではなく、例えば市や町の公民館を借りるなど、実習実施者又は監理団体が他の者から賃借するなどの方法で施設を確保することでも差し支えありません。）で行われなければならないこととしていますが、講師と技能実習生が、同時に双方向で意思疎通する方法（音声と映像が伴うものに限る。）によりオンラインで実施することを可能としています。なお、このような方法で入国後講習を行う場合であっても、実施方法や実施した事実が客観的に確認できるよう、適切に記録を行うことが必要です。

○　入国後講習の実施期間中に技能実習生が宿泊する施設については、本節第10(2)に示す事項が確認できる適切な宿泊施設を確保してください。

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第１号）

（5） 労災保険関係成立等の措置に関するもの

【関係の省令の規定】

（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）

規則第12条　法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

五　企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者又は監理団体が、申請者の事業に関する労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。

○ 実習実施者又は監理団体は、事業に関する労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出をしなければなりません。

○ 労災保険の暫定任意適用事業となる場合（農林水産の事業の一部）は、暫定任意適用事業として保険関係の手続を行うか、「その他これに類する措置」として民間の任意保険に加入しなければなりません。

【確認対象の書類】

・ 申請者の誓約書（参考様式第 1-2号）

＊　下記【留意事項】の「○労災保険の暫定任意適用事業」に該当する場合

（労災保険に加入する場合）

・ 労働保険番号が付与された保険関係成立届（事業主控）の写し（年度更新における領収証書または通帳の写し等でも可）

（民間の任意保険に加入する場合）

・ 民間の任意保険への加入が確認できる契約書等の書類

※　新たに労働保険の適用事業となる場合または民間保険に加入する場合、入国後講習終了後1か月以内に提出をお願いします。

【留意事項】

○ 労災保険の暫定任意適用事業

・ 労働者数5人未満の個人経営の農家であって、特定の危険又は有害な作業を主として行う事業以外のもの

・ 労働者を常時は使用することなく、かつ、年間使用延労働者数が 300 人未満の個人経営の林業

・ 労働者数5人未満の個人経営の畜産、養蚕又は水産（総トン数5トン未満の漁船による事業等）の事業

○ 入国後講習期間中の保険の加入

団体監理型技能実習においては、一般的に入国後講習期間中は実習実施者との雇用関係が成立していないため、入国後講習期間中の保険の加入について義務付けていません。

（6） 帰国旅費の負担に関するもの

【関係の省令の規定】

（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）

規則第12条　法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

六　企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては監理団体が、第十条第二項第三号ﾄに規定する一時帰国に要する旅費（同号ﾄ(1)に規定するものについては、第二号技能実習生が第二号技能実習を行っている間に法第八条第一項の認定の申請がされた場合に限る。第五十二条第九号において同じ。）及び技能実習の終了後の帰国に要する旅費を負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。

○　企業単独型実習実施者又は監理団体は、技能実習生の帰国旅費を負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑にされるよう必要な措置を講じなければなりません。

○　技能等を移転するという技能実習制度の趣旨に鑑みて、技能実習生の帰国に支障を来さないようにするために、企業単独型実習実施者又は監理団体が帰国旅費の全額を負担し、「必要な措置」として、技能実習生が帰国するまでの間、生活面等で困ることがないよう、技能実習生が置かれた状況に応じて、その支援を行うこととしているものです。

○　上記については、帰国予定の技能実習生の在留資格が、帰国が困難である等の事情により他の在留資格に変更された場合であっても同様です。

○　監理団体は、「必要な措置」を講じるに当たって生じる費用及び帰国旅費については、「その他諸経費」として、監理費（実費に限る。）を実習実施者から徴収することができますが、いかなる理由でも、技能実習生に負担させることは認められません。

【規則第10条第2項第3号ﾄに規定する一時帰国に要する旅費について】

○　第2号技能実習終了後又は第3号技能実習開始後1年以内に行う一時帰国に係る

本国への帰国旅費及び日本への渡航旅費については、技能実習生の一時帰国を確実なものとするため、その負担を企業単独型実習実施者又は監理団体に求めています。

○　ただし、第2号技能実習終了後の一時帰国における日本への渡航旅費については、第2号技能実習を行っている間に第3号技能実習に係る技能実習計画の認定申請を行った場合に限り、第3号技能実習を行わせる企業単独型実習実施者又は監理団体が日本への渡航旅費を負担することとなります。

※　これは、例えば5年前に第2号技能実習を終えて帰国した者が、改めて第3号技能実習を行いたいとする場合にまで、その渡航旅費の負担を企業単独型実習実施者又は監理団体に求めるとした場合、日本への渡航旅費の負担を特段規定していない第1号技能実習の場合と比較しても合理的とはいえないため、第2号技能実習を行っている間に第3号技能実習に係る技能実習計画の認定申請を行った場合にのみ、一時帰国後の日本への渡航旅費について、企業単独型実習実施者又は監理団体の負担としています。

※　第2号技能実習と第3号技能実習の実習実施者が異なる場合、第2号技能実習終了後の一時帰国時の帰国旅費については第2号技能実習を行わせた企業単独型実習実施者又は監理団体が、第3号技能実習開始前の日本への渡航旅費については第3号技能実習を行わせる企業単独型実習実施者又は監理団体が、それぞれ負担することとなります。

【確認対象の書類】

・ 申請者の誓約書（参考様式第 1-2号）

【留意事項】

○　帰国事由が技能実習生の自己都合による場合について

企業単独型実習実施者又は監理団体が負担すべき帰国旅費については、帰国事由を限定していません。帰国事由が技能実習生の自己都合による場合であっても、帰国旅費の負担が企業単独型実習実施者又は監理団体によってされていない場合には、本号に適合しないこととなります。

これは、技能実習生と企業単独型実習実施者又は監理団体との間で「自己都合」に関して解釈に争いが生じ、結果として、技能実習生の帰国に支障を来すことを防ぐためです。

（7） 外国の送出機関からの取次ぎに関するもの

【関係の省令の規定】

（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）

規則第12条　法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省

令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。
七　団体監理型技能実習において、監理団体が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける場合にあっては、外国の送出機関からの取次ぎであること。

○　団体監理型技能実習においては、監理団体が取次ぎを受ける場合には、外国の送出機関からでなければなりません。これは、技能実習生の保護の観点から、規則第25条で定める要件を満たした外国の送出機関からのみ取次ぎを認めるものです。

○　送り出した技能実習生の失踪率が著しく高い送出機関は、外国の送出機関に該当しないものと判断される場合があります。この場合、当該送出機関を取次送出機関とした技能実習計画の認定の申請については、技能実習計画の認定を受けることができません。

【確認対象の書類】
・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第１号）
【留意事項】
○　既に本邦に在留している技能実習生の取次送出機関について
　取次送出機関が、団体監理型技能実習に係る求職の申込みを本邦の監理団体に取り次ぐのは、原則として、技能実習生になろうとする者が外国にいる場合に限定されます。したがって、既に本邦に在留している技能実習生については、一般的に、入国時の第1号技能実習計画の認定申請書において記載されている機関が、取次送出機関となります。
　しかしながら、取次送出機関は、技能実習生が本邦での技能実習を行っている間も、実習実施者又は監理団体と連携して、本国の必要な情報を提供するなど一定の役割を果たす場合があるほか、帰国した技能実習生に対する就職先のあっせんその他の必要な支援を行うことが求められていることから（規則第25条第4号）、入国後に取次送出機関を変更した場合には、新たな取次送出機関として届出等を行うことが必要となります。
　なお、取次送出機関の変更の際には、関係する当事者間（技能実習生・実習実施者・監理団体・変更前後の取次送出機関等）で争いとなることがないよう、当事者間で事前の同意を得ておくことが望まれます。

（8） 人権侵害行為、偽変造文書等の行使等に関するもの

【関係の省令の規定】
（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）
規則第12条　法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。
八　申請者又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をい

い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号において同じ。）若しくは職員が、過去五年以内に技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていないこと。

九　申請者又はその役員若しくは職員が、過去五年以内に、不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受ける目的、監理事業を行おうとする者に不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受けさせる目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行っていないこと。

○　技能実習計画の認定を受けるためには、過去5年以内に技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていないこと、申請者等が不正な目的で偽変造文書等の行使等を行っていないことが必要です。

○　「技能実習生の人権を著しく侵害する行為」の代表例としては、実習実施者又はその役職員による技能実習生への暴行や暴言があります。その他の例としては技能実習生から人権侵害を受けた旨の申告があり人権擁護機関において人権侵犯の事実が認められた場合や、実習実施者が技能実習生の意に反して預金通帳を取り上げていた場合などが考えられます。

○　また、技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為はいかなる理由であっても当然ながら許されません。

○　なお、人権を著しく侵害する行為は、暴力行為に限られず、大声で怒鳴る、侮辱するといった行為やセクシュアルハラスメントなども含まれることに注意が必要です。

○　技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反して誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても、「やさしい日本語」（難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮し

た分かりやすい日本語）を意識するなど丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

※ これまでに技能実習生に対する人権侵害を理由として行政処分等を実施した主な事案

- 建設現場での作業中に、技能実習生の身体を叩いたり、足で蹴ったり、ヘルメットの上から手や道具で叩いたもの。
- 技能実習生が仕事を覚えないことに対して「国に帰れ」と発言したり、頭部を平手打ちしたもの。
- 技能実習生に対して、母国語を話したときに「罰金を取る」と注意したもの。
- 日本式の謝罪の方法を教えるといって、土下座を指導したもの。
- 技能実習生に対して、コミュニケーションと称して、肩を揉む、肩を叩く、頭を触るといった行為を行ったもの。

○ 「不正な目的での偽変造文書等の行使等」の代表的な例としては、機構が実習実施者に対し、実地検査をした際、技能実習生に対する賃金の不払事実を隠蔽するために、二重に作成した虚偽の賃金台帳を提示したような場合などが考えられます。

【確認対象の書類】
- 申請者の誓約書（参考様式第 1-2号）

（9） 法令違反時の報告、二重契約の禁止に関するもの

【関係の省令の規定】
（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）
規則第12条 法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。
十 法第十六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、企業単独型実習実施者にあっては機構に、団体監理型実習実施者にあっては監理団体に、当該事実を報告することとされていること。
十一 申請者又は監理団体において、技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしていないこと。

○ 実習認定の取消事由（法第16条第1項各号）に該当するに至った場合は、企業単独型実習実施者は機構の地方事務所・支所の指導課に、団体監理型実習実施者は監理団体に、当該事実を報告しなければなりません。団体監理型実習実施者から当

該報告を受けた監理団体は、監査を行うこと等により、その事実を確認しなければなりません。

企業単独型実習実施者による機構への報告は、報告書（参考様式第3－1号）によって行うこととなります。団体監理型実習実施者による監理団体への報告は、書面・口頭を問わず、適宜の方式で報告することとして差し支えありません。

○ また、実習実施者又は監理団体は、技能実習計画と反する内容の取決めを技能実習生との間で行ってはなりません。「技能実習計画と反する内容の取決め」の代表的な例としては、一定の時間外労働時間数を超過した場合に最低賃金額未満の賃金額で支払うとする取決めや時間外労働に対して出来高払制で賃金を支払うとする取決めなどがあります。

【確認対象の書類】
・ 申請者の誓約書（参考様式第 1-2号）

（10） 監理団体の改善命令に関するもの

【関係の省令の規定】
（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）
規則第12条 法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。
十二 団体監理型技能実習に係るものであり、監理団体が法第三十六条第一項の規定による改善命令を受けたことがある場合にあっては、当該監理団体が改善に必要な措置をとっていること。

○ 団体監理型技能実習の場合に、監理団体が改善命令を受けたことがある場合については、その改善命令を受けた点について当該監理団体が改善に必要な措置を行った上、改善命令を行った主務大臣から改善の確認を受けている必要があります。

（11）行方不明者の発生に関するもの

【関係の省令の規定】
（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）
規則第12条 法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。
十二の二 企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者及び監理団体が、過去一年以内に、申請者又

は監理団体の責めに帰すべき事由により技能実習生の行方不明者を発生させていないこと。

○ 実習実施者又は監理団体が、責めに帰すべき事由により技能実習生の行方不明者を発生させている場合には、技能実習を適切に行わせる体制が整っているとはいえないことから、過去1年以内に責めに帰すべき事由による技能実習生の行方不明者を発生させていないことを求めるものです。

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)

・ 申請者の概要書(参考様式第1-1号)

【留意事項】

○ 行方不明となった技能実習生に関連して、当該行方不明者の発生前1年以内に法第 16 条第1項又は法第 37 条第 1 項に規定する技能実習計画又は監理団体の監理許可の取消事由に該当しうる各種の法令違反行為や人権侵害行為等が行われていた場合は、本号の「責めに帰すべき事由」に該当します(行方不明の原因が当該違反行為等でないことが確認できる場合を除く。)。

○ 行方不明者を発生させた実習実施者又は監理団体が、基準に適合しないことを免れるために、別機関を作った場合は、実質的に同一の機関であると判断して、当該別機関も行方不明者を発生させた機関として取り扱うことがあり得ます。

○ 実習実施者及び監理団体は、技能実習を適正に行わせる体制を確保するとともに、技能実習生からの相談に真摯に応じるとともに問題の解決に取り組むことによって、技能実習生の行方不明の発生防止に努めなければなりません。

○ 受け入れている技能実習生が行方不明となった場合には、「技能実習実施困難時届出(企業単独型技能実習生については本章第10節、団体監理型技能実習生については第5章第10節に規定)」を遅滞なく提出しなければならないことにも留意してください。

(12) 技能実習を継続して行わせる体制に関するもの

【関係の省令の規定】

(技能実習を行わせる体制及び事業所の設備)

規則第12条 法第九条第六号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

十三 技能実習生に対する指導体制その他の技能実習を継続して行わせる体制が適切に整備されていること。

○　技能実習を継続して行わせるに当たって、実習実施者は、一定程度の財務的基盤を有することが必要です。この点については、実習実施者の事業年度末における欠損金の有無、債務超過の有無等から総合的に勘案されることになります。

○　また、技能実習を継続して行わせる体制を整備する観点から、技能実習生の人数及び作業内容に照らして、技能実習指導員の数が著しく少ない場合などには、その体制を強化し適切なものとすることが求められます。（本節第7（2）参照）

【確認対象の書類】

・　直近の2事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書の写し

・　中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面

　　＊　直近期末において債務超過がある場合

【留意事項】

○　貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書の写しについて

　納税地の所轄税務署長に提出したもの（損益計算書又は収支計算書については、可能な限り事業区分（セグメント）単位で売上額が確認できるもの）であることが求められます。なお、直近の事業年度における決算は終了しているものの、総会の承認を得ていないため納税地の所轄税務署長に提出していない場合は、当該決算に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書を確実に納税地の所轄税務署長に提出することが確認できる場合に限り、当該貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書の写しで差し支えありません。

　なお、法人設立直後であるなどの理由により、直近の2事業年度に係る書類が存在しない場合には、存在するものを提出することが求められます。

○　設立後最初の決算期を終了していない法人の申請に係る場合

　会社法第435条第1項に規定する会社設立時の貸借対照表、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第123条第1項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する法人成立時の貸借対照表等を提出することが求められます。

（13）　特定の職種・作業に関するもの

【関係の省令の規定】

（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）

規則第12条　法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

十四　前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務

大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

○ 技能実習法は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ることができる制度となっており、事業所管大臣が当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっています。

○ 技能実習を行わせる体制の基準に関して、この告示が定められた場合には、事業所管省庁、出入国在留管理庁、厚生労働省及び機構のHP等により周知します。

第8 技能実習を行わせる事業所の設備に関するもの

【関係規定】

（認定の基準）

法第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

六 技能実習を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。

（技能実習を行わせる体制及び事業所の設備）

規則第12条

2 法第九条第六号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習を行わせる事業所の設備に係るものは、次のとおりとする。

一 技能等の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。

二 前号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

○ 技能実習生が技能等を適正に修得等をするためには、事業所の設備が整っていることが欠かせません。「必要な機械、器具その他の設備」については、技能実習生に行わせる業務により異なるものですが、移行対象職種・作業として実習を行う場合には、その移行対象職種・作業の技能実習計画の審査基準、技能実習計画のモデル例、技能検定等の実技試験過去問題等を参照し、記載のある機械、器具等を用いて技能等の修得等を行わせることが推奨されます。

○　また、技能実習法は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ることができる制度となっており、事業所管大臣が当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっています。

○　技能実習を行わせる事業所の設備の基準に関して、この告示が定められた場合には、事業所管省庁、出入国在留管理庁、厚生労働省及び機構のHP等により周知します。

【確認対象の書類】
・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第1号）

第9　監理団体による実習監理に関するもの

【関係規定】
（認定の基準）
法第9条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
八　団体監理型技能実習に係るものである場合は、申請者が、技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体（その技能実習計画が第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、監理許可（第二十三条第一項第一号に規定する一般監理事業に係るものに限る。）を受けた者に限る。）による実習監理を受けること。

○　団体監理型技能実習の場合、実習実施者は、技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体による実習監理を受けなければなりません。

○　また、監理団体は監理責任者を選任しなければなりませんが、監理責任者は、実習実施者の役職員若しくは過去5年以内に役職員であった場合や、これらの者の配偶者若しくは二親等以内の親族である場合は、当該実習実施者の実習監理を行うことはできず、他の監理責任者を新たに選任し、実習監理を行わせる必要があります（規則第53条、第5章第 17 節「監理責任者の設置等」参照）。技能実習計画には上記を満たす監理責任者を記載する必要があります。

○　実習認定を受けて技能実習を開始した後に、監理団体が許可の取消しを受けるなどの事情により、実習監理を受ける監理団体に変更が生じ得る場合は、本基準に従っ

て、新たな監理団体による技能実習計画の作成の指導が必要となることから、実習実施者は、新たな監理団体による指導の下で技能実習計画を作成した上、技能実習計画の変更認定(法第11条第1項)を受けなければなりません。

【確認対象の書類】
- 技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)
- 申請者の誓約書(参考様式第 1-2号)

第10 技能実習生の待遇に関するもの

【関係規定】
(認定の基準)
法第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
九 技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることその他技能実習生の待遇が主務省令で定める基準に適合していること。

(技能実習生の待遇の基準)
規則第14条 法第九条第九号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一～五 (後述)

○ 実習実施者又は監理団体は、技能実習生に対し待遇を説明するに際して、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書(参考様式1-14 号)等を提示した上で説明してください。技能実習開始後に技能実習生とトラブルになりやすい部分ですので、可能な限り通訳人をつけるなどし、直接、実習実施者又は監理団体の職員が技能実習生の言語で内容を詳細に説明(オンラインによる方法を含む。)した上で、技能実習生の理解を確実に得るようにしてください。その際、技能実習生の母国語が併記された技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書(参考様式第 1-19 号)を作成する必要があります。

○ 技能実習生の待遇が変更となる場合にも、技能実習生に対し変更内容を説明の上、技能実習生の母国語が併記された技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書(参考様式第 1-19 号)を作成し、実習実施者において保管する必要があります。

○ なお、技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書(参考様式 1-19 号)は、技能実習計画認定申請や技能実習計画軽微変更届出においては提出不要ですが実

習実施者において保管する必要があります。

○　技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式 1-19 号）については、電子データでの保管も可能です。

（1） 技能実習生に対する報酬の額に関するもの

【関係の法律の規定】
（認定の基準）
法第9条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
九　技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることその他技能実習生の待遇が主務省令で定める基準に適合していること。

○　技能実習生に対する報酬の額については、技能実習生であるという理由で不当に低くなるということがあってはなりません。同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合には、技能実習生の任される職務内容や技能実習生の職務に対する責任の程度が当該日本人労働者と同等であることを説明した上で、当該日本人労働者に対する報酬の額と同等以上であることを説明する必要があります。

※　パートタイム・有期雇用労働法の規定により、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保に向けて、同一企業内の正規雇用労働者と有期雇用労働者との間で、不合理な待遇差を設けることや職務内容等が同じ場合に差別的取扱いを行うことは禁止されています（令和3年4月から中小企業にも当該規定が適用されています。）。有期雇用労働者である技能実習生も対象となることに注意してください。（「同一労働同一賃金」の詳細はこちら https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html）

○　同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合については、技能実習生に対する報酬の額が日本人労働者に対する報酬の額と同等以上であるということについて、賃金規程がある場合には同規程に照らした個々の企業の報酬体系の観点から、賃金規程がない場合には、例えば、技能実習生の任される職務内容や技能実習生の職務に対する責任の程度が最も近い職務を担う日本人労働者と比べてどのように異なるかという観点から、説明を行うこととなります。

○　また、技能検定等の受検料や監理団体に支払う監理費等の費用がかかるからといって、技能実習生の報酬の額を低くすることは許されません。

技能実習制度では時間外労働を原則としては想定していません(P51参照)が、やむを得ない業務上等の事情等により時間外労働等を行わせる場合、適正に割増賃金が支払われなければなりません。

○ 技能実習生に対し待遇を説明する際には、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、例えば割増賃金率に関する記載があっても、技能実習が技能等の修得を目的として行われる以上、技能実習を行わせる合理的な理由がある場合を除き、原則として時間外労働を行われることが想定されていないことや、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等、特に手取り支給額について、雇用契約書及び雇用条件書の該当箇所を母国語にて丁寧に説明してください。

○ あわせて、雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、実際に技能実習生が従事することとなる業務を行っている様子を撮影した動画を視聴させるなど、技能実習生に対し予定される技能実習における業務の内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)
・ 雇用契約書及び雇用条件書(参考様式第 1-14 号)
・ 技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書(参考様式第 1-16 号)

【留意事項】

○ 技能実習生を継続して受け入れる場合について

第2号技能実習及び第3号技能実習の賃金が前段階の技能実習よりも上回るなど技能等の習熟度に応じた賃金の格付けを行う等、技能実習生が技能等の修得等をしようとする意欲の向上に資するようにすることが必要です。

【用語の解説】

○ 報酬

「一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付」をいい、一般的に通勤手当、扶養手当、住宅手当等の実費弁償の性格を有するもの(課税対象となるものを除く。)は含まれません。

(2) 宿泊施設の確保に関するもの

【関係の省令の規定】

(技能実習生の待遇の基準)

規則第14条　法第九条第九号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者又は監理団体が、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保していること。

○　実習実施者又は監理団体は、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保しなければなりません。基本方針（第3章第7節）において、実習実施者は、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるようにするため、快適な住環境を確保するとされており、これを踏まえ、適切な宿泊施設を確保してください。新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、宿泊施設においても3つの密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を避けることができるよう、必要な対応を行ってください。また、下記の事項が確認できることが必要です。

なお、適切な宿泊施設と認められるためには、前提として建築基準法上の基準を満たした「建築物」であることが必要です。

①　宿泊施設を確保する場所は、爆発物、可燃性ガス等の火災による危険の大きい物を取扱い・貯蔵する場所の付近、高熱・ガス・蒸気・粉じんの発散等衛生上有害な作業場の付近、騒音・振動の著しい場所、雪崩・土砂崩壊のおそれのある場所、湿潤な場所、出水時浸水のおそれのある場所、伝染病患者収容所建物及び病原体によって汚染のおそれの著しいものを取り扱う場所の付近を避ける措置を講じていること

②　2階以上の寝室に寄宿する建物には、容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を2箇所以上（収容人数 15 人未満は1箇所）設ける措置を講じていること

③　適当かつ十分な消火設備を火災が発生した際に機能するよう実効性のある場所に設置しており、日頃から点検して適正な維持管理のための措置を講じていること

④　寝室については、床の間・押入等、技能実習生が実際に使用できないスペースを除き、1人当たり4．5m^2 以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓、その他の社会通念上生活に必要な採暖・冷房設備等を設ける措置を講じていること

※　「私有物収納設備」については、プライバシーの確保や盗難防止の観点から、身の回りの品を収納できる一定の容量があり、かつ、施錠可能で持出不可なものであることが必要です（個人別に施錠可能な部屋である場合を除く。）。技能実習生の私物であるスーツケースを私有物収納設備として利用しているケースがありますが、私有物収納設備の設置はあくまでも実習実施者の責任において行われるものであり、このような私物の利用では私有物収納設備を設ける措置を講じているとは認められません。

「施錠可能」について、収納設備に施錠機能がない場合には、南京錠やチェーンロックなどにより施錠機能を施してください。

また、「持出不可」について、収納設備が建物に備え付けられていない場合、防犯ワイヤー等で建物に固定してください。

単に押し入れの中を技能実習生ごとに区分けしたり、個人ごとの収納ボックスを付与したのみでは、私有物収納設備とは認められません。

なお、鍵については、当該私有物収納設備等を使用する技能実習生自身に管理させなければなりません。

※ 添付の宿泊施設の見取り図において、寝室については床の間・押入等、技能実習生が実際に使用できないスペースを除き、１人当たり4．5㎡以上を確保していることを明示する必要があります。

具体的には、太枠で囲む・斜線を記載するなどにより、見取り図内のどの部分を使用するか分かるようにした上で、面積の算出根拠（見取り図内に居室の各辺の長さを記載する、空白部分に計算式を記載する等）を記載してください。

⑤ 就眠時間を異にする2組以上の技能実習生がいる場合は、寝室を別にする措置を講じていること

⑥ 食堂又は炊事場を設ける場合は、照明・換気を十分に行い、食器・炊事用器具を清潔に保管し、ハエその他の昆虫・ネズミ等の害を防ぐための措置を講じていること

⑦ 他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場（脱衣室を含む。）のない場合には、当該施設を設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること（各施設は一般的な機能を有する設備を設け、浴場は保温性を維持し、必要に応じ、プライバシーが守られるよう十分に配慮していること）

⑧ 宿泊施設が労働基準法第10章に規定する「事業の附属寄宿舎」に該当する場合は、同章で定められた寄宿舎規則の届出等を行っており、又は速やかに行うこととしていること

⑨ 宿泊施設内の共用部分については、必要に応じ、消毒するなどの衛生管理を行い、感染症の発生及びまん延防止のための措置を講じていること

○ 上記の確認事項は、入国後講習の実施期間中に技能実習生が宿泊する施設についても同様です。

○ なお、監理団体等が確保した宿泊施設とは別の物件を技能実習生が宿泊施設として希望した場合（例えば近隣の賃貸物件を希望した場合）には、技能実習生の自己負担により、上記の基準を満たす宿泊施設に宿泊施設を変更することは差し支えありませんが、その場合には技能実習計画の変更の届出が必要となります。

○　宿泊施設については、施行規則第14条第1号において「適切な宿泊施設を確保していること」と規定されているため、原則として、技能実習計画認定申請時に、契約により確保されている必要がありますが、それが困難である特段の事情がある場合には、確保予定の個別具体的な宿泊施設について、その概要が明らかになる資料（見取り図）を示しつつ、申請して差し支えありません（なお、技能実習計画の認定後、当該宿泊施設とは別の宿泊施設に変更することとなった場合には、計画の変更届出を行っていただく必要があります。）。

【確認対象の書類】

・ 技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書（参考様式第 1-16 号）

【留意事項】

○ 「事業の附属寄宿舎」の適合性について

労働基準法第10章に規定する「事業の附属寄宿舎」の適合性について疑義がある場合には、管轄する労働基準監督署に相談をしてください。なお、原則として、以下の条件を満たせば労働基準法上の事業場附属寄宿舎に該当することとなります。

・ 常態的に相当人数の労働者が宿泊し、共同生活の実態を備えていること。
・ 独立又は区画された施設であること（事業主の母屋に同居する場合は寄宿舎に該当しない）。
・ 事業経営の必要上その一部として設けられているような事業との関連をもっていること（労務管理上共同生活の必要性の有無、事業場所内又はその付近にあるか。社宅・アパートは非該当。）。

○ 旧制度から技能実習生を受け入れて使用している宿泊施設について

寝室について、床の間・押入を除き、1人当たり4．5㎡以上を確保していない場合には、適切な宿泊施設を確保しているとは、原則、認められないこととなります。しかしながら、旧制度から技能実習生を受け入れて使用している宿泊施設については、寝室以外に私有可能なスペースを別途設けている等の取組により、実質的に1人当たり4．5㎡以上の私有スペースが確保されていると認められる場合には、当該宿泊施設を使用している間は、適切な宿泊施設を確保していると認められる余地があります。

個別具体的には、機構の地方事務所・支所の認定課に事前に御相談いただいた上で、技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書（参考様式第1-16 号）の特記事項に上記の取組等を記載し、必要に応じて疎明資料を添付していただいた上で申請していただくことが必要です。

○ 2階以上の寝室に寄宿する建物について

容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を2箇所以上（収容人数 15 人未満は1箇所）設ける措置を講じなければなりませんが、すべり台、避難はしご、避難用タラップ等の同様の代替措置により技能実習生の安全を確保できる措置を講じている場合には、技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書（参考様式第1-16 号）の特記事項に当該代替

措置等を記載し、必要に応じて疎明資料を添付していただいた上で申請していただくことが必要です。

（3） 入国後講習への専念措置に関するもの

【関係の省令の規定】
（技能実習生の待遇の基準）
規則第14条　法第九条第九号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
二　第一号企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、第一号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者又は監理団体が、手当の支給その他の方法により、第一号技能実習生が入国後講習に専念するための措置を講じていること。

○　実習実施者又は監理団体は、第1号技能実習生が入国後講習を受講する期間において、講習に専念できるよう期間中の技能実習生の待遇を確保することが求められます。

○　具体的には、入国後講習期間中に技能実習生の自己負担が発生する一方で手当が支給されない場合等には、入国後講習に専念することができないことが想定されるため、食費、居住費等に自己負担がある場合に、これと同等以上の額の講習手当が支払われることが必要となります。

・技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書（参考様式 1-16 号）

（4） 監理費の負担禁止に関するもの

【関係の省令の規定】
（技能実習生の待遇の基準）
規則第14条　法第九条第九号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
三　団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、法第二十八条第二項の規定により監理費として徴収される費用について、直接又は間接に団体監理型技能実習生に負担させないこととしていること。

○　監理費として徴収される費用については、直接的にも、間接的にも、技能実習生に負担させてはなりません。

【確認対象の書類】

・ 申請者の誓約書(参考様式第 1-2号)

【留意事項】

○ 食事・宿泊施設の提供や、日用品の支給を行う場合などの実費について

これらの費用については、監理費に含まれるものではないことから、当該費用を技能実習生から徴収することは差し支えありません。

【用語の解説】

○ 監理費

法第28条第2項の規定に基づき、監理団体が、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して規則第37条で定める以下の種類について、適正な種類及び額の監理費を団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収するものをいう。

① 職業紹介費
② 講習費
③ 監査指導費
④ その他諸経費

(5) 技能実習生が定期に負担する費用に関するもの

【関係の省令の規定】

(技能実習生の待遇の基準)

規則第14条 法第九条第九号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

四 食費、居住費その他名目のいかんを問わず技能実習生が定期に負担する費用について、当該技能実習生が、当該費用の対価として供与される食事、宿泊施設その他の利益の内容を十分に理解した上で申請者との間で合意しており、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であること。

○ 食費、居住費、水道・光熱費など技能実習生が定期に負担する費用については、技能実習生との間で合意がされている必要があります。旧制度において、技能実習生が不当に高額な費用を請求される事例も指摘されていましたが、新制度では、その費用が実費に相当する等適正な額でなければならないことを法令上明確化したものです。

○ 食費については、提供される食事、食材等の提供内容に応じて、以下のとおり、合理的な費用でなければなりません。

・ 食材、宅配弁当等の現物支給の場合 : 購入に要した額以内の額
・ 社員食堂での食事提供の場合 : 従業員一般に提供する場合に技能実習生以

外の従業員から徴収する額以内の額

・ 食事の調理・提供の場合 ： 材料費、水道・光熱費、人件費等の費用の提供を受ける者（技能実習生のみに限られない。）の人数で除した額以内の額

○ 居住費については、自己所有物件の場合、借上物件の場合に応じて、以下のとおりでなければなりません。

・ 自己所有物件の場合

実際に建設・改築等に要した費用（土地の購入代・土地の造成費用等土地に関する費用は除く。）、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して算出した合理的な額

・ 借上物件の場合

借上げに要する費用（管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。）を入居する技能実習生の人数で除した額以内の額

なお、借上物件であっても、監理団体・実習実施者の役員、専従者、同居の親族の所有物件である場合などで、実質的に貸主が監理団体・実習実施者と同一視できる場合には、自己所有物件とみなすこととなります。したがって、借上物件として評価すべき事情について詳細な説明をいただくとともに、必要に応じて実地検査を行うことがあります。

○ 水道・光熱費については、実際に要した費用を当該宿泊施設で技能実習生と同居している者（実習実施者やその家族を含む）の人数で除した額以内の額でなければなりません。

○ なお、水道・光熱費等の値上がりを理由として負担額を変更する場合などについては、あらかじめその旨を技能実習生に説明し、理解を得ておくことが望まれます。

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第1号）
・ 雇用契約書及び雇用条件書（参考様式第 1-14 号）
・ 技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書（参考様式 1-16 号）

【留意事項】

○ 徴収する居住費の金額について

・ 徴収する居住費が高額である場合には、技能実習生が生活する上で支障を来すことも考えられるため、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、徴収する金額は、実費に相当する等適正な額でなければなりません。
・ その費用額が高額である場合には、実費に相当する等適正な額であることについて疑義が生じることから、場合によっては追加的な立証をしていただくこととなります。

（6）報酬の口座振込み等に関するもの

【関係の省令の規定】

（技能実習生の待遇の基準）

規則第14条　法第九条第九号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

四の二　技能実習生に対する報酬を、当該技能実習生の指定する銀行その他の金融機関に対する当該技能実習生の預金口座若しくは貯金口座への振込み又は当該技能実習生に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしていること。

○　技能実習生への報酬の支払をより確実かつ適正なものとするため、技能実習生に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払うことを求めるものです。

○　支払方法にかかわらず、報酬の支払状況が確認できる資料を保管し、機構等による検査及び監理団体による監査の際に示せるようにしておく必要があります。

○　なお、預貯金口座への振込みを行う場合には、技能実習生に対し、報酬の支払方法として預貯金口座への振込みがあることを説明した上で、当該者の同意を得ることが必要となります。

【確認対象の書類】

・　雇用契約書及び雇用条件書の写し（参考様式第1-14 号）

【留意事項】

○　労働基準法上、報酬の支払は原則通貨払とされていますが（後記【関係法令】を参照）、技能実習生に対する報酬の支払を確実かつ適正なものとする本規定の趣旨に鑑み、当該技能実習生の同意を得た上で、雇用契約において、当該技能実習生の指定する預貯金口座等へ振り込むこととするよう努めてください。なお、労働基準法上は、金融機関への振込みは、労働者が希望した場合に限られるので、この点について留意が必要です。

○　報酬の支払状況が確認できる資料として保管すべきものは、以下のとおりです。

・　預貯金口座への振込みによる場合：口座振込明細書、取引明細書等の写し

・　預貯金口座への振込み以外の支払方法を採った場合：技能実習生の給与明細の写し、報酬支払い証明書（参考様式第4-15 号）

○　雇用契約書及び雇用条件書（参考様式第1-14 号）は、申請人が十分に理解できる言語により作成し、申請人が内容を十分に理解した上で署名をしていることが求められます。

【関係法令】

労働基準法第24条第1項

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働

協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2　賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第89条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

労働基準法施行規則第7条の2

使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。

一　当該労働者が指定する銀行その他金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み

（7） 特定の職種・作業に関するもの

【関係の省令の規定】

（技能実習生の待遇の基準）

規則第14条　法第九条第九号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

五　前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

○　技能実習法は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ることができる制度となっており、事業所管大臣が当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっています。

○　技能実習生の待遇に関する基準に関して、この告示が定められた場合には、事業所管省庁、出入国在留管理庁、厚生労働省及び機構のHP等により周知します。

第11　優良な実習実施者に関するもの

【関係規定】

（認定の基準）

法第9条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

十　第三号企業単独型技能実習又は第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、申請者が技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。

（第三号技能実習に係る基準）

規則第15条　法第九条第十号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次に掲げる事項を総合的に評価して、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとする。

一　技能等の修得等に係る実績

二　技能実習を行わせる体制

三　技能実習生の待遇

四　出入国又は労働に関する法令への違反、技能実習生の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

五　技能実習生からの相談に応じることその他の技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況

六　技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況

○　優良な実習実施者の基準については、規則第15条において、同条第1号から第6号までに掲げる事項を総合的に評価して、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとするとされています。

○　その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数を獲得した場合に、「優良」であると判断することとされています。

	項目	配点
①技能等の修得等に係る実績	【最大70点】	
	Ⅰ　過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。） ＊　当面の間、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策	・95%以上：20 点 ・80%以上 95%未満：10 点 ・75%以上 80%未満

	に係る日本への入国制限の影響を受け、令和2年度又は令和3年度に入国した技能実習生がおらず、基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の受検実績がない場合は、実績がない年度に応じ、更に過去の年度に遡って実績を記載することができる。 なお、当該取扱いにより本来の実績に比べ点数が低くなってしまう場合には、本来の直近3技能実習事業年度の実績を記載しても差し支えない。	:0 点 ・75%未満:－20 点
	Ⅱ 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 ＜計算方法＞ 分母:新制度の技能実習生の 2 号・3 号修了者数 －うちやむを得ない不受検者数 ＋旧制度の技能実習生の受検者数 分子:(3 級合格者数＋2 級合格者数×1.5)×1.2 ＊ 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。 ＊ 当面の間、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響を受け、令和2年度又は令和3年度に入国した技能実習生がおらず、2・3級程度の技能検定等の実技試験の受検実績がない場合は、実績がない年度に応じ、更に過去の年度に遡って実績を記載することができる。 なお、当該取扱いにより本来の実績に比べ点数が低くなってしまう場合には、本来の直近3技能実習事業年度の実績を記載しても差し支えない。 ＊ 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生(上記＊の特例を含む。)がいない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時点の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績に応じて、右欄のとおり加点する。	・80%以上:40 点 ・70%以上 80%未満 :30 点 ・60%以上 70%未満 :20 点 ・50%以上 60%未満 :0 点 ・50%未満:－40 点 ＊ 左欄に該当する場合 ・合格者 3 人以上:20 点 ・合格者 2 人:10 点 ・合格者 1 人:5 点 ・合格者 0 人:0 点
	Ⅲ 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 ＊ 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	・合格者 2 人以上:5 点 ・合格者 1 人:3 点
	Ⅳ 技能検定等の実施への協力 ＊ 技能検定委員(技能検定における学科試験及び実技	・有:5 点

	試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定（実習実施者に所属する技能実習生にのみ貸与等している場合は含まない。）	
②技能実習を行わせる体制	【最大 10 点】	
	Ⅰ　直近過去3年以内の技能実習指導員の「技能実習指導員講習」受講歴	・全員有 ： 5点
	Ⅱ　直近過去3年以内の生活指導員の「生活指導員講習」受講歴	・全員有 ： 5点
③技能実習生の待遇	【最大 10 点】	
	Ⅰ　第1号技能実習生の賃金（基本給）のうち最低のものと最低賃金の比較	・115%以上 ： 5点 ・105%以上 115%未満 ： 3点
	Ⅱ　技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上 ： 5点 ・3%以上5%未満 ： 3点
	Ⅲ　技能実習生の住環境の向上に向けた取組	・有 ： 5点
④法令違反・問題の発生状況	【最大 5 点】	
	Ⅰ　直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	・改善未実施 ：－50 点 ・改善実施 ： －30 点
	Ⅱ　直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと	・ゼロ ： 5点 ・10%未満又は1人以下 ： 0 点 ・20%未満又は2人以下 :-5点 ・20%以上又は3人以上 :-10 点
	Ⅲ　直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること	・該当 ： －50 点
⑤相談・支援体制	【最大 45 点】	
	Ⅰ　母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル	・有 ： 5点

	等を策定し、関係職員に周知していること	
	Ⅱ　受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること（旧制度を含む。）	・有　：　5点
	Ⅲ　直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと。	・基本人数枠以上の受入れ　：　25点 ・基本人数枠未満の受入れ　：　15点
	Ⅳ　技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること	・有　：　10点
⑥地域社会との共生	【最大 10 点】	
	Ⅰ　受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	・有　：　4点
	Ⅱ　Ⅰにおいて、認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用していること	・有　：　3点
	Ⅲ　地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有　：　3点
	Ⅳ　日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有　：　3点

（1）　技能等の修得等に係る実績に関するもの

○　「過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）」については、以下のとおり計算します。

①　次の分子分母によります。

・　分子　：　合格者数

・　分母　：　第1号技能実習修了者数（旧制度を含む）ーうちやむを得ない不受検者数

②　過去3技能実習事業年度に申請年度は含まず、申請年度より前の3事業年度を指します（例：令和2年4月に申請する場合　令和元年度、平成 30 年度、平成 29 年度）。

※「技能実習事業年度」とは、技能実習に関する事業年度をいい、毎年4月1日に始まり翌年3月 31 日に終わるものとしています（規則第1条第 11 号）。

※　直近3技能実習事業年度の実績の総計でみるため、受検実績がない技能実習

事業年度があっても差し支えありません。

③ 修了者数は、当該技能実習事業年度中に第1号技能実習を修了した者を指します。

④ やむを得ない不受検者とは、本来対象となるものの、実習実施者の責めによらない理由での失踪、推奨される期間内に受検申請を行ったにもかかわらず実習期間中の技能検定等の受検予約ができなかった場合や技能実習生の事情による途中帰国などにより、不受検となった者をいい、不受検となった原因が実習実施者の責任とはいえないものを指します。

なお、技能実習生自身が受検を辞退した場合や、一度不合格となり、再受検前に実習を終了した場合、当該実習生はやむを得ない不受検者には当たりません。

⑤ 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響により、更に過去の年度に遡って受検実績を記載する場合、遡ることができるのは令和2年度及び令和3年度に入国した技能実習生がいないために技能検定等の受検実績が出せなかった年度分のみになります。

例えば、令和5年度中に申請する場合は令和4年度、令和3年度、令和2年度の実績を記載することが原則ですが、仮に、令和4年度の受検実績がない場合は、当該年度を除いて1年度遡ることができ、その場合は、令和3年度、令和2年度、令和元年度の実績を記載することになります。

また、上記事例で、令和4年度及び令和3年度の受検実績がない場合は令和2年度、令和元年度、平成30年度の受検実績を記載することになり、令和3年度だけ受検実績がない場合は、令和4年度、令和2年度、令和元年度の受検実績を記載することになります。

なお、当該取扱いにより本来の実績に比べて点数が低くなってしまう場合には、本来の直近3技能実習事業年度の実績を記載しても構いません。

○ 「過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」については、以下のとおり計算します。

① 次の分子分母によります。

・ 分子 ：（3級合格者数＋2級合格者数×1．5） ×1．2

・ 分母 ： 第2号技能実習修了者数 ＋ 第3号技能実習修了者数
－ うちやむを得ない不受検者数 ＋ 旧制度の技能実習を修了した技能実習生のうちの受検者数

② 直近3技能実習事業年度の実績の総計でみるため、合格実績がない技能実習事業年度があっても差し支えありません。

③ 「×1.5」は、日本人受検者の3級合格率と2級合格率の差を踏まえて設定する調整指数であり、「×1.2」は、3級における日本人受検者の合格率と外国人受検者の

合格率の差を踏まえて設定する調整指数です。

④ 修了者数は、当該技能実習事業年度中に第2号技能実習又は第3号技能実習を修了した者を指します。

⑤ やむを得ない不受検者とは、本来対象となるものの、実習実施者の責めによらない理由での失踪、推奨される期間内に受検申請を行ったにもかかわらず実習期間中の技能検定等の受検予約ができなかった場合や技能実習生の事情による途中帰国などにより、不受検となった者をいい、不受検となった原因が実習実施者の責任とはいえないものを指します。

なお、技能実習生自身が受検を辞退した場合や、一度不合格となり、再受検前に実習を終了した場合、当該実習生はやむを得ない不受検者には当たりません。

⑥ 旧制度の技能実習生については、3級程度の技能検定等の実技試験の受検が義務ではなかったことから、修了者のうち、受検した者を分母に加える仕組みとしています。

旧制度の技能実習生について受検は義務ではありませんが、基準日以後に受検した実績がある場合には、必ず受検者数として算入することとなります。

なお、算入する年度は修了した年度となりますが、修了後に受検した場合については、受検した年度となります。

⑦ 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響により、更に過去の年度に遡って受検実績を記載する場合、遡ることができるのは令和2年度及び令和3年度に入国した技能実習生がいないために技能検定等の受検実績が出せなかった年度分のみになります。

例えば、令和6年度中に申請する場合は令和5年度、令和4年度、令和3年度の実績を記載することが原則ですが、仮に、令和5年度の受検実績（令和2年度入国者の分）がない場合は、当該年度を除いて1年度遡ることができ、その場合は、令和4年度、令和3年度、令和2年度の実績を記載することになります。

なお、当該取扱いにより本来の実績に比べて点数が低くなってしまう場合には、本来の直近3技能実習事業年度の実績を記載しても構いません。

○ 「過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」については、計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時点の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績に応じて、加点することとしています。この場合、以下のような者が合格実績の対象となることを想定しています。

① 過去3技能実習事業年度中に3級程度の技能検定等の実技試験を受検し、合否が判明したが、当該技能実習事業年度中に第2号技能実習を修了しなかった者

② 過去3技能実習事業年度中に3級程度の技能検定等の実技試験を受検し、申請

年度に合否が判明した者

③ 申請年度に3級程度の技能検定等の実技試験を受検し、合否が判明した者

○ 「直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績」については、2級、3級で分けず合格人数を合計したものについて、以下のとおり計算します。

① 直近過去3年間の合格実績とは、申請時を起点として遡った3年間における合格実績を指します。直近3技能実習事業年度の合格実績ではありません。

② 合格実績は、技能実習生（旧制度の技能実習生を含む。）が受検して合格したものでなければなりません。

○ 「技能検定等の実施への協力」については、例えば、以下のものが該当します（いずれも申請時を起点として遡った1年間における実績を求めるものです。）。

① 技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）を社員等（退職した OB・OG も含む。）の中から輩出している場合

② 技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合

③ 技能検定等の実技試験の実施に必要とされる会場・機材・設備等の貸与等を行い、技能検定等の実施（実習実施者に所属する技能実習生にのみ貸与している場合は含まない。）へ協力している場合

【確認対象の書類】

・ 優良要件適合申告書（参考様式第 1-24 号）

・ 優良要件適合申告書・別紙（参考様式第 1-24 号別紙）

＊ やむを得ない不受検者がある場合

【留意事項】

○ 技能実習生が一度技能検定等を不合格となった場合について

技能実習生が一度技能検定等を不合格となり、再度同一の技能検定等を受検する場合などについては、1人の技能実習生が複数回受検することとなりますが、このように複数回受検した場合については、最終的な合否を合格率の計算において算入することとなります。

○ 既に帰国済みの第2号技能実習生の第3号技能実習生への移行に係る受検等について

既に旧制度下で技能実習を終えて母国に帰国済みの技能実習生であっても、前段階の技能実習の目標を達成した上で、他の要件を全て満たせば、次の段階の技能実習を行うための再度の来日が可能です（例えば、旧制度の第2号技能実習を終えて帰国済みの技能実習生が、他の要件を全て満たした上で3級の技能検定等の実技試験に合格すれば、第3号技能実習生としての来日が可能です。一方で、第1号技能実習生から第2号技能実習生への移行に当たり、都道府県が行う技能検定については、再度来日しての受検はできませ

ん。)。

このような既に旧制度下で技能実習を終えて母国に帰国済みの技能実習生が所定の技能検定等に合格するために、短期滞在等の在留資格により来日して受検をすることが想定されますが、このような場合も、前段階の技能実習の修了時における実習実施者の合格率や合格実績の計算において算入することとなります。

○ 優良な実習実施者として技能実習を行わせ続けることについて

「優良」であると一度判断された後も、優良な実習実施者として技能実習を行わせ続けるためには、上記の表で6割以上の点数を保ち続ける必要があります。そのためには、合格率や合格実績を高い水準で保ち続けることが必要であることに留意が必要です。合格率が低下し、他のポイントを合わせても6割未満の点数となってしまった場合には、優良な実習実施者として技能実習計画の認定を受けることができなくなります。

○ 技能検定委員について

試験実施の公平性の観点から、技能検定委員については、受検者の所属する企業の者は選任しないこととされています。なお、受検者の所属する企業を退職し、現に当該企業との雇用関係を有しない者(退職した OB・OG)については、当該企業が受け入れている技能実習生であっても技能検定委員を務めていただくことが可能です。

(2) 技能実習を行わせる体制に関するもの

○ 実習実施者については、技能実習責任者以外の職員に対しては、講習の受講は義務付けられていないものの、技能実習指導員及び生活指導員についても、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、技能実習指導員については技能実習指導員に対する講習(第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習)、生活指導員については生活指導員に対する講習(第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習)の受講は効果的であることから、当該講習を受講した場合に優良な実習実施者の要件の加点要素とすることで、これを推奨するものです。

○ 「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間における講習の受講実績を指します。直近3技能実習事業年度の受講実績ではありません。

【確認対象の書類】

・ 優良要件適合申告書(参考様式第 1-24 号)
・ 優良要件適合申告書・別紙1(参考様式第 1-24 号別紙)
　＊ 技能実習指導員又は生活指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合
・ 講習受講者全員の受講証明書の写し
　＊ 技能実習指導員又は生活指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合

（3） 技能実習生の待遇に関するもの

○ 「第1号技能実習生の賃金（基本給）のうち最低のものと最低賃金の比較」については、技能実習生の賃金水準を優良な実習実施者の要件の加点要素とすることで、技能実習生の待遇に関し積極的な配慮を行う実習実施者となることを推奨するものです。以下について留意することが必要です。

① 最低賃金との比較になりますので、日給や月給で給与が支払われている技能実習生については、時間当たりの賃金を算出して比較することになります。

② 地域別最低賃金との比較が原則となりますが、特定最低賃金が適用される場合には、特定最低賃金と比較することとなります。

③ 比較を行う時点は、原則として、申請が行われた技能実習事業年度の年頭（4月1日）とし、当該時点の最低賃金と、当該月の第1号技能実習生の賃金（基本給）のうちその額が最も低いものと比較することとなります。当該時点では第1号技能実習生を受け入れていない等の場合には、当該技能実習事業年度内で適切に比較が可能な時期で比較することとなります。

○ 「技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率」については、「第二号技能実習及び第三号技能実習の賃金が前段階の技能実習よりも上回るなど技能等の習熟度に応じた賃金の格付けを行う等、技能実習生が技能等の修得等をしようとする意欲の向上に資するようにすることが必要」と規定する基本方針の趣旨を、実効あるものとするため、昇給率が高い場合に優良な実習実施者の要件の加点要素とすることで、技能実習生の待遇に関し積極的な配慮を行う実習実施者となることを推奨するものです。以下について留意することが必要です。

① 直近の技能実習事業年度に申請者において第1号技能実習又は第2号技能実習を修了した技能実習生のうち引き続き申請者が次の段階の技能実習を行わせた者が対象となります。

なお、直近の技能実習事業年度に対象となる技能実習生がいない場合に限り、申請者において直近の技能実習事業年度に引き続き次段階の技能実習を行わせている技能実習生を対象とすることができます。

② 対象の技能実習生の前段階の技能実習開始時点の報酬と、次段階の技能実習開始時点の報酬とを比較し、昇給率を算出します。

具体的には、第2号移行時は、第1号技能実習の開始時の「基本給」（給与の総支給額から超過労働給与額（時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等）、通勤手当額、精皆勤手当額及び家族手当額等を除いた額）と、第2号の「基本給」を比較します。第3号移行時は、同様に第2号技能実習の開始時の「基本給」と第3号の「基本給」を比較します。

③ 対象の技能実習生が複数いる場合の昇給率は複数の技能実習生の昇給率の平均値とします。

○ 「技能実習生の住環境の向上に向けた取組」については、次の①及び②のいずれにも又は③に該当する宿泊施設を確保した上で、受け入れている全ての技能実習生に個室を確保している場合に加点の対象となります。なお、個室化を図る上で、技能実習生が意に反して転居することや同意がないままに居住費の負担が増すことは認められません。

① 本人のみが利用する個室(4.5 ㎡以上)を確保し、当該個室が「寝室」(詳細は第4章第2節第 10(2)④)の要件を満たすものであること。

※ リビング、ダイニング、バス、トイレ等を共有する住居に複数人が居住する場合は、これら以外の居室を本人のみが利用できる(例:3LDKであればリビング、ダイニングを除く3部屋に1名ずつが居住する)居室が確保されていることが必要。

② 技能実習責任者の責任の下、感染症予防対策を徹底していること。

※ 毎日の検温(記録を含む。)、アルコール消毒液の設置、ダイニングにアクリル板やビニールカーテンの設置など。

③ 技能実習生が自らの意思で住居を選び、自ら貸主と賃貸借契約を締結している場合であって、当該住居が上記①及び②のいずれにも該当するときは、実習実施者が賃料の 20%以上の住宅手当の支給など経済的な補助を行っていること。

【確認対象の書類】

・ 優良要件適合申告書(参考様式第 1-24 号)

・ 在籍する全ての技能実習生について個室が確保されていることを明らかにする資料(これまでの技能実習計画認定申請時に提出した「雇用契約書及び雇用条件書」や宿泊施設の見取り図など(本申請に併せて行われる技能実習計画の認定に係る申請書類を除く))

＊今次申請を行う技能実習計画以外に既に在籍する技能実習生がいる場合

(4) 法令違反・問題の発生状況に関するもの

○ 「直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)」については、改善命令を受けたことのある者には、法令違反の実績があることから大幅な減点を行うものです。以下について留意することが必要です。

※ 「改善命令」は技能実習法第 15 条第1項の規定に基づき出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が行う改善命令のことです。

① 「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。直近3技能実習事業年度ではありません。ただし、「優良」の判断については、申請後に生じた事情も勘案して行います。

② 旧制度の改善命令相当の行政指導とは、以下のものを指します。

・ 地方入国管理局からいわゆる「不正行為の通知」を受け、技能実習生の受入れを一定期間認めない旨の指導を受けていたもの（この起算点は、不正行為を行った時点ではなく、「不正行為の通知」を受け取った日です。）

・ 上記のほか、旧制度の実習実施機関としての活動に関し、地方入国管理局から個別に「旧制度の改善命令相当の行政指導」に当たる旨の通知を受けたもの（この起算点は、当該通知内に記載されます。）

○ 「直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）」については、失踪がゼロ又は失踪の割合が低いことを優良な実習実施者の要件の加点要素とすることにより、失踪防止に関し積極的な配慮を行う実習実施者となることを推奨するものです。以下について留意することが必要です。

① 「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。直近3技能実習事業年度ではありません。ただし、「優良」の判断については、申請後に生じた事情も勘案して行います。

② 「直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと」における失踪者とは、監理団体等から外国人技能実習機構に対し「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出されたもの（同届出書の訂正を行った場合を含む。）を指します。

③ 次の分子分母によります。

・ 分子 ： 直近過去3年以内の失踪者数

・ 分母 ： 直近過去3年以内において新たに受入れを開始した技能実習生の総数

④ 「10%未満又は1人以下」、「20%未満又は2人以下」又は「20%以上又は3人以上」の区分については、一律に失踪の割合だけで評価した場合には小規模な実習実施者では少数の失踪者が発生しただけでも大きな減点となってしまうことに配慮して失踪者数による評価を可能としたものです。失踪の割合よりも失踪者数により評価した方が申請者に有利な場合には失踪者数により評価を行うこととなります。

○ 「直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）」については、責めによるべき失踪を発生させたことのある者は、技能実習を適正に実施する能力が乏しいと考えられることから、大幅な減点を行うものです。以下について留意することが必要です。

① 「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。直近3技能実習事業年度ではありません。ただし、「優良」の判断については、申請後に生じた事情も勘案して行います。

② 責めによるべき失踪であるか否かは個別具体的な判断となりますが、例えば、技能

実習生に対する報酬を適切に支払わない、技能実習生に対して劣悪な環境下での業務を強制する等の事情により失踪が発生したと考えられる場合には、帰責性があると判断されることになります。

【確認対象の書類】
・ 優良要件適合申告書(参考様式第 1-24 号)

(5) 相談・支援体制に関するもの

○ 「母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること」については、実習実施者において技能実習生から相談があった際に速やかに機構や監理団体で実施している母国語相談の窓口を紹介したりできるよう、その手順をあらかじめ定めて関係職員に周知しておくことを求めるものです。マニュアル等の内容は、その分量にかかわらず、技能実習生から相談を受けた際に適切に対応できるよう母国語相談・支援の実施方法や手順が具体的に記載されたものである必要があります。

○ 「受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること(旧制度を含む。)」については、実習実施者においても技能実習生が母国語で相談できる相談員を確保することが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資することとなるため、これを推奨するものです。以下について留意することが必要です。

① 相談員については、実習実施者自らが、母国語に対応できる常勤又は非常勤の職員を確保している必要があります(派遣労働者として受け入れる場合も含みます。)。メールや電話での相談の体制を委託により整備することでは認められません。

② 監理団体が相談員を確保していることは監理団体が許可を受けるための前提であることから、監理団体として確保している相談員と重複する者を選任することでは認められません。

○ 「直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせることは技能実習生の保護にも資することから、これを推奨するものです。受け入れた技能実習生が1名いれば、この要件に適合します。「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。

ただし、法人である実習実施者を分割した場合において、分社により事業を承継し

た実習実施者が、分社前の実習実施者に在籍していた技能実習生を受け入れる場合や、本邦に入国しておらず、技能実習を開始していない技能実習生を受け入れる場合については対象となりません。

○ 「技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、実習先変更支援サイトを通じて受入れに協力することを推奨するものです。

【確認対象の書類】
- 優良要件適合申告書（参考様式第 1-24 号）
- 各技能実習生の氏名、国籍・地域、性別、生年月日、受入れ年月日及び実習先変更時の技能実習計画番号をまとめた一覧表（様式自由）
  ＊実習先変更により複数の技能実習生を受け入れた場合
- 実習先変更支援サイトの登録画面の写し

【留意事項】

○実習先支援サイトの掲載期限について

実習先支援サイトへ登録していることを優良な実習実施者の要件の加点要素とするには、認定時においても引き続き掲載されている必要があるため、掲載期限に留意してください。

（6） 地域社会との共生に関するもの

○ 「受け入れた技能実習生に対し、日本語の教育の支援を行っていること」については、例えば、以下の事由が該当します。単に日本語学校の紹介をすること、日本語のみの時間を実習中に設定すること、職員との日常会話の機会を増やすことといった対応のみでは、日本語の教育の支援を行っているとはいえません。

① 技能実習生が認定日本語教育機関へ通学等する際の金銭的支援をすること
② 登録日本語教員を招いて技能実習生の日本語教育を実施すること
③ 実習実施者自身が教材を用意し日本語講習を実施すること
④ 外部講師を招いて日本語教育を実施すること
⑤ 日本語学校へ通学する際の金銭的支援をすること

また、技能実習生への日本語の学習の支援に当たっては、日本語教育を適正かつ確実に実施する観点から、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」により認定された認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用していることがより望ましいことから、上記①又は②の方法により技能実

習生に日本語の学習の支援を行っている場合は、その他の方法で日本語の学習の支援を行っている場合に上乗せして加点することとしています。

○ 「地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること」については、例えば、以下の事由が該当します。一般人向け（日本人向け）のイベントを単に周知するといった対応のみでは、地域社会との交流を行う機会をアレンジしたとはいえません。

① 地域祭りを企画して技能実習生を参加させること
② ボランティア活動に技能実習生を参加（ゴミ拾い、老人ホーム訪問など）させること
③ 町内会に技能実習生を参加させること
④ 国際交流イベントを実施して技能実習生を参加させること

○ 「日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること」については、例えば、以下の事由が該当します。技能実習生と日本食を単に食べに行く、一般人（日本人向け）向けのイベントを単に周知するといった対応のみでは、日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていたとはいえません。

① 季節ごとのイベントを実施（正月、花見、月見等）すること
② 文化講習を実施（実施者の施設内もしくは実施者の主導による茶道体験、折り紙、着付け、和食作り等）すること
③ 外部の文化講習等を受講する際の金銭的支援をすること
④ 社会科見学（博物館・美術館・寺院等の見学）を実施すること

【確認対象の書類】
・ 優良要件適合申告書（参考様式第 1-24 号）

第12 技能実習生の人数枠に関するもの

【関係規定】

（認定の基準）

法第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

十一 申請者が技能実習の期間において同時に複数の技能実習生に技能実習を行わせる場合は、その数が主務省令で定める数を超えないこと。

（技能実習生の数）

規則第16条 法第九条第十一号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 企業単独型技能実習（次号に規定するものを除く。） 第一号技能実習生について申請

者の常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。以下この条において同じ。）の総数に二十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数

二　企業単独型技能実習（この号で定める数の企業単独型技能実習生を受け入れた場合においても継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができる体制を有するものと出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めたものに限る。）又は団体監理型技能実習　第一号技能実習生について次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数（その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数）、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数）

申請者の常勤の職員の総数	技能実習生の数
三百一人以上	申請者の常勤の職員の総数の二十分の一
二百一人以上三百人以下	十五人
百一人以上二百人以下	十人
五十一人以上百人以下	六人
四十一人以上五十人以下	五人
三十一人以上四十人以下	四人
三十人以下	三人

2　前項の規定にかかわらず、企業単独型技能実習にあっては申請者が前条の基準に適合する者である場合、団体監理型技能実習にあっては申請者が同条の基準に適合する者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可（法第二条第十項に規定する監理許可をいう。以下同じ。）を受けた者である場合には、法第九条第十一号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める数は、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　前項第一号に規定する企業単独型技能実習　第一号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の一を乗じて得た数、第二号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に五分の一を乗じて得た数、第三号技能実習生について申請者の常勤の職員の総数に十分の三を乗じて得た数

二　前項第二号に掲げる技能実習　同号の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ、第一号技能実習生について同表の下欄に定める数に二を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数）、第二号技能実習生について同表の下欄に定める数に四を乗じて得た数（その数が申請者の常勤の職員の総数に二を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に二を乗じて得た数）、第三号技能実習生について同表の下欄に定める数に六を乗じて得た数（その数が申

請者の常勤の職員の総数に三を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に三を乗じて得た数）

3　前二項の規定にかかわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る技能実習である場合には、法第九条第十一号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める数は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める数とする。

4　前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能実習生に当該各号に定める技能実習を行わせようとし、又は行わせている場合であって当該技能実習生を受け入れ、又は受け入れていることにより前三項で定める数を超えるときは、法第九条第十一号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める数は、前三項で定める数（第二項の規定により第一項で定める数を超えて技能実習生を受け入れているときは、同項で定める数又は現に受け入れている技能実習生の数のいずれか少ない数）に当該技能実習生の数を加えた数とする。

一　他の実習実施者が技能実習を行わせることが困難となった第一号技能実習生であって申請者が引き続き技能実習を行う機会を与えるもの　第一号技能実習又は第二号技能実習

二　他の実習実施者が技能実習を行わせることが困難となった第二号技能実習生であって申請者が引き続き技能実習を行う機会を与えるもの　第二号技能実習

三　他の実習実施者が技能実習を行わせることが困難となった第三号技能実習生であって申請者が引き続き技能実習を行う機会を与えるもの　第三号技能実習

四　申請者が技能実習を行わせている第一号技能実習生であって第一号技能実習の開始後に特別な事情が生じたにもかかわらず申請者の下で引き続き技能実習を行うことを希望するもの　第二号技能実習

（1） 原則的な形態に関するもの

○　技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、実習実施者が受け入れる技能実習生の数については上限が定められています。その具体的な人数枠については、技能実習の区分等により次の表のとおりとなっています。

基本人数枠

申請者の常勤の職員の総数	技能実習生の数
301人以上	申請者の常勤の職員の総数の20分の1
201人以上300以下	15人
101人以上200人以下	10人

51人以上100以下	6人
41人以上50人以下	5人
31人以上40人以下	4人
30人以下	3人

企業単独型の人数枠

	第1号 （1年間）	第2号 （2年間）	優良な実習実施者の場合		
			第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
A	基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
B	常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3

＊ A： 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができる体制を有すると認めるもの

B： A以外のもの

団体監理型の人数枠

第1号 （1年間）	第2号 （2年間）	優良な実習実施者・監理団体の場合		
		第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

○ 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができる体制を有すると認めるもの（規則第16条第1項第2号）の適用を受けようとする場合には、必要書類（理由書（参考様式第1-26号）及び規則第16条第1項第2号の基準への適合性を立証する関係書類）を提出していただき、継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができる体制を有することを立証していただく必要があります。判断に悩む場合には、事前に機構の地方事務所・支所の認定課に御相談ください。

なお、当該継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができる体制を有するものとして認められる有効期間は、技能実習計画が認定された日から3年間とし、当該期間が経過した場合には、再度その該当性について、必要書類を提出していただくこととなります。

○ 企業単独型技能実習の場合は実習実施者が、団体監理型技能実習の場合は実習実施者と監理団体が、優良である場合には、第2項の規定の適用を受けることができ、第1号又は第2号の技能実習生について、第1項の規定の適用を受けた通常の場合と

比べて人数枠が倍となります。

また、第3号の技能実習生の人数枠については、その設定を、第1号の2倍ではなく、第1号の3倍までとし、他の実習実施者からの技能実習生の受入れを可能としています。

○ また、企業単独型技能実習、団体監理型技能実習のいずれの場合も、下記の人数を超えてはならないこととされています。

・ 第1号技能実習生 ： 常勤の職員の総数
・ 第2号技能実習生 ： 常勤の職員の総数の2倍
・ 第3号技能実習生 ： 常勤の職員の総数の3倍

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)
・ 理由書(参考様式第1-26 号)及び規則第16条第1項第2号の基準への適合性を立証する関係書類
　＊ 規則第16条第1項第2号の適用を受けようとする場合
・ 申請者の概要書(参考様式第1-1号)
・ 優良要件適合申告書(実習実施者)(参考様式第1-24 号)
　＊ 規則第16条第2項の適用を受けようとする場合

【留意事項】

○ 「常勤」の職員について

常勤の職員は、技能実習生を受け入れている実習実施者に継続的に雇用されている職員(いわゆる正社員をいいますが、正社員と同様の就業時間で継続的に勤務している日給月給者を含む。)としています。例えば、下記の①又は②のいずれかに該当する場合にあっては、常勤の職員として差し支えありません。

① 所定労働日数が週5日以上及び年間217日以上であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること。

② 雇用保険の被保険者であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること。

外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生は、常勤の職員に該当しません。これは、技能実習生は、技能等を修得等する立場にあるため、実習実施者の指導体制の目安として設けている受入れ人数枠の算出根拠となる常勤の職員には含まないとするものです。

なお、法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等の代表者は、原則として、法人の役員であり、職員として取り扱うことはできませんが、法人から労働の対価として報酬を受けている場合であって、法人に使用される者(例:取締役部長)については、役員が職員も兼ねるものとして、上記の①又は②のいずれかに該当する場合にあっては、常勤の職員に含め

て差し支えありません。

派遣労働者については、実習実施者との間に雇用契約を持たないため、当該労働者を派遣先の実習実施者における「常勤の職員」とすることはできません。

○ 常勤の職員の「総数」について

実習実施者の常勤の職員の総数については、本社、支社、事業所を含めた企業全体（法人全体）の常勤の職員数を基に算出し、事業所ごとには算出しません。実習実施者が親会社、子会社等の複数の法人で構成される場合、「申請者の常勤の職員の総数」を算出する際は当該法人全ての常勤の職員の総数を合算し、「技能実習生の数」を算出する際は当該法人全てに受け入れられている技能実習生の人数を合算して算出することになります（「『常勤』の職員について」のとおり、技能実習生は常勤の職員に該当しません）。また、複数の法人が共同で技能実習を行う場合の取扱いは後述の「○複数の法人が共同で技能実習を行う場合の取扱い」のとおり、共同で技能実習を行う法人の常勤職員を合算した上で、その常勤職員数に応じた技能実習生の人数枠を算出することになります。

○ 造船業における常勤の職員の取扱い

造船業は、多くの工程から構成される総合組立作業であるため、多くの関係者が重層的な構造で関わっており、一つの事業所の正規職員以外の作業員も当該事業所の職員と同様に同一の管理の下で作業に従事している実態があります。このような特殊性に鑑み、造船業における常勤の職員については、次のとおり取り扱うことを可能としています。

※ 建設業における常勤の職員についても、同様の取扱いを可能としていましたが、「建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（令和元年国土交通省告示第269号）」の制定による人数枠の設定と合わせて、令和4年4月1日から、このような取扱いはしていません。

① 実習実施者甲（この項において「甲」という。）との請負契約により甲の工事の一部を請け負った乙（下請企業等、この項において「乙」という。）に継続的に雇用される者丙（この項において「丙」という。）が次のAからCまでのいずれにも該当する場合には、甲の常勤の職員として取り扱うことが可能となる。この場合、丙を乙の常勤の職員としては取り扱わない。

Ａ 甲と乙との間に、甲を注文者として乙を請負人とする請負契約が過去1年以上おおむね継続的に締結されていること

Ｂ 甲が注文者である工事現場において、丙が乙の監督の下、甲に雇用されている者と共に甲の業務にフルタイムでおおむね6か月以上継続して従事していること

Ｃ 丙の勤務形態が労働関係法令その他の法令に違反するものではないこと

② 請負契約に基づいて元請企業（注文者）の常勤職員として計上される下請企業から、別途、同一の実習実施場所での技能実習計画の認定申請があった場合には、既に下請企業の常勤の職員は元請企業の常勤の職員とみなされているため、下請企業の常勤職員として計上することはできない。

○　農業等個人事業の場合の常勤職員の取扱い

農業における常勤の職員については、申請者である農家が個人事業主である場合にあっては、確定申告をした前年分の収支内訳書（農業所得用）のうち「事業専従者の氏名等」欄に氏名の記載があるかなどを確認するほか、当該専従者の就労状況について具体的な説明を求めた上で、常勤の職員として認めることが適当か否か判断することとなります。なお、個人事業主本人についても常勤の職員として認めることが適当か否か判断する対象となります。

○　異なる形態の技能実習を同時に行う場合の取扱い

異なる形態の技能実習を同時に行う場合は、現に技能実習計画の認定申請を行う受入れ形態に従った基準を適用して受入れ人数枠が決まることになります。

例えば、常勤職員の総数が40人の優良な実習実施者において、既に特定監理事業の許可を有する監理団体から実習監理を受けるとして団体監理型技能実習で第1号技能実習の技能実習生を1人受け入れている場合、企業単独型技能実習による受入れの申請で優良な実習実施者の基準に適合すれば、企業単独型技能実習における第1号技能実習の受入れ人数枠は常勤職員総数の10分の1（4人）となるため、追加的に受入れ可能な第1号技能実習生は3人です。ただし、その後、一般監理事業の許可を有する監理団体から実習監理を受けるとして団体監理型技能実習による技能実習計画の認定申請があり、優良な実習実施者の基準に適合すれば、団体監理型技能実習における第1号技能実習の受入れ人数枠は基本人数枠の2倍（8人）となり、（これら4人に加えて）更に4人の第1号技能実習生の受入れが可能となります。

（異なる形態の技能実習の例）

・　企業単独型技能実習と団体監理型技能実習による受入れを同時に行う場合

・　一般監理事業の許可を有する監理団体と特定監理事業の許可を有する監理団体の複数の監理団体から技能実習生を受け入れる場合

○　複数の法人が共同で技能実習を行う場合の取扱い

複数の法人が共同で技能実習を行う場合の人数枠については、共同で技能実習を行う法人の常勤職員数を合算した上で、その常勤職員数に応じた技能実習生の人数枠を算出することとなります。当該技能実習を実施することとした後に、それぞれの法人が単独又は別の法人と共同で技能実習を実施することとした場合の人数枠については、共同で受入れた技能実習生を各法人ごとに在籍していることとして、当該法人の常勤職員数を評価することとなります

○　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が、継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができると認める体制とは、以下の要件を満たすことが必要です。

①　中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項第1号に該当する場合

ア　中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項第1号に該当すること

A　製造業、建設業、運輸業、その他の業種の場合、資本金 3 億円以上又は常勤職員

301 人以上

B 卸売業の場合、資本金 1 億円以上又は常勤職員 101 人以上

C サービス業の場合、資本金 5000 万円以上又は常勤職員 101 人以上

D 小売業の場合、資本金 5000 万円以上又は 51 人以上

イ 帰国した技能実習生が技能実習の成果を発揮していること又は成果が期待できること

（成果が期待できることの例）

・ 技能実習生が技能実習修了後に技能実習において修得した技能を活用できる業務に、母国において安定的に従事することが書面等により客観的に認められる場合。

② 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項第1号に該当しない場合

ア 技能実習生の受入れ実績を有すること

イ 技能実習生の過去1年間の受入れにおいて改善命令を受けたことがないこと

ゥ 帰国した技能実習生が技能実習の成果を発揮していること又は成果が期待できること

エ 実習実施者になろうとする者について相応の常勤の職員数が在籍していることその他の十分な体制を有していること（常勤の職員数が 60 名以上であることを原則とします。）

（2） 特定の職種・作業に関するもの

○ 技能実習法は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ることができる制度となっており、事業所管大臣が当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっています。

○ 技能実習の数の基準に関して、この告示が定められた場合には、事業所管省庁、出入国在留管理庁、厚生労働省及び機構のHP等により周知します。

（3） 人数枠の特例措置

○ 以下の①から④までに掲げる技能実習生に技能実習を行わせようとし、又は行わせている場合であって、当該①から④までに定める技能実習生を受け入れ、又は受け入れていることにより、規則第16条第1項から第3項までで定める数（第2項の規定により第1項で定める数を超えて技能実習生を受け入れているときは、第1項で定める数又は現に受け入れている技能実習生の数のいずれか少ない数）を超えるときは、例外として、当該数に以下に掲げる技能実習生の数を加えた数とすることが可能です。

① 他の実習実施者が技能実習を行わせることが困難となった第1号技能実習生であって申請者が引き続き技能実習を行う機会を与えるもの 第1号技能実習又は第2

号技能実習

② 他の実習実施者が技能実習を行わせることが困難となった第2号技能実習生であって申請者が引き続き技能実習を行う機会を与えるもの　第2号技能実習

③ 他の実習実施者が技能実習を行わせることが困難となった第3号技能実習生であって申請者が引き続き技能実習を行う機会を与えるもの　第3号技能実習

④ 申請者が技能実習を行わせている第1号技能実習生であって第1号技能実習の開始後に特別な事情が生じたにもかかわらず申請者の下で引き続き技能実習を行うことを希望するもの　第2号技能実習

【留意事項】

○ 「他の実習実施者が技能実習を行わせることが困難となった技能実習生」について

規則第 10 条第2項第3号チの「やむを得ない事情がある場合」に該当し転籍が必要であると認められることが必要となります。詳しくは、「第3(3)技能実習生の基準に関するもの」を御参照ください。

○ 「第1号技能実習生であって第1号技能実習の開始後に特別な事情が生じたにもかかわらず申請者の下で引き続き技能実習を行うことを希望するもの」について

第1号技能実習生については、同一の申請者の下で第2号までの技能実習を行うことを予定して入国していることから、実習実施者の事業上・経営上の都合で技能実習の実施が困難となり転籍が必要であると認められる場合のほかにも以下のような場合に、「第1号技能実習の開始後に生じた特別な事情」として、当該技能実習生の第2号技能実習への移行を可能としています。

・ 第1号技能実習の開始後に実習実施者が優良な実習実施者の基準(規則第15条)に適合しなくなったことにより技能実習生の人数枠が減少し、本条項がなければ第2号技能実習への移行ができない場合

・ 第1号技能実習の開始後に実習実施者の常勤の職員の総数が減少したことにより技能実習生の人数枠が減少し、本条項がなければ第2号技能実習への移行ができない場合

第13　複数の職種及び作業に関するもの

【関係規定】

（認定の基準）

法第9条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前条第一項の認定の申請があった場合において、その技能実習計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

二　技能実習の目標及び内容が、技能実習の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

（技能実習の目標及び内容の基準）

規則第10条

3　複数の職種及び作業に係る技能実習計画である場合には、主たる職種及び作業（複数の職種及び作業のうち最も技能実習の時間が長いものをいう。以下同じ。）以外の職種及び作業については、法第九条第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の目標に係るものは、第一項の規定にかかわらず、次のいずれかを掲げるものであること。

一　修得等をしようとする技能等に係る基礎級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験の合格

二　修得等をしようとする技能等に係る三級若しくは二級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格

三　修得等をすべき技能等を要する具体的な業務ができるようになること及び当該技能等に関する知識の修得等を内容とするもの（当該技能等に係る業務に従事する時間に照らし適切なものに限る。）

4　前項に規定する場合には、法第九条第二号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準のうち技能実習の内容に係るものは、第二項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。この場合において、同項第三号の規定の適用については、同号ハ中「技能等」とあるのは「主たる職種及び作業に係る技能等」と、同号ホ中「従事しようとする業務」とあるのは「従事しようとする主たる職種及び作業に係る業務」とする。

一　いずれの職種及び作業も移行対象職種・作業であること。

二　それぞれの職種及び作業に係る技能等が相互に関連しており、複数の職種及び作業に係る技能実習を行うことに合理的な理由があること。

○　技能実習法施行前の旧制度では、単一の職種及び作業を行わせる技能実習しか認められていませんでしたが、現行制度では、多能工の養成等を目的として関連する複数の職種及び作業を組み合わせた技能実習を行わせることが認められています。

○　規則第10条第3項及び第4項の規定は、現行制度において複数の職種及び作業に係る技能実習計画を作成する場合の特則を定めるものであり、これらの項に規定するもの以外の要件は、単一の職種及び作業を行わせる場合の通常の要件と同様のものとなります。

○　主たる職種・作業の目標については技能検定等の合格に係る目標でなければなりませんが、規則第10条第3項において、「主たる職種及び作業以外の職種及び作業（＝従たる職種及び作業）の目標」について、技能検定等の合格を目標とするものに限らず、以下のいずれかを目標として設定することも許容しています。

技能検定等の合格に係る目標以外としては、移行対象職種・作業以外を行わせる

第1号技能実習の場合の目標設定(規則第10条第1項第1号ロ)に準じて、「修得をさせる技能等を要する具体的な業務ができるようになること及び当該技能等に関する知識の修得を内容とするもの」を目標として定めることも可能です。

○ また、複数の職種及び作業に係る技能実習を行う場合であっても、同一の実習実施者の下で行わせなければならず、かつ、その職種・作業が、いずれも移行対象職種でなければなりません。また、それぞれの職種及び作業に係る技能等が相互に関連しており、複数の職種及び作業に係る技能実習を行うことに合理的な理由があることが求められます。

○ 従たる職種・作業は、規則第10条第4項の規定により、「本国に帰国後本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること」(規則第10条第2項第3号ハ)及び「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること」(規則第10条第2項第3号ホ)の要件が課されていませんが、技能実習として行われることには変わりませんので、制度の趣旨を踏まえた技能等の修得等につながるよう適切に運用していただく必要があります。

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)

・ 複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる理由書(参考様式第1-30 号)

【留意事項】

○ 複数職種及び作業として行わせることのできる職種及び作業の数について

複数職種及び作業として同時に行わせることができる職種及び作業の数は2が基本となり、通常3までが想定されています。これは、通常、主たる職種及び作業の目標を達成するために必要な時間を確保した上で、さらに、従たる職種及び作業の目標を達成することに、一定の時間の制約上の限界があると考えられるためです。同時に3つの職種及び作業に係る技能実習計画を提出する場合には、複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる理由書(参考様式第1-30号)において高いレベルでの説明が求められます。4以上の職種及び作業を同時に行わせる技能実習計画は、通常認められることを想定していません。なお、複数の職種及び作業ごとに申請書の実習実施予定表を作成することになります。

○ 複数の職種及び作業を行わせる場合の従事させる業務の基準(実習時間)について

規則第10条第2項第2号に定められている必須・関連・周辺業務の時間配分などについては、主たる職種及び作業と従たる職種及び作業のそれぞれに適用されます。例えば、主たる職種及び作業と従たる職種及び作業の実習それぞれにかける時間全体の割合が7:3であった場合は、主たる業務にあっては、その7に該当する時間数が規則第10条第2項第2号の「業務に従事させる時間全体」に当たることとなります。

また、ある職種・作業の必須業務が、別の職種・作業の関連業務である場合も想定され

ますが、このような場合においては、当該業務へ従事する時間は、必須業務の職種・作業に従事する時間とカウントすることとなります。

○　複数職種及び作業を行わせる場合の技能実習生の基準について

技能実習生の基準（「本国に帰国後本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること」及び「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」（規則第10条第2項第3号ハ及びホ））については、主たる職種及び作業との関係で満たせば足りることとし、従たる職種及び作業についてまで求めるものではありません。

○　「複数の職種及び作業に係る技能等が相互に関連しており、複数の職種及び作業に係る技能実習を行うことに合理的な理由があること」について

「相互に関連していること」としては、当該複数の職種及び作業に係る業務が同一の申請者において行われていることはもとより、当該複数の職種及び作業が社会通念に鑑み、一般的にも相互に関連していると考えられることが求められます。同一の職種内の複数の作業を同時実施する場合には一般的に相互に関連している場合が多いと想定されますが、異なる職種間にまたがる作業を同時実施する場合には相互に関連していることについて詳細な説明をいただくことが必要となります。

「合理的な理由があること」としては、当該複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせることにより技能等の移転がより一層図られ、技能実習の成果が高いものになると考えられるなど、技能実習制度の趣旨に沿った理由が求められます。

最低限、申請者の技能実習を行わせようとする事業所において日本人労働者が当該複数の職種及び作業を行っていることが必要不可欠です。その上で、具体的に、どの複数の職種及び作業に係るものであれば認められるかについては、個別の案件によりますので、機構の地方事務所・支所の認定課に御相談ください。

第3節　認定の欠格事由（技能実習法第10条）

技能実習計画の認定の欠格事由は、法第10条及びその関係政令に定められています。技能実習法を遵守することが期待できない者が、技能実習を行わせることがないよう、技能実習計画の認定には、欠格事由が設けられており、以下のいずれかに該当する者は、技能実習計画の認定を受けることができません。

第1　関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由

【関係規定】

（認定の欠格事由）

法第10条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二　この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）

政令第1条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第百十八条第一項（労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）第百二十九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）、第百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第百三十一条（第一号（同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五条第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）

三　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

四　船員職業安定法第百十一条から第百十五条までの規定

五　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定

六　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

七　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定

八　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

九　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定

及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

十　労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

十一　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十二　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十三　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定

十四　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五　労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第百二十九条から第百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九条及び第百二十二条の規定

○　関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由としては、以下のいずれかに該当する者が想定されています。

①　禁錮以上の刑に処せられた者（法第10条第1号）

②　この法律に違反し、罰金刑に処せられた者、その他出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものに違反し、罰金刑に処せられた者（法第10条第2号・政令第1条）

③　暴力団関係法、刑法等に違反し、罰金刑に処せられた者（法第10条第3号）

④　社会保険各法及び労働保険各法において事業主としての義務に違反し、罰金刑に処せられた者（法第10条第4号）

○　いずれも、「刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」がその対象となります。

※　刑の執行猶予の言渡しを受けた後、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過した者は、刑の「執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない場合」には該当せず、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過することによって直ちに欠格事由を離脱することになります。大赦又は特赦により刑の言渡しの効力を失った者についても同様です。

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)

・ 登記事項証明書、役員の住民票の写し

　＊ 申請者が法人の場合

　＊ 未成年者がある場合で、法定代理人が法人であるときは当該法定代理人分も含む。

・ 住民票の写し

　＊ 申請者が個人の場合

　＊ 未成年者がある場合で、法定代理人が個人であるときは当該法定代理人分も含む。

【留意事項】

○ 住民票の写しについて

　マイナンバーの記載のないものの提出が必要です。また、日本人の場合には、本籍の記載があるものの提出が必要となります。外国人(特別永住者を除く。)の場合は、国籍(国又は地域)、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号が記載されたもの、特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書の番号が記載されたものに限られます。

○ 社会福祉法人等で、登記事項証明書に理事長以外の役員の記載がない場合は、役員の選任に関する理事会の議事録を提出してください。

○ 技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に係る住民票の写しについて

　役員の方は、住民票の写しを提出していただくことが原則ですが、技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書(技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者ではない旨について申請者が確認し、誓約したもの。参考様式第 1-36 号参照。)の提出で代替可能です。

　ただし、誓約書を提出した役員が、その後の調査において、実際は技能実習に関する業務の執行に直接的に関与していたことが判明した場合や、欠格事由に該当していたことが判明した場合には、技能実習計画の認定の取消し等がなされることとなりますので御注意願います。また、個別の審査の過程において、追加で住民票の写しの提出をお願いする場合もあります。

第2 技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由

【関係規定】

(認定の欠格事由)

法第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

七 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

八　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの 九　第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

○　技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由としては、以下のいずれかに該当する者が想定されています。

①　技能実習計画の認定を取り消された日から5年を経過しない者（取り消された者の法人の役員であった者を含む。）等（法第10条第7号及び第8号）

②　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者（法第10条第9号）

○　「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者」（法第10条第9号）については、以下に規定するもののほか、個別具体的な事案の重大性に応じて該当性が判断されることとなります。

①　出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為

ア　法施行前の技能実習における「不正行為」として、技能実習の適正な実施を妨げるものと認められる旨の通知を受けている者（不正行為が終了した日後、法務省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。）

　なお、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員が、法施行前の技能実習における「不正行為」として、技能実習の適正な実施を妨げるものと認められる旨の通知を受けている監理団体又は実習実施機関の法人の役員（当該「不正行為」があった期間又は時点の役員である場合に限る。）も含む。

イ　入管法第 73 条の2第1項各号の規定する行為（以下「不法就労助長行為」という。）を行い、唆し、又はこれを助けた者

ウ　事業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは同法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽

の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為（以下「偽変造文書行使等」という。）に及んだ者

② 労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

労働基準関係法令で送検され、かつ、刑罰（法第 10 条第2号及び第4号に規定されている罰金刑は除く。）が確定された者

※ 「申請の日前5年以内」に該当するか否かは、当該刑罰に係る行為時で判断することとし、刑罰の対象となった違反が技能実習生に係る違反か否かにはよりません。

※ 「労働基準関係法令」には、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などがあります。

③ 技能実習法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

技能実習生の旅券や在留カードを保管する等の禁止行為を行う等、技能実習法令違反の態様が重大悪質と認められる者

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第1号）

・ 登記事項証明書、役員の住民票の写し

＊ 申請者が法人の場合

＊ 未成年者がある場合で、法定代理人が法人であるときは当該法定代理人分も含む。

・ 住民票の写し

＊ 申請者が個人の場合

＊ 未成年者がある場合で、法定代理人が個人であるときは当該法定代理人分も含む。

【留意事項】

○ 欠格事由の対象となる役員について

法人の役員に形式上なっている者のみならず、実態上法人に対して強い支配力を有すると認められる者についても対象となります。具体的には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者のことを指します。

第3　申請者等の行為能力･役員等の適格性の観点からの欠格事由

【関係規定】

（認定の欠格事由）

法第10条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

五　心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

六　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

十一　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十二　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（技能実習に関する業務を適正に行うことができない者）

規則第 16 条の 2　法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

○　申請者等の行為能力･役員等の適格性の観点からの欠格事由としては、以下のいずれかに該当する者になります。

①　技能実習に関する業務を適正に行うことができない者（精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（法第 10 条第 5 号）

②　行為能力に制限がある者（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）（法第10条第 6 号）

③　法人の役員、未成年の法定代理人で欠格事由に該当する者（法第10条第 11 号及び第 12 号）

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第1号）

・ 登記事項証明書、役員の住民票の写し

　＊　申請者が法人の場合

　＊　未成年者がある場合で、法定代理人が法人であるときは当該法定代理人分も含む。

・ 住民票の写し

　＊　申請者が個人の場合

　＊　未成年者がある場合で、法定代理人が個人であるときは当該法定代理人分も含む。

第4　暴力団排除の観点からの欠格事由

【関係規定】
（認定の欠格事由）
法第10条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。
十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）
十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

○　暴力団排除の観点からの欠格事由としては、以下のいずれかに該当する者が想定されています。

①　暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者）（法第10条第 10 号）

②　暴力団員等がその事業活動を支配する者（法第10条第 13 号）

【確認対象の書類】
・ 技能実習計画認定申請書（省令様式第1号）
・ 登記事項証明書、役員の住民票の写し
　＊　申請者が法人の場合
　＊　未成年者がある場合で、法定代理人が法人であるときは当該法定代理人分も含む。
・ 住民票の写し
　＊　申請者が個人の場合
　＊　未成年者がある場合で、法定代理人が個人であるときは当該法定代理人分も含む。

第4節　技能実習計画の変更（技能実習法第11条）

【関係規定】

（技能実習計画の変更）

法第11条　実習実施者は、実習認定を受けた技能実習計画（以下「認定計画」という。）について第八条第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2　第八条第三項から第五項まで及び前二条の規定は、前項の認定について準用する。

（軽微な変更）

規則第17条　法第十一条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更であって、申請者が当該変更があった旨を当該変更があったことを証する書類とともに別記様式第三号により出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出たものとする。

一　技能実習の目標の変更

二　技能実習の内容のうち職種及び作業に係るものの変更

三　前二号に掲げるもののほか、認定計画（法第十一条第一項に規定する認定計画をいう。以下同じ。）に従った技能実習の実施に実質的な影響を与える変更

2　団体監理型技能実習に係る前項の届出を行おうとする者は、実習監理を受ける監理団体の指導に基づき、当該届出をしなければならない。

（技能実習計画の変更の認定申請等）

規則第18条　法第十一条第一項の規定による技能実習計画の変更の認定の申請は、別記様式第四号による申請書の正本一部及び副本一部を提出して行わなければならない。

2　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、法第十一条第一項の認定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3　前項の通知は、別記様式第五号による変更認定通知書に第一項の申請書の副本を添えて行うものとする。

4　法第十一条第二項において準用する法第八条第三項の主務省令で定める書類は、第八条各号に掲げる書類のうち変更しようとする事項に係るものとする。

○　実習実施者は、認定を受けた技能実習計画について、技能実習計画に記載された事項を変更しようとするときは、以下に記載の変更の程度（重要な変更、通常の変更又は些細な変更）に応じた対応が必要となります。変更内容ごとの対応については、次の表を御参照ください。

・　重要な変更の場合　：　変更認定
・　通常の変更の場合　：　軽微な変更の届出
・　些細な変更の場合　：　届出不要

○　重要な変更をしようとする場合にあっては、当該変更を行おうとする前に、あらかじめ変更認定を受けることが必要です。変更認定を受けるためには、別表に掲げる変更事由に応じた書類の提出、監理団体の技能実習計画に係る指導、手数料の納付が必要となるほか、認定基準（法第9条）に適合し、欠格事由（法第10条）に該当しないことが求められます。

　この技能実習計画の変更認定の申請は、機構の地方事務所・支所の認定課に提出しなければなりません。技能実習計画変更認定申請書（省令様式第4号）は、申請に際して正本1通及び副本1通を提出する必要があります。なお、申請書の添付書類については、申請書の正本1通に添付することが必要であり、副本1通には添付する必要はありません。

○　また、技能実習生の待遇を変更する場合には、必要に応じて通訳を付けるなどし、技能実習生に対し、変更内容を丁寧に説明した上で、改めて技能実習生の母国語が併記された技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書（参考様式第1－19号）を作成し、実習実施者において保管する必要があります。

○　通常の変更をしようとする場合にあっては、変更に係る事由が発生した日から1か月以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に技能実習計画軽微変更届出書（省令様式第3号）を提出しなければなりません。届出をするに際しては、次の表に掲げる変更事由に応じた書類を併せて提出することが求められます。

○　省令様式第3号に記載する内容が、同様式の記の「1　認定番号」欄、「2　認定年月日」欄及び「4技能実習生」欄以外の記載が全て同一のときは、それら3つの欄の記載について、別紙を用いて表形式で記載すれば、同様式の提出は1通にまとめて届け出をすることも可能です。

　また、過去3年以内又は5年以内の申請又は届出により提出したものと内容に変更がない場合にあっては、どの申請又は届出に添付したかを明示することにより、変更事由に応じた書類の提出を省略することができます。それぞれの書類ごとの省略することができる期間については、別紙②を参照してください。

○　なお、届出を受理した後に、機構が技能実習計画の認定の各要件に適合しないものであることを確認した場合にあっては、当該変更を是正するよう指導することとなりますので、指導を受けた実習実施者は当該指導に従うことが必要です。当該指導に従わない場合にあっては、技能実習計画の認定取消し、改善命令等の対応を執ることとなるので留意願います。

【確認対象の書類】

・ 技能実習計画変更認定申請書（省令様式第4号）

・ 技能実習計画軽微変更届出書（省令様式第3号）

【留意事項】

○ 技能実習の区分の変更について

技能実習の区分（法第8条第2項第5号）を事後的に変更することは、法律上想定されていません（法第11条第1項）。

○ 技能実習開始後に全く別の職種・作業の技能実習へ変更することについて

新規の技能実習計画の認定申請をすることは手続上可能ですが、技能実習は段階的に技能等の習得を目指すものであることから、技能実習開始後に全く異なる職種・作業に変更することは想定されていません。

表　技能実習計画の変更認定と届出の区分

		計画記載事項	変更認定	届出	添付書類	特記事項
1 実習実施者	1	氏名又は名称	×	○	・登記事項証明書（法人） ・住民票の写し（個人）	・実習実施者自体を変更（交代）する場合には新規の技能実習計画の認定が必要。 ・実習実施者が法人の場合にあっては、合併、会社分割により、消滅したとき、個人事業の場合にあっては、死亡したときは新規の技能実習計画の認定が必要。 ・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地の記載があるもの。外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。
	2	住所	×	○	・登記事項証明書（法人） ・住民票の写し（個人）	・電話番号の変更を含む。 ・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地の記載があるもの。外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。
	3	代表者の氏名（実習実施者が法人の場合）	×	○	・登記事項証明書	【代表者の変更（交代）】 ・代表者を変更（交代）する場合には届出が必要。 【代表者の氏名の変更】 ・代表者が婚姻するなどの事情により氏名を変更する場合であって、代表者の変更（交代）を伴わない変更の届出は不要。
	4	役員の氏名（実習実施者が法人の場合）	×	○	・登記事項証明書 ・役員の住民票	【役員の変更（交代又は追加で新規に選任）】

					の写し	・役員を変更(交代又は追加で新規に選任)する場合には届出が必要。 ・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 【役員の氏名の変更】 ・役員が婚姻するなどの事情により氏名を変更する場合であって、役員の変更(交代又は追加で新規に選任)を伴わない変更の届出は不要。
	5	役員の役職名(実習実施者が法人の場合)	×	×		
	6	役員の住所(実習実施者が法人の場合)	×	×		
	7	業種	×	×		
2 技能実習を行わせる事業所	1	技能実習を行わせる事業所(名称、所在地)	×	○	・実習実施予定表(省令様式第1号第4～6面)の変更箇所	・新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。
	2	技能実習責任者の氏名	×	○	・技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書 ・技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の就任承諾書及び誓約書の写し ・技能実習責任者に対する講習を修了したことを証明する書類	【技能実習責任者の変更(交代又は追加で新規に選任)】 ・技能実習責任者を変更(交代又は追加で新規に選任)する場合には届出が必要。 【技能実習責任者の氏名の変更】 ・技能実習責任者が婚姻するなどの事情により氏名を変更する場合であって、技能実習責任者の変更(交代又は追加で新規に選任)を伴わない変更の届出は不要。
	3	技能実習責任者の役職名	×	×		

	4	技能実習指導員の氏名	×	○	・技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書 ・技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の就任承諾書及び誓約書の写し ・実習実施予定表(省令様式第１号４～６面) (技能実習指導員の担当する指導に変更があった場合)	【技能実習指導員の変更(交代又は追加で新規に選任)】 ・技能実習指導員を変更(交代又は追加で新規に選任)する場合には届出が必要。 【技能実習指導員の氏名の変更】 ・技能実習指導員が婚姻するなどの事情により氏名を変更する場合であって、技能実習指導員の変更(交代又は追加で新規に選任)を伴わない変更の届出は不要。 【技能実習指導員が担当する指導内容の変更】 ・申請時に申告した技能実習指導員に変更(交代又は追加で新規に選任)はないものの、必須業務、関連業務又は周辺業務として記載している具体的な業務ごとに記載した技能実習指導員の担当を変更する場合の届出は不要。
	5	技能実習指導員の役職名	×	×		
	6	生活指導員の氏名	×	○	・技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書 ・技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の就任承諾書及び誓約書の写し	【生活指導員の変更(交代又は追加で新規に選任)】 ・生活指導員を変更(交代又は追加で新規に選任)する場合には届出が必要。 【生活指導員の氏名の変更】 ・生活指導員が婚姻するなどの事情により氏名を変更する場合であって、生活指導員の変更(交代又は追加で新規に選任)を伴わない変更の届出は不要。
	7	生活指導員の役職名	×	×		

3 技能実習生	1	氏名	×	○	旅券その他の身分を証する書類の写し	
	2	国籍(国又は地域)	×	○	旅券その他の身分を証する書類の写し	
	3	生年月日	×	○	旅券その他の身分を証する書類の写し	
	4	性別	×	○	旅券その他の身分を証する書類の写し	
	5	帰国期間(第3号技能実習に限る)	×	○		【帰国期間の変更】 帰国期間が変更となる場合には届出が必要。なお、帰国時期の変更(帰国期間の変更はなし)の届出は不要。
4 技能実習の内容	1	技能実習の職種・作業及び分野	○	×	・実習実施予定表(省令様式第1号第4～6面)の変更箇所	【職種・作業に係る技能実習の追加】 ・認定を受けた技能実習計画に記載されている職種・作業の技能実習に新たな職種・作業の技能実習を追加して行おうとする場合に変更認定が必要。 【全く別の技能実習への変更】 ・通常想定されているものではないが、認定を受けた技能実習計画に記載された職種・作業の技能実習を中止して、全く別の職種・作業の技能実習を行おうとする場合にあっては、変更認定の対象とならず、新規の技能実習計画の認定が必要。

5 技能実習の目標	1	技能実習の目標		○	×	・実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所	
6 前段階の技能実習計画の目標の達成状況	1	前段階の技能実習計画の目標の達成状況		×	×		【目標の達成状況の変更】 ・通常、変更されることが想定されているものではないが、変更がある場合は、実習認定取消し事由該当事実に係る報告書の提出が必要。
7 技能実習の期間及び時間数	1	実習期間	【実習開始時期の変更】	×	○	・実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所 ※新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。	・実習の開始時期を当初の予定から3か月以上早め、又は、遅らせる場合には届出が必要。
			【実習の延べ期間の変更】	○	×	同上	・実習の延べ期間を当初の予定から延長する場合には変更認定が必要。 ・実習の延べ期間を当初の予定から短縮する場合には届出の対象とはしないが、別途技能実習実施困難時届出書の提出が必要。
			【中断後の再開による実習期間の変更】	○	×	上記に加えて次の資料を添付 ・申請者の概要書（参考様式第1-1号）	・実習開始後、やむを得ない事由により、一時的に実習を中断し、当該事由の解消後に実習を再開し、計画の終期が変更となる場合は、変更認定が必要（変更認定に先立ち、別途技能実習実施困難時届出書の提出が必要。）。

						・中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書(様式自由) ※ 再開に際して、技能実習を行わせる事業所や技能実習生の待遇等の計画記載事項について届出の対象となる変更を同時に行う場合には、技能実習変更認定申請の際に、それぞれの計画記載事項に対応する添付書類の提出書類も併せて提出が必要。	※再開に際して人数枠の基準を満たしている必要があります(人数枠の特例は適用されません。)。
	2	実習時間数	【50%以上の年間時間数の変更】 (上記年間時間数の変更に時間外労働等を含む場合)	○	×	・実習実施予定表(省令様式第1号第4～6面)の変更箇所 ※新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。 上記に加えて次の資料を添付 ・所轄労働基準監督署に届け出た労働基準法第 36 条に基づく労使協定(以下「36 協定」という。)の写し	・年間の合計時間数を予定の 50%以上に相当する時間数を変更する場合には変更認定が必要。 ・時間外労働又は休日労働(以下「時間外労働等」という。)は原則として想定されていないが、技能等を修得するためのやむを得ない業務上の事情等により行う場合には、これらについて変更認定を受ける又は届出をすることが必要。 ※36 協定で定める月及び年の時間外労働等の時間(特別条項適用時)の上限を超える時間外労働等を行わせようとする技能実習計画は認定できません。 ※なお、時間外労働等は、技能等の修得等の観点から必要最小限の時間でなければなりません。

						・やむを得ない業務上の事情等を説明する資料	
			【25％以上50％未満の年間時間数の変更】 （上記年間時間数の変更に時間外労働等を含む場合）	×	○	・実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所 ※新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。 上記時間外労働等の年間時間数変更に係る資料に同じ	・年間の合計時間数を予定の25%以上50%未満に相当する時間数を変更する場合には届出が必要。 【年間の合計時間数の変更】 ・年間の合計時間数を予定の50%以上に相当する時間数を変更する場合には変更認定が必要。 ・年間の合計時間数を予定の25%以上50%未満に相当する時間数を変更する場合には届出が必要。
			【入国後講習の合計時間数の変更】	×	○	添付書類については、 ※企業単独型は、後記10「入国後講習実施予定表（企業単独型）」の5「講習時間数」に同じ ※団体監理型は、後記11「入国後講習実施予定（団体監理型）」の6「講習時間数」に同じ	・講習の合計時間数を変更する場合は届出が必要。
8 監理団体等	1	許可番号		×	×		
	2	許可の別		×	×		

	3	名称	○	×	・監理団体と実習実施者の間の実習監理に係る契約書又はこれに代わる書類の写し ・入国後講習実施予定表（省令様式第1号第3面D）（講習を実施する監理団体に変更があった場合）	【監理団体の変更】 ・監理団体を変更（交代）する場合には技能実習計画の変更認定が必要。 【監理団体の名称の変更】 ・監理団体の名称変更がある場合には技能実習計画の変更認定や変更届出は不要。
	4	住所	×	×		
	5	代表者の氏名	×	×		
	6	監理責任者の氏名	×	×		
	7	担当事業所の名称	×	○		
	8	取次送出機関の氏名又は名称（送出機関番号又は整理番号を記載すること。）	×	○	・技能実習生と取次送出機関の間の技能実習に係る契約書の写し ・取次送出機関の誓約書	【送出機関番号又は整理番号について】 ・機構において、外国政府認定送出機関には9桁（英字3桁・数字6桁）の「送出機関番号」を、二国間取決めがされていない国又は地域の送出機関には4桁の「整理番号」を付している。 ・送出機関番号については、機構HPの外国政府認定送出機関一覧ページに掲載されている国ごとの認定送出機関リストにて公表している。 ・整理番号については、上記機構HPで公表しておらず、監理団体許可後又は外国の送出機関の変更に係る変更届出書の提出後、機構から各監理団体に対し、個別に通知している。 ・申請書には、送出機関番号又は整理番号のいずれか1つの番号を必ず記載すること。

９ 技能実習生の待遇	1	賃金	×	○	・雇用契約書及び雇用条件書の写し ・技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書（当初の技能実習計画の認定時に技能実習生の報酬を決定する上で比較対象とした日本人労働者等に変更があったことにより、新たな比較対象とした日本人の報酬額に従って技能実習生の報酬額を変更した場合）	・金額を引き上げる場合には届出不要。
	2	講習手当（金銭に限られず現物支給も含む）	×	○		・金額を引き上げる場合には届出不要。
	3	その他の報酬	×	○	・雇用契約書及び雇用条件書の写し ・技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書（技能実習生の報酬を決定する上で比較対象とした日本人労働者等に変更があった場合のみ）	・金額を引き上げる場合には届出不要。
	4	雇用契約期間	×	○	・雇用契約書及び雇用条件書の写し	

	5	労働時間及び休憩	【深夜時間帯に含むものに変更する場合】	○	×	・雇用契約書及び雇用条件書の写し ・技能等の修得等の観点から深夜労働することが必要となる理由を説明する資料（新たに深夜労働を含む労働時間への変更又は現に認定を受けている深夜時間帯の労働時間の変更（時間帯のみを変更する場合も含む。）があった場合のみ）	深夜労働は原則として想定されていないが、技能等の修得等の観点から合理的な理由がある場合に限り、変更認定を受ける事が可能。 ※なお、深夜時間帯労働を含んでいれば、新たに発生する場合だけでなく、現に深夜時間帯の勤務を含んで認定を受けている時間に変更がある場合（短縮・延長、既存の時間帯以外の深夜時間帯の追加を含む）であっても、変更認定が必要です。
			【深夜時間帯に含まないものに変更する場合】	×	○	・雇用契約書及び雇用条件書の写し	
	6	所定労働時間		×	○	・雇用契約書及び雇用条件書の写し	
	7	休日		×	○	・雇用契約書及び雇用条件書の写し	
	8	休暇		×	○	・雇用契約書及び雇用条件書の写し	
	9	宿泊施設		×	○	・技能実習計画（別記様式第1号第2面） ・技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書 ・宿泊施設の概要の分かる資	技能実習計画については、新規認定申請時に提出した技能実習計画の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。 ※宿泊施設の変更に当たり、雇用契約書及び雇用条件書（参考様式第1－14号）の提出は不要。

					料（見取り図※） ※寝室（床の間・押入等、技能実習生が実際に使用できないスペースを除く。）の面積及び居住する技能実習生の人数が分かるものとする必要があります。 ・技能実習生が同意した上で署名した意思確認書（任意様式）	
	10	技能実習生が定期に負担する費用	×	○	・雇用契約書及び雇用条件書の写し ・技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書	・雇用契約書及び雇用条件書上で記載事項に変更がなかった場合であっても、例えば、食費・居住費の金額に変更はないが、提供する食事の回数、方法に変更があった場合や宿泊施設に変更があった場合等には、技能実習生が同意した上で署名した意思確認書（任意様式）の提出が必要。なお、技能実習生の利益となる変更においては、左記書類により、技能実習生に説明を十分に行い、同意が得られていれば、提出は不要。
10 入国後講習実施予定（企業単独型）	1	講習実施施設（施設名、所在地、連絡先）	×	○	・入国後講習実施予定表（省令様式第1号第3面A）	・新規認定申請時に提出した講習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。
	2	法的保護に必要な情報について講義を行う講師（氏名、職業、所属機関、専門的知識の経歴、資格・免許）	×	○	・入国後講習実施予定表（省令様式第1号第3面A）	・新規認定申請時に提出した講習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。
	3	講習期間	×	○	・入国後講習実施予定表（省令様式第1号第3	・新規認定申請時に提出した講習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えな

					面A）	い。 【入国後講習の開始時期の変更】 ・当初の予定から3か月以上早め、又は、遅らせる場合には届出が必要。 【講習の延べ期間の変更】 ・当初の予定より講習の延べ期間を短縮する変更を行う場合には届出が必要。
	4	講習内容 講師の氏名（役職・経験年数・委託の有無）	×	○	・入国後講習実施予定表（省令様式第1号第3面A）	・新規認定申請時に提出した講習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。 【講習科目の変更】 ・講習科目を変更する場合は届出が必要。 【講師の変更】 ・法的保護の講師以外の講師を変更する場合の届出は不要。 【委託の有無の変更】 ・委託の有無を変更する場合には届出が必要。
	5	講習時間数	×	○	・入国後講習実施予定表（省令様式第1号第3面A）	・新規認定申請時に提出した講習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。 【月ごとの時間数の変更】 ・月ごとの講習の各科目の時間数又は合計時間数を変更する場合の届出は不要。 【科目ごとの時間数の変更】 ・講習の科目ごとの合計時間数を変更する場合は届出が必要。

						【合計時間数の変更】 ・講習の合計時間数を変更する場合は届出が必要。
11 入国後講習実施予定(団体監理型)	1	講習実施施設(施設名、所在地、連絡先)	×	○	・入国後講習実施予定表(省令様式第1号第3面D)	・新規認定申請時に提出した講習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。
	2	監理団体(名称、住所、代表者の氏名)	○	×	・監理団体と実習実施者の間の実習監理に係る契約書又はこれに代わる書類の写し ・入国後講習実施予定表(省令様式第1号第3面D)	・新規認定申請時に提出した講習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。 【監理団体の変更】 ・監理団体を変更(交代)する場合には技能実習計画の変更認定が必要。 【監理団体の名称の変更】 ・監理団体の名称変更がある場合には技能実習計画の変更認定や変更届出は不要。
	3	法的保護に必要な情報について講義を行う講師(氏名、職業、所属機関、専門的知識の経歴、資格・免許)	×	○	・入国後講習実施予定表(省令様式第1号第3面D)	・新規認定申請時に提出した講習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。
	4	講習期間	×	○	・入国後講習実施予定表(省令様式第1号第3面D)	・新規認定申請時に提出した講習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。 【入国後講習の開始時期の変更】 ・当初の予定から3か月以上早め、又は、遅らせる場合には届出が必要。 【講習の延べ期間の変更】 ・当初の予定より講習の延べ期間を短縮する変更を行う場合には届出が必要。
	5	講習内容(実施日、	×	○	・入国後講習実	・新規認定申請時に提出した講習実施

		科目、時間、委託の有無、講習施設、講師）			施予定表（省令様式第1号第3面D）	予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。 【講習科目の変更】 ・講習科目を変更する場合は届出が必要。 【実施日又は実施時間の変更】 ・講習の各科目における全体の時間数を変更せず、各科目の実施日又は実施時間のみを変更する場合の届出は不要。 【委託の有無の変更】 ・委託の有無を変更する場合には届出が必要。 【講習施設の変更】 ・講習の科目ごとに実施する講習施設を変更する場合の届出は不要。 【講師の変更】 ・法的保護の講師以外の講師を変更する場合の届出は不要。
	6	講習時間数	×	○	・入国後講習実施予定表（省令様式第1号第3面D）	・新規認定申請時に提出した講習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。 【1日当たりの時間数の変更】 1日当たりの時間数を変更する場合の届出は不要。 【科目ごとの時間数の変更】 ・講習の科目ごとの合計時間数を変更する場合は届出が必要。 【合計時間数の変更】 ・講習の合計時間数を変更する場合は届出が必要。
12 実習実施予定表	1	技能実習を行わせる事業所（事業所名、所在地）	×	○	・実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所	・新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。

	2	実習期間	【延べ期間の延長】	○	×	・実習実施予定表(省令様式第1号第4～6面)の変更箇所 ※新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない(以下同)	・実習の延べ期間を当初の予定から延長する場合には変更認定が必要。 ・実習の延べ期間を当初の予定から短縮する場合には届出の対象とはしないが、別途技能実習実施困難時届出書の提出が必要。
			【開始時期の変更】	×	○	同上	・実習の開始時期を当初の予定から3か月以上早め、又は、遅らせる場合には届出が必要。
	3	技能実習の内容 必須業務、関連業務及び周辺業務の別 指導員の役職・氏名		×	○	・実習実施予定表(省令様式第1号第4～6面)の変更箇所 (指導員を変更する場合) ・技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書 ・技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の就任承諾書及び誓約書の写し	・新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。 【業務の内容の変更】 ・必須業務、関連業務及び周辺業務として記載している具体的な業務の内容を変更する場合には届出が必要。 また、実習実施者以外の第三者が実施する訓練又は研修を受講させようとする場合にも届出が必要。 【指導員の変更】 ・技能実習指導員を変更(交代又は追加で新規に選任)する場合には届出が必要。 ・技能実習指導員の役職を変更する場合、又は婚姻するなどの事情により氏名を変更する場合の届出は不要。 ・申請時に申告した技能実習指導員に変更(交代又は追加で新規に選任)はないものの、必須業務、関連業務及び周辺業務として記載している具体的な業務ごとに記載した技能実習指導員の担当を変更する場合の届出は不要。
	4	技能実習を行わせる事業所		×	○	・実習実施予定表(省令様式第	・新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添

						1号第4～6面）の変更箇所	付書類として届け出ることでも差し支えない。 【業務ごとの事業所の変更】 必須業務、関連業務及び周辺業務として記載している具体的な業務ごとに記載した事業所を変更する場合は届出が必要。
	5	月時間数	月ごとの時間外労働等の合計時間数の変更	【80時間を超えて延長しようとする場合】	○	×	・実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所 ※新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。 ・36協定の写し ・やむを得ない業務上の事情等を説明する資料	・時間外労働等は原則として想定されていないが、技能等を修得するためのやむを得ない業務上の事情等により行う場合には、これらについて変更認定を受ける又は届出をすることが必要。 ※36 協定で定める月及び年の時間外労働等の時間（特別条項適用時）の上限を超える時間外労働等を行わせようとする技能実習計画は認定できません。 ※技能等の修得等の観点から必要最小限の時間でなければなりません。 ※「月」の始期が、技能実習計画と 36 協定で異なる場合は、36 協定における始期としてください。 （例：36 協定では毎月 1 日を始期としており、4 月 15 日から技能実習を開始した場合、5 月 1 日からの 1 か月で 45 時間を超える場合には、後記のとおり届出が必要。）
				【45時間を超えて延長しようとする場合】	×	○	同上	・1年単位の変形労働時間制を導入している場合は、月 42 時間を超えて延長する場合に届出が必要です。
			業務ごとの合計時間数の変更	【50%以上変更する場合】	○	×	・実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所 ※新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。	・月ごとの合計時間数を80時間以上短縮する場合には届出が必要。

				【80時間以上短縮する場合】	○	×	同上	・必須業務、関連業務及び周辺業務として記載している具体的な業務ごとにみて、合計時間数を予定の 50%以上に相当する時間数を変更する場合には変更認定が必要。 ・なお、法第9条第2号(規則第 10 条第2項第2号)の従事させる業務の基準は遵守する必要があること。
				【25%以上 50%未満変更する場合】	×	○	同上	・必須業務、関連業務及び周辺業務として記載している具体的な業務ごとにみて、合計時間数を予定の 25%以上50%未満に相当する時間数を変更する場合には届出が必要。 ・なお、法第9条第2号(規則第 10 条第2項第2号)の従事させる業務の基準は遵守する必要があること。
			年間合計時間数の変更	【50%以上変更】 【25%以上 50%未満変更】	○ ×	× ○	添付資料については、前記7「技能実習の期間及び時間数」の2「実習時間数」に同じ	・年間の合計時間数を予定の 50%以上に相当する時間数を変更する場合には変更認定が必要。 ・年間の合計時間数を予定の 25%以上50%未満に相当する時間数を変更する場合には届出が必要。
	6	使用する素材、材料等			×	○	・実習実施予定表(省令様式第1号第4～6面)の変更箇所	・新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。
	7	使用する機械、器具等			×	○	・実習実施予定表(省令様式第1号第4～6面)の変更箇所	・新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。

	8	製品等の例	×	○	・実習実施予定表（省令様式第1号第4～6面）の変更箇所	・新規認定申請時に提出した実習実施予定表の写しに赤字で訂正したものを添付書類として届け出ることでも差し支えない。

第5節　機構による認定の実施（技能実習法第12条）

【関係規定】

（技能実習計画の認定）

法第12条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、外国人技能実習機構（以下この章において「機構」という。）に、第八条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。第四項において同じ。）に関する事務（以下「認定事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせるときは、当該認定事務の全部又は一部を行わないものとする。

3　機構が認定事務の全部又は一部を行う場合における第八条から前条までの規定の適用については、第八条第一項、第九条及び前条第一項の規定中「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「機構」とする。

4　機構は、第八条第一項の認定を行ったときは、遅滞なく、その旨を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に報告しなければならない。

5　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が第一項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせるときは、申請者は、第八条第五項（前条第二項において準用する場合を含む。）に規定する手数料を機構に納付しなければならない。

6　前項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

7　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第一項の規定により機構に認定事務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた認定事務の全部若しくは一部を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

○　技能実習計画の認定事務は、法第12条の規定に基づいてその全部を機構が行うこととなっています。

○　技能実習計画の認定に関する法の条文上で「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」が行うこととされているものも、この条の規定により「機構」が行うことと読み替えられています。

第6節　報告徴収等（技能実習法第13条・第14条）

【関係規定】

（報告徴収等）

法第13条　主務大臣は、この章（次節を除く。）の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者若しくは実習実施者であった者（以下この項及び次条第一項において「実習実施

者等」という。）、監理団体若しくは監理団体であった者（以下この項、次条第一項及び第三十五条第一項において「監理団体等」という。）若しくは実習実施者等若しくは監理団体等の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項及び次条第一項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは実習実施者等若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは実習実施者等若しくは監理団体等に係る事業所その他技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（機構による事務の実施）

法第14条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせるときは、この節の規定を施行するために必要な限度において、次に掲げる事務を機構に行わせることができる。

一　実習実施者等若しくは監理団体等又は役職員等に対して必要な報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求める事務

二　その職員をして、関係者に対して質問させ、又は実地に実習実施者等若しくは監理団体等の設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる事務

2　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定により機構に報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求めさせ、又は質問若しくは検査を行わせる場合には、機構に対し、必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3　機構は、前項の指示に従って第一項に規定する報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は質問若しくは検査を行ったときは、その結果を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に報告しなければならない。

○　主務大臣である法務大臣と厚生労働大臣には、技能実習計画の認定に関する業務について、実習実施者や監理団体等に対し、報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査を行う権限が認められています。

○　主務大臣が行う報告徴収等について、拒んだり、虚偽の回答を行ったりした場合などには、技能実習計画の認定の取消事由となる（法第16条）ほか、罰則（30万円以下の罰金）の対象ともなります（法第112条第1号）。

○　また、技能実習計画の認定に関する業務は、機構に行わせることとされているため、

機構においても、実習実施者等や監理団体等に対し、報告や帳簿書類の提示を求めることや、関係者（入国後講習を受託している機関の職員など）に対し質問すること及び実習実施者等又は監理団体等の設備や帳簿書類等を実地に検査することが認められています。（機構が必要と認める場合には、電子メールやオンライン会議システム等を活用する場合があります。）

○　この機構が行う実地検査等については、虚偽の回答を行ったりする等、一定の場合に技能実習計画の認定の取消事由となる（法第16条）ほか、調査への協力が得られない場合には、技能実習計画の認定に必要な情報が得られないため技能実習計画が認定されないこととなります。

○　なお、機構は、監理団体に対して1年に1回程度の頻度、実習実施者に対して3年に1回程度の頻度で定期的に実地検査を行うこととしていますので、機構が行う検査には積極的に協力し、自らが行う技能実習の内容が適正に行われていることを明らかにすることが求められます。

第7節　改善命令等（技能実習法第15条）

【関係規定】
（改善命令等）
法第15条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるとき、又はこの法律その他出入国若しくは労働に関する法律若しくはこれらに基づく命令の規定に違反した場合において、技能実習の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該実習実施者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
2　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

○　機構や出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣による調査等によって、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないことが判明したとき、技能実習法、出入国又は労働に関する法令等に違反していることが判明したときであって、技能実習の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が改善命令を行う場合があります。

○　この改善命令は、違反行為そのものについての是正を行うことはもとより、実習実施者として、違反行為を起こすような管理体制や運営を行っていることそのものについて、

改善を行わせることを目的として発せられるものになります。実習実施者は、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣から、期限を定めて問題となっている事項の改善に必要な措置をとるよう命じられますので、期限内に命じられた事項について、改善措置を講じる必要があります。

なお、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣から改善の確認を受けるまでの間は、新たな技能実習計画の認定を受けることはできません。

改善命令に従わない場合や、改善措置を講じたとしても出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣から適切な措置であると認められない場合には、技能実習計画の取消事由となる(法第16条)ほか、罰則(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)の対象ともなります。(法第111条第1号)

○ さらに、改善命令を受けた実習実施者は、改善命令を受けた旨を公示されることとなりますので、不適正な受入れを行っていたことが周知の事実となります。

○ 改善命令を受けることのないよう、日常的に技能実習を適正に実施することが求められます。

【留意事項】

○ 改善命令を受けた場合は、示された改善期日までに改善のために出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が求めた措置が講じられ、かつ、今後は法令違反を犯さないような体制に改善されたことを明らかにするため、改善命令に係る改善報告書を提出することが必要です。

○ 再度同様の法違反に及んだ場合にあっては、技能実習計画の認定の取消し等のより厳しい措置の対象となり得ることから、改善した管理体制や運営を維持することが求められます。

第8節 認定の取消し等(技能実習法第16条)

【関係規定】

(認定の取消し等)

法第16条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

一 実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないと認めるとき。

二 認定計画が第九条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

三 実習実施者が第十条各号のいずれかに該当することとなったとき。

四 第十三条第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避したとき。
五　第十四条第一項の規定により機構が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求めに虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定により機構の職員が行う質問に対して虚偽の答弁をしたとき。
六　前条第一項の規定による命令に違反したとき。
七　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
2　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による実習認定の取消しをした場合には、その旨を公示しなければならない。

○　一度認定された技能実習計画であっても、認定計画に従って技能実習を実施していない場合や、認定基準を満たさなくなった場合、実習実施者が欠格事由に該当することとなった場合、主務大臣が行う立入検査を拒んだり妨害等した場合、改善命令に違反した場合、入管法令や労働関係法令に違反した場合等には、認定の取消しの対象となります。

○　技能実習計画の認定が取り消されると、技能実習を行わせることができなくなり、現在受け入れている技能実習生の受け入れも継続できなくなります。また、認定の取消しを受けた旨が公示されることとなり、不適正な受入れを行っていることが周知の事実となるほか、取消しの日から5年間は新たな技能実習計画の認定が受けられなくなります（法第10条第７号）。

○　このように、技能実習計画の認定の取消しを受けると、それ以降一定期間は技能実習制度に参画することが認められなくなるという厳しい制裁を受けることとなります。

【留意事項】
○　技能実習計画の認定の取消しが行われた場合にあっては、原則として、対象となる実習実施者に在籍する全ての技能実習生について、当該実習実施者の下では実習を継続することができないこととなります。
　そのため、技能実習生が円滑に転籍を行うことが可能となるよう、団体監理型技能実習の場合は、実習監理を行う監理団体の協力を得て、在籍している技能実習生の転籍を行うことが必要です。

第9節　実施の届出（技能実習法第17条・第18条）

【関係規定】

（実施の届出）

法第17条　実習実施者は、技能実習を開始したときは、遅滞なく、開始した日その他主務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

（機構による届出の受理）

法第18条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、機構に、前条の規定による届出の受理に係る事務を行わせることができる。

2　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が前項の規定により機構に届出の受理に係る事務を行わせるときは、前条の規定による届出をしようとする者は、同条の規定にかかわらず、機構に届け出なければならない。

3　機構は、前項の規定による届出を受理したときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。

4　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第一項の規定により機構に届出の受理に係る事務を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた届出の受理に係る事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

（実施の届出）

規則第20条　法第十七条の届出は、別記様式第七号によるものとする。

2　法第十七条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所

二　技能実習計画の認定番号及び認定年月日

3　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣（法第十八条第一項の規定により機構に法第十七条の届出の受理に係る事務を行わせる場合にあっては機構）は、同条の届出を受理したときは、別記様式第八号により、その旨を届出者に通知するものとする。

○　実習実施者は、技能実習計画の認定を受けた後、技能実習を開始したときには、遅滞なく、機構の地方事務所・支所の認定課に実習実施者届出書（省令様式第7号）を提出しなければなりません。

○　この届出は、技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせる都度ではなく、当該実習実施者において初めて技能実習計画の認定を受けて技能実習を開始したときのみ、届出を行うことで差し支えありません。

○　届出がなされていない場合、当該実習実施者における以後の技能実習計画認定申請の審査において届出の状況を確認することとなるため、審査に時間を要し、技能実

習開始予定日までに認定を受けることができなくなる場合があります。

○ 届出が受理された場合には、実習実施者届出受理書（省令様式第8号）が交付されますが、この書類には、「実習実施者届出受理番号」が付されています。この番号は、今後の申請で用いることになりますので、大切に保管してください。

第10節 技能実習実施困難時の届出等（技能実習法第19条）

【関係規定】

（技能実習を行わせることが困難となった場合の届出等）

法第19条 企業単独型実習実施者は、企業単独型技能実習を行わせることが困難となったときは、遅滞なく、企業単独型技能実習を行わせることが困難となった企業単独型技能実習生の氏名、その企業単独型技能実習生の企業単独型技能実習の継続のための措置その他の主務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 団体監理型実習実施者は、団体監理型技能実習を行わせることが困難となったときは、遅滞なく、団体監理型技能実習を行わせることが困難となった団体監理型技能実習生の氏名、その団体監理型技能実習生の団体監理型技能実習の継続のための措置その他の主務省令で定める事項を実習監理を受ける監理団体に通知しなければならない。

3 第一項の規定による届出の受理に係る事務については、前条の規定を準用する。

（技能実習を行わせることが困難となった場合の届出等）

規則第21条 法第十九条第一項の届出は、別記様式第九号によるものとする。

2 法第十九条第一項及び第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出者の実習実施者届出受理番号、氏名又は名称及び住所

二 技能実習計画の認定番号、認定年月日及び技能実習の区分

三 技能実習生の氏名、国籍、生年月日、年齢及び性別

四 技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因

五 技能実習生の現状

六 技能実習の継続のための措置

○ 実習実施者や監理団体は技能実習を適正に実施しなければなりません。

○ 企業単独型実習実施者は、事業上・経営上の都合、技能実習生の病気や怪我（労災を含む。）の事情等で技能実習を行わせることが困難となった場合には、機構の地方事務所・支所の認定課に遅滞なく技能実習実施困難時届出書（省令様式第9号）を提出しなければなりません。

○　団体監理型実習実施者は、事業上・経営上の都合、技能実習生の病気や怪我（労災を含む。）の事情等で技能実習を行わせることが困難となった場合には、速やかに監理団体に通知しなければなりません。通知を受けた監理団体は、技能実習実施困難時届出書（省令様式第18号）を対象の実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に遅滞なく提出しなければなりません（法第33条）。

○　技能実習生から「実習先変更希望の申出書」（参考様式第 1-44 号）によって転籍希望の申出を受けた企業単独型実習実施者又は実習実施者から同申出書の写しの提出を受けた監理団体が、「転籍を認め得るやむを得ない事情」（第4章第2節第3（3）参照。）があるとして実習先変更に係る連絡調整を行うこととした場合は、同申出書及び「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（参考様式第 1-45 号）の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を提出する必要があります（第5章第10節参照。）。

○　企業単独型実習実施者、又は団体監理型実習実施者から通知を受けた監理団体は、

・　技能実習生が途中帰国することとなる場合：帰国日前まで
・　それ以外の理由で技能実習を行わせることが困難になった場合：困難になった事由が発生してから2週間以内

に、技能実習実施困難時届出書を提出しなければなりません。提出を怠ったにもかかわらず機構の指導に従わなかった場合には、行政処分の対象となる可能性があるほか、罰則（30万円以下の罰金）の対象ともなります（法第112条第3号及び第8号）。

○　技能実習生が技能実習計画の満了前に途中で帰国することとなる場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面（参考様式第1-43 号）により十分に行った上、技能実習生の帰国が決定した時点で技能実習実施困難時届出書とともに帰国前に機構の地方事務所・支所の認定課へ届け出なければなりません。これは、旧制度において技能実習生の意に反して技能実習計画の満了前に帰国させるという事案が発生したことを受けたものです。

なお、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で 必ず帰国する前に届け出て（郵送の場合は必着）ください 。

ただし、帰国便の都合や帰国予定の技能実習生が期間満了日までに有給休暇をまとめて消化する等の技能実習期間の満了まで技能実習を行わせられないことにやむを得ない事情がある場合など技能実習生の意に反するものでないことが確認できる場合には、参考様式（第1-40 号）等により、帰国の意思確認を十分に行い、これらの

やむを得ない事情があったことを記録しておく場合は、技能実習実施困難時届出書の提出は不要です。

○ 次段階の技能実習に移行予定の技能実習生が、現在の技能実習期間の満了前に次段階の技能実習に係る在留資格変更許可を受ける場合も、早期に移行した日数の分、全体の技能実習期間が短縮されることとなりますが、この場合も、参考様式(第1-41 号)等により、技能実習生の同意が得られていれば、技能実習実施困難時届出書の提出は不要です。

○ 技能実習生が妊娠、出産等したことを理由とする解雇その他不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法違反となります。妊娠・出産による中断等、技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要ですが、その際、監理団体・実習実施者は出入国在留管理庁 HP「技能実習生の妊娠・出産について」(https://www.moj.go.jp/isa/applications/titp/10_00033.html)掲載の技能実習生向けリーフレット等を活用して、以下の事項について分かりやすく説明するなどし、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応が求められます。

・ 母子健康手帳の交付、病院や市町村の窓口、技能実習生の定期的な病院受診の手続の説明や支援等
・ 技能実習を最後まで行えることの説明(地方出入国在留管理局で在留資格に係る相談ができることを含む。)、技能実習の継続の意思の確認、日本での出産希望の確認等
・ 技能実習生が帰国して母国で出産を希望する場合は、実習の再開の時期や手続の説明等
・ 出産育児一時金の支給、健康保険の出産手当金の支給の説明、産前産後休業等の説明等

その上で、技能実習生が帰国することを希望した場合には、技能実習の継続や終了後の再開の意思を把握するための資料として、技能実習生本人が作成した「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」(参考様式第 1-42 号)を 、監理団体又は企業単独型実習実施者において保管するようにしてください。

また、一度技能実習を中断した後に、同じ実習実施者の下で技能実習を再開する場合には、新規の技能実習計画の認定は必要なく、変更認定により行えることとしています。この場合は、申請者の概要書(参考様式第1-1号)及び技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書(様式自由)を提出することが必要となります(中断理由が自身の妊娠・出産等の場合にあっては、経緯等を記載した理由書に代えて、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」(参考様式第 1-42 号) 写しを提出することも可能です。) 。

なお、再開に際して人数枠に係る基準を満たしている必要があります（人数枠の特例は適用されません。）。

そのため、本人が出産等のため一度は帰国を希望する場合であっても、上記申告書を使用するなどして、計画的に技能実習を再開することができるように実習再開の意思をあらかじめ確認し、再開する場合の時期、双方の連絡先などについて認識を共有しておくことが望まれます。

○ 病気・怪我による技能実習の中断については、入院を伴う治療等実習に全く従事することができず技能修得を行うことができなかったことが客観的に立証できる場合に限られるため、単に体調不良等を理由として数日間自宅で療養する場合など、技能実習を行わせることが困難となったものと認められないときは、再開は認められません。そのため、このような場合には、技能実習実施困難時届出書を提出することは不要となります。

○ 受け入れている技能実習生が技能実習を継続したいとの希望を持っているかを確認することが必要となります。継続の希望を持っている場合には、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません（法第51条）。また、次の実習先が確保されるまでの間の技能実習生の待遇がどのようになっているのかなど、技能実習生の現状（入国状況、住宅の確保、休業手当や雇用保険の受給状況を含む生活費等の確保）や技能実習の継続のための措置（転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合は帰国理由や予定時期等）を含めて届け出る必要があります。

○ なお、実習実施者や監理団体が責任を持って次の実習先を確保することが必要ですが、機構が行う実習先変更支援のサービスを利用することも可能です。

○ 省令様式第9号に記載する内容が、同様式の記の「2の① 認定番号」欄、「2の② 認定年月日」欄及び「3 技能実習生」欄以外の記載が全て同一のときは、それら3つの欄の記載について、別紙を用いて表形式で記載すれば、同様式の提出は1通にまとめて届け出をすることも可能です。

○ 技能実習生の行方不明を事由として技能実習実施困難時届出書を提出する場合は、同届出書の提出に加え、行方不明となった技能実習生に関する「行方不明が判明した際の状況説明書」（参考様式第1-46 号）及び直近3か月分の実習内容及び報酬支払い状況が確認できる資料の写しも併せて提出をお願いいたします。

○ 技能実習生の妊娠・出産等を理由に、技能実習生の意に反して一方的に技能実習を打ち切った場合は、認定計画に従って技能実習を行わせていないものとして、技能実習計画の認定の取消しの対象となります。

【留意事項】

○ 技能実習生が失踪した場合について

技能実習生が失踪した場合については、まずは、同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNS、また、送出機関等と連携しながら、本国の緊急連絡先（技能実習生の家族等）に対して確認するなどにより所在把握に努めてください。その上で、技能実習を行わせることが困難となった場合には、機構への技能実習実施困難時届出が必要となります。失踪した技能実習生の失踪先が判明して説得を行うなどしている場合であっても、上記のとおり技能実習実施困難時届出書を提出しなければなりません。いったん失踪した技能実習生が失踪前の実習実施者に復帰し、技能実習の再開を希望する場合の取扱いについては、別途機構地方事務所に御相談ください。

なお、失踪した技能実習生については、入管法上の在留資格の取消手続の対象となります。

その他、失踪を発生させないために配慮いただきたいことや失踪が発生した場合の手続の詳細については、出入国在留管理庁作成のリーフレット（掲載場所：https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00153.html）を御参照ください。

○ 技能実習計画の認定の取消しがなされた場合について

既に行われている技能実習計画の認定が取り消された場合には、新たに技能実習を開始することはできません。技能実習計画の認定は受けたものの、在留資格認定証明書が未だ交付されていない、又は同証明書は交付されたが技能実習生が入国をしていない場合については、技能実習実施困難時届出書を提出することが必要となります。

第11節　帳簿の備付け（技能実習法第20条）

【関係規定】

（帳簿の備付け）

法第20条　実習実施者は、技能実習に関して、主務省令で定める帳簿書類を作成し、技能実習を行わせる事業所に備えて置かなければならない。

（帳簿書類）

規則第22条　法第二十条の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。

一　技能実習生の管理簿

二　認定計画の履行状況に係る管理簿

三　技能実習生に従事させた業務及び技能実習生に対する指導の内容を記録した日誌

四　企業単独型実習実施者にあっては、入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類

五　前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める書類

2　法第二十条の規定により前項の帳簿書類を技能実習を行わせる事業所に備えて置かなければならない期間は、技能実習生が技能実習を終了した日から一年間とする。

○　実習実施者は、次の帳簿書類を作成し、事業所に備えて置かなければなりません。保管期間は、帳簿書類の基となる技能実習が終了した日から1年間です（技能実習生が第2号までの3年間の実習を行った場合、第2号終了時から1年間、第1号開始時からの帳簿を備えて置く必要があります。）。

○　それぞれの帳簿書類に記載すべき最低限の事項は次のとおりです。

①　技能実習生の管理簿

・　技能実習生の名簿（最低限の記載事項は次のとおり）

ア　氏名

イ　国籍（国又は地域）

ウ　生年月日

エ　性別

オ　在留資格

カ　在留期間

キ　在留期間の満了日

ク　在留カード番号

ケ　外国人雇用状況届出の届出日（技能実習生が雇用保険被保険者に該当する場合は、雇用保険被保険者通知書に記載されている確認（受理）通知年月日の日付）

コ　技能実習を実施している認定計画の認定番号

サ　技能実習を実施している認定計画の認定年月日

シ　技能実習を実施している認定計画の技能実習の区分

ス　技能実習を実施している認定計画の技能実習の開始日

セ　技能実習を実施している認定計画の技能実習の終了日

ソ　技能実習を実施している認定計画の変更認定に係る事項（変更の認定年月日、変更事項）

タ　技能実習を実施している認定計画の変更届出に係る事項（変更の届出年月

日、変更事項）

チ　既に終了した認定計画に基づき在留していた際の前記オからキまでの事項

ツ　既に終了した認定計画に係る前記ケからタまでの事項

・ 技能実習生の履歴書（参考様式第1-3号）

・ 雇用契約書及び雇用条件書（参考様式第1-14 号）

・ 技能実習生の待遇に係る記載がされた書類（賃金台帳（労働基準法第108条）等労働関係法令上必要とされる書類の備え付けにより対応可能）

② 認定計画の履行状況に係る管理簿（参考様式第4-1号）

③ 技能実習生に従事させた業務及び技能実習生に対する指導の内容を記録した日誌（参考様式第4-2号）

・ 従事させた業務の記録に当たっては、実習実施予定表（省令様式第1号の4面から6面）の項目の番号を引用するなどの方法により必須業務・関連業務・周辺業務それぞれの実施状況を具体的に記録することが求められます。

④ 企業単独型実習実施者にあっては、入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類（参考様式第4-3号及び4-4号）

○ また、事業所管大臣が当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっており、帳簿書類についても告示が定められることがあります。この告示が定められた場合には、事業所管省庁、法務省、出入国在留管理庁、厚生労働省及び機構の HP 等により周知します。

○ これらの帳簿書類は、機構が行う実地検査や主務大臣が行う立入検査の際にも提示できるよう適切に作成して備えておく必要があります。

【留意事項】

○ 電磁的記録による帳簿書類の作成・保存について

書面に代えて電磁的記録により帳簿書類の作成・保存を行うことも認められています。この場合には、以下の方法によることが必要となります。

・ 作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等（CD―ROM等で一定の事項を確実に記録しておくことができる物）をもって調製するファイルにより保存する方法

・ 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

また、書面によらず電磁的記録により帳簿書類の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、書面を作成できるようにする必要があり

ます。

第12節　実施状況報告（技能実習法第21条）

【関係規定】

（実施状況報告）

法第21条　実習実施者は、技能実習を行わせたときは、主務省令で定めるところにより、技能実習の実施の状況に関する報告書を作成し、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定による報告書の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

（実施状況報告）

規則第23条　法第二十一条第一項の技能実習の実施の状況に関する報告書は、技能実習事業年度ごとに、別記様式第十号により、技能実習の実施状況を記載し、翌技能実習事業年度の五月三十一日までに提出するものとする。

2　団体監理型技能実習に係る前項の報告書の作成は、実習監理を受ける監理団体の指導に基づいて行わなければならない。

○　実習実施者は、毎年1回、実施状況報告書（省令様式第10号）を作成の上、管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に提出しなければなりません（報告対象期間中に技能実習生の受入れを行っていなければ提出不要です）。

○　この実施状況報告書は、毎年4月1日から5月31日までに、直近の技能実習事業年度（4月1日に始まり翌年3月31日に終わる技能実習に関する事業年度）に係る報告書を提出することとされています。

○　したがって、例えば、7月1日から翌年6月30日までの1年間、技能実習生を受け入れる場合には、7月1日から翌年3月31日までの実施状況について実施状況報告書を作成し、翌年5月31日までに提出することとなります。なお、残りの翌年4月1日から翌年6月30日までの実施状況については、次の技能実習事業年度分として翌々年の4月1日から5月31日までに提出することとなります。

○　昇給率の算出について、第2号移行時は、第1号技能実習の開始時の「基本給」（給与の総支給額から超過労働給与額（時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等）、通勤手当額、精皆勤手当額、家族手当額等を除いた額）と、第2号の「基本給」を比較した昇給率を比較します。第3号移行時は、同様に第2号技能実習開始時の「基本給」と第3号の「基本給」を比較します。

【留意事項】

○　行方不明者が多い実習実施者について

　報告事項とされている行方不明者率が20%以上かつ3人以上の実習実施者については、管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に対し、行方不明者の多発を防止するための実効性のある対策を講じていることについて、理由書（様式自由）を提出することが必要となります。

第13節　留意事項

第1　個人事業主が法人化する場合又は法人が個人事業主となる場合の手続等

○　現に技能実習計画の認定を受けている個人事業主が法人化する場合又は法人が個人事業主となる場合は、実習実施者の主体が変更されることになるから、新たな事業組織による新規の技能実習計画の認定申請を行うことが必要です。実習実施者の届出等の他の手続についても同様の考え方となります。

第2　個人事業主が死亡した場合の手続等

○　個人事業主が死亡した場合には、実習認定を受けた技能実習計画の効果は当然に終了します。団体監理型技能実習の場合、死亡を把握した実習実施者を実習監理する監理団体は、遅滞なく実習実施困難時届出書を機構の地方事務所・支所の認定課に提出することが必要です。

○　ただし、死亡の日から10日以内に死亡を理由とした実習実施困難時届出書が提出された場合は、死亡の日から1か月間は、監理団体の指導の下、技能実習責任者等の責任において技能実習の継続が可能となります。

○　この場合において、引き続き技能実習を行わせようとする者からの新規の技能実習計画の認定申請が行われた場合には、技能実習計画の認定の許否が通知される日まで監理団体の指導の下、技能実習責任者等の責任において技能実習の継続が認められます。

第3　法人の合併等をする場合の手続等

○　法人の合併等に際し、消滅する法人（以下「消滅法人」という。）が実習認定を受けた技能実習計画に基づき技能実習を行わせており、当該消滅法人の事業所において、

合併後存続する法人（以下「存続法人」という。）又は合併により新たに設立される法人（以下「新設法人」という。）が引き続き技能実習を行わせようとする場合等には、以下のとおり取り扱うこととします。

① 吸収合併の場合の取扱い

Ａ 新規に技能実習計画の認定申請を要する場合

合併前に存続法人が技能実習計画の認定を受けておらず、かつ、消滅法人が認定を受けている場合であって、合併後に存続法人が技能実習を行わせようとするときは、新規技能実習計画の認定申請が必要となります。この場合、実習認定を受けた技能実習計画に基づいた技能実習を行わせる期間に空白が生じることを避けるため、技能実習計画の認定申請に当たっては、例えば合併を議決した総会議事録等により合併が確実に行われることを確認することにより、合併の日と同日に実習を開始することが可能となるよう、存続法人において事前に技能実習計画の認定申請を行うこととなります。

その際、合併により、事業開始予定日まで又は事業開始予定日付けで、法人の名称、住所、代表者、役員、技能実習責任者が変更するときであって、これらについて、技能実習計画の認定申請時に合併を議決した総会議事録等により当該変更が確認できるときは、技能実習計画認定申請書（省令様式第１号）においては、変更後のものを記載し、変更後直ちに、その内容に違いがない旨の報告が必要となります。

合併後の法人に係る技能実習計画の認定申請を合併前の法人に行わせるものであるため、通常の技能実習計画の認定手続に必要な関係書類のほか、原則として、以下の書類を提出することが必要となります。

・ 合併の経緯、合併後の法人及び技能実習を行わせる事業所の概要
・ 関係法人の総会議事録（合併を議決したもの）
・ 社会・労働保険等合併後に提出すべき書類
・ 存続する法人及び消滅する法人の最近の事業年度における貸借対照表等

また、認定基準のうち実習実施者の技能実習を継続して行わせる体制（財産的基礎）に関する要件は、原則として、存続する法人の貸借対照表等により確認することとなりますが、合併により存続する法人の資産状況が大きく毀損するおそれがある場合（消滅する法人の最近の事業年度の決算において、多額の負債が確認できる場合など）にあっては、申請者から合併後も技能実習を継続して行わせる体制（財産的基礎）に関する要件を満たしていることを疎明してください。

Ｂ 新規に技能実習計画の認定申請を要しない場合

合併前に存続法人が実習認定を受けている場合であって、合併後に存続法人が技能実習を行わせようとするときは、新規の技能実習計画の認定申請を行う必要はありませんが、合併により法人の名称等に変更がある場合には、変更の

届出を行うことが必要です。

② 新規合併の場合の取扱い

新設合併の場合（合併する法人が全て解散し、それと同時に新設法人が成立する場合）には、合併後に新設法人が技能実習を行わせようとするときは、新規の技能実習計画の認定申請が必要となります。

この場合、吸収合併の場合の取扱いと同様の手続により事前に技能実習計画の認定申請を行うこととして差し支えありませんが、申請時には新設法人の主体はないため、特例的に合併後の予定に基づいて申請書等を記載するものとし、新設法人の成立後直ちに、その内容に違いがない旨を報告することが必要です。

なお、全ての消滅法人が合併前に実習認定を受けており、かつ、当該消滅法人の事業所において、合併後に新設法人が引き続き技能実習を行わせようとするときであっても、技能実習を継続して行わせる体制（財産的基礎）に関する判断に係る認定基準については、通常どおり取り扱うこととなります。

③ 吸収分割等の場合の取扱い

既に存在する他の法人に分割する法人の営業を継承させる吸収分割の場合又は新設する法人に分割する営業を継承させる新設分割の場合には、吸収合併の場合の取扱いに準じて対応することとなります。

なお、分割する法人について事業所数等が変更したときは、変更の届出を行うことが必要です。

第4 中断後の再開手続等

○ 技能実習生の病気・怪我（労災を含む。）、技能実習生の家族の都合や、自身の妊娠・出産等のやむを得ない理由により、一旦、技能実習の実施が困難となり、帰国した後などに、改めて同じ実習実施者の下で技能実習の再開を希望する場合には、以下のとおり取り扱うこととします。

※ 中断後の再開に係る手続については、これまで新規の技能実習計画の認定を必要としていましたが、令和5年4月1日以降は、技能実習計画の変更認定により行えることとしています。

① 技能実習の中断手続（技能実習実施困難時届出）

やむを得ない理由による技能実習の中断に際して、「技能実習実施困難時届出書」を機構に提出してください。その際には、同届出書様式の「技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因」欄において理由を選択（または「その他」欄に記載）した上で、「上記事由の概要（発生時期、経緯、原因、今後の対応等）」欄に再開予定時期等の今後の予定を記載してください。

② 技能実習の再開手続(技能実習変更認定申請)

中断した技能実習を再開する場合は、申請者の概要書(参考様式第1-1号)及び中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書(様式自由)を添付の上、本人の希望時期に合わせて技能実習計画の変更認定申請を行ってください。

※ 再開に際して人数枠に係る基準を満たしている必要があります(人数枠の特例は適用されません。)。そのため、中断理由が自身の妊娠・出産等の場合にあっては計画的に技能実習を再開することができるよう技能実習生と実習実施者の間であらかじめ調整することが望まれます。

※ この場合の実習期間は、既に行った同一段階の実習期間と通算して法律上の上限の範囲内となります。

※ 中断理由が自身の妊娠・出産等の場合にあっては、経緯等を記載した理由書に代えて、妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書(参考様式第 1-42 号)写しを提出することも可能です。

③ 在留資格等手続(在留資格認定申請書交付申請等)

ア 技能実習を中断し、再入国許可(みなし再入国許可を含む。)を受けずに出国した場合

上記②の変更認定後、地方出入国在留管理局において在留資格認定証明書の交付を受けた上で、外国にある日本大使館等で改めて査証を取得する必要があります。

イ 技能実習を中断し、再入国許可(みなし再入国許可を含む。)を受け出国し、再入国許可の期限内に再入国する場合

上記②の変更認定後、特段の手続は必要ありません。ただし、中断後に在留期限を迎える場合は在留期間の更新(又は在留資格の変更)が必要です。

※ 再入国許可(みなし再入国許可を含む。)を受け出国した場合であっても、再入国許可の期限を超えて入国する場合又は、在留期間の更新(又は在留資格の変更)手続を行うことなく出国し、在留期限を超えて入国する場合は、上記アの手続が必要となります。

ウ 本邦での在留を継続した状態で技能実習を中断した場合

中断後に在留期限を迎える場合は、在留期間の更新(又は在留資格の変更)が必要です。

○ 技能実習生自身が職務怠慢により欠勤していたなど、技能実習を継続する意思や能力を欠くことに起因した中断については、再開は認められません。

また、病気・怪我による中断については、入院を伴う治療等実習に全く従事することができず技能修得を行うことができなかったことが客観的に立証できるものに限られます。そのため、単に体調不良等を理由として数日間自宅で療養する場合など、技能

実習を行わせることが困難となったものと認められないときは、再開は認められません。なお、このような場合には、技能実習実施困難時届出書を提出することは不要となります。

○　あらかじめ、再開予定時期が明らかになっている場合は、技能実習実施困難時届出書の提出と併せて、技能実習計画の変更認定申請を行うこともできます。

○　なお、実習の再開に際して、中断前と再開時の実習実施者が異なる場合は、新規の技能実習計画の認定申請手続が必要になります。

第5章　監理団体の許可等

監理団体は、その責務として、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たす（法第5条）こととされています。監理団体は法律に則り、実習実施者と技能実習生との間の雇用関係の成立のあっせんや実習実施者に対する指導・監督、技能実習生の相談対応などを行わなければなりません。

【許可の手続】

○　技能実習制度において、監理事業を行おうとする者は、あらかじめ、主務大臣から監理団体の許可を受ける必要があります（法第23条）。監理団体は、監理事業を自ら行わなければならず、許可を受けた名義を他人に貸して監理事業を行わせてはなりません（法第38条）（監理事業において業務を委託できる範囲については、第5章第 15 節参照）。

○　許可申請は、法第25条の許可基準を満たすことを証明する添付資料等を添えて、機構の本部事務所の審査課に申請しなければなりません（法第24条）。

なお、監理団体の許可には、事業区分として、

・　一般監理事業（第1号、第2号及び第3号の技能実習の実習監理が可能）
・　特定監理事業（第1号及び第2号のみの技能実習の実習監理が可能）

の2区分があり、一般監理事業の許可を受けるためには、高い水準を満たした優良な監理団体でなければなりません（法第25条第1項第7号）。

○　監理事業の適正な運営のため、監理団体の許可に当たっては、欠格事由が設けられています（法第26条）。

○　監理団体の許可をしたときに、許可証が交付されますが、監理団体は監理事業を行う事業所ごとに許可証を備え付け、関係者から請求があった場合には許可証を提示しなければなりません（法第29条）。

○　監理団体の許可の有効期間は、監理事業の実施に関する能力及び実績を勘案して3年以上で設定されます（法第31条）。

○　監理団体は、監理許可に関する事業区分を変更しようとするときは、主務大臣の許可を得なければなりません（法第32条）。

【監理事業の概要】

○　監理団体は、許可を受けて監理事業（実習監理を行う事業）を行います（法第2条第10項）。「実習監理」とは、実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせん及び実習実施者に対する団体監理型技能実習の実施に関する監理を行うことをいいます（法第2条第9項）。

○　監理団体は、監理団体の許可を受ければ、技能実習に限って職業紹介事業を行うことができます。職業安定法で職業紹介事業者に求められる労働条件等の明示など、適正な職業紹介のための取組は、監理団体に対しても同様に求められます（法第27条）。

○　具体的には、監理団体は、労働条件等の明示のほか、求人等に関する情報の的確な表示、取扱職種の範囲等の届出、取扱職種の範囲等の明示、職業紹介事業者の責務等に関して適切に対応する必要があります（第5章第4節参照）。

○　監理団体は実習実施者に対し、認定計画に従った実習監理を行い、監理団体の業務の実施に関する基準に従って業務を実施しなければなりません（法第39条、規則第52条）。

　特に、実習実施者に対する監査は、実習実施者が認定された技能実習計画に従って適切に技能実習を行わせていること、出入国・労働関係法令に違反していないことなどについて監査を行うものであり、監理団体の行う業務の要であることから、不正な行為を見落とすことのないよう、責任をもって適切に監査を行う必要があります。技能実習法等の規定や本要領を踏まえ、3月に1回以上監査を実施し、2か月以内に監査報告書を実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に提出するなど適切に対応しなければなりません。

　監理団体の業務の実施に関する基準に定められる業務には主に以下のようなものがあります（第5章第2節第2参照）。

・ 実習実施者に対する監査、訪問指導
・ 外国の送出機関との契約等
・ 入国後講習の実施
・ 技能実習計画の作成指導
・ 技能実習生の保護及び支援（帰国までの生活支援、旅費の負担、相談体制の整備等）

○　監理団体は、監理事業に通常必要となる経費等を勘案した適正な種類及び額の監理費を実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができま

す。また、この監理費を除き、実習実施者、技能実習生、送出機関等の関係者から、手数料又は報酬を受けることはできません（法第28条）。

○　実習監理を行う実習実施者が技能実習を行わせることが困難となったと認めるときは実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に、監理事業を廃止・休止しようとするときは機構の本部事務所の審査課に、それぞれ届出を行わなければなりません（法第33条及び第34条）。

○　監理団体は、上記の届出をしようとする場合において、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するときは、他の実習実施者や監理団体等との転籍に向けた連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません（法第51条）。「必要な措置」には、技能実習生に次の実習先をあっせんすること、次の実習先が確保されるまでの間の生活支援等も含まれます。

【体制】

○　監理団体は技能実習の適正な実施や技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであり、監理団体が実習実施者に対する指導・監督等を適切に行うために中立的な業務の運営ができる体制を確保することが不可欠であるとともに、相談応需体制の整備に当たっては、実習実施者又は技能実習生のプライバシー確保にも配意する必要があります。

○　監理団体は、監理事業を適正に遂行する能力を有していることが求められており（法第25条）、事業所を適切に設置するとともに、監理事業を行う事業所ごとに監理責任者を選任（法第40条）するほか、外部役員の設置又は外部監査等の措置を講ずる必要があります（法第25条）。

○　監理団体は、監理事業に関して帳簿書類を作成し、事業所に備えて置かなければなりません（法第41条）。

○　監理団体は、監査を行ったときは監査報告書を作成し、実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に提出しなければなりません。また、毎年1回、監理事業を行う事業所ごとに事業報告書を作成し、機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません（法第42条）。

○　監理団体は個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければなりません（法第43条）。また、その役職員は正当な理由なく、その業務に関して知ることがで

きた秘密を漏らし、又は盗用してはなりません（法第43条及び第44条）。

【報告徴収、行政処分等】

○　技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、主務大臣の職員による報告徴収等の権限が規定されています（法第35条）。

○　さらに、技能実習法令、出入国・労働関係法令に違反しているときなど、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認められるときは、主務大臣が改善命令を行うことができることとされています（法第36条）。

　また、主務大臣は、監理団体の許可基準に適合しなくなったとき、出入国・労働関係法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき、改善命令に違反したときなどにおいて許可を取り消すことができます（法第37条）。

第1節　監理団体の許可（技能実習法第23条・第24条）

第1　監理団体の許可（技能実習法第23条第1項）

【関係規定】

（監理団体の許可）

法第23条　監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければならない。

一　一般監理事業（監理事業のうち次号に掲げるもの以外のものをいう。以下同じ。）

二　特定監理事業（第一号団体監理型技能実習又は第二号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型実習実施者について実習監理を行う事業をいう。以下同じ。）

（許可の申請）

規則第24条　法第二十三条第二項の申請は、別記様式第十一号による申請書の正本一部及び副本二部を提出して行わなければならない。

○　監理事業を行おうとする者は、監理団体許可申請書（省令様式第11号）を機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません（法第23条第1項）。

○　監理団体許可申請書（省令様式第11号）は、申請に際して、正本1通及び副本2通を提出する必要があります。

第2　申請書の記載事項（技能実習法第23条第2項）

【関係規定】

（監理団体の許可）

法第23条

2　前項の許可を受けようとする者（第七項、次条及び第二十五条において「申請者」という。）は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　役員の氏名及び住所

三　監理事業を行う事業所の名称及び所在地

四　一般監理事業又は特定監理事業の別

五　第四十条第一項の規定により選任する監理責任者の氏名及び住所

六　外国の送出機関（団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。第二十五条第一項第六号において同じ。）より団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

七　その他主務省令で定める事項

（申請書の記載事項）

規則第26条　法第二十三条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　役員の役職名及び法人番号

二　責任役員（監理事業に責任を有する役員をいう。以下同じ。）の氏名

三　法第二十五条第一項第五号ロの措置（以下「外部監査の措置」という。）を講ずる場合にあっては外部監査を行う者（以下「外部監査人」という。）の氏名又は名称、講じない場合にあっては指定外部役員（第三十条第二項の規定により指定された役員をいう。以下同じ。）の氏名

四　法人の種類

五　団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等

六　取次ぎを受けずに団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合にあっては、当該団体監理型技能実習の申込みを受ける方法の概要

七　監理事業を開始する予定年月日

八　団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要

○　監理団体の許可を受けようとする申請者は、技能実習法第23条第2項各号に定め

られている事項を申請書に記載しなければなりません。

○ また、外国の送出機関については、法第23条第2項第6号に基づき、その要件が規則第25条に定められています（後述 P224参照）。

第3 申請書の添付書類（技能実習法第23条第3項・第4項）

【関係規定】

（監理団体の許可）

法第23条

3 前項の申請書には、監理事業を行う事業所ごとの監理事業に係る事業計画書、第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとの実習監理を行う団体監理型実習実施者の見込数、当該団体監理型実習実施者における団体監理型技能実習生の見込数その他監理事業に関する事項を記載しなければならない。

（申請書の添付書類）

規則第27条 法第二十三条第三項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）の登記事項証明書、定款又は寄附行為並びに直近の二事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

二 監理事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

三 申請者の概要書

四 監理事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程の写し

五 監理事業を行う事業所ごとの監理団体の業務の運営（監理費の徴収を含む。）に係る規程の写し

六 申請者が作成した団体監理型技能実習に係る誓約書

七 申請者の役員の住民票の写し（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員の住民票の写し））及び履歴書

八 監理責任者（法第四十条第一項に規定する監理責任者をいう。以下同じ。）の住民票の写し、履歴書並びに就任承諾書及び団体監理型技能実習に係る誓約書の写し

九 外部監査の措置を講ずる場合にあっては、外部監査人の概要書並びに就任承諾書及び団体監理型技能実習に係る誓約書の写し

十　外部監査の措置を講じない場合にあっては、指定外部役員の就任承諾書及び団体監理型技能実習に係る誓約書の写し

十一　外国の送出機関から団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

イ　外国の送出機関の概要書

ロ　外国の送出機関が所在する国又は地域において事業を行うことを証する書類

ハ　申請者と外国の送出機関との間に締結された申請者が当該外国の送出機関から団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることに係る契約の契約書の写し

ニ　外国の送出機関が団体監理型技能実習生から徴収する費用の算出基準を記載した書類

ホ　外国の送出機関の団体監理型技能実習に係る誓約書

ヘ　第二十五条第一号に規定する推薦を受けたことを明らかにする推薦状その他の推薦をした国又は地域の公的機関の作成に係る書類

十二　技能実習計画の作成の指導に従事する者の履歴書

十三　一般監理事業の許可の申請に係る場合にあっては、第三十一条の基準を満たすことを明らかにする書類

十四　船員（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員をいう。）である団体監理型技能実習生に係る実習監理を行う場合にあっては、同法第三十四条第一項の許可を受けていることを証する書面

十五　その他必要な書類

2　法第二十三条第三項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により添付すべき事業計画書は、別記様式第十二号によるものとする。

○　監理団体の許可申請に際しては、許可基準を満たしていることを証明する書類その他必要な書類を提出しなければなりません。具体的な書類については、別紙③において一覧表として示しています。また、必要な添付書類の詳細については、別途機構HPでお知らせしていますので、併せて御参照ください。

○　また、監理事業計画書（省令様式第12号）については、監理事業を行う事業所ごとに提出が必要です。したがって、事業所が複数ある場合には、当該事業所の数に応じて提出しなければなりません。

○　なお、申請書の添付書類については、申請書の正本1通及び副本1通に添付することが必要です。

【留意事項】

○　提出書類等の言語について

技能実習法令の規定により法務大臣、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣又は機構に提出する資料が外国語により作成されているときは、その資料に日本語の翻訳文を添付しなければなりません（規則第68条第1項）。また、技能実習法令の規定により法務大臣及び厚生労働大臣若しくは出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣又は機構に提出し、又は事業所に備えて置く日本語の書類に、技能実習生の署名を求める場合には、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めなければなりません（規則第68条第2項）。

第4　機構による事実関係の調査の実施（技能実習法第23条第5項・第24条）

【関係規定】

（監理団体の許可）

法第23条

5　主務大臣は、第一項の許可の申請を受けたときは、第二項の申請書及び第三項の書類に係る事実関係につき調査を行うものとする。

（機構による事実関係の調査の実施）

法第24条　主務大臣は、機構に、前条第五項の事実関係の調査の全部又は一部を行わせることができる。

2　主務大臣は、前項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、当該調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、主務大臣は、前条第一項の許可をするときは、機構が第四項の規定により報告する調査の結果を考慮しなければならない。

3　主務大臣が第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、申請者は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の申請書を機構に提出するとともに、機構が行う当該調査を受けなければならない。

4　機構は、前項の申請書を受理したときは、主務大臣にその旨を報告するとともに、同項の調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。

7　主務大臣は、第一項の規定により機構に調査の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた調査の全部若しくは一部を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

○　監理団体の許可については、法第24条に基づいて事実関係の調査の全部を機構が行うこととなっています。申請者は、申請書を機構の本部事務所の審査課に提出するとともに、機構が行う調査を受けなければ許可を得ることはできません。

○　なお、機構が調査を行いますが、許可権限は主務大臣にあります。機構が行った調査結果を考慮しつつ、最終的な許可の諾否は主務大臣が行います。

第5　労働政策審議会の意見聴取（技能実習法第23条第6項）

【関係規定】
（監理団体の許可）
法第23条
6　厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

○　厚生労働大臣は、監理団体の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴取することとされています。これは、職業安定法における有料職業紹介事業の許可の際に、厚生労働大臣による労働政策審議会の意見聴取規定が設けられていること（職業安定法第30条第5項）を踏まえたものです。

第6　監理団体の許可手数料（技能実習法第23条第7項・第24条第5項）

【関係規定】
（監理団体の許可）
法第23条
7　申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。
（機構による事実関係の調査の実施）
法第24条
5　主務大臣が第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。
6　前項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

（監理団体の許可の手数料）
規則第28条　法第二十三条第七項の主務省令で定める額は、二千五百円（監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、九百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に二千五百円を加えた額）とする。
2　法第二十四条第五項の主務省令で定める額は、四万七千五百円（監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、一万七千百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に四万七千五百円を加えた額）とする。
（手数料の納付方法等）
規則第66条　法第二十三条第七項（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）又は法第三十一条第四項に規定する手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙を貼って納付しなければならない。
2　法第八条第五項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は法第二十四条

第五項（法第三十一条第五項及び法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する手数料は、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。

3　前二項の規定により納付した手数料は、返還しない。

○　申請者は監理団体の許可手数料として、国に申請手数料を収入印紙により、機構に調査手数料を口座振込みにより、それぞれ納付しなければならないこととされています。許可手数料は以下のとおりです。（一般監理事業への区分変更許可の申請の際も同様です。）

国 （申請手数料）	基本額　1件につき　2，500円
	加算額　事業所が2以上の場合　900円×（事業所数−1）
機構 （調査手数料）	基本額　1件につき　47，500円
	加算額　事業所が2以上の場合　17，100円×（事業所数−1）

○　また、監理団体の許可に当たっては、許可1件につき登録免許税を15，000円納付することが必要となります（登録免許税法別表第1第63号）。（一般監理事業への区分変更許可の申請の際も同様です。）

○　具体的な申請手数料の収入印紙による納付方法、調査手数料の口座振込みによる納付方法、登録免許税の納付方法等については、別途、機構の HP 等でお知らせしておりますので、御参照ください。

第2節　監理団体の許可基準（技能実習法第25条）

監理団体の許可基準は、法第25条及びその関係規則に定められています。以下に示す基準のいずれにも適合し、かつ後記第3節に規定する許可の欠格事由に該当しないものが、監理団体として許可されることとなります。

第1　法人形態に関するもの

【関係規定】

（許可の基準等）

法第25条　主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

一　本邦の営利を目的としない法人であって主務省令で定めるものであること。

（本邦の営利を目的としない法人）

規則第29条　法第二十五条第一項第一号（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定める法人は、次のとおりとする。

一　商工会議所（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会議所の会員である場合に限る。）

二　商工会（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該商工会の会員である場合に限る。）

三　中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体をいう。）（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。）

四　職業訓練法人

五　農業協同組合（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該農業協同組合の組合員であって農業を営む場合に限る。）

六　漁業協同組合（その実習監理を受ける団体監理型実習実施者が当該漁業協同組合の組合員であって漁業を営む場合に限る。）

七　公益社団法人

八　公益財団法人

九　前各号に掲げる法人以外の法人であって、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの

2　前項の規定にかかわらず、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を実習監理する場合における法第二十五条第一項第一号の主務省令で定める法人は、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める法人とする。

○ 監理団体は技能等の移転による国際協力の推進を目的とする技能実習制度において重要な役割を果たす機関であり、本邦の営利を目的としない法人であることが求められています。具体的には、省令で認められる法人形態が列挙されており、原則として、商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人又は公益財団法人であることが必要とされています。

○ これ以外の法人形態で監理団体になろうとする場合には、(ア)監理事業を行うことについて特別の理由があること、(イ)重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いていること、を満たすことを立証する必要があります(規則第29条第1項第9号)。

なお、(ア)については、過去 3 年以内に、以下の①又は②を行った実績があり、当該実績を資料等により明確に示すことが要件となります。

① 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。)上の「公益目的事業」に該当する業務

② 職業訓練、教育支援、我が国から外国への技能等の移転に関する業務等、人材育成の支援に関する業務

○ また、技能実習法は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ることができる制度となっており、事業所管大臣が当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっています。

○ 監理団体の法人形態に関して、この告示が定められた場合には、事業所管省庁、出入国在留管理庁、厚生労働省及び機構のHP等により周知します。

【確認対象の書類】

・ 監理団体許可申請書(省令様式第 11 号)
・ 監理事業計画書(省令様式第 12 号)
・ 登記事項証明書
・ 定款又は寄附行為の写し
・ 監理団体の業務の運営に関する規程の写し
・ 当該法人形態により監理事業を行う理由書(様式自由)
　＊ 列挙された法人類型(規則第 29 条第1号から第8号まで)に該当しない場合
・ 他の機関との間に締結された監査契約書の写し
　＊ 列挙された法人類型(規則第 29 条第1号から第8号まで)に該当しない場合

【留意事項】

○ 規則第 29 条第1項第9号の法人として申請する場合

当該法人が監理事業を行いたいとする具体的理由・背景等のほか、過去3年以内に当該法人が公益認定法第2条の「公益目的事業」に該当する業務、又は職業訓練、教育支援、我が国から外国への技能等の移転に関する業務等、人材育成の支援に関する業務（以下「公益目的事業該当業務等」とする。）を行った実績がある旨、具体的な資料により示してください。（任意様式）

○ 一般社団法人及び一般財団法人が申請を行う場合

一般社団法人及び一般財団法人については、規則第29条第1項第1号から第8号に掲げる法人類型に該当しないものの、内閣総理大臣又は都道府県知事に申請を行い、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律上の要件を満たせば、規則第29条第1項第7号の公益社団法人又は同項第8号の公益財団法人となることができます。

そのため、一般社団法人及び一般財団法人が監理事業を行うとして、監理団体の許可申請を行うことを希望する場合にあっては、原則として、公益社団法人又は公益財団法人の認定を受けることが必要ですので、以下の手順で手続を進めてください。

① 一般社団法人又は一般財団法人として、機構に監理団体の許可申請を行います（③の公益認定を受けるまでの間は審査は留保されます。）。

↓

② 機構から交付を受けた監理団体の許可申請に係る申請受理票及び監理団体の許可申請書の写しとともに、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益認定の申請を行います（公益認定に通常要すべき標準的な期間は4か月とされています。）。

↓

③ 公益認定を受けた場合には、それを証する書類を機構に提出することで、監理団体の許可申請に係る審査が再開されます。

↓

④ 公益社団法人又は公益財団法人として、監理団体の許可申請に係る許否が決定されます。

第2 監理団体の業務の実施に関するもの

【関係規定】

（許可の基準等）

法第25条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

二 監理事業を第三十九条第三項の主務省令で定める基準に従って適正に行うに足りる能力を

有するものであること。

（認定計画に従った実習監理等）

法第39条

3 前二項に規定するもののほか、監理団体は、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に関し主務省令で定める基準に従い、その業務を実施しなければならない。

（監理団体の業務の実施に関する基準）

規則第52条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～十六（後述）

○ 監理団体は、許可を受ける際に「監理団体の業務の実施に関する基準」に従って適正に行うに足りる能力を有することが必要であり、許可を受けた後は、当該基準に従って、業務を実施しなければなりません。その内容は、以下のとおりです。

（1） 監査に関するもの

【関係の省令の規定】

一 団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているか、出入国又は労働に関する法令に違反していないかどうかその他の団体監理型技能実習の適正な実施及び団体監理型技能実習生の保護に関する事項について、監理責任者の指揮の下に、次に掲げる方法（法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものである場合にあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める方法、その他団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上次に掲げる方法のうちにその方法によることが著しく困難なものがある場合にあっては、当該方法については、これに代えて他の適切な方法）により、団体監理型実習実施者に対し三月に一回以上の頻度で監査を適切に行うこと。

イ 団体監理型技能実習の実施状況について実地による確認を行うこと。

ロ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること。

ハ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体監理型技能実習生の四分の一以上（当該団体監理型技能実習生が二人以上四人以下の場合にあっては二人以上 ）と面談すること。

ニ 団体監理型実習実施者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。

ホ 団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせている団体監理型技能実習生の宿泊施設その他の生活環境を確認すること。

○　監査を実施するにあたり、監理団体は、技能実習生が認定計画と異なる作業に従事していないか、実習実施者が出入国又は労働に関する法令に違反していないかなどの事項について、監理責任者の指揮の下で、3か月に1回以上の頻度で、実習実施者に対して適切に行うことが必要です。

※　監理責任者は監理団体が行う監理事業の統括責任者です。そのため、監査に当たっては、監理責任者が自らの指揮の下、監査の実務を担当する監理団体の役職員とともに適切に行う必要があります（当然のことながら、監査は監理団体が行う監理事業の根幹業務ですので、外部に委託することができないことは言うまでもありません。）。

※　なお、監理責任者は、実習実施者の役職員若しくは過去5年以内に役職員であった場合や、これらの者の配偶者若しくは二親等以内の親族である場合は、当該実習実施者の実習監理を行うことはできず、他の監理責任者を新たに選任し、実習監理を行わせる必要があります（規則第53条）。

※　「3月に1回以上の頻度」とは、入国後講習開始日の属する月を起算月とする3月（四半期）ごとに少なくとも1回監査を実施するということです。

例えば、入国後講習開始日が4月16日である場合は、6月30日までに監査を実施する必要があり、次回は、7月1日から9月30日までの期間に、監査を実施することになります。

なお、適正な実習監理の観点からは、定期的に技能実習の実施状況を確認することが妥当であることから、前回監査実施日を起算日として3か月以内ごとに監査を実施することが望ましいと考えられます。

○　監査を行った場合には、監査を行った日から2か月以内に、監査報告書（省令様式第22号）により、その結果を対象の実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に報告することとなります。

○　なお、監査報告書「6監査実施者」について、「①監理責任者」欄には、実地訪問の有無にかかわらず、監査対象実習実施者の実習監理を担当する監理責任者名を記載してください。「②補助者」欄には、①の監理責任者の指揮の下に、実地で監査を行った職員を全員記載してください。

○　監査の際には、原則として、①技能実習の実施状況を実地に確認すること、②技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること、③技能実習生の4分の1以上と面談すること、④実習実施者の事業所の設備、帳簿書類等を閲覧すること、⑤技能実習生の宿泊施設等の生活環境を確認すること、が必要です。

○　一方で、例えば部外者の立入りが極めて困難な場所で実習が行われているため①の方法によることができない場合など技能実習生が従事する業務の性質上①～⑤のうちの一つ又は複数の方法について著しく困難な事情がある場合には、当該方法に代えて他の適切な方法をとることが可能です。この場合は、その理由と他の適切な監査方法を監査報告書（省令様式第22号）の特記事項欄に記載することになります。

このほか、監査に当たっては、下記「留意事項」に記載の事項も御参照ください。

【確認対象の書類】

・ 監理団体許可申請書（省令様式第11号）
・ 監理事業計画書（省令様式第12号）
・ 申請者の誓約書（参考様式第2-2号）

【留意事項】

○　監理団体が監査において確認する内容について

・ 実習実施者に対する定期監査においては、技能実習の運用上問題が生じやすい部分を重点的に確認することが必要です。

運用上問題が生じやすい部分として、例えば、割増賃金の不払、労働時間の偽装、技能実習計画とは異なる作業への従事、実習実施者以外の事業者での作業従事、不法就労者の雇用、入国後講習期間中の業務への従事、暴力、脅迫やハラスメント等の人権侵害行為などが、過去の不正行為事例として多く認められています。

・「認定計画と異なる作業に従事していないか」「雇用契約に基づき適切に報酬が支払われているか」「旅券・在留カードの保管を行っていないか」など事実関係について確認し、技能実習計画に従って技能実習を行わせていない事実、出入国・労働関係法令に違反する事実があれば、適切に指導を行わなければなりません。

・「認定計画と異なる作業に従事していないか」については、実習実施予定表と照合して確認するだけでなく、技能実習生が移行対象職種・作業に従事している場合には、作業内容が審査基準に定める必須業務等に合致しているかを必ず確認しなければなりません。

監査は上記のとおり確認の上、必要な指導を行うものであり、このような確認や指導が適切に行われていない場合、十分な監査が行われているとは言えません。

○　技能実習生が従事する業務の性質上①～⑤の方法によることが著しく困難な場合について

・ ①～⑤の方法によることが著しく困難な場合とは、例えば、次に記載するような場合などを想定しており、やむを得ない場合に限られます。それぞれの場合の他の適切な監査方法については、例えば、次に記載するような監査方法が想定されます。

- 安全上の観点から立入りができず、技能実習生の稼働状況を遠目に見ることも困難な建設現場での実習の場合
- 衛生上の観点から従業員以外の立入りが禁止されている食品工場での実習の場合

（他の適切な監査方法）・実地での確認を省略する代わりに、技能実習生に対し実習

現場近くで面談して話を聴く等

・建設現場の場合は、元請事業者の現場代理人等から作業状況等を聴取する等

・WEB カメラ等を利用して、実際に作業を行っているところを確認する等

○ 技能実習生との面談について

・ 技能実習生との面談については、技能実習生ごとに個別に面談する方法のみならず、複数の技能実習生に対して集団で面談する方法なども考えられます。また、面談の全ての過程を必ず口頭で行わなければならないわけではなく、例えば、その場で簡単な質問票を配付して回答を得た上で、回答を踏まえ項目を絞って面談を行うような方法も考えられます。

・ 1回の監査につき技能実習生の4分の1以上と面談しなければならないこととされており、3月に1回以上の監査によって全ての技能実習生と面談することが望まれます。

・ 受け入れている技能実習生が1人など少数の場合には、技能実習生が監査当日病気等の事情で欠勤したことにより、監査の訪問時に所定の数の技能実習生との面談が難しい場合がありますが、そのような場合に、必ず欠勤した技能実習生と面談することを求める訳ではありません。このような場合には、次回の監査などの際に当該技能実習生と必ず面談できるよう調整するといった対応をすることも可能です。

・ 技能実習生との面談においては、技能実習生の日本語の理解能力に応じて、通訳人を使用したり、「最近どこでどんな仕事をしていますか」「先月の給料はいくら受け取りましたか」といった平易な日本語を用いて質問をしたりすることや、技能実習生手帳を用いて重要な部分を参照しながら説明を行うことなどが効果的と考えられます。

・ 面談において、技能実習生から実習内容や雇用契約の内容について要望や相談があり、その内容が技能実習法違反等の疑いがある場合には速やかに実習実施者に確認し、改善させるとともに、機構や関係行政機関に報告・通報する必要があります。

・ また、技能実習を継続していく上で支障が生じるおそれがあるような内容や状況を把握した場合（例えば、仕事がきつい、指示がわからない、もっと休みが欲しい、いつもつらそうにしている、仕事のことを考えると眠れなくなるなど）があった場合は、実習実施者と相談の上、技能実習生の負担軽減のための業務上の配慮をしたり、技能実習生とのコミュニケーションを図る方法を見直す等の対応を行うことが求められます（技能実習計画の変更が生じる場合には、機構への届出等が必要になる場合があります。）。

・ 技能実習生は、母国とは大きく異なる生活環境や人間関係等の中で技能実習を行っており、ストレスを受けやすい環境に置かれていると考えられます。このため、面談においては、メンタルヘルス面での問題がないかも技能実習生に確認し、問題や相談があれば適切に対応するなど、メンタルヘルス確保の観点にも留意して行うことが求められます。

・ 技能実習生から要望や相談が寄せられない場合であっても、面談や監査を通じて、現在の実習の環境が技能実習生にとって大きな負担となっていないかを十分に確認し、負担となっていると判断される場合は、上記と同様の対応を取ることが望まれます。

※ 監理団体は、技能実習生と雇用関係にはないため、技能実習生に対して、パワーハラスメント等の防止について労働施策総合推進法における雇用管理上の措置義務を負うものではありません。しかし、監理団体は、技能実習法令上、技能実習生の保護に関する役割のみならず、実習実施者が技能実習に関し労働関係法令に違反しないよう、必要な指導を行う役割があることを認識の上、監理責任者自ら又は監理団体の役職員が技能実習生に対してパワーハラスメント等に類する言動等を行わないよう、雇用管理上の措置の内容を参考にしつつ、適切な対応に努めてください。

○ 事業所の設備・帳簿書類の確認について

・ 事業所の設備・帳簿書類の確認に当たっては、例えば以下のような点に留意することが必要です。

- 技能実習計画に記載された機械、器具等の設備を用いて、労働災害の防止に必要な安全衛生上の措置を講じた上で、技能実習計画に記載されたとおりに技能実習が行われていること
- 賃金台帳、タイムカードなどから確認できる技能実習生に対して支払われた報酬や労働時間が技能実習計画に記載された内容と合致していること
- 技能実習生に対する業務内容・指導内容を記録した日誌から、技能実習生が技能実習計画に記載された業務を行っていること

・ 帳簿書類が書面に代えて電磁的記録により作成・保存されている場合に、当該帳簿書類を定期監査・臨時監査に先立って電子的に提出させ確認する等して監査の効率化を図ることは差し支えありません。（ただし、実地での確認においても、当該帳簿書類が事業所に適切に備え付けられているか、事前に提出された資料が実態を踏まえたものとなっているか等について確認を行うことが必要です。）

○ 宿泊施設等の生活環境の確認について

・ 宿泊施設等の生活環境の確認に当たっては、例えば以下のような点に留意することが必要です。

- 宿泊施設の衛生状況が良好であるか
- 宿泊施設の1部屋当たりの実習生数が何名となっているか
- 不当に私生活の自由が制限されていないか
- 鍵の付いた私物保管設備はあるか

・ 宿泊施設が離れた場所で複数に分かれており、毎回全てを確認することが困難な場合には、複数回の定期監査に分けて各宿泊施設を訪れるということでも構いません。その場合においても、複数回の定期監査により全ての宿泊施設を訪れることが望まれます。

○ 特定の職種・作業に関するものについて

・ 技能実習法は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ることができる制度となっており、事業所管大臣が当該特定の職種及び作業に特有の事情を

踏まえた告示を制定することが可能となっています。

・ 特定の職種・作業に関するものとして告示で指定された場合には、規則第52条第1号イからホまでに掲げる方法に代えて事業所管大臣告示で定める方法による監査を行うことが可能となります。この告示が定められた場合には、事業所管省庁、出入国在留管理庁、厚生労働省及び機構のHP等により周知します。

（2） 臨時監査に関するもの

【関係の省令の規定】

二 団体監理型実習実施者が法第十六条第一項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めたときは、監理責任者の指揮の下に、直ちに、前号に規定する監査を適切に行うこと。

○ 3か月に1回以上の頻度で行う監査のほか、実習実施者からの報告や技能実習生からの相談等により、法第16条第1項各号（実習認定の取消し事由）のいずれかに該当する可能性がある場合には、監理団体は直ちに臨時の監査を行うことが必要となります。

○ この臨時の監査については、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないなどの情報を得たときはもとより、実習実施者が不法就労者を雇用しているなど出入国関係法令に違反している疑いがあるとの情報を得たとき、実習実施者が技能実習生の労働災害を発生させたなど労働関係法令に違反している疑いがあるとの情報を得たときなどにも行うことが求められます。

○ 臨時監査を実施した場合は、当該結果について原則として、監査を行った日から2か月以内に、監査報告書により実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に報告してください 。

○ 上記の例外として、技能実習生に対する暴行、脅迫その他人権を侵害する行為が疑われる情報を得た場合については、技能実習生の保護や早期の事案の解明が求められることから、迅速かつ確実に臨時監査を実施する必要があります。

具体的には、臨時監査後、電話等により、その概要を直ちに実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に連絡するとともに、当該監査の実施結果については、監査報告書によりとりまとめの上、遅くとも臨時監査実施後2週間以内に同課に報告することが求められます。この場合、技能実習生に対する暴行、脅迫その他人権を侵害する行為が認められた場合は、技能実習生と加害者との間で和解があった等の理由の有無にかかわらず、報告する必要があることに留意してください。

【確認対象の書類】

・ 監理団体許可申請書(省令様式第 11 号)

・ 監理事業計画書(省令様式第 12 号)

・ 申請者の誓約書(参考様式第 2-2 号)

【留意事項】

○ 臨時監査の位置付けについて

・ 実習実施者が法第16条第1項各号(実習認定の取消し事由)のいずれかに該当する疑いがあると監理団体が認めた場合に直ちに行う監査を、便宜上臨時監査と呼んでいます。この臨時に行う監査についても、上記の疑いがある事項を確認するほか、定期監査と同じ項目においても確認することにより、規則第52条第1号に規定する監査の一つとすることができます。したがって、定期監査又は上記臨時監査が3か月以内に行われていればよく、必ずしも定期監査を3か月に1回以上の頻度で臨時監査とは別に実施しなければいけないわけではありません。

(3) 訪問指導に関するもの

【関係の省令の規定】

三 第一号団体監理型技能実習にあっては、監理責任者の指揮の下に、一月に一回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認)を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行うこと。

○ 訪問指導とは、第1号技能実習の場合に、監査とは別途、技能実習生が実習実施者における技能実習を開始したときから、監理責任者の指揮の下に、1か月につき少なくとも1回以上(※)、監理団体の役職員が実習実施者に赴いて技能実習の実施状況を実地に確認するとともに、認定された技能実習計画に基づいて技能実習を適正に行わせるよう必要な指導を行うことです。

※「1月に1回以上の頻度」とは、入国後講習修了後に、実習実施者における技能実習を開始した日が属する月を起算月として、各月のいずれかの日に少なくとも1回の訪問指導を実施するということです。

例えば、実習実施者における技能実習開始日が4月 16 日である場合は、4月 30 日までに訪問指導を実施する必要があり、次回は、5月1日から5月 31 日までの期間に、訪問指導を実施することになります。

○　訪問指導を行った場合は、指導の内容を記録した訪問指導記録書（参考様式第4-10号）を作成し、事業所に備え付けなければなりません。また、この訪問指導の書類の写しは、事業報告書に添付し、年に1度機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。

○　第1号技能実習については、技能実習生を取り巻く環境に大きな変化がある中で行われていることから、訪問指導の際は、実習実施者に対して、技能実習生のメンタルヘルスの配慮に努めているか確認及び指導を行うなど、メンタルヘルスの確保が図られるよう特に留意する必要があります。

【確認対象の書類】

・ 申請者の誓約書（参考様式第2-2号）

【留意事項】

○　訪問指導を担当する者について

・ 訪問指導は、技能実習の初期段階である第1号技能実習を行わせるに当たって、監理団体が作成の指導を行った技能実習計画に基づいて技能実習を適正に行わせているかを確認するものであるため、実習実施者に対して適切な指導を行うことができるように技能実習計画の作成の指導を担当した者が実施するのが望ましいと考えられます。

・ また、実習監理を行う実習実施者の数や所在地などの関係から、技能実習計画の作成指導者のみで全ての訪問指導に対応することが困難な場合には、他の役職員がその技能実習計画作成指導者から事前に必要な説明を受けるなどした上で、訪問指導を実施することが望ましいと考えられます。

・ また、実習監理を行う実習実施者の数や所在地などの関係から、技能実習計画の作成指導者のみで全ての訪問指導に対応することが困難な場合には、他の役職員がその技能実習計画作成指導者から事前に必要な説明を受ける、又はデジタル技術を活用して技能実習計画作成指導者が助言を行う環境を整えるなどした上で、訪問指導を実施することが望ましいと考えられます。訪問指導に先立って実習実施者から技能実習日誌を電子的に提出させ技能実習計画作成指導者が確認すること等により、訪問指導の効率化を図ることは差し支えありません。

○　技能実習生が従事する業務の性質上実地確認によることが著しく困難な場合について

・ 前述「（1）監査に関するもの」に記載の考え方と同様の考え方に基づき、「実地確認によることが著しく困難な場合」であるか否かを判断することになります。

○　このような監査や訪問指導を通じて、監理団体は実習実施者における技能実習の実施状況を適切に監理することが求められています。

（4） 制度趣旨に反した方法での勧誘等に関するもの

【関係の省令の規定】

四　技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしないこと。

○　法第3条第2項の基本理念でも明示されているとおり、技能実習が、労働力の需給の調整の手段として行われることはあってはなりません。

○　この制度趣旨を正しく理解せず、労働力の需給の調整の手段として技能実習を行わせようとする実習実施者や監理団体は、受入れ機関としてふさわしくありません。

○　監理団体の業務実施基準（規則第52条第4号）においても、制度の趣旨に反して技能実習を労働力の需給の調整の手段であると誤認させるような方法で、実習実施者の勧誘又は監理事業の紹介をすることを禁止しています。具体的には、例えば、監理団体が、そのホームページやパンフレットなどで、技能実習生の受入れが人手不足対策になるといったような宣伝や広告を出すことは不適切な勧誘や紹介となります。

【確認対象の書類】

・ 申請者の誓約書（参考様式第 2-2 号）

（5） 外国の送出機関との契約内容に関するもの

【関係の省令の規定】

五　外国の送出機関との間で団体監理型技能実習の申込みの取次ぎに係る契約を締結するときは、当該外国の送出機関が、団体監理型技能実習生等の本邦への送出に関連して、団体監理型技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他団体監理型技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他の財産を管理せず、かつ、団体監理型技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしないことを確認し、その旨を契約書に記載すること。

○　外国の送出機関については、法第23条第2項第6号に基づき、その要件が規則第25条に定められているところであり、監理団体は、外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、外国の送出機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結することが求められています（後述 P224参照）。

○ これに加え、監理団体は、外国の送出機関が保証金、違約金の徴収を行うような契約を結んでいないことについて確認し、その旨を外国の送出機関との取次ぎに係る契約書に記載しなければなりません（規則第52条第5号）。

○ 監理団体と取次送出機関との間で、技能実習生が失踪した場合等技能実習に係る契約の不履行について、違約金（名称はこれに限定されません。）を定める契約を結ぶことも認められません。

○ これは、技能実習生等から保証金、違約金の徴収を行うような外国の送出機関はふさわしくないため、そのことを監理団体においても確認し、外国の送出機関との契約書において明記することを求めるものです。

○ 監理団体自らが外国の送出機関と、技能実習に係る契約の不履行についての違約金契約やキックバックなどの不当な利益を得る契約を締結している場合には、監理許可が取り消されることがありますので、外国の送出機関と契約を締結する際には、相手任せにせず、確実に契約内容を確認してください。

【確認対象の書類】
- 監理団体許可申請書（省令様式第 11 号）
- 申請者の誓約書（参考様式第 2-2 号）
- 外国の送出機関との契約書（名称を問わず、当該契約書の内容の一部について別途取り決めをしている場合は当該取り決めを含む）の写し

（6） 外国の送出機関からの取次ぎに関するもの

【関係の省令の規定】

六 団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける場合にあっては、当該取次ぎが外国の送出機関からのものであること。

○ 監理団体が取次ぎを受ける場合には、外国の送出機関からでなければなりません。これは、技能実習生の保護の観点から、規則第 25 条で定める要件を満たした外国の送出機関からのみ取次ぎを認めるものです。

【確認対象の書類】
- 監理団体許可申請書（省令様式第 11 号）
- 申請者の誓約書（参考様式第 2-2 号）
- 外国の送出機関との契約書の写し

（7） 入国後講習の実施に関するもの

【関係の省令の規定】

七　第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させないこと。

○　監理団体は、第1号技能実習において、技能実習生に対して入国後講習を行わせる主体となります（講習の基準については前述 P70、入国後講習の施設確保については前述 P88参照）。

○　監理団体は、入国後講習の期間中は、いかなる事情があろうとも、技能実習生を実習実施者の都合で業務に従事させてはいけませんので、そのようなことがないよう十分に監理することが必要です。特に、講習時間前後の早朝や夜間に技能実習生が業務に従事したりすることがないよう、技能実習生が入国後講習に専念できる環境づくりに努める必要があります。

○　入国後講習を実施する施設は、入国後講習が座学で行われることに照らして、机と椅子が整えられた学習に適した施設で行われなければなりません。このため、監理団体は、通常、同時期に入国した技能実習生を、机と椅子が整えられた学習に適した研修施設に集めて、講習を実施することとなります。

なお、講習に際しては新型コロナウイルス感染症対策に留意した座席の配置等が求められます。

○　入国後講習を実施した後、監理団体は、入国後講習実施記録（参考様式第4-9号）を作成し、事業所に備え付けなければなりません。

【確認対象の書類】

・ 申請者の誓約書（参考様式第 2-2 号）

（8） 技能実習計画の作成指導に関するもの

【関係の省令の規定】

八　法第八条第四項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する指導に当たっては、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設（法第十一条第二項において準用する場合にあっては、これらのうち変更しようとする事項に係るものに限る。）を実地に確認するほか、次に掲げる観点から指導を行うこと。この場合において、ロに掲げる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等に

ついて一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。
イ　技能実習計画を法第九条各号に掲げる基準及び出入国又は労働に関する法令に適合するものとする観点
ロ　適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点
ハ　技能実習を行わせる環境を適切に整備する観点

○　監理団体が実習実施者の作成する技能実習計画について指導するに当たっては、技能実習を行わせる事業所と技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、認定基準及び出入国又は労働に関する法令への適合性の観点、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点、技能実習を行わせる環境を適切に整備する観点から指導を行わなければなりません。

○　特に、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点からの指導については、監理団体の役職員のうち、技能実習生に修得等をさせようとする技能等について一定の経験や知識がある者が行わなければなりません。

なお 、この作成指導は、監理団体が自ら行わなくてはならないため、監理団体と雇用契約がない者を技能実習計画作成指導者とした上で、実習実施者に技能実習計画の作成指導を行わせた場合は、名義貸し(法 38 条)に該当するおそれがあります。

○　また、技能実習計画作成指導者は、実習実施者が技能実習生に従事させようとする作業が、技能実習を行わせる事業所において通常行われている内容であることを確認するとともに、当該作業が移行対象職種・作業に係るものである場合には、実習実施者に審査基準を丁寧に説明するなどして、定められている業務の内容が必須業務等として実施可能であるかを、必ず確認しなければなりません。

【確認対象の書類】
・ 監理団体許可申請書(省令様式第11号)
・ 監理事業計画書(省令様式第12号)
・ 申請者の誓約書(参考様式第2-2号)
・ 技能実習計画作成指導者の履歴書(参考様式第2-13号)

【留意事項】
○　修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役職員について
・ 修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有すると認められる技能実習計画作成指導者は、監理団体の役職員(常勤・非常勤は問わない。)であって、「取扱職種について5年以上の実務経験を有する者」か「旧制度において取扱職種に係る技能実習計画の作成経験を有する者」である必要があります。
・ 5年以上の実務経験として求められるレベルとしては、厳密な作業レベルまで一致する

経験を求められるわけではなく、例えば、移行対象職種・作業の単位で一致する経験を有していることまでではなく、職種単位で一致する経験であれば作業の単位で異なる経験であったとしても認められることとなります。

・ 旧制度において取扱職種に係る技能実習計画の作成経験を有する者には、単に補助者として技能実習計画の作成を手伝ったり、助言にとどまる場合は含まれません。

・ 技能実習計画作成指導員は、上記条件以外に特段の資格等の取得が求められるものではありません。

・ 監理団体許可申請書（省令様式第 11 号）の「1申請者⑨団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等」や監理事業計画書（省令様式第12号）の「6団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等」に記載された全ての取扱職種について、技能実習計画作成指導者が確保されている必要がありますが、全ての取扱職種を1人が担当しなければならない訳ではなく、2人以上で取扱職種ごとに分担して担当することも認められます。

○ 技能実習計画作成指導者の人数等について

・ 取扱職種ごとに、要件を満たす技能実習計画作成指導者が常勤・非常勤であるかを問わず、監理団体の役職員の中から確保されていることを要しますが、監理団体の事業所ごとに専属の技能実習計画作成指導者が確保されていなければならないわけではありません。

○ 宿泊施設の実地確認について

・ 実習実施者が技能実習生の宿泊施設を確保する場合には特に、第4章第2節第 10(2)に記載している宿泊施設の基準を満たしていることを監理団体が十分に確認する必要があります。なお、実地確認は必ず実施する必要がありますが、デジタル技術の活用により宿泊施設の様子を事前に確認することで実地確認の効率化を図ることは差し支えありません。

（9） 帰国旅費の負担に関するもの

【関係の省令の規定】

九 その実習監理に係る団体監理型技能実習生の第十条第二項第三号ﾄに規定する一時帰国に要する旅費及び団体監理型技能実習の終了後の帰国に要する旅費を負担するとともに、団体監理型技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずること。

○ 監理団体は、技能実習を終了し、技能実習生が帰国する場合、技能実習生の帰国旅費を全額負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑にされるよう必要な措置を講じなければなりません。

○ 技能等を移転するという技能実習制度の趣旨に鑑みて、技能実習生の帰国に支障

を来さないようにするために、監理団体が帰国旅費の全額を負担し、「必要な措置」として、技能実習生が帰国するまでの間、生活面等で困ることがないよう、技能実習生が置かれた状況に応じて、その支援を行うこととしているものです。

○　帰国旅費とは、帰国に要する旅費であるため、技能実習生が出発する空港までの移動費が含まれます。

　なお、帰国のための PCR 検査費用については、基本的には技能実習生本人の負担になりますが、技能実習生の国籍によって帰国のために必須の措置となることから、技能実習生本人に当該費用の負担が困難な事情がある場合、「必要な措置」の一環として、監理団体が負担する必要があります。

○　空港まで送迎したり、空港までの行程、空港での手続を説明したりするなど、それぞれの技能実習生に応じた円滑に帰国できるための措置が必要です。

○　上記については、技能実習を修了し帰国予定の技能実習生が帰国困難を理由として「特定活動」や「短期滞在」などの在留資格に変更した場合であっても同様です。

○　他方、技能実習生が在留目的を変更し「技能実習」の在留資格から、「特定技能」や特定技能への移行準備を目的とする「特定活動」の在留資格へ変更許可を受けた場合、帰国費用については変更後の在留資格に係る取扱いに基づき、本人が負担（本人が帰国費用を負担できないときは、特定技能所属機関又は特定活動の許可を受けた際に指定された受入れ機関が負担）することになります。

　この点について、新たな受入れ機関においては、特定技能への移行を予定している技能実習生に対して十分に説明をし、理解を得た上で雇用契約を締結する必要があることに留意してください。

○　監理団体は、「必要な措置」を講じるに当たって生じる費用及び帰国旅費については、「その他諸経費」として、監理費（実費に限る。）を実習実施者から徴収することができますが、いかなる理由でも、技能実習生に負担させることは認められません。

○　「必要な措置」とは、個々の技能実習生の置かれた状況に応じて必要な支援を行うものであって、技能実習生が帰国するまでの間の宿泊施設を確保することも含まれます。監理団体は、技能実習生が帰国するまでの間、生活支援をすることも「必要な措置」に該当します。

○　規則第10条第2項第3号ﾄに規定する一時帰国に要する旅費については、前述第4

章第2節第7(6)を参照してください。

【確認対象の書類】

・ 申請者の誓約書(参考様式第 2-2 号)

(10) 人権侵害行為、偽変造文書等の行使等に関するもの

【関係の省令の規定】

十 その実習監理に係る団体監理型技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行わないこと。

十一 技能実習を行わせようとする者に不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受ける目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行わないこと。

○ 監理団体は、監理事業を行う上で、技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行わないこと、申請者等が不正な目的で偽変造文書等の行使等を行わないことが求められます。

○ 「技能実習生の人権を著しく侵害する行為」の代表的な例としては、技能実習生から人権侵害を受けた旨の申告があり人権擁護機関において人権侵犯の事実が認められた場合や、監理団体が技能実習生の意に反して預金通帳を取り上げていた場合などが考えられます。

○ 「不正な目的での偽変造文書等の行使等」の代表的な例としては、実習実施者に対する監査を法定基準に則って行っていない事実を隠蔽するためや、実習実施者において法令違反が行われていることを認識しつつ技能実習が適正に実施されているかのように見せかけるため、事実とは異なる内容を記載した監査報告書を機構に提出した場合などが考えられます。

【確認対象の書類】

・ 申請者の誓約書(参考様式第 2-2 号)

（11） 二重契約の禁止、法令違反時の報告に関するもの

【関係の省令の規定】

十二　団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしないこと。

十三　法第三十七条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、機構に当該事実を報告すること。

○　監理団体は、技能実習計画と反する内容の取決めを技能実習生との間で行ってはなりません。「技能実習計画と反する内容の取決め」の代表的な例としては、技能実習生の講習手当について、技能実習計画の認定申請の際に提出した書類に記載された講習手当より低い額の手当を支払う旨の別の合意を行っていた場合などが考えられます。

○　また、許可の取消事由（法第37条第1項各号）に該当するに至った場合は、監理団体は機構の地方事務所・支所の指導課に、当該事実を報告しなければなりません。

監理団体による機構への報告は、報告書（参考様式第3－3号）によって行うこととなります。

【確認対象の書類】

・ 申請者の誓約書（参考様式第 2-2 号）

（12） 相談体制の整備等に関するもの

【関係の省令の規定】

十四　その実習監理に係る団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講ずること。

○　監理団体に相談体制の構築を求める趣旨は、実習実施者において技能実習生が人権侵害行為を受けている事案など実習実施者の技能実習指導員や生活指導員などの役職員に相談できない場合において、監理団体が技能実習生を保護・支援できるようにするためです。また、監理団体に、受け入れている技能実習生の国籍（国又は地域）に応じた相談応需体制を整備させることにより、実習実施者のみでは体制整備が困難な母国語での相談を可能とするものです。

なお、技能実習生への適切な相談応需体制を整備するに当たっては、監理団体において、通訳人を常勤として配置することが望まれます。

○　技能実習生からの相談内容に係る対応については、監理事業に従事する役職員が行わなければならず、その内容に応じて、公的機関や実習実施者の生活指導員等と連携して適切に対応する必要があります。技能実習生からの相談に対応した場合は、団体監理型技能実習生からの相談対応記録書（参考様式第4−11号）を作成し、事業所に備え付けなければなりません。相談対応記録書の作成に当たっては、相談内容や対応内容が明らかになるよう具体的に記載することが望まれます。

○　技能実習生からの相談は、技能実習を行っている時間帯のみならず、夜間、休日にも想定されることを踏まえ、それらの時間帯にも適切に相談応需体制を整備する必要があります。

【確認対象の書類】

・ 監理団体許可申請書（省令様式第11号）
・ 監理事業計画書（省令様式第12号）
・ 申請者の概要書（参考様式第 2−1号）
・ 申請者の誓約書（参考様式第 2−2 号）

【留意事項】

○　通訳人について

・ 通訳人は、技能実習生からの相談を母国語で受け付ける役割を担う者ですが、必ずしも監理団体の常勤職員であることまでは求められていません。非常勤の職員が従事することや、通訳業務自体を外部委託することも可能です。ただし、通訳業務を外部に委託したとしても、監理団体の役職員が責任を持って相談に応じなければならないことに変わりはありません。特に監査における技能実習生のヒアリングに際しては、積極的に通訳人の活用を図ることが望ましいといえます。また、中立的な相談応需体制の整備の観点から、実習実施者や送出機関の職員及びその関係者を通訳人とするのは望ましくありません。

○　技能実習生への相談方法等の周知について

・ 監理団体は、技能実習生が相談したい場合に、いつ誰に連絡したら相談を受けられるのかが分かるよう、監理団体の連絡先等を示すとともに、相談方法等について、入国後講習の法的保護情報の科目の講義の際に必須教材とされている技能実習生手帳の該当箇所を示すなどにより、機構をはじめ、利用できる機関について技能実習生に対して詳しく周知する必要があります。
・ 監理団体は、実習実施者と連携して、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるようにするため、食生活・医療等についての適切な助言及び援助を行うことができる体制を整備する必要があります。相談対応に当たっては、実習に関すること以外にも相談に応じる必要があり、相談内容によっては、国や自治体等が行っている各種行政サービスや医療機関の窓口への付き添い等のサポートを行いながら利用を促すことが求められます。
・ 技能実習生からの相談には、相談しやすい環境をつくるとともに、相談に速やかに対応す

ることが重要です。また、監査における面談等を通じて日頃から良好な関係性を築いておくことにより、技能実習生の悩みや体調の変化を把握することが重要です。

※ 監理団体は、技能実習生と雇用関係にはないため、技能実習生に対して、パワーハラスメント等の防止について労働施策総合推進法における雇用管理上の措置義務を負うものではありませんが、同法の趣旨を踏まえるとともに、監理団体には技能実習生の保護に関する役割があることを認識の上、監理団体の役職員が技能実習生に対してパワーハラスメント等に類する言動等を行わないよう、雇用管理上の措置の内容を参考にしつつ、適切な対応に努めてください。

（13） 監理団体の業務の運営に係る規程の掲示に関するもの

【関係の省令の規定】

十五 監理団体の業務の運営（監理費の徴収を含む。）に係る規程を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この号において同じ。）により公衆の閲覧に供すること。ただし、監理団体の事業の規模が著しく小さい場合その他の電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供することが困難であると認められる相当の理由がある場合にあっては、これに代えて事業所内の一般の閲覧に便利な場所に当該規程を掲示すること。

○ 監理団体は、監理団体の業務の運営に係る規程を作成し、原則としてインターネットにより公表しなければならず、当該規程に従って監理事業を行わなければなりません（注）。なお、インターネット上の規程の掲載場所は、監理団体が自ら開設するHPに限らず、不特定多数の者が閲覧可能なSNSサイト（当該SNSを利用していない者も含め閲覧可能な状態となっているもの）でも差し支えありませんが、この場合は、業務運営規程の公表場所を明確にする必要があることに留意してください。

（注） 第4回デジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月）により、法令に基づき公的な証明書等を特定の場所に掲示することを求めている規制についてデジタルによる掲示を基本とするよう見直しを行うこととされたことを踏まえ、本規程についても、技能実習生を受け入れる予定の事業者等の関係者が、監理事業所に赴くことなしに、確認することができるよう、インターネットを利用して公表することを原則としています。

○ ただし、インターネットによる公表が困難である相当の理由がある場合には事業所内へ掲示する必要があります。相当の理由としては、例えば以下のようなものが考えられます。

・ 人員体制や保有する設備等からHPを開設することができない程度に監理団体の事業規模が著しく小さいこと。
・ 当該監理団体でHPを整備していない場合で、整備のための準備を進めているが整備をするのに一定の時間を要するなど具体的な事情を説明できること。

○ 監理団体の業務の運営に係る規程には、技能実習関係法令に反する事項が含まれていないことはもとより、監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、求人等に関する情報の的確な表示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針（平成29年法務省・厚生労働省告示第2号。以下「指針」という。）に規定された事項が遵守されることが分かる内容であることが必要です。

○ 監理団体の業務の運営に係る規程に最低限盛り込むべき事項を示した規程の例を別紙⑤として示していますので、参考にしてください。

【確認対象の書類】
・ 申請者の誓約書（参考様式第2-2号）
・ 監理団体の業務の運営に関する規程の写し

（14） 特定の職種・作業に関するもの

【関係の省令の規定】
十六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係る団体監理型技能実習の実習監理を行うものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

○ 技能実習法は、主務大臣が制度全体の適正化を図ることに加え、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い、適正化を図ることができる制度となっており、事業所管大臣が当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっています。
○ 監理団体の業務の実施に関する基準に関して、この告示が定められた場合には、事業所管省庁、出入国在留管理庁、厚生労働省及び機構のHP等により周知します。

第3 財産的基礎に関するもの

【関係規定】
（許可の基準等）
法第25条　主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。
三　監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有するものであること。

○　監理事業を健全に遂行するに当たって、監理団体は、一定程度の財務的基盤を有することが必要です。この点については、監理団体の事業年度末における欠損金の有無、債務超過の有無等から総合的に勘案されることになります。なお、この事業年度とは、技能実習事業年度を意味するものではありません。

※　債務超過を理由として不許可又は不更新の措置を受けた団体が新たに監理事業の許可申請をする場合は、過去の債務超過を解消していることはもとより、財産的基礎を有することについて明確な見込みがあることが公的資格を有する第三者の書面等で確認できなければ認められません（直近の事業年度に係る財産状況で欠損金がないこと、組合としての事業で一定の期間安定的に運営できていることが確認できることなど、総合的に勘案することとなります。）。

○　直近の財務諸表（貸借対照表）で債務超過となっていないこと、又は直近の財務諸表（貸借対照表）で債務超過となっている場合には、例えば、以下のような措置により、今期の決算における債務超過の解消が確実視されることが必要です。

①　増資が実施済みである（登記簿等により確認が出来ること。）。
②　債権者による債権放棄がなされている。
③　組合費・賦課金による収益、共同事業による収益等により債務超過を解消すること等について、当該団体の総会等決定機関で決定しており、債務超過解消が確約されている。

※　これらの取組は、直近の財務諸表における債務超過額を上回る額の対応であることが必要です。

※　監理団体が実習実施者から徴収する監理費については、実費の額を超えない額で徴収することとされており（技能実習法施行規則第 37 条）、技能実習生受入事業により収益が上がることは認められません。

【確認対象の書類】
・　直近の2事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書の写し

・ 監理事業に関する資産の内容を証する書類（直近の2事業年度に係る法人税の確定申告書の写し、納税証明書の写し等）
・ 監理事業に関する資産の内容を証する書類（預金通帳の写し等の現金・預貯金の額を証する書類）

【留意事項】

○ 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書の写しについて

納税地の所轄税務署長に提出したもの（損益計算書又は収支計算書については、可能な限り事業区分（セグメント）単位で売上額が確認できるもの）であることが求められます。なお、直近の事業年度における決算は終了しているものの、総会の承認を得ていないため納税地の所轄税務署長に提出していない場合は、当該決算に係る貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書を確実に納税地の所轄税務署長に提出することが確認できる場合に限り、当該貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書の写しで差し支えありません。

なお、法人設立直後であるなどの理由により、直近の2事業年度に係る書類が存在しない場合には、存在するものを提出することが求められます。

○ 法人税の確定申告書の写し、納税証明書の写しについて

法人税の確定申告書の写しについては、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した場合は、e-Tax からの受信完了メール（タイトルが「受信通知」となっているもの）を添付してください。書面で提出した場合は、令和7年1月より、税務署において法人税の確定申告書の写しに収受日付印の押なつを行わないことになったことから、収受日付印が押なつされていないものを提出することで差し支えありません。。納税証明書の写しについては、国税通則法施行令第 41 条第1項第3号ロに係る同法施行規則別紙第8号様式（その2）による法人の事業年度における所得金額に関するものであることが求められます。

なお、法人設立直後であるなどの理由により、直近の2事業年度に係る書類が存在しない場合には、存在するものを提出することが求められます。

○ 預金通帳の写し等の現金・預貯金の額を証する書類について

一定程度の財産的基盤を有することを確認するとともに、監理事業所の賃借料や役職員の給料の支払い等、法人の事業に係る出入金が適正に行われているか確認できるものを提出することが求められます。

○ 設立後最初の決算期を終了していない法人の申請に係る場合

法人成立時の貸借対照表等や入出金の履歴を確認することができるものを提出することが求められます。

第4　個人情報の保護に関するもの

【関係規定】

（許可の基準等）

法第25条　主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

四　個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。第四十条第一項第四号及び第四十三条において同じ。）を適正に管理し、並びに団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の秘密を守るために必要な措置を講じていること。

○　監理団体は、技能実習生の賃金、職歴、国籍（国又は地域）等や実習実施者の情報など、個人情報として保護する要請の高い情報を取り扱うことになるため、個人情報を適正に管理し、秘密を守るために必要な措置を講じておかなければなりません。

○　具体的には、指針に基づき、個人情報適正管理規程を作成するとともに、規程に定められた措置を適切に実施しなければなりません。規程に最低限盛り込む事項を示した規程の例を別紙⑥として示していますので、参考にしてください。

○　個人情報の保護に関するポイントは、以下のとおりです。

①　技能実習生等の個人情報を適正に管理するための事業運営体制

- 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲が明確にされていること
- 業務上知り得た個人情報を業務以外の目的で使用したり他に漏らしたりしないことにつき職員への教育が実施されていること
- 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正の取扱いに関する規定があり、その規定について技能実習生等への周知がされていること
- 個人情報の取扱いに関する苦情処理に関する事業所内の体制が明確にされ、苦情を適切に処理することとされていること

②　個人情報管理の措置

- 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること
- 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置が講じられていること
- 個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者による個人情報へのアクセスを防止するための措置が講じられていること

・ 監理事業の目的に照らして必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置が講じられていること

【確認対象の書類】
・ 個人情報適正管理規程（監理事業を行う事業所ごとに提出）の写し
・ 監理団体の組織体系図

第5 外部役員及び外部監査に関するもの

【関係規定】

（許可の基準等）

法第25条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

五 監理事業を適切に運営するための次のいずれかの措置を講じていること。

イ 役員が団体監理型実習実施者と主務省令で定める密接な関係を有する者のみにより構成されていないことその他役員の構成が監理事業の適切な運営の確保に支障を及ぼすおそれがないものとすること。

ロ 監事その他法人の業務を監査する者による監査のほか、団体監理型実習実施者と主務省令で定める密接な関係を有しない者であって主務省令で定める要件に適合するものに、主務省令で定めるところにより、役員の監理事業に係る職務の執行の監査を行わせるものとすること。

（外部役員及び外部監査人）

規則第30条 法第二十五条第一項第五号イ（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める密接な関係を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者若しくはその役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの者であった者

二 過去五年以内に申請者が実習監理を行った団体監理型実習実施者の役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの者であった者

三 前二号に規定する者の配偶者又は二親等以内の親族

四 社会生活において密接な関係を有する者であって、指定外部役員による次項に規定する確認の公正が害されるおそれがあると認められるもの

2 申請者は、外部監査の措置を講じないときは、前項に規定する密接な関係を有する者以外の役員（責任役員を除く。）であって次の各号のいずれにも該当するものの中から、団体監理型実習実施者に対する監査その他の申請者の業務が適正に実施されているかの確認を担当する役員を指定するものとする。

一　過去三年以内に外部役員に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者であること。

二　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　申請者の役員（監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する者及び指定外部役員に指定されている者を除く。）若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

ロ　申請者の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む者に限る。）若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

ハ　実習実施者（申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者を除く。）又はその役員若しくは職員

ニ　監理団体（申請者を除く。）の役員（監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する者及び指定外部役員に指定されている者を除く。）又は職員

ホ　申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける外国の送出機関若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

ヘ　イからホまでに掲げる者のほか、申請者又はその役員、職員若しくは構成員と社会生活において密接な関係を有すること、過去に技能実習に関して不正又は著しく不当な行為を行った者であることその他の事情によりこの項に規定する確認の公正が害されるおそれがあると認められる者

3　指定外部役員は、前項に規定する確認を、次に掲げる方法により、監理事業を行う各事業所につき三月に一回以上の頻度で行い、その結果を記載した書類を作成するものとする。

一　責任役員及び監理責任者から報告を受けること。

二　申請者の事業所においてその設備を確認し、及び帳簿書類その他の物件を閲覧すること。

4　法第二十五条第一項第五号ロ（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める密接な関係を有しない者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一　第一項第一号から第三号までに掲げる者

二　社会生活において密接な関係を有する者であって、外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者

5　法第二十五条第一項第五号ロ（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する者であって外部監査を適切に行う能力を有するものであることとする。

一　過去三年以内に外部監査人に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者であること。

二　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　申請者の役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

ロ　申請者の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む者に限る。）若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

ハ　実習実施者（申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者を除く。）又はその役員若しくは職員

ニ　監理団体（申請者を除く。）又はその役員若しくは職員

ホ　申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける外国の送出機関若しくはその役員若しくは職員又は過去五年以内にこれらの者であった者

ヘ　法第二十六条第五号イからニまでのいずれかに該当する者

ト　法人であって、法第二十六条各号のいずれかに該当するもの又はその役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

チ　イからトまでに掲げる者のほか、申請者又はその役員、職員若しくは構成員と社会生活において密接な関係を有すること、過去に技能実習に関して不正又は著しく不当な行為を行った者であることその他の事情により外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者

6　外部監査は、次に定めるところにより行うものとする。

一　団体監理型実習実施者に対する監査その他の申請者の業務が適正に実施されているかどうかについて、第三項各号に掲げる方法により、監理事業を行う各事業所につき三月に一回以上の頻度で確認し、その結果を記載した書類を申請者に提出すること。

二　団体監理型実習実施者に対する監査が適正に実施されているかどうかについて、申請者が行う第五十二条第一号の規定による監査に監理事業を行う各事業所につき一年に一回以上同行することにより確認し、その結果を記載した書類を申請者に提出すること。

○　技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を実現するためには、監理団体が実習実施者に対して指導・監督を適切に行うことを担保し、監理団体が中立的な業務の運営を行うことが不可欠です。

○　一方で、監理団体が、その組合員たる実習実施者を実習監理するに際し、中立的な業務の運営を行うことが難しい側面も存在することも事実です。このため、外部役員を置くこと又は外部監査の措置を講じることのいずれかの措置を監理団体が講じていることを法律上義務付け、外部の視点を加えることにより、監理団体の業務の中立的な運営を担保しようとするものです。

＜外部役員を置く方法＞

○　指定外部役員は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの確認を、法人内部から担当する役員であり、監理団体の外部役員の中から指定を受けた者です。過去3年以内に外部役員に対する講習（主務大臣が告示した養成講習

機関が実施する監理責任者等講習、第8章第3節第1参照。)を修了した者でなくてはなりません。

○ また、外部役員は、その「外部」性を担保する観点から、以下のような者であってはならないこととされています。

① 実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役若しくは過去5年以内の役職員
② 過去5年以内に実習監理を行った実習実施者の現役又は過去5年以内の役職員
③ ①②の者の配偶者又は二親等以内の親族
④ 申請者(監理団体)の現役又は過去5年以内の役職員(監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する役員及び指定外部役員に指定されている役員を除く。)
⑤ 申請者(監理団体)の構成員(申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む構成員に限る。)又はその現役又は過去5年以内の役職員
⑥ 傘下以外の実習実施者又はその役職員
⑦ 他の監理団体の役職員(監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する役員及び指定外部役員に指定されている役員を除く。)
⑧ 申請者(監理団体)に取次ぎを行う外国の送出機関の現役又は過去5年以内の役職員
⑨ 過去に技能実習に関して不正等を行った者など、外部役員による確認の公正が害されるおそれがあると認められる者

○ 指定外部役員には、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認し、その結果を記載した書類を作成することが求められます。

＜外部監査の措置を講じる方法＞

○ 外部監査人は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの監査を、法人外部から実施する者として、監理団体から選任を受けた者であり、法人・個人のいずれでも外部監査人になることが可能です。過去3年以内に外部監査人に対する講習(主務大臣が告示した養成講習機関が実施する監理責任者等講習、第8章第3節第1参照。)を修了した者でなくてはなりません。

○ また、外部監査人は、その「外部」性を担保する観点から、以下のような者であってはならないこととされています。

① 実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役若しくは過去5年以内の役職員

② 過去5年以内に実習監理を行った実習実施者の現役又は過去5年以内の役職員
③ ①②の者の配偶者又は二親等以内の親族
④ 申請者(監理団体)の現役又は過去5年以内の役職員
⑤ 申請者(監理団体)の構成員(申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む構成員に限る。)又はその現役又は過去5年以内の役職員
⑥ 傘下以外の実習実施者又はその役職員
⑦ 他の監理団体の役職員
⑧ 申請者(監理団体)に取次ぎを行う外国の送出機関の現役又は過去5年以内の役職員
⑨ 法人であって監理団体の許可の欠格事由(法第26条)に該当する者、個人であって監理団体の許可に係る役員関係の欠格事由(法第26条第5号)に該当する者
⑩ 過去に技能実習に関して不正等を行った者など、外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者

○ 外部監査人には、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認し、その結果を記載した書類を作成・監理団体へ提出することが求められます。

○ また、外部監査人は監理団体の役職員ではなく、監理団体が行う監査等の業務に従事することがないことから、監理団体が行う実習実施者への監査に、監理団体の各事業所につき1年に1回以上同行して確認し、その結果を記載した書類を作成・監理団体へ提出することが求められます。

【確認対象の書類】
・ 監理団体許可申請書(省令様式第 11 号)
＜外部役員を置く方法の場合＞
・ 申請者の役員の履歴書(参考様式第 2-3 号)
・ 指定外部役員の就任承諾書及び誓約書(参考様式第 2-8 号)
＜外部監査の措置を講ずる場合＞
・ 外部監査人の概要書(参考様式 2-6 号)
※法人の場合、「④監査実施責任者の氏名」欄に外部監査人に対する講習を受講した者の氏名を記載します。
・ 外部監査人の就任承諾書及び誓約書(参考様式 2-7 号)
【留意事項】
○ 申請者(監理団体)の現役又は過去5年以内の役員であっても指定外部役員に指定できる場合

・ 申請者（監理団体）の現役又は過去5年以内の役員であっても、「監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する役員」であれば、外部役員に指名することは可能です。具体的には申請者（構成員を含む。）以外での人事労務管理・監査等の業務経験を有しており、出入国又は労働関係法令や監査についての専門的な知識と経験を活かして、他の役員及び職員を指導できる者であることが必要となります。

・ 例えば、既に申請者（監理団体）の役員になっている方であっても、事業協同組合のいわゆる員外理事であって、企業において人事労務管理に携わっていた経験等を活かして監理事業に従事する方のような場合には、他の要件を満たせば、指定外部役員として指名することは認められます。

・ また、例えば、監理団体の許可の有効期間の更新等の申請を行う際に、申請者（監理団体）の中で当該申請時に既に「指定外部役員に指定されている役員」についても、引き続き外部役員に指名することは認められます。

○ 申請者（監理団体）の構成員であっても指定外部役員に指定することや外部監査人に選任することができる場合

・ 申請者（監理団体）の構成員であっても、「申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む構成員でない場合」であれば、指定外部役員に指名することや外部監査人に選任することが可能です。これは、申請者が実習監理する技能実習の職種に係る事業を営む構成員でない構成員は、通常技能実習に関与していないと考えられることから、「外部」と判断することを可能とするものです。

・ 例えば、申請者（監理団体）の構成員であっても、会計事務所など、申請者が実習監理する予定の職種と関係のない会社の役職員であれば、他の要件を満たせば、外部役員として認められます。

○ 外部役員が担う業務範囲について

・ 外部役員に就任した者が、自ら監査業務等の監理団体の中核業務を担当することは、特段禁止されていません。外部の視点を活かして、自ら業務に当たることも可能です。

・ 外部役員は、常勤・非常勤を問いません。

○ 外部役員・外部監査人の兼務について

・ 外部役員・外部監査人については、要件を満たす者であれば、複数の監理団体の外部役員・外部監査人を兼務することも可能です。

・ 外部役員については、例えば、事業協同組合のいわゆる員外理事であって、企業において人事労務管理に携わっていた経験等を活かして監理事業に従事する方は、他の要件を満たせば、既に他の監理団体の役職員となっている場合であっても外部役員として認められることとなります。

・ ただし、既に特定の監理団体の外部役員になっている者が、他の監理団体の外部監査人を兼務することはできません。

○ 外部役員による確認又は外部監査の方法及びその結果を記載した書類について

・ 外部役員又は外部監査人が行う事業所ごとの業務の遂行状況の確認のうち帳簿書類の確認については、当該帳簿書類が書面に代えて電磁的記録により作成・保存されている場合に、実地で行う業務の遂行状況の確認に先立って電子的に提出させ確認する等して確認の効率化を図ることは差し支えありません。（ただし、当該帳簿書類が事業所に適切に備え付けられているか、事前に提出された資料が実態を踏まえたものとなっているか等については実地で確認を行うことが必要です。）

・ 外部役員による確認又は外部監査の結果を記載した書類は、法第 41 条に規定する帳簿書類として事業所に備えて置く必要があります。なお、当該帳簿書類は書面に代えて電磁的記録により作成・保存することが可能であり、外部監査人から申請者（監理団体）への書類の提出も電子的に行って差し支えありません。

第6 外国の送出機関に関するもの

【関係規定】

（監理団体の許可）

法第23条

2 前項の許可を受けようとする者（第七項、次条及び第二十五条において「申請者」という。）は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

六 外国の送出機関（団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。第二十五条第一項第六号において同じ。）より団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（許可の基準等）

法第25条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

六 外国の送出機関から団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、外国の送出機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結していること。

（外国の送出機関）

規則第25条 法第二十三条第二項第六号（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　団体監理型技能実習生の本邦への送出に関する事業を行う事業所が所在する国又は地域の公的機関から団体監理型技能実習の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること。

二　制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定し、本邦への送出を行うこととしていること。

三　団体監理型技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について団体監理型技能実習生等に対して明示し、十分に理解させることとしていること。

四　団体監理型技能実習を修了して帰国した者が修得等をした技能等を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこととしていること。

五　団体監理型技能実習を修了して帰国した者による技能等の移転の状況等について法務大臣及び厚生労働大臣又は機構が行う調査に協力することとしていることその他法務大臣及び厚生労働大臣又は機構からの技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する要請に応じることとしていること。

六　当該機関又はその役員が禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

七　第一号に規定する国又は地域の法令に従って事業を行うこととしていること。

八　当該機関又はその役員が、過去五年以内に、次に掲げる行為をしていないこと。

イ　技能実習に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他の財産を管理する行為

ロ　技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をする行為

ハ　技能実習生等に対する暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為

ニ　技能実習を行わせようとする者に不正に法第八条第一項若しくは第十一条第一項の認定を受けさせる目的、監理事業を行おうとする者に不正に法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可若しくは法第三十一条第二項の更新を受けさせる目的、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に不正に入管法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは入管法第四章第一節若しくは第二節若しくは第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為

九　団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを行うに当たり、団体監理型技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他団体監理型技能実習生等と社会生活におい

て密接な関係を有する者が、団体監理型技能実習に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産を管理されていないこと及び団体監理型技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をしていないことについて、団体監理型技能実習生になろうとする者から確認することとしていること。

十　前各号に掲げるもののほか、団体監理型技能実習の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有するものであること。

○　監理団体は、外国の送出機関から取次ぎを受けようとする場合には、当該外国の送出機関の氏名・名称等について、許可の申請の際に申請書に記載するとともに、当該外国の送出機関との間で当該取次ぎに係る契約を締結していることが必要となります。その後、取次ぎを受けようとする外国の送出機関を追加・変更等しようとするときは、変更の届出（法第32条第3項）を行うことが必要となります。なお、取次送出機関の変更の際には、関係する当事者間（技能実習生・実習実施者・監理団体・変更前後の取次送出機関等）で争いとなることがないよう、当事者間で事前の同意を得ておくことが望まれます。

○　また、外国の送出機関については、技能実習生になろうとする者からの技能実習に係る求職の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができる者として、規則第25条において定められている要件に適合する必要があります。

取次ぎを受けようとする外国の送出機関が規則第25条において定められている要件に適合していることは、当該要件に適合していることを証明する書類を監理団体が当該外国の送出機関から入手して、申請書の添付書類として提出することが求められます。

○　この点、送出国政府との間に二国間取決めがされている場合には、送出国政府が外国の送出機関の適格性を個別に審査することとなりますので、送出国政府から認定を受けている外国の送出機関（外国政府認定送出機関）であれば、規則第25条において定められている要件に適合しているものとみなします。ただし、外国政府認定送出機関であっても、規則第 25 条に定める要件に適合しないことが明らかとなった場合（取次契約を結んだ監理団体に対する許可取消又は改善命令において、送出機関の規則第 25 条違反が認められる場合等）には、当該機関からの技能実習生の受入れは認められません。また、送り出した技能実習生の失踪率が著しく高い送出機関は、規則第25条において定められている要件に適合しないと判断される場合があります。

○　なお、各種申請に当たり、外国の送出機関に係る氏名又は名称を記載する際は、併

せて、送出機関番号又は整理番号を申請書（省令様式第 11 号、第 16 号及び第 17 号を参照）に記載しなければならないところ、これらの番号に関するポイントは、以下のとおりです。

① 機構にて、外国政府認定送出機関には9桁（英字3桁・数字6桁）の「送出機関番号」を、二国間取決めがされていない国又は地域の送出機関には4桁の「整理番号」を付しています。

② 送出機関番号については、機構HPの外国政府認定送出機関一覧ページ（https://www.otit.go.jp/soushutsu_kikan_list/）に掲載されている国ごとの認定送出機関リストにて公表しています。

③ 整理番号については、上記機構HPで公表しておらず、監理団体許可後又は外国の送出機関の変更に係る変更届出書の提出後、機構から各監理団体に対し、個別にお知らせします。

④ 申請書には、送出機関番号又は整理番号のうち、いずれか1つの番号を必ず記載してください。

※ 新たに監理事業を行おうとして監理団体の許可を申請する場合（法第 23 条第2項）には、申請書に整理番号を記載する必要はありません。

【確認対象の書類】

・ 監理団体許可申請書（省令様式第 11 号）
・ 申請者の誓約書（参考様式第2-2号）
・ 外国の送出機関との契約書の写し

＜二国間取決めがされていない場合＞

・ 外国の送出機関の概要書（参考様式第2-9号）
・ 外国の送出機関の事業所が所在する国又は地域において登記・登録等がされていることを証する公的な資料
・ 送出国の技能実習制度関係法令及びその日本語訳
　＊ 関係部分のみ添付することとし、その他の部分は添付することを要しない。
・ 送出国の技能実習制度関係法令に従って技能実習に関する事業を適法に行う能力を有することを証する書類
　＊ 送出国の法令により許可を受ける等により事業を行うことが認められる場合には、その許可証等の写し。
・ 外国の送出機関が徴収する費用明細書（参考様式第2-10 号）
・ 監理団体の許可に関する外国の送出機関の誓約書（参考様式第2-11 号）
・ 外国の送出機関の推薦状（参考様式第2-12 号）

＜二国間取決めがされている場合＞

・ 外国政府認定送出機関の認定証の写し（外国政府発行）

【留意事項】

○ 「外国の送出機関」と「取次送出機関」の関係について

・「外国の送出機関」は、規則第25条において定められている要件に適合している機関一般を指し、主に監理団体の許可の際に用いられる概念です。「取次送出機関」は、外国の送出機関であって団体監理型技能実習の申込みを本邦の監理団体に実際に取り次ぐものをいい、個別具体的な技能実習計画の認定の際に用いられる概念です。

第7 優良な監理団体に関するもの

【関係規定】

（許可の基準等）

法第25条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

七 第二十三条第一項の許可の申請が一般監理事業に係るものである場合は、申請者が団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。

（一般監理事業の許可に係る基準）

規則第31条 法第二十五条第一項第七号（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次に掲げる事項を総合的に評価して、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとする。

一 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制及び実施状況

二 実習監理する団体監理型技能実習における技能等の修得等に係る実績

三 出入国又は労働に関する法令への違反、団体監理型技能実習生の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

四 団体監理型技能実習生からの相談に応じることその他の団体監理型技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況

五 団体監理型技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況

○ 優良な監理団体の基準については、規則第31条において、同条第1号から第5号までに掲げる事項を総合的に評価して、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとするとされています。

○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数（150点満点で90点以上）を獲

得した場合に、「優良」であると判断することとされています。

	項目	配点
①団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	【最大 50 点】	
	Ⅰ　監理団体が行う定期の監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有　：　５点
	Ⅱ　監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率	・１：５未満　：　15 点 ・１：10 未満　：　７点
	Ⅲ　直近過去３年以内の監理責任者以外の監理団体の職員（監査を担当する者に限る。）の監理責任者等講習受講歴	・60%以上　：　10 点 ・50%以上 60%未満　：　５点
	Ⅳ　実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有　：　５点
	Ⅴ　帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有　：　５点
	Ⅵ　技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有　：　５点
	Ⅶ　帰国後の技能実習生に関し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有　：　５点
②技能等の修得等に係る実績	【最大 40 点】	
	Ⅰ　過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎２級程度の合格率を含む。） ＊　当面の間、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響を受け、令和２年度又は令和３年度に入国した技能実習生がおらず、基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の受検実績がない場合は、実績がない年度に応じ、更に過去の年度に遡って実績を記載することができる。 　なお、当該取扱いにより本来の実績に比べ点数が低くなってしまう場合には、本来の直近３技能実習事業年度の実績を記載しても差し支えない。	・95%以上：10 点 ・80%以上 95%未満：５点 ・75%以上 80%未満：０点 ・75%未満：－10 点

	Ⅱ　過去3技能実習事業年度の２・３級程度の技能検定等の実技試験の合格率 ＜計算方法＞ 分母:新制度の技能実習生の2号･3 号修了者数 ーうちやむを得ない不受検者数 ＋旧制度の技能実習生の受検者数 分子:(3 級合格者数＋2 級合格者数×1.5)×1.2 ＊　旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。 ＊　当面の間、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響を受け、令和２年度又は令和３年度に入国した技能実習生がおらず、2･3級程度の技能検定等の実技試験の受検実績がない場合は、実績がない年度に応じ、更に過去の年度に遡って実績を記載することができる。 なお、当該取扱いにより本来の実績に比べ点数が低くなってしまう場合には、本来の直近３技能実習事業年度の実績を記載しても差し支えない。	・80%以上：20 点 ・70%以上 80%未満：15 点 ・60%以上 70%未満：10 点 ・50%以上 60%未満：０点 ・50%未満＊：ー20 点 ＊　左記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合を含む。
	Ⅲ　直近過去３年間の２・３級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 ＊２級、３級で分けず、合格人数の合計で評価	・2 以上の実習実施者から合格者を輩出：５点 ・1 の実習実施者から合格者を輩出：３点
	Ⅳ　技能検定等の実施への協力 ＊　傘下の実習実施者が、技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・1 以上の実習実施者から協力有：５点
③法令違反・問題の	【最大 5 点】	
	Ⅰ　直近過去３年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を	・改善未実施　：　ー50 点 ・改善実施　：　ー30 点

発生状況	含む。）	
	Ⅱ　直近過去３年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと	・ゼロ　：　５点 ・10%未満又は１人以下　：　0 点 ・20%未満又は２人以下：－５点 ・20%以上又は３人以上：-10 点
	Ⅲ　直近過去３年以内に責めによるべき失踪があること	・該当　：　－50 点
	Ⅳ　直近過去３年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること（監理団体が不正を発見して機構に報告した場合を除く。）	・計画認定取消し（実習監理する実習実施者の数に対する認定を取り消された実習実施者（旧制度で認定取消し相当の行政指導を受けた者を含む。）の数の割合） 15%以上　　-10 点 10%以上 15%未満　　－７点 ５%以上 10%未満　　－５点 ０%を超え５%未満　　－３点 ・改善命令（実習監理する実習実施者の数に対する改善命令を受けた実習実施者（旧制度で改善命令相当の行政指導を受けた者を含む。）の数の割合） 15%以上　　－５点 10%以上 15%未満　　－４点 ５%以上 10%未満　　－３点 ０%を超え５%未満　　－２点
④　相談・支援体制	【最大 45 点】	
	Ⅰ　機構･監理団体が実施する母国語相談･支援の実施方法･手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有　：　５点
	Ⅱ　技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。	実習監理を行う実習実施者の数に対する登録した実習実施者の数の割合 50%以上　15 点

		50%未満　10 点
	Ⅲ　直近過去３年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと。	実習監理を行う実習実施者の数に対する受け入れた実習実施者の数の割合 50%以上　25 点 50%未満　15 点
	Ⅳ　技能実習生の住環境の向上に向けた取組 （ｉ）入国後講習時の宿泊施設 （ii）実習時の宿泊施設	・有　：　ｉ　５点／ii　５点
⑤地域社会との共生	【最大 10 点】	
	Ⅰ　受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること	・有　：　４点
	Ⅱ　Ⅰにおいて、実習実施者が認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用していること	・有　：　３点
	Ⅲ　地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有　：　３点
	Ⅳ　日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有　：　３点

（1）技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制に関するもの

○　監理団体が行う定期の監査は、監理団体内部の複数の役職員が担当するものですが、その実施方法･手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知することは、監査の適正な実施に資するものであることから、配点を設け、マニュアル等の策定を推奨しています。なお、直近過去3年以内に適正な実習監理を行っていなかったことを理由として改善命令を受けたことがある場合は、当該マニュアルが監査を担当する職員に周知されているとは認められません。

○　また、監理事業に関与する常勤の役職員に比して、実習監理を行う実習実施者が多くなっている場合、実習監理を適正に行うことが難しくなってくることから、監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率が1:5未満であるなど、その比率が低い場合に、一定の配点を設けています。

○　監理団体については、監理責任者及び指定外部役員以外の役職員に対しては、監理責任者等講習（第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習）の受

講は義務付けられていないものの、監査を指揮する監理責任者又は指定外部役員以外の役職員についても、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、当該講習の受講は効果的であることから、受講した場合に優良な監理団体の要件の加点要素とすることで、これを推奨するものです。

また、「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間における講習の受講実績を指します。直近3技能実習事業年度の受講実績ではありません。

○ この他、以下の事項についても、監理団体が業務として行うことが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資するものであることから、加点要素とすることで、推奨をするものです。

① 実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること

② 帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること

③ 技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること

④ 帰国後技能実習生に関し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っていること

①に関し研修の実施、マニュアルの配布などの支援については、傘下の実習実施者の全てに対して支援を行うことが求められます。

②に関し「帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること」については、フォローアップ調査への協力依頼が仮に当該監理団体に届いた際に適切に協力することを約することを求める趣旨ですが、実際にフォローアップ調査への協力依頼があった場合には、実際に協力していただく必要があります（対象となる技能実習生への調査表の配布を怠る等、協力が得られていないことが明らかな場合には加点されません。）。

③に関し全ての技能実習生のあっせんに際して事前面接を行うことまでが必要な訳ではありませんが、少なくとも年に1回は送出国での事前面接を行っていることが求められます。

④に関し全ての帰国後技能実習生に関して就職先を把握していることまでが必要な訳ではありませんが、少なくとも全ての送出機関と連携して就職先の把握の取組みを行っていることが求められます。

【確認対象の書類】

・ 優良要件適合申告書（参考様式第2-14号）
・ 優良要件適合申告書・別紙1（参考様式第2-14号別紙1）
　＊ 監理責任者及び指定外部役員以外の役職員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合
・ 講習受講者全員の受講証明書の写し

＊　監理責任者及び指定外部役員以外の役職員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合

（2） 技能等の修得等に係る実績に関するもの

○　監理団体が実習監理を行った技能実習における技能等の修得等に係る実績について、優良な監理団体の要件の評価項目としています。これは、技能等の修得等を実際に行わせるのは、傘下の実習実施者ですが、監理団体が技能実習を適正に実習監理することが、技能等の修得等に係る実績につながるという考え方によるものです。

○　具体的な評価項目の考え方は、優良な実習実施者に関するもの（第4章第2節第11）の（1）技能等の修得等に係る実績に関するものを御参照ください。

【確認対象の書類】
- 優良要件適合申告書（参考様式第2-14号）
- 優良要件適合申告書・別紙2（参考様式第2-14号別紙2）
- 優良要件適合申告書・別紙3（参考様式第2-14号別紙3）

（3） 法令違反・問題の発生状況に関するもの

○　「直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）」については、改善命令を受けたことのある者には、法令違反の実績があることから大幅な減点を行うものです。以下について留意することが必要です。

※　「改善命令」は技能実習法第 36 条第1項に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が行う改善命令のことです。

①　「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。直近3技能実習事業年度ではありません。ただし、「優良」の判断について、申請後に生じた事情も勘案して行います。

②　旧制度の改善命令相当の行政指導とは、以下のものを指します。
- 地方出入国在留管理局からいわゆる「不正行為の通知」を受け、技能実習生の受入れを一定期間認めない旨の指導を受けていたもの（この起算点は、不正行為を行った時点ではなく、「不正行為の通知」を受け取った日です。）
- 上記のほか、旧制度の監理団体としての活動に関し、地方出入国在留管理局から個別に「旧制度の改善命令相当の行政指導」に当たる旨の通知を受けたもの（この起算点は、当該通知内に記載されます。）

③　「改善命令」における「改善実施」とは、その実施が主務省庁に承認されたものをいいます（主務省庁に改善報告等を行っているが、承認待ちの場合は、「改善未実施」

です。）。

○ 「直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと」については、失踪がゼロ又は失踪の割合が低いことを優良な監理団体の要件の加点要素とすることにより、失踪防止に関し積極的な配慮を行う監理団体となることを推奨するものです。以下について留意することが必要です。

① 「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。直近3技能実習事業年度ではありません。

② 「直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと」における失踪とは、監理団体等から外国人技能実習機構に対し「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出されたもの（同届出書の訂正を行った場合を含む。）を指します。

③ 次の分子分母によります。

・ 分子 ： 過去3年以内の失踪者数

・ 分母 ： 過去3年以内において新たに受入れを開始した技能実習生の総数

④ 「10%未満又は1人以下」、「20%未満又は2人以下」又は「20%以上又は3人以上」の区分については、一律に失踪の割合だけで評価した場合には小規模な監理団体では少数の失踪者が発生しただけでも大きな減点となってしまうことに配慮して失踪者数による評価を可能としたものです。失踪の割合よりも失踪者数により評価した方が申請者に有利な場合には失踪者数により評価を行うこととなります。

○ 「直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること」については、責めによるべき失踪を発生させたことのある者は、技能実習を適正に実施する能力が乏しいと考えられることから、大幅な減点を行うものです。以下について留意することが必要です。

① 「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。直近3技能実習事業年度ではありません。

② 責めによるべき失踪であるか否かは個別具体的な判断となりますが、例えば、技能実習生に対して劣悪な環境下での業務を強制する、技能実習生に対する暴行等を図る等の事情により失踪が発生したと考えられる場合には、帰責性があると判断されることになります。

○ 「直近過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること（監理団体が不正を発見して機構に報告した場合を除く。）」については、傘下の実習実施者が不正行為を行った場合には、技能実習を適正に監理できていなかったと考えられることから、その割合に応じて減点を行うものです。以下について留意することが必要です。

① 「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。直近3技

能実習事業年度ではありません。

② 次の分子分母によります。

・ 分子 ： 過去3年以内に技能実習計画の認定の取消し又は改善命令を受けた傘下の実習実施者の数

・ 分母 ： 過去3年以内において実習監理を行った実習実施者の総数

③ 旧制度の認定取消し相当の行政指導とは、以下のものを指します。

・ 地方出入国在留管理局からいわゆる「不正行為の通知」を受け、技能実習生の受入れを一定期間認めない旨の指導を受けていたもの（この起算点は、不正行為を行った時点ではなく、「不正行為の通知」を受け取った日です。）

④ 旧制度の改善命令相当の行政指導とは、③のほか、以下のものを指します。

・ 旧制度の実習実施機関としての活動に関し、地方出入国在留管理局から個別に「旧制度の改善命令相当の行政指導」に当たる旨の通知を受けたもの（この起算点は、当該通知内に記載されます。）

【確認対象の書類】

・ 優良要件適合申告書（参考様式第2-14号）

（4） 相談・支援体制に関するもの

○ 「機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること」については、監理団体に技能実習生から相談があった際に速やかに機構や監理団体で実施している母国語相談の窓口を紹介したりできるよう、その手順をあらかじめ定めて関係職員に周知しておくことを求めるものです。マニュアル等の内容は、その分量にかかわらず、技能実習生から相談を受けた際に適切に対応できるよう母国語相談・支援の実施方法や手順が具体的に記載されたものである必要があります。なお、直近過去3年以内に監理団体が改善命令を受けた場合であって、その理由が技能実習生からの相談に適切に応じなかったこと又は技能実習生等への助言、指導その他の必要な措置を講じなかったことである場合は、当該マニュアルが関係職員に周知されているとは認められません。

○ 「技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情（※）により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、受入れに協力する旨の機構への登録を現に行っていることを推奨するものです。なお、実習監理を行う実習実施者のうち、機構へ登録した実習実施者の割合が5割以上であるなど、割合によって

一定の配点を設けています。

※　実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情。

○ 「直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。）」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、他の監理団体から技能実習生を引き受けて技能実習を行わせることは技能実習生の保護にも資することから、これを推奨するものです。受け入れた技能実習生が1名いれば、この要件に適合します。「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。なお、実習監理を行う実習実施者のうち、受け入れた実習実施者の割合が5割以上であるなど、割合によって一定の配点を設けています。

○ 「技能実習生の住環境の向上に向けた取組」については、入国後講習又は実習時の宿泊施設の確保に関し、次のいずれかの取組を行っている場合をいいます。

① 次のいずれにも該当する入国後講習時の宿泊施設を確保した上で、受け入れる全ての技能実習生に個室を確保する場合に加点の対象となります。

ア 本人のみが利用する個室（4.5 ㎡以上）を確保し、当該個室が「寝室」（詳細は第4章第2節第 10（2）④）の要件を満たすものであること。

※　リビング、ダイニング、バス、トイレ等を共有する寮に居住する場合は、本人のみが利用できる居室が確保されていることが必要。また、入国後講習時の宿泊施設として、実習実施者が確保した宿泊施設を使用（例：監理団体が確保した寮に居住せずに実習実施者の宿泊施設から入国後講習施設に通勤）する場合には、技能実習生を受け入れる全ての実習実施者について、優良な実習実施者の要件（技能実習生の住環境の向上に向けた取組）を満たすものであることが必要。

イ 監理責任者の責任の下、感染症予防対策を徹底していること。

※　毎日の検温（記録を含む。）、アルコール消毒液の設置、ダイニングにアクリル板やビニールカーテンの設置など。

② 実習時の宿泊施設に関し、実習実施者等に対し、次のいずれかの支援を行い、当該実習実施者が優良な実習実施者の要件の中「③技能実習生の待遇（Ⅲ技能実習生の住環境の向上に向けた取組）」の加点対象となった場合に限り、加点の対象となります。

ア　監理団体が確保している物件（本人のみが利用する個室（上記①アに同じ。）が確保されているものに限る。）を技能実習生の実習中の宿泊施設として実習実施者又は技能実習生に貸与していること。

イ　本人のみが利用する個室の確保ができる借上物件を探している実習実施者又は技能実習生の相談に乗り、条件に見合う宿泊施設を紹介すること（実際に借上げに至った場合に限る。）。

ウ　技能実習生が自らの意思で住居（本人のみが利用する個室が確保されているものに限る。）を選び、自ら貸主と賃貸借契約を締結する場合に連帯保証人となる又は家賃債務保証業者を確保すること。

【確認対象の書類】

・ 優良要件適合申告書（参考様式第2-14号）

・ 実習先変更支援サイトの登録画面の写し

・ 優良要件適合申告書・別紙4（参考様式第2-14号別紙4）

※ 実習実施者においても、実習先変更により受け入れた技能実習生が複数いる場合には、優良要件適合申告に際して、各技能実習生の所要の情報を整理した一覧表（様式自由）を作成する必要があるため、傘下に該当する実習実施者があり、かつ監理団体において受入れ技能実習生名簿（別紙4）を作成している場合には、監理団体は、適宜、同名簿に記載されている所要の情報の提供を行ってください。提供に当たっては、個人情報の取扱いに十分注意してください。具体的には、実習実施者が必要とする情報（実習先変更により受け入れた各技能実習生の氏名、国籍・地域、性別、生年月日、受入れ年月日及び実習先変更時の技能実習計画番号）以外は、提供を行わないよう留意してください。

・ 入国後講習時の宿泊施設が加点対象となることを明らかにする資料（見取り図や施設のパンフレットなど）

＊「技能実習生の住環境の向上に向けた取組」の①を加点対象として申告する場合

・ 実習実施者に貸与している物件、相談・紹介により借上げに至った宿泊施設が加点対象となること又は連帯保証人や家賃債務保証業者を確保したことを明らかにする資料（宿泊施設の見取り図、賃貸借契約書など）

＊「技能実習生の住環境の向上に向けた取組」の②を加点対象として申告する場合

※少なくとも一つの実習実施者において受け入れている全ての技能実習生の宿泊施設に関する資料が必要です。

（5） 地域社会との共生に関するもの

○ 技能実習生と地域社会との共生を図る取組みを行うことは、一義的には技能実習生に実習を行わせる実習実施者に求められるものですが、監理団体が技能実習生と地域社会との共生を図る取組みを行っている実習実施者を支援することも重要であるた

め、優良な監理団体の要件の加点要素とすることで、これを推奨するものです。

○「受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること」については、例えば、以下の事由が該当します。単に日本語学校の紹介をすること、日本語のみの時間を実習中に設定させること、職員との日常会話の機会を増やすことといった対応のみでは、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援しているとはいえません。

① 実習実施者が受け入れた技能実習生が認定日本語教育機関へ通学等する際の金銭的支援をすること
② 技能実習生の日本語教育を実施する実習実施者に登録日本語教員を手配すること
③ 実習実施者が実施する日本語講習の教材を用意すること
④ 日本語教育を実施する実習実施者へ外部講師を手配すること
⑤ 日本語学校へ通学する際の金銭的支援をすること

また、技能実習生への日本語の学習の支援に当たっては、日本語教育を適正かつ確実に実施する観点から、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」により認定された認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用していることがより望ましいことから、上記①又は②の方法により技能実習生に日本語の学習の支援を行っている場合は、その他の方法で日本語の学習の支援を行っている場合に上乗せして加点することとしています。

○「地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること」については、例えば、以下の事由が該当します。一般人向け（日本人向け）のイベントを単に周知するといった対応のみでは、地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援したとはいえません。

① 地域祭りを実習実施者と共同で企画して技能実習生を参加させること
② 実習実施者と共同してボランティア活動に技能実習生を参加（ゴミ拾い、老人ホーム訪問など）させること
③ 実習実施者と共同して町内会に技能実習生を参加させること
④ 実習実施者と共同で国際交流イベントを実施して技能実習生を参加させること

○「日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること」については、例えば、以下の事由が該当します。技能実習生と日本食を単に食べに行く機会を設定させる、一般人向け（日本人向け）のイベントを単に周知するといった対応のみでは、日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していたとはいえません。

① 実習実施者と共同で季節ごとのイベントを実施(正月、花見、月見等)すること
② 実習実施者と共同で文化講習を実施(実施者の施設内もしくは実施者の主導による茶道体験、折り紙、着付け、和食作り等)すること
③ 外部の文化講習等を受講する際の金銭的支援をすること
④ 実習実施者と共同で社会科見学(博物館・美術館・寺院等の見学)を実施すること

【確認対象の書類】
・ 優良要件適合申告書(参考様式第2-14号)

第8 監理事業を適正に遂行することができる能力を有することに関するもの

【関係規定】
(許可の基準等)
法第25条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があった場合において、その申請者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。
八 前各号に定めるもののほか、申請者が、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものであること。

○ 監理団体は、監理事業を適正に遂行することができる能力を有しなければなりません。監理事業について、技能実習法をはじめ、関係する法令に従って遂行するとともに、監理事業の許可を受けた監理団体は、実習実施者に対する監査や技能実習生の相談支援などを行う必要があることから、特に実習実施者との関係で中立的に運営することが必要です。事業が適正に行えるよう、必要な体制も整えなければなりません。
また、相談応需体制の整備に当たり、実習実施者又は技能実習生のプライバシーが確保されるよう留意する必要があります。

(1) 技能実習法等に従って監理事業を遂行できること

○ 監理団体は、許可を受けた後に、技能実習法に従って、監理事業を適正に遂行することができる能力を有し続けなければなりません。

○ このため、技能実習法に定める許可の要件を満たすほか、それ以外の監理団体に関わるあらゆる規定を遵守することが求められますが、特に、
① 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収すべきこと(法第28条、P261参照)
② 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと(法第38条、P292参照)

③ 適切な監理責任者を事業所ごとに選任すべきこと（法第40条、P295参照）

といった事項は、監理団体が、技能実習法等の関係法令に従って監理事業を遂行するに当たって必要不可欠な事項であるため、許可を受ける段階から、これらの事項について、適切に遂行する意思があることを確認することとなります。

【確認対象の書類】

・ 監理団体許可申請書（省令様式第11号）
・ 監理事業計画書（省令様式第12号）
・ 申請者の誓約書（参考様式第2-2号）
・ 監理責任者の住民票の写し
・ 監理責任者の履歴書（参考様式第2-4号）
・ 監理責任者の就任承諾書及び誓約書（参考様式第2-5号）
・ 監理責任者の常勤性が確認できる書類

※ 監理責任者の常勤性が確認できる書類として、①及び②の資料の提出をお願いします。

① 社会保険の加入を証明する以下のいずれかの書類（保険者番号、被保険者等記号・番号被保険者整理番号、基礎年金番号及び監理責任者以外の情報をマスキングしたものを提出してください。）

・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
・健康保険等の被保険者証の

写し

② 賃金台帳の写し及び出勤簿等の写し

※ 上記の社会保険の加入を証明する書類の提出が難しい場合は、提出が困難であること及び常勤の役員又は職員であることについての具体的な説明文書、賃金台帳の写し及び出勤簿等の写し

・ 監理責任者に対する講習を修了したことを証明する書類

（2） 中立的な事業運営ができる体制が確保されていること

○ 監理団体は監理事業として実習実施者に対する監査や技能実習生に対する相談支援を行います。このため、実習実施者との関係で中立的であることが求められます。このための措置として、常勤の監理責任者の責任の下、業務運営を行うこと（法第40条、第5章第17節参照）や外部役員及び外部監査の措置を講じることが法律上も求められています（規則第30条、第5章第2節第5参照）。

また、相談応需体制の整備に当たり、実習実施者又は技能実習生のプライバシーが確保されるよう留意する必要があります。

○ あわせて、監査の際にヒアリングを受けたり、相談する立場にある技能実習生にとって、中立的な事業運営を行っていることが外形的にも確認できる状況にあることも必要です。

【確認対象の書類】
・事務所の所在地（地方事務所含む）
・申請者における構成員の事務所所在地が分かるもの

（3） 監理事業のための適切な体制が確保されていること

○ 監理団体は技能実習生の相談支援を行う必要があり、その体制が適切に整備されていることが求められます。具体的には、技能実習生がアクセスしやすい場所に事業所を設置することが望まれ、やむを得ず、実習先から遠隔地に事業所を置く場合には、電話やメール等で相談できるような環境を整えるとともに、技能実習生を緊急的に支援する必要がある場合に、速やかに対応できる体制を整えることが重要です。

○ また、監理事業を行う事業所について、所在地、構造、設備、面積等が、以下の要件を満たしていることが、監理事業を適正に遂行する観点から求められます。

① 所在地が適切であること

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど、監理事業の運営に好ましくない場所にないこと。

所在地が適切であるか否かは、事業所の置かれた状況により、総合的に判断されますが、例えば、同一の建物内に風俗店が存在している場合や、事業所に風俗店が隣接している場合など、そうした立地が原因で技能実習生の相談支援等の監理団体の果たすべき責務を適正に行えない場合には、監理事業の運営に好ましくない場所であると考えられます。

② 名称が適切であること

監理事業を行う事業所の名称（愛称等も含む。）が、利用者に機構その他公的機関と誤認させるものでないこと。

③ 事業所の設置が適切であること

上記（2）の趣旨を踏まえ、以下の事項を満たすことが必要となります。

ア プライバシーが確保されていること

・ 監理団体の事業所が、他の事業者の事業所等と混在していないこと。

団体監理型技能実習の場合には、監理団体の事業所が他の事業者の事業所や監理団体の役職員など私人の住居と混在している状況は適切ではないため、監理団体が占有するスペースに、他者が了解を得ずに立ち入ることのないよう、監理団

体の事業所は他の事業者の事業所等とは独立していることが外形上も分かる形で整備されていることが必要です。

例えば、他の事業者の事務所の一部を監理団体の事業所とすることや、他の事業者の事務所や作業場所等を通過しなければ監理団体の事業所に入室できないような場合は、監理団体の事業所が独立しているとは認められません。

また、実習実施者等の事業所が隣接している場合には、単に上記のように独立しているだけでは足りず、相談に際して技能実習生が不利益な取扱いを受けるおそれがないよう、例えば、双方の事業所への入室の動線が重ならないようにすることや予約制、近隣の貸部屋の確保等の措置を講ずることなどにより、相談者のプライバシーを保護することが求められます。

・ プライバシーを保護しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応することが可能であること。

具体的には、相談応需対応を行う場所について、個室の設置、パーティション等での区分（実習実施者等の事業所と隣接している場合は、上記の措置を講ずることも含む。）により、プライバシーを保護しつつ団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対応することが可能である構造を有することが求められます。

ただし、上記の構造を有しない場合でも、予約制、近隣の貸部屋の確保等により、他の団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等と同室にならずに対面で技能実習に関する職業紹介を行うことができるような措置を講じており、相談者のプライバシーを保護している場合は、この要件を満たしているものと認められます。

イ　便宜供与を受けていないこと

・ 事業所は、団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者が所有する建物等に設置しないこと（※）。

※団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者以外の者が所有する建物であっても、団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者から転借（有償無償を問わない。）している場合便宜供与を受けているものとして判断されることになります。

これらの者が所有する建物等にやむを得ず事業所を設置する場合には、当該団体監理型実習実施者等に対する監理事業（技能実習生のあっせんを含む）について、別の監理団体で行うことが必要です。

その上で、プライバシーの確保に関する措置については、入り口を実習実施者等の事務所とは別にする、実習実施者等の事務所とは施錠可能な扉や壁で区切るなど、独立した構造である必要があります。

・ 事業所に関する賃貸借契約を締結する際には、団体監理型実習実施者等又はこれらと密接な関係を有する者を連帯保証人にしないこと。

これらの者をやむを得ず連帯保証人にする場合には、当該団体監理型実習実施者等に対する監理事業（技能実習生のあっせんを含む）について、別の監理団体で行うことが必要です。

・ 事業所について無償又は安価に提供を受けるなど、金銭以外の手段により便宜を受けていないこと。

ウ　事業所の面積がおおむね20㎡以上であること

・ 事務機器設置、情報管理、来訪者対応等について適切に対応できるレイアウトが確保されていること。

単に20㎡以上確保されているだけではなく、監理事業を行うことについて、支障のないレイアウトが確保されていることが必要です。例えば、一部が遊休スペースとなっており事業所として利用されている面積が20㎡未満である場合や、来訪者対応のための適切な場所や動線が確保されていない場合は、要件を満たさないと判断される場合があります。

【確認対象の書類】

・ 監理事業計画書（省令様式第 12 号）

・ 監理事業に関する資産の権利関係を証する書類（事業所に係る不動産の登記事項証明書、賃貸借契約書の写し等）

（4） 適正な事業運営の確保に関するもの

○ さらに、監理団体は、その存立目的、形態、規約等から認められる範囲で監理事業を行うものであることが求められます。

○ このため、法の次の各条文の内容を含む業務の運営に関する規程を有し、これに従って適正に運営されることが必要です。最低限盛り込む事項を示した規程の例を別紙⑤として示していますので、参考にしてください。なお、この規程は、個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程と一体のものとして差し支えないものです。

※ 第1条（目的）、第3条（基本理念）、第5条（監理団体等の責務）、第 27 条（職業安定法の特例等（注））第 28 条（監理費）、第 38 条（名義貸しの禁止）、第 39 条（認定計画に従った実習監理等）、第 40 条（監理責任者の設置等）、第 42 条（監査報告等）及び第 43 条（個人情報の取扱い）。

（注） 読替え後の職業安定法第5条の3（労働条件の明示）、第5条の6（求人の申込み）、第5条の7（求職の申込み）、第5条の8（紹介の原則）、第32条の12（取扱職

種の範囲等）及び第34条において準用する第20条（労働争議に対する不介入）が該当。

○　団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、次の要件を満たすものであることが必要です。

①　申請又は届出を行った外国の送出機関のみを利用し、それ以外のものを利用するものではないこと。

②　申請又は届出を行った国又は地域の技能実習生になろうとする者からの求職の申込みの取次ぎのみを受けることとし、それ以外の国又は地域を取り扱うものではないこと。

③　我が国の出入国又は労働に関する法令はもとより、送出国の出入国又は労働に関する法令を遵守して活動するものであること。

④　技能実習生等に対して渡航費用その他の費用を貸し付け、又は実習実施者等がそれらの費用を貸し付けた技能実習生等に対して、雇用関係の成立のあっせんを行うものでないこと。

○　以上で述べたもののほか、監理団体の役員や監理責任者としてふさわしくない者がある場合（例えば、役員や監理責任者が外国人である場合に在留資格で認められている活動の範囲を超えるときや、監理団体の役員の中に欠格事由に該当する者がいた場合で、当該役員の交代を行わず引き続き在籍する場合など）がある場合などは、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するとは認められません。

【確認対象の書類】

・　申請者の定款又は寄附行為の写し
・　監理事業を行う事業所ごとの監理団体の業務の運営に係る規程の写し
・　送出国において、申請者の活動が認められていることを証明する書類
　＊　外国の送出機関から取次ぎを受けない場合に限る。送出国において許可等を受けて活動している場合には、その許可証等の写し

第3節　許可の欠格事由（技能実習法第26条）

監理団体の許可の欠格事由は、法第26条及びその関係政令に定められています。技能実習法を遵守することが期待できない者が、監理事業を行うことがないよう、監理団体の許可には、欠格事由が設けられており、以下のいずれかに該当する者は、監理団体の許可を受けることができません。

第1　関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由

【関係規定】

（許可の欠格事由）

法第26条　次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

一　第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者

二～四　（略）

五　役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ　第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者

ロ　第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者

ハ・ニ　（略）

六　（略）

（認定の欠格事由）

法第10条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二　この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二

百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）

政令第1条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第百十八条第一項（労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）第百二十九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）、第百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第百三十一条（第一号（同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五条第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）

三　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

四　船員職業安定法第百十一条から第百十五条までの規定

五　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七

十四条の八及び第七十六条の二の規定

六　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

七　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定

八　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

九　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

十　労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

十一　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十二　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十三　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定

十四　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五　労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第百二十九条から第百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九条及び第百二十二条の規定

○　関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由としては、以下のいずれかに該当する場合が想定されています。

①　この法律その他出入国又は労働に関する法律に違反し、罰金刑に処せられた者がある場合（法第26条第1号（法第10条第2号）・政令第1条）

②　社会保険各法及び労働保険各法において事業主としての義務に違反し、罰金刑に処せられた者がある場合（法第26条第1号（法第10条第4号））

③　役員のうちに禁錮以上の刑に処せられた者がある場合（法第26条第5号イ（法第

10条第1号））

④ 役員のうちに暴力団関係法、刑法等に違反し、罰金刑に処せられた者がある場合（法第26条第5号イ（法第10条第3号））

○ いずれも、「刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」がその対象となります。

※ 刑の執行猶予の言渡しを受けた後、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過した者は、刑の「執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない場合」には該当せず、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過することによって直ちに欠格事由を離脱することになります。大赦又は特赦により刑の言渡しの効力を失った者についても同様です。

【確認対象の書類】

・ 監理団体許可申請書（省令様式第11号）

・ 登記事項証明書、役員の住民票の写し

＊ 未成年者がある場合で、法定代理人があるときは当該法定代理人分も含む。

【留意事項】

○ 住民票の写しについて

マイナンバーの記載のないものの提出が必要です。また、日本人の場合には、本籍の記載があるものの提出が必要となります。外国人（特別永住者を除く。）の場合は、国籍（国又は地域）、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号が記載されたもの、特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書の番号が記載されたものに限られます。

第2 技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由

【関係規定】

（許可の欠格事由）

法第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

一 （略）

二 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 第三十七条第一項の規定による監理許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日か

ら起算して五年を経過しないもの

四　第二十三条第一項の許可の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

五　役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ（略）

ロ　第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者

ハ　第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合（同項第二号の規定により監理許可を取り消された場合については、第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ　第三号に規定する期間内に第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

六（略）

○　技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由としては、以下のいずれかに該当する者が想定されています。

①　監理団体の許可を取り消された日から5年を経過しない者（取り消された者の役員であった者を含む。）等（法第26条第2号、第3号及び第5号ハ・ニ）

②　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者（法第26条第4号及び第5号ロ）

○　「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者」（法第26条第4号）については、以下に規定するもののほか、個別具体的な事案の重大性に応じて該当性が判断されることとなります。

①　出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為

ア　法施行前の技能実習における「不正行為」として、技能実習の適正な実施を妨げるものと認められる旨の通知を受けている者（不正行為が終了した日後、法務省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。）

なお、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員が、法施行前の技能実習における「不正行為」として、技能実習の適正な実施を妨げるものと認められる旨の通知を受けている監理団体又は実習実施機関の法人の役員（当該「不正行為」があった期間又は時点の役員である場合に限る。）も含む。

イ　入管法第 73 条の2第1項各号の規定する行為（以下「不法就労助長行為」とい

う。）を行い、唆し、又はこれを助けた者

ウ　事業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは同法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為（以下「偽変造文書行使等」という。）に及んだ者

② 労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

労働基準関係法令で送検され、かつ、刑罰（法第 10 条第2号及び第4号に規定されている罰金刑は除く。）が確定された者

※ 「申請の日前5年以内」に該当するか否かは、当該刑罰に係る行為時で判断することとし、刑罰の対象となった違反が技能実習生に係る違反か否かにはよりません。

※ 「労働基準関係法令」には、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などがあります。

③ 技能実習法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

監理事業に関し手数料等を受け取る、他人に監理事業を行わせるなどの技能実習法令違反の態様が重大悪質と認められる者

【確認対象の書類】

・ 監理団体許可申請書（省令様式第11号）

・ 登記事項証明書、役員の住民票の写し

＊ 未成年者がある場合で、法定代理人があるときは当該法定代理人分も含む。

【留意事項】

○ 欠格事由の対象となる役員について

法人の役員に形式上なっている者のみならず、実態上法人に対して強い支配力を有すると認められる者についても対象となります。具体的には、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者のことを指します。

第3　申請者等の行為能力･役員等の適格性の観点からの欠格事由

【関係規定】

（許可の欠格事由）

法第26条　次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

一～四（略）

五　役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ　第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者

ロ～ニ（略）

六（略）

（認定の欠格事由）

法第10条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

五　心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

六　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

十一　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

（技能実習に関する業務を適正に行うことができない者）

規則第 16 条の 2　法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

○　申請者等の行為能力･役員等の適格性の観点からの欠格事由としては、役員のうちに以下のいずれかに該当する者がある場合になります。

①　技能実習に関する業務を適正に行うことができない者（精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（法第 26 条第 5 号イ（法第 10 条第 5 号））

②　行為能力に制限がある者（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）（法第26条第5号イ（法第 10 条第 6 号））

③　未成年の法定代理人で欠格事由に該当する者（法第26条第5号イ（法第10条第 11 号））

【確認対象の書類】

・ 監理団体許可申請書（省令様式第11号）

・ 役員の住民票の写し

＊　未成年者がある場合で、法定代理人があるときは当該法定代理人分も含む。

第4　暴力団排除の観点からの欠格事由

【関係規定】

（許可の欠格事由）

法第26条　次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

一　第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者

二～四（略）

五　役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ　第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者

ロ～ニ（略）

六　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（認定の欠格事由）

法第10条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十二号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）

十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

○　暴力団排除の観点からの欠格事由としては、以下のいずれかに該当する者が想定されています。

①　暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者）（法第26条第5号イ（法第10条第 10 号））

②　暴力団員等がその事業活動を支配する者（法第26条第1号（法第10条第 13 号））

③　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者（法第26条第6号）

【確認対象の書類】

・ 監理団体許可申請書（省令様式第11号）

・ 登記事項証明書、役員の住民票の写し

＊　未成年者がある場合で、法定代理人があるときは当該法定代理人分も含む。

第4節　職業安定法の特例により監理団体等が講ずべき措置（技能実習法第27条）

【関係規定】
（職業安定法の特例等）
法第27条　監理団体は、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項及び第三十三条第一項の規定にかかわらず、技能実習職業紹介事業（監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあっせんすることを業として行うものをいう。以下この条において同じ。）を行うことができる。

○　技能実習法は、技能実習生の職業紹介からその後の技能実習の監理まで一貫して同一の団体において行うことが望ましいとの観点から、実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんと実習実施者に対する技能実習の実施に関する監理を一貫して業として行う事業を監理事業として定義し、監理団体の許可制としています。

○　このため、監理団体の許可を受けなければ、監理事業を行うことができないこととされ、職業安定法上の許可を受け又は届出をしただけでは、技能実習に関する雇用関係の成立のあっせんを行うことはできません。

○　技能実習生を受け入れようとする場合には、監理団体の許可を受けた後に実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんを行うようにする必要があります。

○　また、監理団体の許可を受けていたとしても、職業安定法上の許可を受け又は届出を行っていない場合には、技能実習関係以外の日本人等の雇用関係の成立のあっせんを行うことはできません。

【留意事項】
○　職業安定法上の許可又は届出の取扱いについて
　技能実習法に基づく監理団体の許可を受けた場合には、技能実習に関する雇用関係の成立のあっせんは、職業安定法上の許可を受け又は届出をしなくとも実施可能となります。また、技能実習法の施行前に、技能実習に関する雇用関係の成立のあっせんのみを目的に職業安定法上の許可を受け又は届出をしている場合は、職業安定法上の許可又は届出については、日本人の職業紹介を別途行うといった事情が特段ない場合には、職業安定法上の規定に基づき廃止届出を提出することが可能となります。なお、廃止届出をしない場合

には、職業安定法により職業紹介事業者に対して課されている義務（例：事業報告書の提出）が、引き続き課されることになります。

○　船員職業安定法上の許可の取扱いについて

技能実習法に基づく監理団体の許可を受けた場合においても、法律上、船員職業安定法の特例は設けられていませんので、船員職業安定法上の許可は別途取得することが必要です。これは、海上労働の特殊性（長期間の孤立性、陸上の支援・保障を受けられない自己完結性、危険性、職住一致等）を有する船員の利益を確保するために、別途国土交通大臣からの許可を得ることを求めているものです。

【関係規定】

（職業安定法の特例等）

法第27条

2　監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関しては、監理団体を職業安定法第四条第十項に規定する職業紹介事業者、同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第一項の許可を受けた者又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三、第五条の四第一項及び第三項、第五条の六から第五条の八まで、第三十二条の十二及び第三十二条の十三（これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三第三項及び第四項、第五条の四第一項及び第三項、第五条の六第一項第三号、第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十三条の六の規定中「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十二条の十二第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の六、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十一条及び第十二条第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする。

3　前項において読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

4　前三項に定めるもののほか、技能実習職業紹介事業に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（労働条件等の明示）

規則第32条　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の三第三項の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）の範囲内で従事すべき業務の内容等を特定する場合

二　団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を削除する場合

三　従事すべき業務の内容等を追加する場合

2　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　前項第一号の場合において特定する従事すべき業務の内容等

二　前項第二号の場合において削除する従事すべき業務の内容等

三　前項第三号の場合において追加する従事すべき業務の内容等

3　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　団体監理型技能実習生等が従事すべき業務の内容に関する事項

二　労働契約の期間に関する事項

三　就業の場所に関する事項

四　始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項

五　賃金（臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第八条各号に掲げる賃金を除く。）の額に関する事項

六　健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険の適用に関する事項

七　団体監理型技能実習生等を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項

4　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第四項の主務省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項（以下この項及び次項において「明示事項」という。）が明らかとなる次のいずれかの方法とする。ただし、技能実習職業紹介（監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。以下同じ。）のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人

者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。）の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一　書面の交付の方法

二　次のいずれかの方法によることを書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この条及び第三十五条第三項において同じ。）が希望した場合における当該方法

イ　ファクシミリを利用してする送信の方法

ロ　電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。）の送信の方法（当該書面被交付者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

5　前項第二号イの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。

6　団体監理型実習実施者等は、団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日（当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあっては、当該明示に係る労働契約を締結する日）までの間保存しなければならない。

（求人等に関する情報の的確な表示）

第三十二条の二　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第一項の主務省令で定める方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用してする送信の方法若しくは電子メール等の送信の方法又は著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送若しくは同項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法その他これらに類する方法とする。

2　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第一項の主務省令で定める情報は、次のとおりとする。

一　自ら又は団体監理型実習実施者等に関する情報

二　法に基づく業務の実績に関する情報

3　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の四第三項の規定により、求人等に関する情報を提供するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければなら

ない。

一　当該情報の提供を依頼した者又は当該情報に自らに関する情報が含まれる者から、当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあったときは、遅滞なく、当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。

二　当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、当該情報の提供を依頼した者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

三　次に掲げるいずれかの措置

イ　団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対し、定期的に求人又は団体監理型技能実習生等に関する情報が最新かどうかを確認すること。

ロ　求人又は団体監理型技能実習生等に関する情報の時点を明らかにすること。

（求人の申込みを受理しない場合）

規則第33条　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の六第一項第三号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条第一号又は第三号に掲げる法律の規定に違反する行為（労働基準法施行規則第二十五条の二第一項並びに第三十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。）をした場合であって、法第二十七条第二項の規定によりみなして適用する職業安定法第五条の六第二項の規定による報告の求め（以下この項において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為（ロにおいて「同一違反行為」という。）をしたことがある場合その他当該違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。）。

ロ　当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百三条第一項（同法第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二百四十六条の規定による送致又は同法第二百四十二条の規定による送付（以下このロにおいて「送致等」という。）が行われ、その旨の公表が行われた場合であって、次のいずれかに該当すること。

⑴　当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、当該違反行為の是正が行われた日から当該送致等の日までの期間（⑵において「経過期間」という。）が六月を超えるときに限る。）であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して六月を経過していないこと。

⑵ 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、経過期間が六月を超えないときに限る。）であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して一年から経過期間を減じた期間が経過していないこと。

⑶ 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。）又は当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われていない場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該送致等の日から起算して一年を経過していないこと、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月が経過していないこと。

二 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第二号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第四十八条の三第三項の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

三 団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十条の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

四　団体監理型実習実施者等が職業安定法施行令第一条第五号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十六条の二の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ　技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ　当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であって、技能実習職業紹介に関する求人の申込みの時において、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が団体監理型技能実習生等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

2　監理団体が、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の六第一項ただし書の規定により技能実習職業紹介に関する求人の申込みを受理しないときは、団体監理型実習実施者等に対し、その理由を説明しなければならない。

（取扱職種の範囲等の届出等）

規則第34条　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第二十三条第二項の申請又は法第三十二条第三項の規定による届出と併せて、別記様式第十一号又は別記様式第十七号により行うものとする。

2　法務大臣及び厚生労働大臣は、法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十二第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、監理団体に対し、取扱職種の範囲等の変更を命令するときは、別記様式第十三号により通知するものとする。

（取扱職種の範囲等の明示等）

規則第35条　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、団体監理型実習実施者等の情報（技能実習職業紹介に係るものに限る。）及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱いに関する事項とする。

2　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による明示は、技能実習職業紹介に関する求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、第三十二条第四項各号のいずれかの方法により行わなければならない。ただし、技能実習職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項（次項において「明示事項」という。）をあらかじめこれらの方法以外の方法に

より明示したときは、この限りでない。

3　第三十二条第四項第二号イの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同号ロの方法により行われた明示事項の明示は、当該書面被交付者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された時に、それぞれ当該書面被交付者に到達したものとみなす。

（主務大臣の指導等）

規則第36条　法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第三十三条の六の規定により法務大臣及び厚生労働大臣が行う指導、助言及び勧告は、書面により行うものとする。

○　監理団体及び団体監理型実習実施者等は、技能実習法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法の規定に基づき、

・　労働条件等の明示（職業安定法第5条の3）
・　求人等に関する情報の的確な表示（職業安定法第5条の4）
・　取扱職種の範囲等の届出（職業安定法第第32条の12）
・　取扱職種の範囲等の明示（職業安定法第第32条の13）
・　職業紹介事業者の責務（職業安定法第33条の5）

等に関して適切に対応する必要があります。

○　監理団体が行う技能実習職業紹介事業については、技能実習法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第48条の規定に基づき、監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、求人等に関する情報の的確な表示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針（平成29年法務省・厚生労働省告示第2号）に具体的な留意点等を定めています。

○　特に監理団体が行う求人の申込みの受理については、以下の留意事項のほか、上記指針第3の1に定める「監理団体における求人の申込みの受理に関する事項」及び「職業紹介事業の業務運営要領」（以下 URL）を御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html

【留意事項】

○　取扱職種の範囲等の届出について

法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第1項の規定により、監理団体は取扱職種の範囲等の届出を行わなければならないこととされていますが、その届出は、監理団体の許可の申請又は監理団体の許可の変更の届出の際に、これらの手続と併せて行うこととしています。

○　求人の受理に当たっての手続

法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第5条の6第1項ただし書は、監理団体が同条同項各号に該当する求人の申込みを受理しないことができる旨を定めており、受理した場合であっても法に違反することとはなりません。ただし、当該規定は、不適切な求人により技能実習生の実習継続に悪影響が及ぶことを防ぐこと等を目的としており、監理団体は、その趣旨を踏まえ、以下に記載するところにより、所要の対応を行うことが求められます。

・ 原則として、実習実施者等に対し、求人の申込みが職業安定法第5条の6第1項各号のいずれかに該当するか否かを自己申告させるべきこと（指針第4の1（1））。

（職業安定法第5条の6第1項各号のうち、同項第3号及び第5号については、求人の申込みが各号に該当するか否かについて求人内容から判断することができないが、各実施者が不受理事由に該当するか否かに関する情報の公表は行われないため、監理団体は、求人の受理に当たり、同法第5条の6第2項の規定に基づき、実習実施者等が各不受理事由に該当するか否かの自己申告を求めること。なお、実習実施者等が正当な理由なく自己申告に応じない場合には、同法第5条の6第3項違反となり、監理団体は、同条第1項第6号により、当該求人者からの求人の申込みを受理しないことができること。）

・ 求人の申込みが同法第5条の6第1項各号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。（指針第4の1（2））

（制度の趣旨を踏まえ、実習実施者等からの自己申告を通じて、求人の申込みが求人不受理事由に該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。）

第5節　監理費（技能実習法第28条）

【関係規定】

（監理費）

法第28条　監理団体は、監理事業に関し、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等その他の関係者から、いかなる名義でも、手数料又は報酬を受けてはならない。

2　監理団体は、前項の規定にかかわらず、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して主務省令で定める適正な種類及び額の監理費を団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができる。

（監理費）

規則第37条　法第二十八条第二項の主務省令で定める適正な種類及び額は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、監理費の徴収方法は同表の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に定めるとおりとする。

種類	額	徴収方法
職業紹介費	団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額	団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から徴収する。
講習費（第一号団体監理型技能実習に限る。）	監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額	入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から徴収する。
監査指導費	団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額	団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から徴収する。
その他諸経費	その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額	当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から徴収する。

○　監理団体は、監理事業に通常要する経費等を勘案して規則第37条で定められた適正な種類及び額の監理費を実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができることとされており、それ以外の場合には、いかなる名義でも手数料又は報酬を徴収することはできません。技能実習生等からは、直接的又は間接的にも、負担を求めることはできません。

○　事業所について無償又は安価に提供を受けるなど、金銭以外の手段により便宜を受けることは認められていません。

※　技能実習生が外国の送出機関へ支払う手数料が、外国の送出機関を経由して監理団体に流れている場合等は、監理団体が実質的に技能実習生から手数料を

徴収しているとみなされるため、法第28条第1項の規定に抵触することとなります。

○ 監理費の種類は、「職業紹介費」「講習費」「監査指導費」「その他諸経費」に規則第37条において区分されており、それぞれ同条に定める額及び徴収方法の監理費が認められています。

○ 「職業紹介費」は、実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用とされており、職業紹介費に含まれる費用としては例えば以下のものが挙げられます。

① 募集及び選抜に要する人件費、交通費
- 送出機関との連絡・協議に要する費用
- 実習実施者との連絡・協議に要する費用

② 外国の送出機関へ支払う費用
- 外国の送出機関が技能実習生を監理団体に取り次ぐに当たって要する費用（人件費、事務諸経費、送出管理費等）
- 実習実施者と技能実習生の雇用契約の成立に資する目的で取り次ぐ前に送出機関が行った入国前講習に該当しない日本語学習・日本在留のための生活指導等の事前講習に要する費用
- 実習実施者と技能実習生の雇用契約の成立に資する目的で取り次ぐ前に送出機関が行った技能実習生に対する健康診断の費用

なお、外国の送出機関が、監理団体への取次ぎを行うに際して、外国において技能実習生から手数料を徴収することもあり得ますが、一般論として、この手数料はあっせんに係るものには該当せず、職業紹介費に含まれるものではありません。

○ 「講習費」は、入国前講習及び入国後講習に要する費用が該当します。講習費に含まれる費用としては、例えば、監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、講習手当、入国前・入国後講習委託費等が挙げられます。

○ 「監査指導費」は、実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費等の費用が該当します。

○ 「その他諸経費」としては、職業紹介費、講習費及び監査指導費に含まれない、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用であり、例えば以下のものが挙げられます。
- 技能実習生の渡航及び帰国に要する費用（帰国するまでの間の生活支援に要する費用を含む。）

・ 実習実施者及び技能実習生に対する相談、支援に要する費用（送出機関が日本に職員を派遣するなどして、技能実習生からの相談対応や支援等を行う場合、技能実習生が事故に遭った場合の対応に要する費用を含む。）
・ 実習実施者の倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用
・ その他職業紹介費、講習費及び監査指導費に含まれないもののうち、監理事業の実施に要する費用（人件費、事務諸経費、会議等の管理的費用等）

○ 監理団体は、実習実施者から監理費を徴収した場合には、その収支を明らかにするために監理費管理簿（参考様式第4-5号）を監理事業を行う事業所ごとに作成し、それぞれの事務所に備え置かなければなりません。

【留意事項】

○ 監理費の徴収時点について

監理費の徴収については、「求人の申込みを受理した時以降」「講習の開始日以降」といった形で、実際に費用が発生した日以降に徴収する旨が規定されていますが、これはあくまで監理費として精算する時点を規定したものです。例えば、渡航及び帰国に要する費用や実習実施者の倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用については、予期せず急に出費が必要となる場合等もあることから、実習実施者等が事前に監理団体に一定の金銭を預託しておき、費用が発生した時点で預託しておいた金銭から監理費として精算するという方法も可能です。この場合は、預託した金銭から監理費として精算した時点が、徴収時点となります。

○ 監理費の料金表の設定について

監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類についても、規則第37条において実費に限る旨が規定されていますが、実費については決算等により事後的に確定する部分もあります。そのため、実費の確定前に、実費に相当する額が記載された監理費の料金表（監理費表）を定め、実習実施者等から事前に預託させることは差し支えありません。

○ この場合、監理費表に基づき預託させた監理費については、決算等の結果に基づき、実費として適正なものであったかについて事後的な確認が必要となります。また、監理費表についても、実費としてふさわしい設定となっているか、不断に見直しを行うことが必要となります。

監理費表は、監理団体の業務の運営に関する規程の別表であることから、この監理費表に基づいて監理費の徴収を行っていること又は預託させることが明確になるよう、令和5年6月以降はインターネットにより公表しなければなりません。ただし、インターネットによる公表が困難である相当の理由がある場合には、引き続き監理団体の事業所内に、一般の人からも見える場所に掲示することも認められます。なお、監理費表は、実費の範囲内で見直しが

可能です。

○　監理費が実費であることについて

監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類においても、規則第37条において実費に限る旨の規定がされているため、それぞれについて、徴収額と支出額が一致することが原則であることに留意する必要があります。

あらかじめ監理費を預託させた場合において、預託額が、監理費として精算（徴収）した額を上回るときは、当該額については、決算後に精算することや、それ以降に監理費として預託させる額を減額するなどの手法により実習実施者に対して返還することが求められ、返還せずに他の用途に費消する等した場合には、法第 28 条第1項で禁止されている手数料又は報酬を受けたものと見なされる場合があります。また、監理費を預託させた場合や、監理費（預託金）を次年度に繰り越す場合には、会計上、その金額等を明らかにしておくことが求められます。

○　送出機関へ支払う費用について

監理費はあらかじめ用途及び金額を明示して徴収したものであることから、一旦徴収した送出管理費は全額を送出機関へ支払う必要があり、技能実習生の途中帰国や失踪等を理由に送出管理費を減額して支払うことはできません。

また、送出機関への送出管理費の支払いに当たっては、支払の証明が容易な送金手続により支払い、かつ、協定に送金先口座を明記するなどの措置が望まれます。

○　毎月定額を預託する場合の取扱いについて

監理費の料金表に基づき実習実施者が事前に監理団体へ毎月定額を預託する場合についても、監理費の種類ごとの預託額を明確にしておく必要があります。

このように事前に預託を受ける場合にあっては、預託額を記録するとともに、監理費として精算（支出）した場合は、その旨を監理費管理簿に記載する必要があります。

○　監理費管理簿について

監理費管理簿は監理費の収支を明らかにするために作成するものですが、同時に事業報告書の「14 監理費徴収実績」部分を明らかにするものでもありますので、監理費管理簿の「対象期間」は、事業報告書の「報告対象技能実習事業年度＜毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるもの＞」と合わせることが望まれます。

○　監理費管理簿（参考様式第4－5号）の記載について

監理費管理簿は、監理費の徴収・支出・設定の適正性を担保するために作成が義務づけられているものであり、会計帳簿の作成をもって監理費管理簿の作成を省略することはできません。

なお、監理費管理簿には、監理費の区分を明記して記載する必要があります。

また、人件費・交通費など、1 回の支出に関係する実習実施者が複数にわたり明らかでないときには、実習実施者の記載を省略することができます。

第6節　許可証（技能実習法第29条）

【関係規定】

（許可証）

法第29条　主務大臣は、第二十三条第一項の許可をしたときは、監理事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

2　許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、監理事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならない。

3　許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を主務大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

4　主務大臣は、機構に、第一項の規定による交付又は前項の規定による再交付に係る事務を行わせることができる。

5　主務大臣は、前項の規定により機構に第一項の規定による交付若しくは第三項の規定による再交付に係る事務を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた第一項の規定による交付若しくは第三項の規定による再交付に係る事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

（許可証）

規則第38条　法第二十九条第一項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の許可証（以下単に「許可証」という。）は、別記様式第十四号によるものとする。

2　法第二十九条第三項（法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第十五号による申請書の正本一部及び副本二部を提出しなければならない。

3　許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事実のあった日から十日以内に、第一号から第三号までの場合にあっては監理事業を行う全ての事業所に係る許可証、第四号の場合にあっては廃止した事業所に係る許可証、第五号の場合にあっては発見し、又は回復した許可証を返納しなければならない。

一　許可が取り消されたとき。

二　許可の有効期間が満了したとき。

三　監理事業を廃止したとき。

四　監理事業を行う事業所を廃止したとき。

五　許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

4　許可証の交付を受けた者が合併により消滅したときは、合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者は、当該事実のあった日から十日以内に、監理事業を行う全ての事業所に係る許可証を返納しなければならない。

○　監理団体の許可を受けると、監理事業を行う事業所の数と同じ枚数の許可証が発行され、監理団体に交付されます。許可証の交付を受けた監理団体は、事業所ごとに許可証を備え付け、関係者から請求があればいつでも提示できるようにしておかなければなりません。

○　監理団体は、許可を受けた後に、許可の取消しや事業所の廃止など許可証の返納事由（規則第38条第3項各号）が生じた場合や、許可証の交付を受けた者が合併により消滅した場合には、10日以内に、監理事業を行う全ての事業所に係る許可証を機構の本部事務所の審査課に返納しなければなりません。

○　交付された許可証を亡失又は滅失した場合には、監理団体は、監理団体許可証再交付申請書（省令様式第15号）を機構の本部事務所の審査課に提出し、許可証の再交付を受ける必要があります。申請に際して、正本1通及び副本2通を提出する必要があります。なお、申請書の添付書類については、申請書の正本1通に添付することが必要であり、副本1通には添付する必要はありません。

　また、許可証の再交付を受けた後に、亡失した許可証を発見し、又は回復した場合にあっては、その発見又は回復した許可証を機構の本部事務所の審査課に返納しなければなりません。

第7節　許可の条件（技能実習法第30条）

【関係規定】
（許可の条件）
法第30条　監理許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
2　前項の条件は、監理許可の趣旨に照らして、又は当該監理許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該監理許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

○　監理団体の許可には条件を付されることがあります。付される条件の具体例としては、例えば以下のものが挙げられます。

①　取扱職種の範囲等に関するもの

・「実習監理をする団体監理型技能実習の取扱職種は、適切かつ効果的に技能等の修得等をさせる観点からの指導を担当する技能実習計画の作成指導者が在籍する職種の範囲に限る。」（監理団体の役職員に技能実習計画の作成指導者として、技能実習生に修得等をさせようとする技能等について一定の経験や知識がある者が在籍していなければならないという趣旨（規則第52条第8号参照））

※ 監理団体は、その法人形態によって実習監理を受ける団体監理型実習実施者が監理団体の組合員や会員等である場合に限っているものがあり、取扱職種を営む実習実施者が監理団体に加入することができるよう、法人の定款等で明らかにする必要があります（規則第 29 条第1項参照）。

② 特定の職種及び作業に関するもの

・「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成 28 年法務省・厚生労働省令第3号）第 29 条第2項又は第 52 条第1号若しくは第 16 号の規定に基づき、法務大臣及び厚生労働大臣が特定の職種及び作業として指定している職種及び作業（●●職種の●●作業を除く。）を除く。」（法務大臣及び厚生労働大臣が特定の職種及び作業として指定しているものについて、事業所管大臣が告示をもって監理団体の法人、業務の実施に関する基準等を定めている場合には、当該告示に定める基準を満たしていることを主務大臣が確認した上で実習監理を行わせる趣旨）

③ 受け入れる技能実習生の国籍（国又は地域）に関するもの

・「実習監理をする団体監理型技能実習生の国籍は、相談体制が構築された国籍の範囲に限る。」（監理団体が受け入れている技能実習生の国籍に応じた相談応需体制を整備していなければならないという趣旨（規則第52条第14号参照））

○ また、例えば、技能実習生の受入れ期間中に優良な監理団体の要件（法第25条第1項第7号）を満たさなくなった監理団体に対して、一般監理事業から特定監理事業への許可の職権変更を行うまでの一時的措置として、「第3号技能実習の実習監理は、既に実習監理を開始している技能実習に限り、新たな第3号技能実習の実習監理は認めない。」「新たな技能実習の実習監理の場合、技能実習生の受入れ人数枠は、規則第16条第1項（優良な実習実施者でない場合の規定）を適用する。」といった旨の条件を事後的に付すことも想定されています。

○ 監理団体の許可に、条件が付される場合には、監理団体許可証にその内容が記載されます。記載事項が長文になる場合には、別紙により条件が指定されることもあります。

○ 許可条件に反した場合は、監理団体の許可取消し等の処分の対象となることがあります。

○ 監理団体は、許可に条件が付された後に、条件が付された理由が解消された場合には、当該条件の変更を申し出ることができます。この場合は、事前に機構の本部事務所の審査課に御相談ください。

【留意事項】

○　監理団体が特定の職種・作業に係る技能実習を新たに行う場合又は特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が告示をもって定める監理団体の法人、業務の実施に関する基準を満たさなくなった場合について

　監理団体が特定の職種・作業に係る技能実習を新たに行う場合又は特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が告示をもって定める監理団体の法人、業務の実施に関する基準を満たさなくなった場合には、監理団体許可に係る上記②などの条件の変更が必要となります。要件を満たすこととなる場合には、特定の職種・作業の固有条件に係る確認書類とともに、監理団体許可条件変更申出書（参考様式第2-17号）を提出しなければなりません。

第8節　許可の有効期間等（技能実習法第31条）

【関係規定】

（許可の有効期間等）

法第31条　第二十三条第一項の許可の有効期間（次項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあっては、当該更新された有効期間）は、当該許可の日（次項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあっては、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日）から起算して三年を下らない期間であって監理事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間とする。

2　前項に規定する許可の有効期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了後引き続き当該許可に係る監理事業（次条第一項の規定による変更の許可があったとき、又は第三十七条第二項の規定による特定監理事業に係る許可への変更があったときは、これらの変更後の許可に係るもの）を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3　主務大臣は、許可の有効期間の更新の申請があった場合において、当該申請が第二十五条第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4　許可の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5　第二十三条第二項から第五項まで、第二十四条、第二十五条第二項及び第三項、第二十六条（第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。）並びに第二十九条の規定は、許可の有効期間の更新について準用する。

（監理団体の許可の有効期間）

政令第2条　法第三十一条第一項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　一般監理事業（法第二十三条第一項第一号に規定する一般監理事業をいう。以下この

条において同じ。)に係る監理許可(法第二条第十項に規定する監理許可をいう。次号において同じ。)を受けた場合(第三号及び第四号に規定する場合を除く。) 五年

二 特定監理事業(法第二十三条第一項第二号に規定する特定監理事業をいう。以下この条において同じ。)に係る監理許可を受けた場合(第五号及び第六号に規定する場合を除く。) 三年

三 法第三十一条第二項の規定により一般監理事業に係る許可の有効期間(同項に規定する許可の有効期間をいう。以下この条において同じ。)の更新を受けた場合であって、当該更新に際し、従前の一般監理事業に係る許可の有効期間において一般監理事業の実施に関し優れた能力及び実績を有するものとして主務省令で定める基準に適合すると認められたとき 七年

四 法第三十一条第二項の規定により一般監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であって、前号に掲げる場合以外のとき 五年

五 法第三十一条第二項の規定により特定監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であって、当該更新に際し、従前の特定監理事業に係る許可の有効期間において特定監理事業の実施に関し優れた能力及び実績を有するものとして主務省令で定める基準に適合すると認められたとき 五年

六 法第三十一条第二項の規定により特定監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であって、前号に掲げる場合以外のとき 三年

(長期の有効期間が認められる者)

規則第39条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令第二条第三号及び第五号の主務省令で定める基準は、従前の監理事業に係る許可の有効期間において法第三十六条第一項又は第三十七条第三項の規定による命令を受けていないこととする。

(許可の有効期間の更新の手数料)

規則第40条 法第三十一条第四項の主務省令で定める額は、九百円に監理事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。

2 法第三十一条第五項において準用する法第二十四条第五項の主務省令で定める額は、一万七千百円に監理事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。

(許可の有効期間の更新の申請等)

規則第41条 法第三十一条第五項において準用する法第二十三条第二項の申請は、許可の有効期間が満了する日の三月前までに、別記様式第十一号による申請書の正本一部及び副本二部を提出して行わなければならない。

2 更新後の許可証の交付は、更新前の許可証と引換えに行うものとする。

(更新申請書の記載事項)

規則第42条 法第三十一条第五項において準用する法第二十三条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　第二十六条各号（第七号を除く。）に掲げる事項
二　監理団体の許可年月日及び許可番号

○　監理団体の許可の有効期間は、監理事業の実施に関する能力及び実績を勘案して、以下のとおり定められています。

	①初回	②更新 （優れた能力及び実績を有する場合）	③更新 （②以外の場合）
一般監理事業	5年	7年	5年
特定監理事業	3年	5年	3年

○　監理事業の実施に関し優れた能力及び実績を有すると判断されるのは、従前の監理事業に係る許可の有効期間（更新の申請がされた際に現に有する許可の有効期間をいい、それ以前のものは含みません。）において改善命令や業務停止命令を受けていないなど監理事業を適正に行っていると認められる場合です。

○　許可の有効期間の満了後引き続き当該許可に係る監理事業を行おうとする者は、有効期間が満了する日の3か月前までに、監理団体許可有効期間更新申請書（省令様式第11号）を機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。

※　許可の有効期間の更新を受けることができなかった場合、当該許可に係る監理事業は行うことができず、実習実施者や技能実習生など関係者に与える影響も大きいため、注意が必要です。

　なお、許可の有効期間の更新を受けることができなかった監理団体は、実習実施者が他の監理団体へ円滑に変更できるよう協力する必要があるとともに、後継の監理団体が実習監理契約を結ぶまでは、規則第 12 条第1項第6号及び第 52 条第9号に基づく技能実習生の帰国旅費負担及び帰国が円滑になされるよう必要な措置（以下「帰国担保措置」という。）を講ずることが求められます。

※　有効期間更新申請時の直近の財務諸表において債務超過となっている場合は、原則として、申請時点で債務超過が解消していることが月次試算表等で確認できる場合に限り更新を受けられます。

※　許可時に債務超過の解消が条件として付されている場合は、有効期間更新申請時の直近の事業年度末時点で債務超過が解消されていることが有効期間更新の条件となります。

【留意事項】
○　許可の有効期間の更新を受けることができなかった監理団体については、原則として、対象となる監理団体が実習監理する全ての技能実習生について、当該監理団体の実習監理

の下では実習を継続することができないこととなります。

そのため、技能実習生が同一の実習実施者で引き続き実習を継続するためには、当該実習実施者が他の監理団体に監理団体を変更することが必要となります。その場合、新たな監理団体の指導を受けて、技能実習計画の変更の認定を受けることが必要となります。監理団体は、実習実施者が他の監理団体へ円滑に変更できるよう、必要な協力を行ってください。

許可の有効期間の更新を受けることができなかった場合であっても、帰国旅費負担及び帰国担保措置の義務を引き続き負います。技能実習生の帰国に支障を来さないようにするために、帰国旅費の全額を負担し、帰国担保措置として、技能実習生が帰国するまでの間、生活面等で困ることがないよう、技能実習生が置かれた状況に応じて、その支援を行うことが必要です。これは、帰国予定の技能実習生が、帰国が困難である等の事情により他の在留資格に変更された場合であっても同様です。なお、許可の有効期間の更新を受けることができなかった監理団体と後継の監理団体が協議の上、後継の監理団体が帰国費用の負担や帰国するまでの間の帰国担保措置を行うこととしても差し支えありません。

○ また、許可の有効期間の更新を受けることができなかった監理団体は、実習実施者等から徴収した監理費について、徴収と費用支出の時期に応じて適切に精算することが必要です。

例えば、①渡航及び帰国に要する費用や実習実施者の倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用について、予期せず急に出費が必要となる場合等もあることから、実習実施者が事前に監理団体に一定の金銭を預託していた場合、②決算等により事後的に確定する部分があり、実費の確定前に実費に相当する金額が記載された監理費の料金表を定め、実習実施者から事前に徴収していた場合、③監理費の料金表に基づき実習実施者が事前に監理団体へ毎月定額を預託していた場合等が考えられます

これら①～③のような場合には、許可の有効期間の更新をしない旨の通知を受けた時点で監理事業に要する費用を早急に確定させ、徴収した金銭から当該費用を差し引き精算することが望ましいものです。費用の確定が遅れるような場合でも、必要な精算を行うことについて、実習実施者等に対して早急に連絡することが重要です。また、許可の有効期間が満了する日までに徴収した送出管理費につき、許可の有効期間が満了する日の後に、送出機関への支払日が設定されている場合も考えられます。この場合、許可の有効期間の更新を受けることができなかった監理団体は、既に徴収した送出管理費を送出機関へ支払うことは可能です。

なお、契約期間の途中における契約解除も想定されるため、監理団体と実習実施者の間において、契約解除に係る諸費用の精算方法について契約書に記載するなど、契約締結の段階で予め定めておくことが望まれます。

○ 監理団体許可有効期間更新申請書（省令様式第11号）は、申請に際して、正本1

通及び副本2通を提出する必要があります。

○ 許可の有効期間の更新申請に際しては、許可基準を満たしていることを証明する書類その他必要な書類を提出しなければなりません。具体的な書類については、別紙③において一覧表として示しています。また、必要な添付書類の詳細については、別途、機構HPでお知らせしておりますので、併せて御参照ください。

○ なお、申請書の添付書類については、申請書の正本1通及び副本1通に添付することが必要です。

○ 申請者は、許可の有効期間の更新手数料として、国に申請手数料を収入印紙により、機構に調査手数料を口座振込みにより、それぞれ納付しなければならないこととされています。許可の有効期間の更新手数料は以下のとおりです。

国（申請手数料）	900円×事業所数
機構（調査手数料）	17，100円×事業所数

○ 具体的な申請手数料の収入印紙による納付方法、調査手数料の口座振込みによる納付方法等については、別途、機構の HP 等でお知らせしておりますので、御参照ください。

第9節　変更の許可等（技能実習法第32条）

【関係規定】

（変更の許可等）

法第32条　監理団体は、監理許可に係る事業の区分を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。この場合において、監理団体は、許可証の書換えを受けなければならない。

2　前項の許可については、第二十三条第二項から第五項まで及び第七項、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。）並びに第二十九条の規定を準用する。

3　監理団体は、第二十三条第二項各号（第四号を除く。）に掲げる事項（主務省令で定めるものを除く。）に変更があったときは、変更の日から一月以内に、その旨を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が監理事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4　第二十三条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

5　主務大臣は、第三項の規定による監理事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があったと

きは、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

6　監理団体は、第三項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

7　第三項の規定による届出の受理に係る事務については第十八条の規定を、第五項の規定による許可証の交付に係る事務については第二十九条第四項及び第五項の規定を、それぞれ準用する。

（変更の許可の申請等）

規則第43条　法第三十二条第二項において準用する法第二十三条第二項の申請は、別記様式第十六号による申請書の正本一部及び副本二部を提出して行わなければならない。

2　変更後の許可証の交付は、変更前の許可証と引換えに行うものとする。

（事業区分変更許可申請書の記載事項）

規則第44条　法第三十二条第二項において準用する法第二十三条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　第二十六条各号（第七号を除く。）に掲げる事項

二　監理団体の許可年月日及び許可番号

三　特定監理事業から一般監理事業への事業の区分の変更に係るものにあっては、一般監理事業を開始する予定日及び変更の理由

四　一般監理事業から特定監理事業への事業の区分の変更に係るものにあっては、一般監理事業を終える予定日及び変更の理由

（変更の許可の手数料）

規則第45条　法第三十二条第二項において準用する法第二十三条第七項の主務省令で定める額（一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。）は、二千五百円（監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、九百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に二千五百円を加えた額）とする。

2　法第三十二条第二項において準用する法第二十四条第五項の主務省令で定める額（一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。）は、四万七千五百円（監理事業を行う事業所の数が二以上の場合にあっては、一万七千百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に四万七千五百円を加えた額）とする。

（軽微な変更）

規則第46条　法第三十二条第三項の主務省令で定めるものは、法第二十三条第二項各号（第四号を除く。）に掲げる事項のうち監理事業の実施に実質的な影響を与えない変更とする。

（変更の届出等）

規則第47条　法第三十二条第三項の規定による届出は、別記様式第十七号によるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、同項の届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあっては、別記様式第十七号による申請書の正本一部及び副本二部を提出しなければならない。

3　法第三十二条第三項の主務省令で定める書類は、法第二十五条第一項各号に掲げる事項を

証する書面及び第二十七条各号に掲げる書類のうち事業所の新設によって変更を生ずる事項に係るものとする。

4　法第三十二条第三項後段に規定する場合以外の場合には、第一項に規定する届出書又は第二項に規定する申請書には、監理事業を行う事業所ごとの監理事業に係る事業計画書、法第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面及び第二十七条各号に掲げる書類のうち変更があった事項に係るものを添付しなければならない。

第1　変更の許可に関する事項

○　事業の区分を変更しようとする監理団体は、事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書（省令様式第16号）を機構の本部事務所の審査課に提出し、事業区分の変更の許可を受けなければなりません。事業の区分の変更には、特定監理事業の許可を受けた監理団体が優良な監理団体の要件を満たしたとして事業区分を一般監理事業に変更しようとする場合、一般監理事業の許可を受けた監理団体が優良な監理団体の要件を満たさなくなったとして事業区分を特定監理事業に変更しようとする場合が想定されています。

○　事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書（省令様式第16号）は、申請に際して、正本1通及び副本2通を提出する必要があります。

○　事業の区分の変更許可申請に際しては、許可基準を満たしていることを証明する書類その他必要な書類を提出しなければなりません。具体的な書類については、別紙③において一覧表として示しています。また、必要な添付書類の詳細については、別途、機構HPでお知らせしておりますので、併せて御参照ください。

○　また、監理事業計画書（省令様式第12号）については、監理事業を行う事業所ごとに提出が必要です。したがって、事業所が複数ある場合には、当該事業所の数に応じて提出しなければなりません。

○　なお、申請書の添付書類については、申請書の正本1通及び副本1通に添付することが必要です。

○　一般監理事業への事業の区分の変更許可申請に際しては、申請者は監理団体の事業の区分の変更許可手数料として、国に申請手数料を収入印紙により、機構に調査手数料を口座振込みにより、それぞれ納付しなければならないこととされています。許可手数料は以下のとおりです。

国 （申請手数料）	基本額　1件につき　2，500円
	加算額　事業所が2以上の場合　900円×（事業所数−1）
機構 （調査手数料）	基本額　1件につき　47，500円
	加算額　事業所が2以上の場合　17，100円×（事業所数−1）

○　また、一般監理事業への事業の区分の変更に係るものである場合には、許可1件につき登録免許税を15，000円納付することが必要となります（登録免許税法別表第1第63号）。

○　具体的な申請手数料の収入印紙による納付方法、調査手数料の口座振込みによる納付方法、登録免許税の納付方法等については、別途、機構の HP 等でお知らせしておりますので、御参照ください。

【留意事項】

○　事業の区分の変更許可申請に際して求められる要件について

　特定監理事業から一般監理事業に変更する場合の事業の区分の変更許可申請に際しては、優良な監理団体の要件（法第25条第1項第7号）の部分のみならず、他の要件も含めて許可基準を全て満たしていることが必要となります。

○　事業の区分の変更許可が行われた場合の許可の有効期間について

　従前の許可の有効期間に残存期間があるか否かにかかわらず、事業の区分の変更許可が行われた時点から新たな許可の有効期間が指定されることとなります。

○　一般監理事業から特定監理事業への変更について

　一般監理事業の許可を受けた監理団体が、優良な監理団体の要件を満たさなくなった場合には、監理団体は、特定監理事業の許可への変更申請を自ら行うことが望まれます（自ら事業の区分の変更許可申請を行わなかった場合は、職権での許可区分の変更などの処分を受ける可能性があります。）。

　特定監理事業への変更後は、第3号技能実習生の実習監理ができなくなりますので、既に受け入れて実習監理を行っている第3号技能実習生に関しては、他の監理団体への転籍等の手続が事前に必ず必要となります。

　また、特定監理事業への変更後も、規則第16条第2項の規定の適用を受けて優良な監理団体として同条第1項に定める人数枠を超えて技能実習生を受け入れていた場合、技能実習計画の認定の取消し事由に該当することとなります。規則第16条第1項に定める人数枠を超える技能実習生については、速やかに、他の監理団体への転籍等の手続を行うことが望まれます。

第2　変更の届出に関する事項

○　監理団体は、申請書の記載事項（事業の区分を除く。）に掲げる事項に変更があったときは、変更届出書（省令様式第17号）を機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。また、届出事項が監理団体の許可証の記載事項に該当する場合は、変更届出書及び許可証書換申請書（省令様式第17号）を機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。変更内容ごとの対応については、次の表を御参照ください。

○　変更届出をしようとする場合にあっては、変更の日から1か月以内に届出を行うことが必要です。届出をするに際しては、次の表に掲げる変更事由に応じた書類を併せて提出することが求められます。

○　なお、変更届出を受理した後に、機構が監理団体の許可の各要件に適合しないものであることを確認した場合にあっては、当該変更を是正するよう指導することとなりますので、指導を受けた監理団体は当該指導に従うことが必要です。当該指導に従わない場合にあっては、監理団体の許可の取消し、改善命令等の対応につながることとなるので留意願います。

○　また、届出事項が監理団体の許可証の記載事項に該当する場合には、変更届出書及び許可証書換申請書（省令様式第17号）の申請に際して正本1通及び副本2通を提出する必要があります。なお、申請書の添付書類については、申請書の正本1通及び副本1通に添付することが必要です。

表　監理団体の変更届出

	申請書記載事項	届出の要否	添付資料	特記事項
1	監理団体の名称	○	・登記事項証明書	・変更届出と同時に許可証の書換申請も必要。
2	監理団体の住所	○	・登記事項証明書 【単に市町村合併や住居番号の変更による場合】 ・住所(所在地)表示変更証明書	・変更届出と同時に許可証の書換申請も必要。 ・電話番号の変更を含む。
3	監理団体の代表者の氏名	○	【新たに就任する場合】 ・登記事項証明書 ・住民票の写し ・履歴書 ・総会の議事録等 【婚姻等により氏名のみに変更があった場合】 ・登記事項証明書	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。
4	監理団体の役員の氏名	○	【新たに選任する場合】 ・登記事項証明書 ・住民票の写し ・選任された役員の履歴書 ・総会の議事録等 【婚姻等により氏名のみに変更があった場合】 ・登記事項証明書	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・役員が辞職等により欠員となった場合も届出が必要。
5	監理団体の役員の住所	○	・登記事項証明書(代表者を除く役員の変更の場合は不要。) ・住民票の写し	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別

				永住者証明書番号の記載があるもの。
6	監理団体の責任役員の氏名	○		
7	外部監査人の氏名又は名称 （外部監査の措置を講じる場合）	○	【新たに選任する場合】 ・外部監査人の概要書 ・外部監査人の就任承諾書及び誓約書の写し ・監理責任者講習受講証明書（受講日が届出日前3年以内のもの）	
8	指定外部役員の氏名 （外部監査の措置を講じない場合）	○	【新たに選任する場合】 ・指定外部役員の就任承諾書及び誓約書の写し ・監理責任者講習受講証明書（受講日が届出日前3年以内のもの）	
9	監理団体の法人の種類	○	・登記事項証明書	・変更届出と同時に許可証の書換申請も必要。 ・一般社団法人又は一般財団法人が公益法人となる場合には届出が必要。その他の場合にあっては機構に相談が必要。
10	団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等 （法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものを除く）	○	【職種・作業を追加する場合】 ・定款 ・計画作成指導者の履歴書	作業のみ新たに追加する場合も届出が必要。
11	団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等 （法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業を追加又は削除する場合）	○	【職種・作業を追加する場合】 ・定款 ・計画作成指導者の履歴書 ※職種により、技能検定の合格証や各資格の登録証の写し、監理事業計画書等	・特定の職種及び作業を新たに追加する場合又は特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が告示をもって定める監理団体の法人、業務の実施に関する基準等を満たさなくなった場合は、監理団体許可条件の変更の申出が必要。・特定の職種及び作業を追加する場合は、上記基準を満たすことを証する資料の提出も必要。
12	監理事業を行う事業所の名称	○	【新規事業所開設の場合】 ・事業計画書 ・業務運営規程の写し ・個人情報適正管理規程の写	・変更届出と同時に許可証の書換申請も必要。 ・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人

			し ・新設する事業所の使用権を証する書類（不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借（使用貸借）契約書の写し） ・監理責任者の住民票の写し ・監理責任者の履歴書 ・監理責任者の就任承諾書及び誓約書の写し ・監理責任者講習受講証明書（受講日が届出日前3年以内のもの） 【事業所の名称のみを変更する場合】 ・登記事項証明書（事業所の名称の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。）	の場合は、本籍地の記載があるもの。外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・監理責任者に関する書類は、当該監理団体の他の事業所において監理責任者として選任していた者を他の事業所に変更して選任するときは、就任承諾書及び誓約書の写しを除き、提出不要。
13	監理事業を行う事業所の所在地	○	・登記事項証明書（事業所の所在地の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。）	・変更届出と同時に許可証の書換申請も必要。
14	監理責任者の氏名	○	【新たに選任する場合】 ・住民票の写し ・監理責任者の常勤性が確認できる書類・履歴書 ・就任承諾書及び誓約書の写し ・監理責任者講習受講証明書（受講日が届出日前3年以内のもの） 【婚姻等により変更があった場合】 ・住民票の写し	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地の記載があるもの。外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・当該監理団体の他の事業所において監理責任者として選任していた者を他の事業所に変更して選任するときは、就任承諾書及び誓約書の写しを除き、提出不要。 ・監理責任者の常勤性が確認できる書類として、①及び②の資料が必要。 ① 社会保険の加入を証明する以下のいずれかの書類（保険者番号、被保険者等記号・番号被保険者整理番号、基礎年金番号及び監理責任者以外の情報をマスキングしたものを提出する。）

				・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ・健康保険等の被保険者証の写し ② 賃金台帳の写し及び出勤簿等の写し 上記の社会保険の加入を証明する資料の提出が難しい場合は、提出が困難であること及び常勤の役員又は職員であることについての具体的な説明文書、賃金台帳の写し及び出勤簿等の写し。
15	監理責任者の住所	○	・住民票の写し	・マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地の記載があるもの。外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。

16	外国の送出機関の氏名又は名称	○	【外国の送出機関の変更(交代又は追加)の場合】 ・外国の送出機関の概要書 ・監理団体との間に締結された団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることに係る契約書の写し ・団体監理型技能実習生から徴収する費用の名目及び額又は算出方法を記載した書類(※) ・団体監理型技能実習に係る誓約書及び外国の国又は地域の公的機関からの推薦状(※) ・申請者の概要書(新たな国又は地域から技能実習生の送出しを受ける場合) 【外国の送出機関の氏名又は名称の変更の場合】 ・氏名又は名称が変更されたことを明らかにする書類(※)	・(※)の書類については、外国の送出機関が外国政府認定送出機関である場合にあっては提出不要
17	外国の送出機関の住所	○	・外国の送出機関の概要書	・外国の送出機関が外国政府認定送出機関である場合にあっては届出不要
18	外国の送出機関の代表者の氏名 (法人の場合のみ)	○	・外国の送出機関の概要書	・外国の送出機関が外国政府認定送出機関である場合にあっては届出不要
19	技能実習の申込みを受ける方法の概要 (外国の送出機関の取次ぎを受けない場合)	○		
20	技能実習生に対する相談体制の概要	○	・申請者の概要書	

第10節　技能実習実施困難時の届出等（技能実習法第33条）

【関係規定】

（技能実習の実施が困難となった場合の届出）

法第33条　監理団体は、第十九条第二項の規定による通知を受けた場合その他実習監理を行う団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習を行わせることが困難となったと認めるときは、遅滞なく、当該通知に係る事項その他の主務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

（技能実習の実施が困難となった場合の届出等）

規則第48条　法第三十三条第一項の規定による届出は、別記様式第十八号によるものとする。

2　法第三十三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　届出者の許可番号、名称及び住所

二　団体監理型技能実習の実施が困難となった団体監理型実習実施者の実習実施者届出受理番号、氏名又は名称及び住所

三　第二十一条第二項第二号から第五号までに規定する事項

四　第二号に規定する団体監理型実習実施者による団体監理型技能実習の継続のための措置

五　届出者による団体監理型技能実習の継続のための措置

六　法第十九条第二項の規定による通知を受けた場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、当該通知の年月日その他当該通知に係る事項

○　監理団体は、実習実施者の事業上・経営上の都合、技能実習生の病気や怪我（労災を含む。）の事情等で技能実習を行わせることが困難となった旨の通知を受けた場合等には、実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に遅滞なく技能実習実施困難時届出書（省令様式第18号）を提出しなければなりません。

※　技能実習を行わせることが困難となった事由が、法第16条第1項各号（実習認定の取消し事由）のいずれかに該当する可能性があるものである場合は、技能実習実施困難時届出書の提出とは別に、直ちに臨時監査を実施し、当該監査の実施結果について速やかに監査報告書を機構の地方事務所・支所の指導課に報告提出する必要があります（規則第52条第2号、P202参照。）。

○　監理団体は、

・　技能実習生が途中帰国することとなる場合：帰国日前まで

・　それ以外の理由で技能実習を行わせることが困難になった場合：困難になった事由が発生してから2週間以内

に、技能実習実施困難時届出書を提出しなければなりません。提出を怠ったにもかかわらず機構の指導に従わなかった場合には、行政処分の対象となる可能性があるほか、罰則（30万円以下の罰金）の対象ともなります（法第112条第3号及び第8号）。

○　技能実習生が技能実習計画の満了前に途中で帰国することとなる場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面（参考様式第 1-43 号）により十分に行った上、技能実習生の帰国が決定した時点で技能実習実施困難時届出書とともに帰国前に機構の地方事務所・支所の認定課へ届け出なければなりません。これは、旧制度において技能実習生の意に反して技能実習計画の満了前に帰国させるという事案が発生したことを受けたものです。

なお、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で必ず帰国する前に届け出て（郵送の場合は必着）ください。

ただし、帰国便の都合や帰国予定の技能実習生が期間満了日までに有給休暇をまとめて消化する等のやむを得ない事情がある場合など技能実習生の意に反するものでないことが確認できる場合には、参考様式（第1-40 号）等により、帰国の意思確認を十分に行い、これらのやむを得ない事情があったことを記録しておく場合は、技能実習実施困難時届出書の提出は不要です。

○ 次段階の技能実習に移行予定の技能実習生が、現在の技能実習期間の満了前に次段階の技能実習に係る在留資格変更許可を受ける場合も、早期に移行した日数の分、全体の技能実習期間が短縮されることとなりますが、この場合も、参考様式（第1-41 号）等により、技能実習生の同意が得られていれば、技能実習実施困難時届出書の提出は不要です。

○　技能実習生が妊娠、出産等したことを理由とする解雇その他不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法違反となります。妊娠・出産による中断等、技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要ですが、その際、監理団体・実習実施者は、出入国在留管理庁 HP ウェブサイト「技能実習生の妊娠・出産について」（https://www.moj.go.jp/isa/applications/titp/10_00033.html）掲載の技能実習生向けリーフレット等を活用して、以下の事項について分かりやすく説明するなどし、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応が求められます。

・　母子健康手帳の交付、病院や市町村の窓口、技能実習生の定期的な病院受診の手続の説明や支援等
・　技能実習を最後まで行えることの説明（地方出入国在留管理局で在留資格に係る相談ができることを含む。）、技能実習の継続の意思の確認、日本での出産希望の確

認等

・ 技能実習生が帰国して母国で出産を希望する場合は、実習の再開の時期や手続の説明等

・ 出産育児一時金の支給、健康保険の出産手当金の支給の説明、産前・産後休業等の説明等

その上で、技能実習生が帰国することを希望した場合には、技能実習の継続や終了後の再開の意思を把握するための資料として、技能実習生本人が作成した「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（参考様式第 1-42 号）を、監理団体又は企業単独型実習実施者において保管するようにしてください。

また、一度技能実習を中断した後に、同じ実習実施者の下で技能実習を再開する場合には、新規の技能実習計画の認定は必要なく、変更認定 により行える こととしています。この場合は、技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書（様式自由） を提出することが必要となります（中断理由が自身の妊娠・出産等の場合にあっては、経緯等を記載した理由書に代えて、妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書（参考様式第 1-42 号） 写しを提出することも可能です。）。

なお、再開に際して人数枠の基準を満たしている必要があります（人数枠の特例は適用されません。）。

そのため、本人が出産等のため一度は帰国を希望する場合であっても、上記申告書を使用するなどして、 計画的に技能実習を再開することができるように実習再開の意思をあらかじめ確認し、再開する場合の時期、双方の連絡先などについて認識を共有しておくことが望まれます。

○ 病気・怪我による技能実習の中断については、入院を伴う治療等実習に全く従事することができず技能修得を行うことができなかったことが客観的に立証できる場合に限られるため、単に体調不良等を理由として数日間自宅で療養する場合など、技能実習を行わせることが困難となったものと認められないときは、再開は認められません。そのため、このような場合には、技能実習実施困難時届出書を提出することは不要となります。

○ 現在の実習実施者で技能実習を継続することができなくなった場合には、技能実習生が実習先を変更するなどして技能実習を継続したいとの希望を持っているかを確認することが必要となります。継続の希望を持っている場合には、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません（法第51条）。また、次の実習先が確保されるまでの間の技能実習生の待遇がどのようになっているのかなど、技能実習生の現状（入国状況、住宅の確保、休業手当や雇用保険の受給状

況を含む生活費等の確保）や技能実習の継続のための措置（転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合は帰国理由や予定時期等）を含めて届け出る必要があります。

○ 「実習先の変更」については、実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による場合に認められます。なお、専ら技能実習生の都合によるものは認められません。

○ 技能実習生本人から、又は実習実施者を通じて「実習先変更希望の申出書」（参考様式第1-44 号）によって転籍希望の申出を受けた監理団体が、「転籍を認め得るやむを得ない事情」（第 4 章第 2 節第 3（3）参照。）があるとして実習先変更に係る連絡調整を行うこととした場合は、同申出書及び「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（参考様式第 1-45 号）の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を提出する必要があります。

○ 「必要な措置」とは個々の技能実習生の置かれた状況に応じて必要な支援を行うものであり、様々な支援を行うことが想定されますが、例えば技能実習生が新たな実習先が決定するまでの間に宿泊する場所がない場合については、当面の間、宿泊することができる施設を確保することや日常生活に関する支援を行うなどが想定されます。

なお、当該措置に要する費用については、監理に要する費用であるため、技能実習生本人に直接又は間接に負担させることは認められませんが、技能実習生に代わって監理団体等が自ら賃借人となって賃貸借契約を締結した上で、当該技能実習生合意の下、当該技能実習生に対して住居として提供する場合などについては、当該費用を実費に相当する適正な額に限って、技能実習生から当該費用を徴収することは差し支えありません。

○ なお、実習実施者や監理団体が責任を持って次の実習先を確保することが必要ですが、機構が行う実習先変更支援のサービスを利用することも可能です。

○ 省令様式第 18 号に記載する内容が、同様式の記の「3の① 認定番号」欄、「3の② 認定年月日」欄及び「4 技能実習生」欄以外の記載が全て同一のときは、それら3つの欄の記載について、別紙を用いて表形式で記載すれば、同様式の提出は1通にまとめて届け出をすることも可能です。

○　技能実習生の妊娠・出産等を理由に、技能実習生の意に反して一方的に技能実習を打ち切った場合であって、監理団体がそれを知りながら、何ら措置を講じていなかった場合は、認定計画に従って実習監理を行っていないものとして、監理団体の許可の取消しの対象となります。

【留意事項】

○　技能実習生が失踪した場合について

技能実習生の行方が分からなくなるなど失踪の疑いが生じたことを把握した場合については、送出機関等と連携しながら、本国の緊急連絡先（技能実習生の家族等）に対して確認するなどにより所在把握に努めてください。

その上で、技能実習を行わせることが困難となった場合には、該当することから、機構の地方事務所・支所の認定課への技能実習実施困難時届出が必要となります。いったん失踪した技能実習生が失踪前の実習実施者に復帰し、技能実習の再開を希望する場合の取扱いについては、別途機構地方事務所に御相談ください。なお、失踪した技能実習生については、入管法上の在留資格の取消手続の対象となります。

その他、失踪を発生させないために配慮いただきたいことや失踪が発生した場合の手続の詳細については、出入国在留管理庁作成のリーフレット（掲載場所：https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00153.html）を御参照ください。

第11節　事業の休廃止（技能実習法第34条）

【関係規定】

（事業の休廃止）

法第34条　監理団体は、監理事業を廃止し、又はその全部若しくは一部を休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨及び当該監理団体が実習監理を行う団体監理型実習実施者に係る団体監理型技能実習の継続のための措置その他の主務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。

（休廃止の届出等）

規則第49条　法第三十四条第一項の規定による届出は、別記様式第十九号によるものとする。

2　法第三十四条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　届出者の許可番号、許可年月日、名称及び住所

二　監理事業を行う事業所の名称及び所在地

三　廃止又は休止の予定日

四　監理事業を休止しようとする場合にあっては、その範囲及び期間

五　廃止又は休止の理由

六　直近の監理事業に係る許可の有効期間において実習監理を行った団体監理型技能実習に係る事項

七　実習監理をする団体監理型技能実習が現に行われている場合にあっては、届出者による当該団体監理型技能実習の継続のための措置

3　第一項の届出をして監理事業の全部又は一部を休止した者は、休止した監理事業を再開しようとするときは、あらかじめ、機構を経由して、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

○　監理団体は、監理事業を休廃止しようとするときは、休廃止予定日の1か月前までに、休廃止する旨、実習監理を行う実習実施者に係る技能実習を継続するための措置などについて記載して、機構の本部事務所の審査課に事業廃止届出書又は事業休止届出書（省令様式第19号）を提出しなければなりません。

なお、監理事業は休廃止せず、一部の監理事業所を休廃止する場合は、変更届出書（省令様式第 17 号）を提出してください。

○　監理事業を廃止するとき、又は休止する場合であって当該休止により技能実習の実習監理を継続することが困難なときは、受け入れている技能実習生が技能実習を継続したいとの希望を持っているかを確認することが必要となります。継続の希望を持っている場合には、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整等の必要な措置を講じなければなりません（法第51条）。

○　なお、実習実施者や監理団体が責任を持って次の実習先を確保することが必要ですが、機構が行う実習先変更支援のサービスを利用することも可能です。

【留意事項】

○　休止した監理事業を再開しようとするときについて

休止した監理事業を再開しようとするときは、あらかじめ、事業再開届出書（参考様式第3－2号）により、機構の本部事務所の審査課にその旨を届け出なければなりません。

○　許可証の取扱いについて

監理事業を廃止したときは監理事業を行う全ての事業所に係る許可証、監理事業を行う事業所を廃止したときは廃止した事業所に係る許可証を機構の本部事務所の審査課に返納しなければなりません。監理事業を休止した場合には、許可証の返納は必要ありませんが、事業所には掲示せず、亡失・滅失等のないように保管しなければなりません。

第12節　報告徴収等（技能実習法第35条）

【関係規定】

（報告徴収等）

法第35条　主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者（監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

○　主務大臣である法務大臣と厚生労働大臣には、監理団体の許可に関する業務について、実習実施者や監理団体等に対し、報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査を行う権限が認められています。

○　主務大臣が行う報告徴収等について、拒んだり、虚偽の回答を行ったりした場合などには、監理団体の許可の取消事由となる（法第37条第1項）ほか、罰則（30万円以下の罰金）の対象ともなります（法第112条第1号）。

○　なお、機構は、監理団体に対して1年に1回程度の頻度、実習実施者に対して3年に1回程度の頻度で定期的に実地検査を行うことを予定していますので、機構が行う検査には積極的に協力し、技能実習が適正に行われていることを明らかにすることが求められます。

【留意事項】

○　監理団体による労働関係法令指導義務に係る報告徴収等について

監理団体による労働関係法令指導義務（法第40条第3項から第5項まで）に係る報告徴収等の権限については、主務大臣の技能実習制度を担当する職員のほか、労働基準監督官又は船員労務官が権限を行使することが想定されています（法第105条）。

第13節　改善命令等（技能実習法第36条）

【関係規定】
（改善命令等）
法第36条　主務大臣は、監理団体が、この法律その他出入国若しくは労働に関する法律又はこれらに基づく命令の規定に違反した場合において、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該監理団体に対し、期限を定めて、その監理事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
2　主務大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

○　機構や主務大臣による調査等によって、技能実習法、出入国又は労働に関する法令等に違反していることが判明したときであって、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、主務大臣が改善命令を行う場合があります。

○　この改善命令は、違反行為そのものについての是正を行うことはもとより、監理団体として、違反行為を起こすような管理体制や運営を行っていることそのものについて、改善を行わせることを目的として発せられるものになります。監理団体は、主務大臣から、期限を定めて問題となっている事項の改善に必要な措置をとるよう命じられますので、期限内に命じられた事項について、改善措置を講じる必要があります。
　改善命令に従わない場合や、改善措置を講じたとしても主務大臣から適切な措置であると認められない場合には、監理団体の許可の取消事由となる（法第37条第1項）ほか、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象ともなります（法第111条第3号）。

○　さらに、改善命令を受けた監理団体は、改善命令を受けた旨を公示されることとなりますので、不適正な受入れを行っていたことが周知の事実となります。

○　改善命令を受けることのないよう、日常的に技能実習を適正に実施することが求められます。

【留意事項】
○　改善命令を受けた場合は、示された改善期日までに改善のために主務大臣が求めた措置が講じられ、かつ、今後は法令違反を犯さないような体制に改善されたことを明らかにするため、改善命令に係る改善報告書を提出することが必要です。
○　再度同様の法違反に及んだ場合にあっては、監理団体の許可の取消し等のより厳しい措置の対象となり得ることから、改善した管理体制や運営を維持することが求められます。

第14節　許可の取消し等（技能実習法第37条）

【関係規定】

（許可の取消し等）

法第37条　主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

一　第二十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

二　第二十六条各号（第二号、第三号並びに第五号ハ及びニを除く。）のいずれかに該当することとなったとき。

三　第三十条第一項の規定により付された監理許可の条件に違反したとき。

四　この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

五　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2　主務大臣は、監理許可（一般監理事業に係るものに限る。）を受けた監理団体が第二十五条第一項第七号の主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、職権で、当該監理許可を特定監理事業に係るものに変更することができる。

3　主務大臣は、監理団体が第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当するときは、期間を定めて当該監理事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4　主務大臣は、第一項の規定による監理許可の取消し、第二項の規定による監理許可の変更又は前項の規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

（法第三十七条第一項第四号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）

政令第3条　法第三十七条第一項第四号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　職業安定法の規定（法第二十七条第二項の規定により適用される場合を含む。）

二　船員職業安定法の規定

三　出入国管理及び難民認定法の規定

四　労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定

（事業の区分の職権変更）

規則第51条　法務大臣及び厚生労働大臣は、法第三十七条第二項の規定により職権で一般監理事業に係る監理許可を特定監理事業に係るものに変更するときは、別記様式第二十一号により、その旨を監理団体に通知するものとする。

2　前項の通知を受けた監理団体は、速やかに、許可証の書換えを受けなければならない。

第1　許可の取消し等に関する事項

○　一度許可を受けた監理団体であっても、許可基準を満たさなくなった場合、監理団体が欠格事由に該当することとなった場合、許可の条件に違反した場合、改善命令に違反した場合、入管法令や労働関係法令に違反した場合等には、許可の取消しの対象となります。

○　監理団体の許可が取り消されると、監理事業を行うことができなくなり、現在受け入れている技能実習生の実習監理も継続できなくなります。また、許可の取消しを受けた旨が公示されることとなり、不適正な受入れを行っていることが周知の事実となるほか、取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可が受けられなくなります（法第26条第2号）。

なお、取消しを受けた監理団体は、実習実施者が他の監理団体へ円滑に変更できるよう協力する必要があるとともに、後継の監理団体が実習監理契約を結ぶまでは、規則第 12 条第1項第6号及び第 52 条第9号に基づく技能実習生の帰国旅費負担及び帰国が円滑になされるよう必要な措置（以下「帰国担保措置」という。）を講ずることが求められます。

○　このように、監理団体の許可の取消しを受けると、それ以降一定期間は技能実習制度に参画することが認められなくなるという厳しい制裁を受けることとなります。

○　また、一般監理事業の許可を受けた監理団体が、優良な監理団体の要件を満たさなくなった場合には、職権での特定監理事業への許可の変更の対象となります。この場合も、その旨が公示されることとなります。

【留意事項】

○　監理団体の許可の取消しが行われた場合にあっては、原則として、対象となる監理団体が実習監理する全ての技能実習生について、当該監理団体の実習監理の下では実習を継続することができないこととなります。

そのため、技能実習生が同一の実習実施者で引き続き実習を継続するためには、当該実習実施者が他の監理団体に監理団体を変更することが必要となります。その場合、新たな監理団体の指導を受けて、技能実習計画の変更の認定を受けることが必要となります。取消しを受けた監理団体は、実習実施者が他の監理団体へ円滑に変更できるよう、必要な協力を行ってください。

監理団体許可が取り消された場合であっても、帰国旅費負担及び帰国担保措置の義務を引き続き負います。技能実習生の帰国に支障を来さないようにするために、帰国旅費の全額を負担し、帰国担保措置として、技能実習生が帰国するまでの間、生活面等で困るこ

とがないよう、技能実習生が置かれた状況に応じて、その支援を行うことが必要です。これは、帰国予定の技能実習生が、帰国が困難である等の事情により他の在留資格に変更された場合であっても同様です。なお、取消しを受けた監理団体と後継の監理団体が協議の上、後継の監理団体が帰国費用の負担や帰国するまでの間の帰国担保措置を行うこととしても差し支えありません。

○　また、許可の取消しを受けた監理団体は、実習実施者等から徴収した監理費について、徴収と費用支出の時期に応じて適切に精算することが必要です。

例えば、①渡航及び帰国に要する費用や実習実施者の倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用について、予期せず急に出費が必要となる場合等もあることから、実習実施者が事前に監理団体に一定の金銭を預託していた場合、②決算等により事後的に確定する部分があり、実費の確定前に実費に相当する金額が記載された監理費の料金表を定め、実習実施者から事前に徴収していた場合、③監理費の料金表に基づき実習実施者が事前に監理団体へ毎月定額を預託していた場合等が考えられます

これら①～③のような場合には、許可の取消しの処分を受けた時点で監理事業に要する費用を早急に確定させ、徴収した金銭から当該費用を差し引き精算することが望ましいものです。費用の確定が遅れるような場合でも、必要な精算を行うことについて、実習実施者等に対して早急に連絡することが重要です。また、許可の取消しを受ける前までに徴収した送出管理費につき、許可の取消しを受けた後に、送出機関への支払日が設定されている場合も考えられます。この場合、許可の取消しを受けた監理団体は、既に徴収した送出管理費を送出機関へ支払うことは可能です。

なお、契約期間の途中における契約解除も想定されるため、監理団体と実習実施者の間において、契約解除に係る諸費用の精算方法について契約書に記載するなど、契約締結の段階で予め定めておくことが望まれます。

第2　事業停止命令に関する事項

○　監理団体が、許可の取消事由（欠格事由を除く。）に該当することとなった場合においても、主務大臣は、違反の内容等を考慮した上で、許可の取消しではなく、期間を定めて監理事業の全部又は一部の停止を命ずることがあります。この場合も、その旨が公示されることとなります。

○　失踪技能実習生を高い割合で発生させ、かつ、技能実習生の失踪者を発生させないための対策を十分に講じていないと認められる監理団体に対して、主務大臣は、事業停止（新規の受入れ停止）を命じることがあります。この場合、命令による期間が経過するまでの間、当該監理団体を監理団体とした新規入国を伴う技能実習計画の認定の申請については、技能実習計画の認定を受けることができません。

○　上記の場合において、事業停止命令の日までにされた技能実習計画の認定の申請について、事業停止命令の日までに当該計画の認定がされなかった場合、命令による期間が経過するまでの間、当該計画の認定を受けることができません。

○　改善命令が行われた場合と同様に、監理団体は、主務大臣から事業停止命令を受ける理由となった事項の改善に必要な措置を速やかに講ずることが重要であり、再発防止に向けた改善措置を講じる必要があります。

第15節　名義貸しの禁止（技能実習法第38条）

【関係規定】
（名義貸しの禁止）
法第38条　監理団体は、自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならない。

○　監理事業は、欠格事由に該当せず、事業遂行能力等について許可基準に照らして審査を受けた法人が自ら行うものでなければ許可制度自体の維持が困難となるため、許可を受けた名義を他人に貸して監理事業を行わせることは禁止されています。

これに違反した場合には、罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の対象となります（法第109条第4号）。

【留意事項】

○　無許可実習監理について

・　監理団体の許可（法第23条第1項）を受けずに実習監理を行った者についても、罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の対象となります（法第109条第1号）。したがって、名義貸しをした監理団体のみならず、監理団体から名義貸しを受けた者も罰則の対象となりますので留意が必要です。

○　監理事業において業務を委託できる範囲について

技能実習法は、監理事業の名義貸しを禁止していますが、監理団体の業務の全てについて委託を禁止している訳ではなく、監理団体が自ら責任を有した上であれば、一部補助的な業務を中心に委託することが認められます。その考え方は以下のとおりです。

なお、業務を委託する場合は、委託の範囲を明確に定め、委託先との契約書等による書面での締結が望まれます。

①　入国前講習及び入国後講習

入国前講習及び入国後講習については、規則上、「他の適切な者に委託」して実施することが可能であることを明確化しています（規則第10条第2項第7号）。

監理団体自ら行うべき業務	入国前講習及び入国後講習の企画立案

委託することが可能な業務	監理団体が企画した入国前講習及び入国後講習の講師の業務（適切な者が講師となっている場合に限る。）

② 技能実習に係る雇用関係の成立のあっせん

監理団体自ら行うべき業務	実習実施者等からの求人及び技能実習生等からの求職の申込みを受け、実習実施者等と技能実習生等との間における技能実習に係る雇用関係の成立のあっせんをすること （例） ・外国の送出機関との協議や交渉 ・実習実施者等、技能実習生等との協議や交渉　等 ※　外国の送出機関から提示を受ける技能実習生候補者を事前に絞り込ませることや送出国に赴いて技能実習生候補者と面接を行うことも含まれる。
委託することが可能な業務	上記に該当する業務であっても、補助者としての業務に過ぎないもの （例） ・協議や交渉に同席し、意見を述べること ・送出国における技能実習生候補者との面接会場の設営　等

③ 技能実習計画の作成指導

監理団体自ら行うべき業務	監理団体の役職員が、実習実施者に対して技能実習計画の作成についての監理団体の意見を提示、説明して指導すること ※　指導の前提としての意見の検討も含まれる。
委託することが可能な業務	上記に該当する業務であっても、補助者としての業務に過ぎないもの （例） ・実習実施者が作成してきた計画案について外部専門家として検討させ意見を述べさせること ・実習実施者への意見伝達や説明の会場に同席させ意見を述べさせること　等

④ 監査

監理団体自ら行うべき業務	監理団体の役職員が、監理責任者の指揮の下で、規則第52条第1号イからホまでに掲げる方法により監査を行うこと （例） ・ 技能実習の実施状況の実地確認 ・ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること ・ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談 ・ 実習実施者の事業所における設備の確認・帳簿書類等の閲

	覧 ・ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認
委託することが可能な業務	上記に該当する業務であっても、補助者としての業務に過ぎないもの （例） ・ 技能実習の実施状況の実地確認に同行すること ・ 技能実習生との面談において通訳を行うこと ・ 監査を自ら行う役職員の指示により設備の確認・帳簿書類等の閲覧を行うこと ※ 規則で求めている3か月に1回という頻度以上に実習実施者への監査を行った場合において、省令で求めている頻度を上回る部分の監査業務は委託することが可能です。

⑤ 技能実習生の相談対応

監理団体自ら行うべき業務	監理団体の役職員が自ら技能実習生からの相談に応じる体制を整備すること ※ 監理団体の役職員自身による相談体制に加え、外部の者に委託しての相談体制を整備する場合においても、技能実習生が役職員との面談を希望したときは、役職員自身が応じる必要がある。 ※ 上記の場合において委託した外部の者に対して相談がされた場合には、監理団体の役職員が、その相談内容に応じて、実習実施者及び技能実習生への助言、指導その他の必要な対応を行う必要がある。
委託することが可能な業務	上記に該当する業務であっても、補助者としての業務に過ぎないもの （例） ・監理団体の役職員自身による相談に対応する際の通訳　等

第16節　認定計画に従った実習監理等（技能実習法第39条）

【関係規定】

（認定計画に従った実習監理等）

法第39条　監理団体は、認定計画に従い、団体監理型技能実習生が団体監理型技能実習を行うために必要な知識の修得をさせるよう努めるとともに、団体監理型技能実習を実習監理しなければならない。

2　監理団体は、その実習監理を行う団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習生が修

得等をした技能等の評価を行うに当たっては、当該団体監理型実習実施者に対し、必要な指導及び助言を行わなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、監理団体は、団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に関し主務省令で定める基準に従い、その業務を実施しなければならない。

○ 監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、許可を受けた後も、当該許可に基づき監理団体として業務を行うに当たっては、実習監理の責任を適切に果たすことが必要です。

○ 技能実習生が技能実習計画に従って技能実習を適切に行うことができるよう、監理団体は、団体監理型技能実習生が団体監理型技能実習を行うために必要な知識の修得をさせるよう努めるとともに、団体監理型技能実習を実習監理しなければなりません。

○ 技能実習生に対する技能等の修得等に係る指導については、直接的には実習実施者が行うものですが、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する技能実習計画作成指導者を中心に、必要な経験又は知識の修得に努めることが必要です。実習実施者に対し、技能検定等の受検時期の調整や実習実施者による技能等の指導状況の確認など技能実習生が修得等をした技能等の評価を行うに当たっての指導・助言も行わなければなりません。

○ また、監理団体は技能実習の実施状況の監査その他の業務の実施に関して規則第52条で定める基準に従い、業務を実施しなければなりません。その詳細は、監理団体の許可基準の「第2 監理団体の業務の実施に関するもの」(P196参照)に記載したとおりです。

第17節 監理責任者の設置等(技能実習法第40条)

【関係規定】

(監理責任者の設置等)

法第40条 監理団体は、監理事業に関し次に掲げる事項を統括管理させるため、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとに監理責任者を選任しなければならない。

一 団体監理型技能実習生の受入れの準備に関すること。

二 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整に関すること。

三 次節に規定する技能実習生の保護その他団体監理型技能実習生の保護に関すること。

四　団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理に関すること。

五　団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、第九条第七号に規定する責任者との連絡調整に関すること。

六　国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、機構その他関係機関との連絡調整に関すること。

2　監理責任者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一　第二十六条第五号イ（第十条第十号に係る部分を除く。）又はロからニまでに該当する者

二　前項の規定による選任の日前五年以内又はその選任の日以後に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

三　未成年者

3　監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければならない。

4　監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければならない。

5　監理団体は、前項に規定する指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。

（監理責任者）

規則第53条　法第四十条第一項の監理責任者は、監理事業を行う事業所ごとに、監理団体の常勤の役員又は職員の中から、当該事業所に所属する者であって監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有するものを選任しなければならない。

2　監理責任者は、過去三年以内に監理責任者に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了した者でなければならない。

3　監理事業を行う事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者と密接な関係を有する者として次に掲げる者が当該事業所の監理責任者となる場合にあっては、当該監理責任者は当該団体監理型実習実施者に対する実習監理に関与してはならず、当該事業所には、他に当該団体監理型実習実施者に対する実習監理に関与することができる監理責任者を置かなければならない。

一　当該事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者若しくはその役員若しくは職員であり、又は過去五年以内にこれらの者であった者

二　前号に規定する者の配偶者又は二親等以内の親族

三　前二号に掲げるもののほか、当該事業所において実習監理を行う団体監理型実習実施者と社会生活において密接な関係を有する者であって、実習監理の公正が害されるおそれがあると認められるもの

○ 監理責任者には、欠格事由に該当する者（禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者など）、過去5年以内に出入国又は労働に関する法令（技能実習法令も含まれます。）に関し不正又は著しい不当な行為をした者、未成年者はなることができません。

○ 監理責任者は、法第40条第 1 項第1号から第6号までに掲げる事項を統括管理するために、下記の①～③の条件を満たす監理事業を行う事業所ごとに選任された者でなくてはなりません。

① 監理団体の常勤の役員又は職員である者

② 監理事業を行う事業所に所属する者であって監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する者

③ 過去3年以内に監理責任者に対する講習（第8章の主務大臣が告示した養成講習機関が実施する講習）を修了した者

※ 監理責任者は、①～③の条件を満たす必要がありますが、それ以外に特段の資格等の取得が求められるものではありません。

※ 監理責任者は、法第40条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を全て監理責任者自らが行わなければならないものではなく、監理責任者の統括管理の下、監理団体の役職員にその一端を担わせることは可能です。

※ 「常勤」とは、出勤日数や勤務時間に定めはありませんが、例えば監理団体のみに雇用され、常時、監理事業を行える状態にあるなど、当該監理団体の業務に専念していることを言います。

なお、複数の監理事業を行う事業所を有する監理団体においては、当該複数の事業所で同一の監理責任者を選任することはできませんが、監理責任者が常勤する事業所における業務を適時適切に行っていることを前提として、当該監理責任者がリモートワーク等により他の事業所における業務に一部従事することは妨げません。

○ 監理責任者が実習監理の対象となる実習実施者と同一であるといった事情が生じた場合には、実習監理の公正が害されるおそれが高く、利益相反により適切に監理責任者として業務を行うことができないことが想定されます。このため、規則第53条第3項では、そのようなことがないよう他の利益相反のない監理責任者を選任することが求められています。結果として、監理事業を行う事業所において実習監理を行う実習実施者が監理責任者となるような場合には、監理責任者を複数選任することとなります。

○ 監理団体は、実習実施者が、技能実習に関し労働関係法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければなりません。また、労働関係法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければ

なりません。

※　監理団体は、併せて、直ちに臨時監査（規則第52条第2号、P202参照。）を行うことが必要となります。

○　監理団体は、是正指示を行った場合において、当該是正指示が労働基準関係法令を含むものであるときには当該監理団体の所在地を管轄する労働基準監督署に対して、その他のときには当該所在地を管轄する都道府県労働局職業安定部訓練課（室）に対してそれぞれ通報（任意様式）しなければなりません。この通報については、監理団体の指導の下で、実習実施者に改善に向けた取組みを行わせることが求められるものであり、当該通報を受けた行政機関は当該指導が不適切であると判断する場合等に、労働基準監督署等の行政機関が当該監理団体に対して、実習実施者の改善に向けた指導の内容について当該監理団体に対して指導を行うことになります。

なお、技能実習法令にも違反する場合であって、実習実施者が法第 16 条第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると監理団体が認めた場合は、臨時監査を実施し、監査報告書によりとりまとめの上機構に対して報告する必要があります。

第18節　帳簿の備付け（技能実習法第41条）

【関係規定】

（帳簿の備付け）

法第41条　監理団体は、監理事業に関して、主務省令で定める帳簿書類を作成し、監理事業を行う事業所に備えて置かなければならない。

（帳簿書類）

規則第54条　法第四十一条の主務省令で定める帳簿書類は、次のとおりとする。

一　実習監理を行う団体監理型実習実施者及びその実習監理に係る団体監理型技能実習生の管理簿

二　監理費に係る管理簿

三　団体監理型技能実習に係る雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿

四　第五十二条第一号及び第二号の規定による団体監理型技能実習の実施状況の監査に係る書類

五　入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類

六　第五十二条第三号の規定による指導の内容を記録した書類

七　団体監理型技能実習生から受けた相談の内容及び当該相談への対応を記録した書類

八　外部監査の措置を講じている監理団体にあっては第三十条第六項各号に規定する書類、外部監査の措置を講じていない監理団体にあっては同条第三項に規定する書類

九　前各号に掲げるもののほか、法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及

び作業に係るものにあっては、当該特定の職種及び作業に係る事業所管大臣が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて告示で定める書類

2 法第四十一条の規定により前項の帳簿書類を監理事業を行う事業所に備えて置かなければならない期間は、団体監理型技能実習の終了の日から一年間とする。

○ 監理団体は、次の帳簿書類を作成し、監理事業を行う事業所に備えて置かなければなりません。保管期間は、帳簿書類の基となる技能実習が終了した日から1年間です（技能実習生が第2号までの3年間の実習を行った場合、第2号終了時から1年間、第1号開始時からの帳簿を備えて置く必要があります。）。

○ それぞれの帳簿書類に記載すべき最低限の事項は次のとおりです。

① 実習監理を行う実習実施者の管理簿

・ 実習監理を行う実習実施者の名簿（最低限の記載事項は次のとおり）

ア 氏名又は名称
イ 住所
ウ 代表者の氏名
エ 法人番号
オ 役員の氏名、役職及び住所
カ 技能実習を行わせる事業所の名称、所在地、選任されている技能実習責任者
キ 技能実習責任者の氏名及び役職
ク 技能実習指導員の氏名及び役職
ケ 生活指導員の氏名及び役職
コ 常勤職員数
サ 技能実習を行わせる事業所の常勤職員の総数
シ 技能実習生の受入れ実績（国籍（国又は地域）別）
ス これまでの中途帰国した技能実習生の実績（技能実習の区分別）
セ これまでの行方不明となった技能実習生の実績（技能実習の区分別）

・ 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書（参考様式第1－4号）
・ 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の就任承諾書及び技能実習に係る誓約書（参考様式第1－5号）
・ 監理団体と実習実施者の間の実習監理に係る契約の契約書又はこれに代わる書類

② 実習監理に係る技能実習生の管理簿

・ 実習監理に係る技能実習生の名簿（最低限の記載事項は次のとおり）

ア　氏名
イ　国籍（国又は地域）
ウ　生年月日
エ　性別
オ　在留資格
カ　在留期間
キ　在留期間の満了日
ク　在留カード番号
ケ　所属する実習実施者
コ　外国人雇用状況届出の届出日（技能実習生が雇用保険被保険者に該当する場合は、雇用保険被保険者通知書に記載されている確認（受理）通知年月日の日付）
サ　技能実習を実施している認定計画の認定番号
シ　技能実習を実施している認定計画の認定年月日
ス　技能実習を実施している認定計画の技能実習の区分
セ　技能実習を実施している認定計画の技能実習の開始日
ソ　技能実習を実施している認定計画の技能実習の終了日
タ　技能実習を実施している認定計画の変更認定に係る事項（変更の認定年月日、変更事項）
チ　技能実習を実施している認定計画の変更届出に係る事項（変更届出年月日、変更事項）
ツ　既に終了した認定計画に基づき在留していた際の前記オからキまでの事項
テ　既に終了した認定計画に係る前記サからチまでの事項

・ 技能実習生の履歴書（参考様式第1-3号）
・ 雇用契約書及び雇用条件書（参考様式第1-14 号）

③ 監理費に係る管理簿

・ 監理費管理簿（参考様式第4-5号）（最低限の記載事項は次のとおり）

ア　監理費を支払った団体監理型実習実施者の氏名又は名称
※　監理費を支払う者について、個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載。なお、監理費を支払った実習実施者が複数の事業所を有するときは、求人申込み等の主体となっている事業所の名称を記載。

イ　年月日
※　支出が行われた年月日を記載。

ウ　監理費の種類
※　職業紹介費、講習費、監査指導費、その他諸経費の種類ごとに記載。

エ　監理費の額

※　支出した監理費の額を種類ごとに記載。

オ　監理費の算出の根拠

※　監理費の算出根拠となった人件費や交通費等がわかるように記載。

カ　監理費の収支の状況

※　管理簿の記載対象期間における監理費の徴収額及び支出額について、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費の種類ごとに記載。

・　監理費管理簿の記載内容を裏付ける資料

※　支出事実を裏付ける書類（監査時に支出した交通費、入国後講習時に支出した講師への謝金の領収書等がこれに含まれる。）

※　徴収事実、監理費の算出の根拠を示す書類（請求書、領収書の写し等）

④　技能実習に係る雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿（参考様式第4-6号）

・　求人に関する事項

ア　求人者の氏名又は名称

※　求人者が個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載。求人者が複数の事業所を有するときは、求人の申込み及び採用選考の主体となっている事業所の名称を記載。

イ　求人者の住所

ウ　求人に係る連絡先

※　求人者において、求人及び採用選考に関し必要な連絡を行う際の担当者の氏名及び連絡先電話番号等を記載。

エ　求人受付年月日

※　求人を受け付けた年月日を記載。なお、同一の求人者から、複数の求人を同一の日に受け付ける場合で、受付が同時でない場合は、その旨記載。

オ　求人の有効期間

※　求人の取扱いに当たって、有効期間がある場合は、当該有効期間を記載するとともに、有効期間が終了した都度、その旨記載。なお、有効期間については、事前に求人者に説明しておくことが必要。

カ　職業紹介の取扱状況

※　当該求人者に求職者をあっせんした場合は、職業紹介を行った時期、求職者の氏名又は名称、採用・不採用の別を記載（当該求人者からの求人が複数ある場合は、求人が特定できるようにしておくことが必要。）。採用された場合は採用年月日も記載。なお、求人者・求職者とのトラブル防止の観点から、採用・不採用に至るまでの経緯を記載することも差し支えない。

・　求職に関する事項

ア　外国の送出機関の氏名又は名称

※　求職者を取り次ぐ外国の送出機関が個人の場合は氏名を、法人の場合は

名称を記載。

イ 求職者の氏名

ウ 求職者の生年月日

※ 年齢によっては、労働基準法上、就業制限があるので留意が必要。

エ 求職者の希望職種

※ 求職者の希望する職種を記載。

オ 求職受付年月日

※ 求職を受け付けた年月日を記載。

カ 求職の有効期間

※ 求職の取扱いに当たって、有効期間がある場合は、当該有効期間を記載するとともに、有効期間が終了した都度、その旨記載。なお、有効期間については、事前に求職者に説明しておくことが必要。

キ 職業紹介の取扱状況

※ 当該求職者に求人者をあっせんした場合は、職業紹介を行った時期、求人者の氏名又は名称、採用・不採用の別を記載。採用された場合は採用年月日も記載。なお、求人者・求職者とのトラブル防止の観点から、採用・不採用に至るまでの経緯を記載することも差し支えない。

⑤ 技能実習の実施状況の監査に係る書類

・ 監査報告書の写し(省令様式第 22 号)

※ 監査報告書のほかに、監査実施概要(参考様式第4-7号)を用いて監査を実施した場合には当該書類を併せて保存することが望ましい。その他、技能実習責任者・技能実習指導員からの報告内容、技能実習生との面談結果等を記録した文書、監査の際に撮影した設備等の写真等もあれば併せて保存することが望ましい。

⑥ 入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類

・ 入国前講習実施記録(参考様式第4-8号)

・ 入国後講習実施記録(参考様式第4-9号)

⑦ 訪問指導の内容を記録した書類

・ 訪問指導記録書(参考様式第4-10号)

⑧ 技能実習生から受けた相談の内容及び当該相談への対応を記録した書類

・ 団体監理型技能実習生からの相談対応記録書(参考様式第4-11号)(最低限の記載事項は次のとおり)

ア 相談の受付日

イ 相談をした技能実習生の氏名

ウ 相談を受け付けた者の氏名

エ 相談の内容

オ　相談の内容に関し必要な対応をした日

カ　相談の内容に関し必要な対応をした者の氏名

⑨ 外部監査の結果を記録した書類（外部監査の措置を講じている監理団体）

・ 外部監査報告書（参考様式第4-12号）

・ 外部監査報告書（同行監査）（参考様式第4-13号）

⑩ 外部役員による確認書類（外部監査の措置を講じていない監理団体）

・ 外部役員確認書（参考様式第4-14号）

○ また、事業所管大臣が当該特定の職種及び作業に特有の事情を踏まえた告示を制定することが可能となっており、帳簿書類についても告示が定められることがあります。この告示が定められた場合には、事業所管省庁、出入国在留管理庁、厚生労働省及び機構のHP等により周知します。

○ これらの帳簿書類は、機構が行う実地検査や主務大臣が行う立入検査の際にも提示できるよう適切に作成して備えておく必要があります。

【留意事項】

○ 電磁的記録による帳簿書類の作成・保存について

書面に代えて電磁的記録により帳簿書類の作成・保存を行うことも認められています。この場合には、以下の方法によることが必要となります。

・ 作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等（CD―ROM等で一定の事項を確実に記録しておくことができる物）をもって調製するファイルにより保存する方法

・ 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

また、書面によらず電磁的記録により帳簿書類の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、書面を作成できるようにする必要があります。

第19節　監査報告及び事業報告（技能実習法第42条）

【関係規定】

（監査報告等）

法第42条　監理団体は、その実習監理を行う団体監理型実習実施者について、第三十九条第三項の主務省令で定める基準に従い監査を行ったときは、当該監査の終了後遅滞なく、監

査報告書を作成し、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。 2 監理団体は、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとに監理事業に関する事業報告書を作成し、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。 3 第一項の規定による監査報告書の受理及び前項の規定による事業報告書の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。
（監査報告等） 規則第55条 法第四十二条第一項の監査報告書は、別記様式第二十二号によるものとする。 2 法第四十二条第二項の事業報告書は、技能実習事業年度ごとに、別記様式第二十三号により、監理事業の実施状況を記載し、翌技能実習事業年度の五月三十一日までに提出するものとする。 3 法第四十二条第二項の事業報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 直近の事業年度に係る監理団体の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書 二 前条第一項第六号に掲げる書類の写し 三 外部監査の措置を講じている監理団体にあっては、報告年度における第三十条第六項各号に規定する書類の写し

○ 監理団体は、実習監理を行う団体監理型実習実施者について監査（規則第52条第1号の監査のほか、同条第2号の臨時監査も含みます。）を行ったときは、当該監査の終了後遅滞なく、監査報告書（省令様式第22号）を作成の上、監査対象の実習実施者の住所地（法人の場合にあっては当該法人の本店の所在地）を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に2か月以内に提出しなければなりません。

○ また、監理団体は、毎年1回、監理事業を行う事業所ごとに事業報告書（省令様式第23号）を作成の上、次の書類を添付して、機構の本部事務所の審査課に提出しなければなりません。

① 直近の事業年度に係る監理団体の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
② 訪問指導の内容を記録した書類の写し
③ 外部監査の結果を記録した書類の写し（外部監査の措置を講じている監理団体）

○ この事業報告書は、毎年4月1日から5月31日までに、直近の技能実習事業年度（4月1日に始まり翌年3月31日に終わる技能実習に関する事業年度）に係る報告書を提出することとされています。なお、報告年度末までに監理許可を受けた場合は、当該年度に技能実習生の受入れを行っていなくても報告書の提出は必要です。例えば、7月1日から監理事業を開始した場合には、7月1日から翌年3月31日までの監理事業に関する事業報告書を作成し、翌年5月31日までに提出することとなります。

○　監理団体が、報告対象となる技能実習事業年度内に監理事業を廃止した場合には、事業報告書を提出する必要はありません。

○　報告対象となる技能実習事業年度内に監理事業を休止した、又は報告年度の前から監理事業を継続して休止している場合には、報告年度前から休止している場合も含めて報告書の提出が必要です。

第20節　個人情報の取扱いと秘密保持義務（技能実習法第43条・第44条）

【関係規定】

（個人情報の取扱い）

法第43条　監理団体は、監理事業に関し、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、監理事業の目的の達成に必要な範囲内で団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報を収集し、並びにその収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2　監理団体は、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

（秘密保持義務）

法第44条　監理団体の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

○　監理団体は、技能実習生の賃金、職歴、国籍（国又は地域）等や実習実施者の情報など、個人情報として保護する要請の高い個人情報を取り扱うことになるため、個人情報を適正に管理し、秘密を守るために必要な措置を講じておかなければならず、このことは監理団体の許可基準にも規定されています（法第25条第1項第4号及び第43条第2項）。

※　具体的には、指針に基づき、個人情報適正管理規程を作成しなければなりません。規程に最低限盛り込む事項を示した規程の例を別紙⑥として示していますので、参考にしてください。

○　これに加え、監理団体は、監理事業に関し、実習実施者等及び技能実習生等の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、監理事業の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を収集し、並びにその収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならないこととされています（法第43条第1項）。監理団体宛ての電話を他法人や監理団体の役職員以外の個人に転送したり、対応させたりすることは、

個人情報の取扱い上問題となる場合があります。

○　また、監理団体の役職員（退職者も含む。）は、正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととされており、秘密保持義務が課せられています。

第21節　留意事項

○　法人の合併等に際し、消滅する法人（以下「消滅法人」という。）が監理団体の許可を有しており、当該消滅法人の事業所において、合併後存続する法人（以下「存続法人」という。）又は合併により新たに設立される法人（以下「新設法人」という。）が引き続き監理事業を行う場合等には、以下のとおり取り扱うこととします。

第1　吸収合併の場合の取扱い

○　新規に監理団体の許可申請を要する場合は以下のとおりです。

①　合併前に存続法人が監理団体の許可を受けておらず、かつ、消滅法人が監理団体の許可を受けている場合であって、合併後に存続法人が監理事業を行おうとするときは、新規監理団体の許可申請が必要となります。この場合、監理団体の許可の期間に空白が生じることを避けるため、監理団体の許可申請に当たっては、例えば合併を議決した総会議事録等により合併が確実に行われることを確認することにより、合併と同日付けで許可を受けることが可能となるよう、存続法人において事前に監理団体の許可申請を行うこととなります。

②　その際、合併により、事業開始予定日まで又は事業開始予定日付けで、法人の名称、住所、代表者、役員、監理責任者が変更するときであって、これらについて、監理団体の許可申請時に合併を議決した総会議事録等により当該変更が確認できるときは、監理団体許可申請書（省令様式第11号）においては、変更後のものを記載し、変更後直ちに、その内容に違いがない旨の報告が必要となります。

③　合併後の法人に係る監理団体の許可申請を合併前の法人に行わせるものであるため、通常の監理団体の許可手続に必要な関係書類のほか、原則として、以下の書類を提出することが必要となります。

- 合併の経緯、合併後の法人及び監理事業を行う事業所の概要
- 関係法人の総会議事録（合併を議決したもの）
- 監理事業を行う事業所に係る賃貸借契約書の名義人変更に関する貸主の同意書
- 社会・労働保険等合併後に提出すべき書類

・ 存続する法人及び消滅する法人の最近の事業年度における貸借対照表等

④ また、財産的基礎に関する要件は、原則として、存続する法人の貸借対照表等により確認することとなりますが、合併により存続する法人の資産状況が大きく毀損するおそれがある場合（消滅する法人の最近の事業年度の決算において、多額の負債が確認できる場合など）にあっては、申請者から財産的基礎に関する要件を満たしていることを疎明してください。

○ 新規に監理団体の許可申請を要しない場合は以下のとおりです。

合併前に存続法人が監理団体の許可を受けている場合であって、合併後に存続法人が監理事業を行おうとするときは、新規の監理団体の許可申請を行う必要はありません（存続法人が一般監理事業を行っている場合も同様に、改めて一般監理事業の申請を行う必要はありません。）。なお、合併により法人の名称等に変更がある場合や監理事業所が増減する場合には、変更の届出を行うことが必要です。

※ 存続法人ではなく、消滅する法人が一般監理事業の許可を得ている場合であっても、優良要件の基準は監理事業を行う法人に着目して判断されるものであるため、存続法人に消滅する法人が得ていた監理許可が自動的に付与されることにはならず、一般監理事業としての実績も引き継がれないことに注意してください（仮に消滅法人が第3号技能実習の実習監理を行っている場合には、他の一般監理団体への転籍が必要となりますので、ご注意ください。）。

第2 新設合併の場合の取扱い

○ 新設合併の場合（合併する法人が全て解散し、それと同時に新設法人が成立する場合）には、合併後に新設法人が監理事業を行うときは、新規の監理団体の許可申請が必要となります。

○ この場合、吸収合併の場合の取扱いと同様の手続により事前に監理団体の許可申請を行うこととして差し支えありませんが、申請時には新設法人の主体はないため、特例的に合併後の予定に基づいて申請書等を記載するものとし、新設法人の成立後直ちに、その内容に違いがない旨を報告することが必要です。

○ なお、全ての消滅法人が合併前に監理団体の許可を受けており、かつ、当該消滅法人の事業所において、合併後に新設法人が引き続き監理事業を行うときであっても、財産的基礎に関する判断に係る許可基準については、通常どおり取り扱うこととなります。

第3　吸収分割・新設分割の場合の取扱い

○　吸収分割の場合

①　既存の法人が既に存在する他法人に既存事業を分割し継承させる吸収分割の場合には、吸収合併の場合の取扱いに準じて対応することとなります。

○　新設分割の場合

①　既存の法人が、新設する法人に既存事業の一部を継承させる新設分割の場合には、既存法人が得ている監理事業の許可が一般監理事業か特定監理事業かの区分にかかわらず、必ず新規監理団体の許可申請が必要となります。

※　事業の一部を分割する既存の法人が一般監理事業の許可を得ている場合であっても、優良要件の基準は法人に着目して判断されるものであるため、当該事業の一部を継承する新設法人に監理許可が自動的に付与されることにはならず、一般監理事業としての実績も引き継がれないことに注意してください。

※　仮に既存の法人から分割され継承しようとする既存事業に、第3号技能実習の実習監理を含む場合であっても、新設法人が新たに一般監理事業の許可を得られるまでの間は、第3号技能実習の実習監理は行うことはできませんので、ご注意ください。

○　なお、分割する法人について事業所数等が変更したときは、変更の届出を行うことが必要です。

第6章　技能実習生の保護

○　監理団体（※）又はその役職員は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、技能実習生の意思に反して技能実習を強制してはなりません（法第46条）。

※　許可を受けた監理団体のほか、許可を受けずに実習監理を行う者も含みます。

○　監理団体（※）又はその役職員は、技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはなりません（法第47条第1項）。

また、監理団体（※）又はその役職員は、技能実習生等（技能実習生になろうとする者を含みます。）に技能実習に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせ、又は技能実習生等との間で貯蓄金を管理する契約をしてはなりません（法第47条第2項）。

※　許可を受けた監理団体のほか、許可を受けずに実習監理を行う者も含みます。

○　実習実施者若しくは監理団体（※）又はこれらの役職員は、技能実習生の旅券又は在留カードを保管してはなりません（法第48条第1項）。

また、実習実施者若しくは監理団体（※）又はこれらの役職員は、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限してはなりません（法第48条第2項）。

※　認定を受けた実習実施者又は許可を受けた監理団体のほか、認定を受けずに技能実習を行わせる者又は許可を受けずに実習監理を行う者も含みます。

○　実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役職員が技能実習法令の規定に違反する事実がある場合においては、技能実習生は、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することができます。また、この申告をしたことを理由として、技能実習生に対して不利益な取扱いをすることは禁止されています（法第49条）。

第1節　禁止行為（技能実習法第46条から第48条まで）

第1　暴力、脅迫、監禁等による技能実習の強制の禁止

【関係規定】

（禁止行為）

法第46条　実習監理を行う者（第四十八条第一項において「実習監理者」という。）又はその役

員若しくは職員（次条において「実習監理者等」という。）は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、技能実習生の意思に反して技能実習を強制してはならない。

○ 実習監理者又はその役職員が、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、技能実習生の意思に反して技能実習を強制することは禁止されています。

これに違反した場合には、罰則（1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金）の対象となります（法第108条）。

【留意事項】

○ 実習実施者による暴力、脅迫、監禁等による技能実習の強制について

法第46条では実習実施者について触れられていませんが、使用者である実習実施者については、労働基準法第5条（強制労働の禁止）の適用があります。違反した場合の罰則も、技能実習法と同様の量刑となっています。

● 労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

（強制労働の禁止）

第5条　使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

第117条　第五条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

○ 実習監理を行う者について

法第46条から第48条までの規定では「監理団体」ではなく「実習監理者（実習監理を行う者）」との用語を用いていますが、これは、本条については、監理団体の許可を受けた者のみをその対象とするのではなく、許可を受けずに実習監理を行う者についてもその対象とする必要があるため、このような用語を用いているものです。

第2　技能実習に係る契約の不履行についての違約金等の禁止

【関係規定】

法第47条　実習監理者等は、技能実習生等（技能実習生又は技能実習生になろうとする者をいう。以下この条において同じ。）又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

2　実習監理者等は、技能実習生等に技能実習に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせ、又は技能実習生等との間で貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

○　技能実習生との間で違約金等の契約がされることは、実習実施者における業務従事の強制等の問題を引き起こし、技能実習生の自由意思に反した人権侵害行為を惹起するおそれがあり、このような行為から技能実習生を保護することが必要とされています。

○　このため、実習監理者又はその役職員が、技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をすることは禁止されています。

これに違反した場合には、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となります（法第111条第4号）。

【留意事項】

○　実習実施者による技能実習に係る契約の不履行についての違約金等の禁止について

法第47条では実習実施者について触れられていませんが、使用者である実習実施者については、労働基準法第16条（賠償予定の禁止）及び第18条（強制貯金）の適用があります。違反した場合の罰則も、技能実習法と同様の量刑となっています。

● 労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

（賠償予定の禁止）

第16条　使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

（強制貯金）

第18条　使用者は、労働契約に附随して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

2～7　（略）

第119条　次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　･･･、第十六条、･･･、第十八条第一項、･･･の規定に違反した者

二～四　（略）

○　保証金の徴収について

保証金の徴収は、法第47条が禁止する「技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約」に該当するものであり、禁止されています。保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産を管理することがあってはなりません。

○　監理団体が外国の送出機関に対して違約金等の設定を行うことについて

技能実習生が技能実習に係る契約の不履行をした場合を想定して、監理団体が外国の送出機関に対して違約金等の設定を行うことは、技能実習生等との直接の契約でなくとも、

違約金を払う立場の外国の送出機関が技能実習生等から保証金や高額な手数料等を徴収するおそれがあるため、技能実習生の保護の観点からあってはならないものです（規則第10条第2項第6号ロの規定にも違反するものです）。

監理団体が、外国の送出機関と上記の内容の違約金等を定める契約を締結したことをもって、監理団体の許可の取消しの対象となった事例があります。

送出機関との間で技能実習生の受入事業に係る契約を締結する際は十分に内容を確認するようにしてください。

第3 旅券・在留カードの保管等の禁止

【関係規定】

法第48条 技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員若しくは職員（次項において「技能実習関係者」という。）は、技能実習生の旅券（入管法第二条第五号に規定する旅券をいう。第百十一条第五号において同じ。）又は在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。同号において同じ。）を保管してはならない。

2 技能実習関係者は、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限してはならない。

○ 技能実習生の旅券や在留カードの保管や外出等の私生活の自由の制限は、技能実習生の国内における移動を制約することで実習実施者における業務従事の強制等の問題を引き起こし、技能実習生の自由意思に反した人権侵害行為を惹起するおそれがあり、こうした行為から技能実習生を保護することが必要とされています。

○ このため、技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員若しくは職員が、技能実習生の旅券や在留カードを保管することは、技能実習生の同意の有無や理由によらず、禁止されています。

特に、技能実習生の意思に反して技能実習生の旅券や在留カードを保管した場合には、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となります（法第111条第5号）。

○ また、技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員若しくは職員が、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限することは禁止されています。

具体的には、技能実習生に対して、本人が所有する携帯電話等の私物を取り上げる行為、外出を一律に禁止する行為（宿泊施設について合理的な理由なく一律の門限を設けることを含む）、男女交際等を禁止する行為、妊娠しないこと等を誓約させる行為、健康保険証（健康保険証として使用する個人番号カード（マイナンバーカード）を

含む。）を取り上げるなどの必要な医療機関の受診を阻害する行為、宿泊施設内の居室等の技能実習生のプライベートな空間に理由なくカメラを設置する（防犯目的でプライベートな空間が写らないように設置した場合は除く）等が想定されます。

これに違反して、技能実習生に対し、解雇その他の労働関係上の不利益又は制裁金の徴収その他の財産上の不利益を示して、技能実習が行われる時間以外における他の者との通信若しくは面談又は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した場合には、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となります（法第111条第6号）。

【留意事項】

○ 技能実習を行わせる者について

法第48条の規定では「実習実施者」ではなく「技能実習を行わせる者」との用語を用いていますが、これは、本条については、技能実習計画の認定を受けた者のみをその対象とするのではなく、認定を受けずに技能実習を行わせる者についてもその対象とする必要があるため、このような用語を用いているものです。

第2節　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対する申告（技能実習法第49条）

【関係規定】

（出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対する申告）

法第49条　実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員（次項において「実習実施者等」という。）がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、技能実習生は、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することができる。

2　実習実施者等は、前項の申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをしてはならない。

○ 技能実習生本人が、技能実習法令に違反する行為に遭遇した際に、自ら実習実施者、監理団体等の不法行為を申告することができれば、迅速かつ的確な主務大臣の権限行使によって、不法行為を是正することが可能となり、技能実習生の保護が図られることとなります。

○ このため、実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役職員が技能実習法令の規定に違反する事実がある場合においては、技能実習生は、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することができることとしています。

○　この申告については、機構が実施する母国語による相談窓口（電話、メール）を通じて行うこともできます。入国後講習において、法的保護に必要な情報について講習する際に、技能実習生に対して確実に周知することが必要です。なお、申告の制度については、入国時に技能実習生に配付する技能実習生手帳にも記載しています。

○　実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役職員が、技能実習生が申告をしたことを理由として技能実習の中止その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。
　これに違反した場合には、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となります（法第111条第7号）。

○　なお、 技能実習生には日本人と同様に労働基準法関係法令が適用されますので、同法令違反がある場合には、労働基準監督機関に対し、労働基準法に基づく規定されている申告をすることもできます。

【留意事項】

○　代理人による申告について

　申告は、技能実習生本人だけでなく、技能実習生から委任を受けた代理人によっても可能です。代理人が申告を行う場合にあっては、技能実習生の意思による申告であることを明らかにするため、委任状を併せて提出することが必要となります。

第7章　補則

○　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は実習実施者に対し、主務大臣は監理団体に対し、必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をすることができます。また、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行います（法第50条）。

○　実習実施者及び監理団体は、技能実習実施困難時届出、事業の休廃止届出等をしようとするときは、技能実習の継続を希望する技能実習生が引き続き技能実習を行うことができるよう、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じなければなりません。また、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は実習実施者及びその関係者に対し、主務大臣は監理団体及びその関係者その他関係者に対し、その措置の円滑な実施のために必要があると認めるときは、指導及び助言を行うことができます（法第51条）。

○　主務大臣は、実習実施者が円滑に技能等の評価を行うことができるよう、技能実習評価試験の振興に努めなければなりません。また、公正な技能実習評価試験が実施されるよう、技能実習評価試験の基準を定めます（法第52条）。

○　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、事業所管大臣に対して、当該事業に係る技能実習に関し必要な協力を要請することができます（法第53条）。

○　事業所管大臣は、事業所管大臣のほか、その所管する事業に係る実習実施者や監理団体等により構成される事業協議会を組織することができます（法第54条）。

○　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために、関係行政機関の長に対して情報の提供をすることができます。また、他の法律に基づく措置が必要な場合には、その所管大臣に対して速やかな実施を求めることができます（法第55条）。

○　地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、当該機関のほか、地方公共団体の機関等の関係機関により構成される地域協議会を組織することができます（法第56条）。

第1節　指導及び助言等（技能実習法第50条）

【関係規定】
（指導及び助言等）
法第50条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は実習実施者に対し、主務大臣は監理団体に対し、この章の規定の施行に関し必要があると認めるときは、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要な指導及び助言をすることができる。
2　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

○　技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のためには、実習実施者や監理団体が技能実習関係法令に従って技能実習を適切に行わせたり、監理事業を行ったりすることが必要です。このため、主務大臣等やその業務を担う機構が、実習実施者や監理団体に対し、必要な指導及び助言をしていくことが求められています。

○　また、開発途上地域等から来日する技能実習生については、日本で技能等の修得等をするに当たって、様々な困難に直面することが想定されますが、技能実習生の受入れを担う実習実施者や監理団体が、技能実習生の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことが大前提として必要です。

○　この実習実施者や監理団体による相談応需・情報提供等に加え、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣も、技能実習生の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことが求められています。具体的には、機構において、母国語による相談窓口（電話、メール等）を整備し、日本で生活をするに当たって生ずる様々な問題や職場で技能実習を行うに当たって生ずる様々な問題について対応しています。
　また、母国語による相談窓口の中に、暴行や脅迫等の緊急案件に関する専用相談窓口として「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」を設けています。窓口への連絡は、母国語相談窓口の各言語の電話番号（下表参照）にコールし、アナウンスのあと「1」を押すことでつながります。

○　機構における母国語による相談窓口については、以下のとおりですが、詳細は、機構のHPを確認してください。
　また、当該情報については、入国時に技能実習生に配付する技能実習生手帳にも記載しておりますので、入国後講習において、法的保護に必要な情報の科目を行う際に、技能実習生に対して技能実習生手帳を教材として使用して確実に周知することが

必要です。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL
ベトナム語	月～金、土 11:00～19:00 （土曜：9:00～17:00）	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金、土 11:00～19:00 （土曜：9:00～17:00）	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、木、土 11:00～19:00 （土曜：9:00～17:00）	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、木、土 11:00～19:00 （土曜：9:00～17:00）	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、日 11:00～19:00 （日曜：9:00～17:00）	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

○　地方事務所・支所においても相談窓口を設置し、相談対応を実施しています。 特に母国語相談窓口で対応していない言語については、地方事務所・支所で通訳人の確保に努めた上で相談対応しています。

第2節　連絡調整等（技能実習法第51条）

【関係規定】

（連絡調整等）

法第51条　実習実施者及び監理団体は、第十九条第一項若しくは第三十三条第一項の規定による届出、第十九条第二項の規定による通知又は第三十四条第一項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしようとするときは、当該実習実施者及び当該監理団体に係る技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の実習実施者又は監理団体その他関係者との連絡調整その他の必要な措置を講じなければならない。

2　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は第一号に掲げる者に対し、主務大臣は第二号に掲げる者に対し、前項に規定する措置の円滑な実施のためその他必要があると認めるときは、必要な指導及び助言を行うことができる。

一　実習実施者及びその関係者（監理団体の関係者を除く。）

二　監理団体及びその関係者その他関係者（前号に掲げる者を除く。）

○　技能実習生を受け入れている実習実施者や監理団体の事情により、技能実習を行わせることや監理事業を続けることが困難となった場合等において、技能実習生が他の実習実施者や監理団体に円滑に転籍することができなければ予定していた期間の技能実習を行うことができず、技能実習生が途中帰国を余儀なくされることとなります。

○　このような事態を防止するため、実習実施者や監理団体が、技能実習実施困難時届出、事業の休廃止届出等をしようとするときは、責任を持って実習実施者や監理団体が他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じ、技能実習生の円滑な転籍の支援を図ることが義務付けられています。

　なお、転籍については、実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合に認められます。

○　また、主務大臣等はその措置の円滑な実施のために必要があると認めるときは、実習実施者や監理団体等に対する指導及び助言を行うことができます。

　具体的には、機構HPにおいて、転籍を支援するための「監理団体向け実習先変更支援サイト」（https://www.support.otit.go.jp/kanri/）を開設しており、同サイトにおいて、実習先変更を希望する技能実習生を新たに受け入れることができる監理団体の

情報を掲載しています。これにより、技能実習を行わせることが困難となった実習実施者や監理団体等が、技能実習生の新たな受入れ先を円滑に確保するための措置を講ずることとしています。詳細は、機構のHPを確認してください。

○　あわせて、技能実習の実施が困難になった技能実習生について、機構から転籍、生活等の支援状況を照会させていただく場合がありますので御協力をお願いします。

○　なお、機構では、やむを得ない事情（※）で技能実習の実施が困難となった技能実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者を募集しておりますので、御検討、御協力いただける方は、機構地方事務所・支所の援助課又は指導課（援助担当）に、御相談ください。

※　実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情。

【留意事項】

○　技能実習の終期までの実施について

実習実施者には認定を受けた技能実習計画に定める実習期間の終期まで技能実習を行わせる義務があり、監理団体には当該義務が適切に履行されるよう監理する義務があります。法第51条は技能実習を行わせることや監理事業を続けることが困難となった場合等の対応について規定していますが、このような技能実習期間の途中での中止は、倒産等のやむを得ない事情がある場合を除いては、実習実施者や監理団体の一方的な都合によるものであってはなりません。

○　実習先変更に緊急性を要する場合等の対応について

実習先変更に緊急性を要する場合に、実習実施者や監理団体等の自助努力のみでは転籍先を確保できない場合も想定されますが、そのような場合には、監理団体等に対して個別の支援を行えるケースがありますので、まずは機構地方事務所・支所の援助課又は指導課（援助担当）に、御相談ください。

○　実習実施者等を変更する場合の調整について

実習実施者、監理団体又は取次送出機関の少なくともいずれか1つを変更する場合にあっては、関係する当事者間で争いとなることがないよう、技能実習生を含めた当事者間で、事前の同意を得ておくことが望まれます。

例えば、実習実施者及び監理団体が変更される場合においては、対象となる技能実習生、変更前後の実習実施者、変更前後の監理団体及び取次送出機関の6者の間で、変更に係る同意を得ておくことが望まれます。

さらに、上記に加え、取次送出機関も併せて変更となる場合には、変更後の送出機関も

含めた最大7者の同意を得ることが望まれます。

○ 実習実施者や監理団体が認定・許可の取消しを受けた場合や監理団体が許可の有効期間の更新を受けることができなかった場合の調整について

実習実施者や監理団体は、認定・許可の取消しを受けた場合や監理団体が許可の有効期間の更新を受けることができなかった場合であっても、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じることが求められます。

第3節 技能実習評価試験（技能実習法第52条）

【関係規定】

（技能実習評価試験）

法第52条 主務大臣は、実習実施者が円滑に技能等の評価を行うことができるよう、技能実習評価試験の振興に努めなければならない。

2 主務大臣は、公正な技能実習評価試験が実施されるよう、技能実習評価試験の基準を主務省令で定めるものとする。

（技能実習評価試験の基準等）

規則第56条 法第五十二条第二項に規定する主務省令で定める技能実習評価試験の基準は、次のとおりとする。

一 技能実習生が修得等をした技能等について公正に評価すること。

二 技能実習の区分に応じて、等級に区分して行うこと。

三 実技試験及び学科試験によって行うこと。

四 職員、設備、業務の実施方法その他の試験実施者の体制を、技能実習評価試験を適正かつ確実に実施するために適切なものとすること。

五 前各号に掲げるもののほか、公正な技能実習評価試験の実施のために必要な措置を講じること。

○ 開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進という技能実習制度の目的を達成するためには、技能実習により技能等の修得等を行った技能実習生が、技能実習終了時に目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験を受検し、適切に技能実習の効果を測定する必要があります。

○ 技能検定については、職業能力開発促進法においてその内容や要件等が定められている一方で、技能実習評価試験は技能検定が存在しない職種について技能実習特有に整備された試験であるため、技能実習法において、その振興に努めるとともに、その信頼性の担保のため技能実習評価試験の基準を定めています。

○　具体的には、規則第56条各号に基準を定めており、その詳細な内容については、厚生労働省人材開発統括官が定める「技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領」において規定がされていますので、そちらも併せて御参照ください。

○　機構では、技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定又は技能評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定の審査への円滑な反映等につなげていく業務を行っています。

詳細は、機構のHP等を確認してください。

【留意事項】

○　機構による受検支援の申込み時期

第1号技能実習に係る申込みは、認定を受けたら速やかに、遅くとも技能実習修了の6か月前まで。

第2号技能実習及び第3号技能実習に係る申込みは、認定を受けたら速やかに、遅くとも技能実習修了の12か月前まで。

○　技能実習生が技能検定又は技能実習評価試験を受検後に、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）が試験実施機関から当該技能実習生の技能検定の合格証書若しくは技能検定試験合格通知又はこれに相当する技能実習評価試験の合格を証明する書面を受領した場合は、監理団体や実習実施者が保管することなく、速やかに当該技能実習生本人へ手交してください。

第4節　事業所管大臣への要請及び事業協議会（技能実習法第53条・第54条）

【関係規定】

（事業所管大臣への要請）

法第53条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要があると認めるときは、特定の業種に属する事業を所管する大臣（次条第一項において「事業所管大臣」という。）に対して、当該特定の業種に属する事業に係る技能実習に関し必要な協力を要請することができる。

（事業協議会）

法第54条　事業所管大臣は、当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係る実習実施者又は監理団体を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会（以下この条において「事業協議会」という。）を組織することができる。

2　事業協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の事業協議会が必要と認める者をそ

の構成員として加えることができる。
3 事業協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。
4 事業協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
5 前各項に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、事業協議会が定める。

○ 技能実習は幅広い職種・作業分野において行われており、技能実習生を受け入れている職種・作業ごとに、技能等の修得等に当たって必要となる知識や抱えている課題等が異なっています。

このため、主務大臣等及び機構による全般的な指導監督に加え、個別の職種・作業分野についても、当該職種・作業に係る知見を有する事業所管大臣が一定の関与をすることができる制度となっています。

○ 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要があると認めるときは、事業所管大臣に対して、当該特定の業種に属する事業に係る技能実習に関し必要な協力を要請することができます。要請を受けた事業所管大臣は、各省所管の法令に基づく権限行使や各省の所掌事務の範囲内での行政指導を行うこととなります。

○ また、事業所管大臣は、自らのほか、業界団体、機構等を構成員とする事業協議会を組織することができます。

具体的には、事業協議会では、技能実習生を受け入れている職種・作業ごとに、問題事案の共有や自主基準の策定を行うことなどを通じて、当該職種・作業分野における技能実習の適正化につなげていくことが想定されています。

第5節 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等（技能実習法第55条）

【関係規定】
（他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求等）
法第55条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する情報の提供をすることができる。

2　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

3　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、当該措置の実施状況について報告を求めることができる。

○　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する情報の提供をすることができます。

○　また、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができます。

【留意事項】

○　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との関係について

　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律において、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」（同法第8条第1項）と定められていますが、この「法令に基づく場合」に法第55条第1項の規定が該当することとなり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との関係が整理され、関係行政機関の長に対する個人情報の提供が可能とされています。

第6節　地域協議会（技能実習法第56条）

【関係規定】

（地域協議会）

法第56条　地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、当該機関及び地方公共団体の機関その他の関係機関により構成される協議会（以下この条において「地域協議会」という。）を組織することができる。

2　地域協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の地域協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

3　地域協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技

能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その地域の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

4 地域協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

5 前各項に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

○ 地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、自らのほか、地方公共団体の機関、機構等を構成員とする地域協議会を組織することができます。

これは、技能実習生を受け入れている地域ごとに、技能実習生の受入れに関し抱えている課題等が異なっている中で、各地域の出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、機構等との相互の連携を図り、地域レベルでの関係機関の情報共有等を図る仕組みを構築することを目的としています。具体的には、

① 技能実習制度の運用についての関係機関による情報共有の結節点となる場

② 技能実習における不正防止及び技能実習生の保護に重点を置いた取組方針を関係機関が確認する場

等としての役割を担うことが想定されています。

○ 具体的に地域協議会が担う業務としては、例えば、

① 技能実習の適正化に向けた地域での取組方針の協議・決定

② 地域における技能実習の現状等のデータ、制度運用上の留意点等の把握・共有

③ 事業所管省庁の出先機関、都道府県等との密接な連携の確保・強化

等が考えられます。

【留意事項】

○ 地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関について

各地域の出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとして、例えば事業所管省庁の出先機関等も地域協議会の構成員として想定されます。

○ 地方公共団体の機関その他の関係機関について

地方公共団体の機関としては、監理団体となる法人（事業協同組合等）の許認可権者であるという観点や、都道府県における国際協力の推進の観点から、主に都道府県が想定されています。

○ 実習実施者や監理団体等の地域協議会への参画について

地域協議会は、地域レベルでの行政機関相互間の情報共有等を図る仕組みであり、不正事案や問題事案等についての協議も行うことが想定されていることから、実習実施者や監理団体等の事業者が地域協議会に参画することは想定されていません。

第8章　養成講習

○　監理団体において監理事業を行う事業所ごとに選任することとされている監理責任者及び監理団体が監理事業を適切に運営するために設置することとされている指定外部役員又は外部監査人、実習実施者において選任することとされている技能実習責任者については、いずれも、3年ごとに、主務大臣が適当と認めて告示した機関（以下「養成講習機関」という。）によって実施される講習（以下「養成講習」という。）を受講しなければなりません。

○　監理団体の監理責任者以外の職員（監査を担当する職員）、技能実習指導員及び生活指導員については、養成講習の受講は義務付けられてはいませんが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、これらの者についても、養成講習を受講することが望まれます。特に、これらの者に対し3年ごとに養成講習を受講させることが、優良な監理団体又は優良な実習実施者と判断する要件の1つとなっています。

○　養成講習機関名及び講習実施日程は、主務省庁のHP（出入国在留管理庁：https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00144.html、厚生労働省：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html）で案内していますので、御確認の上、各養成講習機関に受講の申込みを行ってください。

○　養成講習機関となる場合の要件、手続等については、以下のとおりとなります。

第1節　養成講習機関の要件等

第1　養成講習機関において実施する養成講習

○　養成講習機関として主務大臣の確認を受けるに当たっては、養成講習機関は、以下の（1）、（2）のいずれか又は両方の講習を実施する必要があります。

（1）監理団体を対象とした養成講習

ア　監理責任者

イ　指定外部役員

ウ　外部監査人

エ　監査担当職員（監理責任者以外の職員）

（2）実習実施者を対象とした養成講習

ア　技能実習責任者

イ　技能実習指導員

ウ　生活指導員

○　なお、当初（1）又は（2）の養成講習のみを実施する養成講習機関として主務大臣の確認を受け告示された後、業務の拡大に伴い、後に（1）及び（2）の養成講習も実施する養成講習機関として主務大臣の確認を受けることも可能です。

第2　養成講習機関の要件

○　告示される養成講習機関は、以下の全てを満たすものと主務大臣が確認した機関であることが必要です。

①　技能実習に関する講習若しくは研修又は労働関係法令に関する講習若しくは研修等を主体的に行った事業実績（広く一般に受講者を募集して開催したものに限り、単に外部講師を招聘した場合は除く。）が申込日の属する年度又はその前年度を含む直近3年度において少なくとも各1回以上有する法人であること。

②　法人及びその役員が、法第10条及び法第26条の各号（欠格事由）に該当しないものであること。

③　資産について、債務超過の状況にないこと。

④　実習実施者又は監理団体のいずれでもないこと。

⑤　後記第3節から第8節までに則した講習が予定されていること。

⑥　過去3年以内に主務大臣から法令違反等を理由に養成講習機関としての告示を削除されていないこと。

⑦　その他不適当であると判断するに足る理由がないこと。

○　養成講習機関は、申込みの際に主務大臣の確認を受けた事項の内容に変更があった場合は、改めて該当する事項について要件を満たす旨の確認を受けなければなりません。

第2節　手続関係

第1　養成講習機関の新規募集

○　養成講習機関については、厚生労働省の HP で募集を行います。養成講習機関となることを希望する者は、養成講習機関の募集に当たり開催される主務省庁の説明会に

必ず参加してください。

なお、説明会への参加を希望する事業者は、厚生労働省のHPの該当ページから、事前に参加登録を行う必要があります。

○ 養成講習機関の募集は、2年ごとに行います。

※ 次の募集時期は令和7年 12 月1日から令和7年 12 月 28 日までとする予定です。

第2 養成講習機関となることへの申込み

○ 養成講習機関となることを希望する者のうち、監理団体を対象とした養成講習の実施を希望する者は、監理責任者等講習実施申込書(参考様式第5－1号)、実習実施者を対象とした養成講習の実施を希望する者は、技能実習責任者講習等申込書(参考様式5－2号)を作成し、次の書類を添えて、養成講習機関の上記募集期間内に主務大臣に提出してください。上記申込書及び次の書類は正本 1 部副本 1 部を提出してください。なお、主務大臣が養成講習を適切に行うことができる養成講習機関であると確認し、告示をするまでに3か月程度を要しますので、あらかじめ御留意ください。

① 定款又は寄附行為の写し及び法人登記事項証明書 (養成講習を実施することが事業として位置付けられているか、又は、事業に明確に含まれると解釈できるもの。)

② 技能実習に関わる講習若しくは研修又は労働関係法令に関する講習若しくは研修等の事業実績を証する書類(具体的には、①講習又は研修等の日時、場所、受講対象者等が記載された受講者募集案内、②講習又は研修等のテキスト及び資料、③受講者氏名(所属名を含む。)、講師氏名等を記載した実施結果を証する書類等)

③ 代表者及び役員の履歴書

④ 直近年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他資産の内容を証する下記(ア)及び(イ)の書類

(ア)直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(持分会社にあっては、社員資本等変動計算書。以下「株主資本等変動計算書等」という。)の写し(税務署に提出したもの。)

(イ)資産の内容及びその権利関係を証する以下の書類

a 直近の事業年度における法人税の納税申告書の写し(税務署の受付印のあるもの(電子申請の場合にあっては、税務署に受け付けられた旨が確認できるもの。以下同じ。)に限る。法人税法施行規則別表1及び4は、必ず提出すること。)

なお、連結納税制度を採用している法人については以下に掲げる書類

(a)直近の連結事業年度における連結法人税の納税申告書の写し(連結親法人の所轄税務署の受付印のあるものに限る。法人税法施行規則別表1の2「各連結事業年度分の連結所得に係る申告書」の写し及び同申告書添付書類「個別帰属額等の一覧表」の写しのみでよい。ただし、別表7の2付表2「連結欠損金個別帰属額に関する明細書」を提出する場合には、その写しを併せて提出すること。)

(b)直近の連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書(申出法人に係るものに限る。)の写し(税務署に提出したもの。ただし当該届出書の別表にあっては別表4の2付表「個別所得の金額の計算に関する明細書」の写しのみでよい。))

b 納税証明書(国税通則法施行令第41条第1項第3号ロに係る同施行規則別紙第8号様式(その2)による法人の最近の事業年度における所得金額に関するもの)

なお、連結納税制度を採用している法人については納税証明書(国税通則法施行令第41条第1項第3号ロに係る同施行規則別紙第8号様式(その2)による最近の連結事業年度における連結所得金額に関するもの))

⑤ 養成講習実施日程書(参考様式第5－3号、第5－4号)の案

⑥ 養成講習において配布予定のテキスト及び資料

⑦ 養成講習をオンラインによる非対面方式で実施することが可能であることがわかる資料

⑧ 受講の申込みをオンライン(メールによる申請を含む。)により受け付けることが可能であることがわかる資料

⑨ 受講証明書を電子媒体により交付することが可能であることがわかる資料

第3 養成講習機関の公表

○ 主務大臣は、前記第1節の第2の要件を満たすと確認し告示した養成講習機関に対して、養成講習機関番号を発行します。

※ 養成講習機関番号は、1養成講習機関に対して1つ発行し、原則として変更しません。養成講習機関番号は、001～999 とします。

○ 養成講習機関番号を発行した養成講習機関については、主務大臣の告示をもって公表します。

○ 養成講習機関による受講者の募集は、告示後に開始できます。

第4　養成講習機関の名称等の変更

○　養成講習機関の名称、住所又は講習実施エリアが変更となった場合には、養成講習実施申込書（参考様式第５－１号、第５－２号）を変更後の内容で作成し、当該変更に名称又は住所の変更が含まれる場合は法人登記事項証明書を添付の上、主務大臣に提出してください。なお、養成講習機関の名称等の変更手続には一定の時間を要することから変更することが決まった時点で、可能な限り早めに御相談ください。

○　養成講習機関として、引き続き告示への掲載を希望しない場合にあっては、希望しないことが決まった時点で、可能な限り早めにご相談ください。

第3節　養成講習の内容等

第1　養成講習の対象者

○　監理団体を対象とした養成講習については、1種類の科目「監理責任者等講習」として、以下の者を対象に実施します。

①　監理事業を行っている者又は行おうとする者により、監理責任者、指定外部役員又は外部監査人として選任されている者（選任予定の者も含む。）

②　その他監理責任者等講習を受講して、監理事業に関する一定水準の知識を習得し、理解を深めようとする者（監理団体の監理責任者以外の監査を担当する職員を含む。）

○　実習実施者を対象とした養成講習については、3種類の科目「技能実習責任者講習」、「技能実習指導員講習」、「生活指導員講習」として、以下の者を対象に実施します。

①　技能実習責任者講習

ア　技能実習生を受け入れて技能実習を行わせている者又は行わせようとする者により、技能実習責任者に選任されている者（選任予定の者も含む。）

イ　その他技能実習責任者講習を受講して、一定水準の知識を習得し、理解を深めようとする者

②　技能実習指導員講習

ア　技能実習生を受け入れて技能実習を行わせている者又は行わせようとする者により、技能実習指導員に選任されている者（選任予定の者も含む。）

イ　その他技能実習指導員講習を受講して、一定水準の知識を習得し、理解を深

めようとする者

③ 生活指導員講習

ア 技能実習生を受け入れて技能実習を行わせている者又は行わせようとする者により、生活指導員に選任されている者（選任予定の者も含む。）

イ その他生活指導員講習を受講して、一定水準の知識を習得し、理解を深めようとする者

第2 養成講習の内容等

（1） 養成講習の内容

○ 養成講習は、各科目について、所定の講義項目（後記第5節参照）に基づき実施する必要があります。（養成講習機関において内容を充実させることは差し支えありません。（その際、各講義項目の所定の講義時間数を減らすことはできません。））

○ また、技能実習法又は出入国若しくは労働に関する法令等の改正や政策に変更が生じたことにより、各講習の内容に変更や追加すべき事項が生じた場合、遅滞なく適切な変更又は追加等をしなければなりません。

○ なお、主務省庁から別途各講習の内容に関し変更又は追加等の指示があった場合には、その指示に従って必要な変更又は追加等を行うことが必要です。

（2） テキスト・資料等の内容

○ 養成講習で使用するテキスト等については、養成講習機関において個々に作成するものとしますが、所定の内容（後記第6節参照）を必ず含める必要があります。

○ また、内容に不適切な点があると主務省庁が指摘をした場合は、速やかに修正しなければなりません。

（3） 養成講習の理解度の確認

○ 養成講習の終わりに、理解度を確認するためのテスト（以下「理解度テスト」という。）を後記第7節に従って実施しなければなりません。

第3　養成講習の実施方法等

（1） 養成講習の開催

○　養成講習は、オンラインによる非対面方式で実施することが基本となっています。オンラインによる非対面方式で実施する場合の要件等については、後記第8節に定めています。この場合、以下のエリア（※）に関係なく講習を実施することができます。

　しかしながら、オンラインによる非対面方式で受講できない者がいることも想定されます。そのため、当面の間、オンラインによる非対面方式での実施に加え、対面による講習も実施しなければなりません。対面による講習は以下のエリア（※）単位で実施します。養成講習機関となることを希望する者は、申込みの際に対面による講習を実施するエリアを申請します（複数エリアの申請が可能です）。講習を実施することとなったエリアについては、エリア内の全都道府県で各講習の種類（科目）ごとに年度に1回は講習を実施することが必要です。

（注1）申請していないエリアでは講習を実施することはできません（オンラインの非対面方式による実施を除く。）。

（注2）エリア内の全都道府県で実施したうえで、エリア内の特定の都道府県において複数回の講習を実施いただくことは可能です。

（※）各エリアの都道府県

北海道・東北エリア…北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東エリア…茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨
中部・北陸エリア…新潟・富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重
近畿エリア…滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国エリア…鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国エリア…徳島・香川・愛媛・高知
九州エリア…福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

（2） 養成講習の日程等

○　実施予定の養成講習の日程については、養成講習機関が任意に定めることができます。養成講習機関は、当該日程について、養成講習実施日程書（参考様式第5－3号、第5－4号）により養成講習機関のHPに掲載するほか、主務省庁及び機構の HP にリンクを掲載します。

○　養成講習機関は、養成講習実施日程書のHPへの掲載に当たり、講習の開催場所ごとに講習会場番号を発行してください。

※　講習会場番号は、1の講習に対して1つ発行し、「養成講習機関番号（3桁）＋西暦下2桁＋月日（4桁）＋都道府県番号（2桁）＋当該月・都道府県における開催状況（001～999、3桁）」の計12桁により設定します。

　オンラインの非対面方式で開催するものについては、都道府県番号を「00」としてください。

（3） 受講希望者の募集及び登録

○　受講申し込みは、オンライン（メールによる申請を含む。）により受け付けることが基本となっています。しかしながら、オンライン（メールによる申請を含む。）による受講申込みができない者がいることも想定されます。そのため、当面の間、紙媒体により受講の申込みの申し出があった場合であっても、受講の申込みを受け付けなければなりません。

○　募集締切日時については、

①　特定の日時を定める方法

②　あらかじめ定めた定員に達した時点とする方法

③　①又は②のいずれか早いものとする方法

のいずれかの方法をもって定めるものとします。

　ただし、募集締切日時経過後に定員に達していない場合には、養成講習機関のHPに掲載した募集締切日時にかかわらず、引き続き受講者の募集を行って差し支えありません。

○　養成講習機関においては、あらかじめ定めた受講定員に達した後、キャンセル待ちの応募を受け付けることができるものとします。キャンセル待ちでの受付を行う場合には、あらかじめその方法について定め、明示するとともに、キャンセル待ちの対象となっている受講希望者にはその旨を通知しなければなりません。

○　受講希望者の登録は、応募順又は募集締切日時後の抽選とし、これ以外の方法により、例えば、募集開始日前等に一部の受講希望者を対象として優先的な登録等を行うことは認められません。

　また、養成講習機関の従業員、構成員等の関係者、養成講習機関が営む事業の利用者その他の特定の者に対象を限定して募集枠を設けた養成講習を実施することは認められません。

（4） 受講料

○ 受講料については、あらかじめ対象者及び金額を明確にした上で、定めることができますが、この場合は、上記、養成講習実施日程書においてその内容を具体的に記載しなければなりません。

○ 対面式で開催する場合の受講料とオンラインの非対面方式で開催する場合の受講料について、開催に必要な費用が異なることから、合理的な範囲で受講料が異なることは問題ありません。

○ また、受講者の欠席、遅刻等があった場合における受講料の取扱いについては、あらかじめ養成講習機関において定めた上、明示しなければなりません。

（5） 受講証明書の交付

○ 養成講習機関は、養成講習終了後、速やかに講習修了者に対し、受講証明書（参考様式第5－5号から第5－8号まで）を交付しなければなりません。

受講証明書は、電子媒体により交付することが基本となっています。しかしながら、受講証明書を電子媒体で交付を受けることができない者がいることも想定されます。そのため、当面の間、紙媒体による受講証明書の交付を求められた場合には、紙媒体にて受講証明書を交付しなければなりません。

なお、電子媒体により、受講証明書を交付する場合にあっては、偽変造防止に係る必要な措置を講ずることが求められます。具体的には、機構、主務省庁から受講証明書の偽変造に関する照会を受けた際に対応いただくことが求められます。加えて、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づく電子署名を付すことが望ましいです。

○ 理解度テストの不合格者に対しては、受講証明書は交付することは認められません。また、遅刻又は離席があった者、受講の態度が良好でないと養成講習機関が判断した者、本人確認ができない者、理解度テストを受験しなかった者、試験中にカンニング等の不正行為をした者に対して、受講証明書を交付することは認められません。

○ ただし、遅刻又は離席の場合において、その理由が養成講習機関において真にやむを得ないものと認めるときは、この限りでありません。

（6） 受講者名簿の作成等

○ 養成講習機関は、養成講習終了後、養成講習機関番号、受講年月日、講習会場番号、受講者番号、受講者氏名等を記載した受講者名簿（参考様式第5－9号及び5－10号）を作成しなければなりません。

○ 本人確認を行い受講証明書を交付した受講者には、受講者名簿に本人確認実施済みのチェックをつけてください。

○ 受講者名簿については、当該養成講習終了後5年間保存しなければなりません。

第4節 養成講習の適正な実施等について

○ 養成講習機関においては、講習の講義時間、講習で使用するテキスト・資料、理解度テストを当該養成講習以外の宣伝等、他の目的の手段として利用してはいけません。

○ 養成講習の適正な実施等の観点から、必要があると主務省庁が認めるときは、養成講習機関に対して報告を求め、又は調査を行います。報告又は調査を求められた養成講習機関は、これに応じなければなりません。

○ 養成講習機関は、講習を受講した者から後日質問や試験における得点の照会等が寄せられた際に、これに回答できる組織体制としておかなければなりません。

○ 報告又は調査に基づき主務省庁が、養成講習が適正に実施されていないと認めた場合、養成講習機関に以下の対応を指示します。
① 養成講習の実施内容の全部又は一部の改善
② 養成講習の全部又は一部の停止
③ その他養成講習実施に当たっての体制等の全部又は一部の改善

○ 指示を受けた養成講習機関は、前記の指示に対する改善計画を主務省庁に提出するとともに、誠実に改善計画を履行しなければなりません。また、その結果については、主務省庁の確認を受けなければなりません。

○ 前記の改善が確認できない場合、報告要求又は調査に正当な理由なく応じなかった場合、主務省庁への申込み内容に虚偽があった場合などの際は、養成講習機関としての告示を削除することがあります。

○　養成講習機関としての告示を削除された者については、受講希望者保護の観点から当該事実に係る養成講習機関名（事業主名）、所在地、撤回の理由等を公表するとともに、撤回された日から3年の間、養成講習機関となることはできなくなります。

○　養成講習の受講及び受講証明書の発行に際して、養成講習のなりすまし受講を防止するため、受講者の本人確認を徹底してください。本人確認は、必ず、運転免許証、パスポート等顔写真付きの公的証明書で行ってください。

　オンラインの非対面方式で開催する場合についても、WEB 画面上において、対面式の場合と同様に顔写真付きの公的証明書により本人確認を行う必要があります。なお、その場合には、個人情報漏洩防止及び講習日当日の時間的制約の観点等から、本人確認については講習前日までに個別に行うことが推奨されます。

　また、顔写真付きの公的証明書がない者の場合には、顔写真付き社員証等の身分証明書に加えて国民健康保険証等公的証明書の2点によって確認を行ってください。ただし、顔写真がない身分証明書によって確認する場合については、複数の公的証明書で確認してください。

第5節　養成講習の科目

○　養成講習は、各科目について、次の講義項目により行わなければなりません。ただし、養成講習機関において内容を充実させることは差し支えありません。（その際、各講義科目の所定の講義時間数を減らすことはできません。）

○　なお、所定の講義時間とは別に、おおむね2時間ごとに10分程度の休憩時間を必ず設けることが必要です。

第1　監理責任者等講習（合計6.0 時間）

講義項目	講義時間	講義内容
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律について	1．5時間	①　技能実習の仕組み ②　近年の制度改正の沿革 ③　法の意義、目的（第1章総則関係） ④　（以下条文に沿ってポイントを丁寧に説明）
出入国管理及び難民認定法	1．0 時間	①　入国・在留許可申請手続 ②　在留カードに関する手続

について		③ 在留資格の取消し事由（即時取消しを中心に） ④ 退去強制事由（即時取消し、資格外活動、不法残留を中心に） ⑤ 罰則（不法就労関係を中心に）
労働関係法令について	1．5時間	① 職業安定法、関係政省令等について ※ 実習実施者と技能実習生との間における雇用関係の成立のあっせんを行うに当たり遵守すべき内容を盛り込むこと ② 労働基準法、関係政省令等について ③ 最低賃金法、労働者災害補償保険法、関係政省令等について ④ 労働安全衛生法、関係政省令等について ⑤ 男女雇用機会均等法、関係政省令等について ⑥ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、関係政省令等について ⑦ 雇用保険法、関係政省令等について ⑧ 労働組合法、関係政省令等について
監理団体としての職務遂行上の留意点について	1．5時間	① 実習監理の重要性 ② 技能実習計画の作成指導 ③ 技能検定等の受検等の技能実習に係る評価に関する実習実施者に対する指導及び助言 ④ 入国後講習の適正な実施 ⑤ 監査体制の構築（具体的な手法、視点等） ⑥ 相談体制の構築 ⑦ 技能実習継続のための連絡調整（第3号移行時の実習先変更手続等） ⑧ 監理費の適正な徴収 ⑨ 技能実習生の適正な選抜 ⑩ 技能実習生が入国前に支払う諸費用の確認 ⑪ 帰国後のフォローアップ
理解度テスト	0．5時間	① 理解度テスト

		② 理解度テストの内容の解説

第2 技能実習責任者講習（合計 6.0 時間）

講義項目	講義時間	講義内容
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律について	1．5時間	① 技能実習の仕組み ② 近年の制度改正の沿革 ③ 法の意義、目的（第1章総則関係） ④ 技能実習計画認定関係（第8条～第22条） ⑤ 技能実習生の保護（第46条～第49条） ⑥ 罰則（第108条、第111条～第113条）
出入国管理及び難民認定法について	0．5時間	① 入国・在留許可申請手続 ② 在留カードに関する手続 ③ 罰則（不法就労関係を中心に）
労働関係法令について	1．5時間	① 労働基準法、関係政省令等について ② 最低賃金法、労働者災害補償保険法、関係政省令等について ③ 労働安全衛生法、関係政省令等について ④ 男女雇用機会均等法、関係政省令等について ⑤ 雇用保険法、関係政省令等について ⑥ 労働組合法、関係政省令等について
技能実習指導の行い方	1．0時間	① 技能実習計画策定の方法について ② 実習成果の確認方法について ③ 技能実習記録のつけ方について ④ OJT のポイントについて
労働災害防止・労働災害時対応について	1．0時間	① 技能実習生の事故・災害事例と防止策について ② 実習実施者の義務について ③ 災害時の対応について
理解度テスト	0．5時間	① 理解度テスト ② 理解度テストの内容の解説

第3 技能実習指導員講習（合計 5.5 時間）

講義項目	講義時間	講義内容
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律について	1．0時間	① 技能実習の仕組み ② 近年の制度改正の沿革 ③ 法の意義、目的（第1章総則関係） ④ 技能実習計画認定関係（第8条～第22条） ⑤ 技能実習生の保護（第46条～第49条） ⑥ 罰則（第108条、第111条～第113条）
労働基準法及び関係労働法令について	1．0時間	① 労働基準法、関係政省令等について ② 労働安全衛生法、関係政省令等について ③ 男女雇用機会均等法、関係政省令等について
技能実習指導の行い方	1．5時間	① 技能実習計画策定の方法について ② 実習成果の確認方法について ③ 技能実習記録のつけ方について ④ OJT のポイントについて ⑤ 上記①～④の実務演習
技能実習生との向き合い方について	0．5時間	① 技能実習生とのコミュニケーションの取り方について ② 分かりやすい日本語の話し方、書き方について ③ 技能実習生のモチベーションを高めるための工夫について ④ 上記①～③についての実務演習
労働災害防止・労働災害時対応について	1．0時間	① 技能実習生の事故・災害事例と防止策について ② 実習実施者の義務について ③ 災害時の対応について
理解度テスト	0．5時間	① 理解度テスト ② 理解度テストの内容の解説

第4　生活指導員講習（合計 4.5 時間）

講義項目	講義時間	講義内容
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律について	1．0時間	①　技能実習の仕組み ②　近年の制度改正の沿革 ③　法の意義、目的（第1章総則関係） ④　技能実習生の保護（第46条～第49条） ⑤　罰則（第108条、第111条～第113条）
労働基準法及び関係労働法令について	1．0時間	①　労働基準法、関係政省令等について ②　労働安全衛生法、関係政省令等について ③　男女雇用機会均等法、関係政省令等について
技能実習生との向き合い方について	1．0時間	①　技能実習生とのコミュニケーションの取り方について ②　分かりやすい日本語の話し方、書き方について ③　技能実習生のモチベーションを高めるための工夫について ④　技能実習生手帳の内容について ⑤　上記①～④についての実務演習
労働災害防止・労働災害時対応について	1．0時間	①　技能実習生の事故・災害事例と防止策について ②　実習実施機関の義務について ③　災害時の対応について
理解度テスト	0．5時間	①　理解度テスト ②　理解度テストの内容の解説

第6節　養成講習において配付する資料（テキスト）

○　養成講習で使用する資料（テキスト）については、養成講習機関において定めるものですが、必ず以下に掲げる内容を資料に含めてください。また、資料（テキスト）は、受講者が理解しやすいよう、図等を多用したわかりやすいものとなるよう心がけてください。

資料の項目	配付する部分等
①　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法	全部

律	
② 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令	全部
③ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則	全部
④ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針	全部
⑤ 移行対象職種･作業の一覧	全部
⑥ 出入国管理及び難民認定法	第5条（第1項第9号ロ～ニ）、第6条～第7条の2、第19条、第19条の3～第19条の17、第20条～第21条、第22条の4、第23条、第24条（第2号の3～第2号の4、第4号イ･ロ）、第26条～第26条の2、第61条の9の3、第67条～第67条の2、第70条（第3号の2～第5号）、第73条の2
⑦ 労働基準法	第1条～第7条、第9条～第28条、第32条～第32条の4、第32条の4の2、第32条の5、第33条～第41条、第64条の2～第64条の3、第65条～第69条、第89条～第96条の3、第104条～第104条の2、第106条～第109条、第117条～第120条
⑧ 労働基準法施行規則	第24条の2
⑨ 最低賃金法	第4条
⑩ 労働安全衛生法	第1条～第4条、第10条～第19 条の2第１項、第20条～第 27 条、第29条～第32条、第35条～第36条（第4章全部）、第55条～第60条、第61条、第66条～第66条の10、第68条～第68条の2、第69条、第70条、第70条の3、第71条の2、第78条～第79条
⑪ 労働契約法	第1条～第10条、第12条、第15条～第17条、第20条～第21条

⑫ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	第1条～第2条、第5条～第10条第1項、第11条～第13条
⑬ 職業安定法	第1条～第4条、第5条の2～第5条の3、第5条の4第1項、第3項、第5条の6～第5条の8、第30条第1項、第32条の3第1項、第32条の12～第32条の13、第33条第1項、第4項、第33条の6～第34条、第48 条
⑭ 職業安定法施行規則	第4条の2、第24条の4～第24条の5、第26条
⑮ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	第2条、第11条～第15条（第2章全部）
⑯ その他主務省庁から指示するもの	

第7節　養成講習における理解度テスト

○　第5節の養成講習の講習内容について、当日の講習受講者が理解できているかを下記に掲げる事項に則したペーパーテストにより確認することが必要です。

① 内容	養成講習実施者による講習の内容に即したものであること。理解度テストの内容は、毎回同じ内容にならないよう配慮して、出題をすること。また、各講義項目から満遍なく出題するようにすること。
② 回答方法	原則、合否を判断するため適正な正答率が必要になることから全問○×式とする。
③ 問い数	主務省庁から配布される理解度テスト用の問題集の中から、20問選択すること。
④ 合否	監理責任者等講習は正答率80％以上（正答数16問以上）、技能実習責任者講習、技能実習指導員講習及び生活指導員講習は正答率70%以上（正答数14問以上）を合格とする。
⑤ 不合格者への対応	不合格者に対しては、受講証明書は交付しない。
⑥ 結果の確認	理解度テストの結果については、受講者名簿の「理解度テスト

	の結果」欄に、その得点と合否を記入すること。
⑦ 結果の報告	実施する講習に応じて、年度ごとに 1 年分の結果を監理責任者等講習理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－11）、技能実習責任者講習等理解度テスト実施状況報告書（参考様式5－12）に取りまとめ、翌年度の5月末までに電子媒体により報告すること。（結果報告先：厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室）

○ 主務省庁から交付された理解度テストに係る資料及び問題集は、試験問題の作成及び試験の実施のためのみ利用することとし、他の目的のために利用しないこと。また、情報漏洩の防止の観点から、問題集を取り扱う者を必要最小限に限定して試験問題取扱担当者として選任し、その者に問題集の管理を徹底させること。

○ 養成講習機関は、試験問題を取り扱う者を試験問題取扱担当者及び講習当日の講師に限定し、その内容を他に漏らしてはならない。また、試験問題は試験終了後回収すること。

○ 養成講習機関は、実施機関において理解度テストに係る資料又は試験問題の紛失、漏えい等が判明した場合は、直ちに、その日時、場所、内容、対処措置その他必要な事項を主務省庁に報告すること。

○ 養成講習機関は、講習において実施した試験問題及び受講者の答案について、当該講習修了後5年間保存すること。

○ 上記のほか、主務省庁が定める「養成講習における理解度テスト事務手引き」を遵守すること。

第8節 オンラインの非対面方式で講習を実施する場合の要件について

○ オンラインの非対面方式で講習を実施する場合には、以下の要件を満たさなければなりません。

① 講義については、事前に録画した映像を再生することは認められず、音声と映像を伴うシステムを用いることにより、講師と受講者が同時に双方向で意思疎通する方法により実施すること。

② WEB 画面上において、写真付きの身分証明書等により本人確認を行うこと。

③ 配布するテキストは印刷したものを事前に郵送するか、PDF 等の電子媒体をメール

等で送付すること。

④　対面式と同様に理解度テストを実施すること。実施方法については、当面の間は、試験問題をメッセージに添付する等により配布し、試験時間終了時に回答用紙を撮影した写真や回答の電子データを提出させる方法を取ることとしても構わないが、オンラインでの選択式テストの実施を検討すること。

⑤　不正受講防止、受講態度不良者への注意喚起等の観点から、講師とは別に受講者を写したモニターを常時確認する補助者を配置すること。

⑥　不正受講防止等の観点から、非対面方式で実施する場合の受講者数は30名程度を上限とすること。

○　非対面方式での実施方法等について疑義が生じた場合には主務省庁に相談してください。

第9章　違法行為の防止・摘発及び違法行為に対する行政処分

○　技能実習制度の運営に必要な法律・規則等の解釈や、用語の解説・制度運用上の留意事項は前章までに記載のとおりですが、違法行為の防止・摘発のために主務大臣等や機構が行う事務や実習実施者、監理団体が違法行為を惹起しないために留意すべき事項について、本章ではまとめています。

第1節　実習実施者、監理団体等への指導・助言等

○　技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のためには、実習実施者や監理団体が技能実習関係法令に従って、適切に技能実習を行わせたり、監理事業を行ったりすることが必要です。このため、主務大臣等やその業務を担う機構が、実習実施者や監理団体に対し、必要な指導及び助言をしていくことが求められています（法第50条、P316参照）。

○　また、技能実習制度に関する正しい理解が必要不可欠であることから、実習実施者、監理団体等に対するリーフレット等の作成・配付、技能実習制度の概要に関する説明会の開催等、その啓発を主務大臣等及び機構において積極的に行うこととしています。

第2節　機構による実地検査

○　機構において、実習実施者や監理団体等に対し、報告や帳簿書類の提示を求めることや、質問すること、実習実施者又は監理団体等の設備や帳簿書類等を実地に検査することが認められています（法第14条、P166参照）。

○　実地検査に時間を要する場合、複数日にかけて対応を依頼することがありますので御協力をお願いします。なお、機構が行う実地検査等については、虚偽の回答を行ったりする等、一定の場合に技能実習計画の認定の取消事由となる（法第16条）ほか、調査への協力が得られない場合には、技能実習計画の認定に必要な情報が得られないため技能実習計画が認定されないこととなります。

○　実地検査において技能実習法令違反が認められた場合、機構から改善勧告書を交付して指導を行いますので、早期に改善を図り、改善状況を書面で機構地方事務所・支所の指導課へ報告してください。ただし、重大・悪質な法令違反に関しては、行政処分等の対象となる可能性があるほか、罰則の対象ともなります。（第3節・第4節参照）

○　なお、機構は、監理団体に対して1年に1回程度の頻度、実習実施者に対して3年に1回程度の頻度で定期的に実地検査を行うこととしていますので、機構が行う検査には積極的に協力し、自らが行う技能実習の内容が適正に行われていることを明らかにすることが求められます。

第3節　実習実施者に対する指導監督

○　主務大臣である法務大臣と厚生労働大臣には、技能実習計画の認定に関する業務について、実習実施者や監理団体等に対し、報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査を行う権限が認められています（法第13条、P166参照）。

○　また、機構や出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣による調査等によって、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないことが判明したとき、技能実習法、出入国又は労働に関する法令等に違反していることが判明したときであって、技能実習の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が改善命令を行う場合があります（法第15条、P168参照）。

○　さらに、一度認定された技能実習計画であっても、認定計画に従って技能実習を実施していない場合や、認定基準を満たさなくなった場合、実習実施者が欠格事由に該当することとなった場合、主務大臣が行う立入検査を拒んだり妨害等した場合、改善命令に違反した場合、入管法令や労働関係法令に違反した場合等には、認定の取消しの対象となります（法第16条、P169参照）。

○　このような報告徴収、改善命令、認定の取消しといった指導監督は、実習実施者の違法行為の様態や悪質性などを踏まえて主務大臣等においてどのような権限行使を行うか判断がなされるものです。

　改善命令や認定の取消しといった重大な指導監督を受けないためには、常日頃から関係法令を遵守することはもとより、機構からの実地検査時の指摘等について迅速に改善を図ることが肝要です。

※これまでに技能実習計画の認定を取り消した事案について（主な事例）

事例1 【取消の理由】 ・事業活動に関し外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関す

る法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められたこと。
事例2 【取消の理由】 ・技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていたこと。
事例3 【取消の理由】 ・技能実習生に認定計画で定められた職種・作業と異なる作業に従事させていたこと。 ・入国後講習期間中に技能実習生を業務に従事させていたこと。 ・技能実習生に対して、入国後講習が適正に行われている旨の虚偽答弁を行うよう指示したこと。 ・外国人技能実習機構による実地検査時に虚偽の答弁をしたこと。
事例4 【取消の理由】 ・認定計画に従って報酬(割増賃金)を支払っていなかったこと。 ・外国人技能実習機構の実地検査時に虚偽の帳簿書類(賃金台帳等)の提示及び答弁をしたこと。

第4節　監理団体に対する指導監督

○　主務大臣である法務大臣と厚生労働大臣には、監理団体の許可に関する業務について、実習実施者や監理団体等に対し、報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査を行う権限が認められています(法第35条、P287参照)。

○　また、機構や主務大臣による調査等によって、技能実習法、出入国又は労働に関する法令等に違反していることが判明したときであって、監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、主務大臣が改善命令を行う場合があります(法第36条、P288参照)。

○　さらに、一度許可を受けた監理団体であっても、許可基準を満たさなくなった場合、監理団体が欠格事由に該当することとなった場合、許可の条件に違反した場合、改善命令に違反した場合、入管法令や労働関係法令に違反した場合等には、許可の取消しの対象となります(法第37条第1項、P289参照)。

○　なお、監理団体が、許可の取消事由(欠格事由を除く。)に該当することとなった場

合においても、主務大臣は、違反の内容等を考慮した上で、許可の取消しではなく、期間を定めて監理事業の全部又は一部の停止を命ずることがあります（法第37条第3項、P289参照）。

○　このような報告徴収、改善命令、事業停止命令、許可の取消しといった指導監督は、監理団体の違法行為の様態や悪質性などを踏まえて主務大臣においてどのような権限行使を行うか判断がされるものです。

　改善命令や事業停止命令、許可の取消しといった重大な指導監督を受けないためには、常日頃から関係法令を遵守することはもとより、機構からの実地検査時の指摘等について迅速に改善を図ることが肝要です。

※これまでに監理団体の許可を取り消した事案について（主な事例）

事例1 【取消の理由】 ・入国後講習を適切に実施せず、実地検査時に虚偽の入国後講習実施記録の提出等を行ったこと。
事例2 【取消の理由】 ・送出機関との間で、技能実習に係る契約の不履行についての違約金契約を締結していたこと。
事例3 【取消の理由】 ・自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせたこと。
事例4 【取消の理由】 ・傘下の実習実施者に対して、監査を適切に行わなかったこと。 ・認定計画に従って入国後講習を行わなかったこと。

第5節　人身取引事案への対応

○　日本政府全体として、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向けた取組を進めています。技能実習生についても、人身取引の被害者となる可能性があることから、実習実施者・監理団体両者共に、人身取引対策につき理解を深め、適切に対応頂く必要があります。特に、実習実施者を監理する立場の監理団体は、人身取引被害者の可能性がある技能実習生を発見した場合は、速やかに機構地方事務所へ連絡して頂きますよう、お願いします。

○　人身取引について、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（以下、「人身取引議定書」という。）第3条は、次のとおり定義しています。

①　「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。

　搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。

②　①に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が①に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。

③・④（略）

○　人身取引議定書の定義にあるとおり、売春などの性的な搾取のみならず、労働搾取も人身取引に該当し、性別や国籍を問わず、被害者となり得ます。また、人身取引の行為には、人の「売買」に限らず、弱い立場にあることにつけ込んだりして被害者を支配下に置くなどの行為も含まれ、暴力、脅迫、詐欺などの手段が用いられた場合には、被害者が搾取に同意していたとしても、人身取引に該当する可能性があります。

※「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について（年次報告）」で掲載された事例（（注）技能実習生が被害者と認定された事案ではありません。）

事例1 ・被疑者らは、同人らが経営する飲食店で稼働していた男性に対し、日常的に暴力を振るい、低賃金での長時間労働を強いるなどし、強制的に労働をさせていたもの。 沖縄県警察において被疑者らを労働基準法違反、傷害等で逮捕。
事例2 ・被疑者らは、フィリピン国内においてダンサーとして募集した被害女性（フィリピン人）6名を興行の在留資格で来日させ、入国後は旅券を取り上げるなどした上、被疑者が経営する社交飲食店のホステスとして稼働させ、その報酬を搾取していたもの。 新潟県警察において被疑者らを出入国管理法違反で逮捕。

第10章　罰則

○　法の規定に違反する行為に対する罰則（機構関係の規定は除く）は次のとおりです。

罰則適用条項	内容	量刑	罰則規定
第13条第1項 （報告徴収等）	第13条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	30万円以下の罰金	第112条第1号
第15条第1項 （改善命令等）	第15条第1項の規定による改善命令の処分に違反した者	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	第111条第1号
第17条 （実施の届出）	第17条の規定による実施の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金	第112条第2号
第19条第1項 （技能実習を行わせることが困難となった場合の届出等）	第19条第1項の規定による技能実習継続困難時の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金	第112条第3号
第19条第2項 （技能実習を行わせることが困難となった場合の届出等）	第19条第2項の規定による技能実習継続困難時の通知をせず、又は虚偽の通知をした者	30万円以下の罰金	第112条第4号
第20条 （帳簿の備付け）	第20条の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者	30万円以下の罰金	第112条第5号
第23条第1項 （監理団体の許可）	第23条第1項の規定に違反して許可を受けずに実習監理を行った者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	第109条第1号

第23条第1項、第31条第2項又は第32条第1項（監理団体の許可）等	偽りその他不正の行為により、許可、許可の有効期間の更新又は変更の許可を受けた者	１年以下の懲役又は100万円以下の罰金	第109条第2号
第23条第2項（第31条第5項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）（監理団体の許可）等	第23条第2項（第31条第5項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申請書であって虚偽の記載のあるものを提出した者	３０万円以下の罰金	第112条第6号
第23条第3項（第31条第5項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）（監理団体の許可）等	第23条第3項（第31条第5項及び第32条第２項において準用する場合を含む。）に規定する書類であって虚偽の記載のあるものを提出した者	３０万円以下の罰金	第112条第6号
第28条第1項（監理費）	第28条第1項の規定に違反して、手数料又は報酬を受けた者	６月以下の懲役又は３０万円以下の罰金	第111条第2号
第32条第3項（変更の許可等）	第32条第3項の規定による変更の届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項に規定する書類であって虚偽の記載のあるものを提出した者	３０万円以下の罰金	第112条第7号
第33条第1項（技能実習の実施が困難となった場合の届出）	第33条第１項の規定による技能実習継続困難時の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	３０万円以下の罰金	第112条第8号
第34条第1項（事業の休廃止）	第34条第１項の規定による事業の休廃止の届出をしないで、又は虚偽の届出をして、監理事業を廃止し、又はその全部若しくは一部を休止した者	３０万円以下の罰金	第112条第9号
第35条第1項（報告徴収等）	第35条第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若	３０万円以下の罰金	第112条第1号

	しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者		
第36条第1項（改善命令等）	第36条第1項の規定による改善命令の処分に違反した者	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	第111条第3号
第37条第3項（許可の取消し等）	第35条第1項の規定による事業停止命令の処分に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	第109条第3号
第38条（名義貸し）	自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせた者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	第109条第4号
第40条第1項（監理責任者の設置等）	第40条の規定に違反して事業所ごとに監理責任者を選任しなかった者	30万円以下の罰金	第112条第10号
第41条（帳簿の備付け）	第41条の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者	30万円以下の罰金	第112条第11号
第44条（秘密保持義務）	正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用した監理団体の役職員	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	第110条
第46条（禁止行為）	第46条の規定に違反して暴力、脅迫、監禁等による技能実習の強制をした者	1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金	第108条
第47条（禁止行為）	第47条の規定に違反して技能実習に係る契約の不履行についての違約金の定め等をした者	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	第111条第4号
第48条第1項（禁止行為）	第48条第1項の規定に違反して、技能実習生の意思に反して技能実習生の旅券又は在留カードを保管した者	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	第111条第5号
第48条第2項（禁止行為）	第48条第2項の規定に違反して、技能実習生に対し、解雇その他の労働関係上	6月以下の懲役又は30万円以	第111条第6号

	の不利益又は制裁金の徴収その他の財産上の不利益を示して、技能実習が行われる時間以外における他の者との通信若しくは面談又は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した者	下の罰金	
第49条第2項（申告）	第49条第2項の規定に違反して、申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをした者	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	第111条第7号
第54条第4項（事業協議会）	正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用した事業協議会の事務に従事する者又は従事していた者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	第110条
第56条第4項（地域協議会）	正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用した地域協議会の事務に従事する者又は従事していた者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	第110条

○　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記の罰則（第54条第4項及び第56条第4項に係るものを除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科することとしています（両罰規定。第113条）。

別　紙

別紙①－１

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針

平成２９年４月７日
法務省・厚生労働省告示第１号
（平成31年３月15日一部改正）
（令和元年９月６日一部改正）

法務大臣及び厚生労働大臣は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号。以下「技能実習法」という。）第７条第１項の規定に基づき、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

基本方針は、技能実習法に基づき政府全体で取り組む技能実習制度の見直しの趣旨を明らかにするとともに、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を達成するための基本的な考え方を示すものである。

第一　技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項

１．技能実習制度の見直しの経緯

技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度である。

平成５年の制度創設以後、平成２８年末までに延べ約１６０万人の開発途上地域等の外国人を受け入れ、我が国の国際貢献の制度として重要な役割を果たしてきた。同年末現在では、全国に約２３万人の技能実習生が在留している。

平成２２年７月１日に施行された出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成２１年法律第７９号）において、新たな在留資格「技能実習」が創設され、在留の１年目から雇用関係の下、労働関係法令が適用されることとなるなど、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられてきた。しかしながら依然として入管法令や労働関係法令の違反が発生し、技能実習制度には厳しい批判が寄せられてきた。一方で、技能実習制度の活用を促進するため、技能実習制度の拡充を図ることも求められている状況にあった。

こうした状況に鑑み、「『日本再興戦略』改訂２０１４」（平成２６年６月２４日閣議決定）において、国際貢献を目的とする趣旨を徹底するため、制度の適正化を図るとともに、実習期間の延長等の技能実習制度の抜本的な見直しを行うとの方針が示され、平成２７年度中の新制度への移行を目指す等のスケジュールも示された。

法務省及び厚生労働省は、「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」を平成２６年１１月に設置し、同懇談会は平成２７年１月に報告書を取りまとめた。

この報告書を踏まえ、法務省及び厚生労働省は技能実習法案を平成２７年３月に国会に提出し、技能実習法案は、衆議院で一部修正された上、平成２８年１１月１８日に成立し、同月２８日に公布された。今後、衆参両法務委員会における附帯決議の内容にも留意しながら、技能実習法を円滑に施行するとともに、対象職種の拡大等の法律事項でない施策についても着実に実行していかなければならない。

２．技能実習法の概要

技能実習法は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習計画の認定、監理団体の許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構（以下「機構」という。）を設ける等の所要の措置を講ずるものである。その規定事項の概要は次のとおりである。

（１）技能実習制度の適正化

① 技能実習の基本理念及び関係者の責務を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定すべきこと。

② 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について、認定制とし、技能実習生が修得等をした技能等に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由等を定めるほか、主務大臣の報告徴収、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣の改善命令、認定の取消し等の権限を規定すること。

③ 実習実施者について、届出制とすること。

④ 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由等を定めるほか、遵守事項、主務大臣の報告徴収、改善命令、許可の取消し等の権限を規定すること。

⑤ 技能実習生の保護に関する措置として、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け、違反に対する罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談対応や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うこと。

⑥ 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣の事業所管大臣に対する協力要請等について規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置できるものとすること。

⑦ 機構を認可法人として新設し、技能実習計画の認定、実習実施者・監理団体へ報告を求め実地に検査する事務、実習実施者の届出の受理、監理団体の許可に関する調査等のほか、技能実習生に対する相談対応・援助等を行わせること。

（２）技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第３号技能実習生の受入れ（４年目及び５年目の技能実習の実施）を可能とすること。

（３）その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９

号。以下「入管法」という。）の改正を行うほか、所要の改正を行うこと。

３．技能実習の基本理念及び技能実習関係者の責務

開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進という制度の趣旨・目的（以下単に「制度の趣旨・目的」という。）に反して、技能実習制度が国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策として使われることのないよう、技能実習法は、基本理念として、技能実習が、①技能等の適正な修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならないこと、②労働力の需給の調整の手段として行われてはならないことを定めている。

この技能実習法の基本理念を国、地方公共団体、実習実施者、監理団体、技能実習生等の技能実習の全ての関係者が共有し、その上で、それぞれ技能実習法に規定された責務を全うすることが必要である。

第二　技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項

１．技能実習計画

（１）認定制の趣旨

制度の趣旨・目的に従って技能等の移転を図るためには、実習実施者において行われる技能実習が、技能実習生が適切に技能等を修得等することができるものである必要がある。

このため、技能実習法は、実習実施者に、技能実習生ごと、かつ、技能実習の段階ごとに、技能実習計画を作成させ、その目標、内容等が適切なものであるかについて認定を行う制度を設け、技能実習は、この認定された技能実習計画に基づいて行われなければならないものとしている。

（２）技能実習計画に関し留意すべき事項

技能実習計画の記載事項や認定基準等については技能実習法及びその下位法令等で定められているが、技能実習計画を認定制とした趣旨から、特に次の事項について留意する必要がある。

①　効果的な技能実習計画の策定

技能実習計画は、技能実習生が効果的に技能等の修得等を行うための要であることから、その策定に当たっては、講習の内容、従事させる業務の内容、時間、指導体制等についての検討を行い、技能実習の目標を確実に達成することのできる計画を策定する必要がある。

②　技能実習生への技能実習計画の説明

実習実施者は、効果的な技能等の修得等を図る観点から、技能実習生に対して技能実習計画を説明し、技能実習生が行う実習の内容と修得等をすべき技能等との関係についての理解を促しながら技能実習を行わせることが求められる。

③　技能実習計画の進捗管理

実習実施者には、認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせることが求められており、技能実習計画どおりに技能実習が進んでいるかを常に確認しながら技能実習を行わせる必要がある。

もとより、実習実施者や監理団体が技能実習計画の範囲外の業務を技能実習生に行わせるようなことがあってはならない。

④　技能実習計画の終期までの実施

実習実施者には認定を受けた技能実習計画に定める実習期間の終期まで技能実習を行わせる義務があり、団体監理型技能実習における監理団体には当該義務が適切に履行されるよう監理する義務がある。したがって、倒産等のやむを得ない場合を除いては、実習実施者や監理団体の一方的な都合により、技能実習生が実習期間の途中でその意に反して帰国させられることはあってはならない。万一、技能実習生が実習期間の途中で技能実習を中止して帰国せざるを得なくなった場合には、遅滞なく、原則として帰国前に、企業単独型技能実習にあっては、実習実施者は出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対し技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をしなければならず、団体監理型技能実習にあっては、実習実施者は監理団体に対し技能実習を行わせることが困難となった場合の通知を、監理団体は出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対し技能実習の実施が困難となった場合の届出をしなければならない。

⑤　技能等の修得等の確認

技能実習の第一号から第三号までのいずれの段階についても、実習実施者は、技能実習生が当該段階において修得等をした技能等の評価を技能検定又は技能実習評価試験等により行うことで、指導内容、方法、体制等に改善すべき点がないか点検すべきである。

また、第二号技能実習（第二号企業単独型技能実習及び第二号団体監理型技能実習をいう。以下同じ。）又は第三号技能実習（第三号企業単独型技能実習及び第三号団体監理型技能実習をいう。以下同じ。）へ移行する技能実習生は、それぞれ、第一号技能実習（第一号企業単独型技能実習及び第一号団体監理型技能実習をいう。以下同じ。）又は第二号技能実習において技能等の修得又は習熟を遂げ、目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していることが前提となるので、実習実施者は技能実習生に効果的に技能等の修得等を行わせるほか、技能検定又は技能実習評価試験の受検が技能実習計画の認定の申請に間に合うように計画を立てる必要がある。

２．実習実施者

（１）実施の届出

出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が、全国に多数ある実習実施者を確実に把握するため、実習実施者が技能実習を開始したときは、遅滞なく届出を行うこととされている。

（２）実習実施者が留意すべき事項

実習実施者には、技能実習を行わせる者としての責任のほか、技能実習生を雇用する者及び技能実習生の日本での生活を支援する者としての責任がある。実習実施者は、技能実習法のほか、入管法その他の出入国に関する法令及び労働基準法（昭和２２年法律第４９号)、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他の労働に関する法令等の関係法令を遵守する必要があることは当然であるが、特に次の事項について留意すべきである。

①　募集時の技能実習を行わせる条件の明示

技能実習生の募集に当たっては、自ら又は監理団体若しくは送出機関等を通して、技能実習生になろうとする者に対し、技能実習制度に係る関係法令について必要な説明を行うとともに、当該技能実習生になろうとする者の母国語によって作成した文書をもって、予定されている技能実習の内容、技能実習を行わせる期間における労働条件並びに第二号技能実習又は第三号技能実習への移行に当たり受検することが必要な技能検定又は技能実習評価試験及びこれまでの合格実績を明示するものとする。

特に、募集時に示した労働条件等と入国後の実態に齟齬が生じるとトラブルの原因になることから、賃金の決定、計算等の方法、食費・居住費等の賃金からの一部控除の取扱い、渡航費用の負担の有無等に関する条件の詳細についてあらかじめ明示することが必要である。

また、第二号技能実習又は第三号技能実習への移行を予定しない場合にはその旨を、第二号技能実習又は第三号技能実習への移行を予定する場合には、いずれも目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格しなければ、第二号技能実習又は第三号技能実習への移行が認められず、帰国しなければならない旨を、明記するものとする。

②　適正な雇用契約の締結

実習実施者は、技能実習生との雇用契約を技能実習生の入国前に締結する必要がある。団体監理型技能実習の雇用契約の始期については、講習の終了後とすることが原則である。実習実施者は、技能実習生が雇用契約の内容を十分に理解できるようにするため、技能実習生の母国語によって作成した文書による雇用契約の締結その他必要な措置を講ずるものとする。

技能実習生に支払う報酬については、日本人が従事する場合に支払われる報酬と同等額以上の報酬を支払う必要があり、技能実習計画の認定申請に際してはこの点についての説明をしなければならない。これに加え、第二号技能実習及び第三号技能実習の賃金が前段階の技能実習よりも上回るなど技能等の習熟度に応じた賃金の格付けを行う等、技能実習生が技能等の修得等をしようとする意欲の向上に資するようにすることが必要である。また、休日、休暇、宿泊施設等の技能実習生の待遇についても、日本人と不当に差別されることのないようにするなど、技能実習生の権利が確実に保護され適正な技能実習が行われるよう配慮する必要がある。

さらに、実習実施者又は監理団体が負担すべき費用を監理費等の名目で技能実習生

の報酬から控除することはできないことはもとより、食費、居住費等を報酬から控除する場合についても、労働関係法令にのっとった労使協定の締結が必要であり、実費を勘案して不当な額が報酬から控除されることにより技能実習生の生活に支障が生じることはあってはならない。

なお、このように技能実習生と雇用契約を締結するものであることから、あらかじめ、技能実習を行わせる事業場の労働組合等と技能実習生の受入れについて協議を行うことが望ましい。

③　技能実習を行わせる環境の整備

技能実習を行わせる環境を確保するため、技能実習生については、適正に労働時間の管理を行う必要がある。技能実習の一環としてやむを得ず時間外労働や休日労働を技能実習生に行わせる場合には、労使協定の締結、割増賃金の支払等の労働関係法令で定める手続にのっとって行い、違反が行われることがないようにする必要がある。この場合においても、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、恒常的な長時間労働とならないようにすべきである。

また、実習実施者は、技能実習を行わせる事業所における技能実習生の安全と健康を確保するために、安全衛生教育の実施、就業制限規定の遵守及び健康診断の実施等、労働安全衛生法に基づく必要な措置を講ずる必要がある。団体監理型技能実習にあっては、監理団体と連携して、技能実習生の安全と健康の確保に取り組むものとする。

さらに、実習実施者は、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるようにするため、快適な住環境を確保するとともに、食生活、医療等についての適切な助言及び援助を行うことができる体制を整備する必要がある。このため、技能実習指導員及び生活指導員に対してその能力育成に資するものとして主務大臣に認められた講習を受講させることが望ましい。また、団体監理型技能実習にあっては、監理団体と連携して、当該体制の整備に取り組むものとする。

なお、技能実習生が限られた実習期間の中で、効率的・効果的に技能等を修得等できるようにするため、実習実施者は、技能実習生を指導する立場にある技能実習指導員や技能実習計画の策定に携わる者の職業能力の更なる向上を図るべく、これらの者について技能検定その他の試験の受検等を積極的に推奨していくことが望ましい。

④　目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験の適正な受検

技能実習の第一号から第三号までのいずれの段階についても、実習実施者は、技能実習生が当該段階において修得等をした技能等の評価を技能検定又は技能実習評価試験等により行うことが必要である。技能検定又は技能実習評価試験の合格に係る目標を定めた場合にはその適正な受検が必要であり、その受検費用については、実習実施者又は監理団体が負担する必要がある。

また、実習実施者が受け入れている技能実習生の確実な受検を図る観点から、実習実施者は、受検日時、受検会場、受検に必要な機材の確保等に関して技能検定又は技能実習評価試験の実施者から求めがあった場合には、必要な協力をしていくことが望ましい。

３．監理団体

（１）許可制の趣旨

監理団体は、団体監理型技能実習において、団体監理型実習実施者と団体監理型技能実習生との間の雇用関係の成立のあっせんを行い、その後の団体監理型技能実習の実施に関する監理を担う存在であり、団体監理型実習実施者や団体監理型技能実習生へ強い影響力を有している。

そこで、技能実習法では、技能実習の適正な実施を図るため、監理事業を行おうとする者は、あらかじめ許可を受けなければならないこととされ、許可を受けた適正な監理団体のみが団体監理型技能実習に関与できる制度とされている。

（２）監理団体が留意すべき事項

技能実習法においては、制度の趣旨・目的を踏まえ、監理団体は、営利を目的としない法人とされており、営利を目的として監理事業を行うことは認められない。このため、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成２８年法務省・厚生労働省令第３号。以下「施行規則」という。）で定められた適正な種類及び額の監理費以外の金銭を受けることは認められていない。こうした技能実習法及びその下位法令等で定められている事項のほか、監理団体は、特に次の事項について留意すべきである。

①　団体監理型実習実施者及び送出機関との関係

監理団体は、団体監理型実習実施者や送出機関へ強い影響力を有していることを踏まえ、制度の趣旨・目的をこれらの者に周知し、技能実習生を安価な労働力と考え、労働力の需給の調整の手段として用いようとしている者の技能実習制度への参入を防ぐ責任を有している。無論、監理団体自らが、労働力不足解消につながるなどと広告して団体監理型実習実施者を募集する等の行為は絶対にあってはならない。

制度の趣旨・目的に沿った技能実習の実施のためには、技能実習制度を理解し、技能実習に対する意欲を持った団体監理型技能実習生を受け入れることが必要である。このため、監理団体自らが団体監理型技能実習生の受入れに実質的に関与することが必要であり、団体監理型実習実施者が事実上監理団体を関与させることなく送出機関から直接団体監理型技能実習生の受入れを行うようなことがあってはならない。団体監理型技能実習生の選抜方法、条件、受入れ方法等について、監理団体は、団体監理型実習実施者及び送出機関と綿密に連携することが求められる。

また、監理団体は、団体監理型実習実施者と団体監理型技能実習生との間の労使関係に介入することにならないように留意しつつも、団体監理型実習実施者と適正な関係を構築し、技能実習計画の作成の指導、その後の団体監理型技能実習の実施の監理等を通じて団体監理型実習実施者を適正に監理することが求められる。

特に定期的な監査に際しては、団体監理型実習実施者の担当者からの話だけでなく、通訳を同行させて団体監理型技能実習生から団体監理型技能実習の進捗状況や技能実習計画どおりに技能実習が行われているかを確認することが必要である。

② 取り扱う技能実習の職種及び作業の範囲

監理団体は、技能実習計画の作成の指導、その後の団体監理型技能実習の実施の監理等を担うことから、取り扱う技能実習の職種及び作業について高い知見を有している必要があり、技能実習計画の作成の指導や団体監理型技能実習の実施の監理を十分に行う能力を有しない職種及び作業については、取り扱うことができない。また、取り扱う技能実習の職種及び作業については、常日頃より研さんを深め、技能実習生が修得等をする技能等について高い知見を有し続ける必要がある。

４．優良な実習実施者及び監理団体

今般の技能実習制度の見直しによって、第三号技能実習の創設や受入れ人数枠の拡大がなされた。

この拡充については、高い水準を有するものとして定められた要件に適合した優良な実習実施者及び監理団体についてのみ認められたものである。

これは、技能実習生に技能等を修得等させる能力が高く、かつ、法令遵守や技能実習生の保護にも手厚く配慮している者のみが、長期・多数の技能実習を行わせる資格があるという趣旨であることから、この趣旨を踏まえて、制度の拡充部分の適用を受けようとする優良な実習実施者及び監理団体は、技能実習法や主務省令等で定められた認定基準や許可基準を充足することはもとより、その受け入れる全ての技能実習生が制度の趣旨・目的に沿って技能実習を行うことができるようにより高い水準を目指すべきものである。

また、制度の拡充部分の適用を受けない実習実施者や監理団体であっても、技能実習法や主務省令等で定められた認定基準や許可基準以上のものを目指し、制度の趣旨・目的に沿って技能実習に資するよう努めることが求められる。

５．技能実習生の保護

技能実習法においては、技能実習生の保護のため、技能実習関係者が技能実習の強制、違約金の設定、旅券又は在留カードの保管等を行うことを禁止し、罰則をもってこれを担保している。このほか、技能実習生の保護に資する施策として、出入国在留管理庁及び厚生労働省は、次の施策に機構と連携して取り組むこととする。

（１）技能実習生からの通報・申告及び相談対応

技能実習法において、技能実習生は、実習実施者又は監理団体の技能実習法令違反があった場合には、当該事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に通報・申告することができるものとされ、また、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣並びに機構は技能実習生からの相談に応じるものとされている。そこで、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、自ら又は機構によって技能実習生からの相談に応じる体制を整備する必要がある。技能実習生からの相談には、できる限り技能実習生の母国語で対応するものとする。

（２）技能実習継続のための支援

技能実習法において、機構の業務として、技能実習を行うことが困難となった技能実

習生であって引き続き技能実習を行うことを希望する者が技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行うこととされている。

そこで、機構は、技能実習制度の趣旨・目的を踏まえ、技能実習生が実習実施者から人権侵害行為等を受けた場合はもとより、実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情があると認められる場合には、技能実習生からの相談に丁寧に応じるとともに、他の実習実施者又は監理団体の下で技能実習を行えるように調整する等の実習先変更支援を行う。

（３）第三号技能実習への移行時における一時帰国及び実習先の選択

第三号技能実習を行う技能実習生については、母国の家族と離れている期間が長期化するという問題もあることから、第二号技能実習を終了した後又は第三号技能実習を開始してから一年以内に、原則１箇月以上帰国しなければならないものとする。

また、第二号技能実習から第三号技能実習に進む段階では、技能実習生本人に異なる実習先を選択する機会を与えるものとする。

（４）その他

（１）から（３）までのほか、出入国在留管理庁及び厚生労働省は機構と連携して、技能実習生に対し、日常生活を送る上で知っておくべき知識等を記載した技能実習生手帳の配布や、実習実施者及び監理団体へのメンタルヘルス上の問題等に係る助言・指導、技能実習生の労災保険制度の適用に係る相談等を行う。

６．国レベルでの取決め

技能実習制度の見直し前においては、技能実習生の送出しを希望する国との間で国レベルでの取決めがなされていない状況であった。この状況の中、保証金の徴収等をしている不適正な送出機関や、制度の趣旨・目的を理解せず、技能実習を単なる出稼ぎと捉えて来日する技能実習生の存在がかねてより指摘されてきた。

そこで、技能実習生の送出しを希望する国（地域を含む。以下この６において同じ。）との間で国レベルでの二国間取決めを順次作成し、それを公表することとする。この取決めを通じて、送出国政府と協力し、不適正な送出機関の排除や、制度の趣旨・目的を理解し真に技能等の修得等に努めようとしている技能実習生に絞った受入れを目指す。取決めをした国との間では、送出国政府から適正な送出機関として認定を受けた送出機関のみから技能実習生を受け入れることとし、二国間取決めに違反する行為が認められた場合は、当該送出機関に関して認定の取消し等厳格な対応を行うよう送出国政府に要請することとする。

第三　技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項

１．国の役割

国は、技能実習法の基本理念に従って、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。技能実習法に基づく技能実習計画の認定制や監理団体の許可制を適正に運用すること、特に、技能実習生の生活に支障が生じることがないよう技能実習生の報酬及び報酬からの控除の実態把握に努めつつ、長時間労働に係る労働法令違反がないよう必要な措置を講ずるべく労働時間についても調査を行うとともに、違法な時間外労働、技能実習生の意に反した実習期間の途中での帰国等の不正事案に対しては、報告徴収、改善命令、認定・許可の取消し等の監督権限を適時適切に行使する必要がある。

２．機構の役割及び業務

技能実習法で定められた主務大臣並びに出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣の事務のうち、技能実習計画の認定、実習実施者・監理団体へ報告を求め実地に検査する事務、実習実施者の届出の受理については機構が出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣の委託を、監理団体の許可に関する調査等については機構が主務大臣の委託をそれぞれ受けて行うこととなる。

また、機構は、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣とあいまって技能実習生に対する相談対応・援助等を行うとされている。

機構は、このように、主務大臣並びに出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣から委託された権限を包括的に行使し、また、主務大臣並びに出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣とあいまって技能実習生の保護に当たる主体として位置付けられることを踏まえ、業務を行うに当たっては、効率的で一貫した事務の実施となるよう留意する必要がある。

機構は、技能実習制度の担い手が、民間主体である実習実施者や監理団体であるため、その性質に鑑み、民間主体が発起人となり自主的に設立するとともに、設立に当たって国が関与を行う認可法人とされている。主務大臣は、機構に対し、役員の任命又は認可、毎事業年度の予算や事業計画の認可等の権限、交付金の支出、一般的監督命令等を通じ統制を行うこととなっており、主務大臣による強いガバナンスの下、機構は業務を遂行することとなる。

３．事業所管大臣等との連携

技能実習は多種多様な職種や作業において行われるため、それぞれの業種において課題や修得等をすべき技能等は異なっている。このため、主務大臣並びに出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が行う業種横断的な取組に加え、それぞれの職種や作業における特有の事情を勘案し、当該業種を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）が中心となって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組を行うことが求められている。

技能実習法においては、主務大臣並びに出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、事業所管大臣へ必要な協力を要請することができるものとされており、事業所管大臣は業種ごとに必要に応じ事業協議会を組織し、関係者間で有用な情報を共有し連携の緊密化を図

るとともに、その業種の実情を踏まえた取組について協議を行うこととされている。

４．地域協議会

技能実習法の施行後は、機構に加え、各地域において、出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関、事業所管省庁の出先機関を始めとした国の機関や地方公共団体等様々な機関が相互に関係し合いながら技能実習に関与することとなる。こうした関係機関同士の連携を図り、問題事案の情報共有等が円滑に行われる体制について、地域レベルで整備することが必要である。

このため、地域協議会を設立し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する地域での取組の協議、技能実習の現状などのデータ・制度運用上の留意点などの把握・共有、制度の適正化等に向けた地方公共団体等との密接な連携の確保・強化といった業務を担わせることとする。

５．対象職種

技能実習の対象となる技能等は、技能実習法、その下位法令等で技能実習生の本国において修得等が困難なものであることを始めとした要件が定められている。また、第二号技能実習及び第三号技能実習の対象となる職種及び作業については、当該職種及び作業に係る技能検定又は技能実習評価試験が整備されている必要があることに留意する必要がある。

６．技能実習評価試験

技能実習評価試験の実施基準については、施行規則等で定められている。当該基準に適合するか否か、また、技能実習制度の対象職種としてふさわしいか否かについては、有識者により構成される「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」において、確認されることとなる。この会議の開催に際しては、厚生労働大臣はそれぞれの職種や作業における特有の事情を勘案するために事業所管大臣の意見を聴くこととする。

７．特定の職種に係る技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策

制度の趣旨・目的を適切に達成するために、特定の職種においては、他の職種では求められないその職種の特性に応じた固有要件の設定などの適切な対応策をとる必要が生じることがある。

このような特定の職種に固有の付加的な要件については、当該職種の実情を良く把握している事業所管大臣が策定することが適当であり、その際には、主務大臣が事業所管大臣と協力して取り組むことが求められる。

また、このような固有の付加的な要件の設定を行う必要性について検討するに当たって、事業所管大臣は、前述の事業協議会を組織し、事業協議会で協議を行うなど主務大臣に必要な協力を行うことが重要である。

このように付加的な要件を定める職種として対象職種への追加が予定されている介護

については、介護サービスの質を担保する等のため、①移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化、②必要なコミュニケーション能力の確保、③適切な評価システムの構築、④適切な実習実施機関の対象範囲の設定、⑤適切な実習体制の確保、⑥日本人との同等処遇の担保、⑦監理団体による監理の徹底などの事項について、事業所管大臣である厚生労働大臣が介護固有の要件を定めること等を通じて、適切な対応を行うことが必要である。

第四　技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項

１．技能等の移転を図るべき分野

制度の趣旨・目的に従い、それぞれの開発途上地域等の経済発展の度合い等を踏まえ、開発途上地域等のニーズに沿った技能等を移転することができるよう、技能実習に関与する者は、開発途上地域等のニーズを把握するよう努めるものとする。

２．技能等の移転の推進に係る調査の実施

制度の趣旨・目的に従って技能実習により技能等の移転がなされているか確認するため、主務大臣は、定期的に、技能実習生が帰国後に技能実習で修得等をした技能等を適切に活用しているか等について、帰国後の技能実習生に対し追跡調査を行うものとする。この追跡調査には、実習実施者や監理団体のほか、二国間取決めを作成した送出国政府や送出機関も含めた関係者の協力を求めるものとする。

３．技能等の移転に係る好事例収集・分析の実施

制度の趣旨・目的に従って技能実習により技能等の移転がなされている好事例を主務大臣が収集・分析して広く公表することにより、実習実施者や監理団体が、好事例を参考として技能実習を行うことができるようにするものとする。

４．修得等をした技能等の見える化の実施

技能実習を修了した者が技能実習により修得等をした技能等を外国語で記載する文書のひな形を厚生労働省が作成しその活用を促進すること等により、技能実習により修得等をした技能等が送出国において理解され、評価されるような取組を推進するものとする。

第五　その他

１．技能実習生の我が国における適正な在留の確保

実習実施者及び監理団体は、技能実習生が我が国に適正に在留するよう、送出機関とも連携して制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定し、入国後の講習等を通じて、入管法その他の出入国に関する法令に違反しないことはもとより、不法就労を行うなどした場合の入管法上の取扱いを技能実習生に教示すること等により、行方不明者を発生させないための取組を講ずる必要がある。

また、入管法その他の出入国に関する法令に違反する事実を発見した場合や、技能実習生が行方不明となった場合には、速やかに機構に届出（団体監理型実習実施者にあっては、監理団体を通じて機構に届出）をし、機構及び出入国在留管理機関からの指示を受ける必要がある。

２．地域社会との共生の推進

技能実習生は、技能実習が実施される地域に技能実習を行う期間中居住し、生活するものであることから、技能実習生がより円滑に我が国での生活環境に馴染めるようにすることは必要不可欠である。

こうした観点から、実習実施者や監理団体は、技能実習生と地域社会との共生のための取組に主体的に関与することが求められる。また、出入国在留管理庁及び厚生労働省は、こうした実習実施者や監理団体による取組について、好事例の収集や分析、その周知広報等を通じて、推進を図ることとする。

３．関係機関との連携

技能実習については、技能実習法による規制のほか、入管法令、労働関係法令等の様々な法令に基づき、出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関を始めとした国の機関が関与することとなり、外国人技能実習機構は、技能実習法を含め、入管法令又は労働関係法令に違反する事実を把握した場合には、これら国の機関に対し、通報、情報提供等を行うとともに、事案の重大性に応じ、告発を行うことも視野に、厳格な指導監督を行うこととなる。

また、多くの監理団体の法人としての許認可権限を有する者であること、技能実習生が地域住民として生活すること等の理由から、地方公共団体も技能実習に関与することとなる。

さらに、二国間取決めの作成については外務省、特定の職種については事業所管省庁の関与が必要である。

制度の安定的で円滑な運営に向けて、これらの関係機関が適時適切に連携していくことが求められている。

このため、国、地方公共団体及び機構は、技能実習が円滑に行われるよう、必要な情報交換を行い、相互の密接な連携の確保に努めることが求められる。

附　則

この基本方針は、技能実習法の施行の日（平成 29 年 11 月 1 日）から適用する。

別紙①－２

監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、求人等に関する情報の的確な表示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針

平成２９年４月７日
法務省・厚生労働省告示第２号
（平成 29 年 12 月 26 日一部改正）
（平成 30 年 10 月４日一部改正）
（令和３年１月８日一部改正）
（令和４年４月１日一部改正）
（令和４年９月 30 日一部改正）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四十八条の規定に基づき、及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律を実施するため、監理団体が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針を次のように定め、平成二十九年十一月一日から適用する。

第一　趣旨

この指針は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「法」という。）第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の三及び第五条の四に定める事項等に関し、監理団体及び団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。

また、法第四十三条の規定により監理団体が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の遵守等についても定めたものである。

第二　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三に関する事項（労働条件等の明示）

１．監理団体による労働条件等の明示

（１）監理団体は、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定に基づき、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能

実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能な限り速やかに明示しなければならないこと。

（２）団体監理型実習実施者等は求人の申込みに当たり監理団体に対し、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第二項の規定に基づき、従事すべき業務の内容等を明示しなければならないこと。

（３）監理団体及び団体監理型実習実施者等は、(一)又は(二)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによらなければならないこと。

イ　明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。

ロ　労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働、休憩時間、休日等について明示すること。

ハ　賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分をいう。第三の二（二）において同じ。）、基本給、定額的に支　　払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。また、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下このハ及び第三の二（二）において「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算額の基礎として設定する労働時間数（以下このハにおいて「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。

（４）監理団体及び団体監理型実習実施者等は、(一)又は(二)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによるべきであること。

イ　原則として、団体監理型技能実習生等と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。なお、（３）ハ後段に係る内容の明示については、特に留意すること。

ロ　従事すべき業務の内容等の事項の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。

（５）監理団体及び団体監理型実習実施者等は、(一)又は(二)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

イ　団体監理型技能実習生等に具体的に理解されるものとなるよう、従事すべき業務の内容等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。

ロ　団体監理型技能実習生等が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

ハ　明示する従事すべき業務の内容等が労働契約を含む技能実習に係る契約締結時の従事すべき業務の内容等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、従事すべき業務の内容等が既に明示した内容と異なることと

なった場合には、当該明示を受けた団体監理型技能実習生等に速やかに知らせること。

２．団体監理型実習実施者等による労働条件等の変更等に係る明示

（１）団体監理型実習実施者等は、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第三項の規定に基づき、団体監理型技能実習生等と労働契約を締結しようとする場合であって、これらの者に対して法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この二において「第一項明示」という。）を変更し、特定し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加するときは、当該契約の相手方となろうとする者に対し、当該変更し、特定し、削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（(三)において「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。

（２）法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定に基づく明示について、一(四)ロにより、従事すべき業務の内容等の事項の一部（以下この(二)において「当初明示事項」という。）が明示され、別途、当初明示事項以外の従事すべき業務の内容等の事項が明示された場合は、当初明示事項を第一項明示として取り扱うこと。

（３）団体監理型実習実施者等は、（１）の明示を行うに当たっては、団体監理型技能実習生等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、次のイの方法によることが望ましいが、次のロなどの方法によることも可能であること。

イ　第一項明示と変更内容等とを対照することができる書面を交付すること。

ロ　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項の規定に基づき交付される書面（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五条第四項第一号の規定に基づき送信されるファクシミリの記録又は同項第二号の規定に基づき送信される電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の記録を含む。）において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第一項明示の一部の事項を削除する場合にあっては、削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。

（４）団体監理型実習実施者等は、締結しようとする労働契約に係る従事すべき業務の内容等の調整が終了した後、当該労働契約を締結するかどうか団体監理型技能実習生等が考える時間が確保されるよう、可能な限り速やかに（１）の明示を行うこと。また、（１）の明示を受けた団体監理型技能実習生等から、第一項明示を変更し、特定し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する理由等について質問された場合には、適切に説明すること。

（５）第一項明示は、そのまま労働契約の内容となることが期待されているものであること。また、第一項明示を安易に変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加してはならないこと。

（６）学校卒業見込者等（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十三条第一項に規定する学校卒業見込者等をいう。以下この(六)において同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第一項明示を変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（一(四)ロにより、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、法第二十七条第二項の規定より適用する職業安定法第五条の三第一項及び(一)の明示が書面により行われるべきであること。

（７）法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定に基づく明示が同法の規定に抵触するものであった場合、(一)の明示を行ったとしても、同項の規定に基づく明示が適切であったとみなされるものではないこと。

（８）団体監理型実習実施者等は、第一項明示を変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加した場合は、求人票等の内容を検証し、修正等を行うべきであること。

第三　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の四に関する事項（求人等に関する情報の的確な表示）

１．提供する求人等に関する情報の内容

監理団体は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）第三十二条第三項各号に掲げる事項並びに第二の一㈢ロ及びハにより明示することとされた事項を可能な限り当該情報に含めることが望ましいこと。

２．誤解を生じさせる表示の禁止

監理団体は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、団体監理型技能実習生等に誤解を生じさせることのないよう、次に掲げる事項に留意すること。

（１）関係会社を有する団体監理型実習実施者等が団体監理型技能実習生等の募集を行う場合、団体監理型技能実習生等を雇用する予定の団体監理型実習実施者等を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう表示しなければならないこと。

（２）賃金等（賃金形態、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給、固定残業代等に関する事項をいう。以下同じ。）について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。

（３）職種又は業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはならないこと。

３．求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つための措置

監理団体は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第三十二条の二第三項第三号イ及びロに掲げる措置を可能な限りいずれも講ずることが望ましいこと。

第四　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第三十三条の五に関する事項（監理団体の責務）等

１．監理団体における求人の申込みの受理に関する事項

（１）監理団体は、原則として、団体監理型実習実施者等に対し、求人の申込みが法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の六第一項各号のいずれかに該当するか否かを申告させるべきこと。

（２）監理団体は、求人の申込みが法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の六第一項各号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。

２．団体監理型技能実習生等の能力に適合する職業の紹介の推進

監理団体は、団体監理型技能実習生等の能力に適合した技能実習に係る職業紹介を行うことができるよう、団体監理型技能実習生等の能力の的確な把握に努めるとともに、その業務の範囲内において、可能な限り幅広い求人の確保に努めること。

３．団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等からの苦情の適切な処理

監理団体は、主務大臣の機関、外国人技能実習機構、他の監理団体その他関係者と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等からの苦情（あっせんを行った後の苦情を含む。）を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

４．監理事業に係る適正な許可の取得

（１）団体監理型実習実施者等に紹介するため団体監理型技能実習生等を探索した上当該団体監理型技能実習生等に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあっせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は、監理団体の許可を取得する必要があること。また、いわゆるアウトプレースメント業のうち、教育訓練、相談、助言等のみならず、技能実習に係る職業紹介を行う事業は監理事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、監理団体の許可を取得する必要があること。

（２）次のいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、当該者の判断が電子情報処理組織により自動的に行われているかどうかにかかわらず、監理団体の許可を取得する必要があること。また、宣伝広告の内容、団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等との間の契約内容等の実態から判断して、団体監理型実習実施者等に団体監理型技能実習生等を、又は団体監理型技能実習生等に団体監理型実習実施者等をあっせんする行為を事業として行うものであり、募集情報等提供事業はその一部として行われているものである場合には、全体として監理事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、監理団体の許可を取得する必要があること。

イ　団体監理型技能実習生等に関する情報又は求人に関する情報について、当該者の判断により選別した提供相手に対してのみ提供を行い、又は当該者の判断により選別した情報のみ提供を行うこと。

ロ　団体監理型技能実習生等に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当

該者の判断により提供相手となる団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に応じて加工し、提供を行うこと。

ハ　団体監理型技能実習生等と団体監理型実習実施者等との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと。

５．適正な宣伝広告等に関する事項

（１）監理事業に関する宣伝広告の実施に当たっては、職業安定法第五条の四第一項及び第三項並びに不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の趣旨に鑑みて、不当に団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等を誘引し、合理的な選択を阻害するおそれがある不当な表示をしてはならないこと。

（２）求職の申込みの勧奨については、団体監理型技能実習生等が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、監理事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり、監理団体が団体監理型技能実習生等に金銭等を提供することによって行うことは好ましくないこと。

第五　法第四十三条に関する事項（団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い）

１．個人情報の収集、保管及び使用

（１）監理団体は、その業務の目的の達成に必要な範囲内で団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報（一及び二において単に「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

イ　人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

ロ　思想及び信条

ハ　労働組合への加入状況

（２）監理団体は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なものによらなければならないこと。

（３）個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合はこの限りではないこと。

（４）監理団体は、法第四十三条又は（一）から（三）までの団体監理型技能実習生等本人の同意を得る際には、次に掲げるところによらなければならないこと。

イ　同意を求める事項について、団体監理型技能実習生等が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

ロ　業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、技能実習に係る職業紹介の条件としないこと。

ハ　団体監理型技能実習生等の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。

２．個人情報の適正な管理

（１）監理団体は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。

イ　個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

ロ　個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置

ハ　正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置

ニ　収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

（２）監理団体が、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。

（３）監理団体は、次に掲げる事項を含む個人情報の適正管理に関する規程を作成し、これを遵守しなければならないこと。

イ　個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項

ロ　個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項

ハ　本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項

ニ　個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

（４）監理団体は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

３．個人情報の保護に関する法律の遵守等

１及び２に定めるもののほか、監理団体は、個人情報の保護に関する法律第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第四章第二節に規定する義務を遵守しなければならないこと。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。

技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表（企業単独型）

１．原則

（１）　申請書及び添付書類は、片面印刷のものに記載ください（ホチキスなし。）。
（２）　本表（書類の番号２）の１～５１のうち提出を要する書類について、本表の番号順に並べ、先頭に本表を付して提出ください。
（３）　提出書類に付す本表については、「申請者確認欄」に書類の添付状況について、「有」又は「無」に〇を付して添付ください。
（４）　「技能実習の区分（提出の要否）」欄の印の意味は以下のとおりです。
　◎：　必ず提出が必要なもの。
　〇：　過去３年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合に提出が不要なもの。（地方出入国在留管理局へ提出したものは含まない。）
　●：　過去５年以内に同一の技能実習生に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合に提出が不要なもの。（地方出入国在留管理局へ提出したものは含まない。）
　△：　実習先（実習実施者）変更により新たな技能実習生を受け入れる場合に提出が必要なもの。
　×：　提出が不要なもの。
※　（４）の〇又は●に該当することにより「無」とする書類については、本表の「申請者確認欄」の（※）欄に「提出を省略する書類を添付した過去の技能実習計画認定申請書」を提出した日（申請日）又は申請番号（認定番号）を記載ください。これらの記載がない場合や誤った申請番号等が記載されている場合、提出が不要となるか確認することができないため、再度の提出を求める場合もあることから記載漏れのないように留意願います。
※　書式の欄の「参考様式」はその様式の使用は必須ではないが同様の内容を記載した書類の提出が必要なものです。（「省令様式」はその様式の使用が必須。）
（５）　本表の書類番号３から９については副本の提出が必要です。申請書類の末尾にまとめて添付してください。

２．複数の技能実習計画について同時に申請する場合

複数の技能実習計画について同時に申請いただく場合には、上記１に加え、以下について留意いただく必要があります。
（１）　筆頭の技能実習生に係る技能実習計画
書類番号の１から５１のうちで提出を要する全ての書類を番号順に並べ、本表を付して提出願います。
（２）　２人目以降の技能実習生に係る技能実習計画
以下について技能実習計画（技能実習生）ごとにクリップ等で綴じた上で、書類番号１の名簿順に並べて提出をお願いします。
①本表
②書類の番号１～５１
（３）　（２）にかかわらず、①本表及び②書類の番号１８以降については、内容が全く同じであれば2人目以降の申請書類への添付は不要です。その場合には、本表の「ⅲ　技能実習生の氏名」欄に「別添「申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿」のとおり。」と記載願います。（同一でない場合には当該者については添付願います。）
（４）　「留意事項」欄で「連名可」としている書類については、申請内容が同じであれば筆頭の技能実習生に係る技能実習計画にのみ添付すれば足ります。（２人目以降は不要です。）

３．その他

（１）　技能実習計画の認定基準に関し事業所管大臣が告示で定めた職種（介護職種等）に係る認定申請である場合や、追加的に資料が必要であると認められる場合などには、本表に記載している資料以外の提出を求めることがあります。具体的な書類は別途、随時お示ししていきます。

企業単独型技能実習

ⅰ	申請者の氏名又は名称
ⅱ	申請する技能実習の区分　　第　　号
ⅲ	技能実習生の氏名
ⅳ	受検手続支援申請の有無及び有の場合、申請年月日　有（　　年　　月　　日）・無

番号	必要な書類	書式		技能実習の区分（提出の要否）		留意事項	申請者確認欄		
				１号	２号 ３号		〇をつける。		※
1	申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿	（機構ＨＰに掲載）		◎	◎	複数人の技能実習計画を同時に申請する場合に提出してください。	有	無	
2	技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表（本表）	（機構HPに掲載）		◎	◎	申請前に本表にて提出書類をご確認の上、申請書類とともに提出してください。	有	無	
3	技能実習計画認定申請書	省令様式 第１号	第１面	◎	◎	・正副１部ずつ **本書類については副本の提出が必要です。** 第１面から第７面の提出を要する書類の正本（申請者等の記名がされているもの）及びその副本をそれぞれ綴じてください。 **・副本については、申請書類の末尾にまとめて添付してください。** ・第2面「１申請者」に記載する法人の役員について、技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、「住所」欄の記載は不要です。	有	無	
4	技能実習計画		第２面	◎	◎		有	無	
5	入国後講習実施予定表		第３面（A）	◎	×		有	無	
6	実習実施予定表		第４面	◎	×		有	無	
7	実習実施予定表（１年目）		第５面	×	◎		有	無	
8	実習実施予定表（２年目）		第６面	×	◎		有	無	
9	欠格事由非該当の誓約		第７面	◎	◎		有	無	

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分（提出の要否）		留意事項	申請者確認欄		
			１号	２号 ３号		○をつける。		※
10	申請者の誓約書	参考様式第1-2号	◎	◎	※連名可 ・労災保険の暫定任意適用事業に該当する場合については、以下の書類を提出してください（※）。 （労災保険に加入する場合） 　労働保険番号が付与された保険関係成立届（事業主控）の写し（年度更新における領収証書又は通帳の写し等でも可） （民間の任意保険に加入する場合） 　民間の任意保険への加入が確認できる契約書等の書類 ※新たに労働保険の適用事業となる場合又は民間保険に加入する場合、入国後講習修了後1ヶ月以内に提出してください。	有	無	
11	技能実習生の旅券その他の身分を証する書類の写し	－	◎	◎	身分事項が確認できる部分の写し。 ※在留カードの交付を受けている場合は、その写しを必ず提出してください。	有	無	
12	技能実習生の履歴書	参考様式第1-3号	◎	●		有	無	
13	外国の所属機関の概要書及び当該機関による証明書（企業単独型技能実習）	参考様式第1-11号	◎	●	※連名可	有	無	
14	雇用契約書及び雇用条件書の写し	参考様式第1-14号	◎	◎		有	無	
15	技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書 宿泊施設の見取り図	参考様式第1-16号 任意様式	◎	◎	※連名可 ※第2号及び第３号申請の場合、「2．宿泊施設」については、過去3年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合の記載は不要です。ただし、実習先（実習実施者）変更により新たな技能実習生を受け入れる場合には記載が必要です。 ※宿泊施設の見取り図は、寝室（床の間・押入等、技能実習生が実際に使用できないスペースを除く。）の面積及び居住する技能実習生の人数が分かるものとする必要があります。	有	無	
16	技能実習生の申告書	参考様式第1-20号	◎	●		有	無	
17	前段階の技能実習計画において目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験の合格又は一部合格を証する書類の写し	－	×	◎	機構による受検手続の支援に係る同意書を提出した技能実習生の場合、合格を証する書類の提出は不要です。	有	無	

○以下は、複数の技能実習計画を同時に申請する場合であって、それぞれの内容が全く同じときには、2人目以降の申請書類への添付は不要です（その場合、本表上の「ⅲ　技能実習生の氏名」欄に「別添「申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿」のとおり。」と記載願います）。

18	申請者の概要書	参考様式第1-1号	◎	◎	複数の法人が共同で技能実習を行わせる場合には、法人ごとに1部ずつ作成してください。	有	無	
19	【申請者が法人の場合】 登記事項証明書	－	○	○	・複数の法人が共同で技能実習を行わせる場合には、各法人ごとに１枚ずつ提出してください。 ・発行日から３月以内のものを提出してください。 ・社会福祉法人等で、登記事項証明書に理事長以外の役員の記載がない場合は、役員の選任に関する理事会の議事録を提出してください。	有	無	
20	【申請者が法人の場合】 直近２事業年度の貸借対照表の写し	－	○	○	・直近の事業年度で債務超過がある場合は、中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書類も提出してください。 ・過去３年以内に提出している場合でも、年度が変わった場合には最新の書類の提出が必要となります。	有	無	
21	【申請者が法人の場合】 直近２事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し	－	○	○	過去３年以内に提出している場合でも、年度が変わった場合には最新の書類の提出が必要となります。	有	無	

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分（提出の要否）		留意事項	申請者確認欄		
			1号	2号 3号		○をつける。		※
22	【申請者が法人の場合】 役員の住民票の写し（役所から交付されるものが「住民票の写し」ですので、改めてコピーを取るのではなく、役所から交付されたものを提出してください）		○	○	・役員全員について提出してください（技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書（技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者ではない旨について申請者が確認し、誓約したもの。参考様式第1-36号参照。）の提出でも可。）。 ・マイナンバーの記載がないもの。 ・日本人の場合は、本籍の記載があるもの。 ・外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カード番号の記載があるもの。 ・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し。 ・発行日から３月以内のものを提出してください。	有	無	
23	【申請者が個人事業主の場合】 申請者の住民票の写し	－	○	○	・マイナンバーの記載がないもの。 ・日本人の場合は、本籍の記載があるもの。 ・外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カード番号の記載があるもの。 ・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・発行日から３月以内のものを提出してください。	有	無	
24	【申請者が個人事業主の場合】 直近２年度の納税申告書の写し	－	○	○		有	無	
25	技能実習責任者の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第1-5号	○	○	※技能実習指導員、生活指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無	
26	技能実習指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第1-5号	○	○	※技能実習責任者、生活指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無	
27	生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第1-5号	○	○	※技能実習責任者、技能実習指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無	
28	技能実習を行わせる理由書	参考様式第1-22号	◎	●△		有	無	

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分（提出の要否）		留意事項	申請者確認欄	
			１号	２号 ３号		○をつける。	※

【以下は、特定の事由に該当する場合に提出を要する書類です。】

○複数の法人による共同実施の場合（親会社と子会社又は同一の親会社をもつ複数の法人（親会社と子会社等）の場合）

29	複数の法人が共同で技能実習生を受け入れる理由書	様式自由	◎	○	複数の法人が申請者となり共同で技能実習を行わせようとする場合に提出してください。 ※規則第3条第１号の適用を受けようとする場合。	有	無	

○複数の法人による共同実施の場合（親会社と子会社等以外で密接な関係を有するとする場合）

30	理由書	参考様式第1-26号	○	○	規則第３条第2号の適用を受けようとする場合に提出してください。	有	無	
31	複数の法人が共同で技能実習生を受け入れる理由書	様式自由	◎	○	同上	有	無	
32	複数の法人（申請者）が事業上密接な関係を有することを証する書類 （取引先、提携先等が分かる書類の写し、業務提携契約書の写し、会社パンフレットなど）	―	○	○	同上	有	無	

○再度同じ段階の技能実習を行おうとする場合

33	再度同じ段階の技能実習を行う理由書	様式自由	◎	◎	以下に該当する場合に提出してください。 ・過去に技能実習を修了した者が、再び、同じ業種かつ同じ段階の技能実習を行うとする技能実習計画認定申請を行う場合。 ・規則第16条第4項第1号、2号及び3号に該当する技能実習生に係る技能実習計画認定申請を行う場合。	有	無	

○移行対象職種・作業以外である場合

34	技能実習計画における業務内容、使用する素材・材料、機械設備、製品等の例など、技能実習の内容を明らかにする資料として、写真付きの工程表（フローチャート）	様式自由	○	×	移行対象職種・作業ではない場合に提出してください。	有	無	

○外国の準備機関がある場合

35	外国の準備機関の概要書及び誓約書	参考様式第1-13号	◎	●	所属機関（勤務先）以外に技能実習の準備に関与する機関（入国前講習の実施機関、手続の代行機関）がある場合に提出してください。	有	無	

○一定以上の国際取引の実績がある外国の公私の機関から技能実習生を受け入れようとする場合

36	外国の事業所が登記・登録されていることを証する公的な書類	―	◎	○	規則第2条第1号に該当することを立証する場合に提出してください。	有	無	
37	１年以上の取引期間又は過去1年間に10億円以上の取引額があることを証する信用状及び船荷証券（航空貨物運送状を含む）	―	◎	○	同上	有	無	

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分（提出の要否）		留意事項	申請者確認欄		
			１号	２号 ３号		○をつける。		※
○国際的な業務上の提携その他密接な関係を有する機関から技能実習生を受け入れようとする場合								
38	理由書	参考様式第1-26号	○	○	規則第2条第2号の適用を受けようとする場合に提出してください。	有	無	
39	申請者が外国にある事業所から技能実習生を受け入れる理由書	様式自由	○	○	同上	有	無	
40	外国にある事業所が申請者に技能実習生を派遣する理由書	様式自由	○	○	同上	有	無	
41	申請者と外国の公私の機関が国際的な業務上の提携等を行っていることを証する書類（取引先、提携先等がわかる書類）として、信用状及び船荷証券（航空貨物運送状を含む。）の写し又は業務提携契約書の写しなど	－	○	○	同上	有	無	
42	外国にある事業所が登記・登録されていることを証する公的な書類	－	○	○	同上	有	無	
43	外国にある事業所のパンフレット（事業内容、取引先、常勤の職員数などがわかるもの）	－	○	○	同上	有	無	
○第３号技能実習の場合又は優良要件を満たすとして人数枠を拡大しようとする場合								
44	優良要件適合申告書（実習実施者）	参考様式第1-24号	◎	◎	・第３号技能実習を行わせようとする場合又は規則第16条第2項（人数枠の拡大）の適用を受けようとする場合に提出してください。 ・「相談・支援体制」については、 ⅰ各技能実習生の氏名、国籍・地域、性別、生年月日、受入れ年月日及び実習先変更時の技能実習計画認定番号をまとめた一覧表（様式自由）（実習先変更により複数の技能実習生を受け入れた場合） ⅱ実習先変更支援サイトの登録画面の写しを添付してください。	有	無	
○入国前講習を実施する場合								
45	入国前講習実施（予定）表	参考様式第1-29号	◎	×	技能実習生に対し、外国で1月以上かつ160時間以上の入国前講習を実施し、入国後講習の時間数を第1号技能実習の合計時間数の12分の１とする場合に提出してください。	有	無	
○入国後講習を第１号技能実習の総時間数の２４分の１以上に短縮する場合（特例）								
46	オンラインでの入国後講習が実施できない理由を記載した書類（特例）	様式自由	◎	×	入国後講習を「第１号技能実習の総時間数の２４分の１以上」に短縮する場合（※）に提出してください。 ※要件を満たす入国後講習を実施する場合に「第１号技能実習の総時間数の１２分の１以上」とする入国後講習の時間数については、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和３年２月26日施行）により、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合であって、技能実習生が本邦外において、「４５日以上の期間かつ２４０時間以上」の課程を有し、座学により実施される講習を受けているときは、「第１号技能実習の総時間数の２４分の１」に短縮することが認められます。 本特例措置は、改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画についても適用対象となります。 本措置の終期については、感染拡大や本邦の防疫措置の状況を踏まえて検討し、一定の周知期間を設けた上でお知らせします。 （令和５年５月３１日までの特例措置）	有	無	

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分（提出の要否）		留意事項	申請者確認欄		
			１号	２号 ３号		○をつける。		※
○複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせようとする場合								
47	複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる理由書	参考様式第1-30号	◎	●△	複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる場合に提出してください。	有	無	
○審査基準に記載のない業務を関連・周辺業務として行わせる場合								
48	理由書	参考様式第１-38号	◎	●△	審査基準に記載のない業務を関連・周辺業務として行わせる場合に提出してください。	有	無	
○継続的かつ安定的な体制を有するものとして人数枠の算定を行おうとする場合								
49	理由書	参考様式第1-26号	○	○	規則第16条第1項第2号の適用を受けようとする場合に提出してください。	有	無	
50	出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣から認定を受けて特例人数枠で技能実習生を受け入れる理由書	様式自由	○	○	同上	有	無	
51	過去に受け入れて帰国した技能実習生の現在の職務内容を明らかにする書類	－	○	○	同上	有	無	
○その他の資料等								
★	技能実習生の個人情報の取扱いに係る同意書	参考様式第１-39号			・雇用保険制度における失業等給付に係る事務において、外国人技能実習機構から実習実施者の所在地を所管する都道府県労働局及び公共職業安定所に個人情報を提供することに同意する場合に提出してください。	有	無	
★	委任状	サンプルを機構HPに掲載			・申請者又は認定の申請に係る担当者（省令様式第1号第２面備考欄に記載のある者）以外の方に申請書の提出や申請結果の通知等の受領を委任する場合に提出してください。 ・審査の過程において、直接申請者に問い合わせを行う場合もあります。	有	無	
★	返信用封筒（申請受理票送付用）　１枚	長型３号封筒 ※１１０円分の切手を貼付			・郵送による申請の場合は、申請受理票を郵送しますので、申請受理票の送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に110円分の切手を貼付してください。 ※郵便料金が変更された場合は、必要な切手の金額が変わりますのでご留意ください。	有	無	
★	返信用封筒（結果の通知送付用）　１枚	角形２号封筒に申請件数に応じた郵便料金分の切手を貼付 レターパックプラス（赤色）でも可			・申請結果の通知を郵送で希望する場合は、送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に申請件数に応じた簡易書留郵便料金分の切手を貼付したものを提出してください。 ・当該封筒の提出がなかった場合は、申請を行った機構地方事務所・支所へお越しいただいた上で、結果を通知することとなります。 ・申請件数に応じた郵便料金は、「郵便料金の目安」（パンフレット「技能実習計画の認定申請手続」参照）をご確認ください。レターパックプラスの場合、重量4kg以内で料金は600円です。 ※郵便料金が変更された場合は、必要な切手等の金額が変わりますのでご留意ください。	有	無	
☆	手数料の払込みを証する書類	手数料払込申告書 （台紙） （機構HPに掲載）	◎		・手数料は、技能実習計画認定1件（技能実習生１名）につき３，９００円です。申請件数に応じた適正な金額を事前に当機構口座にお振込みください。 ・払込証明書等は、台紙に貼付の上、申請者名等を記載してください。	有	無	
○技能実習計画の認定を受けた後、技能実習を開始したときに提出する書類（本申請での添付は不要です。）								
	実習実施者届出書	省令様式第７号			・技能実習計画の認定を受けた後、技能実習を開始したときには、遅滞なく、地方事務所・支所の認定課に必ず提出してください。 ・技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせる都度ではなく、実習実施者において初めて技能実習計画の認定を受けて技能実習を開始したときのみ、届出を行うことで差し支えありません。			

技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表（団体監理型）

１．原則

（１）　申請書及び添付書類は、片面印刷のものに記載ください（ホチキスなし。）。
（２）　本表（書類の番号２）の１～４６のうち提出を要する書類について、本表の番号順に並べ、先頭に本表を付して提出ください。
（３）　提出書類に付す本表については、「申請者確認欄」に書類の添付状況について、「有」又は「無」に〇を付して添付ください。
（４）　「技能実習の区分（提出の要否）」欄の印の意味は以下のとおりです。
　◎：　必ず提出が必要なもの。
　〇：　過去３年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合に提出が不要なもの。（地方出入国在留管理局へ提出したものは含まない。）
　●：　過去５年以内に同一の技能実習生に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合に提出が不要なもの。（地方出入国在留管理局へ提出したものは含まない。）
　△：　実習先（実習実施者）変更により新たな技能実習生を受け入れる場合に提出が必要なもの。
　×：　提出が不要なもの。
※　（４）の〇又は●に該当することにより「無」とする書類については、本表の「申請者確認欄」の（※）欄に「提出を省略する書類を添付した過去の技能実習計画認定申請書」を提出した日（申請日）又は申請番号（認定番号）を記載ください。これらの記載がない場合や誤った申請番号等が記載されている場合、提出が不要となるか確認することができないため、再度の提出を求めることもあることから記載漏れのないようにご留意願います。
※　書式の欄の「参考様式」はその様式の使用は必須ではないが同様の内容を記載した書類の提出が必要なものです（「省令様式」はその様式の使用が必須。）。
（５）　本表の書類番号３から９については副本の提出が必要です。申請書類の末尾にまとめて添付してください。

２．複数の技能実習計画について同時に申請する場合

複数の技能実習計画について同時に申請いただく場合には、上記１に加え、以下について留意いただく必要があります。
（１）　筆頭の技能実習生に係る技能実習計画
書類番号の１から４６のうちで提出を要する全ての書類を番号順に並べ、本表を付して提出願います。
（２）　２人目以降の技能実習生に係る技能実習計画
以下について技能実習計画（技能実習生）ごとにクリップ等で綴じた上で、書類番号１の名簿順に並べて提出をお願いします。
①本表
②書類の番号１～４６
（３）　（２）にかかわらず、①本表及び②書類の番号13の参考様式第1-22号、33号及び34号、③書類の番号２３以降については、内容が全く同じであれば2人目以降の申請書類への添付は不要です。その場合には、本表の「ⅲ　技能実習生の氏名」欄に「別添「申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿」のとおり。」と記載願います。（同じでない場合には当該者については添付願います。）
（４）　「留意事項」欄で「連名可」としている書類については、申請内容が同じであれば筆頭の技能実習生に係る技能実習計画にのみ添付すれば足ります（２人目以降は不要です。）。

３．その他

（１）　技能実習計画の認定基準に関し事業所管大臣が告示で定めた職種（介護職種等）に係る認定申請である場合や、追加的に資料が必要であると認められる場合などには、本表に記載している資料以外の提出を求めることがあります。具体的な書類は別途、随時お示ししていきます。

団体監理型技能実習

ⅰ	申請者名称又は氏名若しくは実習実施者届出番号
ⅱ	申請する技能実習の区分　　第　　号
ⅲ	技能実習生の氏名
ⅳ	監理団体の名称
ⅴ	受検手続支援申請の有無及び有の場合、申請年月日　有（　　年　　月　　日）・無

番号	必要な書類	書式		技能実習の区分（提出の要否）		留意事項	申請者確認欄		
				1号	2号 3号		〇をつける。		※
1	申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿	（機構ＨＰに掲載）		◎	◎	複数人の技能実習計画を同時に申請する場合に提出してください。	有	無	
2	技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表（本表）	（機構HPに掲載）		◎	◎	申請前に本表にて提出書類をご確認の上、申請書類とともに提出してください。	有	無	
3	技能実習計画認定申請書	省令様式第1号	第１面	◎	◎	・正副１部ずつ **本書類については副本の提出が必要です。** 第１面から第７面の提出を要する書類の正本（申請者等の記名がされているもの）及びその副本をそれぞれ綴じてください。 **・副本については、申請書類の末尾にまとめて添付してください。** ・第2面「１申請者」に記載する法人の役員について、技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、「住所」欄の記載は不要です。	有	無	
4	技能実習計画		第２面	◎	◎		有	無	
5	入国後講習実施予定表		第３面(D)	◎	×		有	無	
6	実習実施予定表		第４面	◎	×		有	無	
7	実習実施予定表（１年目）		第５面	×	◎		有	無	
8	実習実施予定表（２年目）		第６面	×	◎		有	無	
9	欠格事由非該当の誓約		第７面	◎	◎		有	無	

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分（提出の要否）		留意事項	申請者確認欄		
			1号	2号 3号		○をつける。		※
10	申請者の誓約書	参考様式第1-2号	◎	◎	※連名可 ・労災保険の暫定任意適用事業に該当する場合については、以下の書類を提出してください（※）。 （労災保険に加入する場合） 労働保険番号が付与された保険関係成立届（事業主控）の写し（年度更新における領収証書又は通帳の写し等でも可） （民間の任意保険に加入する場合） 民間の任意保険への加入が確認できる契約書等の書類 ※新たに労働保険の適用事業となる場合又は民間保険に加入する場合、入国後講習修了後1ヶ月以内に提出してください。	有	無	
11	技能実習生の旅券その他の身分を証する書類の写し	－	◎	◎	身分事項が確認できる箇所の写し。 ※在留カードの交付を受けている場合は、その写しを必ず提出してください。	有	無	
12	技能実習生の履歴書	参考様式第1-3号	◎	●		有	無	
13	次の①～③のうちいずれかの資料 ①外国の所属機関による証明書（団体監理型技能実習） ②教育機関の概要書、外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が実施した場合は、技能実習生が履修した科目について当該実施機関が証明する文書 ③技能実習を行わせる理由書、訓練実施予定表	①参考様式第1-28号 ②参考様式第1-33号、証明書 ③参考様式第1-22号、1-34号	◎	●	（①の場合） 技能実習生が本国を出国する時点で所属している勤務先がある場合に提出してください。 ※参考様式第1-22号、第1-33号、第1-34号については、複数実習生について申請書類の内容が同じであれば1部のみの提出で可。 ※参考様式第１－２８号については、連名可	有	無	
14	技能実習計画の認定に関する取次送出機関の誓約書	参考様式第1-10号	◎	●	※連名可	有	無	
15	雇用契約書及び雇用条件書の写し	参考様式第1-14号	◎	◎		有	無	
16	技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書 宿泊施設の見取り図	参考様式第1-16号 任意様式	◎	◎	※連名可 ※第2号及び第３号申請の場合、「2．宿泊施設」については、過去3年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合の記載は不要です。ただし、実習先（実習実施者）変更により新たな技能実習生を受け入れる場合には記載が必要です。 ※宿泊施設の見取り図は、寝室（床の間・押入等、技能実習生が実際に使用できないスペースを除く。）の面積及び居住する技能実習生の人数が分かるものとする必要があります。	有	無	
17	技能実習生の申告書	参考様式第1-20号	◎	●		有	無	
18	技能実習の準備に関し本国で支払った費用の明細書	参考様式第1-21号	◎	●		有	無	
19	技能実習生の推薦状	参考様式第1-23号	◎	●	・別紙を用いて複数の技能実習生の推薦状をまとめて発行することは（も）可能です。 ※連名可	有	無	
20	同種業務従事経験等説明書（団体監理型技能実習）	参考様式第1-27号	◎	●	証明内容について、別途添付資料を要する場合があります。 ※連名可	有	無	
21	団体監理型技能実習生と取次送出機関との間の技能実習に係る契約書の写し	様式自由	◎	●		有	無	
22	前段階の技能実習計画において目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験の合格又は一部合格を証する書類の写し	－	×	◎	機構による受検手続の支援に係る同意書を提出した技能実習生の場合、合格を証する書類の提出は不要です。	有	無	

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分（提出の要否）		留意事項	申請者確認欄	
			1号	2号 3号		○をつける。	※

○以下は、複数の技能実習計画を同時に申請する場合であって、それぞれの内容が全く同じときには、2人目以降の申請書類への添付は不要です（その場合、本表上の「ⅲ　技能実習生の氏名」欄に「別添「申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿」のとおり。」と記載願います）。

23	申請者の概要書	参考様式第1-1号	◎	◎	複数の法人が共同で技能実習を実施する場合には、法人ごとに1部ずつ作成してください。	有	無	
24	【申請者が法人の場合】 登記事項証明書	－	○	○	・複数の法人が共同で技能実習を行わせる場合には、各法人ごとに１枚ずつ提出してください。 ・発行日から３月以内のものを提出してください。 ・社会福祉法人等で、登記事項証明書に理事長以外の役員の記載がない場合は、役員の選任に関する理事会の議事録を提出してください。	有	無	
25	【申請者が法人の場合】 直近２事業年度の貸借対照表の写し	－	○	○	・直近の事業年度で債務超過がある場合は、中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書類も提出してください。 ・過去３年以内に提出している場合でも、年度が変わった場合には最新の書類の提出が必要となります。	有	無	
26	【申請者が法人の場合】 直近２事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し	－	○	○	過去３年以内に提出している場合でも、年度が変わった場合には最新の書類の提出が必要となります。	有	無	
27	【申請者が法人の場合】 役員の住民票の写し（役所から交付されるものが「住民票の写し」ですので、改めてコピーを取るのではなく、役所から交付されたものを提出してください）		○	○	・役員全員分の提出が必要です（技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書（技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者ではない旨について申請者が確認し、誓約したもの。参考様式第1-36号参照。）の提出でも可。）。 ・マイナンバーの記載がないもの。 ・日本人の場合は、本籍の記載があるもの。 ・外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カード番号の記載があるもの。 ・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し。 ・発行日から３月以内のものを提出してください。	有	無	
28	【申請者が個人事業主の場合】 申請者の住民票の写し	－	○	○	・マイナンバーの記載がないもの。 ・日本人の場合は、本籍の記載があるもの。 ・外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カード番号の記載があるもの。 ・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・発行日から３月以内のものを提出してください。	有	無	
29	【申請者が個人事業主の場合】 直近２年度の納税申告書の写し	－	○	○		有	無	
30	技能実習責任者の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第1-5号	○	○	※技能実習指導員、生活指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無	
31	技能実習指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第1-5号	○	○	※技能実習責任者、生活指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無	

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分（提出の要否）		留意事項	申請者確認欄		
			１号	２号 ３号		○をつける。		※
32	生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第1-5号	○	○	※技能実習責任者、技能実習指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無	
33	技能実習を行わせる理由書	参考様式第1-22号	◎	●△		有	無	
34	監理団体と実習実施者の間の実習監理に係る契約書又はこれに代わる書類の写し	様式自由	○	○	・契約書に代わる書類として、監理団体（組合）と実習実施者（組合員）との関係を規定している書類（監理団体（組合）が定めた技能実習に関する事業に係る規約と、当該規約に実習実施者が組合員として服することが分かる書類）を提出することが可能です。	有	無	

【以下は、特定の事由に該当する場合に提出を要する書類です。】

○複数の法人による共同実施の場合（親会社と子会社又は同一の親会社をもつ複数の法人（親会社と子会社等）の場合）

35	複数の法人が共同で技能実習生を受け入れる理由書	様式自由	◎	○	複数の法人が申請者となり共同で技能実習を行わせようとする場合に提出してください。 ※規則第3条第１号の適用を受けようとする場合。	有	無	

○複数の法人による共同実施の場合（親会社と子会社等以外で密接な関係を有するとする場合）

36	理由書	参考様式第1-26号	○	○	規則第３条第2号の適用を受けようとする場合に提出してください。	有	無	
37	複数の法人が共同で技能実習生を受け入れる理由書	様式自由	◎	○	同上	有	無	
38	複数の法人（申請者）が事業上密接な関係を有することを証する書類 （取引先、提携先等が分かる書類の写し、業務提携契約書の写し、会社パンフレットなど）	―	○	○	同上	有	無	

○再度同じ段階の技能実習を行おうとする場合

39	再度同じ段階の技能実習を行う理由書	様式自由	◎	◎	以下に該当する場合に提出してください。 ・過去に技能実習を修了した者が、再び、同じ業種かつ同じ段階の技能実習を行うとする技能実習計画認定申請を行う場合。 ・規則第16条第4項第1号、2号及び3号に該当する技能実習生に係る技能実習計画認定申請を行う場合。	有	無	

○移行対象職種・作業以外である場合

40	技能実習計画における業務内容、使用する素材・材料、機械設備、製品等の例など、技能実習の内容を明らかにする資料として、写真付きの工程表（フローチャート）	様式自由	○	×	移行対象職種・作業でない場合に提出してください。	有	無	

○外国の準備機関がある場合

41	外国の準備機関の概要書及び誓約書	参考様式第1-13号	◎	●	所属機関（勤務先）以外に技能実習の準備に関与する機関（入国前講習の実施機関、手続の代行機関）がある場合に提出してください。	有	無	

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分（提出の要否）		留意事項	申請者確認欄		
			１号	２号 ３号		○をつける。		※
○第３号技能実習の場合又は優良要件を満たすとして人数枠を拡大しようとする場合								
42	優良要件適合申告書（実習実施者）	参考様式第1-24号	◎	◎	・第３号技能実習を行わせようとする場合又は規則第16条第2項（人数枠の拡大）の適用を受けようとする場合に提出してください。 ・「相談・支援体制」については、 ⅰ各技能実習生の氏名、国籍・地域、性別、生年月日、受入れ年月日及び実習先変更時の技能実習計画認定番号をまとめた一覧表（様式自由）（実習先変更により複数の技能実習生を受け入れた場合） ⅱ実習先変更支援サイトの登録画面の写しを添付してください。	有	無	
○入国前講習を実施する場合								
43	入国前講習実施（予定）表	参考様式第1-29号	◎	×	技能実習生に対し、外国で1月以上かつ160時間以上の入国前講習を実施し、入国後講習の時間数を第1号技能実習の合計時間数の12分の１とする場合に提出してください。	有	無	
○入国後講習を第１号技能実習の総時間数の２４分の１以上に短縮する場合（特例）								
44	オンラインでの入国後講習が実施できない理由を記載した書類（特例）	様式自由	◎	×	入国後講習を「第１号技能実習の総時間数の２４分の１以上」に短縮する場合（※）に提出してください。 ※要件を満たす入国後講習を実施する場合に「第１号技能実習の総時間数の１２分の１以上」とする入国後講習の時間数については、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和３年２月26日施行）により、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合であって、技能実習生が本邦外において、「４５日以上の期間かつ２４０時間以上」の課程を有し、座学により実施される講習を受けているときは、「第１号技能実習の総時間数の２４分の１」に短縮することが認められます。 本特例措置は、改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画についても適用対象となります。本措置の終期については、感染拡大や本邦の防疫措置の状況を踏まえて検討し、一定の周知期間を設けた上でお知らせします。 （令和５年５月３１日までの特例措置）	有	無	
○複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせようとする場合								
45	複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる理由書	参考様式第1-30号	◎	●△	複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる場合に提出してください。	有	無	
○審査基準に記載のない業務を関連・周辺業務として行わせる場合								
46	理由書	参考様式第１-38号	◎	●△	審査基準に記載のない業務を関連・周辺業務として行わせる場合に提出してください。	有	無	
○その他の資料等								
★	技能実習生の個人情報の取扱いに係る同意書	参考様式第１-39号			・雇用保険制度における失業等給付に係る事務において、外国人技能実習機構から実習実施者の所在地を所管する都道府県労働局及び公共職業安定所に個人情報を提供することに同意する場合に提出してください。	有	無	
★	委任状	サンプルを機構HPに掲載			・申請者又は認定の申請に係る担当者（省令様式第1号第２面備考欄に記載のある者）以外の方に申請書の提出や申請結果の通知等の受領を委任する場合に提出してください。 ・審査の過程において、直接申請者に問い合わせを行う場合もあります。	有	無	

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分（提出の要否）		留意事項	申請者確認欄		
			1号	2号 3号		○をつける。		※
★	返信用封筒（申請受理票送付用）　１枚	長型３号封筒 ※１１０円分の切手を貼付			・郵送による申請の場合は、申請受理票を郵送しますので、申請受理票の送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に110円分の切手を貼付してください。 ※郵便料金が変更された場合は、必要な切手の金額が変わりますのでご留意ください。	有	無	
★	返信用封筒（結果の通知送付用）　１枚	角形２号又は1号封筒に申請件数に応じた郵便料金分の切手を貼付 レターパックプラス（赤色）でも可			・申請結果の通知を郵送で希望する場合は、送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に申請件数に応じた簡易書留郵便料金分の切手を貼付したものを提出してください。 ・当該封筒の提出がなかった場合は、申請を行った機構地方事務所・支所へお越しいただいた上で、結果を通知することとなります。 ・申請件数に応じた郵便料金は、「郵便料金の目安」（パンフレット「技能実習計画の認定申請手続」参照）をご確認ください。レターパックプラスの場合、重量4kg以内で料金は600円です。 ※郵便料金が変更された場合は、必要な切手等の金額が変わりますのでご留意ください。	有	無	
☆	手数料の払込みを証する書類	手数料払込申告書 （台紙） （機構HPに掲載）	◎		・手数料は、技能実習計画認定1件（技能実習生１名）につき３，９００円です。申請件数に応じた適正な金額を事前に当機構口座にお振込みください。 ・払込証明書等は、台紙に貼付の上、申請者名等を記載してください。	有	無	

○技能実習計画の認定を受けた後、技能実習を開始したときに提出する書類（本申請での添付は不要です。）

	実習実施者届出書	省令様式第７号			・技能実習計画の認定を受けた後、技能実習を開始したときには、遅滞なく、地方事務所・支所の認定課に必ず提出してください。 ・技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせる都度ではなく、実習実施者において初めて技能実習計画の認定を受けて技能実習を開始したときのみ、届出を行うことで差し支えありません。			

別紙③

監理団体の許可申請の添付書類一覧 （4－1）

番号	必要な書類	様式番号	申請の種類				留意事項
			新規許可	有効期間更新	事業区分変更（特定→一般）	事業区分変更（一般→特定）	
1	監理事業計画書	省令様式第12号	◎	◎	◎	◎	
2	申請者の概要書	参考様式第2-1号	○	○	×	×	
3	組合員・会員等の一覧表	－	○	○	×	×	
4	登記事項証明書	－	○	△	×	×	
5	定款又は寄付行為の写し	－	○	△	×	×	
6	船員職業安定法第34条第１項の許可証の写し	－	○	△	×	×	船員である技能実習生に係る実習監理を行う場合に提出が必要。
7	直近２事業年度の貸借対照表の写し（同一年度のもの）	－	○	○	○ ※直近事業年度のみ	○ ※直近事業年度のみ	直近の事業年度で債務超過となっている場合、以下の措置により今期の決算における債務超過の解消が確実視されることが必要。 ①増資が実施済みである（登記簿等により確認ができること。）。 ②債権者による債務放棄がなされている。 ③組合費・賦課金による収益、共同事業により債務超過を解消すること等について、当該団体の総会等決定機関で決定しており、債務超過解消が確約されている。
8	直近２事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し（同一年度のもの）	－	○	○	○ ※直近事業年度のみ	○ ※直近事業年度のみ	
9	直近２事業年度の法人税の確定申告書の写し	－	○	○	×	×	
１０	直近２事業年度の法人税の納税証明書	－	○	○	×	×	納税証明書「その２」の所得金額の証明の提出が必要。
１１	預金通帳の写し等の現金・預金の額を証する書類	－	○	○	○	○	
１２	監理事業所の建物に係る不動産登記事項証明書	－	◎	△	×	×	
１３	監理事業所の不動産賃貸借契約書の写し	－	◎	△	×	×	
１４	監理事業所の平面図及び監理事業所の写真	－	◎	△	×	×	
１５	個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程の写し	－	◎	△	×	×	主務大臣が規程例（本要領別紙⑥）を示しているので参照のこと。
１６	監理団体の組織体系図	－	○	△	×	×	個人情報を取り扱う部署が区分されていることを明示することが必要。

監理団体の許可申請の添付書類一覧 (4－2)

番号	必要な書類	様式番号	申請の種類				留意事項
			新規許可	有効期間更新	事業区分変更（特定→一般）	事業区分変更（一般→特定）	
１７	監理団体の業務の運営に係る規程の写し	－	◎	△	×	×	主務大臣が規程例（本要領別紙⑤）を示しているので参照のこと。
１８	申請者の誓約書	参考様式第2-2号	○	○	○	○	
１９	役員の住民票の写し ※役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合 １　法定代理人が個人の場合 　　法定代理人の住民票の写し ２　法定代理人が法人の場合 　　法定代理人の登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し	－	○	○	×	×	・役員全員分の提出が必要。 ・マイナンバー及び住民票コードの記載がないもの。 ・日本人の場合は、本籍地及び筆頭者の記載があるもの。 ・外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。 ・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。
２０	役員の履歴書	参考様式第2-3号	○	×	×	×	全員分の提出が必要
２１	監理責任者の住民票の写し	－	○	○	×	×	・マイナンバー及び住民票コードの記載がないもの。 ・日本人の場合は、本籍地及び筆頭者の記載があるもの。 ・外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。 ・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。
２２	監理責任者の履歴書	参考様式第２－４号	○	○	×	×	有効期間更新申請の場合は、「実習実施者名簿」（機構様式）も提出が必要。
２３	監理責任者等講習の受講証明書の写し	－	○	○	○	○	
２４	監理責任者の就任承諾書及び誓約書	参考様式第２－５号	○	○	○	○	
２５	監理責任者の常勤性が確認できる書類	－	○	○	○	○	

（注１）様式番号の欄のうち、
　　省令様式は必ず使用しなければならない様式
　　参考様式は必ず使用しなければならない様式ではないが同様の内容を記載した書類を提出する必要があるもの
（注２）提出の要否欄のうち、
　　◎印は、監理事業所ごとに提出が必要なもの
　　○印は、必ず提出が必要なもの
　　△印は、過去５年以内に機構への申請又は届出の際に提出しておりその内容に変更がない場合に限り提出が不要なもの
　　×印は、提出が不要なもの

監理団体の許可申請の添付書類一覧 (4－3)

番号	必要な書類	様式番号	申請の種類				留意事項
			新規許可	有効期間更新	事業区分変更（特定→一般）	事業区分変更（一般→特定）	
２５	監理責任者の常勤性が確認できる書類	－	○	○	○	○	・監理責任者の常勤性が確認できる書類として、①及び②の資料が必要。 ①　社会保険の加入を証明する以下のいずれかの書類（保険者番号、被保険者等記号・番号被保険者整理番号、基礎年金番号及び監理責任者以外の情報をマスキングしたものを提出する。） ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ・健康保険等の被保険者証の写し ②　賃金台帳の写し及び出勤簿等の写し 上記の社会保険の加入を証明する書類の提出が難しい場合は、提出が困難であること及び常勤の役員又は職員であることについての具体的な説明文書、賃金台帳の写し及び出勤簿等の写しの資料が必要。
２６	外部監査人の概要書	参考様式第２－６号	○	×	×	×	外部役員の措置を講じない場合にのみ必要。
２７	外部監査人又は指定外部役員の講習の受講証明書の写し	－	○	○	○	○	監理責任者等講習の受講証明書が必要。
２８	外部監査人の就任承諾書及び誓約書	参考様式第２－７号	○	○	○	○	
２９	指定外部役員の就任承諾書及び誓約書	参考様式第２－８号	○	○	○	○	外部監査の措置を講じない場合にのみ必要。
３０	外国の送出機関の概要書	参考様式第２－９号	○	○	×	×	有効期間更新申請の場合は、外国政府認定送出機関の分は提出不要。
３１	外国政府発行の外国政府認定送出機関の認定証の写し	－	○	×	×	×	外国政府認定送出機関（機構のＨＰの一覧を参照）に該当する場合に提出が必要。

（注１）様式番号の欄のうち、
　　省令様式は必ず使用しなければならない様式
　　参考様式は必ず使用しなければならない様式ではないが同様の内容を記載した書類を提出する必要があるもの
（注２）提出の要否欄のうち、
　　◎印は、監理事業所ごとに提出が必要なもの
　　○印は、必ず提出が必要なもの
　　△印は、過去５年以内に機構への申請又は届出の際に提出しておりその内容に変更がない場合に限り提出が不要なもの
　　×印は、提出が不要なもの

監理団体の許可申請の添付書類一覧 (4－4)

番号	必要な書類	様式番号	申請の種類				留意事項
			新規許可	有効期間更新	事業区分変更（特定→一般）	事業区分変更（一般→特定）	
３２	監理団体と外国の送出機関との団体監理型技能実習の申込みの取次ぎに関する契約書の写し	－	○	×	×	×	
３３	外国の送出機関の登記や登録がされていることを証する書類	－	○	×	×	×	外国政府認定送出機関の場合には提出不要。
３４	送出国の技能実習制度関係法令を明らかにする書類	－	○	×	×	×	外国政府認定送出機関の場合には提出不要。
３５	外国の送出機関が送出国の技能実習制度関係法令に従って技能実習に関する事業を適法に行う能力を有する書類	－	○	○	×	×	外国政府認定送出機関の場合には提出不要。
３６	外国の送出機関の誓約書	参考様式第２-11号	○	○	○	○	外国政府認定送出機関の場合には提出不要。
３７	外国の送出機関の推薦状	参考様式第２-12号	○	○	○	○	外国政府認定送出機関の場合には提出不要。
３８	外国の送出機関が徴収する費用明細書	参考様式第２-10号	○	○	○	○	外国政府認定送出機関の場合には提出不要。
３９	技能実習計画作成指導者の履歴書	参考様式第２-13号	○	△	×	×	取扱職種の全てについての作成指導者のものの提出が必要。
４０	優良要件適合申告書（監理団体）	参考様式第２-14号	○	○	○	×	一般監理事業の許可を受けようとする場合又は一般監理事業の許可の更新を受けようとする場合に提出が必要。
４１	直近の監理団体許可条件通知書の写し		×	◎	×	×	全ての監理事業所について写しの提出が必要。

（注１）様式番号の欄のうち、
　　省令様式は必ず使用しなければならない様式
　　参考様式は必ず使用しなければならない様式ではないが同様の内容を記載した書類を提出する必要があるもの
（注２）提出の要否欄のうち、
　　◎印は、監理事業所ごとに提出が必要なもの
　　○印は、必ず提出が必要なもの
　　△印は、過去５年以内に機構への申請又は届出の際に提出しておりその内容に変更がない場合に限り提出が不要なもの
　　×印は、提出が不要なもの

※　監理団体の業務の実施に関する基準に関し事業所管大臣が告示で要件を定めた職種に係る監理団体の許可申請である場合や、個別具体的な申請内容に応じて資料が必要であると認められる場合などには、上記以外の資料の提出を求めることがあります。

別紙④

移 行 対 象 職 種 ・ 作 業 の 一 覧

（コード番号付き）

1　農業・林業関係（３職種７作業）

コード	職種	作業
1-1-1	耕種農業	施設園芸
1-1-2		畑作・野菜
1-1-3		果樹
1-2-1	畜産農業	養豚
1-2-2		養鶏
1-2-3		酪農
1-3-1	林業	育林・素材生産作業

2　漁業関係（２職種 10 作業）

コード	職種	作業
2-1-1	漁船漁業	かつお一本釣り漁業
2-1-2		延縄漁業
2-1-3		いか釣り漁業
2-1-4		まき網漁業
2-1-5		ひき網漁業
2-1-6		刺し網漁業
2-1-7		定置網漁業
2-1-8		かに・えびかご漁業
2-1-9		棒受網漁業
2-2-1	養殖業	ほたてがい・まがき養殖作業

3　建設関係（22 職種 33 作業）

コード	職種	作業
3-1-1	さく井	パーカッション式さく井工事作業
3-1-2		ロータリー式さく井工事作業
3-2-1	建築板金	ダクト板金作業
3-2-2		内外装板金作業
3-3-1	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
3-4-1	建具製作	木製建具手加工作業
3-5-1	建築大工	大工工事作業
3-6-1	型枠施工	型枠工事作業
3-7-1	鉄筋施工	鉄筋組立て作業
3-8-1	とび	とび作業
3-9-1	石材施工	石材加工作業
3-9-2		石張り作業
3-10-1	タイル張り	タイル張り作業
3-11-1	かわらぶき	かわらぶき作業

3-12-1	左官	左官作業
3-13-1	配管	建築配管作業
3-13-2		プラント配管作業
3-14-1	熱絶縁施工	保温保冷工事作業
3-15-1	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
3-15-2		カーペット系床仕上げ工事作業
3-15-3		鋼製下地工事作業
3-15-4		ボード仕上げ工事作業
3-15-5		カーテン工事作業
3-16-1	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
3-17-1	防水施工	シーリング防水工事作業
3-18-1	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
3-19-1	ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
3-20-1	表装	壁装作業
3-21-1	建設機械施工	押土・整地作業
3-21-2		積込み作業
3-21-3		掘削作業
3-21-4		締固め作業
3-22-1	築炉	築炉

4　食品製造関係（11 職種 19 作業）

コード	職種	作業
4-1-1	缶詰巻締	缶詰巻締
4-2-1	食鳥処理加工業	食鳥処理加工作業
4-3-1	加熱性水産加工食品製造業	節類製造
4-3-2		加熱乾製品製造
4-3-3		調味加工品製造
4-3-4		くん製品製造
4-4-1	非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造
4-4-2		乾製品製造
4-4-3		発酵食品製造
4-4-4		調理加工品製造
4-4-5		生食用加工品製造
4-5-1	水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
4-6-1	牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業
4-6-2		牛豚精肉商品製造作業
4-7-1	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
4-8-1	パン製造	パン製造作業
4-9-1	そう菜製造業	そう菜加工作業
4-10-1	農産物漬物製造業	農産物漬物製造
4-11-1	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

5　繊維・衣服関係（13 職種 22 作業）

コード	職種	作業

5-1-1	紡績運転	前紡工程作業
5-1-2		精紡工程作業
5-1-3		巻糸工程作業
5-1-4		合ねん糸工程作業
5-2-1	織布運転	準備工程作業
5-2-2		製織工程作業
5-2-3		仕上工程作業
5-3-1	染色	糸浸染作業
5-3-2		織物・ニット浸染作業
5-4-1	ニット製品製造	靴下製造作業
5-4-2		丸編みニット製造作業
5-5-1	たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造作業
5-6-1	婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
5-7-1	紳士服製造	紳士既製服製造作業
5-8-1	下着類製造	下着類製造作業
5-9-1	寝具製作	寝具製作作業
5-10-1	カーペット製造	織じゅうたん製造作業
5-10-2		タフテッドカーペット製造作業
5-10-3		ニードルパンチカーペット製造作業
5-11-1	帆布製品製造	帆布製品製造作業
5-12-1	布はく縫製	ワイシャツ製造作業
5-13-1	座席シート縫製	自動車シート縫製作業

6　機械・金属関係（17 職種 34 作業）

コード	職種	作業
6-1-1	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
6-1-2		非鉄金属鋳物鋳造作業
6-2-1	鍛造	ハンマ型鍛造作業
6-2-2		プレス型鍛造作業
6-3-1	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
6-3-2		コールドチャンバダイカスト作業
6-4-1	機械加工	普通旋盤作業
6-4-2		フライス盤作業
6-4-3		数値制御旋盤作業
6-4-4		マシニングセンタ作業
6-5-1	金属プレス加工	金属プレス作業
6-6-1	鉄工	構造物鉄工作業
6-7-1	工場板金	機械板金作業
6-8-1	めっき	電気めっき作業
6-8-2		溶融亜鉛めっき作業
6-9-1	アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
6-10-1	仕上げ	治工具仕上げ作業
6-10-2		金型仕上げ作業
6-10-3		機械組立仕上げ作業
6-11-1	機械検査	機械検査作業
6-12-1	機械保全	機械系保全作業

6-13-1	電子機器組立て	電子機器組立て作業
6-14-1	電気機器組立て	回転電機組立て作業
6-14-2		変圧器組立て作業
6-14-3		配電盤・制御盤組立て作業
6-14-4		開閉制御器具組立て作業
6-14-5		回転電機巻線製作作業
6-15-1	プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
6-15-2		プリント配線板製造作業
6-16-1	アルミニウム圧延・押出製品製造	引抜加工
6-16-2		仕上げ
6-17-1	金属熱処理	全体熱処理
6-17-2		表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）
6-17-3		部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）

7　その他（21 職種 39 作業）

コード	職種	作業
7-1-1	家具製作	家具手加工作業
7-2-1	印刷	オフセット印刷作業
7-2-2		グラビア印刷作業
7-3-1	製本	製本作業
7-4-1	プラスチック成形	圧縮成形作業
7-4-2		射出成形作業
7-4-3		インフレーション成形作業
7-4-4		ブロー成形作業
7-5-1	強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
7-6-1	塗装	建築塗装作業
7-6-2		金属塗装作業
7-6-3		鋼橋塗装作業
7-6-4		噴霧塗装作業
7-7-1	溶接	手溶接
7-7-2		半自動溶接
7-8-1	工業包装	工業包装作業
7-9-1	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
7-9-2		印刷箱製箱作業
7-9-3		貼箱製造作業
7-9-4		段ボール箱製造作業
7-10-1	陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形作業
7-10-2		圧力鋳込み成形作業
7-10-3		パッド印刷作業
7-11-1	自動車整備	自動車整備作業
7-12-1	ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
7-13-1	介護	介護
7-14-1	クリーニング	リネンサプライ仕上げ
7-14-2		一般家庭用クリーニング
7-15-1	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造

7-16-1	宿泊	接客・衛生管理作業
7-17-1	RPF 製造	RPF 製造作業
7-18-1	鉄道施設保守整備	軌道保守整備
7-19-1	ゴム製品製造	成形加工
7-19-2		押出し加工
7-19-3		混練り圧延加工
7-19-4		複合積層加工
7-20-1	鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装
7-20-2		空気装置検修・解ぎ装
7-21-1	木材加工	機械製材

99　規則別表第二第八号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める職種及び作業（２職種４作業）

99-1-1	空港グランドハンドリング	航空機地上支援
99-1-2		航空貨物取扱
99-1-3		客室清掃
99-2-1	ボイラーメンテナンス	ボイラーメンテナンス作業

別紙⑤

監理団体の業務の運営に関する規程例

事業所名　　○○○○

第１　目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

第２　求人

１　本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関するもの限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。

２　求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

３　求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

４　求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

第３　求職

１　本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。

２　求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求人票により

お申込みください。郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えありません。

第４　技能実習に関する職業紹介

１　団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第２条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。

２　団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話いたします。

３　技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

４　団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行っていただきます。

５　いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。

６　本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。

７　就職が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。

第５　団体監理型技能実習の実施に関する監理

１　団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第 52 条第１号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって３か月に１回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。

２　第１号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、１か月に１回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。

3　技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。

4　第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。

5　技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第 52 条第８号イからハに規定する観点から指導を行います。

6　技能実習生の帰国旅費（第３号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。

7　団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。

8　実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置が講じます。

9　本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本規程をインターネットにより公表（インターネットによる公表が困難である相当の理由がある場合は 本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に本規程を掲示）します。

10　技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。

11　上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第６　監理責任者

1　本事業所の監理責任者は、○○○○○○○○です。

2　監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。

(1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備

(2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整

(3) 団体監理型技能実習生の保護

(4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理

(5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること

(6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第７　監理費の徴収

1　監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。

2　監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

3　監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

4　監理費（監査指導費）は、入団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

5　監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

第８　その他

1　本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応いたします。

2　雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をしてください。

3　本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4　本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由

として差別的な取扱いは一切いたしません。

5　本事業所の取扱職種の範囲等は、〇〇〇〇〇〇〇〇です。

6　本事業所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

別紙⑥

個人情報適正管理規程例

事業所名　　○○○○

1　個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、○○課及び△△課の職員とする。個人情報取扱責任者は、監理責任者○○○○とする。

2　監理責任者は、個人情報を取り扱う１に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年１回実施することとする。また、監理責任者は、個人情報取扱いに関する知識の修得・維持に努めるものとする。

3　取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、監理責任者は技能実習生等への周知に努めることとする。

4　技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、監理責任者○○○○とする。

○省令様式一覧

別紙⑦

No	様式名	様式番号
1	技能実習計画認定申請書	別記様式第１号
2	技能実習計画認定通知書	別記様式第２号
3	技能実習計画軽微変更届出書	別記様式第３号
4	技能実習計画変更認定申請書	別記様式第４号
5	技能実習計画変更認定通知書	別記様式第５号
6	立入検査証（主務大臣）	別記様式第６号
7	実習実施者届出書	別記様式第７号
8	実習実施者届出受理書	別記様式第８号
9	技能実習実施困難時届出書	別記様式第９号
10	実施状況報告書	別記様式第10号
11	監理団体許可申請書／監理団体許可有効期間更新申請書	別記様式第11号
12	監理事業計画書	別記様式第12号
13	取扱職種範囲等変更命令通知書	別記様式第13号
14	監理団体許可証	別記様式第14号
15	監理団体許可証再交付申請書	別記様式第15号
16	事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書	別記様式第16号
17	変更届出書／変更届出書及び許可証書換申請書	別記様式第17号
18	技能実習実施困難時届出書	別記様式第18号
19	事業廃止届出書／事業休止届出書	別記様式第19号
20	立入検査証（労働基準監督官・船員労務官）	別記様式第20号
21	事業区分変更通知書	別記様式第21号
22	監査報告書	別記様式第22号
23	事業報告書	別記様式第23号
24	立入検査証（機構への立入検査関係）	別記様式第24号

別記様式第１号（第４条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
第１面　Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

※　認定番号	

技 能 実 習 計 画　　認 定 申 請 書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

申請者

次の技能実習計画について、申請者は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下法という。）第 10 条各号に規定する欠格事由（第７面記載）を確認するとともに、そのいずれにも該当しないことを誓約し、法第８条第１項の認定を申請します。

（団体監理型技能実習に係るものである場合）

申請に係る技能実習計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理団体

（注意）
※印欄には、記載しないこと。

別記様式第１号（第４条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第２面　Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技　能　実　習　計　画

作成日：　　年　　月　　日

<table>
<tr><td rowspan="11">１申請者</td><td colspan="2">①実習実施者届出受理番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">（ふりがな）
②氏名又は名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">③住所</td><td colspan="5">〒　　－
（電話　　―　　―　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="9">法人</td><td>（ふりがな）
④代表者の氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>⑤法人番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">（ふりがな）
⑥役員の氏名、役職名及び住所</td><td></td><td>氏名</td><td>役職名</td><td colspan="2">住所</td></tr>
<tr><td>①</td><td></td><td></td><td colspan="2">〒　　－</td></tr>
<tr><td>②</td><td></td><td></td><td colspan="2">〒　　－</td></tr>
<tr><td>③</td><td></td><td></td><td colspan="2">〒　　－</td></tr>
<tr><td>④</td><td></td><td></td><td colspan="2">〒　　－</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td></td><td></td><td colspan="2">〒　　－</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td></td><td></td><td colspan="2">〒　　－</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑦業種</td><td colspan="5">大分類（　　、　　）　小分類（　　、　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２技能実習を行わせる事業所</td><td colspan="2">（ふりがな）
①名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">②所在地</td><td colspan="5">〒　　－
（電話　　―　　―　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（ふりがな）
③技能実習責任者の氏名及び役職名</td><td colspan="3"></td><td>役職名</td><td></td></tr>
</table>

	（ふりがな） ④技能実習指導員の氏名及び役職名			役職名	
	（ふりがな） ⑤生活指導員の氏名及び役職名			役職名	
３技能実習生	①氏名	ローマ字			
		漢字			
	②国籍（国又は地域）				
	③生年月日、年齢及び性別		年　月　日（　才）　性別（男・女）		
	④帰国（予定）期間		年　月（　年　月　日～　年　月　日）		
４技能実習の区分			□ A（第一号企業単独型技能実習）□ D（第一号団体監理型技能実習） □ B（第二号企業単独型技能実習）□ E（第二号団体監理型技能実習） □ C（第三号企業単独型技能実習）□ F（第三号団体監理型技能実習）		
５技能実習の内容	①移行対象職種・作業の場合		コード番号（　） 職種名（　）　作業名（　）		
		複数実施の場合	コード番号（　） 職種名（　）　作業名（　）		
	②移行対象職種・作業以外の場合				
	③入国後講習		第３面「入国後講習実施予定表」のとおり		
		入国前講習実施の有無	□ 有　□ 無		
	④実習		第１号技能実習にあっては第４面「実習実施予定表」、第２号技能実習又は第３号技能実習にあっては第５面「実習実施予定表（１年目）」及び第６面「実習実施予定表（２年目）」のとおり		
６技能実習の目標			□ 技能検定　（試験名：　、級：　） □ 技能実習評価試験（試験名：　、級：　） □ その他（内容：　）		
		複数実施の場合	□ 技能検定　（試験名：　、級：　） □ 技能実習評価試験（試験名：　、級：　） □ その他（内容：　）		
７前段階の目標の達成状況	①目標の達成		□ 技能検定　（試験名：　、級：　） □ 技能実習評価試験（試験名：　、級：　）		
		複数実施の場合	□ 技能検定　（試験名：　、級：　） □ 技能実習評価試験（試験名：　、級：　） □ その他（内容：　）		
	②前段階の技能実習計画の認定番号				
８技能実習の期間及び時間数			延べ期間　年　月　日間 （　年　月　日～　年　月　日） 合計時間　時間（入国後講習　時間、実習　時間）		
９	①監理団体の許可番号				

団体監理型技能実習	②監理団体の許可の別		□ 一般監理事業　　□ 特定監理事業
	③監理団体の名称	(ふりがな)	
	④監理団体の住所		〒　　－ (電話　　—　　—　　)
	⑤監理団体の代表者の氏名	(ふりがな)	
	⑥監理責任者の氏名	(ふりがな)	
	⑦担当事業所の名称	(ふりがな)	
	⑧担当事業所の所在地		〒　　－ (電話　　—　　—　　)
	⑨計画指導担当者の氏名	(ふりがな)	
	⑩取次送出機関の氏名又は名称（送出機関番号又は整理番号を記載すること。）		送出機関番号　　整理番号

10 技能実習生の待遇	①報酬	賃金	月給 ・ 日給 ・ 時給　　円
		講習手当	円
		その他	円
	②雇用契約期間		期間の定め（有（　年　月　日 ～ 年　月　日） ・ 無）
	③労働時間及び休憩		時　分 ～ 時　分 （休憩：　時　分 ～ 時　分）
	④所定労働時間		年間　　時間 ／ 週平均　　時間
	⑤休日		
	⑥休暇		
	⑦宿泊施設		
	⑧技能実習生が定期に負担する費用		食費　　円、居住費　　円、その他　　円

11 備考	※　過去１年以内に技能実習実施困難時届出書を提出した技能実習生の有無 □　有　　□　無

（注意）
1　１欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
2　１欄の④及び⑥について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
3　１欄の⑦は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
4　２欄について、技能実習を行わせる事業所が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
5　３欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
6　３欄の④は、第３号技能実習に係る申請である場合には、第２号技能実習の終了後第３号技能実習の開始までの間又は第３号技能実習開始から１年以内における本国への一時帰国の期間（一時帰国する予定の期間を含む。）を記載すること。帰国期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
7　５欄の①及び②について、移行対象職種・作業である場合には、主務大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。移行対象職種・作業でない第１号技能実習に係る技能実習計画である場合には、技能実習の内容が分かるように具体的に記載すること。
8　５欄の①について、複数の職種及び作業を実施する場合には、技能検定又は技能実習評価試験の合格に係る目標を定めた職種及び作業については、コード番号、職種名及び作業名を記載し、その他の職種及び作業については、複数実施の場合の欄にコード番号を全て記載すること。また、複数の職種及び作業を実施する理由を 11 欄に記載すること。
9　５欄の③及び④は、技能実習の区分に応じた所定の様式で作成し、提出すること。
10　５欄の③につき入国前講習を実施している場合には、その内容について別紙により提出すること。
11　６欄及び７欄について、複数の職種及び作業を実施する場合には、主たる職種及び作業については、上欄に記載し、主たる職種及び作業以外の職種及び作業については、下欄の複数実施の場合の欄に記載すること。
12　６欄について、その他の欄にチェックマークを付す場合には、目標とする業務内容、水準等を具体的に記載すること。
13　７欄について、第２号技能実習に係る申請である場合には第１号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況を、第３号技能実習に係る申請である場合には第２号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況を記載すること。
14　８欄について、技能実習の期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
15　９欄の⑩括弧書きについて、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
16　10 欄の②について、雇用契約期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
17　11 欄には、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。また、過去１年以内に技能実習実施困難時届出書を提出した技能実習生の有無（※印）について、該当する欄にチェックマークを付すこと。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第１号（第４条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第３面　Ａ

入 国 後 講 習 実 施 予 定 表

講習実施施設
　施　設　名
　所　在　地
　連　絡　先

法的保護に必要な情報について講義を行う講師
　氏　　名
　職　　業
　所 属 機 関
　専門的知識の経歴
　資 格 ・ 免 許

講習期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

講　習　内　容 講師の氏名（役職・経験年数・委託の有無）		合計時間	時間数											
			１月目	２月目	３月目	４月目	５月目	６月目	７月目	８月目	９月目	10月目	11月目	12月目
1														
2														
3														
4														
5														
合　計　時　間		h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

（注意）
　予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

別記様式第１号（第４条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第３面　Ｄ

入 国 後 講 習 実 施 予 定 表

講習実施施設

①　施設名：　　所在地：　　連絡先：

②　施設名：　　所在地：　　連絡先：

③　施設名：　　所在地：　　連絡先：

監理団体（講習の実施者）

名　　称

住　　所

代表者の氏名

法的保護に必要な情報について講義を行う講師

氏　　名

職　　業

所 属 機 関

専門的知識の経歴

資 格 ・ 免 許

講習期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

月	日	曜日	講習内容				講習施設	時間数	講師の氏名
			午前（　：　～　：　）	委託	午後（　：　～　：　）	委託			

別記様式第１号（第４条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第４面　Ａ・Ｄ

実　習　実　施　予　定　表

技能実習を行わせる事業所

①　事業所名　　所在地

②　事業所名　　所在地

③　事業所名　　所在地

実習期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

技能実習の内容 必須業務、関連業務及び周辺業務の別 指導員の役職・氏名（経験年数）			事業所	合計時間	月・時間数											
					１月目	２月目	３月目	４月目	５月目	６月目	７月目	８月目	９月目	10月目	11月目	12月目
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
合　計　時　間				h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

（注意）

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

別記様式第１号（第４条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第５面　Ｂ・Ｃ・Ｅ・Ｆ

実　習　実　施　予　定　表　（　１　年　目　）

技能実習を行わせる事業所

①　事業所名　　所在地

②　事業所名　　所在地

③　事業所名　　所在地

実習期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

技能実習の内容 必須業務、関連業務及び周辺業務の別 指導員の役職・氏名（経験年数）			事業所	合計時間	月・時間数											
					１月目	２月目	３月目	４月目	５月目	６月目	７月目	８月目	９月目	10月目	11月目	12月目
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
合　計　時　間				h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

（注意）

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

別記様式第１号（第４条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第６面　Ｂ・Ｃ・Ｅ・Ｆ

実　習　実　施　予　定　表　（　２　年　目　）

技能実習を行わせる事業所

①　事業所名　　所在地

②　事業所名　　所在地

③　事業所名　　所在地

実習期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

技能実習の内容 必須業務、関連業務及び周辺業務の別 指導員の役職・氏名（経験年数）			事業所	合計時間	月・時間数											
					１月目	２月目	３月目	４月目	５月目	６月目	７月目	８月目	９月目	10月目	11月目	12月目
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
合　計　時　間				h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

（注意）

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

別記様式第１号（第４条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第７面　Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

私（申請者）は、法第 10 条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないことを確認しましたので、その旨をここに誓約します。　□※

（注意）
申請者本人がチェックマークを付すこと。

【法第 10 条各号に規定する欠格事由】

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）
（認定の欠格事由）
第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。
一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
二　この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
四　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
五　心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令に定めるもの
六　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
七　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
八　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
九　第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）
十一　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
十二　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄）
（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）
第一条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。
一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第百十八条第一項（労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（第一号（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第

三十七条の規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第百二十条（第一号（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）第百二十九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）、第百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第百三十一条（第一号（同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五条第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）

三　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

四　船員職業安定法第百十一条から第百十五条までの規定

五　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定

六　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

七　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定

八　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

九　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

十　労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

十一　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十二　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十三　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定

十四　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五　労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第百二十九条から第百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九条及び第百二十二条の規定

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）（抄）

（技能実習に関する業務を適正に行うことができない者）

第十六条の二　法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記様式第２号（第５条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

技 能 実 習 計 画　　認 定 通 知 書

殿

外国人技能実習機構　理事長　　㊞

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第８条第１項の認定の申請があった技能実習計画について、下記のとおり同項の認定をしましたので通知します。

記

１認定番号			
２申請年月日			年　　月　　日
３認定年月日			年　　月　　日
４技能実習の期間			年　　月　　日　～　　年　　月　　日
５申請者	①実習実施者届出受理番号		
	②氏名又は名称		
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
６技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍（国又は地域）		
	③生年月日、年齢及び性別		年　　月　　日（　　才）　性別（男・女）
７監理団体	①許可番号		
	②名称		
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
８技能実習の区分			□ Ａ（第一号企業単独型技能実習）□ Ｄ（第一号団体監理型技能実習） □ Ｂ（第二号企業単独型技能実習）□ Ｅ（第二号団体監理型技能実習） □ Ｃ（第三号企業単独型技能実習）□ Ｆ（第三号団体監理型技能実習）

（注意）
１　５欄の①に係る事項には、申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者について記載を行う。
２　６欄の①に係る事項には、申請書に漢字の氏名が記載された場合について記載を行う。
３　７欄には、団体監理型技能実習の場合について記載を行う。

別記様式第３号（第 17 条関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　軽変届出受理番号	

技 能 実 習 計 画　　軽 微 変 更 届 出 書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

届出者

（団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明）

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 17 条の規定により下記のとおり認定計画の軽微な変更の届出をします。

記

<table>
<tr><td colspan="3">１認定番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">２認定年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３届出者</td><td colspan="2">①実習実施者届出受理番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">（ふりがな）
②氏名又は名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">③住所</td><td colspan="4">〒　　－
（電話　　―　　―　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">４技能実習生</td><td rowspan="2">①氏名</td><td>ローマ字</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>漢字</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">②国籍（国又は地域）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">③生年月日、年齢及び性別</td><td colspan="4">年　　月　　日（　　才）　性別（男・女）</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">５認定計画の軽微な変更の内容</td><td>項目</td><td>変更前</td><td>変更後</td><td>変更年月日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年　月　日</td></tr>
</table>

6 備考	

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　３欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
3　４欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
4　５欄は、軽微な変更の内容が分かるよう必要に応じ認定計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。なお、同欄で記載する内容が取次送出機関の氏名又は名称の変更である場合は、当該氏名又は名称の記載に加え、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
5　６欄には、軽微な変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先のほか、軽微な変更の届出が必要となった理由を併せて記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第４号（第 18 条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　変更認定番号	

技 能 実 習 計 画　変 更 認 定 申 請 書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

申請者

（団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明）

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 11 条第１項の規定により下記のとおり認定計画の変更の認定の申請をします。

記

１認定番号			
２認定年月日			年　　月　　日
３申請者	①実習実施者届出受理番号		
	（ふりがな） ②氏名又は名称		
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
４技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍（国又は地域）		
	③生年月日、年齢及び性別		年　　月　　日（　　才）　性別（男・女）
５団体監理型	①監理団体の許可番号		
	②監理団体の許可の別		□ 一般監理事業　□ 特定監理事業
	（ふりがな） ③監理団体の名称		

技能実習	④監理団体の住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	⑤監理団体の代表者の氏名	（ふりがな）
	⑥監理責任者の氏名	（ふりがな）
	⑦担当事業所の名称	（ふりがな）
	⑧担当事業所の所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	⑨計画作成指導担当者の氏名	（ふりがな）
	⑩取次送出機関の氏名又は名称（送出機関番号又は整理番号を記載すること。）	送出機関番号　　整理番号

6 認定計画の変更の内容	項目	変更前	変更後	変更年月日
				年　月　日

7 備考	

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　3欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
3　4欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
4　5欄の⑩括弧書きについて、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
5　6欄は、変更の内容が分かるよう必要に応じ認定計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。
6　7欄には、変更の認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先のほか、変更の認定の申請が必要となった理由を併せて記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第５号（第 18 条第３項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

技 能 実 習 計 画　変 更 認 定 通 知 書

殿

外国人技能実習機構　理事長　　㊞

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 11 条第１項の規定により変更の申請のあった技能実習計画について、下記のとおり同項の変更の認定をしましたので通知します。

記

１変更認定番号（認定番号）			（　　）
２変更申請年月日			年　　月　　日
３変更認定年月日（認定年月日）			年　　月　　日（　　年　　月　　日）
４技能実習の期間			年　　月　　日　～　　年　　月　　日
５申請者	①実習実施者届出受理番号		
	②氏名又は名称		
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
６技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍（国又は地域）		
	③生年月日、年齢及び性別		年　　月　　日（　　才）　性別（男・女）
７技能実習の区分			□ Ａ（第一号企業単独型技能実習）□ Ｄ（第一号団体監理型技能実習） □ Ｂ（第二号企業単独型技能実習）□ Ｅ（第二号団体監理型技能実習） □ Ｃ（第三号企業単独型技能実習）□ Ｆ（第三号団体監理型技能実習）

（注意）
１　５欄の①に係る事項には、申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者について記載を行う。
２　６欄の①に係る事項には、申請書に漢字の氏名が記載された場合について記載を行う。

別記様式第６号（第19条関係）

第１面

第　　号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
第13条第２項（第35条第２項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査証

写

真

職名及び氏名

年　　月　　日生
年　　月　　日交付

法 務 大 臣　　印

厚生労働大臣　　印

第２面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

（報告徴収等）

第13条　主務大臣は、この章（次節を除く。）の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者若しくは実習実施者であった者（以下この項及び次条第１項において「実習実施者等」という。）、監理団体若しくは監理団体であった者（以下この項、次条第１項及び第35条第１項において「監理団体等」という。）若しくは実習実施者等若しくは監理団体等の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項及び次条第１項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは実習実施者等若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは実習実施者等若しくは監理団体等に係る事業所その他技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（認定の取消し等）

第16条　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

一～三　（略）

四　第13条第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五～七　（略）

２　（略）

第３面

（報告徴収等）

第35条　主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者（監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　第13条第２項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第３項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（許可の取消し等）

第37条　主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

一～三　（略）

四　この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

五　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

２～４　（略）

第４面

第112条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　第13条第１項又は第35条第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二～十二　（略）

第113条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第108条、第109条、第110条（第44条に係る部分に限る。）、第111条及び前条（第12号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ７とすること。

別記様式第７号（第 20 条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　届出受理番号	

実　習　実　施　者　　届　出　書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 17 条の規定により下記のとおり実施の届出をします。

記

１届出者	（ふりがな） ①氏名又は名称	
	②住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
２技能実習計画	①認定番号	
	②認定年月日	
３技能実習を開始した日		年　　月　　日
４備考		

（注意）
１　※印欄には、記載をしないこと。
２　２欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を開始する場合には複数の技能実習計画の全てを記載すること。ただし、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
３　４欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第８号（第 20 条第３項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

実　習　実　施　者　　届　出　受　理　書

殿

外国人技能実習機構　理事長　　㊞

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 17 条の規定による実施の届出について、受理しましたので通知します。

記

１実習実施者届出受理番号		
２届出受理年月日		年　　月　　日
３届出者	①氏名又は名称	
	②住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）

別記様式第９号（第 21 条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　困難時届出受理番号	

技 能 実 習 実 施 困 難 時　　届 出 書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 19 条第１項の規定により下記のとおり技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をします。

記

１届出者	①実習実施者届出受理番号		
	（ふりがな） ②氏名又は名称		
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
２企業単独型技能実習計画	①認定番号		
	②認定年月日		年　　月　　日
	③技能実習の区分		□　第１号企業単独型技能実習　□　第２号企業単独型技能実習 □　第３号企業単独型技能実習
３企業単独型技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍（国又は地域）		
	③生年月日、年齢及び性別		年　　月　　日（　　才）　性別（男・女）

<table>
<tr><td colspan="2">４技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因</td><td>□　企業単独型実習実施者の都合
（理由　□ 実習認定の取消し　□ 経営上・事業上の理由
□ その他　（　））
□　企業単独型技能実習生の都合
（理由　□ 病気・怪我　□ 実習意欲の喪失・ホームシック
□ 行方不明（　　年　　月　　日発生）
□ 本国の家族の都合
□ その他　（　））

上記事由の概要（発生時期、経緯、原因等）
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">５企業単独型技能実習生の現状</td><td>①入国状況</td><td>□　入国前　□　入国済（　　年　月入国）
（「入国前」にチェックマークを付した場合は５②及び③は記載不要。）</td></tr>
<tr><td>②住居の確保</td><td>□　有　□　無</td></tr>
<tr><td>③生活費等の確保</td><td>□　有（休業手当）　□　有（雇用保険）　□　有（生活費等）　□無</td></tr>
<tr><td></td><td>②及び③の具体的状況等（支援実施者、受給開始日等）
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">６企業単独型技能実習の継続のための措置</td><td>企業単独型技能実習生の企業単独型技能実習の継続意思
□　有　□　無
転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合はその理由や予定時期等
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">７備考</td><td></td></tr>
</table>

（注意）
１　※印欄には、記載をしないこと。
２　２欄及び３欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をする場合であって、これらの欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
３　３欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
４　４欄には、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと（実習実施者の事業規模の

縮小等を受けて、技能実習生本人が転籍等を希望している場合は、「企業単独型技能実習生の都合」ではなく、「企業単独型実習実施者の都合」の「経営上・事業上の理由」を選択すること)。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、技能実習生が技能実習の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。

5　５欄の①から③までは、技能実習の継続が困難となった後、次の実習先が見つかるまでの間又は帰国するまでの間の企業単独型技能実習生の現状について該当するものにチェックマークを付すこと。

6　６欄の無にチェックマークを付した場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で帰国する前に届け出ること。

7　７欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第10号（第23条第1項関係）　　（日本産業規格A列４）

※実施状況報告 受理番号	

実施状況報告書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

提出者

（団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明）

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第21条第１項の規定により、
下記のとおり技能実習の実施の状況に関する報告書を提出します。

記

１報告対象期間			年４月１日　～　　年３月３１日		
２実習実施者	①実習実施者届出受理番号				
	（ふりがな） ②氏名又は名称				
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）		
	④業種		大分類（　、　　）　小分類（　　、　　）		
	⑤職種（最も多く受け入れているもの）		コード番号（　　） 職種名（　　）		
３報告対象技能実習生数 （上記１の期間中の在籍者に限る。入国後講習中の者は除く。）			第１号　　人、第２号　　人、第３号　　人		
４技能検定等受検状況 （上記３の技能実習生に限る。）	試験区分		修了者数	うち受検者数	うち合格者数
	①基礎級程度 （第１号修了者）	実技	人	人	人
		学科	人	人	人
	②３級程度 （第２号修了者）	実技	人	人	人
		学科	人	人	人
	③２級程度 （第３号修了者）	実技	人	人	人
		学科	人	人	人
５労働条件等			第１号技能実習生 （入国後講習中の者を除く。）	第２号技能実習生	第３号技能実習生
	（１）実労働日数		平均　　日／月	平均　　日／月	平均　　日／月
	（２）所定内実労働時間数 （実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの。）		平均　　時間／月	平均　　時間／月	平均　　時間／月
	（３）超過実労働時間数 （早出、残業、休日労働等）		平均　　時間／月	平均　　時間／月	平均　　時間／月
	（４）きまって支給する現金給与額 （超過労働給与額を含む。）		平均　　円／月	平均　　円／月	平均　　円／月
		①うち超過労働給与額 （時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等）	平均　　円／月	平均　　円／月	平均　　円／月
		②うち通勤手当	平均　　円／月	平均　　円／月	平均　　円／月
		③うち精皆勤手当	平均　　円／月	平均　　円／月	平均　　円／月
		④うち家族手当	平均　　円／月	平均　　円／月	平均　　円／月
	（５）上記１の期間中の賞与、期末手当等特別給与額		平均　　円	平均　　円	平均　　円
	（６）控除額				

	①食費	平均　円／月	平均　円／月	平均　円／月
	②居住費 （水道、光熱費含む。）	平均　円／月	平均　円／月	平均　円／月
	③税・社会保険料	平均　円／月	平均　円／月	平均　円／月
	④その他	平均　円／月	平均　円／月	平均　円／月
（７）昇給率	①第２号移行時		平均　％	
	②第３号移行時			平均　％

６技能実習の継続が困難となった技能実習生数 （上記１の期間中に限る。）		人
	（うち行方不明者数、割合）	人　％

７他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無	人数	人
	登録の有無	有　・　無

８地域社会との共生に向けた取組の実施状況		取組概要
	①日本語学習支援	
	②地域社会との交流の機会提供	
	③日本文化を学ぶ機会の提供	
９備考		

（注意）

１　※印欄には、記載をしないこと。

２　２欄の④は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。

３　３欄は、技能実習の終了時点（「技能実習実施困難時届出書」を提出した場合を含む。）又は３月31日時点での区分（第１号から第３号まで）に応じた人数を記載すること。

４　５欄の（１）～（６）は、３欄に記載した技能実習生について、区分ごとの平均を算出すること。

５　５欄の（４）の算出に当たっては、月中で技能実習を開始又は終了したことにより当該月の給与額が１か月分に満たない場合は、当該額を除いて１か月あたりの平均額を算出すること。

６　５欄の（７）は、１欄の期間中に第２号又は第３号へ移行した者がいる場合は、当該者の賃金の上昇率（複数人の場合はそれらの賃金の平均上昇率）を記載すること。

７　６欄の行方不明者の割合は、３欄の人数に占める割合を算出すること。

８　８欄は、該当があれば取組概要を記載した上、その具体的内容が分かるものを必要に応じて添付すること。

９　９欄は、報告担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第11号（第24条及び第41条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
第１面

※　許可番号	
※　許可・更新年月日	

収入印紙（消印してはならない。）

監理団体　許可申請書
監理団体　許可有効期間更新申請書

年　　月　　日

法務大臣
厚生労働大臣　殿

申請者

申請者は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第26条各号に規定する欠格事由（第２面記載）を確認するとともに、そのいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第５号イ（法第10条第11号に係る部分を除く。）又はロからニのいずれにも該当しないものであることを誓約し、以下のとおり申請します。

１．法第23条第２項の規定により下記のとおり監理団体の許可の申請をします。
２．法第31条第２項の規定により下記のとおり監理団体の許可の有効期間の更新の申請をします。

記

１申請者	（ふりがな） ①名称				
	②住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）			
	（ふりがな） ③代表者の氏名				
	④法人番号				
	（ふりがな） ⑤役員の氏名、役職名及び住所		氏名	役職名	住所
		i			〒　　－
		ii			〒　　－

		iii			〒　　－
		iv			〒　　－
		v			〒　　－
		vi			〒　　－
	（ふりがな） ⑥責任役員の氏名				
	⑦外部監査の措置	□　有（外部監査人の氏名又は名称：　　） □　無（指定外部役員の氏名：　　）			
	⑧法人の種類	□商工会議所　□商工会　□中小企業団体 □職業訓練法人　□農業協同組合　□漁業協同組合 □公益社団法人　□公益財団法人　□その他（　　）			
	⑨団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等				
２監理事業を行う事業所	（ふりがな） ①名称				
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）			
	監理責任者 （ふりがな） ③氏名				
	監理責任者 ④住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）			
	※事業所枝番号				
３許可の別		□一般監理事業　　□特定監理事業			
４外国の送出機関	①氏名又は名称 （送出機関番号又は整理番号を記載すること。）				
	②住所				
	③代表者の氏名				
	④団体監理型技能実習の申込みを取り次いで送り出す技能実習生の国籍又は地域				

５取次ぎを受けずに団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合における団体監理型技能実習の申込みを受ける方法の概要	
６許可年月日	年　　月　　日
７許可番号	
８監理事業を開始する予定年月日	年　　月　　日
９団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要	
10 備考	

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　許可を申請するときは、表題中「監理団体許可有効期間更新申請書」の文字及び第１面上方の２の全文を抹消すること。
3　許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中「監理団体許可申請書」の文字及び第１面上方の１の全文を抹消すること。また、２欄の「※事業所枝番号」の「※」の文字を抹消し、該当する事業所の事業所枝番号を記入し、監理団体許可証に事業所枝番号がない場合は「001」を記入すること。なお、事業所枝番号が複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　１欄の⑤について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
5　１欄の⑦は、措置の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。また、「有」の場合には外部監査を実施する者の氏名又は名称を、「無」の場合には指定外部役員の氏名を記載すること。
6　１欄の⑧は、申請者の法人の種類について該当するものにチェックマークを付すこと。
7　１欄の⑨は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
8　法第 27 条第２項の規定により読み替えて適用する職業安定法第 32 条の 12 第１項の規定による届出は、１欄の⑨の記載により行うものとすること。
9　２欄は、申請者が監理事業を行おうとする事業所を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
10　３欄は、申請する事業の区分につき該当するものにチェックマークを付すこと。
11　４欄は、申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることを予定している外国の送出機関を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。同欄の①について、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
12　５欄は、申請者が団体監理型技能実習生になろうとする者から直接団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合があるときに記載すること。
13　６欄及び７欄は許可の有効期間の更新を申請するときにのみ、また、８欄は許可を申請するときにのみ、それぞれ記載すること。
14　10 欄は、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。
15　収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

別記様式第 11 号（第 24 条及び第 41 条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第２面

私（申請者）は、法第 26 条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第５号イ（法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又はロからニのいずれにも該当しないものであることを確認しましたので、その旨をここに誓約します。　□※

（注意）
申請者本人がチェックマークを付すこと。

【法第 26 条各号に規定する欠格事由】

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）

（許可の欠格事由）

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

一　第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者

二　第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

三　第三十七条第一項の規定による監理許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

四　第二十三条第一項の許可の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

五　役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

イ　第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者

ロ　第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者

ハ　第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合（同項第二号の規定により監理許可を取り消された場合については、第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ニ　第三号に規定する期間内に第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

六　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（認定の欠格事由）

第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二　この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

五　心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

六　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

七　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

八　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取

締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

九　第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）

十一　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十二　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄）

（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）

第一条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第百十八条第一項（労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（第一号（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第百二十条（第一号（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）第百二十九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）、第百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第百三十一条（第一号（同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五条第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）

三　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

四　船員職業安定法第百十一条から第百十五条までの規定

五　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定

六　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

七　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定

八　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

九　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

十　労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

十一　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十二　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十三　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定

十四　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五　労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第百二十九条から第百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九条及び第百二十二条の規定

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）（抄）

（技能実習に関する業務を適正に行うことができない者）

第十六条の二　法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記様式第12号（第27条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

監　理　事　業　計　画　書

１許可番号	
２監理団体の名称	
（ふりがな） ３監理事業を行う事業所の名称	
４計画対象期間	年　月　日から　年　月　日まで
５実習監理する団体監理型技能実習が行われる地域	□全国 □単一の都道府県内（　　） □複数の都道府県内（　　）
６団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等	
７実習監理する団体監理型実習実施者の見込数	団体監理型実習実施者　　人／法人
８実習監理する団体監理型技能実習生の見込数	第１号団体監理型技能実習生　　人 第２号団体監理型技能実習生　　人 第３号団体監理型技能実習生　　人
９実習監理する団体監理型技能実習生の国籍（国又は地域）の見込み	
10監理事業の実務に従事する職員の数	合計　　人（常勤職員　　人　非常勤職員　　人）
11定期の監査の実施頻度	月に１回以上
12事業所の床面積	㎡

（注意）

１　監理事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。

２　１欄は、既に監理団体の許可番号を得ている者について記載すること。

３　４欄は、事業所において事業開始を予定する日から、許可の有効期間の末日が含まれる技能実習事業年度の末日を記載すること。

4　６欄は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5　７欄から９欄までは、計画対象期間内における見込数を記載すること。

6　12 欄は、事業所のうちの事務所の床面積を記載すること。

別記様式第 13 号（第 34 条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

取 扱 職 種 範 囲 等 変 更 命 令 通 知 書

殿

法 務 大 臣　　㊞

厚生労働大臣　　㊞

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 27 条第２項により読み替えて適用する職業安定法第 32 条の 12 第３項の規定に基づき、取扱職種の範囲等について、下記の理由により変更することを命じます。

記

１許可番号	
（ふりがな） ２監理団体の名称	
３変更内容	
４期限	
５変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第14号（第38条第1項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

許可番号

許可年月日　　年　　月　　日

監　理　団　体　許　可　証

法人の名称

住所

法人の種類

事業所の名称

事業所の所在地

許可の別　　一般監理事業　・　特定監理事業

有効期間　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

取扱職種の範囲等

許可の条件

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第23条第1項の許可を受けた監理団体であることを証明する。

年　　月　　日

法 務 大 臣

厚生労働大臣

事業所枝番号

別記様式第 15 号（第 38 条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

監 理 団 体 許 可 証 再 交 付 申 請 書

年　　月　　日

法 務 大 臣
厚生労働大臣　殿

申請者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 29 条第３項（同法第 31 条第５項及び第 32 条第２項において準用する場合を含む。）の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。

記

１許可番号		
２許可年月日		年　　月　　日
３監理団体	（ふりがな） ①名称	
	②住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
４監理事業を行う事業所	（ふりがな） ①名称	
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
５再交付申請事由		亡失　・　滅失
６再交付申請事由発生経緯		
７備考		

（注意）

１　６欄は、再交付申請事由発生の経緯を具体的に記載すること。

２　７欄は、許可証の再交付の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第16号（第43条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　変更許可番号	
※　変更許可年月日	

収入印紙（消印してはならない。）

事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書

年　　月　　日

法務大臣
厚生労働大臣　殿

申請者

１．外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第32条第１項の規定により下記のとおり監理許可に係る事業の区分の変更を申請します。
２．外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第32条第１項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。

記

１変更の内容		①変更の内容及び予定日	□　一般監理事業から特定監理事業への変更 （一般監理事業を終える予定日：　　年　　月　　日） □　特定監理事業から一般監理事業への変更 （一般監理事業を開始する予定日：　　年　　月　　日）		
		②変更の理由			
２監理団体	（ふりがな） ①名称				
	②住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）		
	（ふりがな） ③代表者の氏名				
	④法人番号				
	（ふりがな） ⑤役員の氏名、役職名及び住所		氏名	役職名	住所
		i			〒　　－

		ii			〒　　－
		iii			〒　　－
		iv			〒　　－
		v			〒　　－
		vi			〒　　－
	（ふりがな） ⑥責任役員の氏名				
	⑦外部監査の措置	□　有（外部監査人の氏名又は名称：　　） □　無（指定外部役員の氏名：　　）			
	⑧法人の種類	□商工会議所　□商工会　□中小企業団体 □職業訓練法人　□農業協同組合　□漁業協同組合 □公益社団法人　□公益財団法人　□その他（　　）			
	⑨団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等				
３監理事業を行う事業所	（ふりがな） ①名称				
	②所在地	〒　　－ （電話　　—　　—　　）			
	監理責任者 （ふりがな） ③氏名				
	監理責任者 ④住所	〒　　－ （電話　　—　　—　　）			
	⑤事業所枝番号				
４外国の送出機関	①氏名又は名称（送出機関番号又は整理番号を記載すること。）				
		送出機関番号		整理番号	
	②住所				
	③代表者の氏名				

５取次ぎを受けずに団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合における団体監理型技能実習の申込みを受ける方法の概要	
６許可年月日	年　　月　　日
７許可番号	
８団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要	
９備考	

（注意）
１　※印欄には、記載をしないこと。
２　１欄の①は、申請を行おうとする変更について該当するものにチェックマークを付し、予定日を記載すること。
３　２欄の②から５欄まで及び８欄は、変更があったものについてのみ記載をすること。
４　２欄の⑤について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
５　２欄の⑦は、措置の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。また、「有」の場合には外部監査を実施する者の氏名又は名称を、「無」の場合には指定外部役員の氏名を記載すること。
６　２欄の⑧は、申請者の法人の種類について該当するものにチェックマークを付すこと。
７　２欄の⑨は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
８　３欄は、申請者が監理事業を行おうとする事業所を全て記載すること。同欄の⑤は、監理団体許可証の事業所枝番号を記載し、監理団体許可証に事業所枝番号がない場合は「001」を記載すること。なお、事業所枝番号が複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
９　４欄は、申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることを予定している外国の送出機関を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。同欄の①括弧書きについて、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
10　５欄は、申請者が団体監理型技能実習生になろうとする者から直接団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合があるときに記載すること。
11　９欄は、監理許可に係る事業の区分の変更の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。
12　収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

別記様式第 17 号（第 47 条第１項及び第２項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　変更届出受理番号	

変　　更　　届　　出　　書

変 更 届 出 書 及 び 許 可 証 書 換 申 請 書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

届出者／申請者

１．外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 32 条第３項の規定により下記のとおり変更の届出をします。なお、変更の届出後も、監理団体が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 26 条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約するとともに、監理責任者が同条第５号イ（同法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

２．外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 32 条第６項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。

記

１許可番号		
２許可年月日		年　　月　　日
３監理団体	（ふりがな） ①名称	
	②住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
４監理事業を行う事業所	（ふりがな） ①名称	
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）

<table>
<tr><td rowspan="6">５変更の内容</td><td>①既に申請又は届出をしている事項の変更</td><td>項目</td><td>変更前</td><td>変更後</td><td>変更年月日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②監理事業を行う事業所の新設</td><td>（ふりがな）
ⅰ名称</td><td colspan="2"></td><td rowspan="4">新設年月日
年　月　日</td></tr>
<tr><td>ⅱ所在地</td><td colspan="2">〒　－
（電話　　―　　―　　）</td></tr>
<tr><td>監理責任者</td><td>（ふりがな）
ⅲ氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>ⅳ住所</td><td colspan="2">〒　－</td></tr>
<tr><td></td><td>ⅴ事業所枝番号</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">③監理事業を行う事業所の廃止</td><td>（ふりがな）
ⅰ名称</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">廃止年月日
年　月　日</td></tr>
<tr><td>ⅱ所在地</td><td colspan="2">〒　－
（電話　　―　　―　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">６備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（注意）

1　※印欄には、記載をしないこと。

2　変更の内容が許可証の記載事項に該当しない場合は、表題の「変更届出書及び許可証書換申請書」、上方２の全文及び記名欄の「／申請者」を抹消すること。

3　変更の内容が許可証の記載事項に該当する場合は、表題の「変更届出書」を抹消すること。

4　３欄及び４欄は、届出前の事項を記載すること。

5　５欄の①は、変更の内容が分かるよう具体的に記載すること。なお、同欄で記載する内容が外国の送出機関の氏名又は名称の変更である場合は、当該氏名又は名称の記載のみならず、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。

6　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 27 条第２項の規定により読み替えて適用する職業安定法第 32 条の 12 第１項の規定による届出は、５欄の①の記載により行うものとすること。

7　５欄の②は、新設する全ての事業所について記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、事業所を新設する理由を６欄に具体的に記載すること。

8　５欄の③は、廃止する全ての事業所について記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、事業所を廃止した理由を６欄に具体的に記載すること。

9　６欄には、変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第18号（第48条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　困難時届出受理番号	

技 能 実 習 実 施 困 難 時　　届 出 書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第33条第１項の規定により下記のとおり技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をします。

記

１届出者	①許可番号		
	（ふりがな） ②名称		
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
２団体監理型実習実施者	①実習実施者届出受理番号		
	（ふりがな） ②氏名又は名称		
	③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
３団体監理型技能実習計画	①認定番号		
	②認定年月日		年　　月　　日
	③技能実習の区分		□　第１号団体監理型技能実習　□　第２号団体監理型技能実習 □　第３号団体監理型技能実習
４団体監理型技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍（国又は地域）		
	③生年月日、年齢及び性別		年　　月　　日（　　才）　性別（男・女）
５団体監理型実習実施者からの通知の有無			□　有（通知日：　　年　　月　　日） □　無

<table>
<tr><td colspan="2">６技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因</td><td>□　監理団体の都合
（理由　□ 監理許可の取消し　□ 監理事業の廃止
□ その他　（　））
□　団体監理型実習実施者の都合
（理由　□ 実習認定の取消し　□ 経営上・事業上の理由
□ その他　（　））
□　団体監理型技能実習生の都合
（理由　□ 病気・怪我　□ 実習意欲の喪失・ホームシック
□ 行方不明（　　年　　月　　日発生）
□ 本国の家族の都合
□ その他　（　））

上記事由の概要（発生時期、経緯、原因等）
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">７団体監理型技能実習生の現状</td><td>①入国状況</td><td>□　入国前　□　入国済（　　年　月入国）
（「入国前」にチェックマークを付した場合は７②及び③は記載不要。）</td></tr>
<tr><td>②住居の確保</td><td>□　有　□　無</td></tr>
<tr><td>③生活費等の確保</td><td>□　有（休業手当）　□　有（雇用保険）　□　有（生活費等）　□　無</td></tr>
<tr><td></td><td>②及び③の具体的状況等（支援実施者、受給開始日等）
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">８団体監理型技能実習の継続のための措置</td><td>団体監理型技能実習生の団体監理型技能実習の継続意思
□　有　□　無
転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合はその理由や予定時期等
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">９備考</td><td></td></tr>
</table>

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　３欄及び４欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をする場合であって、これらの欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
3　４欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
4　５欄には、団体監理型実習実施者からの通知の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。
5　６欄には、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと（実習実施者の事業規模の縮小等を受けて、技能実習生本人が転籍等を希望している場合は、「団体監理型技能実習生の都合」ではなく、「団体監理型実習実施者の都合」の「経営上・事業上の理由」を選択すること）。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、技能実習生が技能実習の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。
6　７欄の①から③までは、技能実習の継続が困難となった後、次の実習先が見つかるまでの間又は帰国するまでの間の団体監理型技能実習生の現状につき該当するものにチェックマークを付すこと。
7　８欄の無にチェックマークを付した場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で帰国する前に届け出ること。
8　９欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第19号（第49条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　休廃止届出受理番号	

事　業　廃　止　届　出　書
事　業　休　止　届　出　書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第34条第１項の規定により下記のとおり届出をします。

記

１許可番号		
２許可年月日		年　　月　　日
３監理団体	（ふりがな） ①名称	
	②住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
４監理事業を行う事業所	（ふりがな） ①名称	
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
５廃止又は休止の予定日		年　　月　　日
６休止する事業の範囲及び休止期間		
７廃止又は休止する理由		

<table>
<tr><td rowspan="15">８実習監理を行った団体監理型技能実習に係る事項</td><td colspan="3">①実習実施者届出受理番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（ふりがな）
②団体監理型実習実施者の氏名又は名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="12">③技能実習計画</td><td rowspan="3">ⅰ</td><td>認定番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">団体監理型技能実習生の氏名</td><td>ローマ字</td><td></td></tr>
<tr><td>漢字</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">ⅱ</td><td>認定番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">団体監理型技能実習生の氏名</td><td>ローマ字</td><td></td></tr>
<tr><td>漢字</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">ⅲ</td><td>認定番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">団体監理型技能実習生の氏名</td><td>ローマ字</td><td></td></tr>
<tr><td>漢字</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">ⅳ</td><td>認定番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">団体監理型技能実習生の氏名</td><td>ローマ字</td><td></td></tr>
<tr><td>漢字</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">９団体監理型技能実習継続のための措置</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">10 備考</td><td></td></tr>
</table>

（注意）

1　※印欄には、記載をしないこと。

2　届出の内容が事業の廃止の場合には表題の「事業休止届出書」を、事業の休止の場合には表題の「事業廃止届出書」を抹消すること。

3　３欄及び４欄は、届出前の事項を記載すること。

4　４欄は、監理事業を行う事業所の全てを記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5　６欄は、届出の内容が事業の休止の場合にのみ記載すること。

6　７欄は、廃止又は休止する理由について具体的に記載すること。

7　８欄は、直近の許可の有効期間において実習監理を行った団体監理型技能実習に係る事項について全て記載すること。また、団体監理型実習実施者ごとに、届出の際に現に実習監理を行っていた技能実習計画について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

8　10 欄は、休廃止の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第20号（第50条関係）

第１面

第　　号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
第35条第２項において準用する同法第13条第２項の規定による立入検査証
（同第104条第１項に規定する報告徴収等のみを担当する職員の身分を示す証明書に限る。）

写

真

職名及び氏名

年　　月　　日生
年　　月　　日交付

印

第２面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

（報告徴収等）
第13条　（略）
２　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収等）
第35条　主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者（監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
２　第13条第２項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第３項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第３面

（許可の取消し等）
第37条　主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。
一～三　（略）
四　この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
五　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
２～４　（略）

（監理責任者の設置等）
第40条　（略）
２　（略）
３　監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければならない。
４　監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければならない。
５　監理団体は、前項に規定する指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。

（権限の委任等）
第104条　主務大臣は、政令で定めるところにより、第35条第１項の規定による報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査（第40条第３項から第５項までの規定を施行するために行うものに限る。）（次項及び次条において「報告徴収等」という。）の権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。
２～６　（略）

第４面

（職権の行使）
第105条　主務大臣は、報告徴収等に関する事務について、第35条第１項に規定する当該主務大臣の職員の職権を労働基準監督官に行わせることができる。
２　国土交通大臣は、主務大臣の権限が前条第１項の規定により国土交通大臣に委任された場合には、報告徴収等に関する事務について、第35条第１項に規定する当該主務大臣の職員の職権を船員労務官に行わせることができる。

第112条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一　第13条第１項又は第35条第１項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
二～十二　（略）

第113条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第108条、第109条、第110条（第44条に係る部分に限る。）、第111条及び前条（第12号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ７とすること。

別記様式第21号（第51条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

事　業　区　分　変　更　通　知　書

殿

法 務 大 臣　　㊞

厚生労働大臣　　㊞

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第25条第１項第７号の基準に適合しなくなったと認めるため、同法第37条第２項の規定により、職権で、一般監理事業許可を特定監理事業許可に変更しましたので通知します。

記

１許可番号	
（ふりがな） ２監理団体の名称	
３変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 22 号（第 55 条第１項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
第１面　Ｄ・Ｅ・Ｆ

※　監査報告受理番号	

監　　査　　報　　告　　書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

提出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 42 条第１項の規定により、下記のとおり監査報告書を提出します。

記

１許可番号		
２監理団体の名称	（ふりがな）	
３監理事業を行う事業所	（ふりがな） ①名称	
	②事業所枝番号	
４監査対象実習実施者	①実習実施者届出受理番号	
	（ふりがな） ②氏名又は名称	
	③住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	④技能実習生の数	合計　　人（第１号　　人、第２号　　人、第３号　　人）
	⑤技能実習責任者	
	⑥技能実習指導員	
	⑦従前の監査の実施の有無	有（直近の実施日　　月　　日）　・　無
５監査実施日		年　　月　　日
６監査実施者	①監理責任者	
	②補助者	

７実地に確認した場所	①事業所	住所：
	②実習実施場所	住所：
	③宿泊施設	住所：
８技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告		実施　・　未実施
９技能実習生との面談	①人数	合計　　人（第１号　　人、第２号　　人、第３号　　人）
	②技能実習生の氏名等	認定番号：　　、氏名：
		認定番号：　　、氏名：
		認定番号：　　、氏名：
		認定番号：　　、氏名：
		認定番号：　　、氏名：
10 設備の確認及び帳簿書類の閲覧		実施　・　未実施
11 宿泊施設その他の生活環境の確認		実施　・　未実施
12 特記事項		
13 監査結果		
14 総合講評		
15 備考		

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　３欄の②については、事業所枝番号がある場合に記載すること。
3　６欄の②については、監理責任者の指揮の下に、監査の実務を担当する監理団体の役職員を記載すること。
4　９欄の②については、面談を行った技能実習生に係る技能実習計画の認定番号と氏名を記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
5　12 欄には、技能実習生が従事する業務の性質上、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 52 条第１号に規定する方法により監査を行うことができなかった場合に、その理由と他の適切な監査方法を記載すること。
6　14 欄については、今回の監査結果に対する監理団体としての評価を簡潔に記載すること。
7　15 欄には、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。

別記様式第 23 号（第 55 条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　事業報告受理番号	

事　　業　　報　　告　　書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

提出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 42 条第２項の規定により、下記のとおり監理事業に関する事業報告書を提出します。

記

１報告対象技能実習事業年度		年度（　　年　４月　１日　～　　年　３月３１日）
２許可番号		
３監理団体	（ふりがな） ①名称	
	②住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
４監理事業を行う事業所	（ふりがな） ①名称	
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	③事業所枝番号	
５実習監理した団体監理型実習実施者の数		団体監理型実習実施者　　人／法人
６実習監理した団体監理型技能実習生の数		計　　人（第１号　　人、第２号　　人、第３号　　人）
７実習監理した団体監理型技能実習生の国籍（国又は地域）及び人数		（　　人）
		（　　人）
		（　　人）

８監理事業の実務に従事した職員の数		合計　　人（常勤職員　　人　非常勤職員　　人）		
９実施体制		受講者名	受講講習名	受講年月日
	①監理責任者の講習受講歴			
	②監理責任者以外の役職員の講習受講歴			

10技能検定等受検状況	試験区分		受検対象者数（A）			合格者数（B）	合格率（B／A）
			(a)修了者数	(b)やむを得ない不受検者数	(A)=(a)-(b)		
	①基礎級程度（第１号修了者）		人	人	人	人	%
	②３級程度（第２号修了者）	実技	人	人	人	人	%
	③２級程度（第３号修了者）	実技	人	人	人	人	%

試験区分		受検者数（A）	合格者数（B）	合格率（B／A）
④３級程度（第２号修了者）	学科	人	人	%
⑤２級程度（第３号修了者）	学科	人	人	%

11行方不明者の発生状況	行方不明者　　人　（行方不明率　　%）	
12他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無	人数	人
	登録の有無	有　・　無

13地域社会との共生に向けた取組の実施状況		概要
	①日本語学習支援	
	②地域社会との交流の機会提供	
	③日本文化を学ぶ機会の提供	

14 監理費徴収実績	①徴収した実習実施者数		人／法人		
	②技能実習生１名当たりの監理費の額		第１号技能実習生	第２号技能実習生	第３号技能実習生
			円／月	円／月	円／月
	③内訳		徴収額	支出額	
	Ⅰ総計		円	円	
	Ⅱ職業紹介費	計	円	円	
		人件費	円	円	
		交通費	円	円	
		外国の送出機関へ支払う費用	円	円	
		その他（　　）	円	円	
	Ⅲ講習費	計	円	円	
		施設使用料	円	円	
		講師及び通訳への謝金	円	円	
		教材費	円	円	
		技能実習生に支給する手当	円	円	
		その他（　　）	円	円	
	Ⅳ監査指導費	計	円	円	
		人件費	円	円	
		交通費	円	円	
		その他（　　）	円	円	
	Ⅴその他諸経費	計	円	円	
		（　　）	円	円	
		（　　）	円	円	
		（　　）	円	円	
15 備考					

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　１欄は、報告を行おうとする技能実習事業年度について記載すること。
3　４欄の③は、事業所枝番号がある場合について記載すること。
4　５欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型実習実施者の数について記載すること。
5　６欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の数について記載すること。
6　７欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の国籍（国又は地域）及び人

数について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

7　9欄は、報告対象技能実習事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

8　10 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に各段階の技能実習を修了し、又は修了する予定であった技能実習生について記載すること。したがって、報告対象技能実習事業年度内に受検した者であっても、その段階の技能実習の修了予定が次技能実習事業年度の場合は、次技能実習事業年度の本報告書に計上すること。

　また、やむを得ない不受検者とは、報告対象技能実習事業年度に技能実習を修了し、又は修了する予定であったが、実習実施者や監理団体の責めによらない行方不明、技能実習生の事情による途中帰国、技能実習生の病気や怪我により受検機会を逃した場合など、実習実施者や監理団体の責めによらない事情により、技能検定等を受検しなかった者をいう。

9　11 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に行方不明となった者について記載し、行方不明率については、6欄の記載の対象となる実習監理した団体監理型技能実習生の数を分母として算出し記載すること。

10　12 欄は、他の監理団体が実習監理していた技能実習生のうち、新たに技能実習計画の認定を受けて実習監理を行うこととなった者について記載すること。

11　13 欄は、各項目について該当するものがあれば概要欄に記載した上、その内容が分かる別紙を必要に応じ添付すること。

12　14 欄の①は、報告対象技能実習年度内に徴収した実習実施者数について記載すること。

13　14 欄の②は、報告対象技能実習年度内に徴収した監理費について、技能実習の段階ごとの技能実習生1名当たりの額を算出した上、それぞれ1月当たりの平均額を記載すること。

14　14 欄の③は、監理費の内訳について記載すること。また、同欄のⅤは、ⅡからⅣに該当しないものがある場合には、費目を具体的に記載すること。

15　15 欄は、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。

16　一般監理事業に係る監理許可を受けた監理団体については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 31 条の基準を満たすことを明らかにする書類を添付すること。

別記様式第23号（第55条第２項関係）別紙　　（日本産業規格Ａ列４）

監　　理　　団　　体　　名　：
許　　可　　番　　号　：

①徴収した実習実施者数	人/法人

②徴収した技能実習生数	
Ⅰ定期費用	②Ⅰ　人
Ⅱ不定期費用	②Ⅱ　人

③技能実習生１名当たりの監理費の額	
Ⅰ定期費用	③Ⅰ　(④ⅠA÷③M) 0　円／月
合計在籍月	③M　月

Ⅱ不定期費用	③Ⅱ　(④ⅠB÷②Ⅱ) 0　円

④徴収額内訳		定期費用	不定期費用
Ⅰ総計		④ⅠA　(④Ⅱa+④Ⅲa+④Ⅳa+④Ⅴa) 0　円	④ⅠB　(④Ⅱb+④Ⅲb+④Ⅳb+④Ⅴb) 0　円
Ⅱ職業紹介費	計	④Ⅱa 0　円	④Ⅱb 0　円
	募集・選抜に要する費用	円	円
	健康診断費用	円	円
	外国の送出機関へ支払う費用	円	円
	その他の職業紹介に要する費用	円	円
Ⅲ講習費	計	④Ⅲa 0　円	④Ⅲb 0　円
	入国前講習に要する費用	円	円
	入国後講習に要する費用	円	円
	入国後講習における手当	円	円
	その他の講習に要する費用	円	円
Ⅳ監査指導費	計	④Ⅳa 0　円	④Ⅳb 0　円
	監査に要する費用	円	円
	訪問指導に要する費用	円	円
	その他の監査指導に要する費用	円	円
Ⅴその他諸経費	計	④Ⅴa 0　円	④Ⅴb 0　円
	来日渡航費	円	円
	一時帰国のための渡航費	円	円
	帰国のための渡航費	円	円
	事務所経費	円	円
	上記以外の費用	円	円

別記様式第23号（第55条第２項関係）別紙　　（日本産業規格Ａ列４）

⑤支出額内訳			
Ⅰ総計		⑤Ⅰ　（⑤Ⅱ+⑤Ⅲ+⑤Ⅳ+⑤Ⅴ）	0　円
Ⅱ職業紹介費	計	⑤Ⅱ	0　円
	募集・選抜に要する費用		円
	健康診断費用		円
	外国の送出機関へ支払う費用		円
	その他の職業紹介に要する費用		円
Ⅲ講習費	計	⑤Ⅲ	0　円
	入国前講習に要する費用		円
	入国後講習に要する費用		円
	入国後講習における手当		円
	その他の講習に要する費用		円
Ⅳ監査指導費	計	⑤Ⅳ	0　円
	監査に要する費用		円
	訪問指導に要する費用		円
	その他の監査指導に要する費用		円
Ⅴその他諸経費	計	⑤Ⅴ	0　円
	来日渡航費		円
	一時帰国のための渡航費		円
	帰国のための渡航費		円
	事務所経費		円
	上記以外の費用		円

別記様式第24号（第64条関係）

第１面

第　　号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
第100条第２項において準用する同法第13条第２項の規定による立入検査証

写

真

職名及び氏名

年　　月　　日生
年　　月　　日交付

法 務 大 臣　　印

厚生労働大臣　　印

第２面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

（報告徴収等）
第13条　（略）
２　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告及び検査）
第100条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又は当該職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
２　第13条第２項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第３項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第112条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一～十一　（略）
十二　第100条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした機構の役員又は職員

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ７とすること。

○参考様式一覧

別紙⑧

分類	No	様式名	様式番号
申請（認定）	1	申請者の概要書	参考様式第1-1号
申請（認定）	1	申請者の誓約書	参考様式第1-2号
申請（認定）	1	技能実習生の履歴書	参考様式第1-3号
申請（認定）	1	技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書	参考様式第1-5号
申請（認定）	1	技能実習計画の認定に関する取次送出機関の誓約書	参考様式第1-10号
申請（認定）	1	外国の所属機関の概要書及び当該機関による証明書（企業単独型技能実習）	参考様式第1-11号
申請（認定）	1	外国の準備機関の概要書及び誓約書	参考様式第1-13号
申請（認定）	1	雇用契約書及び雇用条件書	参考様式第1-14号
申請（認定）	1	技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書	参考様式第1-16号
申請（認定）	1	技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書	参考様式第1-19号
申請（認定）	1	技能実習生の申告書	参考様式第1-20号
申請（認定）	1	技能実習の準備に関し本国で支払った費用の明細書	参考様式第1-21号
申請（認定）	1	技能実習を行わせる理由書	参考様式第1-22号
申請（認定）	1	技能実習生の推薦状	参考様式第1-23号
申請（認定）	1	優良要件適合申告書（実習実施者）（別紙を含む。）	参考様式第1-24号
申請（認定）	1	理由書（主務大臣が特別に認める技能実習）	参考様式第1-26号
申請（認定）	1	同種業務従事経験等説明書（団体監理型技能実習）	参考様式第1-27号
申請（認定）	1	外国の所属機関による証明書（団体監理型技能実習）	参考様式第1-28号
申請（認定）	1	入国前講習実施（予定）表に関する申請者等の誓約書	参考様式第1-29号
申請（認定）	1	複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる理由書	参考様式第1-30号
申請（認定）	1	申請取下げ書	参考様式第1-31号
申請（認定）	1	協定内容証明書（団体監理型技能実習）	参考様式第1-32号
申請（認定）	1	教育機関の概要書	参考様式第1-33号
申請（認定）	1	訓練実施（予定）表	参考様式第1-34号
申請（認定）	1	申請者の役員に関する誓約書	参考様式第1-36号
申請（認定）	1	省令様式第２号の「５申請者」欄の別紙	参考様式第1-37号

分類	No	様式名	様式番号
申請（認定）	1	理由書（審査基準に記載のない業務を関連・周辺業務として行わせる場合の理由書）	参考様式第1-38号
申請（認定）	1	技能実習生の個人情報の取扱いに係る同意書	参考様式第1-39号
申請（認定）	1	技能実習期間満了前の帰国についての申告書	参考様式第1-40号
申請（認定）	1	技能実習期間満了前の移行についての申告書	参考様式第1-41号
申請（認定）	1	妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書	参考様式第1-42号
申請（認定）	1	意思確認書面	参考様式第1-43号
申請（認定）	1	実習先変更希望の申出書	参考様式第1-44号
申請（認定）	1	実習先変更希望の申出に係る対応通知書	参考様式第1-45号
申請（認定）	1	行方不明が判明した際の状況説明書	参考様式第1-46号
申請（許可）	2	申請者の概要書	参考様式第2-1号
申請（許可）	2	申請者の誓約書	参考様式第2-2号
申請（許可）	2	申請者の役員の履歴書	参考様式第2-3号
申請（許可）	2	監理責任者の履歴書	参考様式第2-4号
申請（許可）	2	監理責任者の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-5号
申請（許可）	2	外部監査人の概要書	参考様式第2-6号
申請（許可）	2	外部監査人の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-7号
申請（許可）	2	指定外部役員の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-8号
申請（許可）	2	外国の送出機関の概要書	参考様式第2-9号
申請（許可）	2	外国の送出機関が徴収する費用明細書	参考様式第2-10号
申請（許可）	2	監理団体の許可に関する外国の送出機関の誓約書	参考様式第2-11号
申請（許可）	2	外国の送出機関の推薦状	参考様式第2-12号
申請（許可）	2	技能実習計画作成指導者の履歴書	参考様式第2-13号
申請（許可）	2	優良要件適合申告書（監理団体） （別紙１～３を含む。）	参考様式第2-14号
申請（許可）	2	申請取下げ書	参考様式第2-15号
申請（許可）	2	団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等	参考様式第2-16号
申請（許可）	2	監理団体許可申請の内容変更申出書・監理団体許可条件変更申出書	参考様式第2-17号
届出・報告	3	実習認定取消し事由該当事実に係る報告書	参考様式第3-1号
届出・報告	3	事業再開届出書	参考様式第3-2号

分類	No	様式名	様式番号
届出・報告	3	許可取消し事由該当事実に係る報告書	参考様式第3-3号
帳簿	4	認定計画の履行状況に係る管理簿	参考様式第4-1号
帳簿	4	技能実習日誌 （別紙「技能実習生一覧表」を含む。）	参考様式第4-2号
帳簿	4	入国前講習実施記録（企業単独型技能実習） （別紙「技能実習生一覧表」を含む。）	参考様式第4-3号
帳簿	4	入国後講習実施記録（企業単独型技能実習） （別紙「技能実習生一覧表」を含む。）	参考様式第4-4号
帳簿	4	監理費管理簿	参考様式第4-5号
帳簿	4	雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿	参考様式第4-6号
帳簿	4	監査実施概要	参考様式第4-7号
帳簿	4	入国前講習実施記録（団体監理型技能実習） （別紙「技能実習生一覧表」を含む。）	参考様式第4-8号
帳簿	4	入国後講習実施記録（団体監理型技能実習） （別紙「技能実習生一覧表」を含む。）	参考様式第4-9号
帳簿	4	訪問指導記録書	参考様式第4-10号
帳簿	4	団体監理型技能実習生からの相談対応記録書	参考様式第4-11号
帳簿	4	外部監査報告書 （別紙「外部監査実施概要」を含む。）	参考様式第4-12号
帳簿	4	外部監査報告書（同行監査）	参考様式第4-13号
帳簿	4	外部役員確認書 （別紙「外部役員による確認概要」を含む。）	参考様式第4-14号
帳簿	4	報酬支払証明書	参考様式第4-15号
講習	5	監理責任者等講習実施申込書	参考様式第5-1号
講習	5	技能実習責任者講習等実施申込書	参考様式第5-2号
講習	5	監理責任者等講習実施日程書	参考様式第5-3号
講習	5	技能実習責任者講習等実施日程書	参考様式第5-4号
講習	5	監理責任者等講習受講証明書	参考様式第5-5号
講習	5	技能実習責任者講習受講証明書	参考様式第5-6号
講習	5	技能実習指導員講習受講証明書	参考様式第5-7号
講習	5	生活指導員講習受講証明書	参考様式第5-8号
講習	5	監理責任者等講習受講者名簿	参考様式第5-9号
講習	5	技能実習責任者講習等受講者名簿	参考様式第5-10号
講習	5	監理責任者等講習理解度テスト実施状況報告書	参考様式第5-11号
講習	5	技能実習責任者講習等理解度テスト実施状況報告書	参考様式第5-12号

参考様式第１－１号（規則第８条第２号、第 25 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

申　請　者　の　概　要　書

１　申請者の概要

①実習実施者届出受理番号	（□実習中の技能実習計画なし）	②労働保険番号	
（ふりがな） ③氏名又は名称			
④常勤職員数	合計　　人		

（注意）
１　①は、初めて技能実習生を受け入れる場合は記入不要。既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている場合は必ず記入すること。実習中の技能実習計画がない場合には、「実習中の技能実習計画なし」欄にチェックすること。
２　②は、申請者が労働保険の成立手続を行い、労働保険番号を有している場合には、必ず記入すること。
３　④は、外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除いた実習実施者全体の職員数（役員を含む。）を記入すること。
４　複数の法人が技能実習を共同で行わせる場合は、複数の法人それぞれについて作成すること。

２　技能実習の実績

①これまでの技能実習生の受入れ実績（旧制度による受入れ含む。）	国籍（国又は地域）：　人数：			国籍（国又は地域）：　人数：		
	国籍（国又は地域）：　人数：			国籍（国又は地域）：　人数：		
	国籍（国又は地域）：　人数：			国籍（国又は地域）：　人数：		
	国籍（国又は地域）：　人数：			国籍（国又は地域）：　人数：		
	国籍（国又は地域）：　人数：			国籍（国又は地域）：　人数：		
②現在受け入れている技能実習生の数	企業単独型	第１号	人	団体監理型	第１号	人
		第２号	人		第２号	人
		第３号	人		第３号	人
③直近３年の技能実習事業年度における行方不明者数	～１年	人（うち旧制度　人）		１年～２年	人（うち旧制度　人）	
	２年～３年	人（うち旧制度　人）				
	行方不明年月日（技能実習生の区分ごとに記載）					

（注意）
１　申請日を起算日として記載すること。
２　事業所単位ではなく、本社、支社、事業所を含めた実習実施者全体の人数を記入すること。
３　旧制度とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行前に、出入国管理及び難民認定法及びその関係法令に基づき、技能実習制度として実施されていたものをいう。
４　③について、行方不明者がある場合には、行方不明年月日を併せて記入すること。

3　技能実習生の名簿

	1　技能実習計画					2　技能実習生				
	①認定番号	②認定年月日	③技能実習の区分		④③の実際の終了予定日	①氏名	②国籍（国又は地域）	③生年月日	④性別	⑤転籍の受入れである場合、その受入れ開始年月日
1		年 月　日	□　企業単独型 □　団体監理型	□ 第１号 □ 第２号 □ 第３号	年 月　日			年 月　日	男・女	年 月　日
2		年 月　日	□　企業単独型 □　団体監理型	□ 第１号 □ 第２号 □ 第３号	年 月　日			年 月　日	男・女	年 月　日
3		年 月　日	□　企業単独型 □　団体監理型	□ 第１号 □ 第２号 □ 第３号	年 月　日			年 月　日	男・女	年 月　日
4		年 月　日	□　企業単独型 □　団体監理型	□ 第１号 □ 第２号 □ 第３号	年 月　日			年 月　日	男・女	年 月　日
5		年 月　日	□　企業単独型 □　団体監理型	□ 第１号 □ 第２号 □ 第３号	年 月　日			年 月　日	男・女	年 月　日
6		年 月　日	□　企業単独型 □　団体監理型	□ 第１号 □ 第２号 □ 第３号	年 月　日			年 月　日	男・女	年 月　日
7		年 月　日	□　企業単独型 □　団体監理型	□ 第１号 □ 第２号 □ 第３号	年 月　日			年 月　日	男・女	年 月　日
8		年 月　日	□　企業単独型 □　団体監理型	□ 第１号 □ 第２号 □ 第３号	年 月　日			年 月　日	男・女	年 月　日
9		年 月　日	□　企業単独型 □　団体監理型	□ 第１号 □ 第２号 □ 第３号	年 月　日			年 月　日	男・女	年 月　日
10		年 月　日	□　企業単独型 □　団体監理型	□ 第１号 □ 第２号 □ 第３号	年 月　日			年 月　日	男・女	年 月　日

（注意）
1　申請者が技能実習計画の認定を受けて現に技能実習を行わせている全ての技能実習生を記入すること。
2　２欄の①は、旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名をローマ字で記載するほか、漢字の氏名がある場合には併せて漢字の氏名も記入すること。
3　左の空欄に技能実習生ごとに番号を付するほか、複数枚にわたる場合は、右上にページ総数とページ数を記入すること。

4　その他特記事項

参考様式第１－２号（規則第８条第３号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

申　請　者　の　誓　約　書

次の技能実習生に技能実習を行わせるに当たり、下記の事項を誓約します。
※誓約事項の各項目を確認の上、□部分に☑を記載すること。

技能実習生の氏名（国籍（国又は地域））	

※　複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。

記

【誓約事項】
□１　保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
□２　技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、監理団体（団体監理型技能実習の場合）、取次送出機関（団体監理型技能実習の場合）又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
□３　技能実習生に対して、暴行、脅迫、自由の制限その他人権を著しく侵害する行為を行ったことはありませんし、今後も決していたしません。また、技能実習生に対して他からこうした行為が行われていないかどうかについて、定期的に確認します。
□４　入国後講習における技能実習生の法的保護に必要な情報についての科目が終了する前、及び当該科目に係る入国後講習の期間中は業務に従事させることは、決していたしません（第１号企業単独型技能実習の場合）。また、入国後講習の期間中に技能実習生を業務に従事させることは、決していたしません（第１号団体監理型技能実習の場合）。
□５　技能実習生の目標の達成状況の確認を技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験により行わない場合にあっては、技能実習指導員が技能実習責任者の立会いの下で技能実習の目標を全て達成していることを確認するなど、評価の公正な実施を確保します。
□６　労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じます。
□７　技能実習生の帰国旅費（第３号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます（企業単独型技能実習の場合）。
□８　技能実習計画と反する内容の取決めをしたことはありませんし、今後も決していたしません。
□９　監理団体から監理費として徴収される費用について、直接又は間接に技能実習生に負担させることは、決していたしません（団体監理型技能実習の場合）。
□10　不正に技能実習計画の認定を受ける目的、その他出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的等で、偽変造文書等を行使したり提供したりしたことはありませんし、今後も決していたしません。
□11　技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体による実習監理を受けることとしま

す（団体監理型技能実習の場合）。

□12　除染等業務及び東京電力福島第一原子力発電所敷地内における業務を実習内容に含む技能実習は、決して行いません。

□13　技能実習生が、婚姻、妊娠、出産した場合に、解雇その他不利益な取扱いをすることは、決していたしません。

□14　外国人技能実習機構が行う実地検査に協力いたします。

□15　上記のほか、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構（企業単独型技能実習の場合）又は監理団体（団体監理型技能実習の場合）に報告します。

□16　申請書類一式について、記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日　　作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者　役職・氏名

参考様式第１－３号(規則第８条第４号関係)　　（日本産業規格Ａ列４）

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技　能　実　習　生　の　履　歴　書

年　　月　　日　作成

①氏名	ローマ字		②性別	□男　・　□女
	漢字		③生年月日	年　月　日（　歳）
④国籍（国又は地域）			⑤母国語	語
⑥現住所				
⑦学歴	期間		学校名	
	～			
	～			
	～			
⑧職歴	期間		就職先名（職種）	
	～		（　）	
	～		（　）	
	～		（　）	
	～		（　）	
	～		（　）	
⑨修得等をしようとする技能等に係る職歴	職　年		職　年	
⑩訪日経験	□有　（　～　）※在留資格：□技能実習・□技能実習以外）・　□無 □　外国人建設・造船就労者受入事業により本邦で就労したことがある場合 第２号技能実習終了後の帰国期間（　年　月　日　～　年　月　日） 建設・造船就労終了後の帰国期間（　年　月　日　～　年　月　日） □　経済連携協定（ＥＰＡ）に基づく看護師候補者・介護福祉士候補者受入事業により本邦で就労したことがある場合 看護師候補者・介護福祉士候補者としての活動終了後の帰国期間 （　年　月　日　～　年　月　日）			
⑪技能実習経験及びその区分	□有　（　～　）・　□無 □Ａ（第１号企業単独型技能実習）　□Ｄ（第１号団体監理型技能実習） □Ｂ（第２号企業単独型技能実習）　□Ｅ（第２号団体監理型技能実習） □Ｃ（第３号企業単独型技能実習）　□Ｆ（第３号団体監理型技能実習）			
⑫過去の在留資格認定証明書不交付の有無	□有　（　）・　□無			
⑬その他				
⑭技能実習生の署名				

（注意）

①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。

参考様式第１－５号（規則第８条第５号、第６号、第７号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書並びに就任承諾書及び誓約書

１　技能実習責任者の履歴書

（ふりがな） ①氏名		②生年月日	年　　月　　日
③国籍（国又は地域）			
④職歴	年	月	主たる職歴
⑤資格・免許			
⑥技能実習に係る講習の受講歴			

（注意）
⑥は、講習を受講したことを証する書類を添付すること。

２　技能実習指導員の履歴書

（ふりがな） ①氏名		②生年月日	年　　月　　日
③国籍（国又は地域）			
④職歴	年	月	主たる職歴
⑤資格・免許			
⑥指導する技能等の経験年数（常勤の有無）	職　　年　（□常勤　・　□非常勤）		
	職　　年　（□常勤　・　□非常勤）		
⑦技能実習に係る講習の受講歴			

（注意）
⑦は、講習を受講したことを証する書類を添付すること（受講した場合に添付）。

3　生活指導員の履歴書

（ふりがな） ①氏名		②生年月日	年　月　日
③国籍（国又は地域）			
④職歴	年	月	主たる職歴
⑤資格・免許			
⑥技能実習に係る講習の受講歴			

（注意）
⑥は、講習を受講したことを証する書類を添付すること（受講した場合に添付）。

次に記載する申請者の事業所における技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員に就任することを承諾するとともに、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

申請者（実習実施者）の氏名又は名称	
所属事業所の名称及び所在地	
指導する技能実習の内容 ※技能実習指導員に記載。	

記

【任務（技能実習責任者に就任する場合）】
1　技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督すること。
2　技能実習の進捗状況を管理すること。
3　以下に関する事項を統括管理すること
（1）技能実習計画の作成
（2）技能実習生が修得等をした技能等の評価
（3）法務大臣、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣若しくは機構又は監理団体（団体監理型の場合）に対する届出、報告、通知その他の手続
（4）帳簿書類の作成・保管、実施状況報告書の作成
（5）技能実習生の受入れの準備
（6）監理団体との連絡調整（団体監理型の場合）
（7）技能実習生の保護

（８）技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生
（９）国及び地方公共団体の関係機関、機構その他関係機関との連絡調整

【任務（技能実習指導員に就任する場合）】
1　技能実習の指導を行うこと。
2　技能実習の目標の達成状況を公正に確認すること。（技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の合格に係る目標の場合を除く。）

【任務（生活指導員に就任する場合）】
1　技能実習生の生活の指導を行うこと。
2　技能実習生の生活状況を把握し、技能実習生からの相談に乗るなど技能実習生が技能実習に専念できる環境づくりを行うこと。

【誓約事項】
1　申請者又はその常勤の役員若しくは職員であることに相違ありません。今後、該当しなくなったときは、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の地位を退きます。
2　保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
3　技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、監理団体（団体監理型の場合）、取次送出機関（団体監理型の場合）又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
4　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則について、技能実習責任者にあっては第 13 条（第 12 条第 1 項第 2 号イからハまで）、技能実習指導員にあっては第 12 条第 1 項第 2 号、生活指導員にあっては第 12 条第 1 項第 3 号（第 1 項第 2 号イからハまで）に定められている欠格事由に該当する者ではありません。今後該当するに至ったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の地位を退きます。

年　　月　　日　　作成

技能実習責任者の氏名

技能実習指導員の氏名

生活指導員の氏名

参考様式第１-10 号（規則第８条第８号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
Ｄ・Ｅ・Ｆ

技能実習計画の認定に関する取次送出機関の誓約書

次の申請者の次の技能実習生に係る団体監理型技能実習を取り次ぐに当たり、下記の事項を誓約します。

申請者（実習実施者）の氏名又は名称	
監理団体の名称	
技能実習生の氏名（国籍）	

※　複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。

記

【誓約事項】

１　保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、団体監理型技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。

２　団体監理型技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、団体監理型技能実習生、団体監理型実習実施者、監理団体又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。

３　団体監理型技能実習生等が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎ又は外国における団体監理型技能実習の準備に関して当機関に支払う費用について、団体監理型技能実習生等にその額及び内訳を十分に理解させた上で合意しています。

４　上記のほか、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。

年　　月　　日　作成

取次送出機関の氏名又は名称														
送出機関番号										整理番号				
作成責任者　役職・氏名														

参考様式第１-11 号（規則第８条第 11 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
Ａ・Ｂ・Ｃ

外国の所属機関の概要書及び当該機関による証明書

（企業単独型技能実習）

１．概要書

①外国の所属機関の名称		②代表者の氏名	
③所在地	（電話　　）（E-mail　　）		
④設立年月日	年　　月　　日		
⑤申請者（実習実施者）との関係	●本邦の公私の機関の外国にある事業所の場合 □　支店　　□　子会社（出資率　　） □　その他（　　） ●外国の公私の機関の外国にある事業所の場合 □　取引会社（取引期間　　、取引実績（年間取引額）　　円） □　その他（　　）		
⑥業種、主要製品及び主要業務			

（注意）
⑤について、出資率は申請者から子会社への出資率を記載すること。また、取引実績（年間取引額）は、円換算した直近年度の年間取引額を記載すること。

２．証明書

技能実習生（候補者を含む。）について、以下の事項を証明します。

①技能実習生の氏名 ※　複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。	ローマ字		所属事業所 所属部署	（雇用形態：□常勤　□非常勤）
	漢字		職種	
	ローマ字		所属事業所 所属部署	（雇用形態：□常勤　□非常勤）
	漢字		職種	
	ローマ字		所属事業所 所属部署	（雇用形態：□常勤　□非常勤）
	漢字		職種	
②技能実習の期間中の処遇		□　技能実習生との関係を継続（「現職にとどめる」、「休職とする」など） □　退職　　□　その他（　　）		
③技能実習の終了後の措置予定		□　復職　（事業所：　　、部署：　　、職種：　　） □　復職予定なし　　□　未定		

（注意）
①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。

上記１及び２の記載内容は、事実と相違ありません。また、技能実習の準備に関し、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。

年　　月　　日　　作成

外国の所属機関の名称

作成責任者　役職・氏名

参考様式第１-13 号（規則第８条第 12 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

外国の準備機関の概要書及び誓約書

①機関名	
②代表者の氏名	
③所在地	（電話　　） （E-mail　　）
④設立年月日	年　　月　　日
⑤技能実習生との関係	□　入国前講習の実施に関与する者 □　その他（準備内容：　　）
⑥業種、主要製品及び主要業務	

上記の記載内容は、事実と相違ありません。また、技能実習の準備に関し、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。

年　　月　　日　　作成

外国の準備機関の名称

作成責任者　役職・氏名

参考様式第１-14 号（規則第８条第 13 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

雇 用 契 約 書 及 び 雇 用 条 件 書

１．雇用契約

実習実施者＿＿＿＿＿＿＿＿（住所：　　）（以下「甲」という。）と

技能実習生（候補者を含む。）＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、

以下の「２．雇用条件」に記載された内容に従い、雇用契約を締結する。

本雇用契約は、乙が在留資格「技能実習１号」により本邦に入国して、技能等に係る業務に従事する活動を開始する時点をもって効力を生じるものとする。

雇用条件書に記載の雇用契約期間（雇用契約の始期と終期）は、乙の入国日が入国予定日と相違する場合は、実際の入国日に伴って変更されるものとする。

なお、乙が何らかの事由で在留資格を喪失した時点で、本雇用契約は終了するものとする。

本書は２部作成し、甲乙それぞれが保有するものとする。

２．雇用条件

Ⅰ．雇用契約期間

１．雇用契約期間

（　　年　月　日 ～　　年　月　日）　　入国予定日　　年　月　日

２．契約の更新の有無

□　契約の更新はしない　　□　原則として更新する

※　会社の経営状況が著しく悪化した場合等には、契約を更新しない場合がある。

３．更新上限の有無

□　無　□　有　（更新　　回まで　/　通算契約期間　　年まで）

Ⅱ．就業（技能実習）の場所

（変更の範囲）

（就業（技能実習）の場所等を実際に変更する場合には、軽微変更届出書を提出する必要があることにご留意ください。）

Ⅲ．従事すべき業務（職種及び作業）の内容

（変更の範囲）

（従事すべき必須・関連・周辺業務の各作業の内容を実際に変更する場合には、軽微変更届出が必要であることにご留意ください。）

Ⅳ．労働時間等

１．始業・終業の時刻等

⑴ 始業　（　時　分）　終業　（　時　分）　（１日の所定労働時間数　　時間　分）

(2) 【次の制度が労働者に適用される場合】

□ 変形労働時間制：（　　）単位の変形労働時間制

※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、母国語併記の年間カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。

□ 交代制として、次の勤務時間の組合せによる。

始業（　時　分）　終業（　時　分）　（適用日　　、1日の所定労働時間　　時間　分）

始業（　時　分）　終業（　時　分）　（適用日　　、1日の所定労働時間　　時間　分）

始業（　時　分）　終業（　時　分）　（適用日　　、1日の所定労働時間　　時間　分）

2．休憩時間　（　　）分

3．1か月の所定労働時間数　　時間　分　（年間総所定労働時間数　　時間）

4．年間総所定労働日数　（1年目　　日、2年目　　日、3年目　　日）

5．所定時間外労働の有無　□ 有　□ 無

○詳細は、就業規則　第　条～第　条、第　条～第　条、第　条～第　条

V．休日

・定例日：毎週　　曜日、日本の国民の祝日、その他（　　）　（年間合計休日日数　　日）

・非定例日：週・月当たり　　日、その他（　　）

○詳細は、就業規則　第　条～第　条、第　条～第　条

VI. 休暇

1．年次有給休暇　6か月継続勤務した場合→　　日

継続勤務6か月未満の年次有給休暇（□ 有　□ 無）　→　　か月経過で　　日

2．その他の休暇　有給（　　）　無給（　　）

※上記休暇を一時帰国（技能実習法施行規則第10条第2項第3号トに規定する一時帰国を除く。）にあてる場合の必要な旅費の支給の有無（□ 有　■ 無）

○詳細は、就業規則　第　条～第　条、第　条～第　条

VII. 賃金

1．基本賃金　□ 月給（　　円）　□ 日給（　　円）　□ 時間給（　　円）

※月給・日給の場合の1時間当たりの金額（　　円）

※日給・時給の場合の1か月当たりの金額（　　円）

2．諸手当（時間外労働の割増賃金は除く）

(a)（　　手当　月　　円／計算方法：　　）

(b)（　　手当　月　　円／計算方法：　　）

(c)（　　手当　月　　円／計算方法：　　）

(d)（　　手当　月　　円／計算方法：　　）

3．1か月当たりの支払い概算額（1＋2）　約（　　円）（合計）

4．労使協定に基づき賃金支払時に控除する項目　□ 無　□ 有

(a) 税　　金　（約　　円）

(b) 社会保険料・労働保険料等　各種保険料　（約　　円）

(c) 食費・居住費　（約　　円）

(d) その他（　　）（適宜欄を追加し、内訳及び内訳ごとの金額を明らかにすること）

（約　　円）

5．手取り支給額（3－4）　**約（　　円）（合計）**

※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金等は除く。

6．所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率

(a) 所定時間外　法定超月60時間以内　（　　）%、法定超月60時間超　（　　）%

所定超　（　　）%

(b) 休日　　法定休日　　（　　）%、　法定外休日　　（　　）%

(c) 深夜　　（　　）%

7．賃金締切日　□ 毎月　　日、□ 毎月　　日

8．賃金支払日　□ 毎月　　日、□ 毎月　　日

9．賃金支払方法　□ 通貨払（現実に支払われた額を確認することができる方法による）　□ 口座振込み

10. 昇給　□ 有（昇給時期、昇給の考え方　　）、□ 無

11. 賞与　□ 有（支給時期、賞与額の考え方　　）、□ 無

12. 退職金　□ 有（支給時期、退職金の考え方　　）、□ 無

13. 休業手当　□ 有（率　　）

Ⅷ. 退職に関する事項

1．自己都合退職の手続（退職する＿＿＿日前に社長・工場長等に届けること）

2．解雇の事由及び手続

解雇は、やむを得ない事由がある場合に限り少なくとも30日前に予告をするか、又は30日分以上の平均賃金を支払って解雇する。技能実習生の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、所轄労働基準監督署長の認定を受けることにより予告も平均賃金の支払も行わず即時解雇されることもあり得る。

○詳細は、就業規則　第　　条～第　　条、第　　条～第　　条

Ⅸ．宿泊施設に関する事項

1．名称等　名称（　　）　形態 □ 寮（寄宿舎）□ 賃貸住宅　□ その他（　　）

2．所在地（〒　　－　　）　（電話　　－　　－　　）

3．規模　面積（　　㎡）、収容人員（　　人）、1人当たり居室（　　㎡）

4．技能実習生の負担額（　　）

Ⅹ．その他

・社会保険・労働保険の加入状況（□ 厚生年金　、□ 国民年金　、□ 健康保険　、□ 国民健康保険　、□ 雇用保険　、□ 労災保険、□ その他（　　））

・雇入れ時の健康診断　　年　　月

・初回の定期健康診断　　年　　月　（その後　　ごとに実施）

・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

部署名　　担当者職氏名　　（連絡先　　）

以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法（　　）

年　　月　　日　締結

甲　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞　　乙　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（実習実施者名・代表者役職名・氏名・捺印）　　（技能実習生の署名）

参考様式第１-16 号(規則第８条第 14 号、15 号及び 16 号関係)　　(日本産業規格Ａ列４)

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書

申請者（実習実施者）：

１．報酬等

技能実習生に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しております。

（１）技能実習生に対する報酬

ア　技能実習生に対する報酬

①技能実習生の氏名 ※　複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。	ローマ字	（　　才　）(経験　　年)
	漢字	
	ローマ字	（　　才　）(経験　　年)
	漢字	
	ローマ字	（　　才　）(経験　　年)
	漢字	
②技能実習生の職務内容や責任の程度		
③技能実習生に対する報酬	月給　　円　／　時間給　　円	
④第１号技能実習での報酬	月給　　円　／　時間給　　円	
⑤第２号技能実習での報酬	月給　　円　／　時間給　　円	
⑥その他		

(注意)

１　①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。また、経験年数は、修得等をしようとする技能等に係る技能実習生の経験年数を記載すること。

２　③から⑤までについて、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、比較ができるよう統一して記載すること。なお、④は第２号技能実習又は第３号技能実習の場合、⑤は第３号技能実習の場合に記載すること。

３　⑥は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

イ　日本人労働者と同等の報酬であることの比較

①同程度の技能等を有する日本人労働者の有無 ※以下の②～⑤欄及び⑦は、①欄の「有」「無」のいずれでも共通で記載。⑥欄は①欄を「無」とした場合に記載。		□有　・　□無
②比較対象となる又は最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度		
③②欄の日本人労働者の年齢、経験年数	（　　才　）　(経験　　年)	
④②欄の日本人労働者の報酬	月給　　円　／　時間給　　円	
⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由		
⑥賃金規定の有無及び賃金規程に基づく賃金 ※①欄で有にチェックした場合には記入不要	規程の有無	□有　・　□無
	有の場合	賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報

		酬 月給　　円　／　時間給　　円
⑦その他		

（注意）
1　②は、比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度が、技能実習生と同等であることを示すこと。
　比較対象となる日本人労働者がいない場合には、技能実習生と最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度について、技能実習生が担う職務内容や責任の程度と比べて、具体的にどのような差異があるのかも併せて、詳細に記載すること。
2　③の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。
3　④は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。
4　⑥は、賃金規程を作成している場合には、必ず「有」にチェックマークを付すこと。また、賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該賃金規程を参考資料として添付すること。
5　⑦は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

（2）入国後講習中の手当等

講習手当（1か月当たり）	①支給の有無	□ 有（支給額・支給内容　　）□ 無
	②備考	
食費（1か月当たり）	③支給の有無	□　有（支給内容　　）□ 無
	④技能実習生の負担の有無	□　有（負担内容　　）□ 無
	⑤備考	
居住費（1か月当たり）	⑥支給の有無	□　有（支給内容　　）□ 無
	⑦技能実習生の負担の有無	□　有（負担内容　　）□ 無
	⑧形態	□寮（寄宿舎）　・　□賃貸住宅　・　□その他 （　　）
	⑨名称	
	⑩所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	⑪規模	面積（　　㎡）、収容人員（　　人）、1人当たり居室（　　㎡）
⑫その他		

（注意）
1　⑫その他は講習手当、食費及び居住費以外の諸手当等が支給される場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

2．宿泊施設

宿泊施設の適正についての確認事項（入国後講習中の宿泊施設も含む）

確認事項	措置の有無	特記事項
①宿舎を確保する場所は、爆発物、可燃性ガス等の火災による危険の大きい物を取扱い・貯蔵する場所の付近、高熱・ガス・蒸気・粉じんの発散等衛生上有害な作業場の付近、騒音・振動の著しい場所、雪崩・土砂崩壊のおそれのある場所、湿潤な場所、出水時浸水のおそれのある場所、伝染病患者収容所建物及び病原体によって汚染のおそれの著しいものを取扱う場所の付近を避ける措置を講じていること	□有・□無	

②２階以上の寝室に寄宿する建物には、容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を２箇所以上（収容人数 15 人未満は１箇所）設ける措置を講じていること	□有・□無	
③適当かつ十分な消火設備を設置する措置を講じていること	□有・□無	
④寝室については、床の間・押入等、技能 実習生が実際に使用できないスペースを除き、１人当たり４．５㎡以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備（身の回りの品を収納できる一定の容量があって、施錠可能で持出不可なものであることが必要（個人別に施錠可能な部屋がある場合を除く。））、室面積の７分の１以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること	□有・□無	
⑤就眠時間を異にする２組以上の技能実習生がいる場合は、寝室を別にする措置を講じていること	□有・□無	
⑥食堂又は炊事場を設ける場合は、照明・換気を十分に行い、食器・炊事用器具を清潔に保管し、ハエその他の昆虫・ネズミ等の害を防ぐための措置を講じていること	□有・□無	
⑦他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場（脱衣室を含む。）のない場合には、当該施設を設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること（各施設は一般的な機能を有する設備を設け、浴場は保温性を維持し、必要に応じプライバシーが守られるよう十分に配慮していること）	□有・□無	
⑧（宿泊施設が労働基準法第 10 章に規定する「事業の附属寄宿舎」に該当する場合）同章で定められた寄宿舎規則の届出等を行っており、又は速やかに行うこととしていること	□有・□無	
⑨　宿泊施設内の共用部分については、衛生管理を行い、感染症の発生及びまん延防止のための措置を講じていること	□有・□無	

確認者	実習実施者（企業単独型の場合）＿＿＿＿＿＿ 監理団体名（団体監理型の場合）＿＿＿＿＿＿	氏名 ＿＿＿＿＿＿

（注意）宿泊施設の概要を明らかにするため、当該施設の見取り図を添付すること。

３．徴収費用

技能実習生に対する報酬の支払概算額　＿＿＿円（１か月当たり。社会保険料・税金等控除前。）

徴収費用（１か月あたり）	①食費 約＿＿＿円	②食事、食材等の提供の有無	□ 有　□ 無
		③食事の提供回数、提供方法等	
		④実費相当額その他適正な額であることの説明	
	⑤居住費 約＿＿＿円	⑥提供する宿泊施設の具体的な内容	□ 自己所有物件 □ 借上物件
		⑦実費相当額その他の適正な額であることの説明	
	⑧水道光熱費 約＿＿＿円	⑨水道光熱費の徴収の有無	□ 有　□ 無

<table>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">⑩その他技能実習生が定期に負担する費用
約　　円</td><td colspan="3">⑪その他技能実習生が定期に負担する費用の有無</td><td>□　有　　□　無</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑫技能実習生が定期に負担する費用の内容</td><td>Ⅰ　　費</td><td colspan="2">１か月当たり約　　円</td></tr>
<tr><td>Ⅱ　　費</td><td colspan="2">１か月当たり約　　円</td></tr>
<tr><td>Ⅲ　　費</td><td colspan="2">１か月当たり約　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑬技能実習生が定期に負担する費用に関し技能実習生が受ける具体的な便益の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">⑭実費相当額その他適正な額であることの説明</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注意）

1　③及び④については②において、⑫から⑭については⑪において、それぞれ有にチェックを付した場合にのみ記載すること。

2　④は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。

・　③が「食材、宅配弁当等の現物支給」の場合：　購入に要した額

・　③が「社員食堂での食事提供」の場合：　技能実習生以外の職員から徴収する額

・　③が「食事の調理・提供」の場合：　材料費、水道光熱費、人件費等の費用の総額を、提供を受ける者（技能実習生のみに限られない。）の人数で除した額

3　⑥は、「自己所有物件」、「借上物件」のいずれかに印を付すこと。

4　⑦は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。

・　⑥が「自己所有物件」の場合：　実際に建設・改装等に要した費用、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して合理的であると説明可能な額

・　⑥が「借上物件」の場合：　借上げに要する賃料（管理費・共益費等を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。以下同じ。）を、入居する技能実習生の人数で除した額

5　⑧は、徴収見込額を記載すること。なお、技能実習生から徴収する際には、実際に水道光熱費の提供業者に申請者が支払った費用を、水道光熱設備を利用する者（技能実習生に限られない。）の人数で除した額以内の金額を徴収するものでなければならない。

6　⑨は、技能実習生本人が水道光熱費の提供業者と直接契約をする場合は無にチェックすること。

7　⑫は、食費・居住費・水道光熱費以外に技能実習生が定期に負担する費用について費目ごとに記載すること。

8　⑬及び⑭は、技能実習生が定期に負担すること及びその負担額が合理的なものであることについて、説明が適切にされなければならない。

参考様式第１-19 号（規則第８条第 17 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
Ａ・Ｄ

技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

技能実習の期間中の待遇について、以下のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

１　実習中の待遇

雇用契約期間、就業（技能実習）の場所、従事すべき業務（職種及び作業）の内容、労働時間等、休日、休暇、賃金、退職に関する事項、宿泊施設に関する事項、その他の事項については、別紙「雇用契約書及び雇用条件書」のとおりです。

（注意）宿泊施設の概要を明らかにするため、当該施設の見取り図を添付すること。

２　入国後講習中の待遇

１講習手当（１か月当たり）	①支給の有無	□ 有（支給額・支給内容　　）□ 無
	②備考	
２食費（１か月当たり）	①支給の有無	□　有（支給内容　　）□ 無
	②技能実習生の負担の有無	□　有（負担内容　　）□ 無
	③備考	
３居住費（１か月当たり）	①支給の有無	□　有（支給内容　　）□ 無
	②技能実習生の負担の有無	□　有（負担内容　　）□ 無
	③形態	□寮（寄宿舎）　・　□賃貸住宅　・　□その他（　　）
	④名称	
	⑤所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	⑥規模	面積（　　㎡）、収容人員（　　人）、１人当たり居室（　　㎡）
４その他		

（注意）４欄は、１欄から３欄まで以外の諸手当等が支給される場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

３　実習先変更（団体監理型の場合）

実習先の変更は、やむを得ない事情がある場合（※）を除き、技能実習生が第２号技能実習の目標（技能検定等３級の実技試験の合格）を達成して第３号技能実習を行うことを希望し、かつ、優良な実習実施者及び優良な監理団体が当該技能実習生の受入れを希望する場合に可能となります。

※　実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。

４　その他の事項

（注意）特記すべき事項がある場合に記載すること。

以上の内容について説明しました。

年　　月　　日

説明者の氏名

（申請者（実習実施者）との関係　　）

以上の内容について上記の説明者から説明を受け、その内容を十分に理解しました。

年　　月　　日

技能実習生の署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

参考様式第１-19 号（規則第８条第 17 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
Ｂ・Ｃ・Ｅ・Ｆ

技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

技能実習の期間中の待遇について、以下のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

１　実習中の待遇

雇用契約期間、就業（技能実習）の場所、従事すべき業務（職種及び作業）の内容、労働時間等、休日、休暇、賃金、退職に関する事項、宿泊施設に関する事項、その他の事項については、別紙「雇用契約書及び雇用条件書」のとおりです。

（注意）宿泊施設の概要を明らかにするため、当該施設の見取り図を添付すること。

２　実習先変更（団体監理型の場合）

実習先の変更は、やむを得ない事情がある場合（※）を除き、技能実習生が第２号技能実習の目標（技能検定等３級の実技試験の合格）を達成して第３号技能実習を行うことを希望し、かつ、優良な実習実施者及び優良な監理団体が当該技能実習生の受入れを希望する場合に可能となります。

※　実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合が該当します。

３　その他の事項

（注意）特記すべき事項がある場合に記載すること。

以上の内容について説明しました。

年　　月　　日

説明者の氏名

（申請者（実習実施者）との関係　　）

以上の内容について上記の説明者から説明を受け、その内容を十分に理解しました。

年　　月　　日

技能実習生の署名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

参考様式第１-20 号（規則第８条第 18 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技　能　実　習　生　の　申　告　書

下記の事項を申告します。

記

日本国における技能実習制度の趣旨が、開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進であることを承知しています。

私の本国である＿＿＿＿＿＿＿＿では修得等が困難である＿＿＿＿＿＿＿＿に係る技能等について修得等をし、技能実習の終了後に帰国した際には、＿＿＿＿＿＿＿＿することにより、本国への技能等の移転に努めたいと考えています。

日本国で技能実習を行うに当たり、私や私と関係のある人が、誰かに保証金を預ける契約を結んでいません。また、今後結ぶ予定もありません。

日本国で技能実習を行うに当たり、私や私と関係のある人が、誰かに金銭などの財産を管理されることとはなっていません。また、今後管理される予定もありません。

日本国で技能実習を行うに当たり、私や私と関係のある人が、誰かと、所定の技能実習を計画どおり修了しなかったなど技能実習に係る契約の不履行があった場合に違約金を支払う契約を結んでいません。また、今後結ぶ予定もありません。

介護福祉士資格等の取得を目的として、日本国で必要な知識等を修得する活動に従事するための経済連携協定（ＥＰＡ）に基づく受入れとは、その趣旨及び目的が異なることを承知しています。（経済連携協定（ＥＰＡ）に基づき、看護師免許又は介護福祉士資格の取得を目的として、本邦において必要な知識及び技能を修得する活動に従事していた者のみ。）

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日

技能実習生の署名　＿＿＿＿＿＿＿＿

参考様式第１-21 号（規則第８条第 19 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
Ｄ・Ｅ・Ｆ

技能実習の準備に関し本国で支払った費用の明細書

１　送出の概要

①技能実習生の氏名	ローマ字											
	漢字											
②取次送出機関の氏名又は名称（送出機関番号又は整理番号を記載すること。）												
	送出機関番号									整理番号				
③実習実施者の氏名又は名称												
④監理団体の名称												

（注意）
①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。

２　取次送出機関が徴収した費用の名目及び額

	名目	徴収年月日	額
1	選考関連費用	年　月　日	（　　円）
2	各種申請手続費用	年　月　日	（　　円）
3	送出機関手数料	年　月　日	（　　円）
4	健康診断料	年　月　日	（　　円）
5	講習費用	年　月　日	（　　円）
6	その他（　　）	年　月　日	（　　円）
7	その他（　　）	年　月　日	（　　円）
8	その他（　　）	年　月　日	（　　円）
			計　（　　円）

（注意）
１　５の「講習費用」については、入国前講習以外の講習費用を記載すること。
２　「その他」の徴収費用については、括弧書きで名目を記載すること。
３　額については、現地通貨又は米ドルで記載し、括弧書きで日本円に換算した金額を記載すること。

３　外国の準備機関が徴収した費用の名目及び額

	徴収した機関の名称（送出における役割）	名目	徴収年月日	額
1	（　　）	教育費	年　月　日	（　　円）
2	（　　）	その他（　　）	年　月　日	（　　円）
3	（　　）	その他（　　）	年　月　日	（　　円）
4	（　　）	その他（　　）	年　月　日	（　　円）
5	（　　）	その他（　　）	年　月　日	（　　円）
				計　　（　　円）

（注意）
1　外国の準備機関には、技能実習生の本国での勤務先、入国前講習を実施する機関など技能実習の準備に関与する一切の機関が含まれる。
2　徴収した機関については、名称のほか、括弧書きで技能実習生の送出において果たした役割を記載すること。
3　「その他」の徴収費用については、括弧書きで名目を記載すること。
4　額については、現地通貨又は米ドルで記載し、括弧書きで日本円に換算した金額を記載すること。

技能実習生から２に記載の金額の費用を徴収し、その内訳について技能実習生に十分に理解させるとともに、送出に関与した他の機関が技能実習生から３に記載の金額の費用を徴収したことを把握しました。また、２及び３に記載の費用以外の費用については、技能実習生が徴収されていないことを確認しました。

年　　月　　日　作成

取次送出機関の氏名又は名称															
送出機関番号											整理番号				
作成責任者　役職・氏名															

取次送出機関及び送出に関与した他の機関に２及び３に記載の金額を支払い、その内訳について理解しました。また、２及び３に記載の費用以外の費用については、徴収されていません。

年　　月　　日　作成

技能実習生の署名　＿＿＿＿＿＿＿＿

参考様式第１-22 号（規則第８条第 20 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技 能 実 習 を 行 わ せ る 理 由 書

申請者（実習実施者）：

①技能実習の内容	職種・作業		コード番号（　　） 職種名（　　）　作業名（　　）
		試験未整備の場合	
		複数実施の場合	コード番号（　　） 職種名（　　）　作業名（　　）
②技能実習を行わせるに至った経緯及び技能実習の必要性			

（注意）
１　①について、移行対象職種・作業である場合には、主務大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。移行対象職種・作業でない第１号技能実習に係る技能実習計画である場合には、コード番号、職種名及び作業名を空欄とし、試験未整備の場合の欄に技能実習の内容が分かるように記載すること。
２　①について、複数の職種及び作業を実施する場合には、技能検定又は技能実習評価試験の合格に係る目標を定めた職種及び作業については、コード番号、職種名及び作業名を記載し、その他の職種及び作業については、複数実施の場合の欄に全てを記載すること。
３　②については、
・　受入れの動機・理由のほかに、修得等をさせる技能等が本国において修得困難であるとする理由、修得等をさせる技能等に係る本国での実習ニーズ及び技能実習生が技能実習を行う必要性
・　企業単独型技能実習の場合には外国にある事業所との関係、団体監理型技能実習の場合には取次送出機関との交渉経緯等
について具体的に記載すること。

参考様式第１-23 号（規則第８条第 21 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
Ｄ・Ｅ・Ｆ

技　能　実　習　生　の　推　薦　状

我が国の送出機関である＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が送り出す、技能実習生

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。

について、日本国の監理団体である＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

を通じて、実習実施者である＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に受け入れられて、＿＿＿＿年＿＿＿＿月

から、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に係る技能実習を行うことについて推薦します。

なお、本推薦状の効力は作成日以降１年間とします。

年　　月　　日　作成

公的機関の名称

作成責任者　役職・氏名　　㊞

（公印）

参考様式第１－24 号（規則第８条第 24 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

優　良　要　件　適　合　申　告　書
（実習実施者）

申請者（実習実施者）：＿＿＿＿＿＿

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 15 条に定める基準を満たすことについて下記のとおり申告します。

記

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>点数</th><th>内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">１技能等の修得等に係る実績</td><td rowspan="3">Ⅰ</td><td rowspan="3">※

点</td><td>① 分母　　計＿＿＿＿名（Ａ＋Ｂ）
Ａ 現行制度
第１号修了者＿＿＿＿名 － やむを得ない不受検者＿＿＿名 ＝＿＿＿＿名
Ｂ 旧制度
第１号修了者＿＿＿＿名 － やむを得ない不受検者＿＿＿名 ＝＿＿＿＿名
※直近３技能実習事業年度（４月１日～翌年３月 31 日）に申請年度は含みません。申請日の属する年度より前の３事業年度に技能実習を修了した者に係る実績を記載すること（以下②③欄も同様）。
□　新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響により、当該年度における実績がなく、更に過去の年度に遡って実績を記載する場合は、左記□にチェックを入れた上で、記載した実績の年度を下記のカッコに記載すること。
（　　年度／　　年度／　　年度）</td></tr>
<tr><td>② 分子　　計＿＿＿＿名（Ａ＋Ｂ）
Ａ 現行制度　計＿＿＿＿名
Ｂ 旧制度　　計＿＿＿＿名</td></tr>
<tr><td>③ 基礎級程度の学科試験及び実技試験の合格率
②＿＿＿＿名 ÷ ①＿＿＿＿名 × 100 ＝ ＿＿＿＿％
※合格率の小数点以下は切り捨てること。</td></tr>
</table>

	Ⅱ	※ 点	① 分母　計＿＿＿＿＿名（A＋B） A 第２号修了者　計＿＿＿＿＿名（a＋b） a 現行制度 第２号修了者＿＿＿名 － やむを得ない不受検者＿＿＿名 ＝＿＿＿＿名 b 旧制度 第２号受検者＿＿＿名 ※旧制度について、平成29年7月1日前の受検者はその全てを含めないことが可能であるが、同日以後の受検者は必ず含めること。 B 第３号修了者＿＿＿名 － やむを得ない不受検者＿＿＿名 ＝＿＿＿＿名 ※直近３技能実習事業年度（４月１日～翌年３月 31 日）に申請年度は含みません。申請日の属する年度より前の３事業年度に技能実習を修了した者に係る実績を記載すること（以下②③欄も同様）。 □ 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響により、当該年度における実績がなく、更に過去の年度に遡って実績を記載する場合は、左記□にチェックを入れた上で、記載した実績の年度を下記のカッコに記載すること。 （　　年度／　　年度／　　年度）
			② 分子　計＿＿＿＿＿名（A＋B） A ３級程度＿＿＿＿＿名（a＋b） a 現行制度　計＿＿＿＿名 b 旧制度　　計＿＿＿＿名 B ２級程度＿＿＿＿＿名
			③ ２級又は３級程度の実技試験の合格率 （②A＋②B×1.5＝＿＿＿名）×1.2 ÷ ①＿＿＿＿名 × 100 ＝ ＿＿＿＿％ ※合格率の小数点以下は切り捨てること。
	Ⅱ ※	点	３級程度の実技試験の合格者　計＿＿＿＿名
	Ⅲ	点	２級又は３級程度の学科試験の合格者　計＿＿＿＿名
	Ⅳ	点	技能検定等の実施への協力の実績（　□有　・　□無　） a　試験の職種名　＿＿＿＿＿＿＿＿ b　試験実施機関名　＿＿＿＿＿＿＿＿ c　協力の概要　＿＿＿＿＿＿＿＿

2 技能実習を行わせる体制	Ⅰ	点	技能実習指導員全員の講習受講（ □有 ・ □無 ） 在籍者＿＿＿＿名 うち、講習受講者＿＿＿＿名 ※講習受講者がいる場合には、講習受講者全員の受講証明書の写し	
	Ⅱ	点	生活指導員全員の講習受講（ □有 ・ □無 ） 在籍者＿＿＿＿名 うち、講習受講者＿＿＿＿名 ※講習受講者がいる場合には、講習受講者全員の受講証明書の写し	
3 技能実習生の待遇	Ⅰ	点	第１号技能実習生の時間当たりの賃金＿＿＿＿円÷最低賃金＿＿＿＿円×100＝＿＿＿％ a 対象とした技能実習生の氏名（ ） b 最低賃金の種類（ □地域別最低賃金 ・ □特定最低賃金 ） ※第１号技能実習生の時間当たりの賃金は、本技能実習事業年度に受け入れている者のうち、賃金の額が最も低いものを記載すること。 ※最低賃金額は、本技能実習事業年度年頭（４月１日）の金額を記載すること。	
	Ⅱ	点	昇給率 ①第２号技能実習への移行時 ＿＿＿＿％ （（Ａ－Ｂ）÷Ｂ×１００） Ａ 第２号技能実習開始時の報酬 円 Ｂ 第１号技能実習開始時の報酬 円 ②第３号技能実習への移行時 ＿＿＿＿％ （（Ｃ－Ｄ）÷Ｄ×１００） Ｃ 第３号技能実習開始時の報酬 円 Ｄ 第２号技能実習開始時の報酬 円	
	Ⅲ	点	① 受け入れている全ての技能実習生の宿泊施設について、本人のみが利用する個室（※）を確保した上で、技能実習責任者の責任の下、感染予防対策の徹底を行っていること ※4.5㎡以上あり、運用要領上の「寝室」の要件を満たすものであって、リビング等の共用部分を除く居室であるものに限る。 （概要） □ これにより技能実習生に新たな金銭的負担が生じていないこと。 ※確認の上、チェックマークを付すこと。	
			② 技能実習生が自らの意思で住居（①における個室が確保されているものに限る。）を選び、自ら賃貸借契約を締結している場合は、技能実習生に対して経済的な補助（賃料の 20%以上の住宅手当の支給等）を行った上で、技能実習責任者の責任の下、感染予防対策の徹底を行っていること （概要） □ これにより技能実習生に新たな金銭的負担が生じていないこと。 ※確認の上、チェックマークを付すこと。	

	小計	点	〔小計の計上方法〕 「３技能実習生の待遇」の項目で加点できる最大点数は、10 点となる。そのため、「Ⅰ」から「Ⅲ」までの各欄の合計が 10 点を超える場合であっても、10 点と記入すること。
４法令違反・問題の発生状況	Ⅰ	※	① 改善命令（　□無　・　□有　） ※有の場合（　年月日　　年　　月　　日 ／ □改善実施・□改善未実施　） ② 旧制度の「改善命令相当の行政指導」（　□無　・　□有　） ※有の場合（　年月日　　年　　月　　日 ／ □改善実施・□改善未実施　）
	Ⅱ	※ 点	失踪者＿＿＿＿＿名　／　受入れ＿＿＿＿＿名　×100＝　＿＿＿＿＿％ ※受入れ数は、過去３年以内において新たに受入れを開始した技能実習生の総数。
	Ⅲ	※ 点	責めによるべき失踪（　□無　・　□有　）
５相談・支援体制	Ⅰ	点	マニュアル等の策定及び関係職員への周知（　□有　・　□無　）
	Ⅱ	点	受入れ中の全ての技能実習生が母国語で相談できる相談員の確保（　□有　・　□無　）
	Ⅲ	点	実習先変更による技能実習生の受入れ（　□無　・　□有　） ※実習先変更により受け入れた技能実習生が１名の場合は、下記項目に記入すること。実習先変更により受け入れた技能実習生が複数いる場合は、各技能実習生の下記項目を整理した一覧表を添付すること（様式自由）。 ※有の場合　技能実習生の氏名（　　） 国籍・地域（　　）　性別（　□男・□女　）　生年月日（　年　月　日） 受入れ年月日（　　年　　月　　日） 実習先変更時の技能実習計画認定番号（　　）
	Ⅳ	点	監理団体を通じた、実習先変更支援のポータルサイトへの登録（　□有　・　□無　）
６地域社会との共生	Ⅰ	点	日本語学習の支援の概要
	Ⅱ	点	Ⅰにおいて、実習実施者が認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用している場合はその概要

	Ⅲ	点	地域社会との交流を行う機会の概要
	Ⅳ	点	日本の文化を学ぶ機会の概要
	小計	点	〔小計の計上方法〕 「６地域社会との共生」の項目で加点できる最大点数は、10 点となる。そのため、「Ⅰ」から「Ⅳ」までの各欄の合計が本項目の最大点数を超える場合であっても、10 点と記入すること。

※本申告書の申請の際は、参考様式第１－24 号別紙「受検技能実習生名簿」を必ず添付すること。

（注意）
１　点数欄に※印が付された項目については、申告の有無にかかわらず、内容欄を記載すること。
２　点数欄は、申告の有無にかかわらず記載し、申告しない項目には、点数表を参照して「０点」、「－５点」等と記載すること。
３　「１技能等の修得等に係る実績」の項目については、「Ⅱ」の欄の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、過去３技能実習事業年度には２号未修了であった者の申請日時点の３級程度の技能検定等の実技試験の合格実績に応じた加点を「Ⅱ※」の点数欄に記載すること。
４　「５相談・支援体制」の項目の「Ⅳ」に関する資料として、ポータルサイトに登録した実習実施者の登録画面を印刷して添付すること。

合計点
点

参考様式第１－24号別紙　　（日本産業規格Ａ列４）

受検・不受検　技能実習生名簿

（　技能検定等　　級　／　□現行制度受検者・□旧制度受検者・□算入対象者なし　）

番号	氏名	性別 国籍 （国又は地域）	生年月日	試験名（職種・作業を含む） 合格年月日	合否・不受検区分	やむを得ない不受検者の技能実習計画認定番号 技能実習実施困難時届出年月日
	（技能実習終了年月：　年　月）	□男・□女	年　月　日	（□旧制度） 年　月　日	□合格（□全部・□学科・□実技） □不合格 □不受検	 年　月　日
	（技能実習終了年月：　年　月）	□男・□女	年　月　日	（□旧制度） 年　月　日	□合格（□全部・□学科・□実技） □不合格 □不受検	 年　月　日
	（技能実習終了年月：　年　月）	□男・□女	年　月　日	（□旧制度） 年　月　日	□合格（□全部・□学科・□実技） □不合格 □不受検	 年　月　日
	（技能実習終了年月：　年　月）	□男・□女	年　月　日	（□旧制度） 年　月　日	□合格（□全部・□学科・□実技） □不合格 □不受検	 年　月　日
	（技能実習終了年月：　年　月）	□男・□女	年　月　日	（□旧制度） 年　月　日	□合格（□全部・□学科・□実技） □不合格 □不受検	 年　月　日
	（技能実習終了年月：　年　月）	□男・□女	年　月　日	（□旧制度） 年　月　日	□合格（□全部・□学科・□実技） □不合格 □不受検	 年　月　日

（注意）

１　本名簿は、受検級ごとに記載すること。また、旧制度の者の場合には、「試験名」欄の「旧制度」を選択すること。

２　合否・不受検区分には、いずれか一つを選択すること。

３　技能検定等の合格時に実習実施者が受け入れていた技能実習生のみが記載対象となることに留意すること。

４　不受検者として記載できる技能実習生は、病気や怪我、実習意欲の喪失やホームシック、行方不明、本国の家族の都合、監理団体許可の取り消し、監理団体の事業上の理由などの実習実施者の責めによらない理由により技能実習を行うことができない場合や、受検に必要な設備を具備する実施機関を見つけられず結果として不受検となった者である。

５　点数表「Ⅱ」の欄の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、「算入対象者なし」を選択し、過去３技能実習事業年度には２号未修了であった者であって、申請日までに３級程度の技能検定等の実技試験に合格した者について記載すること。

参考様式第１-26 号（規則第８条第 26 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ（規則第２条第２号、第３条第２号、第 16 条第１項第２号に適合することを証する書面）

理　　由　　書

出入国在留管理庁長官
厚 生 労 働 大 臣　殿

申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の下記の規定に該当することを関係資料を添えて説明します。

記

□　技能実習生を送り出す外国の公私の機関が、国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関であること（規則第２条第２号）

（　　）

□　申請者が、その相互間に密接な関係を有する複数の法人であること（規則第３条第２号）

（　　）

□　申請者が、規則第 16 条第１項第２号で定める数の企業単独型技能実習生を受け入れた場合においても継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができる体制を有するものであること（規則第 16 条第１項第２号）

（　　）

（注意）
括弧内に各規定に該当する理由を具体的に記載すること。

参考様式第１-27 号（規則第８条第 26 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

Ｄ・Ｅ・Ｆ（規則第 10 条第２項第３号ホに適合することを証する書面）

同　種　業　務　従　事　経　験　等　説　明　書
（団体監理型技能実習）

受け入れようとする技能実習生（候補者を含む。）に関し、下記の事項について説明します。

記

①技能実習生の氏名 ※　複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には、別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。	ローマ字	
	漢字	
	ローマ字	
	漢字	
	ローマ字	
	漢字	
②証明内容	Ａ　□　本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有する場合 →　技能実習生が所属している機関がある場合にあっては外国の所属機関による証明書（参考様式第 1-28 号）を添付（Ｂによる証明の場合は添付不要） →　個人農業者や家族経営の事業に従事していた者等については、地方政府、業界団体等による証明書（参考様式第 1-28 号）を添付（Ｂによる証明の場合は添付不要） Ｂ　□　団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情がある場合 ａ　□　申請者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合 →　申請者又は監理団体と送出国の公的機関との間の技術協力上の必要性を立証する資料を添付 ｂ　□　教育機関において、同種の業務に関連する教育課程を修了している場合（修了見込みの場合も含む。） →　教育機関の概要を明らかにする書面（同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。）を添付（参考様式第 1-33 号） →　技能実習生が当該教育機関において関連する教育課程を修了したことを証明する書面（修了見込みの証明も含む。）を添付 →　実習生が教育機関に在籍したまま技能実習を行う場合は、教育機関と申請者や監理団体及び外国の送出機関との間において締結された協定書の写し又は協定内容証明書（参考様式第 1-32 号）を添付 ｃ　□　申請者が当該技能実習を行わせる必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習生が当該技能実習を本邦で行うために必要な最低限の訓練を受けている場合 →　技能実習生に当該技能実習を行う必要性について具体的に記載させた理由書（技能実習を行わせる理由書（参考様式第 1-22 号））を添付 →　２か月以上の期間かつ 320 時間以上の課程を有し、そのうち１か月以上の期間かつ 160 時間以上の課程が本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識の科目（規則第 10 条第２項第７号ロ(4)）に充てられた入国前講習実施（予定）表（参考様式第 1-29 号）又はこれに相当する訓練の実施（予定）表を添付（参考様式第 1-34 号）	

※　複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。

参考様式第１-28 号（規則第８条第 26 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
Ｄ・Ｅ・Ｆ（規則第 10 条第２項第３号ホに適合することを証する書面）

外 国 の 所 属 機 関 に よ る 証 明 書

（団体監理型技能実習）

技能実習生（候補者を含む。）について、下記の事項を証明します。

記

<table>
<tr><td rowspan="6">①技能実習生の氏名
※　複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には、別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。</td><td>ローマ字</td><td></td><td>所属事業所
所属部署</td><td>（雇用形態：□常勤　□非常勤）</td></tr>
<tr><td>漢字</td><td></td><td>職種</td><td></td></tr>
<tr><td>ローマ字</td><td></td><td>所属事業所
所属部署</td><td>（雇用形態：□常勤　□非常勤）</td></tr>
<tr><td>漢字</td><td></td><td>職種</td><td></td></tr>
<tr><td>ローマ字</td><td></td><td>所属事業所
所属部署</td><td>（雇用形態：□常勤　□非常勤）</td></tr>
<tr><td>漢字</td><td></td><td>職種</td><td></td></tr>
<tr><td>②技能実習の期間中の処遇</td><td colspan="4">□　技能実習生との関係を継続（「現職にとどめる」、「休職とする」など）
□　退職
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>③技能実習の終了後の措置予定</td><td colspan="4">□　復職　（事業所：　　、部署：　　、職種：　　）
□　復職予定なし
□　未定</td></tr>
</table>

（注意）
１　①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
２　個人農業者や家族経営の事業に従事していた者等の場合は、地方政府、業界団体等による証明でも差し支えない。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。また、団体監理型技能実習の準備に関し、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。

年　　月　　日　　作成

外国の所属機関の名称

作成責任者　役職・氏名

参考様式第１-29 号（規則第８条第 26 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

Ａ・Ｄ（規則第 10 条第２項第７号ハに適合することを証する書面）

入国前講習実施（予定）表に関する申請者等の誓約書

入国前講習について、下記に掲げる入国前講習実施（予定）表に従って行った又は行うことを誓約します。

入 国 前 講 習 実 施 （ 予 定 ） 表

１　申請者（企業単独型の場合）又は監理団体（団体監理型の場合）が講習を実施した場合（外部委託を含む。）

	科目（内容）	実施機関の氏名又は名称及び所在地		実施場所（施設名・所在地等）	実施期間	実施時間数
1			外部委託 □有・□無		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
2			外部委託 □有・□無		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
3			外部委託 □有・□無		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
合　計　時　間						時間

（注意）
外部委託の有無については、該当するものに丸印を付すこと。

２　外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が講習を実施した場合

	科目（内容）	実施機関の氏名又は名称、所在地及び種別		実施場所（施設名・所在地等）	実施期間	実施時間数
1			種別 □公的機関 □教育機関 □外国の公私の機関		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
2			種別 □公的機関 □教育機関 □外国の公私の機関		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
3			種別 □公的機関 □教育機関 □外国の公私の機関		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
合　計　時　間						時間

（注意）
１　申請者（企業単独型の場合）又は監理団体（団体監理型の場合）において講習の内容が入国後講習に相当すると認めたものについてのみ記載すること。
２　外国の教育機関とは、現地において正規の教育機関として認定されている学校であって義務教育修了後に入学するものをいうものであること。
３　外国の公私の機関とは、法第２条第２項第１号に規定する外国の公私の機関をいうものであること（企業単独型の場合）。
４　実施機関の種別については、該当する種別に丸印を付すこと。

年　　月　　日

（企業単独型）申請者の氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（団体監理型）監 理 団 体 の 名 称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成責任者　役職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

参考様式第１-30 号（規則第８条第 26 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ（規則第 10 条第４項第２号に適合することを証する書面）

複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる理由書

申請者（実習実施者）：

①技能実習の内容	主たる職種・作業	コード番号（　　） 職種名（　　）　作業名（　　）
	従たる職種・作業	コード番号（　　） 職種名（　　）　作業名（　　）
		コード番号（　　） 職種名（　　）　作業名（　　）
②それぞれの職種及び作業に係る技能等が相互に関連している理由		
③複数の職種及び作業に係る技能実習を行う合理的な理由		

（注意）
①欄には、技能実習計画認定申請書（省令様式第１号）第２面技能実習計画５欄の技能実習の内容と同一の記載とすること。

参考様式第１-31 号　　（日本産業規格Ａ列４）

申　請　取　下　げ　書

年　　月　　日

外国人技能実習機構理事長　殿

提出者（実習実施者名）
（代表者氏名）

下記の申請を取り下げたいので、取下げ書を提出します。

記

１　申　請　日　　年　　月　　日

２　申請の種類　　□　技能実習計画認定申請
□　技能実習計画変更認定申請

３　技能実習生

①	氏名	ローマ字		性別　：　男　・　女
		漢字		国籍（国又は地域）　：
	生年月日		年　月　日（　歳）	
②	氏名	ローマ字		性別　：　男　・　女
		漢字		国籍（国又は地域）　：
	生年月日		年　月　日（　歳）	
③	氏名	ローマ字		性別　：　男　・　女
		漢字		国籍（国又は地域）　：
	生年月日		年　月　日（　歳）	

４　取下げ理由

（注意）
１　申請日は、申請受理票に記載された日付を記載すること。
２　申請の種類は、該当するものにチェックマークを付すこと。
３　技能実習生は、申請を取り下げようとする技能実習計画に係る技能実習生について全て記載すること。

参考様式第１-32 号（規則第８条第 26 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
Ｄ・Ｅ・Ｆ（規則第 10 条第２項第３号ホに適合することを証する書面）

協　定　内　容　証　明　書
（団体監理型技能実習）

教育機関との協定関係について、下記の事項を証明します。

記

①協定締結機関	教育機関名	
	所在地	（電話　　） （E-mail　　）
	機関名	
	所在地	（電話　　） （E-mail　　）
②協定締結日		
③教育課程期間	年　　か月	
④教育内容と技能実習内容	教育内容（　　） 技能実習の内容：①移行対象職種・作業の場合　コード名（　　） 職種名（　　）作業名（　　） ②移行対象職種・作業以外の場合（　　）	
⑤協定に基づいて行う技能実習生への支援内容	実施者	□　教育機関　□　実習実施者　□　監理団体　□外国の送出機関
	内容	□　技能実習終了後の就職支援（外国の送出機関が実施するものを除く。） □　技能実習中の日本語教育の支援 □　技能実習中の各種相談 □　その他（　　）

（注意）
1　教育機関の概要を明らかにする書面（同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。）を添付すること。
2　技能実習生が当該教育機関において関連する教育課程を修了したことを証明する書面（修了見込みの証明も含む。）を添付すること。
3　①欄について、協定締結機関の全てが記載できない場合には、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　⑤欄は、法令上実施することが義務付けられている措置以外の支援内容を記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日　　作成

作成者の種別（□実習実施者　□監理団体）

作成者の名称

作成責任者　役職・氏名

参考様式第１-33 号（規則第８条第 26 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
Ｄ（規則第 10 条第２項第３号ホに適合することを証する書面）

教　育　機　関　の　概　要　書

①機関名	
②代表者の氏名	
③所在地	(電話　　) (E-mail　　)
④設立年月日	年　　月　　日
⑤機関の別	□　大学（学部：　　）　　□　高校 □　職業訓練校　　□　その他（　　）
⑥実施している教育の内容	
⑦上記教育内容と関連する技能実習の職種・作業	

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日　　作成

教育機関の名称

作成責任者　役職・氏名

参考様式第１-34 号（規則第８条第 26 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

Ｄ（規則第 10 条第２項第３号ホに適合することを証する書面）

訓　練　実　施　（　予　定　）　表

	科目（内容）	実施機関の氏名又は名称、所在地及び種別		実施場所 （施設名・所在地等）	実施期間	実施 時間数
1			種別 監理団体 公的機関 教育機関 その他		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
2			種別 監理団体 公的機関 教育機関 その他		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
3			種別 監理団体 公的機関 教育機関 その他		年　月　日 ～ 年　月　日	時間
合　計　時　間						時間

（注意）

１　入国前講習の内容は本表に記載せず、参考様式第１－２９号「入国前講習実施（予定）表に関する申請者等の誓約書」に記載すること。

２　教育機関とは、外国において正規の教育機関として認定されている学校であって義務教育修了後に入学するものをいう。

３　実施機関の種別については、該当する種別に丸印を付すこと。

４　技能実習生が上記科目の訓練をしたことにつき、実施機関が証明する文書を添付すること。

参考様式第１-36 号　　（日本産業規格Ａ列４）

申 請 者 の 役 員 に 関 す る 誓 約 書

申請者の役員のうち、以下のものは、技能実習に関する業務の執行に直接的に関与する役員ではありません。

役員の氏名	

また、当該役員について、下表に掲げる外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第10条第12号に定められている欠格事由に該当する者ではないことを確認しました。当該役員に対して、今後、欠格事由に該当するに至ったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、役員の地位を退く必要があることを説明しています。

年　　月　　日　作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者　役職・氏名

○　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）（抄）

（認定の欠格事由）

第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二　この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

五　心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

六　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

七　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

八　第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

九　第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）

十一　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十二　<u>法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの</u>

十三　（略）

参考様式第 1-37 号（省令様式第２号の「５申請者」欄の別紙）

５申請者	①実習実施者届出受理番号	
	②氏名又は名称	
	③住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
５申請者	①実習実施者届出受理番号	
	②氏名又は名称	
	③住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
５申請者	①実習実施者届出受理番号	
	②氏名又は名称	
	③住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
５申請者	①実習実施者届出受理番号	
	②氏名又は名称	
	③住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
５申請者	①実習実施者届出受理番号	
	②氏名又は名称	
	③住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
５申請者	①実習実施者届出受理番号	
	②氏名又は名称	
	③住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
５申請者	①実習実施者届出受理番号	
	②氏名又は名称	
	③住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）

参考様式第１-38 号（規則第 8 条第 26 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ（規則第 10 条第２項第２号ハ（２）、（３）に規定する業務に適合することを証する書面）

理　　由　　書

年　　月　　日

出入国在留管理庁長官
厚 生 労 働 大 臣　殿

申請者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する、下記の業務に該当することを関係資料を添えて説明します。

記

１　関連業務（規則第 10 条第２項第２号ハ（２））
□　必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であること

（　　）

□　修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務であること

（　　）

２　周辺業務（規則第 10 条第２項第２号ハ（３））
□　必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務（関連業務を除く）であること

（　　）

（注意）
括弧内に各規定に該当する理由を具体的に記載すること。

参考様式第１-39 号　　（日本産業規格Ａ列４）
Ｄ・Ｅ・Ｆ

技能実習生の個人情報の取り扱いに係る同意書

外国人技能実習機構　理事長　殿

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 19 条第１項又は同法第 33 条第１項の規定に基づき「技能実習実施困難時届出書」を提出した当該技能実習生に係る情報に関し、雇用保険制度における失業等給付に係る事務において必要となることもあることから、その必要が生じた場合に当該技能実習生に技能実習を行わせていた実習実施者の所在地を管轄する都道府県労働局及び公共職業安定所に連絡することについて、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成十五年法律第五十九号）第９条第２項第１号に基づき同意します。

署 名 年 月 日：　　年　　月　　日
技能実習生の署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

参考様式第１-40 号　　（日本産業規格Ａ列４）

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技能実習期間満了前の帰国についての申告書

下記の事項を申告します。

記

私は、帰国便都合・技能実習期間の末日が休日であること・その他（　　）（※１）により、　　年　　月　　日までの技能実習期間満了前の　　年　　月　　日に帰国することを了承しました。

私は、このことについて、監理団体または実習実施者（※２）（氏名：　　）から十分な説明を受けました。

今般、技能実習期間満了前に帰国することについては、私の意に反するものではありません。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日

技能実習生の署名　　

※１　技能実習期間前に帰国する理由に該当するものに○をつけること。また、その他に○をした場合には、理由を記載すること。

※２　意に反して帰国する必要のないことについての説明をした方に○をすること。また、説明者の氏名を記載すること。

参考様式第１-41 号　　（日本産業規格Ａ列４）
Ａ・Ｂ・Ｄ・Ｅ

技能実習期間満了前の移行についての申告書

下記の事項を申告します。

記

私は、技能実習期間の末日が休日であること・その他（　　）（※１）により、　　年　　月　　日までの技能実習期間満了前の　　年　　月　　日に次段階の技能実習に移行することを了承しました。

私は、技能実習期間満了前に次段階の技能実習に移行することにより、全体の技能実習期間が短くなることについて、監理団体または実習実施者（※２）（氏名：　　）から十分な説明を受けました。

今般、技能実習期間を短縮することについては、私の意に反するものではありません。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日

技能実習生の署名　　

※１　技能実習期間前に移行する理由に該当するものに〇をつけること。また、その他に〇をした場合には、理由を記載すること。

※２　早期移行により、全体の技能実習期間が短くなることについての説明をした方に〇をすること。また、説明者の氏名を記載すること。

参考様式第１－42 号　　（日本産業規格Ａ列４）
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書

下記の事項を申告します。

記

１　私は、現在、

□　妊娠

□　子を出産

しています。

２　私は、監理団体・実習実施者の役職員である（※）（氏名：　　）から、

□　日本では、妊娠等を理由に解雇や不利益取扱いをすることが禁止されていること

□　妊娠中の女性労働者は以下のことが請求できること

①　他の軽易な業務に転換すること（妊娠中のみ）

②　１週間又は１日の労働時間が法定時間を超えないこと（妊産婦）

③　時間外労働、休日労働又は深夜業をしないこと（妊産婦）

□　妊娠中の女性労働者は以下の期間、休業ができ、休業期間中は加入している健康保険から出産手当金（休業開始前の賃金の６７％相当額）が支給される可能性があること

①　本人の請求により、出産予定日前の６週間（多胎妊娠の場合は１４週間）

②　就業させてはならない期間として出産後の８週間（ただし、産後６週間経過後に、本人が請求し、医師が支障のないと認めた業務に就くことは可能）

□　子供が１歳（一定の場合は最長２歳）になるまでの期間、男女労働者が育児休業を取得することができ、休業期間中が加入している雇用保険から育児休業給付金（はじめの６か月は休業開始前の賃金の６７％相当額、その後は５０％相当額）が支給される可能性があること

□　技能実習を中断し、帰国した場合でも、監理団体や送出機関の支援を受けながら、再度入国して技能実習を再開することができること

□　技能実習の再開は、外国人技能実習機構などで手続が必要であること

について、十分説明を受けました。

３　私は、上記２の説明を受け、以下の理由から、＿＿＿＿年＿＿月＿＿日までの技能実習期間満了前の＿＿＿＿年＿＿月＿＿日に帰国することを決めました。

４　現時点で、帰国して出産などをした後の予定は

□　日本に戻って技能実習を再開したい（再開予定時期：＿＿＿年＿＿月頃）

□　日本で技能実習を再開する意思はない

□　分からない

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日

技能実習生の署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　意に反して帰国する必要のないことについての説明をした方に○をすること。また、説明者の氏名を記載すること。

（監理団体代表者名、企業単独型実習実施者の場合にあっては実習実施者代表者名）　殿

提出者

（注意）技能実習生が自筆で母国語により記載することが必要です。
理由部分には日本語訳を添付すること。

参考様式第１-43 号　　（日本産業規格Ａ列４）
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

意思確認書面

下記の事項を申告します。

記

私は、以下の理由により、＿＿＿＿年＿＿月＿＿日までの技能実習期間満了前の＿＿＿＿年＿＿月＿＿日に帰国することを了承しました。

私は、このことについて、意思に反して帰国する必要はない旨、監理団体または実習実施者（※）（氏名：　　）から十分な説明を受けました。

今般、技能実習期間満了前に帰国することについては、私の意に反するものではありません。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日

技能実習生の署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

実習実施者の署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　意に反して帰国する必要のないことについての説明をした方に〇をすること。また、説明者の氏名を記載すること。

（注意）・技能実習生自身が自筆で母国語により記載することが必要です。
・理由部分は日本語訳を添付すること。
・技能実習生の実情によって適宜理由を明らかにする資料を添付すること。

参考様式第１-44 号
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

実習先変更希望の申出書

下記のとおり、現在の実習実施者での技能実習を続けることができない事情があるため、是正を求めるとともに、実習先変更の希望を申し出ます。

記

<table>
<tr><td rowspan="2">実習実施者又は監理団体への相談状況</td><td>相談時期（※１）</td><td colspan="2">相談した人（※２）</td><td>相談結果（※３）</td></tr>
<tr><td>＿＿年＿月＿日</td><td colspan="2">監理団体／実習実施者
氏　名</td><td>□　対応してくれない
□　対応が不十分</td></tr>
<tr><td>技能実習を続けることができない事情</td><td colspan="4">別紙のとおり</td></tr>
</table>

（※１）監理団体又は実習実施者に最初に相談した日を記載してください。相談を行っていない場合は記入不要です。
（※２）監理団体又は実習実施者を〇で囲み、相談した人の氏名を記載してください。
（※３）該当欄に✔を付けてください。

年　　月　　日

技能実習生（申出者）の署名

申出書を受領しました。

年　　月　　日

受領者の署名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

監理団体（又は実習実施者）名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
役職名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

別　紙

技能実習を続けることができない事情として、あなたに該当する事情を選んで該当欄に✔を付けた上で、その事情を次頁に具体的に記入してください（複数選択可）。

番号		現在の実習実施者での技能実習を続けることができない事情	該当
1		実習先から、クビだ、などと解雇する旨を告げられた。	
2		退職合意書にサインするなど、実習先と雇用契約を解除する旨の合意をした。	
3		実習先が重大悪質な法令違反行為を行った。 ※　具体的に該当するものを 3-1～3-6 から全て選んでください。少しでも法令違反があれば必ず転籍できるというわけではなく、法令違反の態様が重大・悪質と認められる場合に転籍できることに注意してください。	
	3-1	認定計画に記載された作業と異なる作業をした、認定計画に記載された作業時間と大きく異なる時間働いた、実習先とは異なる会社や人の指示の下で働いたなど、認定計画と大きく異なる実習をした。	
	3-2	多額の未払い賃金がある。	
	3-3	時間外労働に対して安い賃金しか支払わない約束をした、製品を１個作るごとに賃金を支払う約束をしたなど、認定計画と異なる契約をした。	
	3-4	賃金から監理費を控除された、在留カードやパスポート、スマホを取り上げられた、失踪したら罰金を支払う約束をさせられたなど、技能実習法に違反する行為をされた。	
	3-5	長時間の時間外労働や休日労働をさせられた、危険な作業にもかかわらず危険を防止する措置がとられなかったなど、労働基準関係法令に違反する行為をされた。	
	3-6	その他重大悪質な法令違反行為	
4		私が暴行、暴言、嫌がらせをされた、私の同僚が人権侵害を受け、私も怖い思いをしたなど、人権を侵害された。	
5		実習先と交わした「雇用契約書及び雇用条件書」や「技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書」で示されている労働条件や待遇と、実際の労働条件や待遇が違っている。 ※　具体的に違いが生じている労働条件や待遇を 5-1～5-7 から全て選んでください。労働条件や待遇が少しでも違っていれば必ず転籍できるわけではなく、実習先がその違いを是正しないなど、その違いが重大悪質と認められる場合に転籍できることに注意してください。	
	5-1	就業（技能実習）の場所、従事する業務（職種及び作業）の内容に関すること	
	5-2	休憩時間や所定労働時間、時間外労働の有無など、労働時間に関すること	
	5-3	休日となる日や、有給休暇の日数など、休日・休暇に関すること	
	5-4	基本賃金や諸手当、時間外労働の割増賃金率、賃金支払日、昇給、賞与、休業手当、賃金からの控除項目、１か月あたりの支払い概算額など、賃金に関すること	
	5-5	宿泊施設の広さ、場所、負担額など、宿泊施設に関すること	
	5-6	入国後講習中の手当、食費、居住費など、入国後講習中の待遇に関すること	
	5-7	その他の労働条件や待遇	
6		雇用契約締結時に雇用契約書や雇用条件書が交付されていない、又は雇用条件や待遇について母国語で説明を受けていない。	
7		現在の実習先で技能実習を続けることができないその他の事情がある。 （例）実習先で取り扱う食品等に対するアレルギーを発症した場合	

選んだ番号の事情を、できるだけ具体的に記載してください。

（例）

3-2・5-4：○月頃から賃金が支払われなくなり、現在○円くらいの賃金が支払われていない。

4：○月○日頃、○○をした際、○○から頭を叩かれた。

5-3：○月○日頃、有給休暇を申請したのに、取得させてくれない。

参考様式第１-45 号
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

実習先変更希望の申出に係る対応通知書

技能実習生（申出者）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿

監理団体（又は企業単独型実習実施者）名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あなたから、＿＿＿＿年＿＿月＿＿日 付けで申出のあった実習先変更希望の申出について、下記のとおり必要な調査を行い、対応を決定したので通知します。

記

１　調査の内容

※　やむを得ない事情の有無を判断するために行った調査を具体的に記載すること。

２　決定の内容

※　決定内容に応じて、□部分に☑を記載すること。

□　実習先変更に係る連絡調整を開始する。

□　実習先変更に係る連絡調整を開始しない。

（開始しない理由）

□　あなたが申し出た技能実習を続けることができない事情は、存在しないと認められたため。

□　あなたが申し出た技能実習を続けることができない事情は、転籍を認め得るやむを得ない事情には当たらないと認められたため。

□　あなたが申し出た技能実習を続けることができない事情が存在したものの、当該事情が是正されたことで、転籍を認め得るやむを得ない事情には当たらないと認められたため。

□　その他（　　）

３　留意事項

上記２の決定に不服がある場合には、外国人技能実習機構に相談を行うことが可能です。

通知を受領しました。

年　　月　　日

技能実習生（申出者）の署名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第１-46 号
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

行方不明が判明した際の状況説明書

提出者（監理団体名又は実習実施者名）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

行方不明となった技能実習生に係る直近３か月分の技能実習日誌等は別添のとおりです。
行方不明が判明した際の状況について、以下のとおりです。

１　「行方不明者」の技能実習計画認定番号　　認＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	
２　行方不明時点における「行方不明者」の実習実施場所名称及び所在地 （一時的に作業を行う受注現場や出張先で行方不明が発生した場合であっても、行方不明者が直近で作業を行っていた場所を記載してください。） 実習実施場所（事業所等）名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 実習実施場所所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	
３　「行方不明者」に関する直近３か月分※の作業内容及び報酬（賃金）の支払状況等が確認できる書類の写し（添付した書類名の□に✓を付してください。） ※賃金支払日など、月次の締日の途中で行方不明が生じた場合は、直近満３か月分が確認できるよう提出してください。	
作業内容及び実習時間	□ 認定計画の履行状況に係る管理簿 □ 技能実習日誌 □ 出勤簿・タイムカード（実習日誌以外に実習（労働）時間を記録したもの）
報酬（賃金）の支払状況	□ 賃金台帳 □ 預貯金口座へ賃金を振込した記録・振込依頼書控 □ 報酬支払証明書（現金手渡しの場合に技能実習生の受領署名があるもの）
４　「行方不明者」に関する手がかり	
（１）最後に行方不明者の所在を確認した状況	ア　日　時　＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日＿＿＿時頃 イ　確認者　□監理団体職員　□実習実施者職員　□他の技能実習生 □その他（　　） ウ　確認した場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（２）行方不明となった原因	ア　行方不明となった原因として考えられる事情 ①□ 実習先での事情　②□ 実習先以外での事情　③□ 分からない ②上記で①又は②を選択☑した場合、考えられる事情の詳細 （　　）

(3)ブローカーの関与状況	ア　行方不明者に対して他の仕事に勧誘する者がいたか □いた（可能性を含む）　□いない・分からない イ　上記アで「いた」を選択☑した場合、得ている情報の詳細 （　　）
(4)行方不明者の行き先に係る情報	ア　行方不明者の行き先について、情報を得ているか □得ている（思い当たる場合を含む）　□いいえ・分からない イ　上記アで「得ている」を選択☑した場合、得ている情報の詳細 （　　）

参考様式第２－１号（規則第 27 条第１項第３号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

申　請　者　の　概　要　書

１　申請者の概要

①許可番号	
（ふりがな） ②名称 （英語表記）	 （　　）
③団体の構成	□　単一業種の団体 □　異業種の団体
④設立の年月日	年　　月　　日
⑤許認可等を受けた行政庁	
⑥常勤職員数	合計　　人 （うち技能実習の実習監理に関与する常勤職員数　　人　）
⑦実習実施者に対する監査に関与する職員数	合計　　人
⑧団体に加入・加盟している会員又は組合員数	
⑨団体の監理の下、技能実習生の受入れを行っている会員又は組合員数	
⑩ホームページのＵＲＬ	
⑪労働保険番号	

（注意）
1　①は、この申請を行うまでに、既に監理団体の許可を得ている者については記載すること。
2　⑥は、外国にある事業所に所属する常勤の職員（役員を含む。）を除いた法人全体の職員数を記載すること。
3　⑨は、この申請を行うまでに、既に監理団体の許可を得て技能実習生の受入れを行っている場合に記載すること。また、旧制度（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行前の出入国管理及び難民認定法及びその関係法令に基づく技能実習制度）に基づき技能実習生の受入れを行っている場合には、その数を記載すること。
4　⑩は、ホームページを有している場合には、必ず記載すること。
5　⑪は、申請者が労働保険の成立手続を行い、労働保険番号を有している場合には、必ず記載すること。

2　監理事業の実績

<table>
<tr><td rowspan="5">①これまでの技能実習生の受入れ実績（旧制度による受入れを含む。）</td><td colspan="2">国籍（国又は地域）：　　人数：</td><td colspan="2">国籍（国又は地域）：　　人数：</td></tr>
<tr><td colspan="2">国籍（国又は地域）：　　人数：</td><td colspan="2">国籍（国又は地域）：　　人数：</td></tr>
<tr><td colspan="2">国籍（国又は地域）：　　人数：</td><td colspan="2">国籍（国又は地域）：　　人数：</td></tr>
<tr><td colspan="2">国籍（国又は地域）：　　人数：</td><td colspan="2">国籍（国又は地域）：　　人数：</td></tr>
<tr><td colspan="2">国籍（国又は地域）：　　人数：</td><td colspan="2">国籍（国又は地域）：　　人数：</td></tr>
<tr><td rowspan="3">②現在受け入れている技能実習生の数</td><td rowspan="3">団体監理型</td><td>第１号</td><td colspan="2">人　（うち旧制度　　人）</td></tr>
<tr><td>第２号</td><td colspan="2">人　（うち旧制度　　人）</td></tr>
<tr><td>第３号</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">③直近３年の技能実習事業年度における受入れ総数</td><td colspan="2">直近１年</td><td colspan="2">人　（うち旧制度　　人）</td></tr>
<tr><td colspan="2">直近２年</td><td colspan="2">人　（うち旧制度　　人）</td></tr>
<tr><td colspan="2">直近３年</td><td colspan="2">人　（うち旧制度　　人）</td></tr>
<tr><td rowspan="9">④直近３年の技能実習事業年度における中途帰国者数</td><td rowspan="3">直近１年</td><td>第１号</td><td colspan="2">人　（うち旧制度　　人）</td></tr>
<tr><td>第２号</td><td colspan="2">人　（うち旧制度　　人）</td></tr>
<tr><td>第３号</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">直近２年</td><td>第１号</td><td colspan="2">人　（うち旧制度　　人）</td></tr>
<tr><td>第２号</td><td colspan="2">人　（うち旧制度　　人）</td></tr>
<tr><td>第３号</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">直近３年</td><td>第１号</td><td colspan="2">人　（うち旧制度　　人）</td></tr>
<tr><td>第２号</td><td colspan="2">人　（うち旧制度　　人）</td></tr>
<tr><td>第３号</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="10">⑤直近３年の技能実習事業年度における行方不明者数</td><td rowspan="3">直近１年</td><td>第１号</td><td colspan="2">人　（うち旧制度　　人）</td></tr>
<tr><td>第２号</td><td colspan="2">人　（うち旧制度　　人）</td></tr>
<tr><td>第３号</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">直近２年</td><td>第１号</td><td colspan="2">人　（うち旧制度　　人）</td></tr>
<tr><td>第２号</td><td colspan="2">人　（うち旧制度　　人）</td></tr>
<tr><td>第３号</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">直近３年</td><td>第１号</td><td colspan="2">人　（うち旧制度　　人）</td></tr>
<tr><td>第２号</td><td colspan="2">人　（うち旧制度　　人）</td></tr>
<tr><td>第３号</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注意）
1　申請日を起算日として記載すること。
2　事業所単位ではなく、法人全体の人数を記載すること。
3　旧制度とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行前の出入国管理及び難民認定法及びその関係法令に基づく技能実習制度をいう。
4　①は、申請日において受け入れている技能実習生を含んだ人数を記載すること。
5　③から⑤までのうち「直近２年」の欄には直近１年の数を除いた数を、「直近３年」の欄には直近１年及び直近２年の数を除いた数を、それぞれ記載すること。
6　⑤について、行方不明者がある場合には、行方不明年月日欄に、時系列順に、技能実習生の段階が分かるように記載すること。

3　相談応需、助言その他の援助に係る措置

①対応可能言語	言語	語	語	語	語
	確保手法	□　常駐 □　個別に対応 □　その他 （　　）	□　常駐 □　個別に対応 □　その他 （　　）	□　常駐 □　個別に対応 □　その他 （　　）	□　常駐 □　個別に対応 □　その他 （　　）
	備考				
②その他の援助に係る措置					

（注意）
1　①は、対応する言語について記載すること。確保手法の欄は、団体の職員に当該言語を用いることができる者がいるときは「常駐」を、対応が必要となった都度、派遣等を受ける場合は「個別に対応」を、他の手段の場合は「その他」を選択し、その他を選択した場合は確保の方法を記載すること。また、備考の欄は、当該言語を扱うことができる旨を証明する対応者が有する資格等を具体的に記載すること。
2　②は、対応可能言語以外に、特記すべき事項があれば記載すること。

4　その他特記事項

（注意）
入国後講習を実施する施設を確保している場合は、講習実施施設の施設名、所在地、連絡先を記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日　作成

申請者の名称

作成責任者　役職・氏名

参考様式第２－２号（規則第 27 条第１項第６号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

申　請　者　の　誓　約　書

下記の事項を誓約します。
※誓約事項の各項目を確認の上、□部分に☑を記載すること。

記

【誓約事項】

□１　技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をすることは、決していたしません。

□２　保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。

□３　技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、実習実施者又は外国の送出機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。

□４　技能実習生に対して、暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為を行うことは、決していたしません。

□５　入国後講習の期間中に技能実習生を業務に従事させることは、決していたしません。

□６　技能実習計画と反する内容の取決めをしたことはありませんし、今後も決していたしません。

□７　団体監理型技能実習生等その他の関係者から、いかなる名義でも、手数料又は報酬を受けることはありません。監理費を徴収する場合には、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。

□８　不正に技能実習計画の認定を受けさせる目的、不正に監理団体の許可を受ける目的、その他出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的等で、偽変造文書等を行使したり提供したりすることは、決していたしません。

□９　技能実習生の帰国旅費（第３号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。

□10　団体監理型技能実習実施者が、技能実習生が、婚姻、妊娠、出産した場合に、解雇その他不利益な取扱いをしないよう、実習監理を行います。

□11　外国人技能実習機構が行う実地検査に協力いたします。

□12　上記のほか、法第 39 条第３項の主務省令で定める基準に従って業務を実施するとともに、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構に報告します。

年　　月　　日　作成

申請者の名称

代表者氏名

参考様式第２－３号(規則第 27 条第１項第７号関係)　　(日本産業規格Ａ列４)

申　請　者　の　役　員　の　履　歴　書

(ふりがな) ①氏名		②性別	男　・　女
		③生年月日	年　　月　　日
④国籍(国又は地域)			
⑤住所	〒　　－ (電話　　―　　―　　)		
⑥勤務先			
⑦勤務先住所	〒　　－ (電話　　―　　―　　)		
⑧役職名			

⑨学歴・職歴	年	月	最終学歴・主たる職歴

⑩資格・免許	
⑪監理事業に従事した経歴(他の監理団体におけるものも含む。)	
⑫技能実習への関与歴	
⑬技能実習に係る講習の受講歴	

(注意)
⑬は、講習を受講したことを証する書類を添付すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日　作成

申請者の名称

作成責任者　役職・氏名

参考様式第２－４号(規則第 27 条第１項第８号関係)　　（日本産業規格Ａ列４）

監　理　責　任　者　の　履　歴　書

（ふりがな） ①氏名		②性別	男　・　女
		③生年月日	年　　月　　日
④国籍（国又は地域）			
⑤住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）		
⑥勤務先			
⑦勤務先住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）		
⑧役職名			

⑨学歴・職歴	年	月	最終学歴・主たる職歴

⑩資格・免許	
⑪技能実習に係る監理・指導等の経歴	
⑫技能実習に係る講習の受講歴	

（注意）
⑫は、講習を受講したことを証する書類を添付すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日　　作成

申請者の名称

作成責任者　役職・氏名

参考様式第２－５号（規則第 27 条第１項第８号関係）　（日本産業規格Ａ列４）

監理責任者の就任承諾書及び誓約書

次に記載する申請者の事業所における監理責任者に就任することを承諾するとともに、監理責任者が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

申請者（監理団体）の氏名又は名称	
監理事業所の名称	
監理事業所の所在地	

記

【任務】

１　以下に関する事項を統括管理すること。

(1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備

(2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整

(3) 団体監理型技能実習生の保護

(4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理

(5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること

(6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

【誓約事項】

１　保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。

２　技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、実習実施者又は外国の送出機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。

３　実習監理を行う団体監理型実習実施者又はその役職員を兼務するなど規則第 53 条第３項各号に掲げる者に該当するときは、当該団体監理型実習実施者に対する実習監理には関与しません。

４　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 40 条第２項に定められている欠格事由に該当する者ではありません。今後該当するに至ったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、監理責任者の地位を退きます。

５　監理責任者となり得ない者に代わって監理責任者に就任するものではなく、他の者に名義を貸与することはありません。

６　監理責任者として職務を全うする上で支障がない健康状態です。今後健康上の支障が生じた場合には、直ちに申請者に申告するとともに、監理責任者の地位を退きます。

年　　月　　日　作成

監理責任者の氏名

参考様式第２－６号(規則第 27 条第１項第９号関係)　　（日本産業規格Ａ列４）

外　部　監　査　人　の　概　要　書

１法人の場合	（ふりがな） ①名称			
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）		
	③代表者の氏名			
	（ふりがな） ④監査実施責任者の氏名		役職名	
２個人の場合	（ふりがな） ①氏名			
	②住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）		
	③国籍（国又は地域）			
	④勤務先			
	⑤勤務先住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）		
	⑥役職名			
	⑦資格・免許			
３技能実習への関与歴				
４技能実習に係る講習の受講歴				
５申請者以外の監理団体との関係				

（注意）
４欄は、講習を受講したことを証する書類を添付すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日　作成

外部監査人の氏名又は名称

作成責任者　役職・氏名

参考様式第２－７号(規則第 27 条第１項第９号関係)　　（日本産業規格Ａ列４）

外部監査人の就任承諾書及び誓約書

次に記載する申請者の外部監査人に就任することを承諾するとともに、外部監査人が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

申請者（監理団体）の氏名又は名称	

記

【任務】

１　団体監理型実習実施者に対する監査その他の申請者の業務が適正に行われているかどうかについて、３か月に１回以上の頻度で定期に確認し、その結果を記載した書類を申請者に提出すること。

２　申請者が行う監査に１年に１回以上同行することにより確認し、その結果を記載した書類を申請者に提出すること。

【誓約事項】

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 30 条第４項及び第５項のいずれにも該当する者です。今後いずれかに該当しなくなったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、外部監査人の地位を退きます。

年　　月　　日　作成

外部監査人の氏名又は名称

参考様式第２－８号（規則第 27 条第１項第 10 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

指定外部役員の就任承諾書及び誓約書

次に記載する申請者の指定外部役員に就任することを承諾するとともに、指定外部役員が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

申請者（監理団体）の氏名又は名称	

記

【任務】

団体監理型実習実施者に対する監理事業が適正に行われているかどうかについて、３か月に１回以上の頻度で定期に確認し、その結果を記載した書類を作成すること。

【誓約事項】

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 30 条第１項及び第２項のいずれにも該当する者です。今後いずれかに該当しなくなったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、指定外部役員の地位を退きます。

年　　月　　日　作成

指定外部役員の氏名

参考様式第２－９号（規則第 27 条第１項第 11 号イ関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

※　整理番号	

外　国　の　送　出　機　関　の　概　要　書

①機関名		
②代表者の氏名		
③所在地	（電話　　） （E-mail　　）	
④設立年月日	年　　月　　日	
⑤業種及び主要業務		
⑥資本金	（　　円）	
⑦売上げ（直近年度）	（　　円）	
⑧常勤職員数	人	
⑨管理者名		
⑩日本国内における連絡先等	Ⅰ氏名又は名称	
	Ⅱ住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	Ⅲ代表者の氏名（法人の場合）	
	Ⅳ職員数	

（注意）
１　※印欄には、記載しないこと。
２　⑥及び⑦は、現地通貨又は米ドルで記載し、括弧書きで日本円に換算した金額を記載すること。
３　⑨は、技能実習に関する事業の実施責任者について記載すること。
４　⑩は、日本国内に事務所がある場合等に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日　　作成

外国の送出機関の氏名又は名称

作成責任者　役職・氏名

参考様式第２-10 号（規則第 27 条第１項第 11 号ニ関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

外国の送出機関が徴収する費用明細書

外国の送出機関が徴収する費用

	名目	徴収時期	額及びその算出方法
1			（　　円）
2			（　　円）
3			（　　円）
4			（　　円）
5			（　　円）
			計　　（　　円）

（注意）
1　額については、現地通貨又は米ドルで記載し、括弧書きで日本円に換算した金額を記載すること。
2　技能実習生ごとに額が異なる等の理由により、額を記載することができないときは、額の算出方法について記載を行うこと。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。また、技能実習生から上記記載の金額の費用を徴収する場合には、その内訳について技能実習生に十分に理解させます。

年　　月　　日　作成

外国の送出機関の氏名又は名称

作成責任者　役職・氏名

参考様式第２-11 号（規則第 27 条第１項第 11 号ホ関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

監理団体の許可に関する外国の送出機関の誓約書

次の監理団体に団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを行うに当たり、下記の事項を誓約します。

申請者（監理団体）の名称	

記

【誓約事項】

１　団体監理型技能実習生の本邦への送出しに関する事業を実施する事業所が存在する国又は地域の公的機関から団体監理型技能実習の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けています。

２　制度の趣旨を理解して団体監理型技能実習を行おうとする者のみを適切に選定し、本邦へ送出しを行います。

３　団体監理型技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について団体監理型技能実習生等に対して明示し、十分に理解させます。

４　団体監理型技能実習を修了して帰国した者が修得等をした技能等を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行います。

５　団体監理型技能実習を修了して帰国した者による技能等の移転の状況等について法務大臣及び厚生労働大臣又は機構が行う調査に協力することその他法務大臣及び厚生労働大臣又は機構からの技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する要請に応じます。

６　当機関又はその役員が禁錮以上の刑（これに相当する外国法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者ではありません。

７　団体監理型技能実習生の本邦への送出しに関する事業を実施する事業所が存在する国又は地域の法令に従って技能実習に関する事業を行います。

８　当機関又はその役員は、過去５年以内に技能実習に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の社会生活において密接な関係を有する者の財産を管理することはしていませんし、今後も決していたしません。

９　当機関又はその役員は、過去５年以内に技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結することはしていませんし、今後も決していたしません。

10　当機関又はその役員は、過去５年以内に団体監理型技能実習生等に対する暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為をしていませんし、今後も決していたしません。

11　当機関又はその役員は、過去５年以内に不正に技能実習計画の認定を受けさせる目的、不正に監理団体の許可を受けさせる目的、その他出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的等で、偽変造文書等を行使したり提供したりすることはしていませんし、今後も決していたしません。

12　団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを行うに当たり、団体監理型技能実習生等又はその親族その他の社会生活において密接な関係を有する者が、技能実習に関連して、上記８及び９の行為を受けていないことについて、団体監理型技能実習生になろうとする者から確認します。

13　1から12までに掲げるもののほか、団体監理型技能実習の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有することを約します。

年　　月　　日　作成

外国の送出機関の氏名又は名称

作成責任者　役職・氏名

参考様式第２-12 号（規則第 27 条第１項第 11 号ヘ関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

外 国 の 送 出 機 関 の 推 薦 状

我が国の送出機関である＿＿＿

参考様式第２-13 号（規則第 27 条第１項第 12 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

技 能 実 習 計 画 作 成 指 導 者 の 履 歴 書

（ふりがな） ①氏名		②性別	男　・　女
		③生年月日	年　　月　　日
④住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）		
⑤勤務先			
⑥勤務先住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）		
⑦役職名			

⑧学歴・職歴	年	月	最終学歴・主たる職歴

⑨資格・免許	
⑩作成指導を行うこととなる取扱職種についての経験年数	
⑪作成指導を行うこととなる取扱職種に係る旧制度における技能実習計画作成経験	

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日　　作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者　役職・氏名

参考様式第２－14 号（規則第 27 条第１項第 13 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

優　良　要　件　適　合　申　告　書
（監　理　団　体）

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 31 条に定める基準を満たすことについて申告します。

記

項目		点数	内容
１団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	Ⅰ	点	マニュアル等の策定及び監査担当職員への周知　（　□有　・　□無　）
	Ⅱ	点	実習監理を行う実習実施者＿＿実習実施者÷ 監理事業に関与する常勤の役職員＿＿名 ＝　＿＿＿＿＿＿＿＿（小数点第２位以下切捨て）
	Ⅲ	点	監理団体の役職員（監理責任者及び指定外部役員を除く、監査担当者）の講習受講割合 講習受講者＿＿＿名 ÷ 役職員＿＿＿名 × 100 ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿％ ※講習受講者がいる場合には、講習受講者名簿（別紙１）を添付すること。
	Ⅳ	点	① 技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること　（　□有　・　□無　） ② ①の支援の概要
	Ⅴ	点	帰国後の技能実習生のフォローアップ調査への協力の意志の有無（　□有　・　□無　）
	Ⅵ	点	技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国で行っている事前面接の概要
	Ⅶ	点	帰国後の技能実習生に関し、送出機関と提携して行っている就職先の把握の概要

<table>
<tr><td rowspan="3">2
技能等の修得等に係る実績</td><td rowspan="3">Ⅰ</td><td rowspan="3">※

点</td><td>① 分母　　計　　名（A＋B）
A 現行制度
第１号修了者　　名 － やむを得ない不受検者　　名 ＝　　名
B 旧制度
第１号修了者　　名 － やむを得ない不受検者　　名 ＝　　名
※やむを得ない不受検者がある場合には、A及びBそれぞれについて、やむを得ない不受検者名簿（別紙3）を添付すること。
□　新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響により、当該年度における実績がなく、更に過去の年度に遡って実績を記載する場合は、左記□にチェックを入れた上で、記載した実績の年度を下記のカッコに記載すること。
（　　年度／　　年度／　　年度）</td></tr>
<tr><td>② 分子　　計　　名（A＋B）
A 現行制度　計　　名（受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること）
B 旧制度　　計　　名（受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること）</td></tr>
<tr><td>③ 基礎級程度の学科試験及び実技試験の合格率
②　　名 ÷ ①　　名 × 100 ＝　　%
※合格率の小数点以下は切り捨てること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅱ</td><td rowspan="3">※

点</td><td>① 分母　計　　名（A＋B）
A 第２号修了者　計　　名（ａ＋ｂ）
ａ　現行制度
第２号修了者　　名 － やむを得ない不受検者　　名 ＝　　名
ｂ　旧制度
第２号受検者　　名
※旧制度について、平成29年7月1日前の受検者はその全てを含めないことが可能であるが、同日以後の受検実績は必ず含めること。
B 第３号修了者数　　名 － やむを得ない不受検者　　名 ＝　　名
※やむを得ない不受検者がある場合には、A及びBそれぞれについて、やむを得ない不受検者名簿（別紙3）を添付すること。
□　新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響により、当該年度における実績がなく、更に過去の年度に遡って実績を記載する場合は、左記□にチェックを入れた上で、記載した実績の年度を下記のカッコに記載すること。
（　　年度／　　年度／　　年度）</td></tr>
<tr><td>② 分子　計　　名（A＋B）
A ３級程度　　名（ａ＋ｂ）
ａ　現行制度　計　　名（受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること）
ｂ　旧制度　　計　　名（受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること）
B ２級程度　　名（受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること）</td></tr>
</table>

			③ ２級又は３級程度の合格率 （②Ａ＋②Ｂ×1.5＝　　名）×1.2　÷　①　　名　×　100　＝　　％ ※合格率の小数点以下は切り捨てること。
	Ⅲ	点	① ２級又は３級程度の学科試験の合格者（無・有） ※受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること。 ② 合格者を輩出した実習実施者（なし・１実習実施者・２実習実施者以上）
	Ⅳ	点	技能検定等の実施への協力の実績を有する傘下の実習実施者 計　　実習実施者
３法令違反・問題の発生状況	Ⅰ	※ 点	① 改善命令（　□無　・　□有　） ※有の場合（　年月日　　年　　月　　日　／　改善実施　・　改善未実施　） ② 旧制度の「改善命令相当の行政指導」（　□無　・　□有　） ※有の場合（　年月日　　年　　月　　日　／　改善実施　・　改善未実施　）
	Ⅱ	※ 点	失踪者　　名　÷　受入れ　　名　×100＝　　％ ※受入れ数は、過去３年以内において新たに受入れを開始した技能実習生の総数。
	Ⅲ	※ 点	責めによるべき失踪（　□無　・　□有　）
	Ⅳ	※	

		点	① 実習認定の取消しの割合 実習認定の取消し＿＿＿機関÷ 直近過去3年以内に実習監理を行った実習実施者 ＿＿＿機関×100 ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿％（小数点第２位以下切捨て） （実習認定の取消しのうち、監理団体が不正を発見して機構に報告した＿＿＿件を除く） ② 改善命令＿＿＿＿件（機関数）÷ 直近過去3年以内に実習監理を行った実習実施者 ＿＿＿機関×100 ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿％（小数点第２位以下切捨て） （改善命令のうち、監理団体が不正を発見して機構に報告した＿＿＿件を除く）	
４相談・支援体制	Ⅰ		点	マニュアル等の策定及び関係職員への周知（ □有 ・ □無 ）
	Ⅱ		点	実習先変更支援のポータルサイトへの登録（ □有 ・ □無 ） ポータルサイトへ登録した実習実施者＿＿＿実習実施者 ÷ 実習監理を行う実習実施者＿＿＿実習実施者 × 100 ＝ ＿＿＿＿％（小数点第２位以下切捨て）
	Ⅲ		点	実習先変更による技能実習生の受入れ（ □無 ・ □有 ） 有の場合 計＿＿＿＿名 受け入れた実習実施者＿＿＿実習実施者 ÷ 実習監理を行う実習実施者＿＿＿実習実施者 × 100 ＝ ＿＿＿＿％（小数点第２位以下切捨て） ※実習先変更により受け入れた技能実習生が１名の場合は、下記項目に記入すること。実習先変更により受け入れた技能実習生が複数いる場合は、受入れ技能実習生名簿（別紙４）を添付すること。 受入れ実習実施者名（ ） 技能実習生の氏名（ ） 国籍・地域（ ） 性別（ 男・女 ） 生年月日（ 年 月 日） 受入れ年月日（ 年 月 日） 旧所属監理団体名（ ） 旧実習実施者名（ ） 実習先変更時の技能実習計画認定番号（ ）

	Ⅳ		点	①　入国後講習時の宿泊施設に関し、受け入れている全ての技能実習生について、本人のみが利用する個室（※）を確保し、監理責任者の責任の下、感染予防対策の徹底を行っていること ※4.5 ㎡以上あり、運用要領上の「寝室」の要件を満たすものであって、リビング等の共用部分を除く居室であるものに限る。 （概要）
			点	②　実習時の宿泊施設に関し、実習実施者に対して、次のＡからＣまでのいずれかの支援を実施していること（該当するものにチェックマークを付すこと。） ※この場合、当該支援を行ったことにより、優良な実習実施者の要件のうち「③技能実習生の待遇（Ⅲ技能実習生の住環境の向上に向けた取組）」の加点対象となった実習実施者名を記入すること。 実習実施者名（　　） □Ａ 監理団体が確保している物件（本人のみが利用する個室（※）が確保されているものに限る。）を技能実習生の実習中の宿泊施設として貸与 □Ｂ 本人のみが利用する個室の確保ができる借上物件を探している実習実施者又は技能実習生の相談に乗り、条件に見合う宿泊施設を紹介（実際に借上げに至った場合に限る。） □Ｃ 技能実習生が自らの意思で住居（本人のみが利用する個室が確保されているものに限る。）を選び、自ら賃貸借契約を締結する場合に連帯保証人となる又は家賃債務保証業者を確保 ※4.5 ㎡以上あり、技能実習制度運用要領に記載する「寝室」の要件を満たすものであって、リビング等の共用部分を除く居室であるものに限る。 □ これにより技能実習生に新たな金銭的負担が生じていないこと。 ※確認の上、チェックマークを付すこと。
	小計	点		〔小計の計上方法〕 「４相談・支援体制」の項目で加点できる最大点数は、新配点の場合は 45 点、旧配点の場合は 15 点となる。そのため、「Ⅰ」から「Ⅳ」までの各欄の合計が本項目の最大点数を超える場合であっても、新配点の場合は 45 点、旧配点の場合は 15 点と記入すること。
５地域社会との共生	Ⅰ	点		日本語の教育の支援を行っている実習実施者への支援の概要

	Ⅱ	点	Ⅰにおいて、実習実施者が認定日本語教育機関又は登録日本語教員を活用している場合はその概要
	Ⅲ	点	地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者への支援の概要
	Ⅳ	点	日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者への支援の概要
	小計	点	〔小計の計上方法〕 「５地域社会との共生」の項目で加点できる最大点数は、10 点となる。そのため、「Ⅰ」から「Ⅳ」までの各欄の合計が本項目の最大点数を超える場合であっても、10 点と記入すること。

（注意）
１　点数欄に※印が付された項目については、申告の有無にかかわらず、内容欄を記載すること。
２　点数欄は、申告の有無にかかわらず記載し、申告しない項目には、点数表を参照して「０点」、「－５点」等と記載すること。
３　「４相談・支援体制」の項目の「Ⅱ」に関する資料として、ポータルサイトに登録した実習実施者の登録画面を印刷して添付すること。
４　加点する項目に応じ、立証資料の提出を依頼する場合がある。

合計点
点

以上の記載内容は事実と相違ありません。

年　　月　　日作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者　役職・氏名

参考様式第２－14 号別紙１　　（日本産業規格Ａ列４）

講　習　受　講　者　名　簿

番号	氏名	性別	生年月日	役職	講習名	受講日
		男・女	年　月　日	・　監査担当職員 (　　)		年　月　日
		男・女	年　月　日	・　監査担当職員 (　　)		年　月　日
		男・女	年　月　日	・　監査担当職員 (　　)		年　月　日
		男・女	年　月　日	・　監査担当職員 (　　)		年　月　日
		男・女	年　月　日	・　監査担当職員 (　　)		年　月　日
		男・女	年　月　日	・　監査担当職員 (　　)		年　月　日
		男・女	年　月　日	・　監査担当職員 (　　)		年　月　日
		男・女	年　月　日	・　監査担当職員 (　　)		年　月　日
		男・女	年　月　日	・　監査担当職員 (　　)		年　月　日
		男・女	年　月　日	・　監査担当職員 (　　)		年　月　日

（注意）
１　役職欄には、監査担当職員に丸印を付け、申請者の内部での役職を括弧内に具体的に記載すること。
２　講習の受講証明書の写しを添付すること。

参考様式第２－14 号別紙２　　（日本産業規格Ａ列４）

受　検　技　能　実　習　生　名　簿

（　技能検定等　　級　／　現行制度受検者・旧制度受検者　）

番号	氏名	性別	国籍（国又は地域）	生年月日	試験名（職種・作業を含む）	合格日	合否区分	合格時の実習実施者	修了年月日
		男・女		年　月　日		年　月　日	合格（全部・学科・実技）・不合格		
		男・女		年　月　日		年　月　日	合格（全部・学科・実技）・不合格		
		男・女		年　月　日		年　月　日	合格（全部・学科・実技）・不合格		
		男・女		年　月　日		年　月　日	合格（全部・学科・実技）・不合格		
		男・女		年　月　日		年　月　日	合格（全部・学科・実技）・不合格		
		男・女		年　月　日		年　月　日	合格（全部・学科・実技）・不合格		
		男・女		年　月　日		年　月　日	合格（全部・学科・実技）・不合格		
		男・女		年　月　日		年　月　日	合格（全部・学科・実技）・不合格		
		男・女		年　月　日		年　月　日	合格（全部・学科・実技）・不合格		
		男・女		年　月　日		年　月　日	合格（全部・学科・実技）・不合格		
		男・女		年　月　日		年　月　日	合格（全部・学科・実技）・不合格		
		男・女		年　月　日		年　月　日	合格（全部・学科・実技）・不合格		

（注意）
１　本名簿は、受検級ごとに、それぞれ現行制度と旧制度の受検者に分けて作成すること。
２　合格区分には、いずれか一つに丸印を付すこと。
３　技能検定等の合格時に監理団体が受け入れて実習監理していた技能実習生のみが記載対象となることに留意すること。

参考様式第２－14号別紙３　　（日本産業規格Ａ列４）

やむを得ない不受検者名簿

（　第　　号修了者／　現行制度受検者・旧制度受検者　）

番号	氏名	性別	国籍（国又は地域）	生年月日	技能実習実施困難時届出日	技能実習計画認定番号	所属実習実施者
		男・女		年　月　日	年　月　日		
		男・女		年　月　日	年　月　日		
		男・女		年　月　日	年　月　日		
		男・女		年　月　日	年　月　日		
		男・女		年　月　日	年　月　日		
		男・女		年　月　日	年　月　日		
		男・女		年　月　日	年　月　日		
		男・女		年　月　日	年　月　日		
		男・女		年　月　日	年　月　日		
		男・女		年　月　日	年　月　日		
		男・女		年　月　日	年　月　日		

（注意）
１　本名簿は、技能実習の段階ごとに現行制度と旧制度に分けてそれぞれ作成すること。
２　本名簿に記載できる技能実習生は、病気や怪我、実習意欲の喪失やホームシック、行方不明、本国の家族の都合、実習認定の取消し、実習実施者の経営上や事業上の理由などの監理団体の責めによらない理由により、技能実習を行うことが困難となり、不受検となった者である。

参考様式第２－14号別紙４　　（日本産業規格Ａ列４）

実習先変更による受入れ技能実習生名簿

番号	受入れ実習実施者名	氏名	性別	国籍 (国又は地域)	生年月日	受入れ年月日	旧所属監理団体名	旧実習実施者名	実習先変更時の 技能実習計画認定番号
			男・女		年　月　日	年　月　日			
			男・女		年　月　日	年　月　日			
			男・女		年　月　日	年　月　日			
			男・女		年　月　日	年　月　日			
			男・女		年　月　日	年　月　日			
			男・女		年　月　日	年　月　日			
			男・女		年　月　日	年　月　日			
			男・女		年　月　日	年　月　日			
			男・女		年　月　日	年　月　日			
			男・女		年　月　日	年　月　日			
			男・女		年　月　日	年　月　日			

参考様式第２-15 号　　（日本産業規格Ａ列４）

申　請　取　下　げ　書

年　月　日

法　務　大　臣　殿
出入国在留管理庁長官　殿
厚 生 労 働 大 臣　殿

提出者（監理団体名）
（代表者氏名）

下記の申請を取り下げたいので、取下げ書を提出します。

記

１　申　請　日　　年　月　日

２　申請の種類　□　監理団体許可申請
□　監理団体許可有効期間更新申請
□　監理団体許可証再交付申請
□　事業区分変更許可申請及び許可証書換申請
□　変更届出及び許可証書換申請

３　取下げの理由

（注意）
１　申請日は、申請受理票に記載された日付を記載すること。
２　申請の種類は、該当するものにチェックマークを付すこと。

参考様式第２-16 号（別記様式第 11 号、第 12 号及び第 16 号関係）　（日本産業規格Ａ列４）

団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等

１　農業・林業関係（３職種７作業）

コード	職種	作業	取扱いの有無
1-1-1	耕種農業	施設園芸	
1-1-2		畑作・野菜	
1-1-3		果樹	
1-2-1	畜産農業	養豚	
1-2-2		養鶏	
1-2-3		酪農	
1-3-1	林業	育林・素材生産作業	

２　漁業関係（２職種 10 作業）

コード	職種	作業	取扱いの有無
2-1-1	漁船漁業	かつお一本釣り漁業	
2-1-2		延縄漁業	
2-1-3		いか釣り漁業	
2-1-4		まき網漁業	
2-1-5		ひき網漁業	
2-1-6		刺し網漁業	
2-1-7		定置網漁業	
2-1-8		かに・えびかご漁業	
2-1-9		棒受網漁業	
2-2-1	養殖業	ほたてがい・まがき養殖作業	

３　建設関係（22 職種 33 作業）

コード	職種	作業	取扱いの有無
3-1-1	さく井	パーカッション式さく井工事作業	
3-1-2		ロータリー式さく井工事作業	
3-2-1	建築板金	ダクト板金作業	
3-2-2		内外装板金作業	
3-3-1	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	
3-4-1	建具製作	木製建具手加工作業	
3-5-1	建築大工	大工工事作業	
3-6-1	型枠施工	型枠工事作業	
3-7-1	鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
3-8-1	とび	とび作業	
3-9-1	石材施工	石材加工作業	
3-9-2		石張り作業	
3-10-1	タイル張り	タイル張り作業	
3-11-1	かわらぶき	かわらぶき作業	

3-12-1	左官	左官作業	
3-13-1	配管	建築配管作業	
3-13-2		プラント配管作業	
3-14-1	熱絶縁施工	保温保冷工事作業	
3-15-1	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	
3-15-2		カーペット系床仕上げ工事作業	
3-15-3		鋼製下地工事作業	
3-15-4		ボード仕上げ工事作業	
3-15-5		カーテン工事作業	
3-16-1	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	
3-17-1	防水施工	シーリング防水工事作業	
3-18-1	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
3-19-1	ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	
3-20-1	表装	壁装作業	
3-21-1	建設機械施工	押土・整地作業	
3-21-2		積込み作業	
3-21-3		掘削作業	
3-21-4		締固め作業	
3-22-1	築炉	築炉作業	

4　食品製造関係（11 職種 19 作業）

コード	職種	作業	取扱いの有無
4-1-1	缶詰巻締	缶詰巻締	
4-2-1	食鳥処理加工業	食鳥処理加工作業	
4-3-1	加熱性水産加工食品製造業	節類製造	
4-3-2		加熱乾製品製造	
4-3-3		調味加工品製造	
4-3-4		くん製品製造	
4-4-1	非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造	
4-4-2		乾製品製造	
4-4-3		発酵食品製造	
4-4-4		調理加工品製造	
4-4-5		生食用加工品製造	
4-5-1	水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業	
4-6-1	牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業	
4-6-2		牛豚精肉商品製造作業	
4-7-1	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	
4-8-1	パン製造	パン製造作業	
4-9-1	そう菜製造業	そう菜加工作業	
4-10-1	農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
4-11-1	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	

5　繊維・衣服関係（13 職種 22 作業）

コード	職種	作業	取扱いの有無
5-1-1	紡績運転	前紡工程作業	

5-1-2		精紡工程作業	
5-1-3		巻糸工程作業	
5-1-4		合ねん糸工程作業	
5-2-1	織布運転	準備工程作業	
5-2-2		製織工程作業	
5-2-3		仕上工程作業	
5-3-1	染色	糸浸染作業	
5-3-2		織物・ニット浸染作業	
5-4-1	ニット製品製造	靴下製造作業	
5-4-2		丸編みニット製造作業	
5-5-1	たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造作業	
5-6-1	婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	
5-7-1	紳士服製造	紳士既製服製造作業	
5-8-1	下着類製造	下着類製造作業	
5-9-1	寝具製作	寝具製作作業	
5-10-1	カーペット製造	織じゅうたん製造作業	
5-10-2		タフテッドカーペット製造作業	
5-10-3		ニードルパンチカーペット製造作業	
5-11-1	帆布製品製造	帆布製品製造作業	
5-12-1	布はく縫製	ワイシャツ製造作業	
5-13-1	座席シート縫製	自動車シート縫製作業	

6　機械・金属関係（17 職種 34 作業）

コード	職種	作業	取扱いの有無
6-1-1	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
6-1-2		非鉄金属鋳物鋳造作業	
6-2-1	鍛造	ハンマ型鍛造作業	
6-2-2		プレス型鍛造作業	
6-3-1	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業	
6-3-2		コールドチャンバダイカスト作業	
6-4-1	機械加工	普通旋盤作業	
6-4-2		フライス盤作業	
6-4-3		数値制御旋盤作業	
6-4-4		マニシングセンタ作業	
6-5-1	金属プレス加工	金属プレス作業	
6-6-1	鉄工	構造物鉄工作業	
6-7-1	工場板金	機械板金作業	
6-8-1	めっき	電気めっき作業	
6-8-2		溶融亜鉛めっき作業	
6-9-1	アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業	
6-10-1	仕上げ	治工具仕上げ作業	
6-10-2		金型仕上げ作業	
6-10-3		機械組立仕上げ作業	
6-11-1	機械検査	機械検査作業	
6-12-1	機械保全	機械系保全作業	
6-13-1	電子機器組立て	電子機器組立て作業	

6-14-1	電気機器組立て	回転電機組立て作業	
6-14-2		変圧器組立て作業	
6-14-3		配電盤・制御盤組立て作業	
6-14-4		開閉制御器具組立て作業	
6-14-5		回転電機巻線製作作業	
6-15-1	プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	
6-15-2		プリント配線板製造作業	
6-16-1	アルミニウム圧延・押出製品製造	引抜加工	
6-16-2		仕上げ	
6-17-1	金属熱処理業	全体熱処理	
6-17-2		表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）	
6-17-3		部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）	

7　その他（21 職種 38 作業）

コード	職種	作業	取扱いの有無
7-1-1	家具製作	家具手加工作業	
7-2-1	印刷	オフセット印刷作業	
7-2-2		グラビア印刷作業	
7-3-1	製本	製本作業	
7-4-1	プラスチック成形	圧縮成形作業	
7-4-2		射出成形作業	
7-4-3		インフレーション成形作業	
7-4-4		ブロー成形作業	
7-5-1	強化プラスチック成形	手積み積層成形作業	
7-6-1	塗装	建築塗装作業	
7-6-2		金属塗装作業	
7-6-3		鋼橋塗装作業	
7-6-4		噴霧塗装作業	
7-7-1	溶接	手溶接	
7-7-2		半自動溶接	
7-8-1	工業包装	工業包装作業	
7-9-1	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業	
7-9-2		印刷箱製箱作業	
7-9-3		貼箱製造作業	
7-9-4		段ボール箱製造作業	
7-10-1	陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形作業	
7-10-2		圧力鋳込み成形作業	
7-10-3		パッド印刷作業	
7-11-1	自動車整備	自動車整備作業	
7-12-1	ビルクリーニング	ビルクリーニング作業	
7-13-1	介護	介護	
7-14-1	クリーニング	リネンサプライ仕上げ	
7-14-2		一般家庭用クリーニング	
7-15-1	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	
7-16-1	宿泊	接客・衛生管理作業	

7-17-1	RPF 製造	RPF 製造	
7-18-1	鉄道施設保守整備	軌道保守整備	
7-19-1	ゴム製品製造	成型加工	
7-19-2		押出し加工	
7-19-3		混ぜ練り圧延加工	
7-19-4		複合積層加工	
7-20-1	鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装	
7-20-2		空気装置検修・解ぎ装	
7-21-1	木材加工	機械製材	

９９　社内検定型の職種・作業（２職種・４作業）

99-1-1	空港グランドハンドリング	航空機地上支援	
99-1-2		航空貨物取扱	
99-1-3		客室清掃	
99-2-1	ボイラーメンテナンス	ボイラーメンテナンス作業	

９　移行対象職種・作業以外の取扱職種

コード	取扱職種	取扱いの有無
9-9		

(注意)

１　「取扱いの有無」の欄は、取扱いのある職種・作業についてチェックマークを付すこと。

２　９欄の「移行対象職種・作業以外の取扱職種」については、１欄から７欄までの移行対象職種・作業以外について取扱職種とするときに、その取扱職種の全てについて、端的に記載すること。

年　　月　　日　作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者　役職・氏名

参考様式第２-17 号　　（日本産業規格Ａ列４）

監 理 団 体 許 可 申 請 の 内 容 変 更 申 出 書
監 理 団 体 許 可 条 件 変 更 申 出 書

年　　月　　日

法 務 大 臣
厚生労働大臣　殿

申出者

１　下記の監理団体許可申請に係る許可条件の内容の変更をしたいので、下記のとおり申し出ます。
２　下記の監理団体許可に付された条件を変更したいので、下記のとおり申し出ます。

記

１許可（申請受理）番号		
２許可（申請）年月日		年　　月　　日
３監理団体	（ふりがな） ①名称	
	②住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
４変更を希望する許可条件		１　特定の職種・作業に関するもの ２　優良要件を満たさなくなった監理団体が再び優良要件を満たした場合における、実習監理を行うことができる第３号技能実習及び受入れ人数枠に関するもの ３　その他（　　）
５変更を希望する理由		１　特定の職種・作業のうち、（　　）職種の（　　）作業を取扱職種に追加できるようにしたい ２　その他（　　）
６備考		

（注意）
１　監理団体許可申請に係る許可条件の内容を変更する場合には表題の「監理団体許可条件変更申出書」を、許可後に監理団体に付された条件を変更する場合には表題の「監理団体許可申請の申請内容変更申出書」を抹消すること。
２　１欄は、監理団体許可申請に係る許可条件の内容を変更する場合は、当該申請の申請受理番号、許可後に監理団体に付された条件を変更する場合は、許可証に記載されている許可番号を記載すること。
３　２欄は、監理団体許可申請に係る許可条件の内容を変更する場合は、当該申請の申請年月日、許可後に監理団体に付された条件を変更する場合は、許可証に記載されている許可年月日を記載する。
４　法務大臣及び厚生労働大臣が特定の職種及び作業として告示をもって指定しているものについて実習監理を行おうとする場合には、事業所管大臣が告示をもって監理団体の法人、業務実施に関する基準を満たすことを証する資料を添付すること。
５　優良要件を満たしたことにより条件の変更を求める場合には、優良要件適合申告書（参考様式第２－１４号）を添付すること。

参考様式第３－１号（規則第 12 条第１項第 10 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

Ａ・Ｂ・Ｃ

実習認定取消し事由該当事実に係る報告書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

提出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 12 条第１項第 10 号の規定に基づき、下記のとおり、報告します。

記

１　対象実習実施者

①実習実施者届出受理番号		
（ふりがな） ②氏名又は名称		
③住所		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
④技能実習を行わせる事業所の名称及び所在地	（ふりがな） Ⅰ名称	
	Ⅱ所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）

２　該当条項（該当するものにチェックを付す。）

□ 法第 16 条第１項第１号（認定計画に従って技能実習を行わせていないとき）

□ 法第 16 条第１項第２号（認定基準不適合）

□ 法第 16 条第１項第３号（欠格事由該当）

□ 法第 16 条第１項第４号（主務大臣に対する虚偽の報告等）

□ 法第 16 条第１項第５号（外国人技能実習機構に対する虚偽の報告等）

□ 法第 16 条第１項第６号（改善命令違反）

□ 法第 16 条第１項第７号（出入国・労働に関する法令に関し不正又は著しい不当な行為）

3　該当する具体的な事実の概要

4　改善の措置結果又は改善の状況

参考様式第３－２号(規則第 49 条第３項関係)　　(日本産業規格Ａ列４)

※　事業再開届出受理番号	

事　業　再　開　届　出　書

年　　月　　日

出入国在留管理庁長官
厚 生 労 働 大 臣　殿

届出者

休止していた監理事業を再開したいので、下記のとおり届出をします。

記

１許可番号		
２許可年月日		年　　月　　日
３監理団体	(ふりがな) ①名称	
	②住所	〒　　－ (電話　　―　　―　　)
４監理事業を行う事業所	(ふりがな) ①名称	
	②所在地	〒　　－ (電話　　―　　―　　)
５再開の予定日		年　　月　　日
６再開する事業の範囲		
７再開する理由		
８備考		

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　１欄から３欄までは、休止の届出をした際のものを記載すること。
3　４欄は、監理事業を再開する事業所の全てを記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
4　７欄は、再開する理由について具体的に記載すること。
5　８欄は、事業再開届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

参考様式第３－３号（規則第 52 条第 13 号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

許可取消し事由該当事実に係る報告書

年　　月　　日

外国人技能実習機構　理事長　殿

提出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第52条第13号の規定に基づき、下記のとおり、報告します。

記

１　監理団体

①許可番号		
（ふりがな） ②名称		
③所在地		〒　　－ （電話　　―　　―　　）
④監理事業を行う事業所の名称及び所在地	（ふりがな） Ⅰ名称	
	Ⅱ所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）

２　該当条項（該当するものにチェックを付す。）

□ 法第 37 条第１項第１号（許可基準不適合）

□ 法第 37 条第１項第２号（欠格事由該当）

□ 法第 37 条第１項第３号（監理許可条件違反）

□ 法第 37 条第１項第４号（法の規定・命令・処分等違反）

□ 法第 37 条第１項第５号（出入国・労働に関する法令に関し不正又は著しい不当な行為）

3　該当する具体的な事実の概要

4　改善の措置結果又は改善の状況

参考様式第４－１号(規則第 22 条第１項第２号関係)　　(日本産業規格Ａ列４)

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

認定計画の履行状況に係る管理簿

(　　年　　月分)

１　認定計画の実施状況

(1)　技能実習計画認定通知書の保管　　□　有　／　□　無

(2)　技能実習の進捗状況

ア　認定計画に従った実施　　□　実施　／　□　全部又は一部未実施
※入国後講習の部分は除く。

イ　入国後講習の受講　　□　計画どおり受講　／　□　全部又は一部未受講
※第１号技能実習の場合のみ記入。

ウ　入国後講習期間中の業務従事　　□　無　／　□　有
※第１号技能実習の場合のみ記入。

(3)　技能、技術又は知識の修得状況　　□　良好　／　□　不良
※認定計画に照らして修得等の程度に遅れはないか。

(4)　日本語の修得状況　　□　良好　／　□　不良
※指導する際に円滑な意思疎通が図れているか。

(5)　労災等の事故の有無　　□　無　／　□　有

(6)　労働関係法令の遵守　　□　有　／　□　無

２　生活状況

(1)　技能実習生の生活態度　　□　良好　／　□　不良

(2)　技能実習生の健康状態　　□　良好　／　□　不良

(3)　規律違反等の有無　　□　無　／　□　有

□　会社、寮等での規律違反、□　集団生活上のトラブル

□　近隣とのトラブル、□　その他（　　）

３　特記事項（上記１及び２で問題があった場合に記入する。）

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日

実習実施者の氏名又は名称

技能実習責任者の氏名　　㊞

参考様式第４－２号（規則第 22 条第１項第３号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技　能　実　習　日　誌
（　　年　　月分）

（対象：別紙「技能実習生一覧表」のとおり）

日付	技能実習生に従事させた業務		技能実習生に対する指導の内容	指導者氏名
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				
／　（　）				

（注意）

１　技能実習の区分、技能実習の期間、技能実習生に行わせる業務等が異なる場合は、分けて作成すること。

２　技能実習生に従事させた業務の欄の右欄は、技能実習計画の実習実施予定表（別記様式第１号第４面から第６面まで）の技能実習の内容欄の番号を記載すること。

参考様式第４－２号別紙（規則第 22 条第１項第３号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

（技能実習日誌別紙）

技　能　実　習　生　一　覧　表

番号	技能実習生氏名	技能実習区分	技能実習期間（左記区分）	備考
			年　月　日 ～ 年　月　日	
			年　月　日 ～ 年　月　日	
			年　月　日 ～ 年　月　日	
			年　月　日 ～ 年　月　日	
			年　月　日 ～ 年　月　日	
			年　月　日 ～ 年　月　日	
			年　月　日 ～ 年　月　日	
			年　月　日 ～ 年　月　日	
			年　月　日 ～ 年　月　日	
			年　月　日 ～ 年　月　日	
			年　月　日 ～ 年　月　日	
			年　月　日 ～ 年　月　日	

（注意）
認定計画の履行状況に係る管理簿と併せて保存すること。

年　　月　　日

実習実施者の氏名又は名称

技能実習責任者の氏名　　㊞

参考様式第４－３号(規則第 22 条第１項第４号関係)　　(日本産業規格Ａ列４)

A

入　国　前　講　習　実　施　記　録

(実施期間　　年　月　日から　　年　月　日まで)

(対象：別紙「技能実習生一覧表」のとおり)

日付	時間	科目（内容）	講師 (役職・氏名)	実施場所	備考
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				

日付	時間	科目（内容）	講師 （役職・氏名）	実施場所	備考
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				

（注意）
技能実習生ごとに入国前講習の開始日、内容等が異なる場合は分けて作成すること。

年　　月　　日

実習実施者の氏名又は名称

技能実習責任者の氏名　　㊞

参考様式第４－３号別紙（規則第 22 条第１項第４号関係）　（日本産業規格Ａ列４）

Ａ　（入国前講習実施記録別紙）

技　能　実　習　生　一　覧　表

番号	技能実習生氏名	入国日	備考
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	

（注意）
　認定計画の履行状況に係る管理簿及び技能実習日誌と併せて保存すること。

参考様式第４－４号(規則第 22 条第１項第４号関係)　　(日本産業規格Ａ列４)

Ａ

入　国　後　講　習　実　施　記　録

(実施期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで)

(対象：別紙「技能実習生一覧表」のとおり)

日付	時間	科目（内容）	講師 (役職・氏名)	実施場所	備考
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				

日付	時間	科目（内容）	講師 （役職・氏名）	実施場所	備考
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				

（注意）
技能実習生ごとに入国後講習の開始日、内容等が異なる場合は分けて作成すること。

年　　月　　日

実習実施者の氏名又は名称

技能実習責任者の氏名　　㊞

参考様式第４－４号別紙(規則第 22 条第１項第４号関係)　　（日本産業規格Ａ列４）

Ａ　　（入国後講習実施記録別紙）

技　能　実　習　生　一　覧　表

番号	技能実習生氏名	入国日	備考
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	

（注意）
　認定計画の履行状況に係る管理簿及び技能実習日誌と併せて保存すること。

参考様式第４－５号(規則第 54 条第１項第２号関係)　　(日本産業規格Ａ列４)

監　理　費　管　理　簿

対象期間　：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

１　年月日別支出状況

①年月日	②実習実施者名	③監理費の種類	④支出額	⑤備考（監理費の支出の根拠等）
年 月　日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費（　　）	円	
年 月　日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費（　　）	円	
年 月　日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費（　　）	円	
年 月　日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費（　　）	円	
年 月　日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費（　　）	円	
年 月　日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費（　　）	円	
年 月　日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費（　　）	円	
年 月　日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費（　　）	円	
年 月　日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費（　　）	円	
年 月　日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費（　　）	円	
年 月　日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費（　　）	円	
年 月　日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費（　　）	円	
年 月　日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費（　　）	円	
合計			円	

（注意）
1　同日に複数の種類の監理費を支出した場合には、種類ごとに分けて記載すること。
2　②欄には、どの実習実施者に関する支出かを明確にするために、実習実施者名を記載すること。
3　⑤欄には、監理費の支出の根拠となった人件費や交通費等の内訳がわかるように記載し、支出額が実費として適正なものであることを明らかにするように記載すること。
4　監理費の支出を裏付ける領収書等の書類は、支出について説明を求められた際に速やかに提示ができるよう保存しておくこと。

2　事業年度別収支状況

①監理費の種類		②徴収額	③支出額	④備考
Ⅰ総計		円	円	
Ⅱ職業紹介費	計	円	円	
	募集・選抜に要する費用	円	円	
	健康診断費用	円	円	
	外国の送出機関へ支払う費用	円	円	
	その他の職業紹介に要する費用	円	円	
Ⅲ講習費	計	円	円	
	入国前講習に要する費用	円	円	
	入国後講習に要する費用	円	円	
	入国後講習における手当	円	円	
	その他の講習に要する費用	円	円	
Ⅳ監査指導費	計	円	円	
	監査に要する費用	円	円	
	訪問指導に要する費用	円	円	
	その他の監査指導に要する費用	円	円	
Ⅴその他諸経費	計	円	円	
	来日渡航費	円	円	
	一時帰国のための渡航費	円	円	
	帰国のための渡航費	円	円	
	事務所経費	円	円	
	上記以外の費用	円	円	

（注意）

1　監理費管理簿は監理費の収支を明らかにするためのものであるが、同時に事業報告書の「14 監理費徴収実績」を明らかにするものでもあるので、監理費管理簿の「対象期間」は、事業報告書の「報告対象技能実習事業年度＜毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わるもの＞」と合わせることが望まれる。
2　監理費表に基づき監理費の種類ごとに徴収額を、裏面の「１　年月日別支出状況」に基づき監理費の種類ごとに支出額を記載すること。
3　監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類についても、規則第37条において実費に限る旨が規定されているため、特段の理由がない限り、それぞれについて徴収額と支出額が一致することが原則であることに留意すること。
4　支出額については、対象期間内に支出することとしたものの、決裁など事務処理の都合上、対象期間経過後に支出額が確定した場合には、対象期間外に確定した支出額となるが、対象期間内の支出額として算入すること（支出額については、対象期間経過後に支払いが発生した場合であっても、対象期間内に支出することが確定しているものは、対象期間内の支出額として算入すること）。
5　監理費表に基づき実習実施者が事前に監理団体に毎月一定の金額を預託する場合においても、監理費の種類ごとの徴収額を明確にしておく必要があることに留意すること。

参考様式第４－６号(規則第 54 条第１項第３号関係)　　（日本産業規格Ａ列４）

第１面

雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿（求人）

① 求人受理 整理番号	②求人者の氏名又は名称 ③住所 ④連絡担当者 連絡先電話番号	⑤ 受付年月日	⑥ 有効期間	⑦ 求人数	⑧ 職種	⑨ 実習実施場所	⑩ 実習期間	⑪ 賃金	⑫求職者をあっせんした場合				備考
									紹介年月日	求職者番号 求職者氏名 （国籍）	採用・ 不採用	採用年月日	
								時給・日給・月給 （　　円）			採用・ 不採用		
											採用・ 不採用		
								時給・日給・月給 （　　円）			採用・ 不採用		
											採用・ 不採用		
								時給・日給・月給 （　　円）			採用・ 不採用		
											採用・ 不採用		

（注意）
1　②は、求人者が複数の事業所を有するときは、求人の申込み及び採用選考の主体となっている事業所について記載すること。
2　⑥は、求人の取扱いで有効期間がある場合に、当該有効期間を記載し、有効期間が終了した都度、その旨を記載すること。なお、有効期間については、事前に求人者に説明すること。
3　⑧は、当該求人により技能実習生が従事する職種を記載すること。
4　⑨は、当該求人により技能実習生に技能実習を行わせる事業所を記載すること。
5　⑩は、当該求人による技能実習生の実習期間を記載すること。
6　⑪は、当該求人による技能実習生の賃金を記載すること。なお、求人管理簿上に記載された賃金について、求人によって支払単位が異なるときは、時給・日給・月給等が判別できるように記載すること。また、技能実習生の能力等によって、賃金額が異なる場合については、下限額及び上限額を記載することでも差し支えない。
7　⑫は、当該求人者に求職者をあっせんした場合において、技能実習職業紹介を行った紹介年月日、求職者の氏名、採用・不採用の顛末等を記載し、採用された場合は採用年月日も併せて記載すること。

参考様式第４－６号（規則第 54 条第１項第３号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

第２面

雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿（求職）

① 外国の送出機関の氏名又は名称	②求職者番号 ③求職者氏名（国籍） ④生年月日	⑤ 希望職種	⑥ 受付年月日	⑦ 有効期間	⑧求人者をあっせんした場合					備考
					紹介年月日	求人受理整理番号	求人事業所名称	採用・不採用	採用年月日	
								採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		

（注意）

1　⑦は、求職の取扱いで有効期間がある場合、当該有効期間を記載し、有効期間が終了した都度、その旨を記載すること。なお、有効期間については、事前に求職者に説明すること。

2　⑧は、当該求職者に求人者をあっせんした場合において、技能実習職業紹介を行った紹介年月日、求人者の氏名又は名称、採用・不採用の顛末等を記載し、採用された場合は採用年月日も併せて記載すること。

参考様式第４－７号（規則第 54 条第１項第４号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

監　　査　　実　　施　　概　　要

１　団体監理型技能実習の実施状況の実地での確認による監査

監査事項		問題等の有無	問題内容
業務	① 認定計画と異なる作業に従事させていないこと。	有　・　無	
	② 技能実習が認定計画どおりに進捗していること。	有　・　無	
	③ 他の事業主の下で業務に従事させていないこと。	有　・　無	
保護	④ 技能実習生に対して暴行・脅迫・監禁等の不法行為をしていないこと。	有　・　無	
その他	⑤ 不法就労者や他の事業者に所属する技能実習生を業務に従事させていないこと。	有　・　無	
	⑥	有　・　無	

（注意）
その他の⑥の欄については、①から⑤までのほかに、団体監理型技能実習の実施状況の実地での確認により監査した事項について記載すること。

２　技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告による監査

監査事項		問題等の有無	問題内容
業務	① 認定計画と異なる作業に従事させていないこと。	有　・　無	
	② 技能実習が認定計画どおりに進捗していること。	有　・　無	
	③ 他の事業主の下での業務に従事させていないこと。	有　・　無	
	④ 業務に従事させる時間の配分が適切であること。	有　・　無	
	⑤ 入国後講習の期間中に業務に従事させていないこと（１号のみ）。	有　・　無	

	⑥ 安全衛生に配慮して適切に業務を行わせていること。	有 ・ 無	
待遇	⑦ 雇用契約に基づき適切に報酬を支払っていること。	有 ・ 無	
	⑧ 労働時間を適正に記録しており、認定計画と異なる労働時間となっていないこと。	有 ・ 無	
	⑨ 休日、休暇等を適切に付与していること。	有 ・ 無	
	⑩ 適切な宿泊施設を確保していること。	有 ・ 無	
	⑪ 技能実習生が負担する食費、居住費等が適正なものであること。	有 ・ 無	
書類	⑫ 技能実習生の管理簿を適切に作成していること。	有 ・ 無	
	⑬ 認定計画の履行状況に係る管理簿を適切に作成していること。	有 ・ 無	
	⑭ 業務・指導内容を記録した日誌を適切に作成していること。	有 ・ 無	
保護	⑮ 技能実習生に対し暴行・脅迫・監禁等の不法行為をしていないこと。	有 ・ 無	
	⑯ 保証金の徴収・違約金を定める契約等をしていないこと。	有 ・ 無	
	⑰ 預金通帳の管理など不当な財産管理を行っていないこと。	有 ・ 無	
	⑱ 技能実習生が自分で旅券・在留カードを保管していること。	有 ・ 無	
	⑲ 技能実習生の私生活の自由を不当に制限していないこと。	有 ・ 無	
その他	⑳ 不法就労者や他の事業者に所属する技能実習生を業務に従事させていないこと。	有 ・ 無	
	㉑ 技能実習生が自分で技能実習生手帳を保管していること。	有 ・ 無	
	㉒	有 ・ 無	

（注意）
その他の㉒の欄については、①から㉑までのほかに、技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告により監査した事項について記載すること。

3　技能実習生との面談による監査

監査事項		問題等の有無	問題内容
業務	① 認定計画と異なる作業に従事していないこと。	有　・　無	
	② 技能実習が認定計画どおりに進捗していること。	有　・　無	
	③ 他の事業主の下で業務に従事していないこと。	有　・　無	
	④ 入国後講習の期間中に業務に従事していないこと（１号のみ)。	有　・　無	
	⑤ 安全衛生に配慮して適切に業務を行っていること。	有　・　無	
待遇	⑥ 雇用契約に基づき毎月適切に報酬を受け取っていること。	有　・　無	
	⑦ 認定計画と異なる労働時間となっていないこと。	有　・　無	
	⑧ 休日、休暇等が適切に付与されていること。	有　・　無	
	⑨ 適切な宿泊施設が確保されていること。	有　・　無	
	⑩ 技能実習生が負担する食費、居住費等が合意したとおりのものであること。	有　・　無	
保護	⑪ 暴行・脅迫・監禁等の不法行為を受けていないこと。	有　・　無	
	⑫ 相手方を問わず保証金の徴収･違約金を定める契約等がないこと。	有　・　無	
	⑬ 預金通帳の管理など不当な財産管理を受けていないこと。	有　・　無	
	⑭ 旅券・在留カードを自分で保管していること。	有　・　無	
	⑮ 私生活の自由を不当に制限されていないこと。	有　・　無	
その他	⑯ 不法就労者が働いていないこと。	有　・　無	
	⑰ 技能実習生が自分で技能実習生手帳を保管していること。	有　・　無	
	⑱		

（注意）
その他の⑱の欄については、①から⑰までのほかに、技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告により監査した事項について記載すること。

4　設備の確認及び帳簿書類の閲覧による監査

監査事項		問題等の有無	問題内容
業務	①　認定計画と異なる作業に従事させていないこと。	有　・　無	
	②　技能実習が認定計画どおりに進捗していること。	有　・　無	
	③　他の事業主の下で業務に従事させていないこと。	有　・　無	
	④　業務に従事させる時間の配分が適切であること。	有　・　無	
	⑤　入国後講習の期間中に業務に従事させていないこと（１号のみ）。	有　・　無	
	⑥　安全衛生に配慮して適切に業務を行わせていること。	有　・　無	
待遇	⑦　雇用契約に基づき適切に報酬を支払っていること。	有　・　無	
	⑧　労働時間を正確に記録しており、認定計画と異なる労働時間となっていないこと。	有　・　無	
	⑨　休日、休暇等を適切に付与していること。	有　・　無	
	⑩　適切な宿泊施設を確保していること。	有　・　無	
	⑪　技能実習生に負担させる食費、居住費等が適正なものであること。	有　・　無	
書類	⑫　技能実習生の管理簿を適切に作成していること。	有　・　無	
	⑬　認定計画の履行状況に係る管理簿を適切に作成していること。	有　・　無	
	⑭　業務・指導内容を記録した日誌を適切に作成していること。	有　・　無	
保護	⑮　暴行・脅迫・監禁等の不法行為をしていないこと。	有　・　無	
	⑯　保証金の徴収・違約金を定める契約等をしていないこと。	有　・　無	
	⑰　預金通帳の管理など不当な財産管理を行っていないこと。	有　・　無	
	⑱　技能実習生が自分で旅券・在留カードを保管していること。	有　・　無	
	⑲　技能実習生の私生活の自由を不当に制限していないこと。	有　・　無	

その他	⑳ 不法就労者や他の実習実施者に所属する技能実習生を業務に従事させていないこと。	有　・　無	
	㉑ 技能実習生が自分で技能実習生手帳を保管していること。	有　・　無	
	㉒		

（注意）
その他の㉒の欄については、①から㉑までのほかに、設備の確認及び帳簿書類の閲覧により監査した事項について記載すること。

5　宿泊施設その他の生活環境の確認による監査

監査事項		問題等の有無	問題内容
待遇	① 適切な宿泊施設を確保し、施設の状況や収容定員に認定計画からの変更がないこと。	有　・　無	
	② 宿泊施設の衛生状況等の生活環境が適切に整備されていること。	有　・　無	
	③	有　・　無	

（注意）
③の欄については、①及び②のほかに、宿泊施設その他の生活環境の確認により監査した事項について記載すること。

6　法令違反の有無等（自由記述）

（注意）
法令違反の有無等について記載すること。特に法令違反等の疑いがあり、臨時に監査を行った場合には、臨時の監査に至った経緯を含め詳細に記載すること。

7　その他技能実習実施に当たっての問題、課題等（自由記述）

（注意）
技能実習を実施するに当たっての問題、課題等について、自由に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日　作成

監理責任者の氏名　　㊞

参考様式第４－８号(規則第 54 条第１項第５号関係)　　(日本産業規格Ａ列４)

D

入　国　前　講　習　実　施　記　録

(実施期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで)

(対象：別紙「技能実習生一覧表」のとおり)

日付	時間	科目（内容）	講師 (役職・氏名)	実施場所	備考
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				

日付	時間	科目（内容）	講師 （役職・氏名）	実施場所	備考
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				

（注意）
技能実習生ごとに入国前講習の開始日、内容等が異なる場合は分けて作成すること。

年　　月　　日

監理団体の名称

監理責任者の氏名　　㊞

参考様式第４－８号別紙(規則第 54 条第１項第５号関係)　　（日本産業規格Ａ列４）

D　　（入国前講習実施記録別紙）

技　能　実　習　生　一　覧　表

番号	技能実習生氏名	入国日	備考
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	

（注意）
実習監理を行う実習実施者の管理簿及び実習監理に係る技能実習生の管理簿と併せて保存すること。

参考様式第４－９号(規則第 54 条第１項第５号関係)　　(日本産業規格Ａ列４)

D

入　国　後　講　習　実　施　記　録

(実施期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで)

(対象：別紙「技能実習生一覧表」のとおり)

日付	時間	科目（内容）	講師 (役職・氏名)	実施場所	備考
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				

日付	時間	科目（内容）	講師 （役職・氏名）	実施場所	備考
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				
/ /	: ～ :				

（注意）
技能実習生ごとに入国後講習の開始日、内容等が異なる場合は分けて作成すること。

年　　月　　日

監理団体の名称

監理責任者の氏名　　㊞

参考様式第４－９号別紙(規則第 54 条第１項第５号関係)　　（日本工業規格Ａ列４）

D　　（入国後講習実施記録別紙）

技　能　実　習　生　一　覧　表

番号	技能実習生氏名	入国日	備考
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	
		／　／	

（注意）
認定計画の履行状況に係る管理簿及び技能実習日誌と併せて保存すること。

参考様式第４-10 号（規則第 54 条第１項第６号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

訪　問　指　導　記　録　書

【訪問指導対象期間】　　年　月　日　～　　年　月　日

【技能実習対象業種】　職種・作業（又は業種）名：

【到　達　目　標】目標：　　時期：　　確認方法：

【監　理　団　体】

名　　称：

監 理 責 任 者：　　印

訪問指導実施者：　　印

【実 習 実 施 者】

氏 名 又 は 名 称：

技能実習責任者：　　印

対象月	訪問指導実施日	技能実習計画の進捗状況			技能実習生の実習状況			技能実習生の生活一般状況		特記事項
		実習進捗	修得度合	時間配分	実習態度	実習意欲	日本語理解	生活態度	規律違反	
１か月目										
２か月目										
３か月目										
４か月目										
５か月目										
６か月目										
７か月目										
８か月目										
９か月目										
10 か月目										
11 か月目										
12 か月目										

（注意）各項目の評価は、良好（指導なし）→○、不良ではないものの指摘事項あり→△、不良（指導あり）→×、と記入する。

参考様式第４-11 号（規則第 54 条第１項第７号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

団体監理型技能実習生からの相談対応記録書

日付	技能実習生 氏名	相談受付者 氏名	相談内容	対応内容 （対応日、対応者氏名）	監理責任者 確認印
/　/				（　/　/　、　）	
/　/				（　/　/　、　）	
/　/				（　/　/　、　）	
/　/				（　/　/　、　）	
/　/				（　/　/　、　）	
/　/				（　/　/　、　）	

参考様式第４-12 号（規則第 54 条第１項第８号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

外　部　監　査　報　告　書

年　　月　　日

（監理団体代表者名）　殿

提出者　　㊞

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 30 条第６項第１号の規定に基づく監査を実施したので、報告書を提出します。

記

１　外部監査を実施した監理団体

(1) 監理団体	①名称	
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	③責任役員の氏名	
(2) 事業所	①名称	
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	③監理責任者の氏名	

（注意）
監理事業を行う事業所ごとに作成すること。

２　外部監査結果

(1)　外部監査実施日		年　　月　　日	
(2) 外部監査実施者	① 実施責任者		
	② 補　助　者	（Ⅰ）	（Ⅱ）
(3)　責任役員及び監理責任者からの報告		実施　・　未実施	
(4)　設備の確認及び帳簿書類の閲覧		実施　・　未実施	
(5)　外部監査結果		別紙「外部監査実施概要」のとおり	
(6)　総合講評			
(7)　備考			

（注意）
１　(5)欄については、別途「外部監査実施概要」と題する別紙を作成し、詳細に記載すること。
２　(6)欄については、今回の監査結果について外部監査実施者としての評価を簡潔に記載すること。

参考様式第４-12 号別紙（規則第 54 条第１項第８号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

外　部　監　査　実　施　概　要

１　外部監査事項

監査事項		問題等の有無	問題内容
監理費	①団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収していること。	有　・　無	
	②徴収した職業紹介費が団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えていないこと。	有　・　無	
	③徴収した講習費が、入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳への謝金、教材費、第１号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えていないこと。	有　・　無	
	④徴収した監査指導費が、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えていないこと。	有　・　無	
	⑤徴収したその他諸経費が、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えていないこと。	有　・　無	
業務	①団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第 52 条第１号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって３か月に１回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行っていること。	有　・　無	
	②第１号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、１か月に１回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行っていること。	有　・　無	
	③技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしていないこと。	有　・　無	

	④入国後講習を認定計画に従って実施しており、かつ、入国後講習の期間中に団体監理型技能実習生を業務に従事させていないこと。	有　・　無	
	⑤技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第 52 条第８号イからハに規定する観点から指導を行っていること。	有　・　無	
	⑥技能実習生の帰国旅費（第３号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じていること。	有　・　無	
	⑦実習監理を行っている団体監理型技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていないこと。	有　・　無	
	⑧団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしていないこと。	有　・　無	
	⑨実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置が講じられていること。	有　・　無	
	⑩監理団体の業務（監理費の徴収を含む。）に係る規程をインターネットに公表していること。ただし、インターネットによる公表が困難である相当の理由がある場合は、事業所内へ掲示していること。	有　・　無	
	⑪団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働関係法令に違反しないよう、監理責任者に必要な指導を行わせていること。	有　・　無	
	⑫団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働関係法令に違反していると認めるときは、監理責任者に是正のための必要な指示を行わせていること。	有　・　無	
	⑬⑫の指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報していること。	有　・　無	
	⑭事業所管大臣が特定の職種及び作業に特有の事情に鑑み告示で定める基準や方法に従って業務を行っていること（該当がある場合に限る）。	有　・　無	
書類	①団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生の管理簿が適切に作成され、備え付けられていること。	有　・　無	
	②監理費に係る管理簿が適切に作成され、備え付けられていること。	有　・　無	
	③団体監理型技能実習に係る雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿が適切に作成され、備え付けられていること。	有　・　無	
	④団体監理型技能実習の実施状況に係る監査に係る文書が適切に作成され、備え付けられていること。	有　・　無	
	⑤入国後講習及び入国前講習の実施状況を記録した書類が適切に作成され、備え付けられていること。	有　・　無	

	⑥訪問指導内容を記録した書類が適切に作成され、備え付けられていること。	有　・　無	
	⑦団体監理型技能実習生から受けた相談の内容及び当該相談内容への対応を記録した書類が適切に作成され、備え付けられていること。	有　・　無	
	⑧外部監査人による監査に係る文書が適切に作成され、備え付けられていること。	有　・　無	
	⑨事業所管大臣が特定の職種及び作業に特有の事情に鑑み告示で定める基準や方法に従って書類を作成し備え付けていること（該当がある場合に限る）。	有　・　無	
保護	①暴行・脅迫・監禁等により技能実習を強制していないこと。	有　・　無	
	②保証金の徴収・違約金を定める契約等がないこと。	有　・　無	
	③預金通帳の管理など不当な財産管理を行っていないこと。	有　・　無	
	④旅券・在留カードを保管していないこと。	有　・　無	
	⑤技能実習生の私生活の自由を不当に制限していないこと。	有　・　無	
その他	①監理団体の許可証を各事業所に備え付けていること。	有　・　無	
	②技能実習の実施が困難となった場合、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行っていること。	有　・　無	

2　法令違反の有無等（自由記述）

（注意）
１欄に記載した事項以外の法令違反の有無等について、自由に記載すること。

3　その他監理事業を実施するに当たっての問題、課題等（自由記述）

（注意）
監理事業を実施するに当たっての問題、課題等について、自由に記載すること。

参考様式第４-13 号（規則第 54 条第１項第８号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

外 部 監 査 報 告 書（同 行 監 査）

年　　月　　日

（監理団体代表者名）　殿

提出者　　㊞

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 30 条第６項第２号の規定に基づく監査を実施したので、報告書を提出します。

記

１　外部監査（同行監査）を実施した監理団体

(1) 監理団体	①名称	
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	③責任役員の氏名	
(2) 事業所	①名称	
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	③監理責任者の氏名	

（注意）
監理事業を行う事業所ごとに作成すること。

２　外部監査（同行監査）結果

(1) 外部監査（同行監査）実施日		年　　月　　日	
(2) 外部監査（同行監査）実施者	①実施責任者		
	②補　助　者	（Ⅰ）	（Ⅱ）
(3) 外部監査（同行監査）対象実習実施者	①氏名又は名称		
	②住所	〒　　－ （電話　　―　　―　　）	
(4) 実地に確認した場所	①事業所	住所：	
	②実習実施場所	住所：	
	③宿泊施設	住所：	

(5) 技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告	実施　・　未実施
(6) 技能実習生との面談	実施　・　未実施
(7) 設備の確認及び帳簿書類の閲覧	実施　・　未実施
(8) 宿泊施設その他の生活環境の確認	実施　・　未実施
(9) その他監査の実施方法	適正　・　不適正
(10) 総合講評	
(11) 備考	

（注意）

1　(6)欄については、実習実施者が技能実習を行わせている技能実習生の４分の１以上（当該技能実習生が２人以上４人以下の場合にあっては２人以上）と面談している場合に実施を選択すること。

2　(9)欄については、(4)から(8)までのほか、監理団体による実習実施者に対する監査が法令にのっとって適切に実施されているか否かという観点から外部監査（同行監査）を行い、その結果を記載すること。

3　(10)欄については、今回の監査結果について外部監査実施者としての評価を簡潔に記載すること。

参考様式第４-14 号（規則第 54 条第１項第８号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

外　部　役　員　確　認　書

年　　月　　日

外部役員　　㊞

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 30 条第３項の規定に基づく確認を実施したので、その結果を記録した書類を作成します。

記

１　外部役員による確認を実施した監理団体

(1) 監理団体	①名称	
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	③責任役員の氏名	
(2) 事業所	①名称	
	②所在地	〒　　－ （電話　　―　　―　　）
	③監理責任者の氏名	

（注意）
監理事業を行う事業所ごとに作成すること。

２　外部役員による確認結果

(1)　外部役員による確認の実施日	年　　月　　日
(2)　責任役員及び監理責任者からの報告	実施　・　未実施
(3)　設備の確認及び帳簿書類の閲覧	実施　・　未実施
(4)　外部役員による確認の結果	別紙「外部役員による確認概要」のとおり
(5)　総合講評	
(6)　備考	

（注意）
１　(4)欄については、別途「外部役員による確認概要」と題する別紙を作成し、詳細に記載すること。
２　(5)欄については、今回の確認の結果について外部役員としての評価を簡潔に記載すること。

参考様式第４-14 号別紙（規則第 54 条第１項第８号関係）　　（日本産業規格Ａ列４）

外 部 役 員 に よ る 確 認 概 要

１　外部役員による確認の結果

監査事項		問題等の有無	問題内容
監理費	①団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収していること。	有　・　無	
	②徴収した職業紹介費が団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えていないこと。	有　・　無	
	③徴収した講習費が、入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳への謝金、教材費、第１号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えていないこと。	有　・　無	
	④徴収した監査指導費が、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えていないこと。	有　・　無	
	⑤徴収したその他諸経費が、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えていないこと。	有　・　無	
業務	①団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第 52 条第１号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって３か月に１回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行っていること。	有　・　無	
	②第１号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、１か月に１回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行っていること。	有　・　無	
	③技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしていないこと。	有　・　無	

	④入国後講習を認定計画に従って実施しており、かつ、入国後講習の期間中に団体監理型技能実習生を業務に従事させていないこと。	有　・　無	
	⑤技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第 52 条第８号イからハに規定する観点から指導を行っていること。	有　・　無	
	⑥技能実習生の帰国旅費（第３号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じていること。	有　・　無	
	⑦実習監理を行っている団体監理型技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていないこと。	有　・　無	
	⑧団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしていないこと。	有　・　無	
	⑨実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置が講じられていること。	有　・　無	
	⑩監理団体の業務（監理費の徴収を含む。）に係る規程をインターネットに公表していること。ただし、インターネットによる公表が困難である相当の理由がある場合は、事業所内へ掲示していること。	有　・　無	
	⑪団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働関係法令に違反しないよう、監理責任者に必要な指導を行わせていること。	有　・　無	
	⑫団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働関係法令に違反していると認めるときは、監理責任者に是正のための必要な指示を行わせていること。	有　・　無	
	⑬⑫の指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報していること。	有　・　無	
	⑭事業所管大臣が特定の職種及び作業に特有の事情に鑑み告示で定める基準や方法に従って業務を行っていること（該当がある場合に限る）。	有　・　無	
書類	①団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生の管理簿が適切に作成され、備え付けられていること。	有　・　無	
	②監理費に係る管理簿が適切に作成され、備え付けられていること。	有　・　無	
	③団体監理型技能実習に係る雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿が適切に作成され、備え付けられていること。	有　・　無	
	④団体監理型技能実習の実施状況に係る監査に係る文書が適切に作成され、備え付けられていること。	有　・　無	
	⑤入国後講習及び入国前講習の実施状況を記録した書類が適切に作成され、備え付けられていること。	有　・　無	

	⑥訪問指導内容を記録した書類が適切に作成され、備え付けられていること。	有　・　無	
	⑦団体監理型技能実習生から受けた相談の内容及び当該相談内容への対応を記録した書類が適切に作成され、備え付けられていること。	有　・　無	
	⑧外部役員による確認に係る文書が適切に作成され、備え付けられていること。	有　・　無	
	⑨事業所管大臣が特定の職種及び作業に特有の事情に鑑み告示で定める基準や方法に従って書類を作成し備え付けていること（該当がある場合に限る）。	有　・　無	
保護	①暴行・脅迫・監禁等により技能実習を強制していないこと。	有　・　無	
	②保証金の徴収・違約金を定める契約等がないこと。	有　・　無	
	③預金通帳の管理など不当な財産管理を行っていないこと。	有　・　無	
	④旅券・在留カードを保管していないこと。	有　・　無	
	⑤技能実習生の私生活の自由を不当に制限していないこと。	有　・　無	
その他	①監理団体の許可証を各事業所に備え付けていること。	有　・　無	
	②技能実習の実施が困難となった場合、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行っていること。	有　・　無	

2　法令違反の有無等（自由記述）

（注意）
1欄に記載した事項以外の法令違反の有無等について、自由に記載すること。

3　その他監理事業を実施するに当たっての問題、課題等（自由記述）

（注意）
監理事業を実施するに当たっての問題、課題等について、自由に記載すること。

参考様式第４－15 号　　（日本産業規格Ａ列４）

報 酬 支 払 証 明 書

月分（　月　日から　月　日　分）の報酬について、以下のとおり支払いました。

１　対象技能実習生

①氏名（ローマ字）		②性　　別	男　・　女
③生　年　月　日		④国籍・地域	
⑤在留カード番号			

２　報酬

①報　酬　総　額	円
②現 金 支 給 額	円
③支　　給　　日	年　　月　　日

（注意）
1　上記２①は、控除前の報酬総額を記載すること。
2　上記２②は、控除後の手取り報酬額を記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年　　月　　日

実習実施者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成責任者　役職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

給与支給者　役職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

報酬について、雇用条件書どおりの報酬額であることを確認し十分に理解した上で、上記の内容どおり支給を受けました。

年　　月　　日

技能実習生の署名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（日本産業規格Ａ列４）

参考様式第５－１号

監理責任者等講習実施申込書

年　　月　　日

法務大臣　殿
厚生労働省大臣　殿

申込者名（実施機関名）
代表者名
住　　所
電話番号

監理責任者等講習を実施したいことから、主務大臣の確認を受けることについて申し込みます。

なお、申込者（役員を含む。）は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第１０条及び第２６条の各号のいずれにも該当しないこと、技能実習制度運用要領第８章第３節ないし第７節に記載した事項に従い講習を行うことを誓約します。

実施希望エリア（希望するものに○をすること）

北海道・東北エリア　　関東エリア　　中部・北陸エリア

近畿エリア　　中国エリア　　四国エリア

九州エリア

（日本産業規格Ａ列４）

参考様式第５－２号

技能実習責任者講習等実施申込書

年　　月　　日

法務大臣　殿
厚生労働大臣　殿

申込者名（実施機関名）
代表者名
住　　所
電話番号

実習実施者向け講習（技能実習責任者講習、技能実習指導員講習及び生活指導員講習）を実施したいことから、主務大臣の確認を受けることについて申し込みます。

なお、申込者（役員を含む。）は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第１０条及び第２６条の各号のいずれにも該当しないこと、技能実習制度運用要領第８章第３節ないし第７節に記載した事項に従い講習を行うことを誓約します。

実施希望エリア（希望するものに○をすること）

北海道・東北エリア　　関東エリア　　中部・北陸エリア

近畿エリア　　中国エリア　　四国エリア

九州エリア

参考様式第５－３号　　（日本産業規格Ａ列４）

監理責任者等講習実施日程書

養成講習機関番号

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課　宛て
厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室　宛て

養成講習機関名

応募窓口
問合せ先

監理責任者等講習

開催日時	※講習会場番号	エリア	開催場所	受講定員	講師（予定者）	募集開始日	募集締切日	受講料

（記載要領）
１　本様式は、主務大臣の確認を受けた養成講習機関にのみ電子媒体で配付するものであること。
　　養成講習機関に示すメールアドレスに対して期日までに電子媒体により提出すること。

２　※欄は主務省において番号を付与するものであるので、養成講習機関においては記入しないこと。

３　主務省及び外国人技能実習機構のホームページには原則、記載どおりに掲示される予定であること。

参考様式第５－４号　　（日本産業規格Ａ列４）

技能実習責任者講習等実施日程書

養成講習機関番号

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課　宛て
厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室　宛て

養成講習機関名

応募窓口
問合せ先

１.技能実習責任者講習

開催日時	※講習会場番号	エリア	開催場所	受講定員	講師（予定者）	募集開始日	募集締切日	受講料

２.技能実習指導員講習

開催日時	※講習会場番号	エリア	開催場所	受講定員	講師（予定者）	募集開始日	募集締切日	受講料

３.生活指導員講習

開催日時	※講習会場番号	エリア	開催場所	受講定員	講師（予定者）	募集開始日	募集締切日	受講料

（記載要領）
１　本様式は、主務大臣の確認を受けた養成講習機関にのみ電子媒体で配付するものであること。
　　養成講習機関に示すメールアドレスに対して期日までに電子媒体により提出すること。
２　※欄は主務省において番号を付与するものであるので、養成講習機関においては記入しないこと。
３　主務省及び外国人技能実習機構のホームページには原則、記載どおりに掲示される予定であること。

参考様式第５－５号　　（日本産業規格Ａ列４）

監理責任者等講習受講証明書

殿

年　　月　　日、都道府県名において、監理責任者等講習を受講したことを証明する。

年　　月　　日

番号（養成講習機関番号－講習会場番号－受講者番号）

養成講習機関の代表者

（記載要領）
番号の欄には、左から順に養成講習機関番号、講習会場番号、受講者番号を記載し、各番号の間に－を記載すること。

参考様式第５－６号　　（日本産業規格Ａ列４）

技能実習責任者講習受講証明書

殿

年　　月　　日、都道府県名において、技能実習責任者講習を受講したことを証明する。

年　　月　　日

番号（養成講習機関番号－講習会場番号－受講者番号）

養成講習機関の代表者

（記載要領）
番号の欄には、左から順に養成講習機関番号、講習会場番号、受講者番号を記載し、各番号の間に－を記載すること。

参考様式第５－７号　　（日本産業規格Ａ列４）

技能実習指導員講習受講証明書

殿

年　　月　　日、都道府県名において、技能実習指導員講習を受講したことを証明する。

年　　月　　日

番号（養成講習機関番号－講習会場番号－受講者番号）

養成講習機関の代表者

（記載要領）
番号の欄には、左から順に養成講習機関番号、講習会場番号、受講者番号を記載し、各番号の間に－を記載すること。

参考様式第５－８号　　（日本産業規格Ａ列４）

生活指導員講習受講証明書

殿

年　　月　　日、都道府県名において、生活指導員講習を受講したことを証明する。

年　　月　　日

番号（養成講習機関番号－講習会場番号－受講者番号）

養成講習機関の代表者

（記載要領）
番号の欄には、左から順に養成講習機関番号、講習会場番号、受講者番号を記載し、各番号の間に－を記載すること。

参考様式第５－９号

（日本産業規格Ａ列４）

監理責任者等講習受講者名簿

養成講習機関番号

養成講習機関名

受講年月日	講習会場番号	受講者番号	受講者氏名	監理責任者・外部監査人・外部役員・その他の者	本人確認	更新時講習の場合は〇	前回の受講年月日	理解度テストの結果 ※再テストを除く

（記載要領）

1　本様式は、主務大臣の確認を受けた養成講習機関にのみ電子媒体で配付するものであること。

2　養成講習機関番号及び講習会場番号は、養成講習実施申出の際に主務省から付与したものを記入すること。

3　受講者番号は、開催した養成講習ごとに付与すること。

4　「理解度テスト」の結果は、正解した問題数を記載すること。

5　本受講者名簿は、講習終了後５年間保存すること。

参考様式第５-10号

（日本産業規格Ａ列４）

技能実習責任者講習等受講者名簿

養成講習機関番号

養成講習機関名

１.技能実習責任者講習

受講年月日	講習会場番号	受講者番号	受講者氏名	本人確認	更新時講習の場合は〇	前回の受講年月日	理解度テストの結果 ※再テストを除く

2.技能実習指導員講習

受講年月日	講習会場番号	受講者番号	受講者氏名	本人確認	2回目以降の場合は○	前回の受講年月日	理解度テストの結果 ※再テストを除く

3.生活指導員講習

受講年月日	講習会場番号	受講者番号	受講者氏名	本人確認	2回目以降の場合は○	前回の受講年月日	理解度テストの結果 ※再テストを除く

（記載要領）

1　本様式は、主務大臣の確認を受けた養成講習機関にのみ電子媒体で配付するものであること。

2　養成講習機関番号及び講習会場番号は、養成講習実施の申出の際に主務省から付与したものを記入すること。

3　受講者番号は、開催した養成講習ごとに付与すること。

4　「理解度テスト」の結果は、正解した問題数を記載すること。

５　本受講者名簿は、講習終了後５年間保存すること。

参考様式第５-11号

（日本産業規格Ａ列４）

監理責任者等講習理解度テスト実施状況報告書

養成講習機関番号

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課　宛て
厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室　宛て

養成講習機関名

実施年月日	講習会場番号		受講者数	受験者数	合格者数	不合格者数	再テスト受験者数	再テスト合格者数	再テスト不合格者数
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち更新時の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち更新時の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち更新時の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち更新時の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち更新時の受講者数							
合計		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち更新時の受講者数							

（記載要領）
1　本様式は、主務大臣の確認を受けた養成講習機関にのみ電子媒体で配付するものであること。
　　養成講習機関に示すメールアドレスに対して期日までに電子媒体により提出すること。
2　養成講習機関番号及び講習会場番号は、養成講習実施の申出の際に主務省から付与したものを記入すること。

参考様式第５-12号

（日本産業規格Ａ列４）

技能実習責任者講習等理解度テスト実施状況報告書

養成講習機関番号

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課　宛て
厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室　宛て

養成講習機関名

１．技能実習責任者講習

実施年月日	講習会場番号		受講者数	受験者数	合格者数	不合格者数	再テスト受験者数	再テスト合格者数	再テスト不合格者数
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち更新時の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち更新時の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち更新時の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち更新時の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち更新時の受講者数							
合計		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち更新時の受講者数							

２．技能実習指導員講習

実施年月日	講習会場番号		受講者数	受験者数	合格者数	不合格者数	再テスト受験者数	再テスト合格者数	再テスト不合格者数
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち２回目以降の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち２回目以降の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち２回目以降の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち２回目以降の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち２回目以降の受講者数							
合計		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち２回目以降の受講者数							

３．生活指導員講習

実施年月日	講習会場番号		受講者数	受験者数	合格者数	不合格者数	再テスト受験者数	再テスト合格者数	再テスト不合格者数
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち２回目以降の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち２回目以降の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち２回目以降の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち２回目以降の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち２回目以降の受講者数							
合計		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち２回目以降の受講者数							

（記載要領）
１　本様式は、主務大臣の確認を受けた養成講習機関にのみ電子媒体で配付するものであること。
　　養成講習機関に示すメールアドレスに対して期日までに電子媒体により提出すること。
２　養成講習機関番号及び講習会場番号は、養成講習実施の申出の際に主務省から付与したものを記入すること。